日野市議会会議録

平成３年第３回定例会

第19号～第26号

９月４日　開会

９月27日　閉会

日　野　市　議　会

日野市立図書館 ☎81-7354
1760189

平成３年　第３回定例会日程

９月　４日	（水曜日）	会期の決定、行政報告、諸般の報告
９月　５日	（木曜日）	審査報告、議案上程、請願上程
９月　６日	（金曜日）	一般質問
９月　９日	（月曜日）	一般質問
９月１０日	（火曜日）	一般質問
９月１１日	（水曜日）	一般質問
９月１２日	（木曜日）	一般質問、請願上程
９月２７日	（金曜日）	審査報告、議案上程、請願上程

1760189

平成３年
第３回定例会

日野市議会会議録目次

○９月４日　　水曜日（第１日）

出　席　議　員 …… 1
欠　席　議　員 …… 1
出席説明員 …… 2
議　事　日　程 …… 2
開　　会 …… 3
会議録署名議員の指名 …… 3
会　期　の　決　定 …… 3
行　政　報　告 …… 4
諸　般　の　報　告 …… 56
散　　会 …… 56

○９月５日　　木曜日（第２日）

出　席　議　員 …… 57
欠　席　議　員 …… 57
出席説明員 …… 58
議　事　日　程 …… 58
開　　議 …… 61

（議案審査報告）

議案　第 39 号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 61

（設置・選任）

日野市議会平成２年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について …… 62

（議案上程）

議案　第 64 号　平成２年度日野市一般会計決算の認定について …… 62
議案　第 65 号　平成２年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定

について …… 67
議案　第66号　平成2年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について …… 67
議案　第67号　平成2年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について …… 67
議案　第68号　平成2年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について …… 67
議案　第69号　平成2年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について …… 67
議案　第70号　平成2年度日野市老人保健特別会計決算の認定について …… 67
議案　第71号　平成2年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について …… 67
議案　第72号　平成3年度日野市一般会計補正予算（第2号） …… 70
議案　第73号　平成3年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） …… 90
議案　第74号　平成3年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） …… 91
議案　第75号　平成3年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号） …… 91
議案　第76号　平成3年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号） …… 94
議案　第77号　平成3年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号） …… 94
議案　第78号　市道路線の廃止について …… 101
議案　第79号　市道路線の認定について …… 101
議案　第80号　万願寺地区都市計画道路日野3・4・8号線築造（その2）並びに区画街路築造第89号工事請負契約の締結について …… 102
議案　第81号　神明上都市下水路（3－1）工事請負契約の締結について …… 104
議案　第82号　日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について …… 105
議案　第83号　東京市町村総合事務組合規約の一部改正について …… 107
議案　第84号　東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約の一部改正について …… 108
（報　告）
報告　第6号　平成2年度日野市土地開発公社決算の報告について … 109
報告　第7号　平成2年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について …… 112
報告　第8号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について …… 116
（請願上程）
請願　第3－15号　単学級のプール指導時に体育講師の配置を求める陳情 …… 117
散会 …… 117

○9月6日　金曜日（第3日）
出席議員 …… 119
欠席議員 …… 119
出席説明員 …… 120
議事日程 …… 120
開議 …… 121
（一般質問）
天野輝男議員
1．区画整理事業内の事業変更の取り扱いについて問う …… 121
2．多摩川、浅川河川敷の有効利用について問う …… 126
3．寝たきり老人について問う …… 130
奥住日出男議員
1．豊かさを実感出来る体育施設の推進を！ …… 136
鈴木美奈子議員
1．男女平等推進プランをすすめるために積極的な行動を …… 148

２．平和事業の一層の充実のために――核兵器廃絶・平和都市宣言のまち
として―― …… 157
３．多摩平団地建て替えに関する住都公団の調査について …… 164
古賀俊昭議員
１．共産党の崩壊と日野市政 …… 169
２．地区センターの便所（トイレ）は男・女別に改造を …… 185
３．日野本町二丁目３番地南西角（中央自動車道下、テニスコート前）交
差点の交通事故防止策を …… 189
旗野行雄議員
１．公園行政を考える …… 191
散　　会 …… 203

○９月９日　月曜日（第４日）
出　席　議　員 …… 205
欠　席　議　員 …… 205
出　席　説　明　員 …… 206
議　事　日　程 …… 206
開　　議 …… 207
（一般質問）
下村　功議員
１．公共事業による移転補償に保留地の活用を！ …… 207
２．住みよいまちづくり指導要綱違反業者への措置を！ …… 213
内田　勲議員
１．東部会館や保健センター等の使用許可条件の緩和を要望 …… 216
２．豊田地区区画整理事業の進捗状況を問う …… 227
高橋　徹議員
１．地域の国際化へ向けて　在、日野外国人への医療システムのサービス
ネットワークを作ろう！ …… 231
一ノ瀬　隆議員
１．日野市地域ケア研究所への市の助成を …… 238
竹ノ上武俊議員
１．小選挙区制と地方議会について …… 252
２．再び問う。日野市の農地と緑の保存について …… 266
３．小規模商店街の振興策について …… 272
散　　会 …… 275

○９月10日　火曜日（第５日）
出　席　議　員 …… 277
欠　席　議　員 …… 277
出　席　説　明　員 …… 278
議　事　日　程 …… 278
開　　議 …… 279
（一般質問）
米沢照男議員
１．借地借家法改悪がもたらす市民への影響について …… 279
２．患者に過重な負担を強いる老人保健法改悪について …… 285
３．平山苑のがけ崩れ対策、その後の整備計画について …… 287
板垣正男議員
１．姥久保都営住宅の建てかえ計画について …… 290
２．多摩川のセキ、魚道の調査、整備について …… 295
３．憲法を市政にいかす立場で、自衛隊の海外派兵に道をひらく「国連平
和維持活動協力法案」反対をつらぬくことについて …… 302
沢田研二議員
１．スポーツ諸施設の充実を積極的に進めよ …… 312
馬場繁夫議員
１．南平地域に「図書館・児童館」等の設置を …… 329
２．日野市の「市質」をハードから「ソフト型市政」に転換を …… 337
散　　会 …… 350

○９月11日　水曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 351
欠　席　議　員 …… 351

出　席　説　明　員 …… 352
議　事　日　程 …… 352
開　　議 …… 353
（一般質問）
谷　長一議員
1．日野市の防災計画について問う …… 353
佐藤洋二議員
1．日3･4･18号線延伸事業工事について問う …… 364
2．日野消防署平山出張所の建設工事について問う …… 375
3．万願寺歩道橋の安全施策について …… 376
夏井明男議員
1．連絡バス――豊田駅・川辺堀之内・高幡――新路線の実現を！ …… 381
2．多摩平団地建て替えについて今日までの日野市の研究成果を示せ …… 387
3．多摩平公団4団地歩道をなぜ放置自転車置場にしたのか …… 394
4．全面改築する市民プール（浅川・駒形公園内）計画に文化施設の建設を！ …… 398
田原　茂議員
1．母子・父子家庭にもっと行政の温かい手を！ …… 401
土方尚功議員
1．日野市土地開発公社の決算から …… 421
散　　会 …… 433

○9月12日　木曜日（第7日）
出　席　議　員 …… 435
欠　席　議　員 …… 435
出　席　説　明　員 …… 436
議　事　日　程 …… 436
開　　議 …… 439
（一般質問）
執印真智子議員
1．食と緑を守るために、西平山区画整理地内で「農のあるまちづくり」をすすめよ …… 439
藤林理一郎議員
1．緑と清流について問う …… 459
2．日野駅改良について …… 463
宮沢清子議員
1．子育て広場の開設を！ …… 466
2．予防接種について（集団接種方式から個別接種方式へ） …… 472
3．日野市落川遺跡調査後の計画について …… 480
散　　会 …… 489

○9月27日　金曜日（第8日）
出　席　議　員 …… 491
欠　席　議　員 …… 491
出　席　説　明　員 …… 492
議　事　日　程 …… 492
開　　議 …… 497
（議案審査報告）
（総務・文教・厚生・建設）
議案　第72号　平成3年度日野市一般会計補正予算（第2号） …… 497
（文教委員会）
議案　第87号　日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 510
（厚生委員会）
議案　第73号　平成3年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） …… 520
議案　第76号　平成3年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号） …… 520
議案　第77号　平成3年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号） …… 520
（建設委員会）
議案　第74号　平成3年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） …… 521

議 案　第 75 号　平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号） …… 521
議 案　第 78 号　市道路線の廃止について …… 521
議 案　第 79 号　市道路線の認定について …… 522
議 案　第 82 号　日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について …… 522
（一般会計決算特別委員会）
議 案　第 64 号　平成２年度日野市一般会計決算の認定について …… 523
（特別会計決算特別委員会）
議 案　第 65 号　平成２年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について …… 550
議 案　第 66 号　平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について …… 550
議 案　第 67 号　平成２年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について …… 550
議 案　第 68 号　平成２年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について …… 550
議 案　第 69 号　平成２年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について …… 550
議 案　第 70 号　平成２年度日野市老人保健特別会計決算の認定について …… 550
議 案　第 71 号　平成２年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について …… 550
（請願審査報告）
（総務委員会）
請 願　第 ３－18 号　暴力排除宣言に関する請願 …… 552
（建設委員会）
請 願　第 ３－25 号　子どもたちが、学校給食で地元野菜を食べ続けられるように、都市農業の育成を求める請願 …… 553
（取り下げ）
（総務委員会）
請 願　第 ２－29 号　市内連絡バス（ミニバス）の路線の一部変更を求める請願 …… 554
（建設委員会）
請 願　第 ２－11 号　中尾マンション（仮称）の建設計画に対する反対請願 …… 554
（継続審査）
（総務委員会）
請 願　第 ２－32 号　無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願 …… 555
請 願　第 ３－11 号　日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願 …… 555
請 願　第 ３－12 号　拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情 …… 555
請 願　第 ３－13 号　平山駅前公共施設建設計画の見直しを求める陳情 …… 555
（文教委員会）
請 願　第 ３－２ 号　２学級以下の学年のプール指導時に体育講師の配置を求める請願 …… 555
請 願　第 ３－10 号　学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情 …… 555
請 願　第 ３－15 号　単学級のプール指導時に体育講師の配置を求める陳情 …… 555
請 願　第 ３－16 号　日野市立幼児教育センター存続に関する請願 …… 555
請 願　第 ３－23 号　「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情 …… 555
（厚生委員会）
請 願　第 ２－20 号　日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関する請願 …… 556
請 願　第 ２－24 号　「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願 …… 556
請 願　第 ２－25 号　中ホール建設に関する請願 …… 556
請 願　第 ３－８ 号　黒川地区市民広場の確保並びに地区センター新設に関する請願 …… 556
請 願　第 ３－９ 号　（仮称）浅川公会堂建設計画の見直しを求める請願 … 556
請 願　第 ３－17 号　日野市市民多目的ホール新設に関する請願 …… 556
請 願　第 ３－20 号　建設会社の廃材焼却に関する請願 …… 556

請 願　第 3－24 号　たんぽぽ学童クラブの移転及び児童館と図書館の建設に関する請願 …… 556
請 願　第 3－26 号　看護婦確保法の制定と東京都来年度予算に関する陳情 …… 556
（建設委員会）
請 願　第 2－4 号　京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願 … 556
請 願　第 2－5 号　帝人高層独身寮建設反対に関する請願 …… 556
請 願　第 2－28 号　大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願 …… 556
請 願　第 2－30 号　（仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとって下さいについての請願 …… 556
請 願　第 3－1 号　大坂上二丁目「（仮称）日野マンション」の建築計画に基づき市道占有使用許可の早期許可に関する陳情 …… 557
請 願　第 3－4 号　区画整理の諸点についてご配意下さいの請願 …… 557
請 願　第 3－5 号　まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願 …… 557
請 願　第 3－19 号　高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願 …… 557
請 願　第 3－21 号　岡部マンション（仮称）建築計画に関する請願 …… 557
請 願　第 3－22 号　公園設置に関する請願 …… 557
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 557
スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 557
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 558
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 558
（請願上程）
請 願　第 3－27 号　多摩川・浅川堤防未整備箇所の早急整備についての請願 …… 558
（議案上程）
議 案　第 85 号　日野市教育委員会委員の任命について …… 559
議員提出議案 第12号　第８次治水事業５カ年計画における事業費の確保に関する意見書 …… 559
午後10時35分休憩後、再開に至らず閉会 …… 560

9月4日　水曜日　（第1日）

平成3年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第19号）

9月4日　水曜日　（第1日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原　茂君	4番	小川友一君
5番	高橋　徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村　功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	箙野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の３
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成３年９月４日（水）
午前10時開会

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　行政報告
日程第４　諸般の報告

本日の会議に付した事件
日程第１から第４まで

午後１時40分　開会

○議長（小山良悟君）　これより平成３年第３回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において

22番　夏井明男君
23番　黒川重憲君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　今、おめでたい話があったんで、その直後の開会で、ちょっとこういうことは言いにくいんですけれど、例えばきょう10時から開会ということで通知が来ておりまして、それなりに我々は控室で控えていたわけですけれど、開会は午後になったということなんですね。それはいろいろ調整したりなんかするという場合もありますから、開会の時間がずれるということも、それは考えられるんですけれど、午前中、議長から何も、開会が長引いている連絡がなかったんですよね。ですからやむ得ない何かそういう事情があれば、それなりにやっぱり連絡をされて、その上で議会運営を図っていただきたい、ということをお願いしておきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　板垣議員に申し上げます。板垣議員の御指摘、もっともでございます。議長としての配慮が欠けたことをおわびいたします。今後の運営については十分に配慮して対応していきたいと思いますので、御了解お願いしたいと思います。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（箕野行雄君）　それでは議会運営委員会の報告を申し上げます。

２日に議会運営委員会を開きまして、今定例会の運営について協議いたしました。その結果、会期につきましては、27日までの24日間と決定いたしました。

その他日程等については、お手元に資料が配付されておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、本日から９月27日まで期日24日間と決定いたしました。

○議長（小山良悟君）　次に日程第３、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　本日より、平成３年第３回定例市議会をお願いいたします。冒頭私より、行政報告を行います。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について、私より２件について報告を行い、他は提出資料をもって報告にかえさせていただきます。

１．市内公共下水道事業の進捗状況について。

本市の公共下水道事業は、昭和57年、流域関連公共下水道事業として認可を受け、市域を南多摩、秋川、浅川の３処理区に分けて整備を行ってまいりました。

南多摩処理区（232ヘクタール）については、昭和60年に供用を開始し、ほぼ全域の水洗化が普及しております。

秋川処理区（397ヘクタール）につきましては、既に単独公共下水道として昭和33年以来供用開始をしている多摩平処理区を加えると、平成２年度末現在の管渠整備の進捗率は87％となっており、残された地域の整備を、来年度中に完了するよう努めているところであります。

浅川処理区（1,611ヘクタール）については、浅川右岸地域及び浅川左岸の万願寺土地区画整理地内を主体に整備を進めておりますが、本年８月、浅川左岸（805ヘクタール）が新たに認可区域となり、来年度から事業着手が可能となりました。

このことによって、市全域の事業認可を得たことになり、八王子処理場、浅川処理場の稼働に整合させて、できるだけ多くの地域で水洗化使用の切りかえができるように、面整備の実現に全力を注ぐ考えであります。

その供用開始の時期については、東京都下水道局流域下水道本部の公式確認では、平成４年度中とのことでありますが、市民の強い期待にこたえるためにも、処理場建設を急ぎ来秋にも稼働が実現できるよう、八王子市ともども要請を続けているところであります。

２．老人福祉協議会の答申について。

万願寺土地区画整理事業地内に土方英世氏が所有される2.1ヘクタールの土地を、高

齢者のための総合福祉施設等の建設用地として、市に提供し御協力いただけることになった件につきましては、去る昨年の第４回市議会定例会において報告したところであります。

本年１月、事業の具体化を進める第一段階として、施設計画の基本的考え方と骨組みについてを、市老人福祉協議会に諮問をし、去る８月27日、お手元に配付の「（仮称）日野市多摩川苑福祉ゾーン計画について」という件名で答申を受けております。

今後、この答申に沿って、さらに調査、検討を加え、また東京都とも連携を図りつつ、適切に事業の段取りと手順を進める考えであります。

以上、行政事項２点につきまして御報告をし、議会の御理解をお願いするものであります。

以上です。

○議長（小山良悟君）　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ただいま市長の方から、公共下水道事業の進捗状況について御説明があったわけですけれども、関連しまして何点かお聞きしたいと思います。

下水道工事の請負契約の締結につきましては、６月の第２回定例議会で６件、８月の臨時議会で３件の議決が行われているということは御承知のとおりでございますけれども、来年度中に予定されているという今の供用開始、市長の話では、できれば来春にでもできるように努力をしたい、という今お話がございました。積極的に対応していただくことは大変ありがたいわけでございますけれども、議会で請負契約が締結をされた後、既に２カ月余りが経過をするわけでございます。しかしながら、一向に工事が始まった様子が見受けられない、こういう地域がございます。

実は地元の方から苦情めいたお話を聞いたわけでございますけれども、いろいろと話を整理いたしますと、水道部が行っている専用水道の切りかえ工事がなかなか計画どおりいってない、おくれてる、それが原因でもって下水道工事がおくれているんではないかという、こんな話を聞いております。

そこで質問なんですけれども、南平あるいは程久保の方の三井団地あるいは明星団地、この辺の専用水道の切りかえ工事がおくれている理由は何なのか。それから計画どおり今後進めることができるのかどうか。それと下水道事業に影響が発生しないように、そういった地元の方に対する説明等々、こういうことがきちっとできるのかどうか。こう

いうことがされないと、今市長が積極的にやるというこういったところが、どうも薄れてきてしまいます。どうも実態が市長の意気込みと違うようなので、それがなぜ臨時会まで開いて契約案件を議決したにもかかわらず、工事が始まらないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　水道部長。

○水道部長（日野義人君）　お答え申し上げます。

下水道の工事の前に上水道の移設を行いながら下水道の敷設工事を行っているというふうな形で進められているわけございますけれど、ただいま市長の方から御報告がございましたように、上水道の移設工事につきましても、下水道工事に支障のないように鋭意努力をしているところでございます。

それで、工事を進める前には私どもの方と、上水道の方と下水道の方と、工事の工程の打合会を持ちまして、その工程に基づきまして、上水道の方の工事契約の手続を進行させるというふうな形でございますけれど、水道部の工事の関係につきましては年度が変わりますと同時に、下水道工事の日程に合わせまして、工事の施行の事務手続に入り、その事務手続の中で、決裁手続のほかに東京都多摩水道本部の方との協議を行い、それから契約に入るというふうな形で、日程的に事務手続の期間が１カ月ほどを要するというふうなことでございますけれど、現在の段階では、それぞれ事務手続が終わりまして契約が行われております。

特に南部地域につきましては、現在行われておりますのは、下水道の浅川右岸第６処理区の３－３、それから３－４等の工事が進められておりますけれど、上水道の方の関係では、それぞれ20％から60％程度の進捗になっておりまして、特に現場で下水道工事の進捗の上で支障が出ているというふうなことは、現在、私どもでは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　水道部長、おくれているということは聞いてないということなんですが、実際に住民の話だと、専用水道のそういった移設工事が全然やられてないということ。したがって、それが原因でもって下水道の工事がおくれているんではないか。私はそのとおりだと思うんですね。水道管を移設しなければ、処理管が入りませんから。ですからまあ、ちょっとずれがあるんですけれども……。

そうしますと、同じ市がやる工事でもって下水道工事と水道工事、今部長は、打合会等を開催しながら事務手続をとってます。ただそれには１カ月ぐらい要すということなんですけれども、１カ月ぐらいが通常の事業のあり方なのかどうか。

先ほど市長が、４年度中にというよりも来春にも、ということは、少なくとも五、六月ごろには供用開始できるように努力をしたい、というふうに私は受け取っておるわけですけれども、そこで言う１カ月というのは、かなり大きな期間であるわけです。少なくとも下水道の工事が100％完成するまで平成13年ぐらいまでかかるんでしょうけれども、そういう長期計画の中できちっとできているわけですから、決定してから事務手続というよりも、同じ市の仕事ですから、それぞれ事業の実施部門同士のそういった前段での話し合いが当然できてもいいはずだし、そういったことが市民に迷惑かけないで一日も早く供用開始に向けての、私は努力をするべき仕事ではないかな。何かがあってから調整というのはおかしいんじゃないかなというふうに思います。

したがって、長期計画の中で上水道と下水道は同じようにセットでいくものですから、同じような計画の中でやれば、少なくともこういった問題は起こらないと思うんですが、その辺はどうなんですか。今やっているのが通常のやり方であって、全然迷惑はかかってないと言われるのか。私は迷惑かかっていると思うんですね。１カ月間の調整期間といいますけれども、６月で６件、臨時会までやって３件、相当急ぎの仕事だと思うんですよ。ですからわざわざ臨時会までやって、何とか議決を、ということになったと思うんでね。ですから、１カ月間が普通のやり方ですよ、そのくらいの期間があってもいいんですよ、じゃなくって、少なくとも、もう少しこう前向きに、期間を短縮するとか、同じ市内の仕事ですから、そういった部間の連絡というのはもっとスムーズにいってしかるべきと思うし、この辺はどのようにお考えになるんですか。

○議長（小山良悟君）　水道部長。

○水道部長（日野義人君）　先ほども御説明申し上げましたように、下水道事業につきましては、市の施策上大きな課題でございますので、水道部の方といたしましても、下水道工事関連の工事を現在最優先に扱っている、というふうなことでございまして、たまたま先ほど私の御説明で、説明不足があったんだろうと思いますけれど、この下水道工事の関連の工事につきましては、都市整備部の下水道課の方と常に連絡を取り合って、工程会議等で工事の日程調整等を行いながら、取り扱っております。

したがいまして、それぞれの工事地区におきましての進捗率の度合いが20％から、先ほど60％ぐらいというふうにお話し申し上げましたけれど、そういうふうな、地区によりまして60％進行している所もありますし、そういうものから比較しますと20％の進捗というのは、若干おくれがある、とこういうふうなことになろうかと思いますけれど、

事務手続上は新年度開始になりましてから、事務手続に入る、ああいう形になりますので、処理日程としましては、１カ月近くの日取りが必要になるというふうなことでございますけれど、その日程をできるだけ短縮させていくというふうなことについては、今後努力をしていきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございます。

別に私、水道部の方の職務怠慢とかそういうことを追及しているわけじゃなくて、あくまでも市民が、公共下水道の供用開始を一日も早く、というふうに待ち望んでます。したがいまして、工事の請負契約が済みますと、当然そういう情報がいきますから、そうするとうちの方も早く工事が始まるんだな、とすぐ市民というのはそういうふうに考えるわけですね。ところが２カ月たっても、まだ全然工事が始まらない。何が原因なんだろう、とこうなるわけですね。そうすると、じゃあ上水道の方の管の移設がまだ済まないから、そっちがおくれているんじゃないか、上水道どうなっている、とこうなるわけですよ。ですから市民が、早く公共下水道を完備してほしいという、こういう願いでいっぱいですし、市長もそういう意気込みで先ほど行政報告をされてますので、同じ事業所の中の部門同士ですから、今部長が、下水道最優先で考えているというお話でございますので、今後、この事業、これからピークを迎えるわけですから、支障のないようにひとつ調整をとっていただいて、スムーズな工事をお願いしたいというふうに要望しておきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ごもっともな御指摘だと思って、御心配のあたりをこれから十分督励をしていきたい、このようにお聞きをしたところでございます。

それから、公共下水道事業を急いで、一方に東京都の事業であります処理場の工事を急いで、これらをいかに整合させて使用開始とそれから供用開始、稼働開始と供用開始、これを一致させていくかということで、都に対しても督励をお願いをしているわけでありまして、今御質問のお言葉の中で、私の報告の中の発音が悪かったと思っておりますが、来秋といいまして、これは来年の秋というふうに言ったわけでございまして、ちょっと来春ということになりますと無理になってまいりますが、来秋にはひとつ間に合せたい、こういう意気込みで取り組んでおるというふうに、そのことだけはちょっと訂正させていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、臨時会等を開いて、発注を急いでいるわけでありますから、その工事は、また市民側からごらんになられても順調に進んでおる、とこういう状況をつくり出すことが大切だ。特に御指摘につきまして感じましたので、そのようなまた努力も、今後、督励をしてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　市長に最近のソ連の事態、あるいはソ連共産党の解体に際しての質問をいたしたいと思います。

報道が毎日盛んでございまして、これについての市長の心境なり所見なりというものを一言聞かせていただきたいと思ったわけでございます。

日野市は、御承知のとおり革新自治体、こういうことで、反核・平和の運動にも大いに力を尽くしてまいりました。７月、８月もいろいろな取り組み、事業が進んできたわけございます。原発事故という点でも、また関心を持って取り組んでこられたわけです。そういう中で、ゴルバチョフに手紙を出されたこともあったかと記憶しておりますし、いろいろなことでソ連との関係もございました。

これらの報道の中では、日本共産党日野の革新市政の与党である日本共産党に対する言及も盛んなものがございます。大変な量の記事が毎日、発表をされております。そういう時期でございますので、市長の御見解があれば、一言聞かせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問でありますので、どの程度お答えができるか、用意をしているわけではありませんが、私の受けとめたり、また考えていることについて、若干お答えをし御理解をいただければと思っております。

昨年の湾岸戦争の勃発以来といいましょうか、また時を同じくしてソ連という、面積の上でも、あるいは今までの世界経済の上、あるいは世界史の上で、相当大きく注目をされておりますそのいわゆるソビエト連邦共和国、また政治体制としては社会主義を標榜し、共産党政権によってここ半世紀、いろいろな国の統一、あるいは第一次戦争、第二次大戦に合わせて、近隣の国に相当影響を及ぼした、とこういう大きな存在があることは間違いなかったわけであります。

その大国の政治体制、そのまた政治体制を大きく国内から崩壊をさせております経済体制、これらに大きな誤りがあったということを世界に示したというふうに言ってよろしいかと思うわけでありまして、その誤りの発生した由来といいますか、これは大国主

義、あるいは覇権主義、しかもそれを周辺国にまで侵略という形で影響を及ぼした。このことはまさに大きな誤りであったと言わざるを得ないんではないかというふうに受けとめるわけであります。したがって、その政治的指導の役割に立ったいわゆる共産党が、みずから崩壊をした。しかもその原因は、直接、みずからの権力者に対するクーデターであった、とこういう経過でありますから、いかに権力というものがその運用の仕方によって、大きく過ちを犯すかということが言われる大きな証明である、というふうに言ってもいいんではないかと思います。

したがいまして、私どもも、歴史的な視点の中で国際的な状況を正しく把握しなければなりませんが、大きな、国際的にも、あるいは国際上の軍事的にも転換点に遭遇しているということでありますので、我が国は最も正しい判断と対応によって、過ちのない道を選んでいただかなければならない、このようにつくづく感じるわけであります。

小さく言って、我々の自治体でも同様でありますから、執行の責任を委ねられた者が権力めいたことをやったら、これまさに内部から崩壊をする、そういうふうに我々も心新たに感じるものを持たなければならない、こういうような感想でございます。

発言すれば、大きな事件でありますから、簡単に言い切るわけにはいきませんが、当面、そのような感じを持っております、ということをお答えにさせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

行政報告の質問でございますので、私も討論めいたことをしようという気持ちはございません。ただ、市長の今の所感といいますか、これを聞きまして、激動の国際情勢でございますけれども、森田市長が革新市政に対するしっかりとした確信の上に進んでいらっしゃるなという感じを持ちましたので、その立場で今後も身を引き締めて、さらなる革新市政の発展のために頑張っていただきたいというふうに思います。

深い話し合いはまたいずれ、日本共産党市議団、与党でございますので、する機会もあるかと思います。きょうは一言、日本共産党の立場を簡単に説明をいたしまして、今後の市長の行政執行の参考にしていただきたい、とこういうふうに思っております。

８月20日でございました、日経新聞で「記者手帳」というのが書かれておりました。その中で海部首相と日本共産党の不破委員長２人が登場しておりますが、おもしろい記事ですので紹介したいと思います。

「海部首相は19日、首相官邸で体調の良さをしきりにアピールした」とありまして、

ちょっと行数を飛ばします。「もっともその直後にソ連の政変のニュースで、のんびりムードも吹き飛び、『断片的なことしかわからないので、詳しく聞いてから話す』と一転厳しい表情に」というふうになっております。その次が不破さんの記事になりますが、「共産党の不破委員長はこの日午後、南アルプス登山で日に焼けた顔を見せ、ソ連の政変について『クーデター的やり方』とずばり解説してみせた。ゴルバチョフ大統領の運命についても『フルシチョフ解任と同じ筋書き』と、他党とは一味違う踏み込んだ情勢分析を披露。さらに国家非常事態委員会についても『ソ連憲法からみれば、超憲法的措置だ』と歯切れよい指摘を連発していた」という評価が出ているわけでございます。

こういうふうに、日本共産党が今回の事態、まあ以前にもいろいろソ連のことについては、ずばり分析が鋭いということがマスコミでも評価してもらってまいりましたが、なぜそういうことができるかというところに、私は日本共産党の路線の重要さ、自分の党についてこういう言い方はちょっと面映ゆいんですけれども、があるのではないかというふうに思っております。

もともとレーニンが例えばバルト３国を独立をさせた。しかし、その後、スターリンが出てまいりまして、1940年にバルト３国の併合を行った。それから1945年には、千島列島の占有、不当な歯舞・色丹の占有までを行った。アメリカと協議の上ではございますけれども、こういうことをした。1956年には、ハンガリー会議をした。1968年には、チェコへの侵略を行う。1979年には、アフガニスタンの侵略を行ったわけでございます。これらのスターリン、ブレジネフのやり方というものが、どれだけ社会主義というものの威信を傷つけたかということははかり知れなかったわけでございます。

森田市長が、大国主義、覇権主義というふうな認識を示されましたが、全く許せないそのやり方であったわけです。そしてそのことは、日本を含む世界じゅうの民族自決の運動、あるいは民主主義の運動、社会進歩の事業に大変な被害を与えてまいりました。

ソ連の共産党というのは、御承知の方もいらっしゃると思いますけれども、自分が制圧している国の共産党に対しては、軍事クーデターによってその党を支配下に置くということをやってまいりました。幸いなことに日本は、ソ連の制圧下になっておりませんが、日本共産党に対する内政干渉は軍事クーデターではないけれども、それに勝るすさまじいひどいやり方があったわけでございます。そういう中で、日本共産党がこのソ連共産党と生きるか死ぬかの戦いを、今まで30年間にわたって続けてまいりました。

そういう状況なので、私たちはソ連の共産党の誤り、これをその都度ずばり指摘して、真正面から批判をしてくることができた、というふうに自負をいたしているわけでござ

います。日本共産党がこういう中で自主独立という立場を確立しまして、30年間頑張ってまいりました。このことに対してマスコミは、「自主孤立路線」ということで、そういう表現で日本共産党を攻め続けたことがございます。

ところが今回は、ソ連が本家だからソ連に従え、というようなマスコミ論調が今盛んでございますが、今度のマスコミがやっぱり、事大主義と申しましょうか、そういうソ連追従的な立場で日本共産党を攻撃をしている部分もございます。こういうことを私どもは、とんでもないことで、許せないというふうに思っているわけです。詳しくはまたの機会にいたしまして、あと１点だけ指摘しておきたいと思います。

で、レーニンがソ連の政権に入りました当初、ソ連政府が示した無併合、無賠償の平和民族自決権の確固たる尊重、勤労者の生活と権利の抜本的拡充など、体制としての社会主義の先駆性、これはアメリカ、日本にもその後及んでまいりましたとおり、社会主義の先駆性を示したものであって、世界史的な意味があると思います。ですから、その後のスターリン以後の継承者たちの誤りの破綻が今明らかになったからといって、清算主義的にそのよかった点まで否定するべきではない、というふうに日本共産党は考えております。

そしてまた同時に、私どもこれからどういうふうにやっていくか。発達した資本主義国である日本における革命の事業は、文化情報組織の網の目が張り巡らされているもとでの非常に緻密な忍耐を求められる困難な事業であります。そういう中で、高度な生産力の発展という点でも、民主主義の一定の経験の蓄積という点でも、あるいはまた人間の民主的な個性の発展という点でも、人類史の新しい未来を開くはかり知れない新しい可能性を持った事業、これが科学的社会主義と内外に訴えております日本共産党の立場として、そういう事業を進めていく、こういうふうに考えているわけでございます。

日本共産党に対しては、まだまだ実態がないではないか、というお話もございますけれども、そもそもその科学的社会主義というのは、それぞれの国においてその国の党や運動が、みずからの責任で国民の苦しみを一歩一歩解決し、社会を法則的な道筋に沿って、発展させる理論と運動のことでございます。その実態は私たち日本共産党の日野市内での活動、あるいは日本の中での69年間の歴史、特にこの30年間の実績が実態として科学的社会主義の国民にとってのすばらしさというものを実証している、というふうに思うわけでございます。

日本共産党では９月１日に、ソ連共産党の解体に際しまして、中央委員会常任幹部会の声明を発表いたしました。「大国主義、覇権主義の歴史的巨悪の党の終焉を歓迎する」

こういうタイトルでございます。そういう立場で私どもはますます一層、日野市民の暮らしを守る、そして日本国民の暮らしを守る、また世界の反核・平和の運動をより一層発展をさせていく、こういう立場で頑張っていきたいと思っております。

こういう路線でございましたので、おかげさまでこの４月の一斉地方選挙におきましては、市町村議員数におきまして、野党第一党という座を獲得するに至りましたし、この７月、８月も日本共産党が発行する「赤旗」新聞が注文が大きくふえまして、読者数がふえるという状況にあります。

そういうわけでございますので、市長の国際情勢の認識をさらに一層深めていただきまして、私どもとともに日野の革新市政の発展のために頑張っていただくようにお願いをしておきたいと思います。

答弁はもう結構でございますので、私からのお願いということで質問は終わります。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　ただいま竹ノ上議員から、大変大きな国際的な視野に立っての格調高い質問がございました。私の質問は、この日野市のちっぽけな質問でございますが、どうかひとつ、御答弁のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

社会教育部長にお尋ねをいたしますが、７月の20日にこの日野山荘がオープンをいたしましたことは御案内のとおりでございますが、７月、８月の市民の利用状況、特に競争率と申しましょうか、かなり倍率が高かったようにお伺いをしておりますが、どの程度だったのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　日野山荘におきます７月、８月につきましては、抽選で申し込みを受け付けました。申し込み件数は、はがき１枚を１件といたしまして858件、抽選の結果、204件の当選がございまして、人数にいたしますと877人、約4.2倍の競争率でありました。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　今、部長から御報告がありましたとおり、まあ予想に反すると申しましょうか、大変大勢の方たちから申し込みがございました。特に部長、８月の18、19、20のこの３日間の申し込みはどの程度だったか、重ねてお尋ねいたします。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　全体の競争率は4.2倍でございますが、その日の日に

ちにつきましての倍数はとっておりません。というのは、とれないわけでございます。と申しますのは、８月の18、19、20というふうに限って、全部がそのような区切りならよろしいわけでございますけれど、18日から21日の場合には、17、18と申し込む方もございますし、17、18、19と申し込む方もございます。したがいまして、日にちを限っての倍数はとれませんが、大方の申し込みの様子では、やはり８月の１日から20日までが一番混んだではないかというふうに想像はしております。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　私は、この３日間に限って言ったことで、ちょっと舌足らずだったと思いますが、私が引っかかったのは，特にこの18、19、20日の３日間近辺のことを最初からお尋ねすればよかったというわけでございますが、大変多かった、というふうな部長のお話でございます。

そこで、社会教育部長は八王子にお住まいでございますが、日野市にもお勤めですから、申し込みの基準には則ってる。もう利用はされましたか、部長は。まだされてない。行かれてない。いや、行かれてなきゃないでそれで……。行かれてない。そうですか。部長はまだ日野山荘においでになってないということでございますが、その行かなかった理由を今から私三つ言いますので、その中から一つ選んでいただきたい。

行かなかったその理由の一つ目は、部長本人の日程が全然とれなかった。忙しくてとれなかった。これがまず一つ。二つ目には、日程はとれたけれども、抽選で落っこってしまった。三つ目には、部長の家族やあるいは親族の方たちが申し込みをすると言ったけれども、部長としては、自分がつくった本人でございまして、とにかく市民を先に行かせるべきだ、とこういう考えの中から今回は遠慮した、この三つの中から一つ選んでいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　お答え申し上げます。

日程は、特にとれなかったということでもございませんが、この三つの中では抽選にも申し込みませんでしたので、当然抽選の落ちはなかったわけですが、家族と相談して行くというふうなこともございませんでした。いずれにしても、この三つにはちょっと当たらないということでございます。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　日野山荘の設置条例施行規則の第４条によりますと、この山荘を利用するには、指名を記入して日にちを書いて申し込みをするわけでございますが、

追加者については、申請書の提出はどうなっているかお尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　御質問のとおり、当初申し込む場合には、申請書に指名を書いて申し込んでいただくわけでございますが、規則の方の第６条によりまして、当初申し込んだ人数を、１室が５人でございますので、定員に満たすまで増員ができることになっておりまして、その変更の承認申請ができます。それによって、教育委員会の方で承認が妥当であるというふうに認めた場合には、５人に満たすまで許可をいたしております。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　そうしますと、当初の申し込みからプラスをして追加を申し込む場合には、最初の申請書と同じようなところに名前と住所を書いて追加申し込みをするんでしょうか、重ねてお尋ねいたします。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　変更申込書という用紙がございまして、当初の申込用紙と違って、変更申込書の様式に、さらに変更になった状況をお書きいただきまして申し込んでいただくことになっております。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　特にこの８月の18日の日曜日から２泊３日の予定で追加申し込みがされていると思いますが、この中で部長のところには、この申請者のいわゆる申請書は恐らく部長全部、これは目を通していないと思いますが、何か特段変わった方の申し込みがあったかどうか、覚えているかどうか、その辺ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　お答え申し上げます。

私としては、一々申し込みの状況は把握してございませんが、変更申し込みのあることは、一般の例にしたがって聞いております。ただ、特定の方ということが、どういうことかちょっとわかりませんが、変更申し込みというのは、通常ある例でございます。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　もう一度じゃあ確認をしておきますと、追加申し込みをする場合には、変更手続をするということですから、必ず追加をされる方の指名、住所は記入されたものが社会教育委員会にはとってある、とこのように理解してよろしゅうございましょうか。

○議長（小山良悟君）　　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　　お答え申し上げます。

変更申し込みがあれば、その変更届けの用紙はとってございます。

○議長（小山良悟君）　　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　　市長にちょっと感想をお尋ねをしたいと思います。

今、部長から報告がありましたとおり、このように大変たくさんな方たち、市民の方たちがなかなか行けなかったこの日野山荘に、市の最高責任者の一人である方が、役職者の一人である方が行っておる。私は、行くことをとやかく言うわけではございませんけれども、先ほど来言ってるとおり、まず市民を優先すべきではないか、こういう考えを持っているわけですが、このことについて市長の感想をお尋ねしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　競争率を高く使用されるということは、行政側にとりましてはありがたいことでございます。したがって、なるべくごく普通の市民の方が、みずからの施設ということで使用していただく、こういう状況が一番望ましいと思っております。たまたま日野市内に居住する家族が申し込んで当選をし、部屋の収容員数で余裕があるので家族として参加をした、という一つの、今御指摘になっていることに該当することは承知しております。単純に私は、家族として余裕のある中に参加をした、というふうに思って聞いておりましたが、改めてやっぱり市民を優先にして物を考えるということからいいますと、遠慮することのまた意味も大切ではなかったかな、というふうには思っております。なるくべく何事にかかわりませず、物を決める側の者が何か先取りをしたというふうにとられない、そういう配慮はすべてのことにわたって担当する側といたしまして十分心がけをもって配慮しなきゃいけない、このようにこれからも指導したいと思っております。

○議長（小山良悟君）　　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　　ただいま市長からも、多少という言葉がございました。私も、今回のこの方がとった行動というのは大変軽率な行動であり、少々配慮に欠けていた、こう言わざるを得ないと思うわけです。帰ってきて、やれ食事がうまかったの、空気がうまかったの、職員に言い触らしてはしゃいでいる、とこういう光景は、全くもってどういう神経をこの方はしているんだ、と私は思わざるを得ないですね。この方はもう日野市に必要ないから、ウクライナ共和国へでも行って、戦車の上に立って、旗でも振ってた方がいいんじゃないかと思うんですね。本当にそう思うような心境になります。

もし、抽選でですよ、仮に抽選で当たっても、自分は責任者だから、謙譲の美徳という精神を発揮して、一人でも多くの市民の方に行っていただこう、とこう思うのが、私は責任者とてしの当然のあるべき姿じゃないかと思うんですね。そのことを強く申し上げておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　　それでは２点、お伺いをします。

ただいま黒川議員の方からも日野山荘についての質問がありましたけれども、私も日野山荘に関しまして、日野市内の公共施設の件でお伺いをしたいんですけれども、私も落成式のときに行ってまいりました。大変素敵な所だというふうに思ったんですけれども、ただ一つ気になったことがありましたが、それは、お風呂に合成洗剤のシャンプーが置いてあったということなんです。で、私の記憶の中では、日野市は公共施設の中では石けんを使用する、ということが、助役の通達で出ているというふうに考えていたんですけれども、そのあたりどうなっているのかということをお尋ねしたいのと、厨房の中ではどういうものが使用されているかつかんでいらっしゃるのかな、ということをお尋ねしたいと思います。

それから、そんな話をしておりましたら、市民の方から、仲田自然体験広場の中でも炊事場に合成洗剤が置いてあった、ということです。ここは今お話にも出ましたように、大変多くの市民が使っているわけですし、自然体験広場は特に子供たちが利用するわけですから、やはり日野市が環境を守るために石けんを使っていくんだ、ということを広く知ってもらうための一つの重要な場だというふうに私は考えるんですけれども、そのあたりどのように考えていらっしゃるか、ということをお聞きしたいと思います。

それから、２点目は清掃部長さんにお尋ねしたいんですが、ごみ減量市民会議とごみ情報誌というのが予算の中に入っておりますけれども、今８月を過ぎましたが、もし抜け落ちていたら申しわけないんですけれども、特に市民の方に対して、このあたり呼びかけがないように思うんです。で、どうなっているかお尋ねしたいと思います。

それから、８月の29日に東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の会議が行われたように伺っておりますが、その内容をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　　日野山荘につきまして、ちょっとお答え申し上げたいと思います。

風呂に合成洗剤が置いてあったということでございますが、まことに申しわけございません。私、皆さんと同じように落成式に行ってのぞいただけでございまして、その辺まで注意が行き届きませんでした。課長以下係長につきましては、ちゃんと落成前に行って調査をさせておりますけれど、その辺が私の行き届かなかった点でございます。十分調査をして善処したいというふうに考えてます。したがいまして、厨房の方もまだ見ておりませんので、これも機会がありましたら、行って勉強させていただきたいというふうに考えております。

それから、体験広場でございますが、御指摘のように、大変大勢の方に利用いただきました。非常に利用された方も好評でございまして、ぜひ来年に続けていただきたい、というような要望をいただいておりますが、その流しに合成洗剤が置いてあったということも、まことに申しわけございませんが、把握してございませんので、この辺につきましても調査しまして、以後、善処をしたいというふうに考えます。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　２点目の点についてお答えいたします。

ごみ減量市民会議については、まだ会議は開催しておりません。一応、秋に向けて準備はしております。

それから情報誌についても、今主管の方で、そのどういうふうに発行していくかというようなことを、準備しております。そして情報誌を発行するには、やっぱり消費者団体の人たちの協力を得て発行してまいりたいと思っています。情報誌についても、年２回出したいと思っておりましたけれども、場合によっては、少し見やすく、また色刷り等にして１回になるかもしれない、という主管課長からの連絡は受けております。

それから、８月29日の広域処分組合について、私は出席しておりませんけれども、どのような内容をお尋ねか、もう一度、御質問お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の３点目、８月29日に三多摩広域処分地管理組合が開かれて、その議案は何であったか、こういう御質問と承りました。この資料、手元に持っていないわけでありますけれど、このいわゆる処分地管理組合は、現在日の出で共同処理をしております各加盟自治体の終末処分場を管理する一部事務組合の組織であります。当日は理事会という形でありまして、また多分、日にちを改めて議会も行われるというふうに承知をしております。

その当日の議案は、一つには、役員改選の議案が正規の議案だったというふうに思っております。たしか議会構成の変更等によって、監事の方の選任があったというふうに記憶をしております。

一番大切な部分のいわゆる事務報告でありますが、現在のいわゆる日の出処分地、平成８年をもって当初計画におきまして満杯となる。事情によっては、それより近ごろのごみ量の増加によって早まる懸念がある、こういう情勢下でありまして、もう数年前から次の処分地のことについて、いろいろ管理者並びに事務局が中心となって場所の選定にかかわっております。事柄が事柄でありますので、常時、細かい部分までの報告ということは、ないわけではありますが、今回は、つまり予定地５カ所調査をした結果、それぞれの利害得失がある。結局、日の出町の中で、現在地に割合近い所で一応、いろいろな条件にかなり満たす状況の場所が選定をされた。ここに決めていいか、とこれが議題の焦点だったというふうに記憶をしておるわけでありまして、いろいろ後ほど資料も差し上げても結構でございますが、全会一致、次の処分地は、その位置をひとつ予定地とする。これは相手自治体とのまた協定等も伴いますから、そこまでは完成しているわけではありませんが、要するに選定としては、その場所に予定をするということで決定を見た、とこういう内容でございました。

必要によりましては、後ほどもっと正確な詳しい資料がありますから、ごらんに入れて結構でございます。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。

石けんの件につきましては、本当に小さなことだというふうに思われるかもしれませんけれども、やはり日野は「緑と清流のまちと」いうことをずっとスローガンにやってきたわけですし、もう、当然御存じだと思いますけれども、人体への影響ですとか、肝臓への影響、それから発芽しにくくなるというようなこともありますので、特に日野山荘に関しましては、人様の土地の中に建てさせていただいたわけですので、自然を大切にという意味からも、ぜひ、そういう石けんを使っていくということをしていただきたいと思います。

それから、先方の安曇村の方が、石けん運動をされているかどうかわからないんですけれども、私はやっぱり、こういうつき合いをもとに、もしまだのようでしたらば、日野市のそういう姿勢というのを伝えながら、自然を大切にした日本の国づくりということを広めていくということもまた、大切ではないかな、というふうに考えておりますの

で、ぜひもう一度、こういった施設に限らず、出先機関の中で本当に石けんが使われているのかどうか、ということを調べていただきたいというふうに考えています。

それからごみについて、ごみ減量市民会議、ごみ情報誌につきましては、市民としましては、待ち望んでいた部分もあるんです。で、いつになるのかなということをみんな言っておりました。で、６月ですから、リサイクルセンターの話が出まして、そのときに、近隣の市民が説明を求めただけなんだけれども、反対をしたような形で新聞報道があったり、少しこじれてきているところもあるようですので、ごみ減量市民会議とかごみ情報誌という、そういう市民と行政が一緒に何かをやっていくということを通して、よく市民の思いですとか、意見というものを取り上げていっていただきたいという、そういう強い希望がありますので、この場で聞かせていただいたわけです。

それから、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合につきましては、これはもう一度お尋ねしたいんですが、減容化についてのお話というのは、今回は特になかったんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　各構成自治体がいわゆるごみ問題、そのまた処分地等の確保のために、減容、減量が大切であるということはもう言うまでもない認識であります。ですから、組合からそのような特別の要請を出すということではありませんが、市長会という場におきましては、そのようなことについて積極的に取り組みを進めよう、こういう話題がしばしば出るわけであります。

御質問のお答えは以上でございます。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　それでは、先ほど市長の方から、資料の件がお話ありましたので、ぜひ、資料をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　３点ばかり質問させていただきます。

流域下水道の件ですが、市長の方から説明がありました。しかしながら、このまま処理場ができても、本管がつながる部分があります。この部分は、私たちの方は都道に入ってくるわけですが、この都道の用地の買収は、東京都の方で今進めておると思いますが、このあたりどの程度進んでおるのか教えていただきたい。そしてまた、国道につきましても、国道に入ってまいります、この本管が。この部分のやはり用地の取得の方も、どうなっておるか、まずこのあたりをお答え願いたいと思います。

それから２点目は、老人福祉協議会の答申、これちょっと見させていただきましたけれども、大変こういう形で作業を進めていただくということは、大変ありがたいことだと私は思うんですが、この部分を日野市で特にやがては人口が20万人になるでありましょう。その中で老人の割合も当然ふえてまいります。そして老人問題ということが今後、大変問題化されてまいりますから、今のうち、やはり長期的なある程度展望に立った、日野市においてはもっとこのたたき台をもとにして、具体化していく必要があると思うんですね。そういう面でこれが出てきて、この次の作業としてそういう作業に進んでいくのかどうか、このあたりお答え願いたいと思います。

もう１点は、ようやく防災センターの用地があいたようで、工事に入るような市長の市の広報で答弁がありましたこの経過が述べてありましたけれども、この工事の件でありますが、３階建てだ、そしてことしのうち着手する、ということでありますが、この建物の建設はどのような形で、いつもと同じような形で指名競争入札によってやらせるのかどうか、このあたりを願いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、都道の3･4･8号線でございます。これは平成３年度から用地の買収に入るという形で、現在のところ、交渉中ということで、まだ具体的に買収の進展はございません。これは日野駅から向こうの方ですね。東光寺寄りの地域についてでございます。

それからなお、さらに万願寺から中央道からこの中央線までの区間でございますけれども、万願寺第二につきましては、今年の５月に事業認可になって、もう事業に実質的に着手している。

それから東町につきましても、今年の８月ですか、８月に都市計画決定という形で事業化に着々前進しておる。事業の予定としては、来年の秋ごろを予定をしておるという状況でございます。

それから3･3･2号線でございますけれども、万願寺の区域の中、これにつきましては、公共施設管理者負担金という形で進んでおります。現状で約88％程度用地があいているということにございます。

それから、万願寺区域から現在の川崎街道までございますけれども、この地域は約30％弱の用地買収が進んでおるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　　お答えいたします。

ただいま御指摘のございましたように、現在、老人人口8.2%、これが将来平成17年には、14.5%ということが予測されております。そういうような中で、これからの高齢者対策の整備に取り組んでいかなければならないわけでございますが、これら計画につきましては、昨年老人福祉法の一部改正がございまして、この施行につきましては、平成５年４月１日でございます。その４月１日以降に各地域の福祉の推進計画を策定するということが義務づけられているわけでございます。それに向けまして本市といたしましても、平成４年から準備に入りまして、平成５年にはこの計画を策定完了いたしたい、というふうに考えております。この計画につきましては、およそ10年先の目標、これの質・量とも明示をしていきたい、というふうに考えております。

もちろん、今回答申をいただきました土方英世氏所有の土地の答申につきましては、土地利用計画の基本的な骨組み、これの答申をいただいたわけでございます。これら答申をもとに、今後、具体化に向けて推進していきたい、というふうに考えております。もちろん、この答申の内容等につきましては、先ほど申し上げました「地域の福祉推進計画」この中に包含されていくものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　３点目の、防災情報センターの件でございますけれども、本年度予定されておりますのは、建物の建設でございます。現在設計をしておりまして、予定どおりまいりますと、本年第４回の定例市議会に契約議案を出しまして、承認を得た後に着工、とそういう予定でございます。

それで契約の方法でございますけれども、これは現時点では、指名競争入札を予定をしているということでございます。

○議長（小山良悟君）　　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　　どうもありがとうございました。

この道路の件でありますが、今聞いておりますと、万願寺区画整理事業の中で事業を進めてくる。また東町もしかりでありますが、しかしながらこれは、この道路のこの地域の買収方法は、この万願寺の区画整理整理や、また東町の中でやるんでなくして、東京都の事業としてこれを進めていただけるということを聞いておりますが、それは私の考えが間違っておるのかどうか、そのあたりをお答え願いたいと思います。

それと福祉の方の回答は、これで結構であります。

そして、この防災無線基地の件で、この建物の件については、この第４回の定例会に出てくる、そして契約方法は指名入札だ、ということでありますが、中に当然、電気の工事も入ってまります。いろいろ空調関係、そういう工事も当然入ってくるわけですが、その件については触れてないようでありますが、その件についてもちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　3･4･8号線につきましては、中央線から東光寺、八王子に向けてこの地域は東京都の単独買収事業でございます。それからその手前ですね、中央道までのこの区間、これは区画整理事業の中で用地を生み出していく。当然、これは東京都にその用地代は補助金としていただくという形になっておるものでございます。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　　防災情報センターの件についてお答えをいたします。

この建物は、御承知のように防災基地となりまして、その中に必要な機器がセットされる。それからあと一つは、日野市の電算を進める上での電子計算機の入る部屋ができる、そういうことでございます。今回、この12月に発注しようというものは、それらの施設を入れる建物でございます。したがって、私が申し上げました建物の中には、空調から始まりまして電気、給排水、衛生設備が入るということでございます。

○議長（小山良悟君）　　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　　道路の件はそうしますと、この万願寺の区画整理、そしてまた東町の区画整理の中で、この道路の用地は全力でやってどの程度このあたりが解決できるのか、そういう見通しがあれば、その見通しを示していただきたいと思います。

そして今、この防災無線基地の建物ということになると、確かにそれは私も空調関係、すべて建物の中の電気の機種も当然入ってきて当たり前だと思っておりましたからお聞きしておるわけですけれども、その中の特にこの防災無線基地の中に入るところの、この今一部ふえましたけれども、機種も入ってまいります。その機種については、どういう形で入れるのか、そのあたり教えてください。

○議長（小山良悟君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　お答え申し上げます。

大体用地のあく時期でございますけれども、区画整理事業の場合、認可がおりて２年から大体３年ぐらいで換地が決まるというのが通常でございます。したがって、仮換地

の位置が決定しますと、これはその底地にいる地主さんとの交渉、その交渉の経過の中で協力がどの程度得られるか、これにかかってくるということでございます。したがって、そういう動きができるのは２年から３年先、という形になるということでございます。

○議長（小山良悟君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　それでは、情報センターのことにつきましてお答え申し上げます。

お尋ねのいわば無線局としての機器の関係かと思います。これにつきましては、機器類の導入につきましては、平成４年度、５年度にかけまして執行、導入を図る予定になっておりますが、その際の発注の仕方でございます。機器それぞれのレベルというものがございます。私どもにおきまして、一定レベル以上の水準を示した中での競争入札ということを想定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　　この道路の取得については、万願寺の区画整理、東町の中で仮換地をするに当たってはやはり二、三年かかるという形であります。来年度になりますと、浅川処理場、またこの八王子処理場になったんですか、これが稼働になります。そうすると、地域差がますます出てくるわけであります。そしてこれの最低の年数ですか、２年、３年かかるというところを、またもたもたしていれば四、五年は優に過ぎてしまうことになります。そうしますと、日野市で、日野市の中の再開発や、もろもろの計画があります。こういうものに大変支障を来してくることは私、明らかである、とこのように思うわけです。そういう意味で、おくれを取り戻すためには、全力でこれらの問題に取り組んでいただいて、２年ないし３年の間には、確実にできるようにしていただきたい、このように要望しておきます。

今、この防災無線機の件で、機器については４年度から５年度にかけて、指名競争入札にしていただけるということを聞きましたもので、この種の質問を終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君）　　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時５分　休憩

午後３時34分　再開

○議長（小山良悟君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　　それでは何点かについて質問させていただきます。

まず１点は、先ほど市長の方から行政報告がありました、老人福祉協議会の答申の件についてでございます。土方英世氏の敷地の、土地の利用計画という視点の中での諮問をされて、答申が出された内容でございますが、この点について、まず何点かお尋ねしたいと思います。

まず第１点は、この答申が出されまして、今後、この答申を具体化するためには、どのようなプロセスというか、工程を経ながらこの実現を図っていくのか、それについてお尋ねしたいと思います。

それと、前回の一般質問の中で、時間の関係上取り上げませんでしたが、この土地の件なんですけれど、現在この土地は、第１種住居専用地域ということで、今後、福祉ゾーンという位置づけの中で整備していく場合、どうしても第１種であればいろいろと利用が低くなってしまうということで、第２種住居専用地域に用途変更の必要性があるかと思いますが、それについてどのようなお考えなのか、教えていただきたいと思います。

それから、第３点ということですけれど、前回の一般質問の中でも、市長はあくまでも二眼構想という視点の中で進めていると。で、特に今回、質問させていただきましたのは、福祉と医療と保健の一体化したという中で、その病院を核としながら、市立総合病院を核としながら特養なり、また中間施設等々の位置づけをしていくことが一つの大きな、今後、21世紀に向けての高齢者対策、また市民の安全の病気等の視点からでも非常に有利ではないかという中で質問させていただいたところでございますが、そのとき市長の答弁としましては、「その御提言は耳を傾け、検討材料にさせていただきたいが、今までの二眼構想を大きく変える根拠はまだ感じてない」というふうな趣旨の答弁だったかと思います。その後、それからそんなに月日がたっておりませんので、大きく変わることありませんが、確認のため、市長のお考えをまたお伺いしたいと思います。

それから、続きまして、リサイクル関係なんですけれど、ちょうど南平の、南平小学校の道路を隔てた市有地に、リサイクルセンターという形の中で、ちょうどことしの６月５日に新聞報道がされまして、その前日に市長が記者会見もされているわけですけれど、このリサイクルについて、いろいろと地域の父兄の方とか、またその学校なり地域

の自治会等に事前の説明もなく、ある日突然、新聞報道、その中で地域の人々は当然驚きまして、いろいろな動きをされて、市長相談をされたこともありますし、いろんな動きの中で、今回は９月定例会に補正予算を行わない。そしてこの場所をどうも辞退する、おやめになったというようなことも遠回しに伺っているところでございますが、今後、この南平のリサイクルセンターというものをお取りやめになった後ですね。どういう方向の中で今後、そのリサイクルというのをお考えになっていくのか、その辺についてまたお伺いしたいと思うんです。

それと、このリサイクル事業を今後進めていく中で、また今回の南平のリサイクルに関連して、担当者というのはどこがリサイクルの担当部署、所管はどこになっているのか、それがちょっといろんな資料の中では不明確的な部分がありますので、その辺についての基本的な日野市の方向性なり、お伺いしたいと思います。

それから、病院問題なんですけれど、病院問題で、チラシが入りまてし、そのチラシは、日野市南部地域に総合医療機関をつくる会という団体からのチラシでございますが、「病院計画が危ないのです」というような今、大きなタイトルの中で、「用地確保に反対の請願、多数で採択を強行」という見出しになっております。そして「自民党、公明党などの妨害で」、このような内容のチラシなんですけれど、この中にありますように、若干読まさせていただきますけれど、「昨年５月、地主から市議会に提出されていた高幡土地区画整理事業内の突然の総合病院計画の見直しについての請願は、その後、建設委員会に付託され、審議が継続されていました。請願の要旨は、『高幡土地区画整理区域内にある700平方メートルの市有地と北側用地とを等価交換し、日野保健所東側に市有地を集合換地して、病院建設用地を確保する案が出されたが、我々は絶対に反対である』というものです。この請願は、３月市議会で、自民党、公明党などの野党が多数をたのんで採択を強行し、高幡の用地確保を妨害しました」とこういうような内容になっておるんですけれど、まず１点は、議会事務局長にお尋ねしたいんですけれど、特に私、建設委員長ということをさせていただいている関係もありまして、非常にこう、また議会に対する事実無根の部分もありますので、特にこの建設委員会の中でこの請願が委員会付託され、どういうような審議過程をしながら、委員会としての一つの結論に立ったか、その経緯というものをひとつお尋ねしたいと思います。

それから２点目としましては、その高幡区画整理事業のその経過について、特に建設委員会、また病院対策特別委員会等の中で、いろんな審議の中で、その経緯というものが明らかになりましたので、その経過について若干述べさせていただきますので、その

内容がそうなのか、違うのか、これは都市整備部長になろうかと思いますので、それについてのまた御答弁をお願いいたします。

まず、高幡土地区画整理事業の経過という中で、昭和61年５月30日に、高幡区画整理事業の事業計画の決定がされている。そして63年３月の12日、仮換地案の審議を行っております。そしてその後、１回、２回と仮換地案の供覧が行われておりまして、63年８月の10日、審議会におきまして仮換地の仮決定をされました。そして10月の18日、東京都より事業認可がなされ、その換地の決定がなされました。この換地の決定よりも６日前の10月の12日、審議会に区画整理区域内に南部地域病院用地を確保したい旨の協力要請がありました。そして平成元年の３月の１日、集合換地案が市より説明ありまして、同じ３月の11日に、関係地権者にも説明がありました。これを受けまして３月の20日に、地権者は反対の要望書を市長に提出をされたところでございます。そして平成２年の２月の５日、突然、駅北側用地と等価交換をして、集合換地を図る案が出されまして、地権者は、これに対しては絶対反対なんだ、という決議を行いまして、平成２年の５月の８日に、総合病院建設計画の見直しについての請願が出されました。これが委員会等の中で審議した経緯かと思うわけでございますが、これについての、そのとおりなのか、違うのか、それについてお尋ねいたします。

それから、今の平山の駅の図書館と地区センターを取り壊しまして、現在ある図書館の場所にコミュニティセンター、複合施設として今懇談会も進めているところでございます。この問題についても、いままでも何度か一般質問等を通じながら取り上げてまいりましたが、その後、市長の懇談会の考え方、またその地区センターのとらえ方について、変化があったのかどうか、その辺を確認した上で次の質問に入らせていただきますので、以上について答弁お願いいたします。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　まず、第１点目の（仮称）日野市多摩川苑福祉ゾーン計画、この答申の今後の作業の進め方ですか、プロセスにつきましてお答えしたいと思います。

今後の作業の進め方でございますけれども、この答申に基づきまして、整備計画、その調査を実施いたしたいと思っております。できるだけ早い時期にこの計画の調査を実施したいと思っております。これをたたき台といたしまして、関係する部課と十分検討を重ねまして、庁内のコンセンサスを図っていきたいというふうに考えております。

また、これら一定の結論が見出せれば、その後、全体の総合基本計画、こういうものを策定いたしまして、この基本計画に基づきまして、さらに実施計画、それから着手と

いうような日程によって、事業の推進を図っていきたいというふうに考えております。

それから、２点目の用途地域の関係でございます。御指摘のとおり、現在、第１種住居専用地域ということになっておりまして、非常に土地利用の面からは、非常にいろいろ制約を受けるわけでございますが、なかなか用途地域の変更につきましては、その難しさはございますけれども、何とか可能性を見出して、土地の有効利用を図っていきたい。それには第２種住居専用地域等の変更を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　去る議会におきまして、この今回、多摩川苑福祉ゾーンと仮称しております地域の利用のことで御意見をいただいたことは承知しております。つまり、病院の建てかえ予定地といいましょうか、あるいは仮住まい病院といいましょうか、そういう考え方は生まれないか、ということでありますので、この場所は、高齢化社会を迎える日野市の大きな行政上の使命に立って、全面的に高齢者の政策、施策を中心とする用に充てたい、このようにお答えをした記憶がございます。高齢者福祉の中には、いわゆる老人保健と言われております中間医療施設、こういう性格も当然必要となりますので、全く医療と切り離しということもありませんし、医療という基本的な条件も必要の程度の整備が必要である、ということの考え方には、別段変わりはないわけでありまして、今回の答申も、３点セットと言うべきか、あるいは５点セットというべきか、一番優先の度合いとしては、いわゆる介護施設としての特別養護老人ホーム、それから老人保健施設としての中間施設、これを基幹施設といいましょうか、そういうことでゾーンの総合的な福祉施設、あるいは施策という中で骨組みができておりますので、我々の考えておったこととほぼ一致できる、とこういう認識でございます。

日野市民を対象とするいわゆる病院問題、現在の病院の建てかえもしなきゃなりませんし、それから南部に求められておる地域病院もまた、あわせて十分考慮しなきゃならない、こういう情勢の中でありますので、たまたま二眼レフ構造というような言い方をして、ある意味では理解をされ、ある意味では誤解もされておる、というふうに感じております。このことにつきましては、今、専任の幹部職員にいろいろとあり得る問題をそれぞれ点検をいたしまして、その可能性を模索をしているという状況でございますので、なるべく早く御相談のできる、こういう状況に持っていきたい、こう考えております。

高齢化社会に伴う福祉と医療という御質問につきましては、以上のとおりお答えをいたします。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　南平地区にリサイクルセンターを、という構想があったわけでございますけれども、内部で関係部署と内部協議をしてまいった中で、御存じのようにあそこの地域は、第１種専用住宅というふうになっているわけです。その場所にリサイクルセンター、そしてその中に修理場というものをつくる場合には、やっぱり住民の同意が必要になってくる。それには東京都の建設審議会に前もってその内容を提出し説明をして、了解を得なければいけない。それから建設審査会というところは、そういう施設を建てるときには、住民の了解がなければならない、ということになっておるようです。その観点から、議員さんが指摘されるように、何といいますか、住民に事前説明をして、了解をとってそれから進めていくべきだろう、と今思いますと、そういう点を反省しているわけでございます。清掃部としては、適当な地に、市民に喜ばれるリサイクルセンターが欲しいという気持ちが強くありましたものですから、ちょっと軽率な先っ走りな面があったとも思っております。できれば、住民の合意を得てリサイクルセンターを建ててほしい、というのが清掃部の変わらない見解でございます。

それからリサイクルの部署でございますけれども、清掃部としましては、やっぱりごみ減量に努めなきゃいけないわけです。そのためには、市民の皆様の協力を得て、リサイクルをしていただくこと、それはとりもなおさず、限りある地球上の資源を再利用するという観点もあるわけです。その意味からも、清掃部としてもリサイクルを市民に呼びかけ、また協力していただくという観点から、いろいろ清掃部だけでは力及ばないところあるわけですから、関係部局と連絡をとりながら、リサイクルについても進めていきたい、というのが清掃部の今の見解でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　議会事務局長

○議会事務局長（落合　豊君）　３問目の、本年の３月議会で採択されました請願第２－６号、高幡土地区画整理事業地区内の突然の総合病院建設計画の見直しについての請願、これの建設委員会での審議経過についてという御質問でございますので、お答え申し上げたいと思います。

なお、議員の皆様方御承知のように、委員会の記録につきましては要点記録ということになっておりますので、その点は御理解を賜りたいと存じます。

この請願につきましては、平成２年５月の８日に受け付けをさせていただきまして、

同じく６月12日、同じ年の６月12日、第２回定例会でございますが、本会議で建設委員会に付託がなされたというものでございます。建設委員会の委員会審議につきましては、延べ６回の委員会で慎重審議が尽くされたというふうに考えております。

まず、第１回目につきましては、平成２年の６月20日、それから２回目が同じく９月18日、３回目の審議が11月13日、４回目の審議につきましては、２年の12月17日ということございまして、この４回目の審議のときには、委員さんの中では、採決をしたら、というふうな声もありましたけれども、会派調整等も含めて今回は継続にいたしましょう、というふうなことの中での継続がなされていた、というふうに記録してございます。

５回目につきましては、平成３年の２月14日に開かれておりまして、このときにも、次回行われる予定の３月定例会の際には、委員会としての結論を出したらどうか、という意見の中で、やはり継続ということで継続審議がなされていた、ということになっております。

そういたしまして、第６回目の審議でございます平成３年３月19日の委員会におきまして、賛成多数で本請願が採択された、とこういう経過でございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　高幡の区画整理事業の流れです。それが先ほど議員さんの方から、日程的なお話がございました。

大まかに言いますと、議員さんの言われたとおりでございます。ただ、１点だけもう一度確認させていただきたいところがあるわけでございます。事業計画の変更認可、63年の10月18日、それから換地決定、というふうに言われたと思うんですけれども、換地設計の決定は、63年の10月28日に審議会で決定しているということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　３点目の、平山駅前の懇談会の件でございます。

御承知のとおり、昨年来、平山駅前の公共施設の建てかえを目途に懇談会を設置し、５回の委員会を開催しております。その間、構成が、懇談会の構成としては10名の委員さんにお願いし、これは地元の公共施設でございますので、地元の委員さんを中心に、どうあるべきか、やはり利用しやすい方法、あるいは駅前というような条件の中で御意見を承るために、懇談会を設置しているわけでございます。最後の５回目のときに、各委員さんの中からの意見を総合すれば、もっと広く広範に意見を求めるべきだ、という

ような御意見等は伺っております。それについては、座長ともまだ協議はしておりませんが、その求め方としては、やはり懇談会を中心として地元の各委員さんからの意見を総合し、どうあるべきかというような計画を設定していきたい、というふうに現状考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　それでは何点かについて再質問をさせていただきます。

まず、第１点の、土方英世さんの土地の利用ということなんですけれど、市長から答弁をいただいたところでありますが、随分基本的な食い違いあるわけなんですけれど、特に大事な点を若干説明をさせていただきたいと思うんですけれど、21世紀に向けまして、４人に１人が65歳以上の高齢化社会が到来するという中で、国におきましても「高齢者保健福祉10カ年戦略」というのを出されたり、また法整備がされている経緯があるわけですけれど、その中で大体主体的に言えますことは、その医療と保健と福祉とが今後一体となりながら、あるいは地域のブロックの中でサービスセンターを中心としながら高齢化社会に対応していくんだ、とそういうための大きな骨組みというか、流れというものをつくりまして、東京都におきましても、福祉地域計画いうものをつくりまして、また市町村にそれを、計画を義務づけるというのは周知のとおりなんですけれど、そういう大きな基本的な流れの中で、じゃあどういうような形にすることが将来、超高齢化社会を迎えたときに、市民の多くのお年寄りの人たちに本当にサービスが提供され、安心して生きていけるかという視点に立つことが最重要課題になろうかと思うんです。

そういう中で、やはり日野市の特徴というのは、三多摩26市中、たった４市しか市立病院を持ってない。非常にこれは、この４市しか持ってないということは大変なことで、これをどう活用するか。この４市中でも、それでこの目途に合わせて建てかえがあるということは、具体的にいろんな検討されているのは日野市だけかな、という気がするんですね。町田市さんの建てかえというのは、何年か前、新聞発表もされましたが、その後、そう大きく進んでない。その中で土方英世氏の２万1,000平米ですか、この土地に、他市にまねできないような、一つの大きな市立総合病院を核としながら、そこに特養老人ホーム、そして中間施設というものをメインにしていくことによって、非常に効果の大きい福祉の流れができるのかな。これはいろんな条件を見ても、他市には条件整備ができませんから、それは不可能であります。その可能性があるのは、偶然にも日野市がそういうあくまでも可能性がある。そういう可能性をかなり追求するのが、市民サービ

スを強化することにつながるのかな。

特に他市が実際できるとしましたら、この福祉と医療と保健の連携としての、あくまでもそれは連携プレーだけであって、もう地域を離れている。まして市立病院を持ってない市の方が多いんですから、そういうものを合わせますと、ここで本当に、国なり東京都が推進しているその将来ビジョンの中で、日野市が最高の条件の一番理想的な将来計画の福祉というのができる可能性が一番ある、ということで行われたと思うんですね。

特に中間施設というのは、やはり中間施設を単独に設けても、なかなか医療との問題とか、特にその中間施設は、病院に一緒に併設するか、もしくは隣接するということによって、中間施設の機能が十分果たせる、このことによりまして、寝たきりの方をたくさん減らすことができるわけです。幾ら特養老人ホームをたくさんつくっても、結局、どんどん寝たきりの人がふえていく、イタチごっこになってしまうわけですけれど、少しでも早くそういう位置づけをしながら、その中間施設を病院と併設、もしくは隣接しながらつくりまして、一人でも多くの寝たきりのお年寄りの方を減らしていく、そして在宅でお年寄りが生活できよるようにしてあげる、これが非常に今後の高齢化対策の中では、非常に重要な部分になってくるわけですね。そういう可能性のあるものをまず、市民にとって一番いい、可能性のあるものを行政としては追求していく、そしてそれを現実にならしめていく。そしてそれができないということになれば、次の考え方ということになると思うんですけれど、その肝心な、一番可能性があることを初めから放棄して、二眼構想を相も変わらず主張していく市長の考え方としては同意できませんし、理解できません。それは結果的には、市民の方のサービスの低下になってしまうわけです。

ましてこの多摩川苑福祉ゾーンですか、そういう中で、お年寄りの方だけを集めていきますと、そこはどういう社会になるか、これはもう、想像するだけでも大変恐ろしいことになるわけですね。その場所にお年寄りだけじゃなく、若い人も病院という一つの核を持ちながら集まっていく。そういう中で、お年寄りだけの地域じゃなく、若い人も行くんだ、核づくりをすることによって、そのお年寄りの人も活性化していくというんですかね、そしてまた健康になっていく可能性が多いわけです。

ですから、市長も、いつまでもその二眼構想という視点だけじゃなく、もう少し大きな流れのビジョンで、本当に市民にとってどういうシステムを、またどういう方向性を見出すことが、本当に市民サービスが提供されるのかという、その部分にもう少し焦点を当てなおしてほしい。このことについて再度市長の御意見を伺いたいし、また市長の英断を期待していきたい。これによってどれだけの多くの市民の人の恩恵があれば、これは果てしない部分になろうかと思います。そしてこれは、国も東京都も、大変賛同もし、いろんな面で協力体制も変わってくるんではないかなという気がしてならないわけです。

それはなぜかといいますと、こういうようなシステムは、東京都には山田禎一さんの病院しかない。それも山田禎一さんは私立ですから、結局、自分の病院にかかった患者さんしか、そういう中間施設の利用ができないというですね、どなたでも利用できるということじゃありません。ですから、特定の一部の人だけがそういう恩恵があるというような部分です。もっとも日野市ができましたら、日野市民の人は、どれだけこれによって救われていくのか、また本当に皆さん、この方法によりまして、寝たきりの方がどれだけ減っていくのか。そして、そういう人たちが安心してこう生活をエンジョイしながら人生をやっぱり全うできていくのか、そこら辺も含め、市長のお考えをまず、ひとつお伺いしたいと思います。

それから、ごみにつきましても、先ほど部長から御答弁いただきまして、次は市長にお聞きしたいんですけれど、このごみのリサイクルという視点から、毎回、いろんな角度から質問をさせていただいているところでございますが、日野市としてはどういう方向で今後リサイクルをしていくのか、その辺、もう少し市長の考えをお尋ねしたいんですけれど、やはり今のリサイクルであれば、担当部署が確かに生活課にかかったり、清掃部にかかったり、非常にこう複雑な要因が出てきたわけです。で、今のような体制の中でリサイクルしていこうというのは、既に難しいのかな。ですからやはり、もう少し市として、どこの部署が本当にリサイクルを担当していくんだ、という明確なものを市長自身が決めていかなきゃいけない。

例えば、清掃部の中にリサイクル課という具体的な課を設けまして、そこがすべてのリサイクルの全責任を負って日野市の将来的なリサイクルのビジョンをつくっていくんだ、という明確な位置づけを持ちながら進めませんと、リサイクルは進んでいかないし、結果的には場当たり的になってしまう。ですからいま大事なことは、大枠としてはどういうふうなリサイクルシステムを日野市は設けていくんだというしっかりとした計画をつくりながら、それを順次条件を合わせながら、実施していくというのが、これ一番大事な。そうしませんと、リサイクルそのものは進んでいかない。

そのために、何年か前に一般質問させていただいた中で、現在の清掃部の隣接しています建設省の敷地がありますけれど、ここにそういうリサイクルも含んだ中間処理施設とか、またいろんな清掃の中で出てきます何ですか、一時ストックヤードとか、そうい

うものを含んだ中で、そういう部署にしっかりした位置づけをしながら、リサイクルセンターを設けていく。そして清掃とリサイクルというのは、明確に将来的には分けながらやっていくことが大事だろうし、ただ、じゃあ中間処理施設を設ければ、それでリサイクルは終わりでなく、基本的にはどう市民の人がそういうリサイクル、ごみ問題について関心を持って、まず上手に市民一人一人が分別をして、ごみを出していくか、それが一番大事だと思うんですね。

ですから、その辺も市としてはどう対応していくか、これはもう非常に大事でありますし、市長自身も、日野市のごみはうまく行ってるんだ、という答弁も何度かしております。しかし、何とかうまくいってるからという発想というのは非常に恐ろしいなという気がするんです。やはり、いろんな市を見ますと、ごみ問題が大変だから何とかしようという市は、そこで全市挙げて、また市民の多くの協力を挙げながら、新しいリサイクルシステムを、独自のシステムをつくり上げていく、それによって市民の関心も深まっていく、そしてその市独自のいろんなリサイクルシステムができ上がってきたわけです。

だから、要するにうまくいっているからといって、安心していると、いろんな市にどんどん追い抜かれていく、そして各市それぞれいろいろな施策を発表しております。ですから、やっぱりもっと市長自身、地球的な規模云々ということも市長自身もお感じになっていますし、そういう発言もしてますから、日野市はうまくいってるんじゃなく、どう他市にない日野市方式のリサイクルというのをつくり上げていくか、これが非常に重要な部分であります。その部分は、市長自身も担当部署を明確にしながら、そしてその全体計画を早くつくりながら、で市民の皆さんに協力をいただきながら、その流れをつくっていただきたい、ということを、また市長の御意見を伺いたいと思います。

それから、病院の問題の先ほど、チラシの問題なんですけれど、先ほど来、答弁をいだたきました。やはり随分事実とは違う文面が載っているわけですね。私の方にも何人かの方からお電話いただきました。馬場さんは、この病院に反対してるんですね、こういう内容なんですよ。ええっと、私も最初はびっくりしたんですけれど、結局、このチラシを見ますと、全体的なイメージとしては、ほかの政党はごみ問題を反対をしているようなニュアンスに受け取ってしまうようなこう内容の書き方。結局、よく読めばわかってくるんですけれど、なかなかやっぱり、市民の皆さん忙しかったりして、なかなか細かく読まない。見出しだけで判断してしまう。こういう傾向があるんですよ。それで、日野市南部地域に総合医療機関をつくる会というのが、これは当然、市長の二眼構想を全面的に応援しているわけですよ。

ですから、市長にお話ししたいことは、市長はこういう部分についてはどうお考えになっているのか。これはましてや、こういう政策論争であれば、これは問題ないわけですよ。政策論争以前の言葉のニュアンスの問題、また先ほどの答弁をいただきましたのは、議会で多数で採択を強行、これは先ほどの事務局長の答弁を見ても、経緯を見ていただきましても、そんなことはまるっきりだれが見ても、ないことはおわかりだと思うんですね。ですから、そういう市長を応援する方がこういう文章を出している。市長、少し考えないと、市長がふだんから言ってることがこんがらがっちゃうんじゃないですかね。

例えば、市長自身は、昭和62年の憲法記念行事の中でも、「大きな可能性を生む地方自治に参加を」という中で、「地方自治はまさに可能性の宝庫である。主権在民、民主主義を実践する最も適当な場と感じている」という、その民主主義を実践、市長自身は民主主義を押し進める側にいるのかな、という感じがするわけですよ。ところが、やっぱり本当の民主主義という視点からとらえますと、こういう文面は、本当に民主主義の視点に立った文面かな、というふうに疑問が出てくるわけですね。

今回、８月に、先ほど、どなたかやじが出ましたけれど、クーデターがあったわけですよ。このクーデターも結局、市民が今までのソビエトの共産主義に対しての、これまた同じようなあのことが戻るんじゃないかというふうに、非常に危機感に及んで、何十万という市民が立ち上がって、戦車の前で手をとり、要塞となって戦車を阻止したり、また、住民がそういう何の武力も持たないで、戦車に自分のみずからの体をぶつけながら阻止してきた。そして彼らは、本当に民主主義を望んできているわけですよ。やはり、今考えますと、ここに世界の動きとしては非常に民主主義、民主主義という大きな渦が沸き上がってきている。まして市長自身も、そういう民主主義、憲法の何ですか、憲法の理念を市政に生かそうということを言われるわけですね。日本国憲法も基本的には民主主義をうたっているわけですよ、主権在民でね。

で、市長室におきましても、たしか日本国憲法の前文の一部が掛け軸になって、たしか掲げていると思うんです。そういう民主主義を主張する市長であれば、当然、ある見方によれば、民主主義に対して挑戦的と思えるような文面、正確に正しい情報を伝えるのではなく、歪曲していることについては、これは大変な問題なわけですね。ですから市長自身も、本当に自分自身がその民主主義を訴えるならば、市長自身が応援している方がこういうような文面を出すことは、市長自身も何らかの行動を起こしながら、こういう問題についてはしっかりけじめをつけるということが必要じゃないかと思います。

もし、そのけじめがつけられないということは、市長自身は、自分自身の民主主義もしくは憲法精神を云々する資格はどうかな、という気がするんですよね。ですから、もう少し市長も、こういう視点を踏まえながらこの問題についてどうお考えになっているのか、また、今後どう対応していくのか、それについて市長の考えをお伺いいたします。

あと、コミュニティに関しても非常にこう、全然認識が違うんですね。本当に何という言葉を出したらいいかよくわかりませんけれど、コミュニティの芽生えという、特に例えば、武蔵野市のコミュニティセンターづくりというのは、昭和42年、武蔵野市長期計画というものができまして、この中では、もう昭和42年ですよ、その当時から武蔵野市はコミュニティについては、市民施設をそれぞれの地域に平等に、またそれぞれの地域の特性に応じて、適正に――これじゃなくてですね、「このコミュニティづくりは、市がおしつけるべきものではなく、市民自身が新しい近隣感覚を身につけながら、長期にわたって押し進めていくものであろう。したがって、市は上から機械的にコミュニティの区分を決定することなく、むしろ構想を示すにとどめ、市民施設をそれぞれの地域に平等に、またそれぞれの地域の特性に応じて適切に配置し、市民自身のコミュニティづくりをバックアップすべきであろう」、とこういうような一つのコミュニティの構想が示されているわけです。

こういう中で具体的には、市民自身が参加をして、市民自身が行政と一体になりながらコミュニティの施設を、場所の設定からそして計画、設計、そして建設、でき上がったあとのその管理運営まで、これは携わってるわけです。昭和42年からそういう一つの発想のもとに行われたわけです。それで特に、この中で言われていることは、建設の段階から管理運営はもとより、活動の万端に至るまで地域が自主的に自発的に行動という点の中で、基本原則の中で、住民参加の徹底であるということで、コミュニティセンターづくりをみずからの力で進める中で、住民はその建設過程から管理過程に至るまでのすべての段階で参加の場が準備されている。したがって、参加の中から自主の確立と交流による連帯感が期待できるものだ。要するにコミュニティ施設をつる。つくる中に、計画の段階から住民は参加して、そしてその中でやっていくうちに市民の自覚が出てくるんだ。またコミュニティの、そういうコミュニティというのが、そういう自主性というのかな、市民の自主性が出てくるんだ、とこう言われて昭和42年当時から進めてきたわけです。

多分、中野区におきましても、これももう17年前から、「ともにつくる人間のまち中野」、それを基本理念といたしまして、地区センター住区協議会構想というのができま

して、この住区協議会構想というこの構想に基づきまして、住民の人たちが参加して、この住区協議会の中で、具体的に住民みずからが、主体的に建物づくり、そういうコミュニティセンターづくりに入っているわけです。ですから、非常にこう、これ一部の例ですけれど、他市についてはもう、早くからこういうふうに、このコミュニティについては大変に市民は早くから参画をして、コミュニティをつくっていく、とそういう姿勢になっているわけですよ。

たまにその隣の多摩市ですら、これは失礼な言い方で申しわけないんですけれども、かつては、日野市から見れば多摩市は人口も少ないし、大変日野市の方がすべての行政が勝ってた。今、考え方が逆転しちゃったんですね。この多摩市におきましても、地域はみずからの主体的活動によりつくるという市民の自治意識で触れ合いの広がりといえます、という、そういう基本的な考え方の中で、これはコミュニティの協議会ができまして、そしてその協議会の中で要するに建設協議会をつくりまして、この建設協議会の中で市民の皆さんが計画、設計、建物を建てていく。で、建物ができ上がってから、運営協議会というのができ上がりまして、そして市民の皆さんが自発的に運営管理をしていくわけですよ。こういうもう状況に、多くの市はそういうふうになってきているわけですよ。

まだ日野市は、まだまだコミュニティ施設中心主義、コミュニティ施設さえつくればいいんだという、そういうふうな古い概念にまだとらわれて、何ら市民参加という、市長自身も言われていながら、具体的には市民参加どころか、一部の懇談会のメンバーにゆだねて決めてしまう、その地域の人に声もかけない、また地域の人に声を聞くシステムすら、十分機能を果たしてない、というのが現状なんです。

で、先ほど部長から答弁ありましたように、今コミュニティの懇談会の中で、５回ほど審議してきておるわけですけれど、そういう状況の中で、地元の人が事実を知らせないという、また情報が入ってこないということでびっくりしまして、陳情という形の中で、６月の定例会に出されているところであります。

それを受けてかどうかわかりませんけれど、突然、こういうことがあったんですよ。全く本当に市民をばかにしているということでね。これはことしの７月の11日に平山駅前の公共施設建設計画の説明会というのが行われたわけですけれど、この説明会に当たりまして、７月の８日にこの説明会の発送しているんですよ。７月８日に。そして７月８日にそれぞれの、この平山中学校区の自治会長さんあてにこの説明会についての要請というか案内状が、７月の８日の日に発送されて、７月８日に届いているわけです。そ

して７月の11日に行っているんですよ。こんなばかな話ないですよね。やはり市民の皆さんに、皆さんはもう昼間仕事をして、そして予定を組んでいる。８日に発送して11日に会を催すなんて、こんな緊急なことはないわけですよ。やはり少なくても２週間、10日から２週間前には市から案内状を送付する。行政がやることは当然なことですよ。その何日前に突然こういうの出して、そして来た方は18名の参加ですね。43自治会ですね、担当の。43自治会ぐらいでしたか、その平山中学校区。24自治会が平山中学校区の自治会でありまして、各自治会に２人ずつ、自治会長を含め２人の参加という出席要請の内容であります。それで、18名の方が参加したわけです。たったこれ１回だけですね。１回だけ。そしてその後の予定も何にもない。これで市民に周知徹底したなんていうことだったら、大間違いですよね。こんなばかなことはあるわけないでしょう。やはり、コミュニティを根本的に図る場が日野市はずれてますよ。もう少しこの考え方を変えなきゃだめですよ、市長。

ですからもう少し、コミュニティセンターをつくるときには、やっぱり住民と一緒になってつくっていく、そういう発想をしていかなきゃいけないんですよ。福祉という視点から考えますと、21世紀の超高齢化社会の福祉になったときには、それぞれの地域ブロックの中で福祉を推進していくというのが国、都の方針なんですね。そうしますと、コミュニティを乗り越えて、福祉なんですよ。ですから、この前提にコミュニティというものがないところは、そういう福祉社会が到来したときには、地域の中で、果たして本当にお互いが助け合いながら、福祉社会を迎えられるか。ほかの市はこのコミュニティを進めているんですね。ですから、そういうコミュニティを乗り越えて、次の段階に流れが行きやすい傾向があるわけですよ。日野市はその根底のコミュニティすら十分対応できてないどころか、行政の市長初め考え方が全然そこまで至ってない、建物さえつくればいいんだ、というふうな日野市の実態なんですね。大変恐ろしい話ですよ。もうそういう認識を早く変えなきゃいけないですね。市長、ソフトなんて言いますけれど、ソフトなんかないんですよ。もう少しそういう認識を変えていくことにより、本当に市民自治意識が高揚されるわけですよ。これについての、部長さんは結構ですから、市長にお答えしていただきたい。

以上です。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御提言、御指摘は謙虚に拝聴し、フィードバックして、自己反省しなきゃならない、というふうに承っております。政策、施策につきまして、大きい課題、それから当面の課題、解決のために一生懸命に組織を挙げて努力しておるつもりでありますので、全く否定的な御指摘ということにつきましては、少々意に迎えがたいものもあるように思っております。十分検討し、また後日機会を見てお答えをするようにさせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　今の答弁、なかなか納得しにくいんですよね。まず、その後日というのはいつなんですかね。それもはっきりお約束していただかないと、やっぱり理解できないんです。もう少し先ほどのコミュニティの視点については、非常に緊急事態ですよね。平成元年に平山の図書館の外装工事したんですね、平成元年。約1,000万弱をかけて外装工事をしている。市長の考え方としては、ことし、平成３年度におきまして、コミュニティの懇談会を踏まえて実施設計までしたい。で、平成４年度におきまして工事をしていきたいというのが当初、市長の考えなんです。その平成元年度には、その壊すべき、要するに平成４年度に壊すべき日野市の平山図書館の、約1,000万円かけまして外装工事をしている。これが何を物語っているかよくわかりますよね。いかに思いつきだと。やっぱりもう少ししっかりとした長期的な視野に立って、計画的に遂行するならば、こんな税金を、貴重な税金をむだに使うことはあり得ないわけですね。これは市長、責任問題ですよ。市民の税金をむだに使っていく責任問題です、これは。もっとそういうとこも市長、慎重に考える、慎重に。ですから市長、いつに具体的に先ほど質問した項目についてのお答えいただくか、今本日答弁できなければ、明確にしていただきたい。特に先ほどの病院のチラシの問題も含んで、そういう市長を応援している団体でそういうふうに出されたと。事実と違っているものを出された。市長は道義的にも、やっぱり市長自身がけじめをつけるのが筋かと思います。もしそれができないんであれば、市長自身は、自分自身は憲法を市政に生かすとか、民主主義といえる資格はないのかな、という気がするんですね。お願いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　憲法を市政に生かす資格にみずから立ちたいと思っておりますので、そのつもりで今後も努力をさせていただきます。（「市長、明確にしてくださいよ。いつに明確にその辺をお答えいただけるか、そうしないと私も終えることできないんですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　市長もう一度、納得いく答弁を。市長。

○市長（森田喜美男君）　何ですね、具体的に私の方からお答えのできる質問の設定で

答えを求めていただければ、お答えがしいいわけでありますけれど、政治姿勢全体といいましょうか、あるいは行政姿勢全体に批判をいただく、これはそのことに対しまして、先ほどお答えしました、謙虚にみずから反省してみるという以外にお答えのしようがないわけであります。具体的な政策、施策におきまして、この点はどうするかというふうに質問をいただければ、お答えがしいい、とこういうことを感じておるわけであります。

一つだけかなりはっきりお答えのできますことは、リサイクルセンターというその考え方についてであります。地球規模的な環境問題、あるいは資源の問題、こういうことを今日のマクロに、あるいはミクロにいろいろな現実となってごみ問題をつくり出しているわけであります。そこで、ごみ問題として考える領域と、それから市民生活として考えていただく領域と二様に分けたい、とこう考えております。

という意味は、清掃部がかかわります大きい意味でのこのリサイクル事業は、先ほど御指摘もありましたが、場所の問題が伴いますので、清掃部に隣接をする現在の建設省所管の管理の用地、これを一つ表から政策として取り上げて、建設省に要請行動を始めようということを、先日も組織内に関係幹部を集めて直接指示をいたしております。そういう用地を確保することから、清掃部がかかわります大きな意味でのリサイクルは、その入るスペースを確保するというところから始めなければなりません。したがって、直ちにどうこうということには言えないわけでありますが、御指摘の大きな意味での基本姿勢はそういう考え方を持っておるということであります。

それから、たまたま市民要望のこともありまして、たとえ若干のストックヤード、臨時の短期のストックヤード、この手のものは市が持っている土地の中で何とかならないかということで、南平の市有地のことを思い立ったことがあります。これは本来は、消費者生活、消費生活運動の中から発展をすることを期待した場所であり、リサイクル活動でありますので、清掃部から新聞記事等に取材をされたということは、また記事どおりというわけでもありませんし、市民の感情、感覚を刺激したということでまずかったと思っております。したがって、もう一遍出直そう、とこう思っております。

建前といたしましては、今度市の組織がえによりまして、環境部、あるいは生活文化部という仕分けでありますので、生活文化部の消費者行政という領域で市民にお願いをする部分はお願いをしよう。それはストックヤード、あるいは多少集まりましたものを搬送するシステム、こういうことに事が足りるんではなかろうか、とこういうことでありまして、大きな課題でありますから、清掃部だけの仕事では、大きな意味でのごみ減量、あるいはそのためのまた作業場、これは清掃部に所管をする、それから消費者運動

としての市民に提供するある程度の短期のストックの場所、これらについては生活文化という範疇で行政を展開をしていきたい、とこう考えております。

福祉と医療に関しましては、非常に問題が大きいわけでありますので、今後、十分可能性を切り開きながら、現実の課題として具体化を図りたい、このようにこれまでもお答えをしておりますし、今日もこのようなお答えを申し上げることになるわけございます。

チラシの問題につきましては、私も趣旨、内容を明確に存じておるというわけではありませんが、南部に地域病院が欲しいという切なる市民要望も、これも極めて要望の高いことでありますから、こたえる手段を考えるということは、我々としては当然だというふうに思っておりますし、何らかの方法で今後、それにこたえ得るものを実現に持っていきたい、このように考えております。

平山駅前の公共施設のことで随分、コミュニティそのものの認識不足を指摘されましたが、他市の例等も出されたわけですが、それぞれのまちの発展段階があります。武蔵野市というのは既に、中野もそうでしょうが、都市化が既に完了しておる地域社会でありますから、新しいまた地域社会のためにいろんな運動、あるいは行政展開の姿がある。日野市の場合は、既成のものを少し建てかえようという平山の場合の考え方でありますので、おのずから住民の意思を問う範囲が、地域の事情に明るい方の御意見を聞こう、とこういうことで始めたということであります。

そこで私のお願いをしたいのは、その懇談会でひとつもう一遍じゃあ地域にも公聴会的な会議の持ち方でお問い合わせいただけば、なお我々も住民のお考えを直接、間接にまとめ得ていただくんではなかろうか、このように思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　正直な感想としまして、市長の答弁をいただきまして、本当にがっかりしました。非常に原理原則というものが非常に混乱をしている。また、市民にとってどういう方向を本当に今求めているのか、そういう市民の方向すら社会教育というんですかね、コミュニティ関係も余りにもそういう独断的な物の見方で現実を、また市民の人がどのようなものを望んでいるか、何も認識してない。本当に、私も何て言っていいかわからなくなっちゃったですよ。リサイクルにつきましても、何でもっとこういうこだわりでなく、もっと担当を明確にして、そしてその中でそれぞれの関係部署との連携をとりながら、システムをつくり上げていく、また独自なものをつくり上げてい

く、その辺をもう少し行政としての縦割組織の行政の中で明確にしていかないと、それぞれちぐはぐになる。市民から見れば、消費者運動もごみの減量も、市民は一緒なんですね。行政はたまたまいろんな縦割組織の中で見ますけれど、市民の視点というものをもう少し考えていただきたい。市民がどうすればよくわかり、また市民が協力もできるのか。それをまず視点を持っていかないと、話が進みませんし、結局、より複雑化になってしまう。それを非常に市長自身の頭の中で整理していただきながら、要するにもう少し言い方を変えれば、今の複雑な社会機構の中で、今の非常にこう市民の皆さんの何ていうのかね、高教育化の中で、非常にニーズの多様化している、そういう中で一人の行政の中心者がすべてを把握していこうという視点にはもう、限界がある。幾ら優秀な人で――市長みたいな優秀な方であっても、限界なんですよ。そこにやはり組織があり、また年齢とともに物の見方が保守的になる。その中でいかに若いスタッフを活用することによって、新しい息吹がわいてくる。そして新しい市民感覚がわかってくるわけですよ。そういうことをやりながら、行政としてトータルして、市民が高サービスを受けられるような行政組織が成り立つんですね。根底からやっぱり市長自身のそのお考えを変えない限り、日野市はますます、このソフトという視点で見ますと、大きく他市から離されていく。確かに建物はね、ある程度できるでしょう。しかし、建物ができても、これはハードだけでは成り立たない。これからはハードは限界ですね。やはりソフトの時代なんですよ。それと同時に、これはちょっと一般質問で触れさせていただきますけれども、大事なことは、そういう視点を持っていく。そしてハードを幾ら日野市の地方行政の中で一生懸命つくっても、市民に十分満足できるものができない時代になってきたんですよ。ですから、それも広域の中でやっていこうとか、いろんな今動きが出てきてるんですね。ですから、いかにソフトが大事か、そういう視点を持っていかないと、ますます日野市民は、日野市に誇れるものがなくなってしまう、ますます減ってしまう。その辺を十分また踏まえながら、市長自身も、私が先ほど何点かについて質問させていただきましたものをしっかりと考えていただきたい。

特に、今緊急を要する問題は、コミュニティの問題です。本当に市長は、今の施設を建てかえるんだから、そんなことをしなくてもいいんじゃないか、という発想、その発想自身が違ってるんですね。建物を建てかえるときだからこそ、チャンスなんですよ。コミュニティを考えていく。そこで地域の人たちが参画をして、そして一緒になって建物をつくっていく。そこに連帯感、地域感が生まれていく。だからでき上がった建物は自分たちの建物である、だから大事に使っていく、こういう発想なんですね。新しい輪

が広がっていくわけですよ。そしてお互いに助け合う、そういうものができるわけですよ。市長みたいに、建物を建てさえすればいいんだという論法であれば、新しいの生まれませんし、時代の逆行しか考えられませんよ。それを十分踏まえて、やっぱり市長は我々30分の１と違って、市長は一人しかいませんから、市長の考え方によって、日野市政が大きく変わるわけですよ。だから、市長に別に個人的には何にも恨みはありません。ただ、市長自身の考えによって、日野市民にどれだけこれから恩恵があるのか、逆になるのか、まして21世紀の高齢化社会を迎えるために、いろんな施策については重要なんですよ。だから新たに今回質問させていただきました。もう少し住民の側に立った市長自身の施策をやっぱり行っていく、計画を立てていくということを視点を持っていただかないと、本当に市民は、ますます日野市はおくれてしまいますので、もう市長に言ってもわかりませんので、これで終わります。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　下水道問題で伺っておきたいと思います。

先ほど市長が、大事な点、あと１年後で大体下水道は利用できる見通しを報告されていたものですけれど、これまでの下水道の事業の進展等につきまして、森田市長初め職員の皆さん、大変御努力をされた歴史だったと思います。ようやく１年後には下水道供用開始というところまで事業を発展させてきたわけですけれど、私も議会の立場で下水道問題でいろいろと審議に加わらせていただいたということの一人として、この報告を積極的な立場で受けとめている次第でございます。

それで、住民の方からも下水道の処理場が完成に近づくというようなことなどもございまして、下水道に対する関心、また一段と高まっているわけでありまして、私などもいつから下水道が利用できるようになるのかというような問い合わせなど、再三、最近受けているわけでございます。最近、住民の方も、秋川の処理区の処理場を見学するというようなことなどもございまして、我々議員団もそれに参加いたしまして、現地でいろいろ説明を受けるというようなことなども行ってまいりましたし、私自身も処理場を見学させていただいたということなどもございます。現地の説明ですと、来年の秋には第１期分の工事が完成して利用できるようになるでしょう、というお話でございます。先ほど市長が、来秋――来年の秋には稼働できるように今後一層、東京都への働きを強めていきたい、というような表現をされているわけですが、要するに同じことじゃないかというふうに私は受けとめているわけですが、市長端的に、来年の秋、下水道が利用できるように東京都への働きかけをするということは、来年の秋には第１期分の工事が

終えて、利用ができますよと、わかりやすくそういうことじゃないかというふうに私は受けとめるんですけれど、その辺のところを、もし報告された以外のもっと分かりやすい表現を使えば、そういうことなんだということでよろしいのかどうか、伺っておきたいと思います。

それから、資料の中に、浅川処理区の新たな事業認可をとった区域が示されております。これ６月議会に私、質問を行ったんですけれど、この認可のおりた月日を教えていただきたいと思うんです。

以上２点、お願いしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　さきの議会にも発言をしたというふうに記憶しておりますが、日野市の下水道は、流域下水道方式、そして分流式、それから自然流下方式、つまりポンプアップのない方式という、３点ほどかなりすぐれたといいますか、本来あるべき条件にかなった流域下水道方式である、というふうにこれまでもお話をしてまいりました。

したがいまして、処理区が３処理区に分かれるわけでありますけれど、その処理区の汚水が流入をする処理場は、日野市では浅川処理区の浅川処理場、それから八王子市では、秋川処理区の八王子処理場、南多摩処理区はもう事業が終わったということでございますので、その二つが当面の一番大きい期待になっておるわけでありまして、その処理場は、また流域下水道の特色として、東京都が直接施設を設ける、そして市町村側の行った公共下水道と接続させることによって、いわゆる下水道機能が完成するわけでありまして、処理場の、まあ今回それぞれ一次系列でありますけれど、稼働開始という、工事が要するに稼働できる状況になった。公共下水道側は、それに対してまた、汚水を流入させなければ、現実の稼働にならないわけでありますから、それらをなるべく同時にすることが当然、望ましいということになりまして、都の当局にかなりその時期のことを明確にしてもらうよう問いかけてはまいっておりますけれど、大きな工事でありますから、安全のことも考えて、「公的な確認」という言葉を先ほど使いましたけれども、これは平成４年度である。

４年度というのは、５年の３月までということになりますので、待望久しい、特に我々住民の立場からいいますと、何カ月でも早めてほしい。そのことがせめて秋にはということを具体的な言葉として話題に供しておるわけでありまして、それを期して両者ともこの事業のために頑張っていこう、こういう状況でございます。またそのことを、特に日野市全域が認可地帯になったということも、非常に大きな行政上の節目でもありますので、特に議会の御認識をいただく意味で、報告をした、こういうことであります。そういう御質問でお答えになるかどうか、よろしいでしょうか。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　事業認可の件でございますけれども、公共下水道の事業をやる場合、下水道法の認可と、それから都市計画法の認可と二通りございます。

それで、まず下水道法の認可でございますけれども、８月の８日付で認可になっております。それから都市計画法でございますけれども、８月の27日付で認可になっておるということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。市長。

○市長（森田喜美男君）　少し言い落としたわけですけれど、公共下水道、いわゆる道路の地下に管渠を敷設するといういわゆる工事は、非常なピッチで今進んでおるわけでありますが、日野市内すべての街路に面する住宅の側、居住者の側、これとの接続を図らなければ、完成にはならないわけでありますので、そのことに対しましても、地域に説明をし、それから私的工事のために、つまり個人的な工事のために、相当なまた経費負担も生じるわけでありますから、それに対する援助のできる、あるいは資金のあっせんのできるこういう仕組みも整えていかなければなりません。そういうことをこれからの期間、事務といたしましても、市民との説明、あるいは工事の対応、このことを積極的に進めなければならない、こういう問題が生じていることをつけ加えておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　それでは、２項目について質問をさせていただきたいと思います。

建設部にかかわる事項でございますけれども、まず１点目は、放置自転車の移動が毎回、定期的に行われております。この行政報告の中でも59ページから60ページにかけまして、その報告がされておりますが、この報告内容を見ましても、豊田駅近辺、特に北口でございますけれども、これが圧倒的な数で上回っているといいますか、多いわけで

ございます。いろんな手だてを加えながら移動管理をされているわけてございますけれども、この豊田の近辺がこういう形で圧倒的に多いという実態に対して、まず行政当局としてどのように認識をされているのか、豊田近辺を利用する人が特にマナーが悪いということではないと思いますけれども、その辺についてどういう見解をお持ちなのか、まずお伺いをしたいと思います。

それから、市内に幾つかの駅が、ＪＲ以外にも京王を含めて幾つかの駅があるわけでございますけれども、当然駅によって、その利用人員というのが違うというふうに思います。当然、そいう人員が違えば、それだけ利用される数も比例して多くなる可能性があるわけですけれども、それぞれの駅の利用人員とか、あるいはこの関連する内容からいきますと、自転車置き場といいますか、そういったものをちゃんとこう、きちっととらえておられるのかどうか。今ちょっと、利用人員どうかと言われても、すぐ数字では出てこないかもしれませんが、それぞれの状況に応じて駐輪場のその台数で把握されておるのか、あるいは面積で把握されているのかわかりませんが、その辺の関係がわかれば、その辺もあわせてお聞きをしたいなというふうに思います。

それから、当然、こういう実態、事実があるわけでございますけれども、このような状況に対して、当面どんなような対策を考えておられるのか、まず、この３点についてお伺いをしたいと思います。

それからあと、ページでいきますと74ページの公園事業に関係するところでございますけれども、日野には大変多くの公園がございます。当然、規模もいろいろありますし、利用の方法なり、利用者、あるいは利用時間といったものもいろいろあるわけですけれども、場所によっては、子供さんの昼間の遊び場になってみたり、あるいは朝早くから、あるいは夜遅くまでジョギングだとか散歩に使う所だとか、場所によってそれぞれいろんな使用目的、利用のされ方が違っているというふうに思うわけですけれども、こういう実態の中で、特に非常に問題だなと思われるのは、すべての公園がということではないんですが、私の方の近場のところでいきますと、旭が丘の中央公園のように、ああいう多目的の大変広い公園の場合には、本当に朝早くから夜９時、10時ぐらいまでジョギングしたり、散歩したりというような使われ方をされているわけなんですが、そういうような公園幾つかあると思います。そういうような場所の場合に非常に問題になるのが、もうある程度の歴史がたっているものですから、木が生い茂って非常に暗いということ、これは一方では緑を大事にするという観点で、枝落としとかそういったことを、もう非常に抵抗を示すような所もあると伺っておりますけれども、しかし、防犯上の問題からしますと、極めて問題ありと、昼間でも死角ができる公園もあったり、あるいは夜など、防犯灯は一応あることはあるんですが、恐らく公園をつくった当時は、その距離といいますか、その高さで十分役を果たしたんだろうと思いますが、今現状で見ますと、ほとんどその部分、回りだけしか明るくないということで、大人の方からでも男の方からでも、余りにも暗過ぎて、ジョギングするにもちょっと危険を感じる、というような声が再三聞かれるわけでございますけれども、その辺の運営管理について、どういうような基本があって行われているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　２点の御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず１点目は、放置自転車の問題で、特に豊田の北口の非常に放置自転車が多いということで、この認識について、どのような認識をしているかという点と、それから各駅の利用人員の問題、それから当面の課題、ということで１点目の質問三つあると思います。お答えをさせていただきたいと思います。

豊田の駅については、周辺に12カ所の駐輪場を設けております。面積にいたしますと4,286平米でございます。収用台数にいたしますと3,566台でございます。現状の問題点といたしますと、この豊田の地区、特に北口については、駅前の道路については、道路管理者は東京都でございますけれども、利用されている方は市民ということで、管理課が扱っているわけでございますけれど、この道路管理者の方からも、こういう迷惑な問題という形の中で積極的に都道の道路の中で、歩道等の使用を特別に許可をしていただきまして、臨時の駐輪場というものも、この先ほどの12カ所の中にも設けております。問題点としては、やはりこの駐輪場を利用する方というのは、どうしても近い所に集中をしてくるというのが一つでございます。そしてまた、そういう中でも、駅まで行ってしまって、そこに置いていっちゃうという形が実態でございます。

で、利用の関係にしても、この12カ所についても調べてみますと、100％という所はとんどございません。近い所で80％ぐらいでありまして、遠い所になりますと、極端に言いますと60％ぐらいの利用率というような形が出ております。こういう対策につきましては、市の方で整理員を出しまして、整理員がそういう不法に置く方にいろいろ申し上げたり、またはこういう所に駐輪場がございますよ、というＰＲもさせていただいているというのが一つでございます。

それからなお、定期的には、この行政報告の中にも出ておりますように、定期的にその自転車の移動も行っております。多摩平の豊田の北口については、特にその移動が、本来ならば中央高速の下の保管所へ持ってくるわけでございますけれども、ここの場合については、先ほど御説明させていただきました都道の中に臨時駐車場というのがございまして、約500台収用できる場所でございますけれども、そこの一番北側の方にそういう移動してきた自転車を一時的に置かせていただいて、そこで不法に置いた方が取りにきていただくということで、またなおかつ、取りにこない自転車については、一定の期間たちますと、先ほど申しました保管所に持ってってるというようなことでございます。こういう形で、この自転車問題、豊田については、非常に問題のある所だということで、担当課も積極的にまたこういう、今まで御説明させていただきましたような点を重点的に努力をしているということでございます。

それから、各駅の利用者の状況でございますけれど、これは統計的に毎年とっておりますもので、後ほど資料として、そのまとめたものを提出したいと思います。

それから、当面の課題でございますけれども、豊田について申し上げますと、非常にこの駐輪場というのは、先ほど申したように駅の近くじゃないと利用ができないということでございまして、なかなかその駅前の土地をお借りするということはまず困難でございます。

今一つ考えている点というのは、これは所管が都市整備部になりますけれども、駐車場整備計画委員会というものを設置いたしまして、これは豊田の南口、それからまたは高幡の駅、日野駅と、こういう場所に地下式の駐車場をつくろうというような今検討をしている段階でございます。こういう中で、我々といたしましても、この自転車対策というのが一番問題になっておりますから、この地下駐車場の中にそういう自転車も置けるようなスペースも設けていただきたいということも、この委員会を通じて要望もしておりますもので、今後はそういう中で対応をしていきたいという考えでございます。

それから２点目でございますけれども、具体的に今、旭が丘の中央公園の所というふうに出ましたんですけれども、確かに御指摘のとおり、公園内の園路の園路灯については、そういう問題点がございます。全般的に公園緑政課の方といたしますれば、年１回は木の剪定をするということになっておりますけれども、今御指摘のような場所は、我々の方で直営でできることでございますから、即この件については対応させていただきたいと思います。なお、その他のほかにおいて、ある場合において緊急性というようなことがございましたら、またぜひひとつ、情報を提供していただけれは、直営ですぐ対応

できますもので、これからそういう形で努力していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　最初の方の駐輪場に関係することなんですが、利用人員については後ほどということで結構でございますけれども、この豊田駅の利用者の数と、それから今現在12カ所、台数にして三千五百何台、面積にして四千幾らというお答えいただいたんですが、これはほかの駅の比率といいましょうか、そういうのと比べてどうなんでしょう。十分と言えるのか、あるいはこの場所の場所柄、今のところこれが限度で、少ないのか、多いのか、その辺についてもしおわかりになれば、お答えいただきたいなと。

それから、12カ所あるということなんですが、駅を利用する駐輪場ということで、特に距離的にどのぐらいの範囲までを一応、その適当な場所というふうな何か決めみたいなものがあるのかどうかですね。場所さえ確保すればいいというものでもないと思いますので、これは何か基準があるのかどうか。もしあれば、その辺もお伺いしたい。

それから、教習所の脇の所の高架の下にということの話ございましたけれども、実はあの場所に、これは移動した自転車だけじゃなくて、置いた人が再三いたずらに出会うというような話もよく聞くわけですね。これは必ずしも夜だけではなくて、昼間でもなんていう、そんな話も聞くわけでして、そういうことに対して情報をつかんでおられるのかどうか、あるいは何か対策をされているのか、もう１回その点をお伺いをしたいというふうに思います。

それから、公園関係でございますけれども、たまたま事例として旭が丘の中央公園出しましたけれども、同じような傾向が恐らくこの旭が丘公園だけではなくて、ほかの市内の至る所にある公園の中でそういう関係があるというふうに思われるんですが、そういったところも含めてぜひ見ていただきたいなと思うんですが、それで特に、現在防犯灯がついているのは非常にまあ、これ一定の基準、規格によるものなのかもしれませんが、非常にライトがついている位置が高いわけでして、あるいは１メートルなり２メートルなり下げて、そしてさらに蛍光灯部分を追加するということだけでも、かなり違うのかなというふうに思います。しかし、いずれにしましても、緑を大切にするがために、枝落としもしないということがやっぱり一番原因しているような気もしますので、必ずしも木を大切にする、緑を大切にするということは、切らないで放っておくことが大事にすることではない、というふうにも思いますので、その辺も十分地域住民の方に御理

解をいただいて、その上で進めていただきたいなと思うんですが、特に再質問については、前段の方、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　先ほど、12カ所についてほかの駐輪場から比べたらどうなのかというような御質問でございますけれど、日野市で全体の駐輪場の数は36カ所でございます。豊田がそのうちの一番、12カ所で多いわけでございます。続きましてあとは、日野駅、それから高幡不動、南平というような形で、大体日野駅では、現在は７カ所ですか、それから高幡については６カ所、このようなあれになっております。豊田が一番多いということでございます。

それから、この条例上におきまして、自転車の禁止区域というのが設けられてまして、この禁止区域以外でも、こういう駐輪場の土地をお貸ししていただけるというような所は借りておりまして、そういう対応を今行っているということでございます。先ほど沢田議員さんからも、高架下の所で駐輪場でどうのこうのと出ましたけれど、これなんかについても、相当距離が遠距離の所にセットしているわけですけれど、そういう所も道路管理者の東京都の方からお借りしてやっているということでございます。

それから、何かいたずらとかいろいろのことを聞いているかというような御質問でございますけれど、特に自転車の場合は、これはお酒を飲んだ人とか、いろいろストレス解消の中でも出てくると思いますけれど、自転車を積み重ねてみたり、蹴ってみたり、または街路樹の中へ放ってみたり、というようなことは再三見ており、またそういう点については整理員の方からも報告を聞いております。

それから、公園の関係でございますけれど、先ほどもちょっと御説明しておけばよかったんですけれど、パトロールはもう公園緑政課の方で十分行っております。これからももっとそのパトロールを強化して、御指摘のような所についても、早く措置ができるようにしたいと思います。

それから、園路灯の、要するに街路灯の問題でございます。確かに御指摘のように、スタンダードの高さになりますと、高い所にあるわけですけれど、私もこう公園内を見てみても、その中間ぐらいに一つ同じポールを使ってセットしてもできるんではなかろうか、技術的にできるんではなかろうかというように思っております。今後、こういう点について検討して、できればそういう形で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

駐輪場に関してなんですが、最終的には豊田近辺で言えば南口の都市整備とあわせてというようなことが最終的な解決策だろうというふうに思うんですが、まだまだそういう意味では年月を要するのかなと。その間、じゃあ我慢をということだけでも対策にはならないような気がいたします。そういった意味では、例えばこれも人の土地ですから、そう自由にはならんわけですけれども、例えば今ＪＲの土地になるんでしょうか、有料の駐輪場がございます。で、こういったところも、南口はこれからいろいろこう対策をされるんですが、仮に北口の方がさほど変化がないということであれば、あの辺をもう少し利用して立体化するなり、あるいはもっと線路の上を使うとか、そんなようなことだって十分検討できるんではないかなと思います。その辺も含めて、いずれにしましても、豊田の駅前の自転車の状況というのは、目に余る部分がございますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それから、公園の防犯上の観点からも、ぜひ早急なる対策をお願いしたい。この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑ありませんか。簇野行雄君。

○24番（簇野行雄君）　どなたかほかの方で質問されると思って私は遠慮してたんですが、市長が下水道事業の進行状況について行政報告あったわけですが、その中で浅川流域処理場の区域の浅川左岸について今回事業認可になったという説明がありました。ついせんだって、私の地域でも、北野街道でこれから下水道工事を始めるんで、説明会関係者にやるんだ。ちょうどあいさつなり、今の現状を説明してくれないかという中で、西平山なり東平山で、ちょっと今のところ見通しが立っていないというようなことも私申し上げたんですが、今回、事業認可になったということは、一歩前進ということで結構なことなんですが、今までこの地域が計画がおくれてた一つの大きな原因で、一つは流域下水道幹線がはっきりしなかった。区画整理区域内については、これは区画整理で用地をあける。西平山、東平山、あるいは豊田南口、万願寺についてもそうですが、一番問題になるのは、東豊田から堀之内の区域、あれをどうするかというのが、今まで問題になっていて、一部見通しがなければ、迂回してほかの道路の下を流域下水道幹線を通すというようなことだったんですが、認可になった以上、この辺はっきり確定したのではないかと思います。私も帰って関係者にどうなったと聞かれて、間違った説明をしてもいけないので、この辺事情を明らかにしてもらいたいと思います。よろしく。

○議長（小山良悟君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　今回の下水道のこの認可でございますけれども、図面にございますとおり、浅川の左岸でございます。現在区画整理事業をやっている万願寺区域を除いた区域が認可になったわけでございます。面積が805ヘクタールということでございます。この地区の今後の工事の工程でございますけれども、浅川と秋川のこのちょうど中間でございますけれども、3・3・2号線、この中に浅川中央幹線という、これは公共下水道でございます。流域下水道ではございません。公共下水道が計画されているわけでございます。

それで今、工事そのものは万願寺の事業地区内におきましては、ほぼ完成しているわけですけれども、これから問題は、西平山地域の方へ迎いにいくこの区間の問題でございます。この区間には、まず豊田区画整理事業がございます。これは区画整理事業と並行して行っていく。それから西平山につきましても、西平山の区画整理事業と合わせて整備をしていく。問題は、この豊田から万願寺の今の事業区域にしているこの区域の区間でございます。この区間につきまして、どういう方法でこれを接続するかというのが大きな課題なわけでございますけれども、現在、区画整理の方で、この地域のまちづくりについて今、地元にちょっと協議をしておるところです。この地域をひとつ組合等で区画整理をやったらどうかという形の今アクションを起こしているという状況でございます。

それで、もしこういう状況が、期間が当分かかるということであれば、今の万願寺の区域から現道を使った形で仮設の、将来それが管が生きるような形で管を敷設、仮の管をバイパスをつくっていこうという考え方で、これも現在検討を進めております。この堀之内のこの段下の方の区画整理――まちづくりですね、これの状況と絡めて今後煮詰めていきたい、というふうな考え方を持っているところでございます。

○議長（小山良悟君）　　旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君）　　私は、事業認可をとった以上、その辺も解決済みかと思ったら、まだそうではない。場合によったら、堀之内地区も区画整理というような話もあるから、それができた場合には、3・3・2号線がとれるわけですから、そこを通す。もし、おくれるようなら、迂回して現在の道路の下を通す。両方考えられる、とこういうことですね、結論は。はい、結構です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　　福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　　大変申しわけないんですけれども、今の質問に対しては、この

新町、栄町地区のこともあわせて答弁するのが筋だし、そうしないと、我々も一つひとつ聞かなきゃいけないわけですよね。そういった意味では、お答えとしては、この浅川の新たに805ヘクタールの事業認可をとったこの区域の最終、いつに仕上げるか、このことは決意表明として今まで聞いているわけですけれど、それを明らかにここでもう一度言ってもらいたい。

○議長（小山良悟君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　大変説明不十分で申しわけございません。この浅川の今回の認可の区域の中で、今浅川の沿線の方は申し上げましたけれど、多摩川沿いの方があるわけでございます。この多摩川沿いにつきましては、これは中央線のちょっと先ですね。これは流域幹線が入ってきております。したがいまして、この地域に至る事業につきましては、一応、来年度から部分的に着工していきたいという計画を持っているところです。ただ、現時点でこの幹線が、流域幹線が事業年次が７年という形で一応設定をされております。これに合わせてその前後の公共整備を、管を先行していきたいという考え方を今のところ、持っているわけです。

ただ、最終年度として考えているのが、今の事業計画でまいりますと平成13年ということになっております。この13年をできるだけ前倒しにしていきたい。（「10年と言った」と呼ぶ者あり）担当部局しては10年を一つの目標に、３年ぐらいは前倒しでいきたいという考え方を持っているところでございます。

○議長（小山良悟君）　　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　　答申のことでこれちょっと確認の意味なんですが、市長の方にお聞きしたいと思います。

先ほど、古賀議員の方から詳しく聞いたところなんですが、「（仮称）日野市多摩川苑福祉ゾーン計画について」答申というふうにあります。これ、よく、きょう配られたものですから、それほどよく見てはいないんですが、それにしましても、一番最後の終わりの方のページに、介護施設、医療施設、福祉センター施設、生きがい対策施設、老人関連施設、補助金の関係も出てます。かなり大きな事業だなというふうに感ずるわけですが、恐らくここまで書かれてるということは、担当の方でも大まかの図面みたいなものは恐らくでき上がっているだろうというふうに思います。さらに建設費は別にしましても、運営費で大体どのぐらい日野市からの毎年の事業費用が出ていくかということも、恐らく概算としては出ているんではないかというふうに思います。先ほど福祉部長の方からのお話ですと、この計画を、答申をたたき台というふうに私は聞こえたんです

が、足がかりにして庁内の世論形成といいますか、いろいろな意見を聞きながら作業を進めていきたい、というふうに聞いたわけです。恐らくこれだけの資料ですから、これからさまざまな角度から検討されていくんではないかというふうに考えているんですが、そういうふうに考えてよろしいかどうか、市長から御答弁いただきたい。

特にこれ私、非常に審議会の計画を見てますと、５回ほど検討を重ねたとあります。裏の方をちょっと見ますと――裏を見なくても表にも出てますが、東京都の福祉局の方の関係者を招いて説明を受けたというふうにあるんですが、説明の程度でこの計画について東京都からの実質的な協力をその辺あたりで終わっているといいますか、そういうふうな意味もこれ入っているのかなというふうにもちょっととったんですが、そうなのかどうか、その辺もちょっとお聞きをしておきたいと思います。

ちょっと話がそれましたが、５回にわたって検討化されたということで、内容は薄いですが、答申が出た。当然、市長の方からの諮問も恐らく出ているだろう。ですから、今すぐに諮問の内容の資料をいただけなければ、後日で結構ですが、ぜひいただきたい。

あともう一つは、この答申の出されたことについて、こんなに５回のものでこれだけまとめるというのは、非常に大変な作業だろうと思うんです。恐らく、これは私の推測なんですが、非常に市の方でさまざまな経験の積み重ねが、浅川苑の建設についてもあったわけですから、そういうふうな経験がありますから、それで一応骨格といいますか、アウトラインといいますか、そういうものをまさに原案をつくられて、それでここの何名の方ですか、５名か６名の方ですね――７名ですか、７名の方の意見を聞かれたということですけれども、そういふうな過程を経て答申が得られた。もともとの核はやはり、原案は、市の方の経験の財産をつくって、それを原案として示して、それを検討していただいて答申、という形だというふうに理解しますが、そのようなものかどうかということもお聞きをしたいと思います。

それから、まとめて聞きますが、もう１点は、これはここに今配られてありますけれども、私の話を前提にしますと、これで議会の議員の方には御了解が得られたというふうには理解はしておられないと思いますけれども、その点と、前の浅川複合施設の問題もありますから、市長の方から御答弁いただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の要点についてお答えをしたいと思います。

日野市老人福祉協議会という要綱設置ではございますが、かなり見識のある方々に委嘱をしたつもりでございますけれど、第一段階では、１冊になっております今後の高齢

者社会に対して、自治体行政のあるべき姿ということを描くために、高齢者福祉施策、いろいろ法的な法律並びに条例等に基づいて実施をしておりますが、これを体系化という居住から医療から日常生活からというふうな観点から総合化するために、体系化という提案の仕方で、諮問の仕方で御検討をいただいたという経過がございます。

今回の（仮称）日野市多摩川苑福祉ゾーン計画というのも、体系化に沿って一定の福祉ゾーンという考え方の中に、その体系化のそれぞれの部分を具体的な施設や施策によって並べていくといいましょうか、セットをしていく、とこういうことで検討をしていただいたという経過でございます。伴って、ちょうど国でも、御承知のとおりの「老人福祉推進10カ年戦略」という大きな指針もございますし、東京都でもやはり時を同じくして東京都の高齢者福祉施策というふうなかなりの内容のある文書が、文書といいましょうか、図書がつくれております。これもやはり答申に基づいて、都のこれからの行政指針になるというものであります。それらとの国あるいは東京都、そして地方自治体、これの責任分担といいましょうか、一番地域社会こそ、つまり市町村自治体こそ事業を実施する現場になるわけでありますので、そういう指針に基づいてこの多摩川苑福祉ゾーン計画というものも一歩具体的に提案をしていただいてある、このような経過でございます。

福祉部といたしましての一定の経験、あるいは行政としての見識ということももちろんあるわけでございますが、できるだけ専門家の御意見を集約、反映させるそういう手順を経て、薄い冊子ではございますけれどまとめられたものだ、というふうに受けとめております。議会にこれからいろいろと御意見を今度は施策という提案の仕方で御審議をしていただくことになると思っておりますが、東京都の方に聞いてみますと、秋田県でも、あるいは神戸市でも、このような体験の中のモデルができておる。東京都で日野市が一番用地が確保できておるということで、モデルをつくるのに大変好都合ではないかと思っておる、というような配慮もありまして、かなり力を入れていただく、こういう関係が結べるんではないか、とこのような期待も持っておるところでありますし、また今回の御指導もわざわざ積極的に参加をしていただいて御意見が、東京都の考えられる意見も反映できた、このような内容になっておる、とこう思っております。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今の市長のお話で、かなり雰囲気的につかめたわけですけれども、土地にしても非常に大きな土地で、これは二度とこういうふうなチャンスにめぐり会えるかどうか、ということも話が前にも出たことがあります。今のお話ですと、恐ら

くこれだけの事業で、今の市長のお話ですと、国の方も都の方も、相当本腰が入る形なんだろうということはわかるんですが、それにしましても、これだけの内容のものですから、これからさまざまにいろんな角度からの討議もなされると思います。これは振り返ってしまって結果的にこれはいけないのかなと思うんですが、これだけの事業があるのならば、何も浅川苑であそこで50床のやつをつくることなかったなと、何か二重手間みたいになったんじゃないかなというふうに私は本能的に、まあ検証してませんから、そういうふうに思う場面があるんですけれど……。

あともう一つは、これは今ここまで進んだ話ですからあれなんですが、あと特養ホームが現在のこの報告の中でも、もう既に100人の待機待ちがある。浅川苑でも問題になりましたが、50床のベッドというのは日野市民の方が優先的に使えるということでもない、といふうな話もありましたから、その中で特養ホームがこれ100という話になってます。既にもう待機待ちが100あって、100をつくると。ですから、日野市全体の中で、これは何遍も出てますが、特養ホームとしてどのぐらいつくったらいいのかということが具体的にしっかり骨組みとしてつくられてませんと、前に市長が栄町の方の地域の方にも特養ホームを都の施設と関連をさせてできるということも、構想的にちょっとお話しされたこともあります。こういうふうな施設は、市の中でも３カ所、４カ所というふうな形の展開ではないかという話もされているわけですね。そういうことを含めますと、かなりいろんな問題が入ってきますので、今のお話ですと、これから議会のいろいろな御意見も伺ってというお話もありますので、ひとつこれでこうだっていうふうにあんまり決めつけられないで、後で悔いが残らないような形のものということで、慎重に進めていただきたいということを要望して終わります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって行政報告を終わります。

次に日程第４、諸般の報告を行います。会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般について質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前11時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時41分　散会

９月５日　木曜日　（第２日）

平成３年
第３回定例会　**日野市議会会議録　（第20号）**

９月５日　木曜日　（第２日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君
監査委員	星野幸夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成3年9月5日（木）
午前10時開議

（議案審査報告）

日程第1　議案　第39号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

（設置・選任）

日程第2　日野市議会平成2年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について

（議案上程）

日程第3	議案	第64号	平成2年度日野市一般会計決算の認定について
日程第4	議案	第65号	平成2年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第5	議案	第66号	平成2年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について
日程第6	議案	第67号	平成2年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
日程第7	議案	第68号	平成2年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について
日程第8	議案	第69号	平成2年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
日程第9	議案	第70号	平成2年度日野市老人保健特別会計決算の認定について
日程第10	議案	第71号	平成2年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について
日程第11	議案	第72号	平成3年度日野市一般会計補正予算（第2号）
日程第12	議案	第73号	平成3年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案	第74号	平成3年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案	第75号	平成3年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案	第76号	平成3年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）
日程第16	議案	第77号	平成3年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案	第78号	市道路線の廃止について
日程第18	議案	第79号	市道路線の認定について
日程第19	議案	第80号	万願寺地区都市計画道路日野3・4・8号線築造（その2）並びに区画街路築造第89号工事請負契約の

締結について

日程第　20　議案　第　81　号　神明上都市下水路（３－１）工事請負契約の締結について

日程第　21　議案　第　82　号　日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について

日程第　22　議案　第　83　号　東京市町村総合事務組合規約の一部改正について

日程第　23　議案　第　84　号　東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約の一部改正について

（報　告）

日程第　24　報告　第　6　号　平成２年度日野市土地開発公社決算の報告について

日程第　25　報告　第　7　号　平成２年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について

日程第　26　報告　第　8　号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について

（請願上程）

日程第　27　請願　第　３－15　号　単学級のプール指導時に体育講師の配置を求める陳情

本日の会議に付した事件

日程第１から第27まで

午前11時３分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより議案第39号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　総務委員会の審査報告を申し上げます。

議案第39号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例でございます。日野市職員定数条例の一部を次のように改正するということで、第２条第１項第３号中375名を393名に改め、同項第７号中1,494名を1,556名ということに改めるものでございまして、総体では62名の増ということになっております。

新旧対照表等の説明がなされまして、さらにこの職員の配置計画、市立病院における定数改正についてほか多くの資料が出されたわけでございます。この本議案は、前回の議会におきましては総務委員会に付託審議されたものでございますけれども、それで休会中の継続審議になっておったものでございます。

７月24日、総務委員会を開きました。まず、継続となっておりますこの議案第39号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたしたわけでございます。前回までにこの質疑、討論はすべて終了しておりましたので、これを省略して採決をいたしたわけでございます。採決の方法につきましては、最初に議案について行い、次に附帯意見について諮ったわけでございます。議案第39号、日野市職員定数条例の制定については原案のとおり決するに異議ないものと認め、全員一致原案のとおり決した次第でございます。

また、議案39号に対する附帯意見につきましては、ただいまこれを読み上げますと、

１．昭和61年度決算審査における監査委員の意見を速やかに達成すること。

２．配置計画については、職員全体の中で適正化を図ること。

３．平成３年から平成５年までは、現定数を維持するよう努めること。

等の附帯意見を付しまして、これも全員異議なく認めていただきまして、原案のとおり全会一致して決した次第でございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結

いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第39号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより日程第２、日野市議会平成２年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会平成２年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第64号、平成２年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第64号、平成２年度日野市一般会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき平成２年度日野市一般会計決算の認定を求めるものであります。

なお、同規定により監査委員の意見書及び主要な施策の成果等の書類を添えて提出いたしますので、よろしく御審議御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　監査委員から審査報告を求めます。

〔監査委員　登壇〕

○監査委員（星野幸夫君）　代表監査委員の星野でございます。

議案第64号、平成２年度日野市一般会計決算審査の結果について御報告を申し上げます。

平成２年度日野市一般会計の決算審査につきましては、市長より依頼を受けました決算書、関係付属書類、財務諸票等について竹ノ上監査委員とともに慎重に実施いたしました。また、部課長を初め関係職員からもその内容について事情聴取を行いました。審査の結果、決算書を初め関係付属書類の計数は、関係諸帳票及び証書類といずれも符合し、また出納閉鎖日における平成２年度歳計剰余金と指定金融機関が発行した証書類と照合検算した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。

また、予算の執行状況についても関係法令の趣旨並びに議会の趣旨に従い、概ね適正に執行されているものと認めました。

以上で決算審査報告を終わります。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　２点についてお尋ねをいたします。

一つは、平成２年度の一般会計予算から、平成３年１月１日に発足をいたしました日野市企業公社に支払われております人件費の件についてお尋ねをいたします。

ことしの１月１日に日野市企業公社は発足をいたしましたので、当然２名の報酬については、いわゆる企画調整費の負担金、補助金から企業公社に支出をして支払うのが筋だ、ということは前の議会でも指摘をしたとおりであります。

しかしながら、一般会計の一般管理費から報酬がそのまま支払われていたということであります。この件については、企業公社の決算はまだ終了していないと思いますが、決算の審査に当たりどのように検討されたかをお尋ねをいたします。

それから、もう一つの最後の質問になりますが、消費税の転嫁の問題であります。

きょう10時から市民会館で「敬老大会」が開かれました。社会党所属の都議会議員が、都営交通の運賃の値上げをするということをお年寄りに発表しておられました。これは、社会党は従来消費税反対ということで一切の消費税の転嫁を、使用料や手数料に上乗せすることに反対をしてきた、ということになるわけですが、ここでコペルニクス的大転回をやりまして、消費税上乗せ賛成に回っているわけであります。社会党も変われば変わるものだな、ということを私はしみじみ感じながらそのあいさつを先ほど聞いたわけでありますが、市長は、この使用料、手数料には一切手をつけないまま平成２年度の予算執行を行ってきたわけであります。このことについて、法令等からの趣旨からして本来転嫁されるべき使用料、手数料に上乗せが行われていない。転嫁を行われていないということは法令違反という指摘も場合によってはできるのではないか、と思っておりま

すが、審査に当たってはどのようにこの点は検討されたのか、お尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君）　　監査委員。

○監査委員（星野幸夫君）　　ただいまの御質問につきましては、まず第１点でございます。

平成３年７月４日に平成２年度一般会計の総務費、総務管理費、一般管理費、報酬の支出額の中において審査を実施いたしました。審査の結果は、日野市企業公社は平成３年１月１日に発足しており、常勤理事２名も他の役員と同様平成３年１月１日に選任されております。また、同公社の規約第18条によりますと、「常時勤務する役員には報酬を支給することができる」とあり、また付則において予算を計上するようになっておりました。

したがいまして、常勤理事への報酬の支払いであるならば公社発足後の１、２、３月分、これは、本来的には一般会計において補正予算を組み企業公社の予算に計上し支出すべきものであった、と考えられます。しかし、実際には企業公社の業務は平成３年４月１日より開始されるので、平成３年１月、２月、３月は企業公社の発足準備の段階にあり、企業公社発足準備のための嘱託員の報酬として１年分計上され支出されておりました。また、お二人の身分は企業公社の常勤理事と同時に日野市非常勤特別職の嘱託員として併任しておりましたので、法律上違法な支出とは言えないと考えられます。

以上を勘案いたしますと、日野市企業公社は平成３年１月１日に発足していること、常勤理事はその日に就任していること、しかし平成３年１月、２月、３月分の報酬は一般会計から支出されていたこと、さらに日野市企業公社との規約と照合し検討しましたところ、好ましい決算の執行状況とは言いがたく、万やむを得ない措置であった、と私は判断をいたしました。

次に、第２点目の消費税の問題でございますが、消費税については特別に審査をいたしておりません。それは、消費税は現在定着されたと言われておりますが、まだ流動的な面もございまして、都下の市町村におきましても奥多摩町でございますが、上水道の分について課しているだけでございます。日野市においては徴収しておりません。徴収するか否かにつきましては、これは政策的な問題でございまして、議会及び行政当局が決定する事項であろうかと思います。それが法律的に否かどうか、という点につきましては、消費税の仕組みといたしまして消費税を取らない場合は、徴収しない場合は、その内に消費税は含まれているものとみなされる、という規定になっております。

したがいまして、その使用料に一応含まれている、という解釈が成り立つわけでござ

います。ただ、はっきりと消費税として徴収しているわけではございません。一方において、支払いにつきましては消費税を３％付して支払われております。

今後、消費税につきましては、はっきりと転嫁するのか否かにつきましては議会並びに行政当局でチェックしていただき、それが適正に徴収されているか、の点につきまして私ども監査委員は見ていきたい、かように考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　市川資信君。

○26番（市川資信君）　　民生費にかけて、市長にちょっとお尋ねしたいんでありますが、物事には「襟を正す」という言葉がございます。今、敬老大会へ私出席させていただいて感じたのでございますが、長年、町の建設、あるいは行政協力等、幾多の功績を重ねてきた本日の敬老大会に市長がまずごあいさつを申し上げた。そのときに私がじっと見ておったら、ボタンをかけずに堂々とごあいさつを申し上げているんですね。まず、ちょっと敬老の前に出るのに礼を失しているんではないか。

それはそれとして私は見ておったんですが、その後、市長のごあいさつの中に「きょうの出席者、そして日野市の70歳以上のお年寄りは8200名であります。」――そのときに席から、わーというどよめきのような小さな声が起こったわけですが、多いんだなーという。パーセントが8.2％だ、とこういう数字を言ったんですね。今、日野市の人口は16万ですから、単純計算しても何を根拠に8.2％、去年も同じ数字を言っているわけなんです。市長の8.2％と言われた数字の根拠というものは一体何だったのか、ちょっとお答えいただきたいと思うんですが。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　後で気がつきましたけれども、特に訂正ということはいたしませんでした。70歳以上が八千数百名、それから65歳以上の割合が8.2％、こういうことでございまして、一般的に高齢者は65歳以上を対象といたしておりますし、特に敬老大会にお招きをしたのは70歳以上、それから日野市の条例等によりますと、健康管理手当等70歳以上ということになっておりまして、ちょっとそのあたりに私の認識に欠けた点があった。訂正はいたしませんでしたけれども気がついた、ということでございました。午後は間違いなくごあいさつしようと思っております。

○議長（小山良悟君）　　市川資信君。

○26番（市川資信君）　　多分、私も65歳以上の数値の誤りであろう、ということは自分でも認識したんですが、やはり敬老大会といえども公式の席上でございます。数字とい

うものは取り消しができませんし、一番明らかなものでありますので、きちっとした数字をもう一度確認していただきたい。8.2についても、私の調査によりますとそれも違っておるという状況だと思いますので、それをもう一度確認の上、午後のごあいさつに引用していただくことを特に指摘して終わります。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　お尋ねをいたします。

平成２年度日野市各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書に基づきまして、監査委員から報告書が出ておるわけでございますけれども、この75ページのところに「支出負担行為整理簿の事務処理について」ということで指摘をされている箇所でございますが、「地方自治法232条の３により、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令または予算の定めるところに従い、これをしなければならないと定められ、その具体的な事務処理については日野市支出負担行為手続規則に則り執行することになっている。支出負担行為整理簿の事務処理については過去数回にわたり指摘してきたが、本年度も支出負担行為整理簿について抽出調査したところ、整理簿の記帳が依然として鉛筆書きになっていたり、合計額の記載漏れ、金額の訂正等事務処理について適正を欠いている箇所も散見された。支出負担行為は予算等執行するに際しての重要行為であるので、今後このようなことのないよう担当職員に対し十分指導され、その取り扱いに当たっては日野市支出負担行為手続規則を遵守されるよう要望します。」というふうに御指摘をされているわけでございますけれども、差し支えない範囲で教えていただきたいと思いますけれども、この合計額の記載漏れや金額の訂正等、適正を欠いている、というふうに御指摘をされておりますけれども、この辺について差し支えない範囲で教えていただきたいと思います。

それから、この指摘に対しまして市側の対応といたしまして、どのようにお考えになっていらっしゃるかどうか、この２点をお伺いいたします。

○議長（小山良悟君）　監査委員。

○監査委員（星野幸夫君）　ただいまの御質問についてお答えいたします。

75ページの支出負担行為整理簿の事務処理についてでございますが、全体といたしましてはさほど多くはございませんが、約５％ぐらいかと思われます。その程度の箇所におきまして鉛筆書き、その他合計が出てない状況が見られました。これは実際問題といたしまして、６月末に帳簿を締め、私ども審査は７月の初旬から開始されます。そういった時間的な、何といいますか、なかったためにそのようなことになったろうかと思いま

す。残業その他でなさっているところもございましたが、間に合わず鉛筆書きのままで提出されたところであろうかと思います。

これにつきましては、その都度、担当部署の方々には御注意申し上げ、次回からはきちっとつけて持ってきてください、ということをお話ししてございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　市の対応ということでございます。お答えしたいと思います。

過去、確かに御指摘もあるわけでございます。財政としてもその都度、関係部署にこういうことのないように、というような指導をしているわけでございますが、まだまだ実態がこういう状況でございます。もちろん今後、関係部を中心として、また部長を通して十分この徹底を図っていきたい、というふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第64号、平成２年度日野市一般会計決算の認定の件は一般会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一般会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第65号、平成２年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第66号、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第67号、平成２年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第68号、平成２年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第69号、平成２年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第70号、平成２年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第71号、平成２年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　ただいま上程されました７議案につきまして提案理由を申し上げます。

議案第65号、本議案は、平成２年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。地方自治法第233条第３項の規定に基づき平成２年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第66号、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第67号、平成２年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき平成２年度日野市下水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第68号、平成２年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について。

本議案は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、平成２年度日野市立総合病院事業会計決算の認定を求めるものであります。

議案第69号、平成２年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき平成２年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第70号、平成２年度日野市老人保健特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき平成２年度日野市老人保健特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第71号、平成２年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき平成２年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

以上、７議案の詳細につきましては監査委員の意見書を添えて提出いたしますので、よろしく御審議御認定のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　監査委員から審査報告を求めます。

〔監査委員　登壇〕

○監査委員（星野幸夫君）　　決算審査の結果について御報告いたします。

議案第65号、平成２年度日野市国民健康保険特別会計決算、議案第66号、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計決算、議案第67号、平成２年度日野市下水道事業特別会計決算、議案第68号、平成２年度日野市立総合病院事業会計決算、議案第69号、平成２年度日野市受託水道事業特別会計決算、議案第70号、平成２年度日野市老人保健特別会計決算、議案第71号、平成２年度日野市老人入院共済事業特別会計決算、以上７件の特別会計の決算審査につきましても一般会計と同様、市長より依頼を受けました決算書、決算書関係付属書類、財務諸票等について、竹ノ上監査委員とともに慎重に審査を実施しました。

また、部課長を初め関係職員からもその内容について事情聴取を行いました。審査の結果、決算書を初め関係付属書類の計数は、関係諸帳票及び証書類といずれも符合し、また年度末及び出納閉鎖日における平成２年度歳計剰余金と指定金融機関が発行した証書類と照合検算した結果、その金額は合致しており当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。

また、予算の執行状況についても関係法令の趣旨並びに議会の趣旨に従い、概ね適正に執行されているものと認めました。

以上で、決算審査報告を終わります。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本７件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第65号、平成２年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第66号、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第67号、平成２年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第68号、平成２年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第69号、平成２年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第70号、平成２年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第71号、平成２年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件は、特別会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認め、特別会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第72号、平成３年度日野市一般会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第72号、平成３年度日野市一般会計補正予算第２号について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成３年度日野市一般会計補正予算第２号であります。補正額は歳入歳出それぞれ１億3,208万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を427億76万7,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、議案の72号でございます。

ただいま市長の方から提案があった一般会計補正予算第２号でございます。補正額につきましては先ほど市長から朗読したとおりでございます。

内容につきまして、２ページをお開きいただきたいと思います。

まず第１表の歳入歳出の予算補正でございます。歳入部分の中では市税部分で特別土地保有税、これは滞納分でございます。これをある程度確定を見ておりますので補正をさせていただくわけでございます。

なお、その他につきましては、おのおの国庫、都の負担金、補助金等の確定した部分につきまして歳入を見込みました。なお繰越金につきましては、全体の歳入歳出のバランスの中で、前年度繰越額から１億2,350万2,000円を繰越金から取り崩しをさせていただきまして、歳入の補正額１億3,208万8,000円でございます。

なお歳出でございますが、歳出の部分の大きな部分で款の２の総務費、項の１の総務管理費でございます。補正額は6,759万7,000円ということでございますが、多くは、特に東京都等の前年度の清算等による返還金が主なるものでございます。

なお、３ページの中段でございます。款の９の消防費でございますが、補正額は11億830万5,000円ということでございます。御承知のとおり、当初計上をお願いしたわけでございますが、いろいろな事情の中で予備費の中に組み替えをされておりました。よって、これをすべて解決をいたしましたので、消防費の中で予算をお願いするものでございます。よって、13の予備費の１の予備費の中もその額を支出するものでございます。

なお、内容につきまして御説明を申し上げたいと思います。

８ページ、９ページをお開き願いたいと思います。歳入でございます。

款の１の市税、項の５の特別土地保有税でございます。１の特別土地保有税、説明欄記載のとおり当初計上より金額的には少ないんですが、額としては大幅に上回っておりますので滞納部分の歳入を補正させてもらいました。特に、その下欄部分につきましては説明欄記載のとおりでございます。

10ページ、11ページでございます。

２の都の補助金でございます。２の民生費の都の補助金、節の１の心身障害者福祉費補助金でございます。おのおの説明欄記載のとおりの内容でございますが、東京都の基準単価の改定によっての増額がなされたわけでございます。確定を見ておりますので補正をお願いするものでございます。

なお、以下省略をさせていただきたいと思います。

なお12ページ、13ページ、14の繰越金でございます。１の繰越金、説明欄記載のとおり前年度の繰越金を６億8,637万6,000円あるわけでございますが、既に補正前の額である程度執行をしております。今回不足分を１億2,350万2,000円をここに下ろしまして、残の２億2,519万8,000円が繰越金としての残でございます。

なお、歳出部分、14ページ、15ページでございます。

特に歳出部分の款の２の総務費、１の総務管理費、６の財産管理費でございます。12の役務費の中で鑑定料等の不足によっての補正をお願いするわけでございます。

なお、目の７の企画調整費でございます。13の委託料、110万の補正をお願いするわけでございますが、ちょうど１年前の今議会の中でも経過があるわけでございます。豊田駅北口市有地の暫定利用計画の調査委託料ということで110万、展示場を中心として、ある程度今の駅前の環境整備を含んでの考え方を調査委託し研究をしていきたい、という内容でございます。

なお、14の諸費でございますが、説明欄記載のとおり、すべて返還金でございます。

次の16、17ページは略させてもらいます。

18ページ、19ページでございます。目の４の心身障害者福祉費でございます。節の19の負担金、補助及び交付金でございます。説明欄記載のとおり先ほど歳入で御説明申し上げました。歳出につきましても一定の基準の中で、歳入との関連での補正をお願いするものでございます。

なお、目の５の老人福祉費でございます。11以下、金額的には12の役務費、13の委託

料等につきましては少ないわけでございますが、落川に都営住宅の建設を東京都が予定しております。その中に、高齢者の住宅はここに説明欄記載のとおり、シルバーハウジング推進計画を策定しなければならないわけでございます。よって、急を要する問題としてここに補正をお願いしました。

なお、20節の扶助費、25の老人性白内障人工水晶体手術費等の助成事業経費でございます。65歳以上を対象にして一眼５万円の制度を新たにここでお願いするものでございます。

なお、次のページの20ページ、21は省略をさせていただきます。

なお、22ページ、23ページ、項の２の清掃費でございます。２のじん芥処理費、節の中では18の備品購入費、あるいは19の負担金、補助及び交付金でございます。これにつきましては、当初予算にもお願いした経緯がございますが、やはり収集車のクレーンパッカー車の導入を進めていきたいということで、これは安全面の問題等を含んで、あるいは収集車の導入変更に伴ってのダストボックスの購入でございます。

なお、24ページ、25ページは略させていただきます。

26ページ、27ページ、款の７の商工費でございます。

項の１、商工費、２の商工振興費、節の中では15の工事請負費、18の備品購入費、19の負担金、補助及び交付金等があるわけでございます。これは新しい考え方として商工振興を中心として商店街に助成をしながら、おのおの備品を購入したり補助金を購入しリサイクルの運動を展開していきたい、というものでございます。モデル地区を１カ所選定した中で考えていく、というものでございます。

なお、28ページ、29ページ、３項の河川費でございます。目は２の河川維持費でございますが、15の工事請負費を570万お願いするわけでございます。道路交通上の問題を含んで用水路の改修の補正をお願いしたい、というものでございます。

なお、項の４の都市計画費の７の公園整備費でございます。15の工事請負費、額的には小さいわけでございますが、説明欄記載のとおり面積は132平方メートルでございます。

なお、一番下欄部分でございますが、目の１の住宅管理費の中で15節、工事請負費、590万、プロパンから都市ガスへ切り替えるための排気筒の取付工事ということでお願いするものでございます。

なお、30ページ、31ページ、款の９の消防費でございます。項の１の消防費、目としては４の災害対策費、特に節では17.公有財産購入費でございます。全く同額でございます

が、建物の購入費、用地の購入費、一定の解決を見ましたので、ここに補正をお願いし事業を進めていく、というものでございます。

なお、32ページ、33ページの中で３項の中学校費、目の３の学校保健給食費でございます。11の需用費、額的には少ないわけでございますが、既に中学校給食を完了しております。食堂形式をとっているわけでございますが、多少の食堂用のいすの補充を全体的にしていきたい、という内容でございます。

なお、以下省略させていただきます。

34ページ、35ページにつきましても特にございません。

最後に36ページ、37ページの予備費でございます。防災情報センターの建物、あるいは用地の購入費の中で、予備費から11億799万5,000円をここに取り崩させていただくというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。下村　功君。

○８番（下村　功君）　清掃費についてお伺いいたします。

新収集車導入補助金、２台460万円というのが可燃ごみと、それから不燃ごみにも見られるわけでございますけれども、この新収集車というのは、今まで従来の１点吊りの車がまだ残っておって、それを３点吊りに替えるということなのか、それとも、まさにここにあるように新収集車を導入する、今までよりもさらに新しい型の車を導入するということなのか、ということをお伺いしたいということと、２台で460万ということですので、１台230万ということでしょうけれども、大体フルで幾らぐらいかかるものなのか、１台当たり……。それをお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　お答えいたします。

新車の導入でございますけれども、これは、先ほど企画財政部長も申しましたようにクレーンパッカー車、これはボックスで言いますと３点式のボックスを吊るすためのものでございまして、今までの環境保全の場合は９台保有しておりましたけれども、春先に古い普通の車の上に乗っておりまして、それが走行中、上に乗っていた関係で大きな事故を起こしたということから、早くこれをクレーンパッカー車に切り替えて安全面の方も確保したい、と強い要望がございました。それで導入させていただいたわけです。

それから、不燃ごみの方は当初予算の委員会でもちょっと説明しましたけれども、中型のクレーンを改良して作業を始めたわけですけれども、やっぱり効率的な面があるの

で新車を購入して収集運搬をやりたい、という強い要望があったので、ここで補正させていただいたわけです。

こういう特殊車でございますから、年々購入額が上がってきまして、今年度は約１台1,000万の購入費がかかる、という報告を受けております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　それで、いわゆる理解としては、今までの１点式の車がたしか３台ぐらい残っていたようにお伺いしておるわけですが、それを２台切り替えていく、３点式に、そういう理解でいいのかどうか、ということと、それから、先ほどから言われているように大きな事故があった、ということですけれども、日野市の職員の方が事故を起こされると身近にも報告されることになるわけですが、こうした関係の会社が事故を起こした場合には、私たちの耳には伝わってこないわけですけれども、どのくらいの事故が起きているのかどうか、その辺について、もしおわかりになれば教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　不燃関係の業者の場合は、ここで全部切り替えが済むわけです。

それで可燃ごみ関係の業者ですけれども、当初予算で１台購入する予定でございました。それで、ここで２台追加購入したいということで、それを購入しますと全部で12台あるわけですけれども、これは計画に基づいて年々購入していくわけですけれども、最終的には環境保全の場合は18台から19台必要なこと、ということになっております。そういうわけで年次計画を立てて業者の方も購入に当たっていく、ということになっているわけでございます。

事故件数でございますけれども、小さいけが等は多少あると思いますけれども、大きい事故は、今年度はそれが１件です。年に大きな事故はあるかどうか、ということでございますけれども、いわゆる大きな事故というのは、車の上に乗って走行中に落ちた、という事故が大きな事故につながるということでございまして、報告を聞いている中では、今年度はその事故１件だけということでございます。

また、環境保全等の事故の件数を詳細に報告するなら後で調べて御報告を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　今、事故の報告があったわけですけれども、私のお聞きしている限りでは、上に乗って包丁を足に刺したとか、電線をよけるために車を動かしたら上に乗っている人が落ちて意識不明に陥ったとか、かなり重大事故が起きているようにお聞きしておるわけです。

やはり一つは、ここで１点式が３点式にすべて替わるということなので、上に乗るような作業というのはこれからはない、というふうに考えていいのかもしれませんけれども、安全面として作業員のモラルももちろんですけれども、やはり管理者として適正な管理を今後とも行っていっていただきたい。人命にかかわることですので、議会にもなかなかそういうのが出てこないわけで私もわからなかったわけですけれども、お聞きするとそういうような事故が毎年一、二件起きているようです。軽度な事故ではなくて、包丁を足に刺すというのは、かなりな事故だ、というふうに思いますので、その辺の安全管理を適正に行っていただきたい。そういうふうにお願いしておきます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　15ページの13項の委託料に関係する件でございますが、これは豊田駅の北口市有地ということですから、以前展示場として問題になった箇所かな、というふうに思うんですが、この委託料、具体的にどんなような内容なのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　この110万の委託料でございます。全く今御質問の中にありましたとおり豊田駅前の、過去住宅都市整備公団から市が所有した用地でございます。よって、そこには過去、そば屋のお店屋さんがあったわけでございますが、それをやはりどうしても、今、駅前という中で、非常に塀で覆っているというような形で見にくい場所になっているということでございます。

よって、この内容につきましては前議会の中、また総務委員会の中でもいろいろ御意見をいただいているわけでございます。委託料の額も110万というような暫定的な使い方をしていこう、というのが一つの目的でございます。よって、展示場を中心として、あと福祉関係の制作品の展示、あるいはそういったものができるかどうか今後検討し、あるいはまた一般市民の御意見等を伺いながら環境整備を中心としたものをつくっていきたい、というふうに現在考えています。

以上です。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　これが展示場として、以前この議会に提案されたのが昨年の６月議会でしたか、もう１年以上経過しているわけですね。これは慎重審議されるのも十分結構な話なんですが、あれだけの土地、あれだけの場所で、ようやく１年を過ぎてから委託料をつけて検討するという――ちょっと行政の対応としては、余りにも現状認識といいましょうか、価値認識というのが薄いんじゃないかな、というふうに思うんですが、これから、今までのまま放置しておけば、ますますそういう状況が長引くわけですから、若干、意見めいた感じにもなりますけれども、ぜひ早急にその対策をしていただきたい。この委託料を払っているというのも、ちょっと改造したりなにかをするというのとは若干違うと思うんですが、こういうたぐいのものは所内でいろんなアイデアを持った方もおいでになると思うんですが、中ではまとまり切らなかった、ということの理解でよろしいんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

いろいろ庁内でも議論はしました。しかし、なかなか一定の南口、北口とのアセスの問題、あるいはそういった問題を考えますと、どう活用するかというようなことの結論が出なかった経緯があります。

しかし、やはり駅前という利用を考えるならば展示的なものを基本にしながら設計委託をお願いし、その意見も伺い、また市民の意見も伺ったなかで最終の詰めをやっていきたい、というものでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　様子はわかりましたけれども、今、福祉的なものの展示とかいうようなこともちらっと言葉に入りましたけれども、いずれの方法をとるかは十分市民の皆さんの声も聞きたい、ということなんですが、以前も私申し上げたことがあるかと思うんですが、例えば、リサイクル関係の展示販売というようなものも場合によっては、ああいう場所柄でもありますので、そんなことも含めて早急に、いずれにしても結論を出していただきたい。

いずれにしても、この場所というのは暫定的な土地利用ということでございますので、あの程度のことで１年も３年もかかっているんではどうかな、ということもありますので

で御意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　27ページの商工費についてお伺いいたします。

リサイクル容器設置場所設置工事費、リサイクル容器空き缶つぶし機、リサイクル商店街育成補助金、と計上されているわけでございますけれども、この日経新聞等によりますと、年内にモデルとなる商店街を１カ所設定をしてそこに設置をしていきたい、ということと、細かく日経新聞に掲載されておりまして理解を示すところでございますけれども、こういった中で商店の協力を今年度中にモデル地区を１カ所設定するということになっておりますけれども、商店街の方といたしまして、その協力体制に対してどのような意向を持たれて、この設置に関して理解を示されたかどうか教えていただきたいと思います。

それから、設置場所につきまして、回収容器として瓶とか缶等も設置していくわけなんでございますけれども、現在、地区センターを初め数十カ所に瓶の回収のためのドラム缶が種類別に設置されているわけなんですけれども、こういったものをそのまま置かれるのか、それとも瓶の回収容器に関しては、美観上のことも含めながら何かいい検討をされて、ほかの部分での設置の容器を設置されるのかどうか、また缶に関してはどのようなものを設置を予定されているのか、そういったことと、あと安全性の面と、それから、牛乳パックに関して非常に関心も高いわけでございますけれども、これも順次設置の方向でいかれるんではないかと思いますけれども、その点のことに関して、もうちょっと具体的に教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　まず、商店会の反応ということでございますが、現段階といたしましては、まだ予算の御審議をちょうだいする中でございますので、具体的な動きはとっておりませんが、ただ聞くところによりますと、とかく電気屋さんの関係で電池の回収等を行っている部分がございまして、それらの古電池をストックする容器に心ない方のこととしまして、生ごみといいましょうか、他のごみを入れられることが往々にしてある、というようなこともちょっと聞き及んでおるところでございます。

いずれにいたしましても、そういったところを踏まえた中で、今後具体的に商店街の方々とのコンセンサスを得て実施してみたい、そういうふうに考えているところでございます。

また、容器等の関係でございます。容器につきましては現段階といたしましては、やはり収集の関係で、例えば先ほど例に出ました瓶ということなどを挙げますと、その回収業者によりましてはそちらの方で容器を設定する場合もございますし、また収集方法によりましての容器の形態等も出てくるかというふうに思っておるところでございます。

したがいまして、現段階としては確たる容器の形状等固定した考え方は持っておりませんが、そういった各方面の状況を踏まえた中で、もちろん店頭でございますので美観を損ねない形で設置したい、そのように考えるところでございます。瓶そのものにつきましても、現在、御指摘のように地区センター等におきまして、カレット収集ということでドラム缶を置いている向きがございますが、もちろんドラム缶そのものでは、ちょっと店頭へ置くということは適当とは言えないかというふうに思います。

先ほど申し上げましたとおり、今後におきましても美観を損ねない範囲で皆さんから親しみを持って扱われるようなものにしていきたい、そういうふうに考えておるところでございます。

それから、空き缶プレス機でございます。当然この安全性ということについては考慮していかなければならないものでございます。したがいまして、置き方としては、その容器のすぐそばへ置くということにはなるわけでございますが、その管理の仕方としてはいろいろ考えられる点がございます。あくまでも安全を損なわない形の中で今後その運営を設定していきたい、そのように考えておるところでございます。

また牛乳パック等、現段階では基本的には３種類、ガラス瓶、それからスチール缶、アルミ缶の３種類を想定はしてございますが、今後の進展いかんによりまして、そういったパック類へも範囲を広げていく、という用意をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　大変、御答弁が抽象的で理解をしにくいところでございますけれども、瓶も、ドラム缶を今４種類置かれているわけなんですけれども、大変幅もとりますし、面積をとるという関係もございますし、商店街のところに置くというところに関して、どうしてもイメージがわかないわけなんですね。雨水対策として、面積に関しては10から15平方メートルの鉄骨に天幕を張って、ということで設置場所もつくっていくわけなんですけれども、果たして商店街の一角をお借りしてやるのにどういった商店街が対象になるのかどうか、その辺もやはり、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

それから、せっかく行うわけでございますから、この瓶に関しましては、今、ドラム缶に、ただ、ぼんぼん、ぼんぼんというか投げ捨てみたいな状態で破砕されていくような結果でございますけれども、これを本当に商店街で酒屋さんなりの関係者にお願いをして生き瓶として生かしていく方法をお考えになったのかどうか、その辺も具体的に、もうちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　現在、基本的なものの考え方ということで申し上げるならば、まず商店街の一定のスペースを要するところでございますが、お話がありましたとおり雨水対策といたしまして、まずそれらの容器を置くために10ないし15平方程度の面積を要する鉄骨によります天幕といいましょうか、ちょうどカーポートのような形のものを、上屋を設置して、その下へリサイクルの容器を置こう、こういうことでございます。

それで、その容器でございますが、先ほど申し上げましたとおり商店街の広場なりに置く、ということでございますので、それらに適する程度の体裁のものを主として既成品の中から探し出そう、とこういうことでございます。もちろん、そういった適当なものがなければ特注せざるを得ないわけでございます。それで、容器には何を入れていいかというような品目等の表示も行い、またその上屋のところには、そのリサイクルのストッカーとしての表示も行っていこう、こういうことでございます。

それから、あと瓶でございますが、これにつきましては、リターナル瓶を除きますガラス瓶ということの設定でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　もう一度伺いますけれども、今、リターナル瓶を除く、ということでございますけれども、生き瓶に関しては何らかの方策を考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　現在のこのシステムにおいては、リターナル瓶を除く、ということでの範疇でしか考えておりません。当然おっしゃられるような問題、その他、これからもいろいろ生じてくるかと思います。そういった点につきましては当然考えを発展させていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　商店街ということで理解するんですけれども、スーパーとかそういった大型店舗を持っていらっしゃるところなんかに関しての呼びかけというか促進もされていらっしゃるんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　これは、最近新聞紙上でも出ておりますが、各商店あるいは企業という形の中でのこういったリサイクル運動というものが大変顕著にあらわれてきております。そういった状況下、日野市といたしましては個店といいましょうか、そういう形でなしに、一つの個店の集合であります商店街というところに焦点をあわせましてリサイクル運動を広げるとともに、それを介した中での商店街の振興を図りたい。これが大きな目的の事業でございます。

したがいまして、スーパーとかといった個店といいましょうか、個々にわたるものについては、この対象としていないところでございます。今後のリサイクル運動ということにおきましては、そういったスーパー、その他、住民運動を支援する中で輪を広げていく必要があろうか、というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　長くなりますので、この辺で終わりたいと思いますけれども、要するにリサイクルという視点に立っての呼びかけであり促進だと思いますので、やっぱり生き瓶ということですね、破砕するのと生き瓶とセットで生かしていけるような方法を考えていかないと、やはりどうかなということもございますし、今、消費者団体の方だとか市民グループの方だとか、いろんな方たちがそれぞれの立場で一生懸命取り組んでおりますので、そういった方たちのお声も聞きながら、さらにもう少し煮詰めていただきたいと思いますので、その点を要望しまして終わります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　歳出のうち総務費の財産管理費をひとつ伺っていきたいと思うんです。

ここに土地鑑定評価手数料が計上されておりますけれども、想定されております土地はどこなのか、説明いただきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　この経費につきましては、昨日も市長から行政報告がございましたけれども、石田の福祉関係の用地を一部取得をいたしますので、その鑑定費用でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　豊田駅北口の市有地100坪の利用計画の委託料、先ほどちょっとやりとりがありましたが、昨年の６月議会にこの利用についての提案がなされましたときには、市民課の窓口業務を一部行う、ということが含まれておりました。現に昨年の２月に行われた市議会議員選挙の折りにも与党議員は、「豊田駅北口で住民票がもらえるようになります。各種の手続きができるようになります。」ということを選挙中自慢げに演説をしておりました。

ところが、それがさっぱり実行できないばかりか、今回はまた提案された理由の中には、一切その窓口業務の市民課で行う住民票等の業務は含まれていないような印象を私は受けましたが、今回の利用計画の調査委託に当たっては、それは全く考慮していないのかどうかお尋ねをいたします。

それから、老人性白内障の人工水晶体の手術費の助成でありますが、これは今後手術を行う方々についての助成ということになる、というふうに考えていいのかどうか、つまり、今からさかのぼった過去には全く適用されないのかどうか教えていただきたいと思います。

それから、これも先ほどちょっとやりとりがありましたが、不燃ごみ、可燃ごみの収集車の補助金です。この補助金の助成ということは、補助金を出すわけですから民間事業者、公共的な仕事でもありますので円滑な収集業務を行うということで補助金が出されていると思います。この補助金については、多分、日野市ごみ収集運搬車両車種変更に伴う助成措置要綱に基づいて行われるものだと思います。ここには補助金という言葉は一切使われていないんですね。それは置くとしまして、先ほどの、まずやりとりの中で、１台当たり大体1,000万程度だ、というふうにおっしゃいましたが、そのうちに助成する金額は大体230万、１台当たりということになります。この要綱を見ますと、助成額は現行車両の購入価格と新規車両の購入価格との差額分、というふうに書いてあります。この差額分が230万になるのかどうか、そこをきちんと数字を示して御説明いただきたいと思います。

それから、助成対象車両というのは、使用開始後おおむね７年を経過したもの、というふうに書かれております。なお、昭和61年９月１日現在で受託者が所有するもの、という条件が付されております。そして、可燃ごみ収集運搬車両は一連番号がつけられて

おりまして、番号１からずっと18番まで可燃ごみ、それから不燃ごみについては１番から６番まであります。この何番の車両を入れ替えるのか、いすず、三菱、日野、いろいろあります。日野にありますから日野自動車ばかりかなと思いましたら、いすずとか三菱も結構あります。どの車両の入れ替えなのか教えていただきたいと思います。

それから、車種変更計画というのがここには出ております。これを見ますと、平成３年度は可燃ごみについては３車両、不燃ごみについてはゼロ、計画どおり行ってないようなんですけれども、これはどう御説明なさるんですか。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、補正予算書の15ページのところの１点目の御質問でございます。

豊田駅前北口の市有地の利用計画でございます。昨年、ちょうど６月議会にお願いした経過があるわけでございますが、その時点では当然窓口事務の内容等もお願いしました。現行では支所の廃止の条例等の処理が既に経過がありますので、そういう窓口につきましては一切考えないで北口の駅前の整備を考えていく、ということで、現在これから検討していく予定でございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　白内障の手術代の助成でございますが、年度途中の施行ということになりますために、適用につきましては平成３年４月１日にさかのぼって遡及適用していきたい、というふうに考えています。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　クレーンパッカー車の導入についてお答え申し上げます。

議員さんが細かく挙げておりますけれども、十分にお答えにこれまでできない部分もあることをお許しいただきたいと思います。

当初、昭和61年だと思いますけれども、クレーンパッカー車を導入していく、それも年次計画に基づいて表をきちんとつくりまして、それに基づいて購入していく、ということです。それで、先ほどもちょっと申しましたけれども、こういう特殊車でございますから、当初は約600万ちょっとで購入できたわけでございますけれども、そう台数が出るもんでありません。特別に注文してつくらすもんでございますから業界の方も高くなって、今は約1,000万だということで、当初はその購入価格の３分の１を助成していく、ということになったわけですけれども、現実に車の購入費の方がどんどん高くなっ

てその補助金の方が遅れていってしまった、というような経過がございます。それで平成３年度から、今まで200万の助成であったものが30万ふやしていただいて230万、１台あたり230万の助成をする、というふうになってきました。

それから、当初は可燃にしても不燃にしても計画に基づいて購入していく、ということになっていますが、現実には、その業者と事前に話し合って購入を決めていくわけですけれども、計画どおりには現実にはいかない部分も確かにあるわけで、本当は平成３年度は３台購入していくんですけれども、１台にしたいという業者側の申し入れもありまして、当初、平成３年の場合は１台の予算を組んだわけですけれども、現実には、やっぱり３台を購入していくというようなこともございます。

可燃の場合はコースで18コース走っておりますから、それを年次において切りかえていくわけです。それも最終的にはこのクレーンパッカー車、３点式のボックスでクレーンパッカー車を購入していくということで、先ほど申しましたけれども、環境保全の場合は、今９台クレーンパッカー車を導入しております。それで当初予算に１台分、ですから、ことしは３台購入しますから12台、あと６台を年次を追って購入していく、という予定になっております。

それから、定山は今年度、当初予算で２台購入する。駒沢は今４台持っていますけれども、クレーンパッカー車４台、６台が稼働でございますから、あと２台を補正予算によって購入していく、ということになっているわけです。

細かい点がお答え不足でしたら、後ほど資料等をもって御説明に上がりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長に、これはちょっとお答えいただきたいんですが、豊田駅北口100坪、大変貴重な土地です。多摩平支所を廃止をしたい、ということで市長が提案をいたしましたが、その代替措置が十分でないということで私ども市議会はそれを否決をいたしました。

しかしながら世の趨勢を見ますと、私、一般質問で申し上げましたように各出先機関、出張所等は、やはり統廃合するというのは当然だと思うんです。しかし、いろいろな生活様式が多様化してまいりました。お勤めにお出になる方も多い、男性、女性を問わず。そういうことになりますと、やはり駅周辺にこういった市民施設、または出張所のようなものを集中させる、という、そういう流れにあるわけです。

大変、今、有名な出雲市の岩国市長なども、日曜日でもスーパーマーケットで住民票

の交付ができるようにする。近いところでは武蔵野市、武蔵野市でも十幾つかありました出張所を全部統廃合しまして、武蔵境、それから吉祥寺、三鷹市、それぞれの駅周辺にそれらを全部集中させたわけです。当然日野市でも、これだけの有効利用が可能な貴重な土地があるということであれば、出勤や買い物の途中に市が窓口業務を行っている場所に行って、各種証明書等の交付を受ける手続きができる。そういうことを私は考えるのが当然じゃないかと思うんですね。

当初は考えておられた。しかし、内容が十分でなかったためにこれがお蔵入りになったわけです。なぜ後退をするのか、時の流れに私は沿っていない一つの行政施策だ、というふうに考えるんです。当初から一切窓口は考えない、というふうに今企画財政部長はおっしゃったんですが、これは市長の考えそのものだと思いますが、もう一度、私は今申し上げましたように思いますが、市長はどのようにお考えか、お答えをいただきたいと思います。

それから、白内障の人工水晶体の手術費助成はわかりました。平成３年４月１日以前、例えば昨年手術した方は適用にならない、ということですね。

それから、ごみ収集の件については、今、部長がまた後ほど資料をもって、というふうにおっしゃったんですね。これは民間企業です。民間の事業者ですから、本来は委託料の中から、自分がこの仕事をやって利潤を上げて会社を経営、運営していくためには、これだけの委託料であれば仕事をいたします、ということで、本来は業者が自分で買わなきゃいけないものですよね。当然のことです。

しかし、日野市の場合には、従来から建物の建替えや改築等についても費用も出してきております。車のこういう購入についても助成をするということで、これは事業の公的性格からこのような助成措置がとられている、というふうに理解をしたいと思いますが、購入価格や、それから新規の車両の購入価格について、きちんとした数字をつかんでおられないとこの助成額というのは、私、きちんと出てこないと思うんですが、今、部長は230万というのをもう１件当たりの単価のようにお答えになったんですが、この助成措置要綱には、そういうふうには書いてないんですよね。差額を出しなさい。だから、業者が新しい車を買い替えても持ち出し分はありませんよ、ということで、どんどん切り替えができるように要綱ではちゃんと配慮されているわけです。助成額はこれによって算出したんじゃないんですか。230万が最初にありきで後からこじつける、というふうにとられても仕方がないと思うんですけれども、もう一度そこを教えていただきたいと思うんです。

それから、あとの資料をもっての御説明でも結構ですが、どの車両を交換するのか、ここに全部車種が出ておりますので、いすずの車なのか、三菱なのか、日野自動車のトラックなのか、ナンバーも全部ありますから何年に購入したものかも全部書いてあります。どの車両を交換するのか、その交換に当たっては、当然助成対象車両の要件にあてはまっていなくちゃいけいない。それを議会としてはやっぱりチェックといいますか、見る必要があると思いますのでお尋ねをしたわけです。

助成額のことについてだけ、もう一度お答えいただきたいと思います。

それから、この変更計画が全く違ってきているわけですね、ゼロが２台になるわけですから。何のための計画か、ということになってきますし、当然監査のときは叱られるんじゃないかと思うんです。計画もまた改めて検討なさったらどうかと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　確かに助成額というのは、きちんと決まっているわけじゃございません。先ほどもちょっと申しましたけれども、このクレーンパッカー車というのは、日野市が３点式にしていくという方針を出しました。

それから、それに伴って今まである車をクレーンパッカー車にかえていく、ということでございまして、先ほども申しているように、これは特殊車両でございますから、普通の車両よりもちょっと高くなっているわけです。その点から、助成をしていこうという趣旨でつくられたものだと思います。

そういうわけで、発足当初から200万の支出をするという形をとっていたわけですけれども、先ほど申しましたように新規の車両が年々予想以上に高くなってきているということから30万を、これは適正かどうかわかりませんけれども、200万を30万増額して助成する、というような措置をとったわけです。科学的な数字の計算の方法でないことは御指摘のとおりでございます。これについても今後検討していかなきゃいけないと思います。

それから、先ほど申しました財産購入の車の相手については、どの車をどう替えていっているかは、後で資料等に基づいて御説明申し上げたいと思いますので、御了承願いたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今の清掃費関係の方から、ちょっと私も補足をしておきます。

車の買い替えは、年次計画に沿って当初予算で組むのがあるべき姿だと思っておりますが、今回は特に人身事故が発生をし、また労働安全衛生の面からも事故が起きるような状況を放置するわけにはまいりませんので、委託業者からもその要請もありましたし、年度途中でさかのぼって車の更新に取り組もう、こういうことから予算をつけることを認めた、という経過がございます。

それから、豊田駅前のいわゆる市有地、これが将来のためにも、また現在でも貴重な有意義な土地であることは言うまでもありません。将来は南部との連絡を図るためのアクセス用の土地として活用したい、こういう考え方でございます。

そこで、今回、ＪＲ当局とも協議に入る課題に加えていこう、ということも進めつつありますし、また南方の区画整理に伴ってのどういう駅前の建物等の構想ができるか、これもあわせて考えを進めていきたい、こう思っております。

そこで、暫定期間ということで、はっきり何年間ということはまだ言えないわけでありますが、せっかく保有している土地でありますから今のような塀でふさいでおるという状況ではもったいないし、また市民の目も何かうまい利用の方法があるだろう、というふうに問われておる、というふうに聞いております。

そこで、昨年展示用の場所ということで提案をしお願いをしたわけでありましたが、ちょうど多摩平支所の廃止との関連で議会の理解を得るところまで至らず、ついに予算は否決をされた、という結果でした。それから、今年の６月になって同じく多摩平支所の廃止統合の提案に対しても認められない、という結果になったわけであります。

したがいまして、支所の将来の統廃合を市民サイドからなるべく不便のない状態をつくるためには、まだ工夫をする努力が必要であると思っております。一つには、郵便局の窓口利用ということも新しく開発をしたわけでありますけれども、将来、豊田駅の南北をつないだりすれば、また市が関与する建物も持つことになりますから、その場所にごく身近な小さな窓口を開くということの必要性と、また可能性は生まれてくるんではないかと思っております。今回、その部分を入れるかどうか、これがつまり調査をしようという意味になるわけでありまして、そういう要素をやはり置くべきである、という意見が強ければその要素も考えるということでなければ、また議会の了承も難しいだろう、こんなふうに思っております。

せっかくの場所でありますので、いろいろ知恵をちょうだいいたしまして現実的に市民にも役立ち、また美観にも沿い得る、こういうことを年度内に進めて来年度の当初予算に、いわゆる設備予算として計上したい、こう考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　これで終わりますが、豊田駅北口の市有地の活用については、市長は多少含みを今持たせたお答えをなさったんですね。そういうことも将来必要かどうかも含めて検討したい、というふうにおっしゃった。部長にちゃんとそれを伝えておかないと、部長は一切考えないと思うんです。上級者と一応思われる市長がそうおっしゃったんですから、その答弁がここで生きるわけですから、私もちょっと安心いたしましたが、もう少し、せっかく後ろにいらっしゃるんですからよく連携をとっていただきたいと思います。この件は、ぜひ今後、窓口業務も一定量は行う、ということを考慮して計画を進めていただきたい、というふうに思います。

それから、また、ごみ収集車のことでちょっと意見を申し上げておきますが、市長が計画どおりいってないということについて今答弁されたと思うんですね。これは、そういう事情の変更があれば当然年度途中に――そのための補正予算だと思いますから、お出しになることは私構わないと思います。それは、もちろん異はありません。

しかし、この助成額、この金額の算出方法についてちょっとしっくりいかないんです。クレーンパッカー車が非常に高くなってきたというのは、よくわかるんです。幾ら高くなっても関係ないんです、業者は。最初に現行車両の購入価格と、それから新しく購入する車の価格のその差額を市が出すようになっていますから。業者にとっては全く関係ないんですね、幾ら高くなろうと……。その差額は市が出してくれるわけですから。だからクレーンパッカー車に入れ替えるためにこの要綱ができたんですね。そういうふうに書いてあります。だから、高くなったから、クレーンパッカー車の値段が年々高騰しているから助成額が決まってくる、というような御説明は、ちょっとおかしいんじゃないですか。助成額の出し方はちゃんと書いてありますし、幾ら高価になっても業者の方には響かないように、非常にこれはよくできているんです。業者にとってうまくできているんです。だから、高くなったから200万が230万になるというのは、説明としてちょっと納得できないものがあります。

市長はどう思われますか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も予算査定のところでは一応説明を聞いておるわけでありまして、多分、主管部においては、業者もまた急いでという事情もあって折半したふうな、こういう考え方が支配したんではなかろうか。ちょっとそのあたりに不明確な部分がありますけれども、実施できるということだ、というふうに承知しております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　この件は、委員会で委員長報告のときにまたお聞きをしたいと思うんですが、今の市長の説明でも私はわからないですね。差額は市が出す、ということになっているんですから、例え、これ１億になっても100億になっても業者は関係ないんですよ、差額は市が出してくれるわけですから。それを200万が230万になるというのは、車が高くなっているから200万を230万にしたというのは全然説明になってないですよね。ここに書いてある助成額の算出方法によって出すべきじゃないですか、と私は言っているんです。そのために――車の価格は幾らか、という質問が先ほどありましたから、それから引き算した額が230になればいいわけです。その説明をまた、今できなければ後ほどしていただきたい。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　ただいま古賀議員が言われたとおりでございまして、はっきりした記憶はないんでございますけれども、当初、このクレーンパッカー車を導入するときに普通のクレーン車が主体であったわけです。そのときの差額は、クレーンパッカー車にすると200万が普通の車のパッカー車にかかるんだ、というようなことから200万になった。ですから現実にいけば1,000万もすれば――じゃあ普通の袋収集とか何とかの１点吊りの車との差額、開きの差額を助成するというのが一般的だろうと思います。

その点、よく調べましてまた御報告を申し上げたいと思います。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　豊田の北口の委託料の件で意見というか要望を申し上げたいと思うんですけれども、委託料というのは私の考えで言えば、市はこういう方針で取り組みたい、したがって、この方針に沿って設計なり何なりをまとめてほしい、というのが委託料だと思うんですね。

先ほど企画財政部長の答弁では、市の中でいろいろ議論したけれども、あの場所をどうしたらいいかという結論が出なかったので外部の人に任せて出してもらうんだ、という、こういうような意味がありました。これはとんでもない話だ、それが本当だとすれば、もう一回庁内に差し戻したいくらいだ。そんなに33私は優秀な職員がそろっているはずだ、というふうに考えております。したがって私は、実はそうではないんじゃないかなという感じがしております。もう、あの場所についてはこういうふうにしようじゃ

ないか、という市の考えがあって委託料は組まれた、110万円だと思うんですね。

そういう意味では、余りこの議会のやりとりの中で変えない方がいいんではないか、という感じがいたします。もし、市長が古賀議員の質問に答弁されたように、あそこに出張所も入れるような含みを持たすということであれば、それは110万円がどうなのかわかりませんけれども、内部の市民課の窓口をつかさどる人たちの声も聞かなきゃいけないんじゃないか、ということで、日野市として、要するに市民サービス、窓口サービスについては今後どういう方式をとるんだ、というようなことがあって、そこに豊田の北口はどうするんだ、というふうにならなければおかしいし、とりあえずあそこにあるからどうしようか、というのでは大変市民に対しても申しわけないし、その都度議論をしなくちゃいけない、とこういうふうになってしまいますので、私としては、この流れからいけば、古賀議員が指摘するように市民サービスの向上は市民が集まるところに窓口を集約する。このことについては当然のことだし、これはやらなければいけないと思います。

多摩平支所廃止に反対をしたのは、先にそういった人の集まるところに市民サービスの窓口をつくって、もういらなくなりましたから多摩平支所は廃止します、とこういうふうにいかなければいけないわけでして、私はそういった意味では、多摩平支所が否決されたから新たな窓口機関を市民の集まるところにつくっていく、ということについて市は消極的であってはならないし、もっと積極的でなければならない、という感じがいたします。

したがって私は、意見は、私も総務委員でありますから、これを議論しなくちゃいけないわけでして、この総務委員会までにこの110万円の、要するに委託料はどういうことをねらいとしてやっているのか、ということをしっかり答えられるようにしておいていただきたい。

以上です。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第72号、平成３年度日野市一般会計補正予算（第２号）の件は、歳入全般及び歳出のうち総務費、予備費を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、消防費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、商工費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時46分　休憩

午後３時35分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第73号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第73号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第１号について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第１号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ131万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億1,018万1,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは、議案第73号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第１号を御説明申し上げます。

補正額は、ただいま申し上げましたとおり131万5,000円ということでございます。

６ページ、７ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございますけれども、繰越金の補正でございます。備考欄の説明欄に書いてございますとおり前年度の繰越金が１億7,184万1,000円ございます。今回はその一部を歳出に充当するため補正をしていただくものでございます。131万5,000円でございます。

次の８ページ、９ページ、歳出でございます。総務費の総務管理費、そのうちの一般管理費でございます。旅費につきましては、先般の旅費条例の改正によります不足分を計上いたしました。

13．委託料、121万4,000円ございますが、診療報酬明細書の処理委託料、これは電算の委託料でございますけれども、本年の５月診療分から高額医療費が、自己負担で今まで５万7,000円が限度額でございましたが、６万円に引き上げられました。これに伴う電算支出分の修正その他でございます。

項の３、運営協議会費でございますが、費用弁償、これにつきましても旅費条例の改正に伴う不足分でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第73号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第74号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第75号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第74号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第１号について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第１号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ1,021万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を50億8,098万4,000円とするものであります。

議案第75号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算第２号、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算第２号であります。補正額

は、歳入歳出それぞれ3,492万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億7,612万2,000円とするものであります。

以上、２議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、議案第74号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第１号について御説明申し上げます。

まず、第１条でございますけれども、歳入歳出予算それぞれ1,021万5,000円を追加補正するものでございます。

それから２条でございますけれども、債務負担行為の補正、後ほど第２表に基づいて御説明申し上げます。

それでは、事項別明細書に基づきまして詳細な説明を申し上げます。

18、19ページをお開き願いたいと思います。歳入でございます。歳入は繰越金でございます。おのおの前年度の繰越金の一部を補正するものでございます。特に説明はございません。

それから20ページ、21ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。一般管理費の賃金でございます。１名、臨時事務職員を５カ月間雇い上げたい、ということの補正でございます。

それから、万願寺区画整理費でございますけれども、万願寺区画整理費の23節、償還金、利子及び割引料でございます。この保留地処分金還付金でございます。これは平成２年度で処分を21区画行っておりますけれども、この中の２名が辞退を申し出ております。これに基づく契約補償金の還付でございます。

続きまして、もとへ戻っていただきまして13ページをお開き願いたいと思います。

第２表でございます。債務負担行為の補正でございます。万願寺第二土地区画整理事業に伴う業務委託でございます。これは、万願寺の第二土地区画整理事業が今年の５月17日に事業認可になっております。それに伴いまして委託をするものでございます。期間といたしまして、平成３年度から平成10年度までございます。限度額といたしまして177億6,570万5,000円でございます。これは、総事業費210億円に対しまして84.7％に相当するものでございます。

続きまして、議案第75号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算第２号について御説明申し上げます。

第１条でございますけれども、歳入歳出それぞれ3,492万2,000円の追加補正するものでございます。２条といたしまして債務負担行為の補正でございます。後ほど第２表に基づいて御説明申し上げます。

それでは、事項別明細書に基づきまして詳細な説明を申し上げます。

30、31ページをお開き願いたいと思います。歳入でございます。繰越金でございます。前年度の繰越金を3,492万2,000円補正するものでございます。

次に歳出でございます。管理費、項の管理費、目の維持費でございますけれども、この中の11節、修繕料でございます。380万円の補正でございます。これは旭が丘の樋管で、ちょうど平山橋の上流に出ております放流口の箇所が一部洗掘されております。ここの補修をするものでございます。

次に、建設費のうち公共下水道費でございます。委託料でございます。東京都新都市建設公社管きょ埋設委託料、１億1,500万円、これは、ここで実施設計が完了いたしました。それに基づきまして、一部、金額に不足が出たために補正をお願いするものでございます。

次に建設省樋管設置業務委託料でございますけれども、これは当初予算で１億5,000万円計上させていただいたわけでございますけれども、その後、建設省との協議の中で２カ年にまたがる、今年度全部できない、ということでございました。それと実施設計は市の方でやっていただきたい、とこういうふうな協議の中で煮詰まったわけでございます。それに基づきまして、樋管の設置の業務の方を１億1,420万円減額させていただく。それから、新たに樋管の実施設計の委託料を3,032万2,000円計上させていただいたものでございます。

次に、25ページにまた戻っていただきたいと思いますけれども、債務負担行為の補正でございます。先ほど歳出で御説明申し上げましたとおり、建設省の樋管設置業務の委託でございます。期間といたしまして、平成３年度から４年度でございます。限度額として8,380万円ということで、２カ年にまたがって実施するということでございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第74号、平成３年度日野市土地区画整理事業特

別会計補正予算（第１号）、議案第75号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第76号、平成３年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）、議案第77号、平成３年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第76号、平成３年度日野市立総合病院事業会計補正予算第１号、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成３年度日野市立総合病院事業会計補正予算第１号であります。補正予定額は、資本的支出に2,000万円を追加し、収益的収支及び資本的収支の予定額を31億2,811万8,000円とするものであります。

議案第77号、平成３年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第１号、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成３年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第１号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ３億3,187万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億1,007万6,000円とするものであります。

以上、２議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　議案第76号、平成３年度日野市立総合病院事業会計補正予算第１号について御説明申し上げます。

35ページをお開き願います。今回の補正額は、第２条、資本的支出におきまして2,000万円の補正をお願いするものでございます。その結果、資本的支出は8,576万3,000円となりまして、その財源は過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。その結果、病院における予算規模は31億2,811万8,000円となります。

次に、補正内容でございますけれども、39ページに記載されているとおり病棟におけるトイレの改修と、雨漏りにおける補修工事、防災上危険箇所の補強工事のための補正でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　水道部長。

○水道部長（日野義人君）　引き続きまして、議案第77号、平成３年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第１号につきまして御説明申し上げます。

御説明は、事項別明細書によりまして御説明を申し上げたいと思いますが、歳入の関係につきましては、46、47ページにございますけれども、今回補正いたします額は３億3,187万6,000円でございまして、これは都の水道事業の委託金でございます。

次に、48、49ページの歳出について御説明を申し上げたいと思います。

まず一つは、水道管理費の２番の配水費でございますが、これは当初に計上いたしました工事費に単価改正がございまして、その不足分を１億2,000万計上するものでございます。

それから、給水費につきましては260万の補正でございますけれども、これは説明欄に書いてございますように13番の委託料でございますが、計量法の規定に基づきまして期限の来ました量水器をつけ替えをする、というふうなことで当初に予定しているものでございますが、やはりこれも単価改正に伴いましての不足額を計上する、というふうな内容でございます。

それから、隔測装置の設置等の委託料につきましては、当初５カ所予定していたわけでございますけれども、１カ所で本年は用が足りるというふうなことで、57万4,000円を減額補正をする、というふうなことでございます。

それから、項の２番の建設改良費でございますが、１番の水道改良費におきまして２億927万6,000円を今回補正をいたします。内容といたしましては工事請負費でございますが、説明欄に書いてございますように、配水管の新設及び消化栓の設置工事ということで１億478万9,000円でございます。これは下水道工事に伴いまして、先行して梅が丘団地の簡易水道を都水に切り替えるというふうな関係経費と、それから当初に予定いたしました工事費の単価改定に伴います不足額の計上でございます。

それから、旭が丘配水所の受電設備の改良工事につきましても、当初に2,176万計上してあるわけでございますが、東京都と当初予算の段階で協議が不調であったものを今回協議が成立したということで、その不足額を計上しお願いをする、というふうな内容

のものでございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　市立病院のことをお尋ねいたします。

先ほど事務長の方から御説明いただいたんですが、病棟の便所等の改修工事ということでありますが、この市立病院のトイレの話は、大分前から何とかしてほしい、ということは具体的に聞いてもいましたし、病院の方も大分前から把握をしていた問題だろうと思うんです。

それで、今回こういうふうな形でなったと思うんですが、具体的にもう少し詳しく、ちょっとお話をお聞きしたい。補正までして組まなければならなかった、ということが相当やる気になったのかな、というふうな感じもしますので御説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

病棟におきますトイレの改修でございますけれども、現状のトイレは、例えば点滴を持ちながらトイレをする場合はなかなかドアが閉まらない、ということでございますから、点滴しながらトイレができるような構造、また洗面室が非常に不潔であるということで、それを清潔に保ちたいということであります。それと、もし予算が余れば外来部門の方の病棟に持っていきたい、ということでございます。

また、具体的に入院患者がおりますので、なるべく入院患者に迷惑をかけないような方法をどこまで改修できるか、一応見積もりがございますけれども、場合によっては縮小、あるいは場合によっては、ある程度規模を大きくしていきたい、という構想の中で進めていきたい、こう考えてございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　本来ならば当初予算で組むべき話だろうと思うんです。この努力といいますか、入院患者の人にいかにするか、ということでなったことですから、この辺についての姿勢というのは大切なことだろう、というふうに私は思います。

一番、市立病院で、これは代々の事務長が悩まれてきている問題で、まだ解決がして

ないんですが、駐車場の問題です。これは、私は予算委員会でもちょっとお話をさせてもらいましたが、前の総務部長の藤浪さんのときにも、市立病院の裏側に駐車場があるから、あれを土地を買ったらどうか、という話もさせてもらいましたが、あれでほとんどが買えてきている状態だ、という話もその当時の総務部長から御答弁をいただきました。その前に、あの駐車場が市立病院の患者さんのために何とか使えないだろうか、ということで私も努力をした一人ですが、現在その約束がなくなりまして、要するに患者さんのために駐車場をあそこに確保したのが、病院の勤務の方のための専用駐車場になっている、という実態があります。これは、予算委員会のときに私は事務長にお尋ねをしましたけれども、それは病院の先生の人員確保、そういうことのためにそういうふうにしたんだという、こういう話なんです。

私は、その当時、それ以上具体的に話を聞きませんでしたけれども、今、私がなぜここでこういうふうな発言を再びしているかというと、あそこの市立病院のところの交差点のところで、もう２カ月ぐらい前になりますが、御承知のとおりあそこへずらっと患者さんの外来の方が中心になるかもしれません。びっしり並びます。信号機の手前のぎりぎりまで60代ぐらいの男の方がとめられていて、病院から出てきて、あんまり後ろを見なかったと思うんですが、そこから出ようとした。小西六の工場の方から、あの広い通りですが、あれを若いというか30前後の男の方が、運転としては丁寧な運転をしながら入ってきた。急に右から出ようとしたもんですから、オートバイはそれを避けようとしてさらに外枠を右に、オートバイをよけるようにして中央に入った。オートバイの後ろから大きな車が来ていましたんで、それは本当にもう１センチもないぐらいの形で、危うく事故がなかったんです。

これは曜日にもよりますけれども、これは、もう大分前から市立病院を利用する人のための駐車場をなんとかしろ、ということは、いろんな議員さんが何遍も言われています。曜日でも違うんですが、今は常時、そこのメインの道路だけじゃなくて脇に入る道路でも、恐らく病院を利用されているであろう人の車が来ている、こういう実態があります。これは歴代の事務長の課題ですから、そういう意味で聞いていただきたいんですが、そういうふうな状況をこのまますっと続けている実態があるんですね。

もっと効率が悪いことには、病院へ勤務されている方は、そこへ車をとめたらずっと、朝どうかわかりませんが、８時半にしても５時までそこのところにずっと車がとめられている状態があります。ところが、外来で来る方とか、そういう方は出入りがあって、30分か１時間か知りませんけれども、多く利用ができるわけですよ、その１台の駐車場

の場所だけで。なぜ、それをそのまま放置しておくのか。

当初、裏の駐車場は患者さんのために、駐車場がないからやりましょう、と言ったのがなぜ職員のための専用駐車場になってしまっているのか、これは私は逆だと思いますよ。もしも医者の方にそれだけの、車で来ていただくぐらいのサービスをしないと医者の関係の方も来られない、というふうな事情があるのならば、タクシー券でも何でもいいと思いますよ。予算を取って、それで通勤してもらったっていいじゃないですか。

今どういうふうに裏の駐車場が、その経費がどういうふうになっているのか私は具体的に聞いていませんが、それは、市立病院が市民のためにあるという発想じゃないですね、明らかに、根本的に。今、事務長が、この点滴をする人のためにトイレ等の改修ということを図る、という意味もありますけれども、実際にあそこへ来た人がとめるところがないんです、場所が。ですから、患者さんにしてもあそこを利用される方にしても、本当に気にしながらあそこへとめて入っている実情があるんですよ。私もずっとあれは見ていますけれども、どう考えてもこれは市民の病院という発想はない。職員のための駐車場になり下がっている、というこの発想は根本的におかしい。どう寝かせて考えてみてもそういうふうに結論づくんです。

あと、もう一つ説明があったのは、夜間の看護婦さんがいきなり救急患者のための対応として来るためのこともあるんです、という話もあるんですが、これもほかの方法で十分対応ができるんですね。そんな説明で我々なんて納得はしてないんですよ。ですから私は、いつかそれを行動を起こすだろう、行動を起こすだろうと思ってずっと見ていますけれども、行動が起きない。実際そこで交通事故が起きそうな場面を、私は今でも本当によく、ならなかったなということで見ていますが、それに類似するようなものがあそこはあるんですね、あるんですよ。だから間接的には市の責任ですよ、というふうに言われてもそうかな、という部分は、私は出てくると思うんですよ。それをこのまま――市立病院の建てかえの問題はありますが、このままずっと放置しておくのかどうか、見て見ぬふりをしておくのかどうか根本的にそれは考えなきゃいけないと思いますよ。

私がこういうふうに発言していれば、現に市立病院を使っている職員の人たちは「なんだ、夏井は」というふうに思うかもしれないけれども、私はそういうふうに思われることを恐れないで今発言しているわけですよ。当時の約束が、あれは患者のために駐車場として使ってもらいます、と言ったんですよ。なんでそんなふうにしちゃったんですか。御答弁いただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　駐車場の問題につきましては、私どもかねてより懸案でございまして、最も患者さんの方からも苦情が多いわけでございます。御質問の趣旨は十分わかっていて、今年度中に駐車場検討委員会を設置いたしまして、いわゆる南側に面した駐車場をいかにすべきか、現に大きな木が植わっております。あれを切ってまで立体的な２階構造の駐車場をすべきであろう、ということで、今、業者と折衝中でございます。どの程度の規模でどの程度の駐車場ができるか、ということにおいて患者優先の駐車場を確保していきたい。現に確かに路上へ駐車しまして、パトカーが来ていろいろと注意を受けております。

そんなこともございますので、平成４年度の重点施策として予算に反映し持っていきたい。これは財政当局と考えあわせながら、今後立体的なものをつくっていきたい、ということです。

また、裏のものにつきましては、確かに御指摘のとおり医師または看護婦等の駐車場になっていることが現実の姿でございます。たまたま看護婦の受け入れ対策、あるいは受け入れ条件等々におきまして、どうしてもそういった状況の中で置かざるを得ない、というのが実態でございます。そこも今、土地は開発公社の土地でございますけれども、それらの調整の中で裏においても近辺の住民の了解を得なければなりませんけれども、立体的なものをつくって何とか解消していきたい。患者とまた受け入れ体制というか、看護婦の余計集まることによって、間接的でございますけれども、患者サービスにつながる。また看護婦が不足しているという中において受け入れせざるを得ない、という状況を御理解願いたいと思います。

いずれにいたしましても、南に面した駐車場を早急に、現に業者を呼びまして検討に入っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　事務長もこういう場面ですから答えにくい場面もあるのかもしれませんけれども、そういう問題じゃないんですよ、もうここまで来たら。現に本当に１人亡くなりそうな場面を見たら、もうこれは、要するにいつかやるだろう、というふうに見ていたんじゃいけない。

今のお話ですと平成４年に――木の部分というところはあそこかな、というふうに思いますけれどもね、逆なんですよ。要するに立体の駐車場の話はありましたけれども、私もそうすべきだな、というふうに思っているんですが、要するに今、看護婦さんと医

者が出ましたけれども、それだけじゃないんですよ。だから看護婦さんが何で、そこに駐車場で、車で行くのか。１台分あったら３人、４人、５人の患者がそこを使えるわけでしょう。１回そこに入ってしまったら、もう使えないんだから……。もっとほかの方法を考えたらどうですか。

それは、その看護婦さんに勤務の関係で有料にしているのか無料にしているのか知りません。どういうふうな扱いになっているのか。そこのところを調べていけばいろんな問題が出てくるでしょうけども、要するに有料でその看護婦さんに、この市役所に来られる車の方と同じようになっているのかどうか、それは知りません。しかし、それと看護婦さんの、駐車場のそこを利用するかどうか、車を利用するかどうかということと看護婦さんの募集がどうのこうの、医者がどうのこうのということは、これは違いますよ、幾らなんだって……。全部調べてごらんなさい。だめですよ、説得力ないですよ。

ですから発想を逆にしましてね、当初、要するに裏の方は、あれは何十台か入りますよね。50台か70台入るんですから、あそこが何回転かしたら相当みんな助かるわけでしょう。ですから発想を変えて、あそこは当初どおり患者のために、要するに駐車場として確保したんだから、今、職員の人たちの車、そういうものはやめて立体駐車になったときにお使いになったらどうですか。今、直ちにやめて、今使っているところは全部市立病院の表示を掲げて……。それを管理するのは、少し工夫が要りますけれどもね。要るというのは、要するにほかの車が入って来ないかどうかというのがありますから、それはもうどうにでもシステムはできますから、もうすぐにおやめになって、当初どおり、約束どおり来る患者さんのためにあそこを使ってもらって、今あそこを専用で使っている方々に対しては、もう少し工夫をして、それで立体駐車になったときには、それも考える。こういう発想をとられたらどうですか。

逆ですよ。今のまま現状維持して立体駐車になったら、それじゃあその空いた分、患者を入れましょう、これはだめです、こんな発想は。

市長、どうですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　病院の駐車場に関しまして、特に北側の御指摘のことにつきましては、前にも今のようなお考えのもとで御指摘をいただきました。

私は、駐車場が不自由しているということは、よくわかっているんですけれども、患者優先でまず整備をする、ということが当然でありますので、そのように事務長の方も努力をしている、こういうふうには承知をしております。まだ未解決だとすればもっと

工夫を、また目配りを広くして御指摘の状況を解決するように努力をしなければならない、このように承っておるところでございます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第76号、平成３年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）、議案第77号、平成３年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第78号、市道路線の廃止、議案第79号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第78号、市道路線の廃止について。

本議案は、開発行為の完了に伴い新設道路につけ替えたM16－９号線を道路法第10条第３項の規定に基づき廃止するものであります。

議案第79号、市道路線の認定。

本議案は、開発行為の完了に伴い市に帰属したM16－16号線を道路法第８条第２項の規定に基づき認定するものであります。

以上２議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　議案第78号の内容につきまして御説明申し上げます。

ただいま提案理由の中にもございましたように、M16－９号線でございます。廃止をお願いするものでございます。

２ページをお開き願いたいと思います。略図の１によりまして図示してあるところでございまして、南平三丁目６番８地先から南平三丁目６番１地先までのところでござい

ます。本路線は、開発行為によって新設道路につけ替えをされたために市道路線を廃止するものでございます。延長は62メートル40で、幅員が１メートル82から６メートルでございます。

続きまして、議案第79号の内容につきまして御説明申し上げます。

ただいまの提案理由にもございましたように市道路線の認定でございます。一路線でございます。M16－16号線につきましては、開発行為によって築造されました新設道路が市に帰属されたため、市道路線として認定をお願いするものでございます。

２ページをお開き願いたいと思います。略図１のM16号線は南平三丁目６番15地先から南平三丁目６番１地先までございます。延長が92メートル80で、幅員が５メートルから６メートル25でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって、議案第78号、市道路線の廃止、議案第79号、市道路線の認定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第80号、万願寺地区都市計画道路日野３・４・８号線築造（その２）並びに区画街路築造第89号工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第80号、万願寺地区都市計画道路日野３・４・８号線築造その２並びに区画街路築造第89号工事請負契約の締結について。

本議案は、万願寺地区都市計画道路日野３・４・８号線築造その２並びに区画街路築造第89号工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。入札の結果、１億9,621万5,000円で株式会社、森本組が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは議案第80号、万願寺地区都市計画道路日野3・4・8号線築造その２並びに区画街路築造第89号工事請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

大変恐縮でございますが、この議案の１ページの中段でございますが、ミスプリントがございますので御訂正をいただきたいと思います。「１、工事名、万願寺地区都市計画道路3・4・8号」とございますけれども、「都市計画道路」の次に「日野」をつけ加えていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

契約金額でございますが、１億9,621万5,000円でございます。契約の方法でございますが、指名競争入札でございます。工期でございますが、契約の翌日から平成４年３月19日までございます。契約の相手方でございますが、大阪市天王寺区夕陽丘町４番11号、株式会社、森本組、代表取締役、森本光男でございます。

次の２ページでございますが、入札の経過につきまして御説明をいたします。

現場説明につきましては８月７日、入札の執行につきましては８月22日に行いました。その結果、番号で10番、株式会社、森本組が落札をいたしました。工事の概要でございますが、工事延長241.7メーターでございます。幅員でございますが、この道路の幅員は22メーターございますが、中央部８メートルにはモノレールが導入されますので、この８メートルにつきましては除外をされております。位置、その他につきましては図面のとおりでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたしま

す。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第80号、万願寺地区都市計画道路日野３・４・８号線築造（その２）並びに区画街路築造第89号工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第81号、神明上都市下水路（３－１）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第81号、神明上都市下水路３－１工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、神明上都市下水路３－１工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、２億291万円で五洋建設株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　議案第81号、神明上都市下水路３－１工事請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

契約金額でございますが、２億291万円でございます。契約の方法でございますが、指名競争入札でございます。工期でございますが、契約の翌日から平成４年３月17日までございます。契約の相手方でございますが、東京都文京区後楽二丁目２番８号、五洋建設株式会社、代表取締役、水野廉平でございます。

２ページでございますが、入札の経過でございますが、現場説明を７月30日、入札を８月の20日に執行いたしました。入札の結果、五洋建設株式会社が落札をいたしました。

工事の概要でございますが、３ページのとおりでございます。矩形きょ設置工、これは開削でございまして、延長が38メートル。管布設工でございますが、この延長が77.6メートルでございます。位置につきましては甲州街道を横断をするというものでござい

まして、本工事をもちまして神明上都市下水路の工事は全部完了し開通をする、というものでございます。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第81号、神明上都市下水路（３－１）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第82号、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第82号、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業に関する業務委託について177億8,661万3,000円で財団法人東京都新都市建設公社と委託契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　議案第82号、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整

理事業に関する業務委託契約の締結について御説明申し上げます。

内容の説明をする前に１カ所変更がございますので、一つ先に訂正をさせていただきたいと思います。契約の相手方の理事長名が横田政次から鹿谷崇義氏に変わっております。これは９月１日付の異動によるものでございます。よろしく御訂正のほどお願い申し上げます。

それでは、内容の説明を申し上げます。まず、万願寺の第二土地区画整理事業でございますけれども、ことしの５月17日に事業認可を得ました。面積が46.6ヘクタールでございます。総事業費が210億円という形で８カ年で事業をする、ということになりました。それにかかわりまして業務の一部を委託をする、ということでございます。

委託件名でございますけれども、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業に関する業務委託でございます。契約金額でございますけれども、177億8,661万3,000円でございます。なお、この中には消費税額２億4,941万1,000円が含まれておるものでございます。委託期間でございますけれども、契約の翌日から平成11年３月31日までございます。契約の相手方、東京都八王子市高倉町49番地の３、財団法人東京都新都市建設公社、理事長鹿谷崇義でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

委託業務の概要でございますけれども、各項目ごとの事業費に対しましての割合を申し上げますと、まず幹線道路工事、区画道路工事、それから水路築造工事、公園施設工事、これは100％を委託をするものでございます。

次に、建物等移転補償でございますけれども、これは88.3％の割合になっております。整地工事、雑工事につきましては90％ということになっております。

それから、調査設計でございますけれども、87.6％、それから事務・その他が44.8％という割合になっておるものでございます。

なお、総事業費の210億円に対しましては84.7％の割合ということになっております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第82号、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第83号、東京市町村総合事務組合規約の一部改正の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第83号、東京市町村総合事務組合規約の一部改正について。

本議案は、組合を組織する地方公共団体のうち、羽村町が市に昇格することに伴い、地方自治法第286条第１項の規定に基づき、東京市町村総合事務組合規約の一部改正をするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、議案第83号、東京市町村総合事務組合規約の一部改正につきまして御説明をいたします。

御承知のようにこの総合事務組合の業務でございますが、消防団員の損害補償、交通災害共済事業、職員の研修、東京自治会館の設置、管理運営をこの組合が行っております。

この構成でございますが、現在羽村町が加入しておりますが、本年の11月１日をもちまして羽村市に昇格する予定でございます。この変更を行うというものでございます。

４ページの新旧対照表でございます。別表第１で羽村町が羽村市になる。それから、別表第３表でございますが、第３区に羽村町と入っておったものが第２区に羽村市と入る、というものでございます。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第83号、東京市町村総合事務組合規約の一部改正の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第84号、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約の一部改正の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第84号、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、議案第83号と同様、羽村町が市に昇格することに伴い、地方自治法第286号第１項の規定に基づき東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　議案第84号、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約の一部改正について御説明申し上げます。

広域処分組合の組織団体の一つであります羽村町が、11月１日をもって市になる予定でございます。それに伴いまして、当組合の組織団体であります羽村町が市になりますので、４ページ、５ページにございます25市２町で組織しております当組合の中の羽村町を市にする、ということでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省

略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第84号、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約の一部改正の件は原案のとおり可決されました。

これより報告第６号、平成２年度日野市土地開発公社決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第６号、平成２年度日野市土地開発公社決算の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき平成２年度日野市土地開発公社の決算を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは、報告第６号、平成２年度日野市土地開発公社決算につきまして報告をいたします。

別冊で平成２年度日野市土地開発公社決算書を御参照いただきたいと思います。

まず１ページでございますが、事業の概要、事業報告でございます。本年度の用地取得状況でございますが、土地区画整理事業用地といたしまして１万3920.44平方メートル、それから緑地公園用地といたしまして4849.30平方メートル、道路用地といたしまして555.27平方メートル、その他用地でございますが、2354.68平方メートルでございます。

用地の処分でございますが、土地区画整理事業用地といたしまして4742.49平方メー

トル、公園用地といたしまして9697.20平方メートル、道路用地といたしまして620.60平方メートル、その他用地で794.11平方メートルでございます。本年度末事業資金の年度末現在の借入額でございますけれども、113億2,376万2,000円でございます。

4ページから7ページにわたりまして平成2年度の取得用地の一覧表がございます。御参照をいただきたいと思います。

次が平成2年度の処分用地でございますが、8、9ページでございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

次が決算状況でございますが、11ページでございます。日野市土地開発公社事業決算報告書、収益的収入及び支出でございます。

まず収入でございますが、総額で25億9,554万367円でございます。内容につきましては、事業収益及び事業外収益でございます。決算額につきましては記載のとおりでございます。

次が支出でございますが、総額で決算額が27億214万4,597円でございます。この内容といたしましては事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用等でございます。決算額の内容につきましては記載のとおりでございます。

次が14、15ページでございます。資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、資本的収入といたしまして運営費補助金、短期借入金、長期借入金でございます。総額で64億712万6,043円でございます。

支出でございますが、公有地取得事業費及び借入金償還金でございます。総額で94億3,948万1,459円でございます。最下欄に書いてございますようにこの不足する額につきましては、過年度分の損益勘定から、いわゆる留保資金で補てんをいたしてございます。

あと16ページから43ページにわたりまして、その他の付属書類といたしまして損益計算書、事業収益費用明細書及び貸借対照表等が掲載をしてございます。御参照いただければ幸いと存じます。

以上をもちまして公社の事業報告を終わります。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　直接、公社の決算にはかかわりはないんですけれども、用地の取得後の利用についてお尋ねをいたします。

平成2年の5月の30日に、南平八丁目の用地としまして867.51平米、それから、平成2年の12月17日に1020平米をこの土地開発公社が取得しておりますが、この取得された土地の利用について、その後、平成元年に一般質問等で触れた経緯があるんですけれども、その後どのような計画を立てているか、その具体的な方法についてお尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　お答え申し上げます。

利用の目的でございますけれども、ここには隣に南平丘陵公園がございまして、この丘陵公園の拡張ということで公園の施設を配置していきたい、という考えでおります。こういう形をとりまして多くの市民に利用していただきたい、ということでございます。

それから、まだ開発公社から、建設部の公園緑政課の方はまだ買い取っておりませんけれども、買い取りの計画からお話をさせていただきますと、まず、ここにつきましては都市計画決定を受けたものに都市計画事業の認可を受けまして、国庫補助金をいただきまして工事を施行していきたい、という考えでおります。

これの時期でございますけれども、平成4年度にそういう事務を進めてまいりたい、ということでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　今、南平丘陵公園という位置づけの中で用地を確保した、というような答弁がございますが、この隣接しております南平団地につきましては、既に担当の方も御承知のように、当時、開発行為等の規制前の造成という中で工事をした地域でありまして、道路も狭隘でありますし、また特に上部になりますと、かなり勾配もきついし、この地域の中には公園も1カ所もありません。また集会施設等もない。そういうような状況の南平団地の地域であります。

確かに今仰せのように南平の丘陵公園の用地というように確保されておりますが、この場所につきましては、特にこの一番上部の部分については多少広場的な場所もありますので、この辺の利用については、位置づけとしてはよく理解しますけれども、実際の活用という面で地元の公園というか広場とか、そういうので活用できるような工夫した利用計画を今後策定して、確かに全体観はわかるんですけれども、この南平団地の住民の方が利用をしやすいような方法を十分考えた上で進めていただきたいなと思います。

それと同時に、この場所に一部、地域の方がつくりました私設階段というんですか、階段がありまして、通勤、通学、また生活的に利用されておりますので、この階段をどうにか撤去しないで、また階段も地域の方が設置した部分もありますので非常に危険な部分がありますので、この公園を整備する場合には、十分危険性のないように整備し直

していただいて、そして、地域住民が日常生活の中で十分活用できるような方法もあわせて考えていただければと思いますので、それについて、ひとつ御答弁いただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　お答え申し上げます。

御指摘の点については十分踏まえまして、これから実施に当たりましてはやっていきたいと思います。また、地域の住民の方々の御意見も十分拝聴いたしまして施行に努力したいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって報告第６号、平成２年度日野市土地開発公社決算の報告の件を終わります。

これより報告第７号、平成２年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第７号、平成２年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき平成２年度財団法人日野市環境緑化協会の決算を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　報告第７号、平成２年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について御説明申し上げます。

別冊に平成２年度の「財団法人日野市環境緑化協会事業報告書・決算書」というのがございます。これを御参照願いたいと思います。決算書の１ページ、２ページをお開き願いたいと思います。

平成２年度事業報告でございます。財団法人日野市環境緑化協会は設立以来２年３カ月を経過し、ハードの面の事業は市とタイアップして進め、ソフトの面については、市民ぐるみの運動を進めるべく自治会を初め地域の団体の自主的な参加を求め、緑の愛護運動の輪を広げてまいりました。理事会、評議委員会等の意見も尊重し事業に反映し、

総力を上げて随意取り組んできました。

平成２年度では、特に四つの大きな事業を柱として実施をしてまいりました。

まず一つは、緑化推進に関する普及啓発事業でございます。

特に４月、11月を緑化月間と指定し、家庭の緑化、地域の緑化に努め苗木、球根配布を実施してまいりました。また、緑の写真展、盆栽、山野草展も緑化月間内に実施し大盛況でありました。日野市の協賛事業としては緑の羽の募金を実施し、協力者も多く大きな成果を上げることができました。

また、小学校６年生を対象といたしまして日野の緑に関する作文を募集したところ、多くの応募がありました。そのうち45遍を作文集としてまとめ、さらにこのうちの10遍を会報「緑のまち」の10月、３月と月に分けまして掲載をし全戸に配布をいたしました。

その他では、講習会と自然観察会を実施いたしました。

２番目には、緑化推進に関する事業でございます。

毎月第１土曜日を花と緑の健康相談日といたしまして、１年間実施をいたしてまいりました。花の里親、里子運動については多くの協力者がございまして、袋詰めや種子集めによりその輪が広がりつつあり、非常に好評でありました。入学・入園記念樹の配布等を実施してまいりました。またコミュニティ花壇の花卉植えつけの事業は、自治会、子供会、老人会等の人々の尽力によりまして四季折々の素晴らしい花が鑑賞でき、年々充実しつつあります。

緑化推進に関する調査研究でございますけれども、これにつきましては緑化マップを作成する予定でございましたけれども、種々の都合によりまして平成３年度で作成することになりました。

受託事業については、市の花である菊を菊花事業として取り上げ、菊苗の育成をし、市民はもとより各学校、老人会等に配布し、秋には盛大な菊花コンテストを実施してまいりました。花卉植えつけの事業としては、駅前、公園、グリーンベルト等の花壇への各花の植え付けは、四季に分けそれぞれを実施し、暮らしに花とうるおいをを基本理念といたしまして、年々充実をしつつあります。

市内の児童公園の清掃、除草等については、地域の公園は地域の皆さんの手できれいにしていくことを基本にいたしまして、自治会、子供会、老人会等の手を借り、年々、愛護会としてその輪も広がりつつあります。協会直営分を含めまして月２回の清掃、年２回の除草を実施してまいりました。

また「みどりのまち」“私たちのふるさと日野”、この映画を作成をいたしました。

この映画は緑の大切さを中心に日野市で暮らす市民の全体の像を美しく映像でとらえ、みずから町に誇りを抱き市民全体がお互いに尊敬と信頼の精神で結ばれるように働きをかける映画でございます。

その他では雑木林の萌芽更新材として活用の炭焼き事業、またはグリーンベルトの除草事業を実施してまいりました。

以上が協会が実施してきました事業でございます。

3ページから6ページまでは平成2年度の事業実績でございます。

7ページをお開き願いたいと思います。平成2年度の理事会の開催状況でございます。理事会は、3回開催をいたしました。

9ページをお開き願いたいと思います。これは平成2年度の評議員会の開催の状況でございます。3回開催をいたしました。

13ページから14ページをお開き願いたいと思います。収支計算書でございます。これは平成2年4月1日から平成3年の3月31日まででございます。

収入の部につきましては、決算額では7,867万3,704円でございます。予算と収入の比率でございますけれども、89.6%でございます。収入の主なものを申し上げますと、1の基本財産運用収入でございます。これは3億円をベースにいたしまして利子の分でございます。

支出の部に移ります。13ページから18ページでございます。13ページをお開き願いたいと思います。支出の部につきましては、決算額では総額5,947万6,282円でございます。予算と支出の比は67.7%でございます。支出の部の1の事業でございますけれども、事業費は執行率は83.8%でございます。

15、16ページをお開き願いたいと思います。

2の事業活動費については、執行率は60.4%でございます。

3の調査研究費では、先ほども説明したように平成3年度に送っておりますもんで執行率はゼロでございます。事業報告で御説明した中でもこの平成3年度では、もう既に80%以上この件については完成しております。

それから、4の受託事業費でございますけれども、執行率は85.2%でございます。

2の管理費については、執行率は36.8%でございます。

17、18ページをお開き願いたいと思います。

3の固定資産取得費については、執行率は55.5%でございます。

以上が支出の説明でございます。

あと19ページから24ページにつきましては説明を省略させていただきたいと思います。

以上で、平成2年度財団法人日野市環境緑化協会の決算について御報告を申し上げました。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　1点、お伺いをしたいんですが、あるいはどこかに実績として報告されているのかどうかわかりませんが、もし見落としていたらそのように答えていただきたいんですが……。

大変いろんな形で努力をされている。特に最近は、この緑化ということに対しては、日本の国を挙げて、あるいは地球を挙げてそういう方向で取り組んでいるわけなんですが、その中で特に緑化に対して非常に努力をしたとか、そういう事業所なり、あるいはグループ、団体ですか、そういうところに対して表彰するような制度がこの中にあるのかどうか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　お答え申し上げます。

今の御質問については、特にそういう表彰の問題については定めてはおりません。先ほどの中では菊花コンテストとか、そういうものについての事業の中ではやっておりますけれども、そういうことは特にありませんけれども、ただ、今の御質問の中でも、これは緑化協会の中の会員というのは市民全体でございますから、そういう緑化に努めたということは、今後そういうことがあれば、やはり表彰というものに対して考えていかなければならない、と思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　今、最後にそういうお答えもいただいたんですが、これからさらに、さらに日野市としても緑化を推進していく、ということを考えますと、いろんな事業所、あるいは子供会とか老人会とか地域の人を含めまして、この事業に対して、かなり積極的にボランティア的な要素も含めて協力をいただいている方がたくさんおいで

になると思います。この事業をより推進、成功させる面からもぜひそういったことも検討されては、ということを申し添えまして、この意見を終わります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって報告第７号、平成２年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告の件を終わります。

これより報告第８号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第８号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について。

本報告は、市の義務に属する交通事故に係る相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは報告第８号につきまして御説明申し上げます。

２件ございますので、まず第１から御説明申し上げます。

２ページをお開きいただきたいと思います。事故名でございますけれども、日野市平山六丁目37番39地先路上の事故でございます。和解の相手方でございますが、これは車の所有者でございます。川崎市麻生区下麻生421番地の４、有限会社　麻生自動車、代表取締役、碓井英一さんでございます。運転者でございますが、川崎市宮前区東有馬一丁目１番地の18、保樹荘、五十嵐直樹さんでございます。

事故の発生状況でございますが、平成３年５月15日午後３時半ごろでございますけれども、下水道課の職員が下水道工事の現場調査のため庁用車を運転いたしまして、日野市平山六丁目37番39地先Ｔ字路で方向転換のために後進をいたしました。この際、後方不確認によりまして相手の車両に接触し、損傷を与えたものでございます。損害賠償額といたしましては４万7,792円でございます。

それから２番目でございますが、事故名といたしましては、多摩市貝取1431番地先路上の事故でございます。和解の相手方でございますが、所有者は東京都八王子市東中野47番地、有限会社　誠宏自動車工業所でございます。代表取締役、上野孝正さんでございます。運転者は、日野市東平山一丁目７番地の11、平山住宅1423、毛塚善久さんでございます。

事故の発生状況でございますが、平成３年６月24日午前11時45分ごろでございます。老人福祉課の職員が多摩市の天本病院を訪問いたしました、その帰路でございますが、庁用車が乞田交差点の手前で一時停止をいたしました。発進しようといたしましたが、上り坂でございまして後方に下がりまして、後続車両に接触しバンパーに損傷を与えたというものでございます。損害賠償額につきましては１万5,000円でございます。

よろしく御承認のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第８号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより請願第３－15号、単学級のプール指導時に体育講師の配置を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第３－15号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

本日の日程は、すべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後５時５分　散会

9月6日　金曜日　（第3日）

平成3年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第21号）

9月6日　金曜日　（第3日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原　茂君	4番	小川友一君
5番	高橋　徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村　功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　川久保友子君

議事日程

平成3年9月6日（金）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時10分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問1の1、区画整理事業内の事業変更の取り扱いについて問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔7番議員　登壇〕

○7番（天野輝男君）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

区画整理事業内の事業変更の取り扱いについて問う。

高幡区画整理事業が進捗する中で、昭和64年度第3回定例会において、南部の病院予定地として確保したいと市議会で説明を受けました。南部の地域には、医療機関が少なく、人口の比率から見ても不足した地域であります。そこで、南部の皆様方の心配を考えてみますときに、この問題を解決することは市民にとりましても一番よい方法であると私どもは考えております。市側の説明では、この区画整理事業内に公共用地として1,000坪確保してある、残りの土地については審議員や地主の皆さんから買い上げをするということでありました。このような説明を受けまして、そして市側の方では、南部の病院の予定地に審議員初め多くの地主の方々にも御協力をしていただきたいという説明があったわけであります。

ところが、今日になってみますと、当初予定していた土地には病院予定地として確保することはできなかったように聞いておるわけであります。そして第2の予定地として、病院予定地として話が出てきておるということを聞いておりますが、このあたり、第1の病院予定地ができなかった理由、そして第2の病院予定地として話が出てきておるこの問題について市側の答弁を求めます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　お答え申し上げます。

高幡の区画整理事業は61年の5月に事業認可になったわけでございます。面積が16.8ヘクタールということでございます。その後、仮換地の審議会の中で審議、それから事業計画の変更等を重ねてまいりまして、63年の10月前後でございますけれど、10月にかけてですけれども、換地の一応、換地設計の決定を審議会で行ったということでございます。その後、仮換地の一部指定等を行ってまいりました。相前後いたしまして、公共

用地の集合換地ということで審議会にお願いしている経緯があるわけでございます。

そこで、今の御質問の第１案ができなかったということでございますけれども、ちょうど駅の接近した地域に一応設定をいたしておりますので、その関係で地元権利者の同意が得られなかったという経緯がございます。その後、審議会それから権利者等々、交渉を再三重ねてきておりまして、ここで場所をちょっとかえまして公共用地を集合したいという形で、現在鋭意努力をしている段階でございます。

それで先ほどの、今の質問の中に市有地が面積がございましたけれど、面積でございますけれども、京王線の線路の北側だけで、今の換地面積で5,050平米ございます。全体で内容を、その他保留地として2,800余あるわけでございます。これらをひとつ集合換地をさせていただきたいという形で現在努力をしているところでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　そうしますと、第２の場所を移したところの、集合換地が今の説明だと大体7,050平米あるわけですね。ここの場所については、今、地主との話し合いの中で具体的になりつつあるのかどうか、そのあたりはいかがですか。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まだ審議会にその案が相談しているわけではございません。現在、内部的に検討して換地の位置を検討している段階でございます。したがいまして今後、審議会に御相談をし、そのもとで地元の各権利者に当たっていきたい。今のところは可能性とか、それは今後の状況によるわけでございまして、鋭意我々としては努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　そうしますと、この地域の、仮換地についてはあくまでも公共用地として使うわけですけれども、病院の予定地として考えておるのか、それともほかの何か施設を考えておるのか、そのあたりもまだそう具体的にないわけですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまで高幡の京王線路の北側に、将来の病院を予定する公共用地として集合換地をしたい、そういう経過を進めてまいりました。病院のことは建物の建て替え、あるいは増床の問題、南部地域病院、なかなか複雑に絡んだ問題でもありますので、区画整理の範囲では公共用地と、本来的な名前で集合換地を進めたい、こう考えております。南部地域病院の予定地であるということも事実というふうに申し上

げてよろしいと思っております。全体の市民施設をつくる将来の都市像ということもあり得るわけでありますから、いろいろな観点からの公共用地としての活用ということで問題を位置づけたい、こういう事情にございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　そうしますと、今の市長の説明ですと、この場所に南部の医療病院という形で話が進んでまいりました。そして地権者皆さんの反対があったように私も聞いております。そういうところからこの地域の、地域、あくまでも病院予定地という形じゃなくして、公共予定地として今後は話を進めていくという形でよろしいんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　たまたま過去の経過をたどりますと、南部の地域病院の用地を確保したいということで、区画整理の施行中に、また仮換地の指定の事前に地権者の方に示した、示したといいますのは換地の位置を示したということがあって、そのことからなかなか集合換地ということの理解が得られなかった、そういう事態がありまして、今はそのこともよく理解をしていただき、何に使うんだと言われるから、これまで病院に使いたいというふうに説明をしてまいりました。その問題が今日消えたわけでありませんから、病院予定地ということも総合的に含めて目的として存在するというふうにお考えおきいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　集合換地という形で、今市長の説明だと、その地域の皆さんが理解していただけなかった、それが少しずつ理解をしていただいておるということでありますが、この集合換地を（「理解してないよ、何言ってんだ」と呼ぶ者あり）集合換地をすることによって、そしてまだ病院の予定地としても考えておる、そしてまた、ほかの公共の用地としても考えておるという考え方でありますが、少し、今日まで来た中で、少し私無理があったような気がするんですね、この地域の集合換地をして、そしていきなり南部の医療病院の予定地にするという形の説明が不十分であったように、このように私は思うんです。そして現在でも３年経過する中で、これらの問題があるために、この地域の区画整理の仮換地ができないでお困りになっている方もいるということが実際聞いておるわけです。そういう形で私は少なくとも、もっと積極的にこれらの問題に市の方でも取り組んでいただかなきゃならない部分があるのじゃないかということを、このように今感じておるわけです。

そして、これらの今審議員のメンバーもかわったわけですか。何か１階エレベーター入り口に高幡区画整理審議委員選挙の告示が書いてありましたけれども、今年になって審議員もかわるようでありますが、その中で、普通、区画整理事業を初めて同じメンバーで大体区画整理事業というのは進められてきておると私は思うんですね。それが今回はメンバーの変更があるように聞いておるわけですが、これは事実でありますか。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　お答え申し上げます。

審議会の件でございますけれども、任期は10月までででございます。したがってまだかわっておりませんし、まだそういう状況はわかりません。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　私はあえてこのようなことをお聞きしましたのは、今現在やっておる審議員の中で不満を持っておる方がおるということを聞いておるわけです。それは先ほど申し上げましたように、無理やりにここを病院の予定地として持ってきた、そういうところに問題があったのじゃないかということを私自身感じておるわけです。今、市川さんの方からやじで仮換地を認めてないというようなことがありましたけれども、私も知らないからあえてお聞きしておるわけですけれども、やはりこういう仮換地を具体化してこなければ、この高幡の区画整理事業は終わらないんじゃないんでしょうか。そういう面で、今後これらの説明をどう市の方では皆さんにするつもりでおるんですか。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　お答え申し上げます。

換地の状況でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、10月に換地設計そのものは一応仮決定をいたしておるわけでございます。それで、この地域の中で仮換地の指定でございますが、約40％仮換地の指定を行っております。その中で、さらに使用収益をもう既に開始している土地、これが仮換地の指定の状況の割合からいきますと36％、指定に対して36％がもう既に使用収益を開始している、こういう状況になっているわけでございます。当然、事業を進め、道路工事等現在進めておるわけでございますので、それにあわせてある程度の仮換地ですね、指定はしていかなければしようがない、ならないわけでございます。当然それはそういう方法で行っていく。

ただ、今の御指摘の集合を予定している地域の北側の方の換地につきましては、そういういろいろな状況等もございまして、現在、市の方でその土地の借り上げをさせていただいているという状況でございます。これも方向が決まりますれば、できるだけ早い機会に返地をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　そうしますと今の説明では、既にこれ76％は仮換地の指定をされておるわけですね。そして集合予定換地として借り上げておるのがその残った部分なわけですね。この部分については借り上げてあるわけですから一応仮換地として組めるのかどうか、今後。そのあたり、どうですか。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　先ほどちょっと説明を申し上げた数字が、区域全体に対して公共宅地面積が10万4,000平米程度あるわけでございます。これに対して仮換地の指定済みが40％、こういう意味です。

それで、この仮換地の指定の40％に対して使用収益を開始している土地、要するに返地をしている土地ですね、これが36％、こういう意味でございますので、ひとつ御訂正をお願いしたいと思います。

それと、これは事業の、仮換地そのものは事業を進めていく上で法律的には仮に決定していく土地でございます。したがって当然工事等をする上で、そこが市道になれば当然仮換地または仮換地の指定ができない場合は従前の土地を市が借り上げて工事をやっていく、こういう方法になるわけでございます。したがって、これは仮換地の指定、市の土地の借り上げ、これは相一体のものでございます。当然連動してくるものでございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　そうしますと私が一番心配しておりますのが、こういう仮換地の状態でこの土地を、中で遺産相続、そういう形の中で、住宅とか、そういう形で売買するということは恐らくできないと思うんですね。その辺どうですか。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　区画整理の場合は、例えば仮換地指定されてない土地または指定している土地、これら仮に使用収益がされてない土地についても土地の権利そのものは変わらなく継続していくわけです。したがって売買もできますし普通の状況でできるということでございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　そうしますと宅地にしても、じゃあ売ってそこに家を建てると

いうことはできるわけですか。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　先ほど来申し上げております仮換地の指定がなされて、そうして使用収益の開始ですね、これは法律用語でございますけれども、要するに返地をされますよ、とこういう状況になった時点ではそこに建物等、その土地を自由に使うことができる。現在は仮換地の指定をして、それから使用収益の指定がされてない土地、先ほど使用収益されているのが36％ありますというふうに申し上げましたけれども、残りの64％はまだ実質的には使えない状況にあります、こういうことです。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　わかりました。そういう面で、私は少なくとも地権者の皆さんの負担がかかるようなことがあってはならないということを思うわけです。そういう面で、皆さんの意見を聞きながら一日も早くこれらの区画整理事業が一日も早く解決できるよう強く要望しまして、この種の質問を終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君）　これをもって１の１、区画整理事業内の事業変更の取り扱いについて問うの質問を終わります。

一般質問１の２、多摩川、浅川河川敷の有効利用について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○７番（天野輝男君）　日野市の河川敷整備構想は昭和63年度に報告書として作成されてまいりました。各ゾーンの整備方針と具体的な整備内容を見ますと、浅川を取り巻く水辺ゾーン、自然性豊かな河川整備保全、この中に河辺樹林地の確保、川辺自然公園の確保、散策路等の整備。第２の親水性豊かな河川公園整備、この中に駒形とか平山親水公園、豊田田園公園とかがございます。河川景観を生かした施設として、今回できました人道橋が挙げられるわけであります。また浅川と沿川地域との一体的整備、これは土地区画整理事業を一体化したところのスーパー堤防、そして公園の整備が挙げられております。また多摩川を背景としたところの水辺ゾーンは、広々とした高水敷の整備と親水性豊かな河川公園整備があります。この中には広域的親水公園の整備、北川原公園の整備、市民の森・スポーツ公園の整備とあります。沿川の公園整備、緑地保全と水路の清流の復活、この中には周辺の水路の保全整備、水辺プロムナード等の整備と清流、魚貝類生息施設の整備と環境維持用水の確保が挙げられます。これらは、いずれも多摩川、浅川周辺の将来像を拾い上げてみたものであります。

多摩川、浅川流域の河川敷整備構想は、区画整理を実施しながら特色あるまちづくりを展開しようとしておるところにあるようです。多摩川も他市の下水道処理場が建設され、稼働してから水面は大分きれいになってまいりました。浅川の河川敷を一番汚しているのは日野市で、浅川処理場が平山地域まで稼働になったときに浅川河川敷の整備構想が最も生かされるものと確信しております。

日野市の河川敷は、多摩川、浅川のほかに多くの中小河川、水路が網の目のように流れており、行政面積の中で水空間の占める割合は14.8％で、東京都で唯一であります。これらの今後、これらのまちづくりに生かすことができるならば、人間らしさを養い育てる自然と水のバランスのとれた環境整備ができると私は確信しております。

そこで、市内の河川整備構想の一つとして、万願寺の歩道橋が８月に完成いたしました。そして市内においてはスポーツ施設が完備されておりません。他市に参りますと、堤防はほとんど整備されて歩道や自転車のサイクリングロードなどができております。日野市でも一日でも早い時期に堤防を整備して、散歩道または自転車のサイクリングロードをつくってほしいと思いますが、いつごろまでに完成する予定であるか回答を求めます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　ただいまの御質問はサイクリング道路について、いつごろまでに完成ができるかという御質問でございます。お答え申し上げます。

既にこのサイクリング道路というのは一つの重点施策の中でやってきております。今までの過去の数字等もちょっと報告させていただきますけれども、これ多摩川、浅川両方合わせまして、その整備計画の延長が１万9,735メートルでございます。既にこの部分の完了した延長は１万3,735メートルでございます。ことしの計画の分を入れまして１万3,735メートルでございます。残りの延長が6,000メートルということでございます。事業率の執行率から申し上げますと66％が完了しているということでございます。残り34％でございます。

既に浅川については右岸側については、ことしと平成４年度ですべてが完成できるということでございます。残りの多摩川でございますけれども、多摩川は右岸側の整備でございまして、既に合流点のところから日野橋までは完成をしているということでございます。残り上位の部分については、延長にいたしますと2,850メートル残っているということでございます。

この問題については何回か一般質問の中にも出ておりましたけれども、建設省の基本的な考え方が変わりまして、現在の堤防を計画の堤防の高さまで盛ってその占用者の方

で施行してやれば、そこを占用させるというようなきついことが言われましたもので、この点について建設省と協議の結果、ここで結論が出たのは、今までの堤防の高さでそういうものを使用してよろしいというような答えが出ましたもので、平成４年度から多摩川についても計画の中に入れまして、逐次その整備をしていきたいということでございます。以上です。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　どうもありがとうございました。ただ、ここのサイクリングロードまた散歩道、ここの確保も幾つかやっぱり問題点があるわけですね。と申しますのは、日野橋のところまで行ったらばとまっております。そこの部分をどう解決するのか。そしてまた日野の中央線鉄橋の下も当然これらの問題を解決する方法を探さなきゃいけないと思うわけですね。このあたりを、また浅川の方へ参りますれば、今度は浅川の新井橋とか高幡橋、一番橋、平山橋、これらの下を、ここを通過する方法は将来的に何かうまい方法を考えておるのかどうか。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　お答え申し上げます。

ただいまの御質問の中で、日野橋とＪＲまた浅川にかかっている橋のところの部分のクリアの問題でございますけれども、既に全体計画を立てるときに一貫性がなければ、これはだめなものでございますもので、こういう点について建設省と協議をしてまいりました。

まず多摩川については、日野橋のところは下を通させる、それからＪＲの鉄橋についても同じことでございます。ただし浅川については交通量の問題その他の問題、または技術的な問題で、今の状態で平面的にクリアをするというような形になっております。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　どうもありがとうございました。そういう面で、これらの堤防が使えるようになりますと、ここに集まってくるジョギングをする人、散歩をする人また自転車に乗って楽しむ人がふえることは間違いないと私は思いますもので、これらのものを一日も早く解決していただきたいと思うわけであります。

そして日野市で出てまいりましたところの河川敷の整備構想を見ますと、多摩川、浅川の河川敷の中は取り組んでないわけですね。やはり私は多摩川、浅川の河川敷の中を利用するということは、市民にとりましても大変よいことだと私は思うわけです。そういう面で日野市の、特に多摩川の河川敷の中は建設省のゾーンでいけばＤゾーンで、こ

のＤゾーンというのは自然野草公園ができる程度なわけですね。それでもこの野草公園と申しますのは芝生を植えたり花を植えたり、そしてキャンプ場をつくったりすることは十分できるわけです。そういう面から見たときに、やはり私は確かに日野市の行政境の河川敷の中には野鳥がたくさん生息しているということを聞いておりますが、やはり野鳥だけ生息させるというのではなくして、やはり人間とそして、野ウサギなんかもおりますね、そういう動物と一緒に生活できるようなところの工夫が必要になってくる、このように思うわけです。そして今この地域の利用、河川敷の中の利用計画も考えてみる必要があると私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　今のただいまの御質問でございます。私の方からお答えしたいと思います。

今御質問の中にもありましたとおり、多摩川の河川敷につきましては昭和55年、建設省が多摩川河川環境管理計画を策定しております。その中で、現在の多摩川の中央高速道路を横断部分を中心にして一定のゾーニング計画がされているわけでございます。具体的な問題としては、上流部を自然保全ゾーンあるいは下流部を自然利用ゾーンというような形で、御質問者の中にもありましたとおりでございます。この場所につきましては建設省のゾーニング計画の中で一定の制約があるわけでございます。

ただ、今御質問の中の内容をお伺いしておりますと、ある程度今の建設省のゾーニング計画の中でも可能な部分もあろうかと思います。これについては今後の問題あるいは建設省の河川の実態等踏まえて現状の整備をした中では、かなり増水の場合には面の中での流水が大幅に出るというような実態もあるわけでございます。そういったゾーニング計画を十分考えながら、建設省との協議をする必要もあるというふうに考えておりますが、現行ではなかなか制約部分の中で前に進まないのが実態でございます。今後一層の努力をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　多摩川の河川敷の中は、私たちは夏にはこの中で育ったわけであります。しかしながら、現在では草がたくさんありまして、多摩川で遊んでいる人というのは釣りをしている人ぐらいしかいないわけですね。そういう面から見たときに、この地域の開発を野草公園等つくることによって芝生を植えたり、そして花壇を植えたり、またキャンプも十分できるわけですから、そういうような形でまたあの多摩川にですね、子供たちがたくさん集まってきて、そしていろいろ体験をして育っていっていた

だけるということは私たちも願っているところのことであります。時折、現在あの草の中に入らないというのは、あの中にたくさんマムシがいるんですね、マムシがおりまして私も時々中に入りますとマムシに出会うことがあるわけです。

そういう面で私は、あの草をいつまでも置いていくということは、やはり子供たちの危険にもつながると私は思いますので、ぜひこれらのことを、今企画部長の方でありましたように計画を立てていただいて一日も早くこれらの多摩川の河川敷の中に、そういう自然公園、野草公園的なものができることを強く要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君）　これをもって１の２、多摩川、浅川河川敷の有効利用について問うの質問を終わります。

一般質問１の３、寝たきり老人について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○７番（天野輝男君）　日野市の高齢者福祉施策の体系と、また日野市多摩川苑福祉ゾーンの計画についての答申が出てまいりました。そして21世紀を迎えるに当たりまして高齢者人口が急増することは明らかであります。また市民にとりましても、この問題が、今後日野市民にとりましても一番解決しなきゃならないことの一つではないかと私はこのように思います。そこで、現在日野市内で寝たきり老人になっている人数はどのくらいおりますか。そしてまた将来、どの程度の規模で老人がふえていくことが考えられるか、このあたりを教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

寝たきりのお年寄りの現状でございますが、現在、65歳以上の方で３カ月以上寝たきりの方を含めまして417名でございます。このうち６カ月以上寝たきりの方が395名となっております。また、このうち入院されている方が218名。したがって在宅の方が199名でございます。65歳以上の老人人口に対する割合でございますが、現在3.14％となっております。

また将来、どのような規模と申しますか、推移をするかということでございますが、平成17年、この時点では現在の老人人口8.2％、これを14.5％ぐらいに推移するであろうという予測が東京都の統計等によって示されているところでございますが、これからの動向によりましては、さらに加速した老齢化が到来するんではないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　どうもありがとうございました。確かにお年寄りがふえてまいりますと、そしてお年寄りはやはり病気になったりしますと急に体が弱ってまいります。そして寝たきり老人がふえてくるわけであります。そうしますと、この寝たきり老人を抱えたところの家庭では大変負担がかかってまいります。そしてお世話をしている人がまた倒れてしまうというようなケースがあるようであります。これらの中で、私は少なくともこれらの答申を出したわけですから、総合的な福祉の、福祉施設を考える必要がある、このように思うわけであります。

現在、日野市では特老は浅川苑の50ベッドにすぎませんが、市民が、そしてお年寄りを持った家庭で、今後、年寄りになって、また寝たきりになってしまったときにどうしたらいいかというようなことが、あちらこちらで今聞かれているのが現実であります。これらのものを考えたときに、やはりある程度先取りしたところの施設が私は必要であると思うのであります。幸いにして日野市においては土方英世さんが土地を病院か福祉にという形で提供していただいておるわけであります。やはり私はこの土地を有効に使うということが日野市にとりましても大変よいことだと私は思うんです。

そして今後も、この福祉施設というのはやはりまず病院があり、そしてその周辺に複合的な施設があるということが望ましいと思うんです。やはり医療機関がついておりませんと、中に入る人は絶えず不安であります。65歳以上になりますと必ず病気、元気で倒れる前には心臓が悪かったり合併症を必ず持っております。そしてその合併症の治療をするということが、私はできるということが、また本人にとりましても家族にとりましても、そのことが安心して施設へ入れるという形のことになってくると私は思います。

そういう面で私は、この老人ホーム、そして現在は特別養護老人ホームは今生活保護の対象の人が入っておるようでありますが、そうじゃなくて、やはり日野市民が、もしそういう方が病気になったり、また倒れたり、そして人にお世話にならなきゃならない、そういうときにすぐ入れるような施設をつくるということが私は今後日野市にとって一番大切なことじゃないか、このように思うわけであります。

そういう面で、日野市においては福祉が優先されておるということがよく言われますが、この施設面についてはまだまだ不十分であります。これらの問題を一日も早く解決していただきたいということを私は思うわけでありますが、このあたりで何か具体的な今後の方針がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

ただいま御指摘のございました、特に寝たきりのお年寄りの方に対する施策でございますが、従前の施策といたしましては施設介護、いわゆる特別養護老人ホーム等の施設の介護が中心でございましたが、これからの方向といたしましては、やはり住みなれた地域で安心して暮らせるということが、これだれしもが願う気持ちでございます。そのようなことから在宅を中心とした介護を基本として、これから在宅福祉サービスを柱といたしましてその充実が課題となっているところでございます。

現状ではこのサービスが十分とは言えません。寝たきりの方を介護している方々の負担は非常に厳しいものがあるというふうに認識しております。この介護者に対します対策といたしましては、平成２年度から、寝たきり老人看護手当を年額１万円を月額5,000円にレベルアップいたしました。またそのほか介護者が介護しやすいように電動のベッドあるいはエアーパット等の日常生活用具の給付あるいはこれらリース事業も積極的に取り組んでいるところでございます。平成２年度におきましては、これら日常生活用具の給付につきましては49名の方に対しまして94件の給付を実施しているところでございます。また一方、生活環境部におきましては、訪問看護を通じまして介護者に対します介護指導やあるいは貸しおむつ事業も実施しまして、介護者の負担軽減に努めているところでございます。

一方、短期の保護施策といたしまして、いわゆるショートステイ事業でございます。現在、浅川苑あるいは立川にございます至誠老人ホーム、ここらに８床のベッドを確保してまいりました。また痴呆性のショートステイにつきましても、市あるいは東京都の施設を含めまして３床確保し非常に利用をされているところでございます。この施策は介護者が病気あるいは冠婚葬祭等により介護するのに支障がある場合にお預かりするわけでございますが、これからは介護者の休養等必要とする場合も含めまして利用の範囲を広げていかなければならないんではないかというふうに考えております。

これから、いずれにいたしましても在宅サービスが基本となりますので、デイホームあるいはホームヘルパーの派遣あるいは、ただいま申し上げましたショートステイを在宅サービスの３本柱として拡充を図っていきたいというふうに考えております。

それから在宅サービスが基本と申し上げましたけれども、在宅サービスか施設サービスかのどちらかということではございません。やはり在宅介護をしていても、ただいま御指摘のありましたように、その介護する人の負担が非常に大きくなりまして、家族の崩壊まで危険がさらされるというようなことは決して好ましい姿ではございません。そ

のようなことから在宅サービスの充実をするならば、一方では施設介護ということで特別養護老人ホーム、これらの建設整備が緊急な課題と言えるんではないかというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　ありがとうございました。確かに国の方針としては変わってきておるわけです。要するに、今説明の中にありましたように、地域のそして家族のもとで、また市内の親しい人のもとでお年寄りが暮らすということは一番いい方法だと私は思います。しかしながら、そのお世話をする人から見たときに、これらも大変な負担がかかるわけです。そしてお世話をするということは知識が必要なんです。専門的な知識がない限り車いすに乗せておふろに入れて、そして面倒を見るということは、これは大変なことなんです。そういうことが十分理解して今答弁、このことを言っていただいたかどうか私は知りませんけれども、寝たきり老人を抱えたところの家庭で一人が大体１年間つきっきりで見たらもうくたびれてしまう。もう１年間でもできないんです。そういう状況なわけです。

そういう面から見たときに、まだ私は日野市の中においては十分これらの寝たきりになってしまった人の施設をつくる必要がある、このように思うわけです。そして、まして高幡の浅川苑をつくったときには、日野市内に四つぐらいの規模でつくりたいというのは市の説明がありました。市長の説明がありました。あの浅川苑のような立派な建物でなくていいんです。そして少なくとも今後は東京都からも補助金をもらえるような案をとればいただくことができると思うわけです。そういう形でつくるならば、そんなに日野市にも負担がかからない、このように思うわけです。

そういう面で、ぜひ土方英世さんが提供してくれたところの土地を利用しまして、やはり複合的な特別養護老人ホームも当然必要です。そして軽費老人ホームも必要でしょう。そういうような形の施設を今後どのような形でつくるかということが私は日野市民にとりましても一番大切なことじゃないかと、このように思うわけであります。そういう面で、市長が今後これらの施設をどのような形でつくる御計画があるか考え方がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　このたびの市議会開会日の私が行います行政報告で申し上げておりますとおり、御指摘の高齢者社会に当面する課題につきまして、日野市では比較的早くから専門家による老人福祉協議会という諮問機関を設けまして、まず高齢者に対

する福祉の体系化ということについて幅広い討議をしてもらい、またその答申もいただきました。今回議場にも配付しているとおりであります。

それから、その体系化の延長として、特に土方さんの御協力による用地の確保という大変見通しの明るい条件がございますので、そのことの土地利用とそれから福祉政策、福祉行政のことについて諮問を行いました。それが今回、仮称多摩川苑福祉ゾーン計画ということで一定の検討結果が答申されております。一応そういう国の方針それから都の福祉、都でもつくられました都レベルの福祉政策がございますので、それらの整合を図りながら、日野市としてのまた独自の老人福祉行政に取り組んでいくという前段といいますか、一つの原則はできたように思っております。それをいかに段取りを定め手順を決めて取り組むかということになってまいりました。このことにつきましては、またなるべく早い機会に一定の検討を経て議案とかあるいは報告という形でお示しのできるようにいたしたいと思っております。

それから、今特に寝たきり老人の介護のことに伴って、いかに家庭に負担が大きいかということの指摘がございました。私は去る７月１日の広報で「地域福祉とマンパワーの確保」というタイトルで記事を広報に掲げております。つまり市民にお問いかけをし、また意識の関心を持っていただきたいという、こういうことであります。国でも御承知のとおりの高齢者保健福祉推進10カ年戦略ということで10万人のホームヘルパーの整備が必要であるというふうに言われておりますが、日野市にこれを換算いたしますと110名とか200名ではなかろうか、このような想定であります。

そこで、特にこのマンパワーの確保に一応の成功を見たと言われております長野市の現実も調査をしてまいりました。長野市では、福祉協議会の正規な職員として配属をするということでありました。給与それから人事体制その他かなり整った形になっておりますので、私どもでも日野市福祉事業団の職員として、これから30代までくらいの方を一定の試験もし、公募をし試験をすることによって正規な職員として処遇のできる制度をつくっていこう、このことを担当の部、課に指示をしたところであります。今回の職員募集をしておりますが、少しおくれるかもしれませんが、そういう形の人事体制も整えていきたい、そのように考えておるところでございます。そういう人的、人材の確保によって施設あるいは施策、そしてまた福祉活動ということの万全を期していく必要がある、これが今後、現実として近づいてまいります高齢化社会を、地域として乗り切る一番大きな課題の一つであるというふうに認識をしているところであります。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　今市長の方から御答弁いただきまして、市長の言っていることももっともなところがあると私も思うわけです。しかしながら、私はこの寝たきり老人を抱えているところの家庭の負担を考えた場合には、やはりとりあえずは施設を確保するということが先決だ、このように思うわけです。そしてその施設をつくるには土地が必要であります。その土地はもう確保できておるわけですから、そんなに大きな問題はないと思うのであります。そしてこれらの施設に働いていただくところの皆さんは、この浅川苑のような大幅な多くの人員を動員するんじゃなくして、やはり国や東京都並みの人員でいくならば、そんなに負担がかかる問題ではない、このように思うんです。そういう面で私はこの施設をまず最初につくっていただきたい、つくるべきであるということを申し上げたいわけです。

そしてボランティアの方であります。この福祉のボランティアの関係については、東京都の方で、東京都のある課でこの問題についてはアンケートをとっております。そしてボランティアを、お年寄りに対してのボランティアをしてみませんかというような、それは呼びかけでやったアンケートであります。この中で一番は、今私が奉仕をすることによって、将来その奉仕したものを返していただきたいというのは64％ぐらいだと思います。そういう面でお金ではないんです。そして自分が今元気のうち、そして人に奉仕をすることによって、私が悪くなったときにその悪くなった部分についての援助していただきたいというのが一般的な考え方なわけであります。そういう面で私はこの福祉事業所の中にそのヘルパーの人を、ボランティアの人ですね、確保するということは一緒である。

しかしながら、もっと幅広いところの私は日野市内の、先ほど市長が言いましたように、日野市内においては100名ないし200名また300名のボランティアの人を育てるということが今後必要になってくるんです。そういう中で、私が今言ったようにお世話の登録制とかそういう形にしながら、元気なときに奉仕をしていただいて、そして自分が病気が悪くなったときにお返ししていただくというような形をとるということが私は一番よい方法である、このように思うわけであります。そしてこのボランティアのサービスを受けるということはもう所得に関係なく、日野市民であるならば、だれにでも行き届いたところの手当てができるような介護ができるような訓練をさせていくことが私は必要になってくる、このように思うわけです。

幸い東京都の方ではこのボランティアの福祉員の事業に対して講師を派遣して養成してくださるような部署があると私は聞いております。やはりそういうところの専門的な

知識を導入しながら、そして日野市民の福祉に対するところの知識を高め、そして講師をしてくださる方たちを育てていくということが、それこそ日野市の日野の福祉の向上のためにつながると私はこのように思うわけです。そういう面で私たちも考えております。

そして日野市でやった場合にはとりあえず市長からのそういう研修が終わったというようなところの証明書というか、そういうものも出さなきゃならないと私は考えておりますが、そういう面でぜひこういう問題を取り上げながら広報に呼びかけて、そして皆さんがその事業に参加してくださるという方もいらっしゃると思います。しかしながら、もっと具体的なものを出して、そして呼びかけるということが今後日野市の福祉事業に対するところの知識を高めることになるのではないかということを私自身感じておるわけであります。

そういう面で、ぜひこれらのものを模索していただきながら、この寝たきり老人の持つ家庭の負担を少しでも軽くしていただけるような作業を進めていただけるならば幸いに思います。そしてこの種の質問を終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君）　これをもって１の３、寝たきり老人について問うの質問を終わります。

一般質問２の１、豊かさを実感出来る体育施設の推進を！の通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔21番議員　登壇〕

○21番（奥住日出男君）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回質問いたします内容につきましては、関連して過去多くの議員が質問されておりますので、ぜひ前向きに御回答いただきたい、冒頭お願いしたいと思います。

御案内のように、近年、自由時間の増大あるいは生活水準の向上さらには健康体力づくりに対する関心の高まり、こういうものが相まってスポーツあるいはレクリエーション活動への参加機会が年々増加する傾向にあります。そしてその活動内容もいろんな面で多様化の一途をたどってきております。したがいまして、活動の場を提供する公共スポーツ施設が果たす役割、その重要性をさらに増してきている、こういうのが現状でございます。今後、どんどんどんどんこういう機会はふえていく、このように感じているところでございます。身近なところで気軽に活動できる施設から、広域的あるいは全市的、こんな施設まで多様なニーズにこたえられる施設の整備は待ったなしというのが現

状ではないかというふうに感じておるところでございます。ただ、スポーツ・レクリエーション施設といっても、その競技内容によりましてその種類は数多くありますので、それぞれのニーズに対して優先順位をつけるなどして整備を進めていくことも大切ではないかな、こんなふうにも思うわけでございます。

そこで私どもの日野市がスポーツ・レクリエーション施設、他市と比較してどんな水準にあるのか、御承知とは存じますけれども、そのあたりを具体的に申し上げてから質問に入りたいというふうに思います。

まずスポーツ・レクリエーション施設ですけれども、この種類がどのくらいあるのかということでちょっと資料を調べてみますと、東京都の公立社会体育施設という一覧表があるわけでございますけれども、これは都の教育庁が監修している資料でございます。区あるいは市町村立の競技内容別の施設は全部で25種類ございます。すなわち25の施設があればすべての競技ができてスポーツ・レクリエーション活動が楽しめるという、こういうことになるわけでございます。

そこで日野市はどのくらいの位置づけにあるのかというふうに見てみますと、施設の数が８施設、25のうち八つでございます。その内訳を申し上げますと、運動場、これは市民陸上競技場です。あれは陸上競技場ではございませんから運動場、それから一般の野球場、少年野球場、テニスコート、体育館、屋外の水泳プール、屋内の水泳プールそれとキャンプ場、この八つから成っておるわけでございます。これを他市と比較しますと、26市のうちの15番目にランクをされております。八つの施設を持っている市が６市ございますから、見方によると21番目ということにもなるわけでございます。大変水準的には低位にあるという。ちなみに最も多くの施設を保有している市は府中市の18施設、反対に少ないところは保谷市の４施設、平均値は10.6という、こういうことになっております。本年11月に市に昇格いたします羽村町、ここは12施設を保有しております。これをさらに人口別に見てみますと、10万人以上の市では16市あるわけでございますけれども、12番目、３市が同じ数でございます。ちょっと上げて12万人以上ということで見ますと最下位、こんな状況になっておるわけでございます。もちろん市民のニーズによりまして競技施設の価値観は変わってきますから、日野市の水準が低いとか高いとか、こういうことは言い切れません。ただ実態はこういう状況にあるということです。市民のスポーツに対するニーズが年々増加してきてますから、今後そういうことを考えますと、スポーツ・レクリエーション活動が楽しめるように計画的に施設の増設を図っていく、こういうことが大事ではないかな、こんなふうに思うわけでございます。

こういった現状を踏まえながら、今回は特に利用状況が伸び続けている施設とパンク状態にあるんではないかな、こんなふうに思われる施設に絞って質問をさせていただきたいというふうに思います。具体的には野球場と体育館の整備について４点お伺いしたいというふうに思います。

まず１点目でございます。多摩川グラウンドの整備でございます。

８月の20日、台風12号が関東地方を襲いました。風よりも雨をもたらした台風でございまして、各地に大きな被害を与えたわけですけれども、日野市も多摩川の増水によりまして河川敷である多摩川グラウンドは水浸しになりました。数日間使用不可能というふうになったわけでございますけれども、しかしながら、休日を返上してまで整備をしていただいた体育課の職員初め関係者の懸命なる御努力によりまして、現在何とか、一部でございますけれど、使えるまでに復旧をいたしました。関係者の一人として、この場をかりまして厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

ただ、何とか復旧したんですけれども、これから台風シーズンを迎えます。それから加えて各種大会が今メジロ押しでございます。こういったスケジュール等考えますと、今後整備状況が大変気になるわけでございます。そこで仮復旧といっていいかどうかわかりませんけれども、これまでの経過、どんなふうにしてそういった復旧をされたのか、並びに今後の整備について費用の面も含めてお答えをいただきたい。これが１点でございます。

それから２点目は、北川原公園についてのことでございます。

これは長期構想として基本計画が打ち出されて、現在、一部分でございますけれども、大変狭い範囲でもって少年野球ができるようになっております。大変感謝をしているところでございますけれども、公園の完成時期は相当長く先になると思いますけれども、いつごろになるのか。それと公園内に野球場が１面整備されることになっておりますけれども、この施設はどんなものが備えられるのか。いろいろと障害があるというふうに聞いておりますけれども、できれば年次計画をお示しいただければありがたい、こんなふうに思います。

３点目でございます。今こそ本格的な市民球場の建設が必要であるというふうに思っているわけでございますけれども、この辺の見解を聞きたい。これが一番重要な質問ですけれども、御案内のように、ことしの暑いさなか、全国高校野球大会が行われました。日野市に３校高校がございまして、５回戦まで進んだ日野高校を初め大変活躍した日野台高校、さらには南平、いろんな面で士気が高揚してきております。こうなりますと、

いろんなところから高校野球の場合は練習試合を申し込まれたり、あるいは遠征に行ったりなるわけですけれども、多摩川の河川敷のグラウンドでは、ただいま申し上げましたように、ああいうふうに大雨が降ると全く使えなくなる。非常に不安定であるということ。それから付帯設備が全くつけることができない、河川敷でございますから。さらには非公式のグラウンドである。いろんなことが障害としてなってきています。したがって球場としては使えない。そういったグラウンドでございます。

過日、日野高校と久我山の国学院久我山の練習試合を私見に行ったんですけれども、これは予選が始まる前でした。硬球ですからボールは飛びます、軟式と違いまして。どんなふうに整備してやるのかなというふうに見に行ったら、バックネットの上に大きなネットを張りまして練習試合やっているんですね。あれ練習にならないんですよ。ああいうことでやりますと。例えばキャッチャーがキャッチャーフライをとる、公式のグラウンドであれば12メーター以上ありますから、かなりの行動範囲があるわけです。あそこではネットにぶつかったらそれまで。こんな状態で、かわいそうだなというふうに私はあそこの管理人と見ておったわけでございますけれども、都立でございますから用具もないし、非常にかなり制約された練習も含めて、何とか立派な球場があればこんな思いをさせなくて済むのにな、もう今こそ待ったなしだ、こんな気がしたわけでございます。今の時代、豊かさを実感できる、こういった体育施設、本格的な市民球場は絶対に必要である。

余計なことを言うと怒られますけれども、本会議が始まる前に私ども日野市議会野球チームが東京都の26市の大会で優勝いたしまして表彰をさせていただきました。過分なる行事でございまして、ありがたく感謝をしているところでございますけれども、これには多くの方々の御支援があったればこそと感謝をしているところでございます。私ども今回、地元で試合をやったのはたった１試合、これも企業の東芝さんのグラウンドを借りて国立とやったわけでございます。全部ジプシー生活、かつてのロッテ球団と全く同じ。それでも優勝するという、こんな力がある。本格的なグラウンドがあればもう向こう何年間常勝日野市になる、こんなふうにも自負しているところでございます。グラウンドがないということは他市にも大変迷惑をかけるわけでございます。事務局がいろんな面で御苦労していただいて、連絡を取り合いながら懸命な努力をしていただきました。涙が出るほどうれしく思ったところでございます。

こういったことを考え、さらには今の子供たちがそういう高校野球とか大人の野球を見ている。僕たちもあんなふうになりたいな、やりたいな、できれば甲子園にも行きた

いな、こういう子供はいっぱいいます。今回、日野高校が５回戦まで行きました。エースは日野市の在住者でございます。多くの方が日野市の在住者として活躍している。プロ野球の西武球団にも入っている方もいます。こういう次代を担う子供たちのことを考えれば今からもうつくらなければ間に合わない。御見解をお伺いしたい。

最後の４点目でございます。仲田緑地に予定されております総合体育館の建設についてでございます。

これも前回、私どもの沢田議員の方からも質問をしているわけでございますけれども、基本計画の中で、建設をします、というふうに言っていますから当然つくるわけでございますけれども、事業計画までにはまだ至ってないわけですね。したがいまして、現状はどうなっているのか、今後どんなスケジュールでもって総合体育館を建設していくのか、スケジュールをぜひお示しいただきたい。

以上４点、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　４点御質問をいただきました第１点目の質問でございます、台風12号によりますところの多摩川グラウンドの被害の状況並びに今後の復旧整備等につきましてお答えを申し上げたいと思います。

去る８月20日の台風12号によりまして多摩川上流山間部の総雨量が約250ミリから300ミリに達したために多摩川の水位が約２メートル上がりまして、河川敷であります多摩川グラウンドが約30センチほど冠水をしてしまったわけでございます。

被害状況につきましては、上流のＡグラウンドから下流のＣグラウンドにかけまして濁流が流れたために野球場３面の内野部分の土が流出し、さらに芝生部分に土砂が堆積したという被害が生じたわけでございます。たまたま軟式野球の市民大会が８月の25日から開始されることになっておりましたので早急に復旧しなければならない状況にありました。しかし、グラウンド等管理している業者並びに他の業者等とも相談いたしましたが、復旧には少なくとも２週間ほどを要するということでございましたので、野球の日程消化の関係等もございまして、体育課の職員が総出で一応応急的な復旧をいたしまして、暫定的ではございますが、一応野球ができる状態に整備をいたしたわけでございます。

なお、本格的なグラウンドの復旧整備につきましては、まだ雨期を控えておりますので、また市民大会等も11月の10日まで一応予定されておりますので、シーズン終了後、来春までの間に整備を実施したいというふうに考えております。土木課の方の見積もりによりますと、復旧には約2,000万円の費用がかかるわけでございます。以上、お答え申し上げました。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　２点目の御質問でございます。三つばかりございます。公園の完成時期と野球場の施設の概要、それから年次計画というような御質問でございます。お答えをさせていただきます。

日野都市計画北川原公園につきましては東京都の流域下水道の浅川の処理場の覆蓋部分が面積が８ヘクタールでございます。それから都市計画道路の3･3･2号線の西側に1.6ヘクタールの公園をつくるということでございまして、合わせて9.6ヘクタールでございます。昭和54年に総合公園といたしまして都市計画決定をされております。都市計画道路の3･3･2号線の西側の1.6ヘクタールのうちの1.4ヘクタールについては、昭和58年の９月に事業の認可をとりまして用地の先行取得を進めてきているところでございます。その用地の取得率は75.5％となっております。残りの24.5％につきましては、ここの場所が３事業の関連がございます。まず一つは都市計画道路の3･3･2号線と、それから浅川処理場と北川原公園ということになっておりまして、地主の方の要望で一括の代替地が要望が出ております。現在、東京都がメインになりまして平成５年度までにこの問題を解決するということで現在努力中でございます。

浅川処理場につきましては、現在第１期の工事が施工中でございます。この施設の中、６系列がございまして、そのうちの１系列を今現在工事を進めているということでございます。これについてその覆蓋部分が完了しているわけでございますけれど、この公園の整備については、今後はこの進捗状況によりまして整備を進めていきたいという考えでおります。

それから公園に整備されている野球場の施設の概要でございますけれども、この公園につくる野球場は、基本的には公式野球が可能な規模の野球場でございます。細かいことを申しますけれど、両翼が92メートルでございます。センターのところで120メートルでございます。それぞれこの球場では地区の大会とか少年野球、ソフトボールの大会の大会の開催にも十分対応ができるものとして整備を行っていきたいと思います。

施設につきましては、バックネット裏に観覧スペースとして芝生の広場を設けます。またスコアーボードそれから照明灯の４基を配置いたしましてナイターの使用を可能として、また外野の芝生、外野のグラウンドの中の外野の点については芝生を植え、内野についてはアンツーカーとして快適なプレーが楽しめるような計画がなされております。

年次計画の関係につきましては、先ほどの報告の中の1.4ヘクタールの中の用地買収についても平成５年度というめどということでございますもので、なおこの覆蓋その他の公園の整備については、法的な手続、事業認可をとって実施するわけでございますので、今現在では年次計画というものが、これらの理由によりまして立てておりませんけれども、この用地買収の方がある程度出てきましたらば年次計画を立てまして、これからの整備に進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　３点目の市民球場の建設問題でございます。

これにつきましては一定の計画を考えながら、現状におきましては北川原公園ということで覆土の上部部分の利用ということで現状考えているわけでございます。先ほど来質問者の方からも各市の状況、実態等説明がありました。これにつきましては早急にということの見解をということでございますが、具体的には本格的な市民球場としての施設としては、今の工事と野球場ということで北川原公園の場所ということで計画している状況でございます。

なお４点目の仲田緑地の予定される総合体育館の問題でございます。

これにつきましては過去経過があるわけでございますが、現在、仲田の用地として大蔵の所有部分が３万4,600平方メートルでございます。そのうち体育館用地として１万3,600を、過去大蔵と交渉をしてきた経緯があります。よって、ここに体育館を建設するという計画で、この用地につきましては大蔵との話し合いは既に了解がされております。ただ問題なのは、現在、この場所が東町区画整理事業の区域内に本年８月に組み入れられております。よって区画整理事業との関連とあわせまして、この体育館用地も当然減歩があるわけでございます。各種等の問題を含んで大蔵の一定の考え方としては、その見通しがついた時点ということで、現状では年次計画等の作成まで至っておりません。ただ場所としては、この用地の了解をいただいているということでございます。よって今後、そういった区画整理あるいは大蔵と調整した中で一定の年次を計画していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。何点か再質問したいと思います。

まず多摩川グラウンドの整備につきましては、よくわかりました。ぜひ、シーズン後ということでございますけれども、支障のないように今後整備をお願いしたいというふうに思います。１点目は結構です。

２点目の北川原公園、これはまだ実施設計が遠い先でしょうから、できれば今部長の方からお答えいただきましたグラウンドのその野球場の整備するときの施設の概要、公式の野球場ということになりますと、やはり外野のスタンドとか内野スタンド、こういうものを整備が必要でございますので、ぜひ実施設計の中でそういったこともできれば網羅していただいてお願いをしたい、これは要望しておきます。

３点目の市民球場の建設でございますけれども、ただいまの部長の御答弁だと、北川原公園を考えているということでございます。ほかには全く考えがないのかどうか。例えば浅川のスポーツ広場、ことし１万平米だけ国から借りて子供たちの多目的のグラウンドにしたいということで整備をしていただいているわけでございますけれども、あそこを全部借りますと立派な野球場ができるわけですね。そういったことを考えたことがないかどうか。あるいは、ほかに何か考えがないのか、どうか。例えば浅川スポーツ広場の場合には、中学校の用地ということて以前ずっと説明があったわけですけれども、過日、教育委員会からいただいた平成８年度までの児童数の推移を見ますと、どんどんどんどん児童が減ってくる。学校はもう必要ないなというふうに、あれで読めるわけでございますけれども、その辺どのようにお考えになっているのか再度御回答をいただきたいというふうに思います。

それから仲田緑地の中に予定されている総合体育館、ただいま了解済みであるけれども、東町との区画整理があるからいろいろとまだまだ見通しが立たない。じゃあ、いつごろ見通しが立つのか。今後どんなスケジュールでそれを進めていくのか、具体的な計画をお答えいただきたい。

以上、再質問いたします。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　再質問にお答えしたいと思います。

３番目の関係でございます。市民体育施設、市民グラウンドということでございます。その考え方はないかということで具体的な多目的に８月から借りました大蔵の用地の例が出されました。この場所につきましては、当然市民球場ということで、失礼しました。本格的な市民球場ということでは当然スタンドあるいはバックネット、公認の球場という考え方に立ちますと最右翼90、センター120ということが公認ということを考えているわけでございます。よって淡水区跡地につきましては暫定的な利用方法としての考え方を打ち出した経過でございます。よって、この場所を公認の市民球場としての野球場の建設をするという協議はした経緯はございません。

ただ、今の場所につきましては確かに児童数の減少傾向にあるわけでございますが、区画整理の進行とともに、やはり中学校用地として必要であるという一定の教育委員会との結論もありますし、大蔵に対してもやはりその要請を過去してきているわけでございます。よって、現状におきましては１万平米の半分を多目的の借用をしましたが、今後、残り分についての借用については考えていきたいというふうに思っております。

なお４点目の関係でございます。仲田緑地の場所の問題でございます。

体育館の問題につきましては用地の確定は見ましたということでございます。ただ、建設計画につきましては、大蔵としては区画整理の換地が決定した中で市に売り払うというのが一つの目的でございます。よって、売り払いの時期が未確定であるということの中で計画が立たないということでございます。できるだけ現状の区画整理の状況を見ますと、かなり長期的な換地の処分は時期的にも先でございます。そういう中では、やはり仮換地の指定を受けた中で大蔵が処分するという前提でございますので、その辺も調整しながら大倉にも早い時期に売り払いを要請していくということを現状考えているわけでございます。以上です。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。市長にちょっとお聞きをしたいんですけれども、ただいま企画財政部長の方から、本格的な市民球場の建設についての御見解が示されました。現時点では北川原公園以外考えてないようでございますけれども、冒頭私が申し上げましたような考え方、当然、市長も私は同じように考えていると思うんですけれども、よく少年野球の開会式に市長は見えられますので、かなりその辺は理解があるんじゃないかというふうに関係者一同思っていますので再度お聞きしたいんですけれども、市長として、本格的な市民球場、この建設についてどうお考えになっているか、この辺をお聞きしたいというふうに思います。

それから総合体育館の建設でございますけれども、換地が決定してからということなんですけれども、大分先というような、こういう状況でいいのかどうか。少なくともある程度の年月というのはわかると思うんですね、平成何年度とか。その辺も全く見当がつかないのかどうか、見通しがつかないのかどうか。基本計画の中で建てますよともう言っているんですよ。ですから私は意欲だと思うんですね。この意欲の違いによって他市とのおくれが出てしまったんじゃあ、これは市民は大変不幸でございます。ですから、もう少し、よく言われるように健康行政とかスポーツ行政、何とか長生きしてもらおう、こういうことをどんどんどんどん言われている。しかも文化・スポーツ推進本部という

まで、そういうところまで設置して、そういう意気込みはわかるんですよ。であるから我々は余計期待しているわけですね。これは何とかしてもらえるなと、相当期待しているわけです。

ですから、全く見通しが立たないとか、いつになるかわからない、大分先だろうということだと、うーんと首かしげたくなるんですね。もう少し具体的な御答弁をいただきたいんですが、市長どうですか、その辺の考え方……。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　文化施設、スポーツ施設が一つの独立自治体として市民要望にこたえる、そういう意味で重要な施策であるということには日ごろ感じておるわけであります。御承知のとおり、今日野市は基盤整備事業に重点を置いたまちづくりの進行を進めておるさなかでございまして、全体計画でかなり明確にし得たもの、あるいは課題として存在をするが、まだ具体的にめどとして定め得ないもの、こういう状況もあるわけでありまして、特にスポーツ施設、まさに教育施設と同様に余暇時代に必要であるということに対する市民の立場からの期待は大きいだろう、このようには思っております。

具体的に言って、仲田緑地は、きょう私も一つの文書決裁をいたしましたが、残りの3.4 ヘクタール、日野市のまた都市計画上の緑地指定という、既に定めた、そういう位置がございまして、その位置を樹林地と頭の中で描いていただくとありがたいわけでありますが、仲田緑地のかつての桑園当時のケヤキあるいはイチョウ等のかなり成長した部分がありまして、あの場所に緑地を変更をしよう、そういう手続を今進めておるところであります。そういう段階を経て、またもう一つ区画整理事業という大きな事業を経て、そうして位置が確定できる、こういう状況でございまして、期待は持てるわけでありますが、なかなか年次計画まで今明確にすることができない、区画整理事業そのものがまだ認可されておるという手続まではいってないわけでありまして、そういう一番もとになる用途指定あるいは都市計画決定、これらを今進めつつあるということでありまして、担当としても年次がお示しできないと、もどかしさを感じているというふうに思います。

特に仲田緑地に関しまして、いっとき東京都の住宅局の政策が国有地の処分の中に入ってまいりまして、住宅局と一時あの場所のかなり厳しい話がございましたが、それをとにかく防ぎ得た、住宅用地として東京都に提供することはできないということだけははっきりけじめをつけたということでありまして、日野市の要するに将来像、特に本格的な

体育館をつくろう、このことの目標は確保できているわけでありますが、まだ用地を区画整理事業を経、あるいは使用収益まで進み、国有地を日野市が払い下げを受け、そしてまた確保しても２年の間に建物をつくれ、こういうのが今までの仕組みでありますから、なかなか年次が立ち得ない、こういう事情にあるというふうに申し上げざるを得ないわけでありまして、年次が示しがたいというのはそういう意味であります。

それから、いわゆる市民球場として日野市内にその位置を確保できるか、こういう課題もあるわけでありまして、辛うじて北川原公園の処理場の覆蓋とあわせて一応のめどは立ち得たということはありますが、確かに本格的なスタンドを持ちバックネットがあり、というふうな規模の球場はなかなかめどが立ちがたいわけであります。将来の可能性といたしまして、淡水跡の国有地、先ほど部長は１ヘクタールの２分の１と言っておりましたが、２ヘクタールの２分の１ですから、１ヘクタールは今回借りて、多目的広場、多目的グラウンドに提供できるということにはなったわけでありますが、２ヘクタールを借りるということは可能だと思いますが、将来の学校を、特に中学校の配置問題とあわせて、学校の必要がなくなったということがはっきりすればグラウンドに供与できる、これが決定、結論できるわけでありますが、そのあたりの見通しにまだ断定を下すことが難しいという事情があります。

多少息の長い話になるかもしれませんが、日野市が将来、他市と比較をしてスポーツ施設にも水準が落ちるというようなことは、これはあってはならないことでもありますし、また日野市の能力として、知恵とそれから財源を投入することによって克服をしていかなきゃならない、こう考えております。

今議場で言っていいかちょっと判断をしかねることではありますが、万願寺区画整理地域に予定をしておりますいわゆる小学校用地があります。それから余り距離を置かない形で第四小学校があるわけでありまして、これらを１校にまとめることになれば１校分が将来のスポーツあるいは文化施設に十分なり得る、こういうことは言えるわけでありますが、今うかつにまだそういうことも明言をすることも困難だという事情にありますことを御理解をして、将来の課題にさせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。今市長からいろいろと御答弁いただきまして、これ以上ちょっと無理かなというような気がするわけでございますけれども、問題はトップの姿勢また意欲だと思うんですね。ですから同時に鋭敏な時代感覚を持っておれば、さらには広い視野を持って進めば、今言われたような学校を何とかすればこうなるじゃないかという、そういういろんなアイデアが出てくるわけですよ。ですから、ぜひそれを今後積極的に進めていただきたい、こんなふうに思います。

北川原公園につきましては下水道事業との兼ね合いがございますから、そう急々にはいきませんけれども、これも下水道事業の早期実現、それをどんどん進めることによって、処理場もすぐできるわけですから、それによってこれもかなり前倒しでできるという、こういうことにもなるわけでございます。

多摩川グラウンドの利用状況、最近５年間を数字的にずっと見ますと、昭和63年度に対して平成元年が67％増、平成元年に対して平成２年度は25％増という、こんな勢いで今利用者の率がどんどん伸びているわけです。もうパンク状態ですね。南平の体育館についてもほぼ飽和状態でございまして１日約190人の方が利用しているという、こんなふうになっているわけです。ぜひいろいろとその都市計画等の兼ね合いでいらいらもあると思いますけれども、市民がどんなふうに感じているのか、企画財政部長は長年のトップでございますから十分我々以上にそういったところは承知をしているだろうし、かなりジレンマに陥っているときもあると思いますので、その辺を今後ぜひ積極的に、前向きに進めていただきたい、このように思います。

26市のうちでグラウンドがないのは保谷市だけでございます。体育館がないのは武蔵村山、稲城、昭島の３市でございます。こういう状況の中で、どこでも河川敷じゃなくて立派なグラウンドを持っているわけですね。皆さん、市外に貸す場合には有料で貸しているという、こういうりっぱなグラウンドを持っていて本当にうらやましいなというふうに思います。

はっきり言って日野市の体育施設は貧弱でございます。ぜひ今市長が申されたようなことを一日でも早く実現することを心から御期待申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（小山良悟君）　これをもって２の１、豊かさを実感出来る体育施設の推進を！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時56分　休憩

午後１時10分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問３の１、男女平等推進プランをすすめるために積極的な行動をの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　それでは一般質問を行わせていただきます。

男女平等推進プランをすすめるために積極的な行動を、こういう点につきまして４点について質問させていただきます。

1985年７月、ナイロビの世界婦人会議におきまして、婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略が採択されました。1976年から1985年までの国連婦人の10年を総括し、西暦2000年に向けての婦人の地位向上、男女平等実現のためのガイドラインを示したものです。国連婦人の10年の三つの基本的テーマである平等、開発、平和についての実現に向けて、どう取り組むのか、また障害となっているものは何なのか、また今後とるべき基本的な戦略について何をやるべきか、各国のとるべき具体的な措置の指針を明らかにしております。日本においてもこの将来的戦略の採択には賛同を示しております。

東京都は女性問題解決のための東京都行動計画、21世紀への男女平等推進東京プランを立てて実現細目を発表いたしました。８月の28日午後１時半から東京都庁におきましてこの細目が発表され、日野市でも15人近い女性が参加いたしました。私も行きましたけれども、新しい都庁はなかなかその５階の会場に届くまで15分くらいうろうろしました。大変市民にとって、都民にとって使いにくい、わからないところだなというのを私実感として感じたわけでございます。これは要らないことでございますけれども、そういう中で、鈴木都知事も新しくまた再選されまして、一つ私が評価できる点は、女性問題解決のためにどうやるかということで、東京都男女平等推進基金を設置し、毎年度の予算により取り組みに加え、継続的に安定な施策を推進する財政規模を確立すること、こういうことで予算がこれから組まれることになりました。このことは大変いいことだというふうに思っております。その中において国の問題、東京都の問題、日野市の問題があるというふうに思います。

今、女性の方たちは政治への社会参加を初め、たくさんの方々がその地域の中で生き生きと活動しているわけでございますが、それでは日野市の中においてどうかということを調べてみますと、私もこの中でも最初から参加してきたわけでございますが、日野市に置ける婦人行動計画策定のための提言、これは60年の12月に第１次の答申が出ております。この答申の中で国連婦人の10年を受けて、日野市の中においても変わりつつあ

るということも報告されておりますし、55年の市議会によって、私の提案によりまして、差別撤廃条例の早期推進を求める意見書が採択されました。これは男性の議員も含めて全会一致これが採択されて政府の方に上げられました。そして57年の11月には婦人センターができまして、ここで多くのこの婦人センターをつくるために請願それから議会での審議、その結果、採択されまして、今ありますけれども、本当に小さな銀行の跡の土地を使っての婦人センターですけれども、ここが今では婦人の活動。今、女性というふうに言っておりますけれども、女性の活動の本当に拠点となっている、こういうところに発展をしてきております。そして第１期の懇談会が持たれまして、この懇談会の中にも内海トミさん、私、鈴木美奈子、こういう女性たちが入りまして、第１回目の婦人問題懇談会が設置されまして、そして今までずっとこの10年間、それが継続して発展しているわけでございます。

その後、今度は62年の１月に日野市婦人行動計画が策定されました。これは本当にたくさんの分野にわたっての婦人の行動計画です。女性だけで、また庁内の女性だけの方たちのことだけではとてもできない中身でございますけれども、これも第１次の婦人問題行動のこういう提言を受けて、そして庁内婦人行政連絡会を設置し、婦人問題懇談会の提言を反映する婦人行動計画を策定し、施策の推進を図る、庁内体制を整備した、このようになっておりますが、しかし、実際この庁内での婦人行政連絡会が稼働しているかどうか、この点についても私は疑問に思うわけでございます。そして、これがさらに発展をいたしまして、皆様のところにももう62年の５月ですのでお手元にもお持ちかと思いますが、男女共同時代の新しい生活、文化創造のために、地域社会、日野市における婦人行政推進プランへの提言、こういうものが出されまして、これから具体的に日野市の中においてどのような女性の活動を進めていくか、国連婦人の10年を受けて日野市の中の具体的な行動の提言がされているわけでございます。

この提言の中身についても審議の内容は七つに分けられておりまして、皆様も御存じですので読み上げませんけれども、この中でも今、女性社会事業協会、こういうところに発展した制度もありますし、また、この中では農業及び商業従事者の諸問題とそれらへの対処、それから国際協調のための市が取り組むべき施策、こういうところに手がつけられなかったということで、まとめの中にもそのことは述べられておりますが、社会国際協調の点ではその後10年の間に随分進んで、日野市の行政の中でも進んでおりますが、こういうことを受けて、私ども本当にあの婦人センター中心の活動がこのセンターに隔月ですね、隔月婦人センター利用者懇談会というものが設けられまして、そこでセ

ンターがいっぱいになるくらいたくさんの女性がここでそれぞれの活動を皆さんに発表したり、また公民館での活動、こういうものも含めながら皆さんが生き生きと活動しているわけです。

今問題となっておりますのは、あの婦人センターがもう狭いから建て替えたらどうかという、こういう意見もございますし、また、そこに参加している方たちは全国的な女性たちの交流会とか研修会、こういうものにも参加しておりますので、大変私はあの婦人センター中心での庁内での女性の行政については大変不自由しているのではないか、もっとスタッフもたくさん置いて、現在では課長職の方と、それから一般職の方それからパートという形で狭い所で事務職をやっているわけでございますけれども、女性の本もあそこのセンターの２階にはたくさんありますけれども、なかなか同じ部屋の中で事務をとっているとか利用しにくい点もありますし、私はぜひこういう中で、婦人センターを中心のこの活動がもっと広がっていくように、そういう意味で４点についての質問を行わせていただいているわけでございます。

一つ目は、今私が示しましたこの提言です。男女共同時代の新しい生活、文化の創造のためにの提言。62年の５月に出しておりますが、これの到達についてどの辺までいっているのか、それをお尋ねをいたします。

２点目には、これから21世紀に向けて国も東京都も女性の問題について積極的な取り組みを進めております。これについて日野市としては、どのようなプランを持って進めていくのか。私はその中において３番目の質問ともかみ合ってまいりますが、ぜひ庁内のスタッフそれから庁外のいろんな意見、知識、豊富に持っていらっしゃる若い方から高齢の方たくさんいらっしゃいますので、そういう方たちの意見も聞いて、これからの日野市の女性の行動計画、これを進めていただきたいというふうに思いますが、どのようにお考えであるか、それをお尋ねいたします。

それから３番目には、庁内における女性に関する行政を推進するために、婦人センターを部として昇格させて、女性スタッフを充実させよという問題です。

今、婦人センターの中には１人の課長と、先ほど言いましたように１人の職員と、それからパートの方が曜日によって交代に勤められていらっしゃいますけれども、あの中でのお仕事は本当に、この庁内で皆さんがやる仕事と同じくらい女性の仕事の量というものは大変多くございます。婦人行動計画をごらんになってもわかりますように、この中身とすると、教育からお年寄りの問題から障害者の問題からまちづくりから、それから女性の地位の向上から社会参加からという大変幅広い問題で、農業問題も入っており

ますし、そういう点では私は部として昇格させるべきだというふうに思います。前回の質問のときにも私申し上げましたけれども、本当にこの壇上に並ぶのが男性だけなんです。私はもっと女性の部長がここに座る、それから委員会には課長が座る、そういうことが私は必要ではないかと思います。昨年の２月の選挙で、日野市においても女性の議員が３人になりました。今までは、ほかの市では６人、７人、８人というのが当たり前ですけれども、日野市は残念ながら、私が１人のときもありましたけれども、今回は３人ということで、私は女性の同じ立場で保守も革新もない、同じく手をつないで女性の問題については一緒に頑張っていくべきではないかというふうに思いますので、ぜひこの点についてお願いをしたいと思います。（「それが言いたかったんじゃないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

４番目、不規則発言はだめです。４番目に、婦人センター設立10周年を迎えます。もう10年になりまして、10年前のことを本当に思い出しますと、今感慨無量です。私はこの10年間であの婦人センターができたから、日野市の中における女性の本当に活動が活発になったということは、私は大変評価できると思うんです。そういう点で婦人センターの設立10周年記念、これを迎えるに当たりまして、日野市独自の計画あるいは女性の方たちも入れて、どのような計画を持ってこれを進めていくかという、この点について４点まず質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは逐次御答弁申し上げたいと思います。

第１点目の男女共同時代の新しい生活、文化創造のための提言の到達ということでございます。

今さら申し上げるまでもございませんが、西暦2000年に向けまして国際レベルの女性の地位向上運動ということでございまして、それを受けまして、さらに日野市といたしましては婦人問題懇談会の流れを基本におきまして、これを進めてまいっておるところでございます。第３期婦人問題懇談会で討議されました内容を踏まえまして早期に取り組み、あるいは積極的に実現ないしは推進すべき施策といたしまして、先ほど御発言者からお話がありましたとおり七つの柱がございます。

その第１といたしましては婦人行政組織の整備拡充充実ということが１点ございました。これにつきましては、やはりお話がございましたとおり男女平等に基づく生活、文化形成のためには、その中核となります市役所の行政組織が有効にその役割を果たすことが望ましい、こういう考え方を持つところでございます。生活課の中で従前他の業務

と兼務の中で行われてきたこの女性行政でございましたが、平成元年７月１日付でもって、より行政の拡充を図るということにおきまして現在の婦人センターという課のレベルでの位置づけをしてまいってきておるところでございます。

次に第２点といたしましての柱、市民の意識改革の推進ということでございますが、庁内婦人行政委員会の開催並びに委員を通しての職員の意識改革を進めておるところは１点でございます。第２点としては、一般市民の方々に対してのこととしては、各種の研修あるいは女性問題セミナー、それから市民の企画によります市民交流会、こういったものを実施してまいっておりますし、そのほか婦人相談あるいはセンターだよりの発行というような活動を進めてまいってきておるところでございます。婦人相談にいたしましても、今年度からは面接と電話という２本立てのものを設定しておりますし、センターだよりにいたしましては年４回のうちの２回を新聞折り込みによって、より以上の啓発効果を生みたいというようなことで活動を展開しておるところでございます。

第３点目の柱といたしましては、近隣の問題点解決と地域社会における人間関係の活性化ということがございます。全市域に啓発活動が望まれるところでありまして、教育、福祉等各領域にわたり連携を図りながら今後取り組んでいくべき大きな課題であると認識しておるところでございます。これにつきましては、先ほど触れました市民意識改革の推進とあわせまして、この柱を推進しているところでございます。

第４点目の柱、参加文化の形成のためにということがございます。これはナイロビ戦略の趣旨を踏まえ、女性の地位向上のため、特に社会参加から参画への推進として、やはりこの市民意識の改革の推進の中に含めた中で努力をしてまいってきておりますし、今後も努力をしてまいりたいというふうに鋭意努力しているところでございます。

第５の柱としましてはボランタリーアソシエーションシステムの早期実現ということでございます。これは既に先生方御承知のとおり、本年５月、日野女性社会事業協会がスタートしてございます。この中におきまして女性の社会参加をサポートすべく、また人材提供、そういった意味合いを込めまして発足し、現在鋭意展開をしておるところでございます。

第６の柱といたしましては婦人活動の国際化ということがございます。これにつきましては、なかなか大変難しい位置づけにあるわけでございますが、今のところ特に国際化を図ったという経過はございませんが、今逐次内容の充実を図る中で、今後の課題といたしまして海外使節団あるいはホームステイを引き受ける家庭の募集等の企画する中で邁進していきたい、そのように考えるところでございます。

第７の柱、社会教育の推進ということでございます。

これにつきましては既にセンター内におきましても一部取り行っている部分もございますが、今後ますますその社会教育部門と相互交流の場を広げる中で推進していかねばならないものというふうな考えを持っておるところでございます。また努力を今後とも続けていきたい、そういうふうに考えております。

次に21世紀に向けての男女平等推進プランを日野市でどうつくり上げていくか、こういうことでございます。

国の婦人問題企画推進本部から打ち出されました男女共同参画型社会の形成を目指して西暦2000年に向けての新国内行動計画を踏まえまして、女性問題解決のための東京都行動計画、21世紀への男女平等推進東京プランが先ごろ作成されましたことは既にお話が出ておるところでございます。これの主要課題といたしましては５点ございまして、男女平等間に立った人間形成の推進と社会的風土づくり、第２点としては、働く権利の保障と平等の場における男女平等の確立、失礼しました、確保でございます。第３点目としましては、高齢化社会に向けての福祉の向上と健康の保持、増進、第４点として、国際社会の参画と連帯の促進、第５点目としましては、社会参加から参画への転換、こういう目標が立てられまして、先ごろプランができ上がったわけでございます。

日野市におきましても実情を踏まえまして、このプランに基づき現在の行動計画が平成７年度までででございます。平成８年度を目標に日野市としてのプランづくりに取りかかりたいというふうに考えておるところでございます。既に内部討議もしつつあるところでございまして、近々庁内婦人行政委員会を招集し、これら東京都のプラン趣旨、説明、またそれの徹底を図りつつ漸次推進をさせたい、そのように計画しておるところでございます。

それから庁内におけます女性に関する行政を推進するために婦人センターを部として昇格させ、女性スタッフを充実させよという御質問に対しまして、先ほども申し上げましたとおり、婦人センターは元年の７月、生活課から課として分離いたしまして女性行政に専念し活動を展開してまいっております。女性行政の重要性からますますその内容充実を図っていかなければならないと考えますし、また御趣旨の部への発展の時期を迎えるため、またあるいは迎えたときのために今後鋭意努力を重ねてまいりたい、そのように考えるところでございます。

次に最後の御質問の婦人センター設立10周年記念を迎えるに当たり、日野市独自の計画はということでございます。

この10周年記念ということにつきましては、既にセンターの利用者からも呼びかけといいましょうか御発言がなされた経過もございます。第１回の利用者代表の代表者会議におきまして７月末に第１回の協議をしたところでございます。その結果としましては、どのような企画で、どのような方法、手順で、また何をしたいかを話し合ったということでございます。基本的には利用者団体が各地域で現在活動しております内容を表現する、さらには情報交換、提供、ＰＲ、活性化と、輪を広げることを主なる目的としていこうということでございました。まず実施に当たりましては財政的支援体制また企画運営委員の選定を行って実施に向けて計画推進をしていきたい。なお運営委員といいましょうか、企画委員につきましては、女性方の御参加の中で進めていきたい、そのように考えている次第でございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　　それでは再質問させていただきます。

今までの到達点と、これからやるべきこと、これが今示されたわけでございますが、到達はそれで認めたとして、これからのことでございますが、62年の５月の中でも、やっぱり庁内での意識の改革、これが一番大事じゃないかということで、市役所内部の職員の意識がまず変わることが必要であるというふうに述べられておりますが、庁内の婦人行政連絡会のメンバーのその男女の数ですね、どれくらい、部長、課長が入っているというふうに私存じておりますけれども、その中で女性がどれくらい入って男性が何人くらい入っているのか。それから、この連絡会は年に何回ぐらい開いているのか、そのことをお尋ねをいたします。

それから３番目のことで、部に昇格させる問題については、部長だけでは私は答弁は難しいのではないかというふうに思うんです。やっぱりこれは市長に女性問題に対しての取り組み、これともかかわってまいりますので、市長に最後に私の質問に対しての総括質問の中でぜひ答弁をお願いしたいと思います。

それから４番目の婦人センターの10周年記念については、女性の方が中心で実行委員会もつくられているということでございますので、これはぜひ援助していただいて、10周年記念となりますとかなり大がかりなイベントになるのではないかというふうに思いますので、財政的な面の援助も私は必要ではないかというふうに思いますので、来年度の予算の中で具体的にどのように予算化していくか、その点について再度質問させていただきます。

○議長（小山良悟君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　第１点目でございます。庁内委員の男女の数でございます。

女性につきましてはちょっと今ここへ資料持ち合わせてございませんが、現在１人という記憶でございます。また年間の委員会開催、これにつきましては、昨年１回という記憶でございます。

また次の質問の10周年に向けての経済的支援、この決定につきましては、もちろんこれから基本的な運営委員会におきましての討議が進む中で具体的に出てきた結果を踏まえまして取り組むということでおりまして、現在のところでは具体的にどのようにというふうなところまでは進んでいないということを申し上げたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　　それでは今、庁内の婦人行政連絡会の中で女性が１人ということで、私もう少し入っているのではないかというふうに思っていたんですけれども、多分これは婦人センターの館長さんが１人入っていて、あとはほかの課長だろうと思うんです。いろんな分野の課長が全部十五、六人たしかいらっしゃるはずですから、もっとこの点生活課の中に参画して政策づくりの中に入っていかなければ、女性の婦人行動計画をこれからつくるについて、私は男女平等の立場でやっぱりやる上では、もっと女性を入れていかなければいけないと思いますので、このメンバーもよくこれから考えていただきたいというふうに思います。

それから４番目の婦人センターの、これからの10周年記念については具体的な中身が出てきたらぜひバックアップしていただきたいというふうに思います。

最後にじゃあ市長の方にお答えをいただきたいと思いますが、女性のこの問題について、市長がいかに、どのようにこれから進めていくのか。それから、やっぱり私は婦人センターを部にすべきだというふうに思うんです。そしてもっとたくさんのスタッフを入れて、いろんな年齢の方たちを入れていけば、女の方だけじゃなくても、男性もその中に入れて、そしていろんな方たちの御意見を入れれば私はもっと充実していくのではないかと思いますので、その辺も含めて御答弁をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　私が市長になりましたのは1973年であります。そして国連という国際組織によりまして、いわゆる国際婦人年というのが実施された年は1975年というふうに記憶をしております。そのような国際的な婦人運動のきっかけによって、国の行政というよりも地方自治体の行政領域で、いわゆる婦人問題という呼び方で男女平等

の社会的な運動が発展してきた経過があったというふうに記憶をしております。また、それに合わせまして日野市では比較的早く婦人問題懇談会を編成し婦人行動計画の立案に着手をしていただいた。その経過の中で小さな施設ではありますが、日野市は独自に婦人センターという拠点を設けていろいろな婦人運動、婦人活動、このようなことの展開が、一つは一定の成果をつくることができた、こういうことには評価されることだろうと思っております。

ところで、日野市の行政組織の中のいわゆる女子職員という数は、正確に計算した資料をここに持ち合わせておりませんが、恐らく40％近い数ではないだろうかと思うわけでありまして、特に女子職員の職場というのは採用そのものが比較的新しい、新しいというよりも、ちょうど今先輩が課長職のあたりに到達をしたということだろうと思います。これからどんどんと組織の中でも管理職にも昇進をして活躍をしていただきたい、特にまた児童、婦人――女性あるいは福祉、こういう領域には婦人の力に依存することが極めて大きいわけでありますから、組織内、組織外を通じて、婦人の社会的活動、また伴う地位の向上ということは当然のまた帰趨でなければならない、こういうべきだろうと思っております。

具体的に女子職員を部長職にという質問の趣旨でもございます。組織の上でそう部をふやすということも不可能でありますから部長相当職、こういうことにはだんだんと昇進をしていくコースがあるはずでありますし、またそのように取り組みをしなければいけない、このようにも思っております。そういうことによって組織全体の活性化あるいは婦人行政あるいは女性行政、自治体を支える非常に大きな力でなければならないわけでありますので、登用の問題あるいは参加の問題そして行政の展開の問題、すべてに発展を図る必要がある、こう思っております。

一番今期待をしておりますのが日野市女性社会事業協会、これはいろんな参加の仕方があり得るだろうと思っておりますし、いずれは法人格もとり、あるいは専門の住所も設けて活躍の場を行政としても提供していきたい、このように考えておるところであります。

婦人センターを大きく建て替えるという運動もあるわけでありますが、一機能一目的ということで、いわゆるハードと言われる会館をつくるということはなかなか容易ではありませんので、ハードの施設としての建物と、それからまたその中でいろいろ行事をやっていただく、あるいは活動をやっていただくソフトな使用の仕方、これらを十分市内の施設をあらゆる意味で使ってください、それからそのための必要な使用料等の経費

は予算に計上をして実質的には無料で使えるという状態を用意をしなければならない、このあたりに多少公共施設が使いにくいと言われている意味もあるようでありますから改善を図っていきたい、このように考えております。

とりあえずお答えをさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。婦人問題解決に当たっての基本理念というのは、やっぱり憲法なんです。日本国憲法の中で、性による差別をなくす問題とか、それから法のもとに平等であるとか、それから平和のうちに生存をする権利という、こういうことが基本理念ですし、これは東京都もこれをしっかりと入れているんです。ですから日野市においても、日野市は、憲法を市政に生かそうという、ここのところを中心に日野市の行動計画もつくられておりますので、ぜひ私どもは日野市においては特に憲法を市政に生かそうという、そういう理念がしっかりと位置づけられておりますので、ぜひ私が今回提言いたしました問題について、女性の解決、問題解決のために積極的に取り入れていただくように要望いたしまして、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって３の１、男女平等推進プランをすすめるために積極的な行動をの質問を終わります。

一般質問３の２、平和事業の一層の充実のために――核兵器廃絶・平和都市宣言のまちとして――の通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、平和事業の一層の充実のために――核兵器廃絶・平和都市宣言のまちとして――と題しまして質問させていただきます。

私はことしの夏、長崎に行ってまいりました。長崎と広島はもう５回、６回ほど行ってまいりましたが、やはりその毎回行くたびに、そこにおり立つと、ここに原爆が落ちたのかという余りにも繁栄が広がり、そして広島のその原爆ドームのところに行かなければ、もう原爆が落ちたのがわからないような、そういう今、広島そして長崎でございました。９日の長崎市の祈念の式典の前に会場に行きまして、ちょうど雨が降っておりまして、それから式典のときは、私ほかの大会の方に出ておりましたので、終わってから参りましたけれども、たくさんの方たちが雨が、朝のうち雨が降って、その雨の中でも被爆を受けた家族の方たちがその会場に詰めかけて、市の職員の方も大変一生懸命準備のために動いておられました。私は46年たって、まだ本当に平和の問題でたくさんの方たちが行動を起こしている、思想の違いを超えても戦争はいやだという、そういう思

いでたくさんの方が動いていらっしゃるわけですけれども、湾岸戦争でも核兵器を使わせなかったという、これはやはり世界でのこういう核戦争に反対するその世論の大きな声があったからだというふうに思います。

9月4日の私どもの新聞「赤旗」に出ておりますが、平和の願いを世界へ、広島の火の原点ともし続けた福岡星野村、これは私どもも存じているところでございますが、この星野村で長崎で燃えた火を陸軍兵士だった村の山本達雄さんが広島のおじさんのおうちをお訪ねになって、もう廃墟となったその中で燃えていた火を、おばあさんがくれた懐炉の火にともし続けて、それを形見としてずっと戦後、今日まで燃やし続けている、そのことが四、五年前ですか、明らかになりまして、その火を世界に広げよう、そしてまた日本の中においてもその火を分けていただいて燃やそうという、そういう運動にもなったわけです。この形見の火、恨みの火として上野の東照宮、ここにもこの火を燃やす碑が立てられまして、これも先般、灯す会がここに火をともして、そして分火されたわけでございます。

日野市においても私ども、日野原水協の方からほかのところからいただいた火を持って高幡不動にごあいさつに行って、高幡不動尊の中でろうそくにともさせていただくことができました。これももう3年ほど前になりますけれども、こうして平和を願う方たちの声が、そして火がこういう形で今世界にも広がってニュージーランドにもこの火が分けられて今赤々と燃え立っているわけです。

私はこういう中で、やはり非核宣言をする自治体が今非常に多くなっている、特に日野市においては昭和57年ということでもう比較的早い時期に、さすがやはり住民運動のこういう中で市が条例化したわけでございますけれども、現在では14の府県と1,538の自治体が非核宣言都市を行って全自治体の50%、そして人口の70%の人たちが非核宣言を行ったこの自治体で暮らしているという、こういう状況が今あるわけです。

私は、核兵器廃絶・非核都市宣言を行った日野市としては、この平和の火をともし続けていくモニュメントを建てて、そしてそこに広島からもらってきた火を点火して、日野市の核兵器廃絶・平和都市宣言の中にあります、日野市は核兵器が地球上から姿を消す日までその廃絶を叫び、平和が市民生活の基本であるとの理念のもとに、ここに日野市が核兵器廃絶・平和都市であることを宣言する、この言葉に示されているように、これを永遠に子供たちにも伝えていく必要があるのではないかというふうに思うわけです。ですから、ぜひこういうことについてもこれからお願いをしたいというふうに思います。

この核兵器廃絶・平和都市宣言については五つの質問を行わせていただきます。

その一つは、今言いました平和の火をともし続けるモニュメント、これがなかなか建設するに当たっては、前にも平和の像を建てたいというのが予算化がだめだったという例もございますので、ぜひこれはもう日野市の平和都市宣言の市にふさわしい事業でございますので、これをお願いしたいというふうに思います。

それから二つ目には、平和祈念館、これは資料館、同じような中身でございますけれども、今まではただ資料を展示するとか、それからその8月だけということで、どこの自治体も比較的そういうことが多かったわけですけれども、最近はこういう資料館を建てて永久にこれを保存していこうということで、特に川崎市では、ことし完成するそうです。地下1階、地上2階だというふうに思いますけれども、この平和資料館ができるということで、私どもできたら見に行きたいと思っておりますけれども、これをぜひ日野市の中においてつくっていただきたいというふうに思います。

郷土博物館ができ上がるときに、そこに展示したらいかがですかという提案を私やったことがありますけれども、あの郷土資料館というのは、やっぱりそれの目的がありますので、私は違う立場で平和を祈る、その気持ちの中でこれは建設をしていただきたいというふうに思います。

それから3番目には、被爆者団体への援助の拡大です。

この被爆者の援助も、今被爆者の方たち、日野市においてはわかるだけで150人というふうに言われておりますけれども、御自身が被爆であるということを隠されている方もいらっしゃいますので私はもっとたくさんいらっしゃるのではないかというふうに思いますけれども、高齢化が進んでおりますし、具体的には被爆者団体の方の代表の方ともお話しになって、もっと援助をやる中身があるのではないかというふうに思いますので、その点についてお尋ねをいたします。

それから4番目には、平和行事の参加の補助についてでございます。

ことしも広島、長崎、沖縄と、たくさんの方がいらっしゃったと思います。60年から始まりましたこの事業も昨年までで広島が93人、長崎が67人、沖縄が平成元年からですので16人、合計160人ですが、平成3年のことしを入れればもっと人数がふえます。約200人近くなったのではないかというふうに思いますが、この援助については私はやはり家族で行って子供たちにこのことを伝えていく、これは大人の私はもう義務と言ってもいいのではないかというふうに思いますが、そういう必要があると思いますので、ぜひ家族の援助、それから子供、もし家族だけでなくて父親、母親だけ、1人だったらそれでしようがないんですけれども、それであるならば今度は子供にも援助していただきた

いと思います。平和祈念館のところに行って子供たちもたくさんそれを見てまいりました。毎回行くたびに私もう胸が詰まるんですけれども、これをやはり胸が詰まって涙を流すだけではだめなんです。これを子供たちに見せて、そして新しい気持ちで、もう戦争はいやだという、その気持ちを次の世代に伝えていかなければなりませんので、これをぜひお願いしたいと思います。

それから５番目に、平和事業市民会議です。

これも１年に多分１回だと思いますけれども、夏だけの事業に終わらせたら平和の運動は進みませんので、これも１回でなくても２回、３回と市民会議の中において、じゃあことしはどういう事業をやっていくかということを具体的に進めていただきたいというふうに思います。

これは私、ことしの市主催の展示、平和展というのがありましてロビーと、それから101にありましたので見に参りましたけれども、率直に言ってちょっと物足りない思いをいたしました。しかし、広島県女２年西組、このスライド、私はこれ最初から最後まで見ました。なぜならば私と同じ年代の子供たち、子供たちというとおかしいですけれども、女学校２年生の私も学徒動員に行っていて空襲で女学校が焼かれて、幸いにして私は死ななかったわけですけれども、この子たちは全部死んだんですね。それで関　千枝子さんはたまたまそのとき学徒動員で体のぐあいが悪くておうちにいらしたので死ななかった。その中でみんな同じクラスメートのところへ訪ねていって、そして一人一人掘り起こして、その方が今生きて、どういうふうにやっているかという、その亡くなったときのことをずっと伝えた本があるんです。私もこれを読みまして、自分と同じ世代だったので、もうずっとすぐ読んだんですけれども、そういうテレビがありましたけれど、余りこう座って最後まで見ることがなかったので、私こういうのはやっぱり大きな会場でたくさんの方に見ていただきたいというふうにも思いますし、この平和事業市民会議がたった１回でただ意見を言うだけじゃなくて、この中で日野市独自の平和事業をやっていったらどうかというふうに思いますので、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　それでは総務部の所管につきましてお答えをいたします。

まず１番目の平和の火のモニュメントでございます。

これは御承知のように、現在、日野市の基本計画にのっておりまして、さらに第２次の実施計画に施策の実現としてのっているわけでございます。内容といたしましては、

平成５年度の事業といたしまして位置づけられているということでございます。平成５年度に事業を実施するということになりますと、当然のことながら平成４年度から準備をしていかないとできないということで、そのような準備をいたしたいというふうに考えております。

この平和の火につきましては、ただいまお話もございましたけれども、広島市の平和の火を分火させていただきまして日野市に持って帰り、それを点火し、永久にともすというものでございます。したがって建設の場所それから形態、安全上の問題、そういうものもございますので、その辺を今後見当してまいりたいというふうに考えております。

それから第２点目の平和資料館の問題でございます。

この件については、要望の趣旨は十分理解するわけでございますけれども、建設ということになりますとかなり大きな政策的な判断を必要とするものでございます。今後十分見当をいたしたいというふうに考えております。

それから被爆団体の助成につきましては、福祉部長の方からお答えをいたします。

４点目の平和行事の参加の補助でございますが、ぜひ子供の参加にも助成をということでございます。

この件につきましては、従来から本議会におきまして各議員さんからそういう提言をいただいているわけでございます。現在まだ見当しているわけでございますが、この事業の補助の趣旨でございますけれども、一般的に補助金の出し方といたしまして、事業を実施する場合にリスクを補てんをしたり、あるいは経済的になかなか苦しいということで市が補助、助成をするという、そういうようなこともございますし、また今回のこのいわゆるリフトの補助につきましては、こういう沖縄でありますとか広島、長崎に参加をする一つのきっかけといいますか、動機をつくっているというふうに私ども考えているわけでございます。そういうことになりますと成人者の補助でいいんではないか。子供ということになりますと、これはある意味では学校教育の中でまた考えもいいわけでございますので、現在そういう考えでこの事業を実施しているということでございます。

提言の趣旨も私どもわからないわけではないわけでございますので、今後さらに見当はしてみたいというふうに思います。

それから最後の市民会議の充実でございますが、確かに年１回開催をしておりまして、本年も７月20日に開催をしたわけでございます。この会議の中でいろいろ経験それから各集積された知識等を発表していただきまして日野市の平和事業の施策に反映をしたい

ということで重ねているということでございます。本年開いたわけでございますが、ちょっと人数も当初私どもが予定したよりは少ないわけでございまして、当面はこの回数をふやすというよりは、年１回でもこの会議の内容の充実を図ることが先決ではなかろうかというふうに考えている次第でございます。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

３点目の被爆者団体への援助の拡大の件でございます。

日野市の被爆者団体におきましては現在約百四、五十名の方々で構成されまして活発な活動を展開されているところでございます。平成３年度におきましては、会の活動運営費の一部補助といたしまして15万円を計上しているところでございます。御指摘の援助の拡大につきましては、各市にもこの被爆者団体等ございます。そういうような関係から、各市の状況あるいは他の市内の福祉団体に対します補助金とのバランスを考慮いたしまして、これから見直し、見当を加えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

１番の平和の火をともし続けるモニュメントについては具体的な構想まで示されまして、ぜひその日を待ちたいと思います。昨年の８月15日には国分寺でやはり平和の火が広島からもらってきたともしびが分火されて、ここでも150人近い方が参加して市で、市役所の横に建てられたということで大変感動したということを私お聞きしております。ぜひ、こういうことで予算が組まれましたらぜひ市議会でも通されるようにお願いしたいというふうに思います。

それから平和祈念館、資料館の建設については、ぜひ難しい面もあるかもしれませんけれども、つくる方向でお願いしたいと思います。

それから被爆者団体についても各市のバランスということでございますが、川崎なんかでは、はり、きゅう、マッサージからいろいろと栄養のあるものの援助とか、いろんなことが今されておりますので、その点についても具体的に中身をお聞きして援助していただきたいというふうに思います。

それから平和行事参加補助についても、ぜひ、広島、長崎へ行くきっかけとか動機をつくるから成人が対象だというふうに言っておりますけれども、やはり大人だけでなくて、私、子供が行くことこそ必要であるというふうに思うんです。子供は学校教育の中

でいいというふうにおっしゃっておりますが、本当は教育委員会からも答弁いただきたいんですが、次の質問の時間がなくなってきましたので、またこれはいずれ学校教育の中で、どのような平和教育がされているかということをお尋ねしたいというふうに思っております。

それから平和事業市民会議の中身についても、本当はこれもっと市民がたくさん私は集まるべきだと思うんですが、なかなかこの平和事業市民会議を開いても人が集まらないというところに困難さがあるということも私は承知しておりますので、私どもも市がお呼びかけがあったらやっぱりいろんな方たちが、若い方もお年寄りも子供たちも全部意見を言える、そういう会議をつくって、そして日野市の平和行政を一層推進していただきたいというふうに思います。

最後に市長の方から、もしお考えがありましたら、総括でよろしいんですが、お願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市でも、御承知のとおり比較的早い時期に平和都市宣言を行い、自治体にだんだん拡大をしていって、現在ではいろいろな形の宣言都市を、宣言自治体を勘定すると1,500を超えた、こういう状況にあることをよく承知しております。日野市はまたその宣言自治体の協議会のメンバーにも参加をしておりまして、ことしの８月５日、６日の大会と、それから式典行事には私自身も出席をしてまいりました。

市民平和、平和市民会議というのは、行政の者だけが一方的に行事を計画しておりましても、何か市民の方から提言が、こういうことが言いたいということがおありになれば、ぜひ聞かせてくださいという意味の市民会議でございまして、市民会議は今、緑化市民会議、ごみ減量市民会議、三つの任意の市民会議の機会をつくっておるわけであります。今まで事業化いたしましたことが、それらの提案のまた反映でもあるというふうに受け取っていただきたい、こう思っております。

いわゆる核兵器の問題も非常に国際間で大きく変化をしようとする兆しが特に核保有国の米ソの超大国、この関係から生まれつつあります。ＩＮＦ戦略核兵器削減計画も調印をされた、こういうことでありますが、これからの課題は、その削減する兵器をどのように処分するかということが全く未知数であります。したがって特に核兵器に対します国際間の監視をより努めていかなければならないこととともに、その背景に、いわゆる草の根平和運動というものの大切さが依然として大きな力を持つことにならなければいけない、このように思います。

今後いろいろの提言を受けながら、また、きょう提案のありましたことも、過去の事情で提言のありましたことも含めて積極的に取り組んでいきたい、このように考えておるところであります。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。私、一つだけちょっと再質問で、やっぱりお金がかかりますので平和基金を、今１億ですけれども、これを２億にふやす必要があるのではないかと思いますが、それはいかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　平和基金、つまり将来とも継続的に平和事業を行う、その意思表示の手段として平和基金の設定というのがあります。東京都の範囲では何市か、あるいは区部にも、当初、大田区が始めたわけでありますが、だんだんとふえてくるんではないかと思っております。基金の多寡におきましても事業の規模に沿って考える必要もあろうかと思いますので、現状、すぐどうという具体的な不測を持っているわけではありませんが、考えの中にしっかりと反映をさせていきたい、このようにお答えをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。平成３年度の平和事業関係ということで26市の資料を私持っておりますが、この中でも日野市の一般会計に占める割合は４番目なんです。それくらい、やはり平和に対する予算の金額が多いということですので、私がきょう提言いたしましたことは、私がことし長崎に行って感じてきたことを率直に市民の代表として行かせていただきましたので、施策の中に生かせていただけたらということで質問させていただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。

それではこの質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって３の２、平和事業の一層の充実のために――核兵器廃絶・平和都市宣言のまちとして――の質問を終わります。

一般質問３の３、多摩平団地建て替えに関する住都公団の調査についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　最後でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは多摩平団地建て替えに関する住都公団の調査についてでございます。

ことし、建て替えを着手した団地、15団地、5,669戸、これが平成３年度建て替えますよということで指定されまして、この東京では武蔵野緑町が1,019戸、比較的大きい

団地です。あとは500戸とか800戸、600戸、そういうところですけれども、大きい団地がいよいよ着手し始めてきたなということを思います。全国ではもう65団地に２万9,398戸ということで、多摩平の中においては毎日、公団の方がいつ指定するのかしらということで、ニュースなども余り情報として入らない、自治会のニュースしか入らないということで皆さんが大変不安な中で毎日暮らしているんです。

それで先般、ラウンジという住都公団が発表、出しております新聞によりましても、移転の期間が２年間という、こういうことが示されて、それから説明会があって住宅規模調査があって移転先住宅のあっせんがあって、それから仮移転をする、その間、その建物を壊して、それから建てて、建て替え住宅へまた戻ってきて、それからあとの工事をやるという、そういうことでその間が１年半から３年間ということで、これはもう工事の期間ですからどれくらいになるかわかりませんけれども、五、六年は建て替えやりますよといってから、でき上がるまでかかるわけです。多摩平ももう33年の団地ですから大変皆さんが生活設計が立たないということ、特にこの間、私、相談を受けた場合では、子供が１人いて１ＤＫに住んでいるけれども、ここに住んでいられない、３人家族だと一つの部屋だと住んでいられないから、もし建て替えがまだ先に延びるんであればもう少しここで頑張って、地域の中で、多摩平という所はいい所だからここにいたいけれども、まだわからないからどうでしょうかねという相談も受けました。お年寄りは特に御心配で、息子さん御夫婦のところに移られる方とかということで、もう団地の中が本当に寂しくなる、そういう状況なんです。

ことしの３月には、本当に議会の最中のお忙しい中を市の企画財政部長と担当の職員の方が夜、中央公園地区センターに来ていただいて、多摩平の建て替えの状況、市と公団とこのような方向で今話がこれから進められますよということをお話ししていただいて、皆さん、ほっとしてお帰りになりました。やはり市の動きが大変みんな心配なんです。それで今どのような状況になっているのか、これをお尋ねしたいと思います。

３月に来たときには、建て替えを、計画案をつくるに当たって基礎調査の一つとして、市のいろんな部の方と話し合いが行われたというふうに聞いておりますので、それが今どのような方向になっているか。あるいは住都公団がもう多摩平の自治会を抜きにして日野市と一緒に進めようとしているのか、その辺が大変不安ですので、その辺を明らかにしていただきたいというふうに思います。

それからもう１点は、どこに焦点を当ててこの作業を進めていくかといえば、私はやはり弱い人を守る立場、ここのところを基本にしていけば、若い方たちも弱い人に続い

て、弱い子供たちもおりますし、だから一番弱い人といえばやっぱりお年寄りになるんですけれども、そういう方を中心に進めていけば、安心してここにまた戻ってこられるんじゃないかというふうに思いますので、その点についてお尋ねを――弱い人を守る立場で公団と折衝していただきたい。

そういう点で２点お尋ねいたしたいと思います。以上です。あと21分ですので答弁を簡略にお願いしたいと思います。再質問もいたしますから……。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいまの御質問につきましてお答えしたいと思います。

まず１点目につきましては調査内容というのが主だというふうに思います。

御承知のとおり、住宅都市整備公団は30年代から始まった賃貸住宅の建て替えを開始していることはもう申し上げるまでもございません。61年度から順次建て替えに着手しております。よって多摩平団地につきましては33年から37年にかけての建設でございます。よって、この立て替えが過去議会の中でも各議員さんからの質問もあるわけでございます。昨年の12月に正式に住宅都市整備公団から市に関しての協力依頼がございました。よって、ことしに入ってから当然調査に入りたいというような内容でございます。当然その内容につきましては、開発に関連する問題でございますが、細かい部分は申し上げませんが、一つは、都市整備公団が市と協議するに当たっての総合計画の策定部分、４点ほど項目が大きな問題としてあるわけでございます。二つ目としては、団地周辺の現況の調査をしたいということで６点ほど調査をしたように聞いております。また３点目としては、団地居住者の居住者に対する調査を２点ほどされているということでございます。よって、その調査がやや完了したように聞いております。よって、その調査に基づいて、現行では住宅都市整備公団が当然公団の中で一定の方向づけをするために協議中であるというような状況でございます。よって、その具体的な内容等につきましては、現在はまだ市の方には一切話はございません。恐らく今年度末、年明けてか、近いうちにはそういう正式な話があるものと受けとめている実態でございます。

しかし、この問題につきましては、過去も説明しているとおり居住者の協議会もございます。よって当然、都市整備公団からの協議の中では、具体的に市の方に要請があった場合には居住者の協議会とも十分協議した中で進めていくというのが基本でございます。

なお２点目の弱者の立場で、弱い人の立場でという公団に対する折衝でございます。

具体的な折衝に入っているわけでございませんが、当然この建て替えは大きな団地でございます。敷地面積は29ヘクタールということで日本一の団地でございます。よって弱者に対する問題としては、やはり全員が引き続いて住み続けられるというような問題、また高齢者や障害者などが配慮した単身世帯の問題、多世帯同居利用の住宅の確保というような問題は大きな問題として申し入れをしてあります。

現在の中では、いろいろな紙面の中でもこのような大きな中で公団賃貸住宅の政策のあり方ということで、建設省からもかなり都市整備公団等にも指導があるわけでございます。これは低所得者層の救済措置としての低家賃の公営住宅の併設というような問題が最近の問題としては大きな話題になっているというふうに思っております。

なお弱者につきましては、弱い人の立場を考えた中で今後も具体的な折衝の場合には改めてやっていく所存でございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。今、市の基本的な姿勢が伺われまして大変安心いたしました。やはり弱者に対する、そこのところを私はやはり守っていただければ安心して住んでいけるというふうに思います。それで建設省が来年度の概算要求で今部長もお話しになりましたように、建て替え団地に公営住宅を併設するという、こういうことで地方自治体にも補助金を交付する、こういう案が示されております。これは入居対象者が公営住宅へ、資格のある、特に収入の低い高齢者の方が該当するということであるとか、用地の問題とかいろいろ資格の問題とかありますけれども、私はぜひこれからお話し合いがもし来た場合には、こういうことについて日野市も考えを持っているんだということを示していただけるのかどうか、その点をちょっともう１点お尋ねをしたいと思います。

それから'91年の８月31日の記事に出ておりましたが、公団の定期調査によりますと、永住希望者が急増しております。やはり比較的家賃の安い30年、40年代は、30年代に住んでいる方が６割、40年代は５割がもうここにいるということで、ですから多摩平も30年代ですので、ここの多摩平は動きたくないという方が非常に多いんです。それで'89年の自治会でやりましたアンケートでもここに住んでいたいという方が、前にも私質問のときに述べておりますけれども、建て替え希望しないという方が60％、建て替えを希望するという方が16.3％。もう２年、３年たちますので、これもずっとまたもう１回アンケートとれば変わってくると思います。建て替えを望む方もいらっしゃいますから、その方たちをどういうふうにその希望をかなえていくのか、これから本当に日野市も私

たち住民の側も、みんなの意見をどういうふうに生かしていくかということが大変重要な仕事になるというふうに思いますので、この点についてもよく判断基準の材料にしていただきたいというふうに思います。

上田耕一郎参議院議員は建設委員をもう随分十何年やっておりまして、公団の建て替え問題でも集中審議の中で丸山公団の総裁にも質問を行って、その中でも61年から62年までの建て替えたところで、また戻ってきたい、同じ所に戻ってきたいという方が63.9％、それから最近の亀有団地でも、戻ってきたいという方が88.5％です。だから、やはり私はそこでふるさとをみんながつくって、ここでみんなと一緒に生活していきたいというのは、若い方もお年をとった方も同じだというふうに思うんです。私の子供ですらも本当に多摩平はいいわねと言いますし、私は新潟の柏崎がいいわねって、みんな、ふるさとというのはどんな方でも私はいいと思うんです。

そういう点では、多摩平が本当に建て替えられてもまた戻ってくるという、そこのところを、そしてまた弱者に光を当てた建て替えだったら、私は、皆さん望んでいるのではないかというふうに思います。建て替えしていくことによって建物の中身がよくなることはいいんですけれども、家賃が高くなったらもう住んでいかれないということになりますので、そのもう１点、最後の建て替え団地の公営住宅併設する、そういうことが１点質問と、それから私どもがニュースを手に入れるのは私どもとか自治会が市に来て、今どういう状況ですかと聞いて自治会ニュースでそれを皆さんにお知らせするしかないですので、まだ具体的になっておりませんけれども、少しずつ動きがありましたら多摩平の自治会の方にその変化をお知らせしていただけたら、私も自治会の会員でございますので、聞いて、またそちらの方にもお話をしますけれども、そういうちょっと２点について再質問させていただきます。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　一つは併設の問題でございます。

公共賃貸住宅の政策のあり方の中では、今質問者の中にもありましたとおり、一つは建て替えによる家賃アップの問題あるいは年々増加する年金生活者の問題があるわけでございます。これにつきましては、当然建設省の考え方あるいは住都公団の考えもまだ具体的に指導の中では入っておりますが、どういう形で出てくるかはまだわかりません。当然その中では都営あるいは公共施設ということでございますので、考え方の一定の方向は協議の中に入った時点で、市としても方策を考えていきたいというふうに現行では考えております。

なお２点目の自治会に対する連絡と申し上げましょうか、そういった住民に対する問題の御質問があるわけでございますが、大変私の方もまだ住宅整備公団、都市整備公団とのある程度一定の方向づけないし、そういった方向づけがなされれば情報としても提供できると思いますが、現時点では漠然とした程度でございます。よって今後十分また自治会の協議会もありますので、協議をした中で不安を残さないような方法を図っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　毎回この質問やっておりますが、最後にもう何回もやっぱり市長の御意見聞かないと、最後はやっぱりまとめになりませんので、市長のもう答弁も大体同じ、もう企画財政部長と同じだと思いますけれども、ぜひ市長の決意を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いつも申し上げておりますとおり、居住は基本的人権に属する大切な権利ということでありますから、それを守るためには基本的な、基本的にその権利は守っていくというのは当然であります。

それから手法は、都市計画的部分と、それから個人、いわゆる居住者の生活部分があるわけでありますから、日野市は都市計画部分につきましては、住みよいまちづくり開発指導要綱を持っております。直接公団には指導対象にはなっておりませんけれど、その意味は、より緻密な都市計画的な協議をしてもらうということにあるわけでありますから、建物を建てるにも木を１本切るにも、日野市に相談なしに自由にできるということは指導に合わないということになりますので、そういう姿勢を堅持していきたいと思っております。

それから個人の居住につきましては、個人で判断される部分と日野市民として処遇する部分と一致するように図っていきたい、こう思っております。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。それでは、この質問を終わります。ぜひ市の方の担当の御努力と市長の決意、ずっと尊重していただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（小山良悟君）　これをもって３の３、多摩平団地建て替えに関する住都公団の調査についての質問を終わります。

一般質問４の１、共産党の崩壊と日野市政の通告質問者、古賀俊昭君の質問を許しま

す。

〔25番議員　登壇〕

○25番（古賀俊昭君）　それでは一般質問を行います。森田市長に対する一般質問でありますので、質問の妨害等はくれぐれも気をつけていただくようにお願いをしておきます。前例がありますので……。

私は、今回この一般質問を取り上げるに当たって市長にどういうことを聞こうかということをいろいろ考えてみました。しかし、今までの過去の質問のやりとりから、勇気ある反省めいた率直な御回答はなかなかいただけないだろうというふうに考えざるを得ませんでした。二つの点に絞って、最後に質問事項を申し上げますのでお答えをいただきたいと存じます。

今回の地球上の、まさに大事件とも言える東欧の民主化への変革またソ連の共産党の解体という100年に一度か、一度あるかないかという、そういった歴史的な劇的事件に私たちは今遭遇をしているわけであります。共産党が解体をする、しかもよく言われますように、ソ連共産党は社会主義の代表あるいは総本山、本家、いろいろな言い方で表現されることが可能だと思います。その大もとがここで解体をするということでありますので、まさに歴史的な大事件であるわけであります。

これを受けて我が日野市の森田市長がどのような感想をお持ちか、私も興味があるところであります。初日、共産党所属議員の質問に答えて大体赤旗に書いてあるような模範回答をよどみなく並べておられました。まずは無難な回答であったというふうに与党の方の議員は受けとめたでしょう。しかし、私は市長の今までの市政運営がやはりある面では非常に政治的な偏向をもたらしてきた、そのことはやはり共産党の存在を抜きにしては考えられないだろうというふうに思います。日本共産党も連日大変内心はあわてているのでしょうが、ソ連共産党の解体という事態を心から歓迎するとか、ソ連問題が党の真価を国民に、党の真価を国民に知らせる、これは絶好のチャンスだ、あるいは日本共産党の主張の正しさを劇的に示した。まあよくこういう発言が出てくるものだというふうに感心をするわけであります。素直な人であれば、だれでも思想の破綻を認めて大いに新たな思索にふけるというのが科学的な姿勢ではなかろうかというふうに私は思うわけです。

きのうもちょっと私質問のときに使った言葉ですが、コペルニクス的展開ということがあります。これは主観と客観についての従来の学説を反転させた主張です。天動説を否定して地動説を確立したコペルニクスの業績をたたえてカントが言った言葉として有

名であります。例えば小さなことでは、きのう指摘いたしましたが、社会党の土井委員長がだめなものはだめと、感情論でマドンナ作戦などというバブル人気によって、ただただ消費税反対１本の公約で大躍進をした。にもかかわらず、きのうの新聞によりますと、東京都議会では都営交通料金への消費税転嫁にオーケーを出した、承認をすると発表したということであります。これまで、だれでも消費税反対という主張を社会党に投ずれば実現できる、そういう考えから支持をした方が多かったと思うんです。ところが、消費税の転嫁を認めるということで、やはり社会党も現実路線、大人になってきたなということを感ずるわけであります。最近の委員長選挙、二十数年ぶりに社会党右派から委員長が誕生をする。国連平和維持活動においてもかなり現実的なやはり自分たちの国だけの殻に閉じこもって平和だ、平和だと言って呪文を唱えていれば平和が維持できるという一国平和主義はまずいなという反省も見られているようでありまして、このコペルニクス的展開はまさに歓迎すべきことだというふうに私は思います。

一方、先ほども申しましたとおり、東欧、ソ連、これらの国々での今回の出来事もまさにブッシュ大統領もそういう表現をしたというようなことが新聞に出ておりましたが、世界的規模でのこのコペルニクス的展開であるわけであります。まさに急テンポに世の中は変わってきているわけであります。相次いで今まで日本共産党が大変親しくおつき合いをしておりましたルーマニアのチャウシェスクという指導者も退陣を強いられただけではなくて、文字どおり生命を断たれてしまった、こういうことが相次いで今起きつつあるわけであります。しかも東欧のみならず西側でもかなり動きは急速であります。

例えばイタリアの共産党、これは一時、第１党を脅かすほどの勢力を獲得をしたこともあったわけでありますが、ついにここでイタリア共産党は解散をいたしました。自由主義国の共産党ももう解散をするという事態に既に遭遇をしているわけであります。1921年に結成をされて、ちょうど70年目に解散をした。党の旗がかまとハンマーがちゃんと描かれてましたが、これが緑のカシの木に変わった。70年でイタリア共産党は新党として出発することになって解散をしたわけであります。日本共産党は来年がちょうど70年ということになるわけであります。ソ連共産党は74年、大体この辺が一つのボーダーラインということになろうかというふうに思います。

私は市長に対してお聞きをする質問はもう少し、ちょっと待っていただきたいと思うんですが、市長は革新政党の日本社会党と日本共産党の支持を得て市長の座に着いておられる。どちらも「日本」がついているところはいいと思うんですが、しかし、いまだにその政治的支持勢力の今後果たすべき役割、これはもうほとんど諸外国の実験で既に

実証がされたということでもありますので、ここで一つ先ほど申しましたとおり、今までの思想的な破綻を率直に認めて、新たな政治的信念に基づいた行政運営をしていただきたいと思うわけであります。幸い日本共産党は大変恵まれていたことに、今まで政権を担うチャンスがなかったわけです。実際に担ったところは御承知のような状態になるということで、日本共産党にとって政権をとらなかったということは、これほど幸いしたことはないわけであります。今後、共産党というその名前がやはり存在する限り、独裁だとか恐怖政治だとか冷血な冷たい政治だ、そういうことがどうしても連想されるわけであります。中国の天安門事件、ルーマニアそれからバルト３国での血の弾圧、これも同じです。そしてユーゴスラビアでも共産党が指揮をする人民軍の戦車が自由を求めている勤労者、労働者に対して、これも血の弾圧を加えています。もうテレビで刻々と我々はそれを見ることができるわけです。

こういったことを考えますと、やはり市長も何かこの間初日のお考えとは別に、本当は正直何か共産党主義の誤り、場合によっては勇気ある回答を、党を解散するぐらいのことを求めるくらいの見識があっても私はいいのではないか、こういうふうに思うわけであります。市長に対してお聞きをすることはこれから申し述べますが、共産党のことについていろいろ私が申し上げますと、前回の、前の一般質問のときにもいろいろ抗議をなさった方もいらっしゃったんですが、もう少し党の性格をここで説明をしておきたいと思います。

日本共産党の45年という本を日本共産党中央委員会出版部で発行いたしております。ここに共産党というのはいかなる経過で誕生したかということが書かれております。今は独立自主路線というようなことを盛んに強調しておりますが、書かれている内容はこうであります。日本共産党の結党はコミンテルン、これはソ連を中心とした共産主義インターナショナルのことをいうわけです。このコミンテルンを抜きにしては語れません。日本共産党は1922年、これは大正11年になるわけですが、７月15日、コミンテルンと片山　潜の援助のもとに創立されました。こう書かれております。そして同年11月に開かれたコミンテルン第４回大会に代表を派遣し、同大会はこれを承認、コミンテルン日本支部日本共産党として正式に認められました。日本共産党はソ連のコミンテルンによって日本支部として認められた政党であるということを忘れてはならないと思うわけです。もう最近こういうことは余り共産党の皆さんも言わなくなった。しかし、最初の出発はこういう性格を持って誕生した政党であるということです。その後さまざまな例えば荒畑寒村というような党活動に従事をしたような人もおります。こういう人の自伝を見て

みますと、金銭にまつわるトラブルが非常に多く発生をしているということがわかります。コミンテルンが全面的に支持をしたのが日本共産党でありますから、このコミンテルンがびた一文、資金的に援助をしなかったということはあり得ない話ですね。このいろいろな証言では、ソ連からお金をもらって帰ってくる途中に蒸発をしたとか船の中でなくしてしまったとか、いろんなことがあって、主な資金源が日本のいわゆる国民のいわゆる浄財で賄われて運営されていたということは必ずしも言えない、そういうことが言えるわけです。戦後いろいろな変遷を経て今はにこにこ笑いながら歌って踊ってということで非常にソフト路線で党勢拡大に相努めているわけでありますが、こういう党の性格をまず我々ははっきり知っておく必要があるというふうに思うわけであります。

先ほど一般質問のときに日本国憲法の話がちょって出ておりましたが、これも前に私が指摘をしておりますが、我が国の政党、現在活動する政党は幾つかあります。その政党の中で、日本国憲法に衆議院の本会議の採決の時点で反対をしたのが共産党ただ１党です。憲法擁護、憲法を暮らしに生かす、非常におっしゃっていることはそれはそれで結構なんですが、憲法を採決するときに反対をして野坂参三という衆議院議員が大演説をぶっている。日本国憲法反対の方に採決のときには全員、一人の乱れもなく反対を投じた。今は何かそんなことはなかったかのような顔をして日本国憲法万歳とか何とか叫んでおられるようなんですが、日本国憲法の制定に反対をしたのが日本共産党であるということもつけ加えておかなければならない歴史の事実であります。

話を少しもとに戻したいと思いますが、私は森田市長は日本共産党の党員であるかどうかわかりませんが、まさに日本共産党の森田市長だというふうに考えざるを得ません。市長が社会主義、共産主義というものをどのように理解しておられるか私は定かではありませんが、それは以下の点から明らかであります。一つは天皇制打倒を共産党は綱領でも掲げております。我が国の政党の中で天皇制打倒を党の政策として掲げているのは日本共産党だけであります。ということは、森田市長にこれと全く同様の見解ないしは行政施策があれば、ほかにそういうことを掲げている政党はないわけですから、市長はやはり共産党の影響を受けるか、ないしは共産党的行政施策を心がけておられる、政策を心がけているというふうに断ぜざるを得ないわけです。その例を一つ申し上げます。

日野市広報に昭和62年11月15日、憲法講座の記事が載っております。これに独協大学の山内敏弘という大学の先生ですね、国民主権と象徴天皇制ということで講演をした内容なんですが、失礼いたしました。これは平成２年11月15日号であります。ナンバー763号、これに昭和天皇が崩御されて、そして平成に世は移りました。そして即位の礼が

行われたわけであります。一連の大嘗祭等含む行事になるわけですが、この内容等に触れて、代替わり儀式というようなことを言葉として使っているものが掲載されております。これは共産党用語です。即位というようなことは一切言葉としては使わない。そして人権尊重、国民主権という観点から見た場合、何ゆえに天皇が存在しなければならないのか云々ということで、はっきりと天皇制反対、否定の見解をこの講師は述べているわけであります。

もう１点は、８月15日号、ことしです。これに投稿という形で憲法記念行事の要約が載っているわけです。このメイン行事の中に一橋大学教授、杉原泰雄講演ということで、この大学教授の話が出ておりますが、その中に、今回議論をされております選挙制度の改革のことに触れている箇所があります。小選挙区制中心の選挙制度をつくろうと言っているだけのものである云々とこうありまして、自民党が４割台の得票で８割近い議席を得るだろうことが予測されている。これは政治改革とはいえないばかりか議会制民主主義の危機とも言うべき事態である。これは赤旗や社会新報じゃないんですね。こういう主張をたとえ一般商業誌や政党の機関紙が載せるということは、これはあってもいいことですし、むしろそういった主義主張の自由な議論の場はあっていいと思います。しかし、事が日野市の広報ということになりますと、先ほどの天皇制否定の講演の内容とか公党を公然と批判をする。しかも議会制民主主義の危機とも言うべきことを自民党がやろうとしている。そういう内容のものを載せるという感覚は、恐らくまさに共産党そのものだ、独善的な思考がなければこういうものを掲載するはずがない。このことを私は今まで広報を見るたびにさまざまな偏向を指摘してまいりましたが、これはやはり世界のこれだけの大きな動きがある中で市長にもやはり反省を求め軌道修正してもらうには絶好の機会だと思い、ここで取り上げたわけであります。この件に関してまず一つは質問をいたします。

市長は、この広報ひのの発行に当たって、この記事掲載について、どのような役割を果たしているのか。

また広報が編集されるに当たって、編集権並びに記載内容の検討等は、具体的にどのように行われているのか、このことを質問をいたします。

さらに給与制度のことについても質問をしておきたいと思います。

共産主義と社会主義の違いについては、以前私も簡単に申し述べたことがあります。簡単に言えば、社会主義はそれぞれが能力に応じて働き、働きに応じてとるというシステム、共産主義は、それぞれが能力に応じて働き、必要に応じてとるというシステムです。この考え方からすれば、今の通し号俸制、日野市の給与制度はまさに共産主義的給与制度ということになります。この制度については法令違反また現に職場での職員の士気を上げる上からも好ましくない、また市民の理解も得られないということで、通し号俸制の廃止は強く求められてきたわけでありますが、一向に改める気配がない。現在、どのような作業が改定に向けて行われているのか、是正を行うつもりがあるのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　議場の質問ですからお答えをしなければなりません。まさに東欧あるいはソ連において、驚天動地と言ってもいいふうな政治体制の変革が一日の大きなニュースとして報道されている。８月革命と言ってもよいのだそうですが、そういう記事も一応私も目を通しております。

いろいろ人類の文明あるいは進歩の過程において、思想としてあるいは学説として政治理念のまた変化もあるということも、これも当然だろうと思います。本来、人類社会の進歩ということは自由と平等そして民主主義と正義、こういう理念によって、よりよい社会を求めていくというのが人類の正常な歴史の発展でなければならないだろうというふうに言えると思います。封建時代という時代もありました。これは人類進歩の一つの過程としてお互いが集団をつくって、そうして当事者が権力のもとにいろいろな政治体制をつくった、こういう時代もありました。今日は民主主義の時代であります。民主主義というのは、みんなが意見を持ち自由の恵沢の中で生活を保障されるということだろうと思うわけでありまして、日本国の憲法は、そういう意味では戦争に大きな反省のもとに平和憲法と言われ、また民主主義、人権尊重主義、そのことを中心理念として制定をされた経過があるというふうに思います。

一方にまた私の考えですけれど、人間は楽がしたいとといいますか、横着は、その楽という手段に横着を選ぶ、あるいは怠惰と言ってもいいかもしれません。それはつまり人類全体から見ると堕落であります。つまり堕落に陥ると結果、本来は目指すべき進歩が逆回転をするということではないかと思うわけでありまして、その堕落の手段には、いわゆる権力という構造であり、また民主主義に反する責任のない行動だろうと言ってもよろしいかと思います。

そこで政治という手段がその民主主義あるいは人類の進歩を目指していろいろ発展を期するわけでありますけれど、その経過の中に権力主義から発生をした、いわゆる大国主義、覇権主義そして伴った弱小国への侵略、これがソ連の共産主義が指導をした政治

体制の今日の一つの状況であった。そしてゴルバチョフという人がペレストロイカ、いわゆるその現状の非を何とか改革をしたいということに取り組んで、ある程度の努力はしたわけでありましょうが、またその努力を認めたくない勢力があって、それがクーデターという一番権力的な行動になってしまった。クーデターというのはまさに3日間で天下をとろうというふうに言われるぐらいな、幸いに、軍部までそのクーデターの指揮に従わなかったということで、いわゆる軍事クーデターにはなり得なかったといういい面もあったと思います。その意味ではソ連に立派な民主主義が軍部にまで徹底をしている、こういうことも言えるだろうと思います。

権力者になりますと自己保身のためにいろんな工夫をするわけでありまして、そのこと自体がまさに民主主義から見ると反動であり反社会的である、そういう評価になっていくわけであります。まさにソ連の動向はそういう評価に該当できると言うべきだろうと思います。そこで各軍事制覇にあった国は、まず独立をしたいでありましょうし、国内で連邦を組織した国々も、民族、いろいろな形で広い国ですからあるわけでありますし、またそれなりの文化も伴っている。それをクーデターを機会に崩壊をしてしまった、これはソ連にやっぱり私は立派な民主主義の素地もあるし、将来に対するまた期待もできるんではなかろうか、こう思っております。

御質問の中のいわゆる日本共産党、私はどの政党にも属してない立場ではありますが、日本国憲法を最も中心として心から信奉し、またそれの実践に努めることが自治体行政の趣旨であるというふうに考えて今まで仕事をさせていただきました。保守、革新という言い方がありまして、日本の場合は憲法を守るのが革新であり、憲法を何とか改悪をしようというのが保守である、一口に言えばそういう感じがするわけでありまして、（「それはおかしいよ」と呼ぶ者あり）おかしかったら直しますが、ごく一般論的に言えば、そういうことではなかろうかと思います。私は、いわゆる革新という思想信条に立って、そうして市民生活を守り、また自治体の発展を図る、これに徹したいと思って今まで努めさせていただいております。したがって、日本共産党がソ連の崩壊とそう直接的な関係があるとは思いませんし、また、それによって日本共産党も同じように評価するという意味は全くないというふうに思っております。

どのようにお答えをすれば答えになるのかわかりませんが、たまたま広報記事の指摘がありました。憲法を信奉するという立場から、憲法講座という市民に提供する講座を市民自治学園という、これも一口に言えば一つの講座でありますが、これと連携をさせて実施をしてまいりました。たまたま憲法学者の杉原先生が日野市の在住の方である。

御縁によって知る機会がありましたので、憲法講座は主として杉原先生の御推薦いただく各大学の先生方によって毎年実施をしてきた、こういう経過でございます。

その講師の講義の中にいろいろな意見はあっただろうと思っております。特にそのことを記録をとり、そして講演者の訂正といいますか、了解を得て、そうして広報紙上に上げておるということでありますので、何か私が特別選択をしたりどうこうしたという、そういう主観的評価によるものではないというふうにお答えをしておきたいと思います。

それから給与制度のことで通し号俸は、ということで質問があります。

今までの日本の労働行政の中で、特に公務員の給与についてはいろいろな経過があるわけでありまして、まだ日本の経済力が低くて、そうして職員を募集してもなかなか集まらない、こういうような時期もありましたし、またかなり公務員の社会的な保障ということで新しく人生に巣立つ方々の選択の対象にもなり得る、こういう状況にだんだん改善もされてまいっておるわけでありまして、ことしあたりは、かえって民間の雇用状況が大変いいために求める職員が確保できるかどうか少々心配をする、こういう状況にあります。私も十数年の職員に対します給与の制度の中で、この通し号俸の意味もよく理解もしておりますし、また職務給制の制度の改定についても一定の考え方を持ってまいっております。現状は職務給を全国的なといいましょうか、各自治体の共通課題として整備される、そのことが望ましいと思いますので、その方向を職員組合の協議も経ながら進めておる、こういう状況であります。（「わかりました」と呼ぶ者ある）もう一つある。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　もう少し端的に市長にお聞きをいたしますが、先ほど、ちょっと聞き流すことのできない憲法についての勢力分野の色分けのようなお話をなさったんですが、私が何度も言っておりますように、共産党という、日本共産党という政党は日本国憲法に反対をしたんですよ。そして、これをかえる権利をちゃんと我々は権利をまだ留保するということを本会議で言ってますし、衆議院本会議でね。社会党はじゃあ護憲の政党かというと、そうでもないんですよ。社会党の社会主義の道という綱領的文書があります。これはまだ否定されていません。一ノ瀬さんなんかよく御存じだと思います。これには、この憲法は明らかに自分たちが政権を社会主義の日本ができたら変えると書いてあるんですよ。共産党も憲法に反対をした、社会党も将来社会主義の国をつくったら変えると書いてあるんですよ。これが護憲の政党とどうして言えるんですか。全く事実と反する認識をしておられるので、私が申し上げたことが天下のどこに出ても間違

いのない事実ですからはっきりしておいていただきたいと思います。

それでは私が質問したことにもう少しきちんとお答えをいただきたいんですが、市長は、この憲法の講座で、憲法講座で講師が語ったことはそのまま載せているんだというふうにおっしゃったんですが、日本国憲法の第１条は、市長、御存じですよね。それと全く相反する講師の講演内容を広報に載せることが果たして適切なことかということを私は言いたいわけです。広報の発行目的は日野市広報発行規定に書いてあります。本市の行政に関する事項を一般に周知し、市民の理解と協力により市政の円滑な運営を図るため広報を発行する、となっております。政治の討論の場でもないんですよ、ここは。一般商業誌の投書の欄でもないんですよ、広報というのは、そんなものないんです。それを先ほど申しましたように、共産党しか使わない用語で、天皇の即位の儀式を代替わり儀式というような表現で題字をつけてみたり、これが広報で堂々と行われるということは異常ですよ。しかも何ゆえに天皇が存在しなければならないかという講演をそのまま講演内容を掲載をする。

しかも私は先ほど申し上げませんでしたが、それにさかのぼる昭和62年の11月15日号では、清水　睦中央大学法学部教授が、やはり日本国憲法を支える柱というテーマで講演をし、その中で、天皇制のことにも触れてこういうふうに書いているんですね。書いてあるということは講演をしたということです。天皇の制度を封建的な制度だと思います。君主制は中世の遺物だと思います。明らかにこれは共産党の主張ですね。これを広報に載せることが果たしてふさわしいことですか。しかも、じゃあ市長、その憲法とのかかわりでこれは全く問題ないというふうにお考えなのかどうか、この点と、それから私が２番目にお聞きをした政党を公然と批判する内容を広報に載せることが正しいかということです。

自民党の選挙制度の改革案をとらえていろいろ議論をすることは自由です。主義主張は全く自由です。しかし、それを広報に載せるということは適切ですか。自民党の選挙制度の改正案を議会制民主主義の危機とも言うべき事態だというふうに批判をする。これは赤旗や社会新報じゃないんですよ、この新聞は。この点はどうですか。

たとえ、これ逆であっても載せちゃいけないんですよ、逆でも。もし自民党や保守中道で新しい市長が誕生して、共産党がもうすべて悪いことはスターリンのせいにして勝手なこと言っている、そういうピエロ的な存在だからからかってやろうということで、そういう投書を広報に載せちゃいけないんですよ。広報というのはそういう性格のものです。広報の発行の目的にも沿わないものじゃないですか。どうですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　広報の性格から、なるべく市民全体に異論のない編集内容にしていくということは当然考えておるつもりであります。御質問は、要するに政治的に中立性のある、そういう公共、いわゆる広報という公の市民生活に提供する機関、いわゆる広報でありますから、そのように政治的な中立は毅然として守る必要はあることには同感でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長ね、これは中立じゃないですね。じゃあ、私がもしこれと逆な立場から投書をして、これは投稿ですから、いわゆる投書と同じですね。投稿したら載せますか、間違いなく。どうですか、その点。

○議長（小山良悟君）　市長。（「載せなきゃおかしいんだよ」と呼ぶ者あり）

○市長（森田喜美男君）　市民提言という欄もございますから、なるべく原文のままその趣旨を尊重して市民に問いかけていただくということは広報紙上でも扱っている例であります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長、じゃあ、この日本国憲法の第１条の象徴天皇を定めたその憲法にも反する、天皇の制度は封建的な遺物だとか中世の遺物だとか、封建的な制度だとか、これは憲法を市政に生かすという趣旨からも反しているんじゃないんですか。こういうものを載せるということは、じゃあいいんですか。この点はどうですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日本国憲法は思想信条の自由、表現の自由ということもまた保障しておるわけでありますから、そういう原則の中で広報という性格を、これを守っていくというふうには言っているわけでありますから、御理解はいただけるものだと思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　思想信条の自由とかいうことは、例えばこの大学の先生が学校でも講演できない、大学でもね、それから教科書も例えば書けないだとか、学生に配付する文書も検閲されるとか、そういうときに思想信条の自由が侵されているという状況なんですよ。日野市広報でしか発表できないというんじゃないんですよ、どこでも自由に発表の場はあるんですよ。それをあえてこの広報にこういう憲法の条文にもまた反するような、しかも政党を批判する内容の投稿を載せるという感覚が私はわからないんで

す。

担当部長にちょっとお聞きしたいんですが、編集会議のようなものが開かれるのかどうか、こういうことに対する企画財政部、例えば広報課の職員は心の痛みを感じないのか聞きたいんですよ。どうですか。

そしてもう一つ聞きます。この事項は、広報に掲載する事項は規定にあります、１番から６番まで。どれに該当するんですか、この投書とか寄稿。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　広報課の中では編集会議というところまで至っておりませんが、職員同士での編集に対する割り振り等含んでの広報課職員の中でやっております。月２回の広報の発刊でございますので、その都度やっているのが実情でございます。

それと今御質問の広報発行の規定の中での六つの登載事項ということでございます。その事項としては、今御指摘の部分につきましては、その他の必要と認める事項以外にないというふうに判断してます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　その他の必要と認める事項とはだれが判断したんですか。普通なら日野市の広報の発行目的を読むと、政治的な、また宗教的な論争等この場所で行うというのはふさわしくないというのはだれしも、まともな人なら、普通の人ならわかるはずです。普通の人なら。しかも広報の中のみんなのメモ帳というところがありますが、その掲載基準には、政治団体などが主催する行事、会員募集云々とあって、政治的な目的を持つと見られる行事等は掲載しないということもあえて書いてあるんですね。決められているんです。ということは、この広報の性格からすれば、政党を批判するような内容だとか、しかも憲法の条文と相反するじゃないですか、明らかに。こういうものを学者の学説だから日野市の広報に載せなければ学問の自由や出版や表現の自由が侵されると判断して載せたんですか。だれが判断したんですか、市長ですか、部長ですか、課長ですか。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えします。

広報の今御指摘の部分でございますが、従来からこれは市の一つの団体として日野市憲法講座記念行事の実行委員会が設置されております。それを、やはり自主的に、あるいは５月３日の憲法講座自治学園で行っている憲法講座の部分、あわせましてすべての

原稿どおりを掲載しているのが経過でございます。考え方としては、過去の経緯も踏まえながら一定の協議を、協議ということでなくして、これを掲載したということでございます。以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　広報の掲載事項は１項目から６項目まであると言いました。最初は予算や財政事情公表ずっときまして、これは当然だというものが五つ並んでいるんですね。６番目に、その他必要と認める事項、これに該当するから載せたということは、上の普通広報に載せるところの五つの項目には該当しないわけです。非常に例外的な扱いというふうに考えていいですね。だから、だれが判断をしたんですか。私は先ほど言いましたように、常識的な普通の職員、自治体職員としての感覚がある人ならば、たとえ上から、これは市長命令だから載せろと言われても良心の何かそういう呵責のようなものが私はあるんじないかと思いますね。これは宗教団体や政治団体の機関紙じゃないんですよ。だからあえて掲載基準にも政治的な云々ということが書いて、そういうものは載せないということを決めているわけですね。これは政党の間で今論争になっている大問題ですよ。それを一方の立場から政党批判する記事を載せるというのは、よほど大きな力が、上司の判断がなければできないことですね。だから、だれが判断したんですかということをお聞きしてるんです。知る権利がありますよ。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういう指図したとか指示したとか、そういう性格のことではなくて、憲法講座という市民に対します憲法の多少なりとも勉強していただく、そういう意味での学者専門家の講座を行い、そのお話の中のまた部分的記載ということで脈絡の中から存在するわけでありますから、そのことを強調して記録をするとか、だれが指図をしたとか、そういう関係ではなくて、憲法講座の中のお話の表現を広報に掲載をしたということでありますから、特別問題にされることは私はないというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長、憲法講座の方は市長の今の答弁、私は全く納得できませんけれど、この投稿の方はどうですか。いわゆる投書と同じものですね、投稿。市民行事のやつは全面ぶち抜きで２面にわたって書いてます。その中にあるんですよ。これ私が自民党で自民党を批判されたから、ここでクレーム、抗議をしているわけじゃないんです。逆の立場でもこういうことは広報の性格からして、行政は公平であり中立性を保

たなければいけないんですよ。こういう論争をあえて載せるというのは広報の編集方針とすれば非常に奇異なことですね。その他必要と認める事項というのはだれが認めるかをもう一回答えてください。必要だから認めたということですから……。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行事やそれから講演内容の脈絡の中から一つの表現として文字になっているということでありますから、それをまた命令をしたとか責任を持つとかいうことではなくて、記事に掲げたということでありますから、判断は読む方がしていただけるものだと思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　日野市広報発行規定の中にある広報の登載する事項は次のとおりとするということで6項目あるわけです。この5項目まではいい、まさにそのとおり広報にこういうことを書きなさい、書かれるんだな、当たり前、当然のことが書いてある。しかし、6番目に、その他必要と認める事項ということで、認める主体がここにははっきりしないから私は聞いているんです、それに該当するとおっしゃるから。認めるというその行為の主体はだれですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　最終的な発行の決裁をするのは市長であります。ですから責任があるとすれば私が責任を負うことになります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　これは行政の公平、中立性を侵す重大な責任ですね。私がもし、市長は掲載するとおっしゃったから私は出しますから（「議員はだめだ」と呼ぶ者あり）掲載してもらいたい。しかし、そういう論争の場に本来はすべきじゃないんじゃないんですか、広報というのは。それでいいんですね。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今まで論争になったという経過もありませんし、そういう事実もありません。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長ね、憲法に定められている条項に全く相反する内容の講演をした人に対して、憲法が定着をしているというのなら、その条文は認められているわけです、国民の間に定着し認められているという判断があるわけでしょう。それと相反することをもし掲載すれば、それと異なる感情や意見を持つ人がいるのは当然ですよ。

また今度の8月15日のこの選挙制度の改革に絡んでの政党批判の記事、内容、こういうものを読めばふさわしくないなと思う人はたくさんいますよ。論争の場に今までならなかったとおっしゃいますけれど、私は何度も今まで抗議をしてきた。だから私が書かなくても同じような立場で執筆する人はたくさんいますよ。間違いなく載せるんですね。前言の訂正はないわけですね。

○議長（小山良悟君）　市長。（「しっかり答えてくれよ」と呼ぶ者あり）

○市長（森田喜美男君）　そういう議論に我々は受けとめておりませんので（「言われた方はじゃあどうなるんだ、これは」と呼ぶ者あり）適正を期しながら、また逸脱があればそれは直していくということには異論はありません。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　これは直す対象になりますか。この公党批判、広報を使っての公党批判を直す対象になりますか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　特にそういうふうな意識は私は持ちません。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　じゃあ先ほど市長は投稿があれば原文を尊重して掲載するということを言いましたから、そういう場になってしまいますよ、いいんですね。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　積極的にそういう論争は避ける判断をしなきゃいけないのが広報の性格だろうと思っています。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　広報の発行権を持って自分が最終的な責任者だとさっきおっしゃったでしょう、市長は。自分の気に入った意見はこれだけ紙面を使って載っけて、論争の場にはさせないというのはどういうことですか。独裁者しか言えません、そんなことは。（「そうだ」と呼ぶ者あり）常識的に普通に考えてください、普通に。普通に考えてください、どうですか。市長も普通の人にならなきゃだめですよ。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ごく普通の人でありたいと思っておりますし、また普通の人として今まで振る舞ったつもりであります。逸脱があれば直すということも申し上げておるわけであります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私は良識的に物事を対処すべきだと思いますから、これは、だれがどう考えても、これはたとえ立場が逆になっても、入れかわっても、こんなことをやっちゃいけないと私は思うんですよ。それが良識じゃないかと思うんですね。指摘をされればやっぱりそれに耳を傾けるものが私はあってもいいのじゃないかと思うんです。

市長の先ほどの一連の答弁を踏まえて対処したいというふうに私は思いますが、今まで憲法講座に呼ばれた大学のこの教授と呼ばれる人たちは全部マルキストですね。公平でなければいけないんですよ、行政というのは、バランスが必要なんですよ。しかもこの憲法の市民行事を行っている参加団体というのはほとんど全部共産党のフロント組織ですね。笑って否定するしかないんですよ、もう。本当なんです。やっている人は皆同じなんですよ。出て来る人も皆同じ。傍聴に来る人も皆同じ。もう決まっているんですよ、これは。これを２面ぶち抜きで広報を使って宣伝の場を与える、大変なこれは独裁者しかできないことですね。ほかにも今までいろいろ、これは不都合だなと思う点が幾つもありましたよ。しかし、やっぱりここで私は取り上げて市長の姿勢をただしたいと思って改めてまた発言をしているわけです。８月15日号に今度また憲法講座が始まるということで出てます。一橋大学の浦田一郎という人ですね。この人もそうなんですよね。だれが決めるんですか、これ。この人は左翼の大学教授、法律家の集まりである民主法律家協会に所属をして憲法理論研究会のメンバーで事務局長もやっている人ですね。赤旗にも寄稿している。こういう人しか呼んでこられないんですか。普通の人は呼べないんですか、普通の人を。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これ９月７日からこの人がまた講座を開くんです。この選定者はだれですか。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　講師につきましては先ほども市長の方から話がありましたとおり、市内に一橋大学の杉原先生がお住まいでございます。過去もそうでございますが、杉原先生の御紹介をいただいて、その都度対応しているのが実態でございます。以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　もうお里が一緒ですから出てくる人、皆同じ。金太郎あめと一緒でどこ切っても同じことしか言わないわけですよ。これで行政は公平にとか民主主義とか住民本位とか、よくまあいけしゃあしゃあと言えると思うんですね。今までこういう人というのは政治勢力ではもうごく少数に世界的にもなりつつあるんですよ。私がさっき言いましたように、幸いなことに共産党は今まで政権をとらなかったから失敗せずに

済んだんですよ。たまに内部でいろいろ問題を起こすだけです。もういいかげん赤旗のノルマから解放してあげる時期が来ているんですよ、共産党の人にも。そういう人にまだ追従して公正な行政運営を求めても、それに一顧だにしないというのは頑迷固陋だなというふうに私は思うんですが、世界の流れも最初にいろいろ、市長も自分なりのお考えを述べられたんですが、少しモデルチェンジしたらどうですか。広報の編集方針はこれまでどおりですか。答えてください。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでも特別逸脱があったというふうにも感じませんし、特に気をつけますけれど、特に今ここでお答えすることはありません。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　政治の指導者として適切かどうか、最終的には住民が決める、主権者が決めていくということです。しかし、その過程ではいろいろな主張や主義のぶつかり合いはあると思うんですが、今回のこの広報の掲載、それから先ほどの給与制度のことは、あとは再質問はしませんでしたが、一連のことはやはり森田市長の政治姿勢にすべてかかわってきている問題だと思います。

市民に対して、やはりここで広報の中立性を維持するということを回復するということを私は約束していただきたかったんですが、そういう市長には良心の苦しみとか公共性に反することに対する反省は全くないということがはっきりいたしました。市長のきょうの発言を踏まえてこのあと対応したいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって４の１、共産党の崩壊と日野市政の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時35分　休憩

午後４時６分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問４の２、地区センターの便所（トイレ）は男・女別に改造をの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔25番議員　登壇〕

○25番（古賀俊昭君）　それでは２番目の質問を行います。

地区センターのトイレのことを取り上げてみました。

かねて私も時折地区センターに参りまして、トイレを使用することももちろんあるわけですが、毎日毎日使う市民施設でもありませんので、そのときはいろいろな不便や疑問を感じながらもそのままにしていたように思います。しかし、ここで、ある地区センターを御利用なさった方から、どうして地区センターの場合には男女のトイレが一緒なんですか、ということを聞きまして、できれば別々にやはり分けてもらった方が利用しやすいということを聞きましたので、ああやはり私だけではないなと思いまして取り上げました。趣旨は質問の項目のとおりなんですが、現状をちょっと見てみたいと思います。

地区センターは市内に56館あります。その中で男女別にトイレが設置されているところもあります。これが６館。これは新井それから七生台それから新川辺、大和田、落川、南平南部、百草、この地区センターでは男女のトイレがそれぞれ専用になっております。ここは問題ないわけです。全体の約大体１割が男女別に既になっているということです。逆を言えば９割が男女共用ということで一緒の入り口から入らなければならない。用を足しているときでも中でお互い何か会うことだってあるわけで、非常に市民が頻繁に使う最も身近な施設として、やはりこれからは男女別々の入り口が別で、ちゃんと別の専用のトイレをつくってもらいたいと思うわけです。

それで今申しましたとおり、６館が専用トイレになっております。残り50館が、９割が一緒に男女使いなさいということになっているわけです。しかも、その50館の男女共用のトイレのうちで、もっと悪い、最悪といいますか、これはちょっと酷だなと思うのが、いわゆる大小ですね、兼用になってそれが一つしかないトイレ、これが８館あるんですね。入り口が一緒であるということで50館あるわけで、その中の８館がいわゆる男性用がないわけですね。一緒に使いなさいということになっている。これもちょっとどうかなと思うわけです。あえて今まで取り上げる方もなかったかもわかりませんが、さらにもっとひどいのは、トリプルパンチ、これにプラスくみ取りだというところがあるんですね。これは前、宮沢議員が市内には地区センターがたくさんあるけれども、その中の17館がくみ取りだよということで指摘をしておられました。男女共用で、しかも男性用がなくて、しかもくみ取りだというところが３館あるんですね。この最悪の地区センターは西平山の大和田地区センターそれから上田の上田地区センター、それから日野

1183にあります東町地区センター、これ三つが最悪の状態でトイレというものが設置されているというふうに言っていいというふうに思います。

今まで私、このトイレの状況を調べてもらいましたら、今までこういう資料をつくったことはなかったということだったものですから、初めて公開をしたこれは資料ということになると思いますが、今後、地区センターの改築あるいは新築に当たっては、ぜひいわゆるトイレの設置については、男女別々の専用のものをつくってもらいたいということで取り上げたわけです。

ひとつ答弁をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答え申し上げます。

御指摘の点につきまして全くそのとおりでございます。集会施設でのトイレとしてはまさに男女出入りが別の形での区分が望ましいことは言うまでもないことではございます。多分、現状こういう状況であるというのは予測でしかないんですが、土地の条件、敷地条件あるいは集会スペースの優先確保などの考え方が優先してのことかなというふうに思うところでございます。

今後につきまして新築あるいは改築あるいは水洗化というような機会をとらえまして、これらの解消をしたい、努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　今のお答えで改めて聞くもう必要はないかもわかりませんが、もう一度だけ再質問の形でダメを押しておきたいと思うんですが、先ほど申しましたとおり、くみ取りの地区センターが17館あるということで、これはもちろん今後、下水道使用が開始されますと、つまり供用が開始されますと平成５年度あたりからは改築が可能になってくるわけです。まずこの17館あるくみ取りのトイレについては、まだ平成10年ぐらいにならなきゃ供用開始にならないよというところも存在するわけですが、平成５年あたりからもう手をつけることが可能な地区センターも幾つも出てまいります。そこで改築に当たってはもちろんでありますが、水洗化され、その時期にぜひ間違いなく水洗トイレに切りかえる時期をとらえて男女別のトイレにしていただきたいというふうに思いますので、その点の見通しと取り組みの姿勢をもう一度、今ちょっとおっしゃったと思いますが、お尋ねをいたします。

それから地区センターの条例を見てみますと、文化、教養の向上等諸活動の場として

日野地区センターを設置し云々とあります。文化、教養の場でもやはりあります。ほかの市民施設、例えば東部会館やもちろん市民会館でもすべて男女別々のトイレにもうなっているわけでありますので、地区センターのこういう設置の趣旨からしても当然急がなければならないと思いますが、スペースを十分に確保していくという一方の地区センターとしての宿命のようなものもあるわけで、その中であえて別々にするというのは多少検討を要する部分があるかもわかりませんが、何か市長、感想があればおっしゃっていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地区センター、日野市の大きな特色になっておるわけでありますが、さかのぼると多分30年ぐらい前から福祉会館が地区センターになったり、あるいは使える場所を生かしてつくられてきたという経過がありますので、古い、早くできた施設は今から考えると大変御指摘のような整ってない部分があることはそれなりの理由があるわけでありますけれど、今日それで市民がまた我慢されるということはあり得ないと思いますので、逐次もちろん一般的な公共施設としてのあるべき形に整えていきたい、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

水洗化におきましてという点が一つございます。今お話がありましたとおり、早いところでは平成５年度から供用開始が行われる予定のところがございます。こういう時期をとらえまして、いち早く手を打っていきたいというふうに考えております。

また、やはりお話の中に出てきましたが、物理的に土地の面積からくる建ぺい率等の関係もあるいはあり得るかと思いますが、可能な限りこの方向で実施を検討していきたい、そのように考えております。以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　ありがとうございました。なかなか利用に際して日々使用するという施設でもありませんが、そのとき大変不快な感じがしたり、ちょっと困惑したりしても、そこですぐに取り上げて市の方にいろいろ要望するということも今までなかったと思いますが、私が今質問したような趣旨での要望がありましたし、よく考えてみますと、やはり今、水を節約するということで何か消音装置なんかが、そういう物も何か出ているというようなこともテレビで見ました。

やはり別々につくって市民に供するというのが筋だと思いますので、今の市長並びに

生活環境部長の答弁に沿って、一日も早く実施されるように要望して、質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって４の２、地区センターの便所（トイレ）は男・女別に改造をの質問を終わります。

一般質問４の３、日野本町二丁目３番地南西角（中央自動車道下、テニスコート前）交差点の交通事故防止策をの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○25番（古賀俊昭君）　交通事故の多発が大きな社会問題になって久しいわけです。特に車社会を迎えて都市部を中心に今回１月でありましたが、道路交通法の改正が行われ、そして７月には改正保管場所法が施行されました。いわゆる改正２法がこれこそ車の両輪でありますが、今、車社会の中で何とか交通渋滞や駐車場の問題等解消するために取り組まれているわけです。きょうも中央公園で放置駐車追放の決起大会が行われ、秋の全国交通安全運動が９月21日、土曜日から、９月30日まで、10日間開かれることになっております。また９月11日から９月20日まで高齢者交通安全旬間が展開されるそうでありまして、そういう時期でもありますので、ここでこの問題を取り上げたわけであります。

都内におけます交通死亡事故、昨年に比べて10％程度は減ってきているようであります。そういう統計がございました。しかしながら、高齢者や若い人のバイクの事故が依然多いという数字が出ております。日野警察署の管内でも、昨年は３名の死亡事故が記録されております。しかし、ことしに入りまして既にもう４名の方がお亡くなりになっているということで、秋になっていろいろ出かけることが多くなるシーズンを迎えているわけですが、そういう中で交通事故防止のため、市の方でも取り組んでもらいたいということで、この質問をいたします。

具体的な場所については質問の項目にもありました日野本町の二丁目という場所であります。ここでは、今回私が御近所の方から聞いたところによりますと、７月の16日に出会い頭の交通事故が起きたということでありますが、それ以前もかなり大きな音がして飛び出すと事故が多発をしている地域だということで、既に幾つかの交通安全策が講じられてはおりますが、一層対策を強化していただきたいということで質問をいたします。

まず、この７月16日の事故の原因は一体どのようなことが考えられるのか。また現状は交通安全対策として、どのような対応がなされているのか。さらに、今回の事故等踏まえて、事故が非常に多い場所であるということでありますので、何か対策を充実させ

ていかなければならないと思います。これについて、どのような案を市の方ではお持ちなのか、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　御質問についてお答えをいたします。

まず現況と今後の対策という形の中でお答えをさせていただきたいと思います。

御指摘の交差点は、場所は日野本町二丁目３番地、これは高齢者事業団の事務所のある西側の地点になると思いますけれど、場所はそこでございます。ここの道路については、ほぼ直角に交差しておりまして、規制標識、道路標識など、道路における基本的な環境も整備されている場所でございます。しかも、さらに安全確認の一つといたしまして道路反射鏡が設置されております。市内においてもごく一般的な交差点の一つとこの場所は考えられます。通行するドライバーが基本的な交通のルールを厳守すれば、安全に交通のできる箇所と考えられている場所でございます。ただ、この場所につきましては中央自動車道と平行して走る優先道路が長い直線でありまして非常にスピードが出やすいという所でございます。

今御指摘の事故、先般16日に発生した事故でございますけれども、この事故については朝の交通時間帯に発生していることでございまして、このことを勘案いたしますと、御指摘の交差点においての事故は、まず言えることはドライバーに寄与するものが多いと推測されておりまして、事故の原因の一つとしては一時停止をしなかったとか左右の確認をしなかったということの誤りの事故であったということを聞いております。

今後の対策といたしましては、停止線、外側線及び、真ん中にあります十字マークのものが、今現状では一部消えかかっているというようなのが状態でございますもので、これらについての復旧を早急にいたしまして、あるいはまた事故対策の一環といたしまして、立て看板等の設置をいたしまして、このような事故の起きないように道路管理者としても努力をしていきたいという考えでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　よろしくお願いします。そこで１点だけ再質問いたしますが、この場所は７月16日の事故で今ガードレールが大きく破損をいたしております。こういった交通安全施設を破損した場合には、その当事者が修理をするというのがもちろん当然のことでありますが、１カ月経過をした、１カ月以上ですね、経過をした今もまだ大きくガードレールがへこんだ状態で、まだ何らかの話し合いが続いているのかなというふうに思うわけでありますが、近くには、突き当たりには第一小学校も目の前にある地点

でもありますので、１カ月半もうたっておりますし、もう早くその原因者において負担を行いガードレールを修理していただきたいと思うんですが、そのことについて市の方からも督促か何かなさるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　ただいまのお答えを申し上げます。

御指摘がございましたその16日の事故の後の処置でございますけれども、この事故を起こしました原因者と相手側との、今補修の関係の話し合いを保険会社が入って今やっているところでございます。非常に今時間がかかっているということでございますもので、その間の対策といたしまして、管理課の方でテープ等張りまして、こういうふうに破損してますよという目印は、今現場にはつけてあります。なお、時間がかかるようであるならば、またほかの対策を道路管理者の方で考えまして対応していきたいと思います。

なお、この事故の復旧についても交通管理者であります日野警察の方にも、ただいまの御指摘の点については要請をしていきたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　先ほど申しましたとおり、秋の交通安全運動にこれから入るわけでありまして、何とかこの交通安全月間の間に復旧をしていただき、先ほど部長が対策強化の案として示していただいた内容で、交差点の一層の安全対策、事故防止策を講じていただくようにお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって４の３、日野本町二丁目３番地南西角（中央自動車道下、テニスコート前）交差点の交通事故防止策をの質問を終わります。

一般質問５の１、公園行政を考えるの通告質問者、簇野行雄君の質問を許します。

〔24番議員　登壇〕

○24番（簇野行雄君）　先ほどの古賀議員の共産党解体に対する質問、非常に熱のこもったやりとりで、いささか私もペースを狂わされたわけですが、５人目の質問者であり、皆さんお疲れのことと思いますが、しばらくおつき合いのほどをお願いしたいと思います。

まず、この質問に入る前に、先ほどのやりとり、あるいは行政報告に関する竹ノ上議員の発言がありましたね。私はちょっとだけ答弁は要しないんですけれど、申し上げ感想を述べさせていただきたいんですけれども、私は古賀議員のように勉強家ではない。赤旗をしょっちゅう読んでチェックしているわけでもないので、最近のソ連邦の情勢に

ついての日本共産党の考え方がどうかということも余りよく実は知らなかったわけですが、竹ノ上議員の発言を聞いてわかったんですけれども、それから先ほどの市長のやりとりの中の発言を聞いて、ほぼこの問題に関する共産党の考え方あるいは市長の考え方は同じだ、このように私考え、感想を持ったわけであります。

もう一つ、これはおかしいなと思ったのは、一昨日の竹ノ上議員の発言の中で、これから日本共産党は科学的社会主義の立場をとっていくんだ、こういうようなたしか発言がありましたね。そもそも共産党のバイブルと言われている資本論という本がありますね。マルクスの著書ですが、これが科学的社会主義、こういうことを標榜しているわけで、空想的社会主義に対して科学的社会主義だ、資本主義は必ず崩壊する、これは宗教でも信仰でもないんだ、科学的事実だということを言ってたわけです。これは共産党の主張ですよね。これは今までのたしか資本論が書かれたのは1800年ごろだと思いますが、その以後の歴史が必ずしもそのとおりにいかなかった、言わせれば歴史の検証に耐えなかったということが事実だと思います。

市長は民主主義、自由と平等のことを持ち出しましたけれども、共産党の目指すのが自由であり平等であり、これが実現できなかった、そして豊かさを求めたが、資本主義社会との競争にも負けたということが現実で、ソビエトの共産党が大国主義、侵略主義あるいは膨張主義をとったから破滅した、こういうことではないわけです。いわば共産党イデオロギーが崩壊したということが正論だと思います。

１年ばかり前でしたか、私、大いなる失敗という本のことを一般質問の場で紹介したことがあります。これはカーター大統領の特別補佐官であったブレジンスキーという人の著書なんですけれども、ちょっと参考のために読んでみようかと思ったんですが、時間がなくて拾い読みだけしてきたわけですけれども、これが書かれたのが幾年か前、'86年に稿を起こして２年がかりで完成した、出版されたのは'88年だそうです、今から３年前ですね。そのときに20世紀は共産主義の誕生と、そして葬式を迎える世紀だ、このようなことが書かれておりました。３年前ですから、あるいは四、五年前ですから、まだベルリンの壁崩壊以前の著書ですが、的確に先行きを見通していたと私感心しているんですけれども、まさに言われるとおり、あのソビエト革命の犠牲者が2,000万ないし5,000万人だそうです。それだけの犠牲を払って、しかも自由も得られなかった、そして平等も得られなかった、そして豊かさも求められなかった、こういうことで、これは人類史上まれに見る大きな失敗ではないか、こういうことを言われているわけです。まさに私そのとおりだと思っているわけです。これは前置きですから、これはこの程度にとどめておきます。

じゃあ本論に入ります。

けさ、実は路上駐車追放の決起大会があったわけで、私も案内状をいただいたので幾人かの議員と出席しました、参加しました。市長も参加し議長も参加して、それぞれあいさつをされたわけですが、市長はそのときに、これはあるいは本心じゃなくリップサービスかと思うんですけれども、今まで日野市は公園の整備に力を入れてきたんだ、たまたま公園でやったからそういう発想が出たんだと思うんですけれども、もう公園整備よりも、むしろ問題は駐車場問題解決の方が優先すべき時代に来ているんだ、こういう発言があったわけです。私は、ちょっとその言葉はうなずけないわけでして、むしろ公園整備についてはこれからも一生懸命やらなけりゃならない問題が多数残されている、こう思っておりますけれども、これはこれで結構ですけれども、この公園問題は余り地味な問題なので、議会でも余り今までも取り上げられかったわけですが、ある契機で今回私一般質問をやる気になったわけですけれども、ちょっと話の順序として、今の公園に関する法律がどうなっているかということから始めてみたいと思います。

都市公園法というのがあります。これが昭和31年に制定されております。続いて次の年に自然公園法という法律ができました。33年、その次の年ですね、下水道法ができたのが、制定されたのが33年です。よく社会資本の充実ということが言われて、道路、公園、下水道、この三つが３本柱になっているわけですけれども、道路法はこれに幾年か先立って昭和27年に制定されたわけです。よく55年体制ということを言われておりますけれども、55年、昭和30年には保守合同があったわけで、左右社会党のこれも合同があったわけで、今の政治体制の基本ができた年で、それがずっと今まで続いているわけです。ほぼ戦後の混乱が終わって、世の中がようやく落ち着いてきた。そして高度成長のスタートしようとしていた時点で、いまちょっと社会資本というか、環境整備に力を入れようと、ようやく余裕が出てきた時代にこの都市公園法というのができた。

これにのっとって今公園の整備がされているわけですけれど、その都市公園法というのは、どんなことが書いてあるかと私読んでみたわけですけれども、第１条は、これは都市公園法はどういう趣旨、目的を持っているかという、こういうことで、これは当然のことですが、公園整備の、つくる、そして維持管理に関する基本的なことを定めて、都市公園の健全な発展を図り公共の福祉の増進に資することを目的とする、こういうことで、これは当たり前の話ですが、２条に、果たしてじゃあ都市公園というのはどういう公園を指すのか、こういうことが書かれております。簡単に言えば都市計画施設とし

ての公園あるいは緑地が、あるいは付帯施設が都市公園だ、こういうことのようであります。わかったような、わからないような表現ですけれども、そういうことになっております。

そして３条に、その配置基準とかあるいは規模について、あるいは種類について書かれております。これは直接この法律で書かれているわけではありませんけれども、この法律に基づく政令ですね、政令に書かれているわけです。これは私から申し上げるまでもなく、皆さん御存じのことかと思いますけれども、一つ児童公園というのがありますね。

児童公園についてはどういうふうなことを言っているかというと、その面積についてはほぼ0.25ヘクタール、2,500平米ですね。そしてほぼ250メーター程度の距離に置いておけ、こういうことが書かれております。いま一つは近隣公園、これは日野市で言えば多摩平の第一公園それから旭が丘中央公園、それからそこの日野市中央公園ですね。それから百草団地の百草台自然公園、私余り行ったこともないし知らないんですが、それとそこの市民プールのある駒形公園ですね、この５種類が自然公園という、近隣公園ですね、近隣公園ということになっているわけです。ほぼこれについては二つあるんですけれども、近隣の人が利用できるような形で配置する、その面積については２ヘクタールを基準とするということで、いま一つは、ほぼ１キロメーター以内の市民が利用できるように配置する、その面積は４ヘクタールだ、こういうふうに書かれております。いま一つは地区公園です。地区公園というのはどういう公園かと言いますと、市民全員を対象とした施設だ、こういうことです。これは日野市では例の市民の森・スポーツ公園それから南平の丘陵公園、これが該当するわけですけれども、これは面積的な制限は書かれて、基準は書かれておりませんけれども、市民の利用しやすいような形でつくる、こういうこと。いま一つは風致公園というのがあるわけです。これは日野市では黒川清流公園です。こういうふうに分類されております。

いま一つですね、大体公園面積はどのぐらいを基準とするか、こういうことです。これについては市民１人当たり、この３条に書かれておりますけれども、６平米を基準とするということ。市街地においてはその市街地区域の面積あるいは住民１人について３平米つくりなさい、こういうようなことが書かれております。

今'91年度から５カ年計画でいろいろ都市整備なりがスタートしたわけですが、この全国平均でも約６平米を１平米ふやして７平米にしようという目標を立てているようであります。まず日野市の公園の現状はどうなっているか、これをお聞きして、それから

次の質問に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　旗野行雄君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　お答えをいたします。

日野市の現状でございます。まず都市公園及び緑地の現状は、箇所数にいたしまして129カ所でございます。面積にいたしますと50万4,646平米でございます。

このうちの公園の内訳でございますけれども、先ほど来幾つか出ておりましたけれど、ダブりますけれども、お答えをいたします。

まず児童公園でございますが、94カ所でございます。面積にいたしますと13万6,616平米でございます。近隣公園でございます。近隣公園については、場所から申しますと旭が丘中央公園、多摩平第一公園、日野中央公園、駒形公園、百草台自然公園、この合わせまして５カ所でございます。面積にいたしますと10万4,109平米でございます。地区公園については、南平の丘陵公園と市民の森・スポーツ公園で２カ所でございます。面積は８万590平米でございます。さらに風致公園でございますけれども、これについては都市、緑地等が合わせまして28カ所でございます。面積にいたしますと18万3,331平米でございます。

それから市民１人当たりの公園の面積でございますけれども、日野市の場合は3.12平米でございます。なお都立多摩動物公園を含めますと6.4平米となります。１人当たりの面積が6.4ということでございます。

都市公園法の施行令における１人当たりは３平米という基準になっております。これを見ますと日野市の場合は量的に充足しておりますので、他市に比較して恵まれた都市環境であるということは公園に対しては言えると思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　　旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君）　　私は今回のこの質問については、別に面積的にどうこうというよりもむしろ質的にどうかなということを問題に取り上げるつもりで一般質問したわけです。

どういうことかといいますと、この中央公園ですね、私らの控え室から丸見えなんですけれども、こう見てて余り利用者がないんですね。中央公園の場合には産業祭とか、けさのような催し物に利用するということはありますけれども、本来、公園の目的から言うと、あそこで遊び、社交の場に使い、運動の用に供する、こういうことが公園の目的なんですけれども、ほとんどその機能を果たしてないんではないか。ここ二、三日、昼休みになると公園の中に行って見るんですけれども、若い奥さんが就学前の子供さん

を連れて幾人かいました、確かに。その程度で、これは児童公園の機能を果たしているにすぎない。

それから、これは百草台については私、遠いから実際どうなっているか見てもいないんですけれども、多摩平の第一公園ですね、あそこへは通り道でもありますしちょくちょく寄って見るんですけれども、この幾日かですね、３回ばかり寄って見たんですけれども、だれも１人もあの公園にはいないですね。そしてさらに旭が丘の中央公園、これは沢田議員もこの間ちょっと発言されましたけれども、あそこへ行って見ても余り利用者がいるような感じを受けない。たまたま、私の娘があの近所に住まいを構えているんで、どうなんだ、あそこ、利用者がいるのか。こう聞いたら、いや、お父さん、いないこともないよ、昼休みになると近所の工場の人たちがジョギングに結構あそこ使ってますよ、こういうことは確かにあるようです。しかし、総体的に見て非常に利用者は少ないようです。本来の機能を果たしていないと言っても言い過ぎではないかと思います。

たまたま福島議員あるいは夏井議員と昨年ヨーロッパの行政視察に参加させていただきました。モスクワとか西ドイツのデュッセルドルフそれからチューリヒ、パリ、ロンドン、こう回ってきたわけですけれども、どこの公園に行っても、これは多少、日本で言えば日比谷公園みたいな中央公園的な性格を持っておりますので、言い方は悪いかもしれないけれども、地方から集まった人たちもこの公園を利用している、あるいは観光客も利用しているわけで、しかし、どこへ行っても一般市民かと思われるような人が大勢この公園を利用しているのが実態のようでありました。余り、１回行っただけで大きなことは言えないんですけれども、建設部長から、私はヨーロッパに行った経験はないけれど、あのときにどうなんですかと冷やかされたんですが、実際に公園は日野市ばかりでなく、どこへ行って見てもヨーロッパほどは、これは生活環境も違うし自然環境も違うからやむを得ないといえば言えないんですけれども、利用者は非常に少ないというのが実際だと思うわけです。

たまたま最近ある雑誌を読んだところ、こういう記事が載っていたんです。これは公園なんかもう要らないよという文章なんですけれども、そのサブタイトルとして、こういうことが書いてあるわけです。都市を住みやすくするために公園をもっとふやそう、だれもがそう信じている。だが、今の公園はどこかよそよそしい、利用しにくい、日常生活になじんでいないのではないか、どうしてそうなったんだろうか、こういう書き出しなんです。結論から言えば、どうも日本の今の公園のつくり方は、日本の生活に合ってないんじゃないか。日本には昔からもっと市民生活に、市民になじんだ、市民が多く

利用できるような公園があったんだ。そういうことを無視して、いわばヨーロッパ風の公園ですよね、こういうの公園をつくったから利用者が少ないんだ、こういう結論は結論なんですけれども、いきなり結論というわけにもいきませんので、ちょっとその著者が言っていることをしばらくの間紹介させていただきますと、公園という名前が日本の法律、法制的に初めて出てきたのが明治６年だそうです。明治６年というと1873年、今から約120年ほど前になりますけれども、そのときに大政官布告、今言えば、これは内閣ですよね。行政機関ですけれども、それから昔からの名所旧跡、こういう所で大勢人が集まるような所を、ひとつこれから公園としたいから、ひとつ選定して報告しろ、こういう大政官布告が出たわけです。これは都道府県知事あてですけれども、これが日本における制度的には公園のスタートなわけです。

明治６年といいますといろいろ近代的ないろいろの施設が一斉にスタートした時代であります。廃藩置県とか電話、鉄道が初めてこれは少しですが、できた、あるいは太陽暦が採用された、徴兵令がしかれた、あるいは地租の制度ができ上がった、紙幣が発行されたとか廃刀令ができたとか、一斉にこういう制度ができ始めた時点ですが、これは公園というのに、どうして目がいったかといいますと、これに先立って、明治維新でいろいろの視察団がヨーロッパへ行っているんです、ヨーロッパにはこういう公園があるよ、日本でもこれを勉強しよう、いわば西欧化を一斉に進めたわけですけれども、その中の一つであったわけです。それから制度的には、これを受けて東京の場合には上野とか浅草、増上寺とか、あるいは深川の富岡八幡宮、それとか飛鳥山とか、ああいう所が適当ではないかということで上申し、それが東京における公園の始まりになったわけです。

いま一つの流れは、開港を認めてもらって神戸とか横浜、ああいう所に外国人の居留地ができたわけですね。外国人ですから公園が必要だということで公園をつくるということで、ほぼこの明治６年の前後に、そういうところに公園ができたわけであります。横浜のあの山手公園あるいは、横浜公園ですね、これはちょっと後になりますけれども、それと神戸が、これは妙な名前ですけれども、居留地の東にあるから最初は東遊園地と言ったそうですが、正式名称は東遊園地公園、こういう名称だそうです。これが日本における公園制度の始まりでありまして、あと明治21年に、これは都市計画の初めだと言われているんですけれども、地区改正条例というのが東京に施行された。これで公園というものが徐々にでき上がっていったわけです。これの大部分は昔の旧跡を、名所旧跡で人が集まるような場所を選定したわけですが、その中で一つだけ近代公園、今の公園

的なものをつくろうというんでつくったのが日比谷公園です。これは昔、江戸時代には旧藩邸がたくさんあった所です。これは要らなくなった。あと練兵場に使ってたわけですが、ここを近代的な公園にしようではないかということで、十何年がかりで設計を練って、でき上がったのが明治36年だそうです。

それからいろいろ変遷を経て都市計画法、旧都市計画法ができたのが大正９年です。それから、その後は大震災がありましたね。12年。このときにあちこちの公園が非常に避難場所として役に立ったんだそうです。そんなこともあって公園があったために命が助かった人が非常に多かったんだそうであります。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

○24番（篠野行雄君）　それ以後、公園をあちこちにつくろうという気運が広がったわけですが、昭和それから御存じのとおり戦争時代に突入をし、敗戦以後の混乱という時代になって、公園どころじゃなくなった。ようやく公園に目を向けてきたのが最初申し上げた昭和30年ごろだということになるわけです。

さらに、これは制度的に今までの日本の公園の歴史を申し上げたんですけれども、実は実質的には、実態的にはもっと早くから、この著者の言うには、公園らしきもの、実態的に公園機能を備えたものがあったんだ。昔から、公園というのは、これは大衆の使うものですから、大衆化社会が成立しないことには公園というのはあり得ないわけです。日本で大衆化社会が初めて成立したのはほぼ元禄時代であろう、こういうふうに言われております。17世紀の終わりですね。あの時分に初めて上野の山へ桜を植えたんだそうです。これがほぼ日本の実質的には公園の始まりではないか、こういうふうに言われております。

もっと具体的に公園というものを政策的につくったのが八代将軍吉宗の時代だそうです。節約の時代、節倹の時代だと言われておりますけれども、あのときに初めて公園というものが意識的につくられた、こういうふうに言われております。どこへつくったかというと、御殿山というのは今ないんですけれども、御存じですよね。品川です。あれは、いわゆる黒船騒ぎのときに砲台をつくるために取り崩されて今ないんですけれども、それと、それから上野それから向島、飛鳥山、この辺へ、それから、これは中野は桜じゃ

ないんですけれども、桃を植えたんだそうです。それで東西南北に配置して人民の遊興の場に供した、こういうことが言われておりますが、公園といっても、これは桜を植えて花見時に大勢人が集まるようにしたということのようです。どうしてそんなことをする必要があったのかというと、吉宗というのはタカ狩りが好きだったんだそうです。それで一時廃止になっていたタカ狩りを一生懸命、一生懸命というのはちょっと不適切かもしれませんけれども、盛んにやったのは吉宗だったそうです。タカ狩りというのは田畑を踏み荒らしますよね。それといま一つは勢子が大勢いるわけです。それで農民を大勢狩り集めて非常に農民は迷惑したわけですね。迷惑しっぱなしでもかわいそうだということで、そういう場所へ公園をつくる。公園をつくれば人が集まってくる。多少その近所の人にも恩典に浴する、人が恩典に浴するのではないかということで今言った所へ公園をつくったというように言われております。だから、実態は花見の習慣というのはもう平安時代、万葉の時代からあったわけですけれども、その時分の最初は梅が多かったらしいですね。それで桜を見るという習慣もあったんですけれども、これは１本か２本、１本あるいは何本か植わっている。いわゆる何の桜とかいう桜がありますね。そういう桜を見にいって静かに歌でもつくるというのがしきたりだったんだそうですが、しかし、吉宗のつくったのはそうじゃないんですね。たくさん桜、今の上野もそうですけれども、ああいうふうにいっぱい桜を植えて、たくさんの花見、花が咲いたときに、そこで大勢集まって飲み食い騒ぎをやる、これが目的だったんだそうです。今、地方へ行くといろいろ皆さん研修に出かけられたときに大体公園が案内されますが、そういう所にそういう場所が多いですね。それが実態的には日本の公園の始まりなんです。

ところが、日比谷公園を見てもわかりますが、それ以後の公園というのは西洋式の公園、どこへ行っても、を採用したわけです。そして社寺仏閣の方向にしたのはその後どうなったとかといいますと、本来、境内地で宗教目的に使うのを公園にと混同するのはおかしいということで、徐々に社寺側の要求もあって返還されていって、そういう公園はだんだんなくなってしまって、戦後は例の政教分離で、そういうことは宗教団体に土地を貸すということはできないことになりまして、ほぼ払い下げてしまった。それで社寺公園というのは現在はほとんどないんだということのようであります。

前置きが長くなりましたけれども、これからまだ区画整理に伴ってあちこち近隣公園的なものが日野市でもつくられるはずです。さきの昼前、話がありました浅川処理場の近くですね、あの公園もそうですし、万願寺の区画整理についても近隣公園がつくられるはずです。また豊田にしてもしかり、西平山についてもそうだと思います。

ここに基本計画があるわけですけれども、この基本計画でもうたっているんですけれども、今の公園は確かに担当者も認識しているわけですけれど、余り市民が利用してない。もっと市民が利用できるように、今までの公園も直していこう。それで、これからつくる公園もいま少し立地条件に合った個性のある市民を引きつける魅力のある公園をつくろうということが基本的にはうたってあります。確かに私もそのとおりだと思うんです。私たちの地域でも京王から寄贈を受けた土地を基本に、名称は京王平山緑地という公園ができます。また西平山の区画整理に伴って近隣公園もできるはずです。将来、幾つかのつくる公園について、この基本計画にうたってあるように、いま少し人が集まるような魅力のある公園づくりをしてもらいたいと思います。

その辺について担当者なり市長は、どう考えているか、これについてお考えを伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　御質問の中でいろいろと公園の歴史も勉強になりました。そういう御意見を反映させて、これからの新設の公園につきましては、市民の意見を反映させた公園づくりを進めていきたいと思ってます。

また御指摘のような利用者の問題も、できるだけ利用できるようにというようなことで活性化を図ってまいりたいと思ってます。以上です。

○議長（小山良悟君）　簇野行雄君。

○24番（簇野行雄君）　私、今、担当者及び市長の意見を聞きたいと言ったんですが、市長ひとつ発言をお願いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　まちづくり、その法的な根拠は都市計画法による都市計画決定あるいは日野市都市計画というふうな法的背景のもとに計画を進めるわけでありまして、区画整理事業もまた都市計画事業の一つの手法として行うという仕組みがあります。そして地方自治体でありますから制度にのっとって、なるべく制度資金が国からあるいは都から流れるといいましょうか、受け取れる方式で事業を進める、そこに認可でありますとか手続でありますとかいうことを進めておるのが、いわゆる都市計画事業であります。そうしてまた都市計画事業では、公園面積を一定の基準を定めております。６％ぐらいを目指すわけでありますので、なるべくそれに沿った形で公園の設定をいたします。それが近隣公園であり、あるいは先ほど公園の区分分けとしましょうか、そういうことにもわたってくるわけでありまして、大きく言えば中央公園、またそれを細かく近

隣公園あるいは児童公園、児童遊園という場合もありますが、そういう分け方をするわけでありまして、都市空間をつくるということが私は一番大きな目標だというふうに理解をいたします。そのまた公園の中の植栽でありますとか施設でありますとか、これが市民にどのように利用されるかということを期待しておるわけでありますけれど、確かに今までの公園は、公園の意義は私は十分満たし得ていると思いますが、市民の方々がわざわざ出向いて、その公園を利用するということはまた日本人の生活様式がそこまで経験不足になっていないといいましょうか、そういう感じがいたします。

欧米風の何といいましょうか、コミュニティー的発想で整えられた都市づくりというものがあるわけでありますが、これから高齢化社会になる、あるいは子供たちを大切にするために今まで子供向きの広場をつくる、そういうことを重ねてやってきておるわけでありまして、公園を庭園というふうに見立てる見方もあると思いますし、日本人は生活慣習の中に、個人の庭園は非常に大切にする慣習が育っておりまして、それは日本のまた特色のある文化でもあるわけであります。まだ社会性が必ずしも日本人の都市生活に具体化してないということもあろうと思いますが、私は公園はそれなりに将来の地域社会に地域の空間として、あるいは市民の方々のいずれコミュニティー意識が成長するに連れて利用、活用されることはもう必然的な意味があるというふうに考えております。むしろ市民生活に時間がない、余裕がないということではないかと思うわけでありまして、余暇時代をいかに地域社会に条件的にハードの面とあるいはソフトの面で整えていくかということには十分将来に意義を持つ都市計画の手法だというふうに考えていいと思っております。使いこなす、何といいましょうか、習慣というものをだんだんとつくっていくべきだろうと思っております。

○議長（小山良悟君）　簇野行雄君。

○24番（簇野行雄君）　市長も今の公園が余り市民に利用されてないという認識は私と同じようです。これは余り公園という自体が今の市民生活、日本人にはなじんでいないということが原因ではないか。そう言えばそれまででどうにもならないわけで、ただ、言わせてもらえば、いま少し市民を引きつけるような魅力のある公園を、ということを考えたらどうか、将来ね。そういうことを私は言っているわけです。

あそこの南平丘陵公園がありますね、あれは確かに緑地保存の意味では、これは意味があるんですけれども、余りあそこへ人が行ってみるという公園ではないような気がします。入場料を取るわけでないから、どのぐらい市民があそこへ訪れるかは、これは確認はできないかもしれませんけれど、どうもあそこへ１度は行きますけれど、後続いて

行ってみようという気にはならない、そんなに魅力のある公園であるような気がしないわけです。市民の森・スポーツ公園については、これは別の問題ですけれども、幾年後には実現するであろう京王平山緑地ですね、あれもあのままの形でなるべく木を切らないで中に散歩道をつけるだけでなく、いま少し植栽も考えて、桜の木を植えるとか、花見時には大勢集まるとか、あるいは植え込みでもいいですよ、ほかの花でもいいんですけれども、昔からの日本人の伝統、先ほど申し述べましたね、ということも考えて、人が集まるような、市民が集まるような施設にしてもらいたいと思います。

あれに隣接して都立の平山城址公園がありますね。たしかあれは６ヘクタールぐらいあるはずですけれども、これが都立の公園ができたのが昭和、まだそんな先ではないですね。昭和56年だと思いました。買収が昭和51年だと聞いています。あれ一々京王側ではかなりあの中に桜の木を植えたんですね。これはいいなと思ったら、そのうちどういう風の吹き回しか、全部切ってしまったんですね。多少桜が残ってますから花見の時期には人が集まってきますけれども、とにかく人が大勢利用できるような、集まるような公園をつくって、つくるべきだ、こんなふうに私は思うわけです。

今の雑木林が果たしてあれが自然のままの姿かというと、そうではないですね。あれは人工林なんです、あくまでもね。戦前まではまだ我々農家は冬になるとあそこへ行って落ち葉掃きもしましたし自分のうちの燃料を確保し、余裕があればよそへも、かなりの冬場になると日数かけて通ってまきこしらえをしたわけです。ほぼ15年あるいは20年ぐらいの間隔でそういうことをしていたわけですけれども、今はそういうことをやる人はいなくなってしまったわけです。だからごらんのとおり、雑木は伸びほうだいですよね。あれは将来、植生的にどうなるのか、私は疑問に思っているんですけれども、恐らく樹相が長い間には変わってくるんではないかと思います。自然保護もいいんですけれども、ひとつ、そういう面も考えて、これからは対応してもらいたいと思います。

いま一つですね、これは多摩平の第一公園あるいは旭が丘の公園については、これは高台にありますから、これはあのような形をとらざるを得ないのかとも思いますけれども、これから豊田南口の区画整理によってできる公園あるいは西平山の公園もそうですけれども、低地ですよね。水の面にもある程度恵まれているわけです。今度、西平山の区画整理についても、ここへ近隣公園をつくろうという地域がほぼ決まっているわけですけれども、とりようによっては水路もそこへ導入できるわけです。水路は残すことになっておりますから、市民の要望も、なるべく水路は残してくれよという要望が多いわけです。ひとつ地形を利用して、地形に合った、そこへショウブを植えたってよし、そ

ういうことができるはずですから、ひとつ人の集まりやすいような、公園をこれから考えてもらいたい、こういうことを要望したいと思います。

余り長い時間を費やすのもやはり申しわけありませんから、一応このことを要望してこの質問を終わりたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。（拍手）

○議長（小山良悟君）　これをもって５の１、公園行政を考えるの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は、９月９日、月曜日、午前10時より開議いたします。

時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後５時20分　散会

9月9日　月曜日　（第4日）

平成3年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第22号）

9月9日　月曜日　（第4日）

出席議員　（28名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原　茂君	4番	小川友一君
5番	高橋　徹君	6番	土方尚功君
8番	下村　功君	9番	佐藤洋二君
10番	福島敏雄君	11番	内田　勲君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
14番	福島盛之助君	15番	藤林理一郎君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（2名）

7番	天野輝男君	16番	小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　村上紀子君

議事日程

平成3年9月9日（月）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時9分開議

○副議長（福島敏雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員、18名であります。

本日、議長所用のため、私、副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問6の1、公共事業による移転補償に保留地の活用を！の通告質問者、下村功君の質問を許します。

〔8番議員　登壇〕

○8番（下村　功君）　それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

昨日から台風15号の影響、大変心配されたわけですけれども、どうやら南の海上にそれたようです。ただこれからお昼にかけて、雨風の心配、まだあるわけですので、私たちとしても留意していかなければならないなと思っております。

そうした防災都市といいますか、災害に強いまちづくりといったものも、都市計画の中の重要な項目に入ってくるだろうと思っています。また、例えばこの議場でも問題になっておりますように、病院建設とか、またはさまざまな公共事業についてもどういう方向でまちづくりをしていくのか、そうしたことが重要なポイントになってまいると思っております。

御存じのように、今、日野市では土地区画整理事業や都市計画道路の建設といった、都市基盤整備を中心としたハードなまちづくりといったものが進行しておりますけれども、こうした公共事業がその計画に利害を持つ住民の理解と協力を得なければ、一歩も先に進まないということは、皆様も御存じのとおりだというように考えます。

中世の日本であれば、例えば700年代の平城京みたいに、強大な国家権力を持ってするようなまちづくり、都市計画であれば、いかようにも可能でしょうけれども、この現代にあっては、個人の権利を無視ないし軽視しては道路1本通すにも、その実現は不可能だ、そう思います。そうした意味でも、公共事業の実際の衝に当たられる方の御苦労も本当に大変なことだと、拝察する次第であります。

ところで公共事業に関連して、その計画路線の延長内に居住しているために、立ち退きを迫られる方がどうしても出てくるわけですが、これが土地区画整理事業のように区域内に換地が設定される場合ならまだしも、単独買収などのように、家屋を遠方に移転せねばならない場合には、移転用地が近傍に求められないというケースが多々あって、

ときには市外への転出も迫られる場合があります。

去る７月30日に都市計画道路3･2･7号線、これは府中から来まして多摩川を渡り、落川を抜けて、また多摩市の方へ抜けていく都道ですが、この3･2･7号線の説明会が都の主催であり、立ち退きの必要のある落川地区の約40世帯くらいだと言われていますが、そうした方々への移転用地の提示というものがありました。万願寺が15区画、八王子が９区画、下河内が２区画、計26区画ですかの提示があったと聞いております。

ここに提示された移転用地が、本来、関係者の希望にある程度沿って提示されたものであるなら、問題は少ないと思うわけですが、関係者の意思を事前に十分考慮せずに、ただ提示したものであるなら、今後の交渉の難航も予想され、計画の実現も長くなるのではないかと思われます。

そこで、不勉強で甚だ申しわけないわけですが、こうした移転用地というものは、一般的にはどのようなプロセスで決定されるものなのか。まずこの点について、お伺いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　下村　功君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　公共事業の決定のプロセスということでございますけれども、都市計画事業を決定する場合、まず一般的には全該当者、こういう方たちに説明会を行う。当然これは日野市のマスタープラン、そういうものをもとにして一つの計画を練るわけでございますけれども、それに基づきまして、関係者に説明会を行う。それからさらに意見を聞きながら、修正できるものは修正をし、そして最終的に一つの法律的行為として、縦覧とか広聴会、こういう手続を踏んだ上で決定をしていくというのが、一般的な方法でございます。

○副議長（福島敏雄君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　ちょっと論点が違うと思います。私のお聞きしたのは、移転用地を決定して、提示してくる過程です。どういう基準でもって移転用地が選択されているのかについて、お聞きしています。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　大変失礼しました。

代替地等の決定の仕方でございますけれども、まず先ほど議員さんの方からお話がございましたように、日野市では現在、都市計画事業が各地区で行われておるわけでございます。お話にもございましたとおり、区画整理事業、道路事業、下水道事業、こういう大きな都市計画事業を行っておるわけでございますけれども、これらの実現をするた

めには、どうしても用地を買わなければいけないということでございます。

そこで、特にこういう場合で問題になってくるのが道路関係、それから処理場関係の建設というふうな場合は、その計画区域内の用地は全面買収という形になってくるわけでございます。

そこで、原則といたしましては、これらの買収は、金銭によって処理をするというのが、これは原則でございます。しかしこうはいっても、現在、日野市内でこういう都市計画事業をやっておるのが国の施行、それから都施行、市施行とあるわけですけれども、これらすべて日野の都市計画事業の一環でございますので、市としてもこれらに積極的に協力をしているというのが実態でございます。

そこで、その選定の方法でございますけれども、前段といたしましては、各事業者が個々に地主さんと折衝をしていただく。その折衝の状況をよく尊重いたしまして、いろいろな希望等を含めまして、各事業者が前段ではあっせんしていく。市といたしましても、こういう市民の生活再建を守るということで、十分協議をさせていただきまして、それからそういう情報関係も提供していくというのが、前段でとっておる状況でございます。

したがいまして、ただいまの御質問の内容でございますけれども、原則としては、事業者が個々に一応前段ではあっせん、それからそういう交渉をするということでございます。

○副議長（福島敏雄君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　そうしますと、立ち退きの対象者に対しては、原則としては金銭賠償、しかし交渉の経過の中で移転用地が提供される場合があるというようなお話だったと思います。そして移転用地の決定に当たっては、事業主体、都や国や市が事業主体でありましょうけれども、そうした住民の意思も配慮しているのだというような御答弁だったのかなと思っていますが、それが本当に立ち退き対象者の意思に合致したものなのかどうかということなんですが、これについては、私自身も不満の声を聞いているわけですが、それはさておいて、例えば金銭賠償に該当する方が、市内の土地区画整理事業による保留地を求めたいということで、公募に応じたとした場合がありますよね。

この場合、各土地区画整理事業ごとに保留地処分に関する規則というのが定められておって、抽選や入札の参加資格がその中で定められているわけですが、こうした該当者が、一般の応募者と同等の資格でもって、抽選なり入札なりで当選する、ないしは落札するという、そうした必要が、その場合にはあるわけです。立ち退きにより移転先確保

の目的で応募された方、この方たちにも同等の条件でよいものかどうか。先ほど申されましたように、市も最大限の配慮をされるというお話もあったようですが、果たして同等の条件でよいものなのか。

事業主体が国であろうが都であろうが、立ち退きを迫られるというのは、ほかでもない、日野市民なわけです。市としても、なるべくそうした市民の意に沿うように努力するということは、またこれは当然のことだと思われます。したがって、保留地処分についても、公共事業により移転を迫られている方が優先的に応募できるような、何らかの措置を講じる必要があると思いますけれども、この点についてはどうお考えなのか、お聞かせください。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　公共事業により立ち退きを迫られる方に、優先的に保留地をあっせんという御質問でございます。

現在、保留地を処分している地域、これは万願寺地区でございます。平成２年度末までに117区画、２万3,885平方メートル、現在、もう既に処分をいたしておるわけでございます。それでこの保留地の処分済みのうち、既に5015平方メートルが現実として、代替地として提供しておる面積でございます。

それでこれは日野都市計画事業万願寺土地区画整理事業施行規程というものがございます。この第７条によりまして、公共事業への代替地として処分することができるということになっておるものでございます。これに基づいて処分をしている。

ただ、この場合でございますけれども、原則としては保留地を提供する場合は、各事業者に要請を受けて行うという形をとっておるところでございます。現実としては、そういう形でもう既に代替地としてあっせんをしている。ただ、個々に抽選なりこういう形で申し込み、これは市民であれば自由でございます。ただ、あくまでも公募の場合は、すべて抽選という形になりますので、一般の方と同じ抽選に参加してもらうという形になっておるのが、現状でございます。

○副議長（福島敏雄君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　現状についてはよくわかるのですけれども、私が申しましたように、例えば一つには保留地を公共事業の用にあっせんしていくという方法、それからもう一つ、公募等のときに、そういう立ち退きを迫られた方に優先的に配慮していくといった、二つの方法があると思いますけれども、結局それを日野市民のためですから、市の行政としても何らかの手当てをしてあげる必要もあると思うわけです。事業主体が

国であろうと、都であろうと、これは全く同じことではないかなと考えるわけですが、その点について、何らかの配慮ができないものかどうかについてお伺いしておるわけです。もう一度、御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　今の条例上から申しますと、基本的には国及び公共団体にあっせんを処分することができるという状況になっているわけです。したがいまして、現在とっておる方法といたしましては、例えば買収される地主さんが、万願寺のこういう保留地を仮に欲しいのだというふうな申し出を、各事業者にしていただく。そうすると、事業者の方からそういう形で市の方に要請がある、こういう方法で処分することも、一つの方法かなというふうに考えておるわけです。

ただ、個人が直接すべて市で対応するという形になりますと、やはり保留地の管理上いろいろと問題が出てくるのかな、条例上からもちょっと問題があるだろう、こういう考えをしているところでございます。

○副議長（福島敏雄君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　現実的には、今言われたような建前では進んでいないのではないか、そう思うわけです。立ち退きを迫られた方が事業主体である国や都に、こういう土地が欲しいのだよという形で、例えば万願寺の中の保留地を求めたとして、それをまた市へあっせんを依頼してくる、そういう事業者があっせんを依頼してくるといったような事態には、現実にはなってないというように思われます。

建前は、条例にもありますように、また規則等にもありますような形で進んでおるということはよく理解できるわけですけれども、実際に立ち退きを迫られる方というのは、公共事業を理解してそれに協力しよう、そのために自分の財産権に抵触するようなことについても理解して協力しようという方ですので、特段の配慮があってしかるべきではないかと思われるわけです。

したがって、条例にこう書いてあります、ないしは現実にはこういう規則になっております、こういうルートがありますということよりも、もう一歩踏み込んで、市がそういった例えば保留地の公募などについても考慮していっていただきたい、そうお願いする次第であります。

実は先週の金曜日ですが、これは共産党の鈴木議員の質問に対して、市長のお答えの中に、居住は基本的人権に関する権利であるというのがありました。これは非常に憲法を守る者としては重要な認識だと思います。そしてまた憲法を市政に生かすという市長

の姿勢、日野市政でありますので、ぜひとも公共事業の移転補償というものに対して、保留地も含めて、そうした立ち退きを迫られた方に公共用地のあっせん、ないしは円滑にそういう土地が求められるように、希望がかなえられるような施策をとっていただきたいと思っております。

最後に、その点に関して、市長が居住は基本的人権に属する権利であるということを言われたわけですので、市長からその点について、お伺いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘、あるいは御提案のことについては、実質的にはかなり可能性を保障してあるというふうにお考えいただいて結構だと思います。

憲法の基本原則に触れますと、いわゆる財産権ということで第29条、「財産権は、これを侵してはならない。」「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」これで私有財産を公共のため、具体的な例を挙げれば道路用地でありますとか、あるいは何々を改善するための公共事業として、私有地に依存をし、協力をお願いをするということが、しばしばあるわけであります。

法律の体系は全く別のものでありますが、日野市は目下国営事業を、多くの事業にわたって施行中である。その際に、その事業費を生み出す手段としての、保留地を設定をし、その処分によってある範囲の資金を賄う、こういう仕組みになっております。その際の処分というのは、これまた公用または公共用を最優先とし、なお一般的には競争入札、今、日野市では地価を入札によって上げないために、処分価格を決定をし、応募された方の抽選で決める、こういう仕組みになっているわけでありまして、たまたま保留地の処分の仕方、つまり公用または公共用というのは、例えば事業主体である東京都が都の公共事業を遂行するために代替の用地が欲しい、こういう間接手段として市と協議をするわけでありまして、どこどこの区画整理で何宅地というふうな例示をされましたのは、その協議に基づくものだというふうになるわけであります。

具体的に、いかなる個々の場合であっても、施行者側が、また施行者間で相談をし合い、その問題の解決を図るために、たまたま処分すべき保留地をそのために充てるということは、十分可能であります。これを一般競争入札あるいは抽選という範囲に仮に該当させても、落札できるとか抽選に当たるとかいう保障はないわけですから、もっと直接的な方法で公共事業に応じていただく、その代替地をあっせんをする、こういうことは現実の具体的な課題としては、かなり可能ならしめる仕組みになっております。

したがって、選択の自由ということが余りないかもしれませんが、用意されている場所で、面積や価格が納得できるということであるならば、十分その解決は可能である、このように申し上げておきたいと思います。

もう一つの、いわゆる居住の権利といいますのは、まさに借家だろうが、自分の持ち家であろうが、これは国民の生活の一つの基本的な人権だというふうに、憲法の関係もなっておると思いますし、またそれが人権を保障する大切な要素だという認識でおりますので、建てかえ等の際にはそういうことを基本的な認識において、市民生活を守るというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　下村　功君。

○8番（下村　功君）　全くおっしゃるとおりに事が進んでいるかどうか、その辺については事業主体が国である、都であるといったことで難儀な点もあるかもしれませんけれども、ぜひとも市でも実態調査も行って、もし今以上に立ち退きを迫られるような方々、公共の福祉のためにある程度財産権も制限されることをやむなしとされる方々について、最大限の配慮を市の方でも行っていっていただきたいという要望をいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって６の１、公共事業による移転補償に保留地の活用を！の質問を終わります。

一般質問６の２、住みよいまちづくり指導要綱違反業者への措置を！の通告質問者、下村　功君の質問を許します。

○8番（下村　功君）　最近、ワンルームマンションを中心としたマンション建設に関して、周辺住民と施行主とのトラブルがふえてきているようであります。市議会にも、毎回のようにそうした請願が上がってまいりますし、私も紹介議員になるようなケースが幾つかあります。

ワンルームマンションが必ずしもいけないというふうに、私は思いません。一定の基準を満たし、また近隣住民との融和を図る施策をとられるのであれば、すべてがいけないというようには私は思っておりませんけれども、現実に建ってしまってから、住民が自治会に非協力的であったり、深夜騒音問題を起こしたり、また路上駐車問題、ごみの散乱といったようなトラブルが多いという話は聞いておるわけで、そうした危惧からの反対が多いのかなと思っております。

したがって、ワンルームマンションだけではなくて、その他の一定規模以上の開発事業に関しても、市が条件を付して住環境の悪化及び災害の防止を図り、健康で文化的な

市民生活を保障できる、すなわち住みよいまちづくりをしようということで目指したのが、住みよいまちづくり指導要綱であろうかと思います。

さて、この指導要綱には、さきに述べたようなトラブルを防止するための、例えば住民等への周知徹底だとか、用途地域に従った自動車保管場所の確保といった問題、その他事業者に種々の指導を課しておるわけですけれども、要綱はあくまでも行政指導といった点に絞られるわけで、法的な強制力を持たない。そのために都市計画法や建築基準法といった法は満たしているものの、あえて要綱を無視したり、誠意をもって従わない業者があるように聞き及んでおるわけです。

そこで幾つか質問をしたいのですが、まず要綱に従わない、ないしは違反している開発が何件あるのかをお聞きしたいと思います。そして、そうした業者についてどのような措置を市が今までとってきたのか、以上の２点について、まずお伺いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　下村　功君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この53年に制定されました日野市住みよいまちづくり指導要綱でございますけれども、これで今日まで過去３年間にわたりまして指導件数を申し上げますと、63年でございますけれども155件、それから平成元年度が145件でございます。それから平成２年度が149件という形になっております。

それで、まず第１点目の御質問でございます。指導要綱に従わない業者の数でございます。過去には、この指導要綱に従わないという件数はございませんでした。ただ、ここで現在１件、協議に応じないという業者が現実に今１件、今年度になっておるということでございます。

これは先ほど議員さんの方からもございましたように、協議に応じない理由として相手が言っているのは、指導要綱は法律じゃないのだ、こういう言い方をされておるということでございます。

それから２点目の、どのような処置をとっておるのかということでございますけれども、過去にはそういう実態が、従わなかったのがいませんでした。ただ、指導要綱で、例えば協定を結ぶわけです。その協定の内容と実態が相違しているという例はございます。こういう場合は、具体的に申しますと、合併浄化槽で申請されて、それが単独浄化槽でつくっておる、こういう内容のものがあるわけでございます。

こういう場合は、当然建築基準法との絡みもございますので、多摩西部建築指導事務所、これらとよく連携をとりまして、是正をするように指導を行っているというところ

でございます。まだこれも解決はいたしておりません。

なお、指導要綱にも該当しない、それで建築申請もしない形で、地区計画で違反になっている建物があるわけでございます。これは現に１件ございまして、この方は建築申請をされていませんので、東京都の方とよく協議をいたしまして、地区計画で定めた１宅地120平米以上を確保するように指導をいたしました。市も勧告をいたしたりいたしまして、建物１棟壊しまして、これに応じたという例はございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　今、過去にはそうした指導要綱に違反をした件数はないというお話がありまして、現在１件、要綱を無視しているといいますか、そういう法的拘束力がないといった判断を示して従わない業者が１件あるというお話がありました。むしろ今問題にしたいのは、もともと都市計画法とか建築基準法に違反しておるのであれば、法的な規制のもとに是正されるというように期待されるわけですが、そういうものを満たしていても住みよいまちづくり指導要綱、市が定めましたこの要綱に違反している場合、この辺については、確かに強制力という点からすれば罰するということはかなり難しい問題ではないかと思いますけれども、例えば社名を公表するとか、そうしたような対抗措置、これはあくまでも対抗措置でしかあり得ないわけですが、そういうものが考えられると思いますけれども、その辺についてはいかがお考えなんでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　指導要綱の中で39条に、広報により公表するという条項もございます。ただ、今、議員さんのお話のように、建築基準法等、そういう形で抵触する場合は東京都と協議の中である程度拘束力があるわけでございますけれども、純然たる指導要綱で抵触するもの、この場合は、私の今とっている方法といたしましては、執拗にその指導を行っている。指導要綱に従うように指導している。状況としては、現在とっておる方法はそういうことでございます。

それでこの要綱に従いまして、今後はやはり広報による公表等も考えていかなければならないのかなというふうに考えておるところで、これらにつきましても、関係する東京都とかいろいろなそういうところと今、協議をしておるところでございます。

○副議長（福島敏雄君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　なぜこういう質問をしたかと申しますと、この要綱に従わないという業者がそのまま許されていくという形になりますと、今まで53年から、この要綱が制定されて以来、この要綱に従ってきた業者がたくさんおるわけです。そうしたとこ

ろとの整合性がとれない。そして今後とも要綱に従わないといった件数がふえてくることも予想されるわけです。

したがって、今、１件のうちですから、やはり要綱を無視するような、そうした動きの芽を、今の時点である程度つんでおかないと、今後こういうケースがふえてくるのではないかという危惧が感ぜられるわけです。

そして何よりもまちづくりといったものが台なしになっていってしまうのではないかといった心配もあります。公表ということも検討されるということですので、それで私は結構ではないかと思いますけれども、それ以外についてもどういう対抗措置がとれるのか、他市でもこういう要綱なり条例を設けて開発を規制している例は幾らでもあると思うので、そういう他市の事例も含めて検討されて対抗措置をとられるよう、強く要請したいと思います。

どうか適切な手段によって、対抗措置を検討されることを切に要望して、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって６の２、住みよいまちづくり指導要綱違反業者への措置を！の質問を終わります。

一般質問７の１、東部会館や保健センター等の使用許可条件の緩和を要望の通告質問者、内田　勲君の質問を許します。

〔11番議員　登壇〕

○11番（内田　勲君）　それでは議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

ちょっと古い話で恐縮でございますけれども、先週の古代にまで渡る歴史の話とはちょっと違うのですけれども、昭和30年代から40年代にわたりまして、日本の労働界は、豊かな生活を求めて、欧米に追いつき追い越せ、要するに賃金体系も含めて労働条件なり生活条件を欧米並みにしよう、こういった追いつき追い越せの合い言葉のもとに、その後生産性向上等進めてまいりまして、今日に至っているわけでございます。その結果、日本の経済は大変すばらしい成長を続けまして、今では皆さん御存じのとおり、経済大国とまで言われているわけでございます。

しかし、私たちの生活を欧米などの先進国に比べたときにどうだろうかと思うわけでございますけれども、決して豊かな生活とは言い切れないのではないか。そして現在では、日本人の働き過ぎが諸外国から指摘されまして、政府としてもこの問題はどうしても避けて通れない、こんな状況になってきているのが現実じゃないかと思います。

したがいまして、今後は今まで以上に時間短縮等が進むのではないか。余暇時間を有効に活用して、その中からいかにゆとりのある生活、生きがいの持てる生活を見出していくか、これが大変重要なことではないかと思うわけでございます。

このような時代背景の中で、行政の果たす役割は大変重要となってくることは、言うまでもありません。日野市民においても、ゆとりのある生活を求めて、スポーツや文化活動がますます活発になってくると思います。行政に対していろいろな要求が出てくると思いますが、どうぞ慣例にとらわれない、新たな発想での対応を強く望むものであります。

それでは質問の本題に入りたいと思います。今、市民の間で静かなブームとなっているのが社交ダンスでございます。日野市ダンス連盟に加盟している団体は、現在わずかに13団体でございます。人数でいいますと500人でございます。しかし、現在、この連盟には加盟していないという団体が約30ほどございます。人数にして2000人でございます。この連盟に加盟している、していないにかかわらず、社交ダンスが好きで好きでしようがないという人たちから、行政に対して要望したい点が２点ございます。

１点目は東部会館あるいは生活保健センター等のホールを開放してほしいということでございます。２点目は、日野市体育連盟への加盟をさせていただきたいということでございます。この点について、生活環境部長及び社会教育部長にお聞きしたいと思います。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　内田　勲君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　今、御指摘のありました東部会館のホール、それから生活保健センターの集会室、ともに現在、社交ダンスでの使用については、平底といいましょうか、の靴での御使用をお願いしているところでございます。

現在、この両施設の使用状況、このホールで行われる競技その他につきましては卓球、バドミントン、また空手、剣道などのスポーツ、そのほかにジャズダンス、あるいはエアロビックス、ヨガ、ストレッチ体操、フォークダンス、踊りの方のバレー、そして講演会、映画会、劇の練習等、幅広く使われているのが実情でございます。

床の仕上げにつきまして、このような使用を想定いたしまして、床の構造は市内の小中学校の体育館同様、床の板材を張りまして、その上に何層もの塗装をかけまして、いわば平面性、あるいは滑面ということを保持しておるつくりでございます。特にこの両会館のホールにつきましては、材質もこれら運動による身体への衝撃を考慮いたしまして、比較的柔らかな素材を使用しております。したがいまして、社交ダンスでの女性の

シューズのヒール、細いヒールから来る荷重に、この材質がたえられる仕様にはなっていないということが現状でございます。

現在、私ども生活環境部所管の施設で、こういったハイヒールをはいての御使用に応じておるといいましょうか、御使用を願っておるところは市民会館のホール、それから勤労青年会館のホールでございます。

これらのホールにつきましては、市民会館小ホールは下がＰタイル張りでございます。また勤労青年会館の床材につきましては、合板で比較的堅い材料を使っておるというところから、これらはハイヒールの御使用に応じておるという状況でございます。東部会館、生活・保健センターでのヒールの使用につきましては、先ほど述べましたように、多くの団体、グループで目的に合った使用をしておる方々への床面に対する配慮、そして使用を緩和した場合の補修にかかる財政上の問題等から難しいと考えておるところでございます。

今後、おっしゃられるように、ダンスの熱というものの趨勢からしまして、何らかの策を模索、検討してみたいというふうにも考えますし、また基本的には、今後のコミュニティ施設などの建設に際しましては、設計当初からこういった使用を想定した中での、いわば社交ダンスにもたえられる使用を配慮した中での設計が必要か、というふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　２点目の御質問についてお答えを申し上げたいと思います。

日野市社交ダンス連盟から、日野市体育協会に加盟については、既に本年の１月、加盟の申請書が提出されております。体育協会といたしましても、いろいろと協議をいたしましたところ、現在、社交ダンスを行う場所が体育施設の中にないということから、一時、加盟につきましては保留をしているとのことでございます。しかし、最近になりまして、学校開放の体育館が社交ダンスに使用できるよう、学校側に理解を求めたところ、その見通しが立ちましたことから、体協に加盟いたしましても、競技大会や講習会等、開催できる場所の確保が可能になりましたので、連盟に加盟する障害がなくなったというふうに考えております。

したがいまして、体育協会に対しまして、再度、加盟につきまして検討するよう、要請したいと考えております。

○副議長（福島敏雄君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　２点目の方の連盟加盟につきましては、ただいまの回答をいただきましたので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

参考までに申し上げますと、26市のうち13市が現在、加盟を許可しているそうでございます。近隣では八王子、立川、昭島市などもそういった手続が既にとられているということでございますので、ただいまの部長の答弁はまさに時代の流れに沿った回答ではないか、こんなふうに考える次第でございます。ひとつよろしくお願いいたします。

さて１点目でございますけれども、こちらで期待しました返事が返ってくれば、もうこの質問はこれで終わりにしたかったのですけれども、残念ながら相変わらず社交ダンスの人たちに貸していただけないということでございますので、まだ時間がたっぷりございますので、じっくり部長とお話し合いをしたいと思います。

まず、社交ダンスを理解する場合に、社交ダンスをしたことがある人とない人では大きな違いがあると思うのです。その点をまず確認しておきたいのですが、部長さんは過去、現在にわたって社交ダンスの経験、ございますでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　少々ございます。

○副議長（福島敏雄君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　ただいま部長の方から経験もあるということですので、多少期待も持てるかなと思っているのですが、やはりダンスをする場合に、練習のときから女性の方はハイヒールをはいていないと、実際のパーティーとかあるいは競技のときに、ハイヒールをはいて踊ることが非常に難しくなるわけです。通常歩く場合でも、初めてハイヒールをはく人とか、あるいはめったにはいたことがない人が、たまに出かけるときにハイヒールをはきますと、足が非常に疲れたり、あるいはつまずいたりするケースがあるかと思うのですが、ましてや踊るわけですから、そういうケースが非常に出てくるわけでございます。ですから、何としても練習のときからハイヒールをはいて、その靴に合った姿勢をとって練習をするというのが望ましい練習方法ではないか、こんなふうに思うわけでございます。

現在、社交ダンスをしている人たちは、地区センターを中心にやっている人が多いのですけれども、その場合でも、女性はかかとに皮を張りまして、できるだけ傷をつけない工夫をして、今やっているわけでございます。本来でしたら、そういうものもつけないで練習をしたいところでしょうけれども、少しでも施設を大事に使おうということから、そういう配慮をしているわけでございます。

そこで一番の悩みは、通常の練習は、やはり忙しい人たちですから、１週間に２回とか３回の練習日を設けて、月曜日に出られる人は月曜日、水曜日に出られる人は水曜日、あるいは日曜日がいい人は日曜日という形でやっていますので、例えばその団体に30名の会員がいても、通常練習する人は十数名であるとか、そんな形で行っておりますので、地区センター等でも十分できるわけでございます。

困るのがパーティーでございます。会の人全員集まるとか、あるいはよその会の人たちと合同でパーティーを開く、恐らく今後、体育連盟等に加盟をすれば、先ほど申し上げました未加盟の団体も連盟に入ってくると思います。そうした場合に、連盟としてそういったパーティーを開くというようなときに、どうしても広い場所が必要になるわけでございます。そこで東部会館とかあるいは生活保健センター、こういったところのホールが使いたくなるわけでございます。

確かに大事な施設でございますから、できるだけ大事に使うことはわかるのですが、傷をつけるから使わせないという発想でしたら、施設なんて要らないと思うのです。例えば体育館にしても、傷は全くないかと言えば、傷がついているわけです。卓球をやるときも、もちろん気をつけてやっているでしょうけれども、台を運ぶときにも傷をつけます。あるいは壁にぶっついて壁を汚したり、傷をつけたりしているわけでございます。そこのところの発想を少し変えていただきたいというお願いでございます。

傷がついたり、壊れたりしたら直せばいいじゃないですか。財政の問題といってしまえば、もう何もできないのじゃないでしょうか。ましてやこういったホールをつくるときに、そういったことまでの配慮が足りなかったわけですから、使ってみて３年、５年して床が傷みましたら、そこで補修をして、今度そういうのにたえられる材質に変えていけばいいじゃないですか。どうしてそのような発想に立てないのでしょうか。もう一度お伺いします。

○副議長（福島敏雄君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　確かにこういう施設、使用する中で気をつけていながらも徐々に傷あるいは汚れがついてまいることは、おっしゃられるとおりかと思います。ただ、私ども市民の財産をお預かりする側といたしましては、やはりなるべくきれいに長持ちさせたい、そういう基本の中で管理させていただいておるところでございます。

傷をつけないようにということでやる中で自然につくということと、踊るということで明らかに傷がつくという、その辺の違いが、先ほど申し上げましたとおり、このホールを御使用いただくというふうに踏み切れないところでございます。

ちなみに、この床張りでございますが、全面床張りをいたすとなりますと、500万前後のお金と、２カ月程度の工期が必要になってまいります。そういうようなことでもございますし、ただ私どもといたしましても、関係者の方には、このホールをお使いいただくために何か工夫はないかということで、ヒールへのカバー、あるいは敷物という御提案を申し上げた経過がございます。しかしそれに対する明確なる反応がまだない中で、先ほど申し上げましたとおり、私どもとしてはなるべく御希望に沿える形での今後の模索、検討はしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（福島敏雄君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　一歩前進したと解釈していいのかどうか、まだわからないのですけれども、今後検討してみたいということですけれども、過去にも予算委員会、あるいは議場の中でこういった意見も出たのじゃないかと思うのです。そのときの答弁も、恐らく最後には検討してみたいという答弁をしているはずです。しかし現在まで変わってきていないわけです。ですから、恐らく今の答弁はいただいてもほとんど意味がないと、これは解釈します。

もう少しお願いしますけれども、体育館でこういった社交ダンスをやって傷をつけるのと、ホールでの場合と、また違うと思うのです。市の体育館まで、社交ダンスにハイヒールをはいての使用を許可してほしいとは言っていないのです。ホールというのはいろいろな多目的にあるわけです。必ずしもスポーツだけではなくて、先ほど言いましたように、演劇等も使うということでございますから、いろいろな人たちが使うわけでございます。市民の中で、１人の人がいろいろな趣味を持っている人もいますけれども、御存じのように、社交ダンスを今行っているような人の年齢を見ますと、40代、50代が多いのです。中には60代の人もおりますけれども、昔に比べると、比較的年齢が高くなってきているわけです。ですから、昔はいろいろな趣味があったかもしれませんけれども、現在では社交ダンスだけが楽しみだという人もいるわけです。そういう人たちからその場を奪ってしまったら、そういうホール等を使うチャンスがなくなるわけです。

ですから何としても、そういった高齢者の今後の健康管理という面からも、できるだけそういう人を増やしていきたいというように私は思うわけでございます。病気になってからの市の援助もあるでしょうけれども、健康を維持するということが、まず大事ではないかと思うのです。そういう意味で、少しでもこういった人たちがふえるためにも、ぜひ開放をお願いしたいと、再度、お願いいたします。

それと、それでは傷がつくとどうなっちゃうのでしょうか。毎月修理しないといけな

いのでしょうか。それとも３年に１遍でしょうか、５年に１遍でしょうか。今１回500万ということでしたから、もし５年に１遍だったら年に100万で済むわけです。100万が財政にそんなに負担になるのでしょうか。その点についてお伺いします。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　どのくらいの間隔で床張りになるかということになるわけですが、これは使用頻度にもよってまいりますが、大ざっぱな見方でやはり５年に１度くらいの見当になるのかなというふうなことでございます。そういうふうなことであれば、御指摘のとおり、年間に直せば100万ということでございますが、先ほど冒頭で申し上げましたとおり、当初の設置がやはり滑面を保持する形の中で、それなりの設計上において配慮がなされておるところでございますので、そういった立場でのものの考え方がまず浮かび上がるわけでございます。

また、他の競技その他に対する影響というところにつきましては、明確に、科学的なデータは持ってはおりません。やはりスムースなフットワークをさせるために、あるいは球技における球の弾み、そういった点を考慮しての設計というふうに理解しておるところでございます。

○副議長（福島敏雄君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　今、５年に１遍くらいかなということで、確かに練習量だとか使用頻度によって違うのでしょうけれども、それでは先ほどもちょっと言いましたけれども、何とか使わせる方向で考えた場合に、毎日の練習じゃなくて、例えば年に１度のクリスマスパーティーだけ許可するというようなことはいかがでしょうか。あるいは連盟の主催するものに限ってとかすれば、非常に傷つく機会も少ないと思うのです。いかがでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　そういったことも含めまして、先ほど模索、検討してみたいというふうにお答えしたところでございます。十分御発言の趣旨を酌みまして、検討させていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　まだ時間がたっぷりありますから、もう少し伺います。

それでは、なかなか返事がいただけないので、検討という言葉は、どうしも逃げられるような印象が強いのです。したがいまして、もう２点、お伺いします。

一つはその検討期間、また一般質問でやりますので、どのくらい検討時間が必要かどうか、お答え願いたいと思います。

２点目は、部長の立場ではなかなか返事ができないのかもしれませんので、後ほど市長にお伺いしますけれども、もし市長がオーケーと言った場合、部長、どうされますか。お願いします。

○副議長（福島敏雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　検討期間ということでございますので、早速かかりまして、長いと申されるかわかりませんが、ひとつ３カ月ほどいただきたいと思います。

それから第２点目でございます。私どもは市長の補助職員でございます。補助職員としての本分を尽くしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　検討期間３カ月ということですから、次の12月議会にまたお伺いしたいと思います。

それから２点目のお答えは、市長がオーケーと言ったら私もオーケーしますということなんでしょうね。そうすると、先ほどまで部長が言っていた信念はどこへ行ってしまうのでしょうか。それは構わないのですか。どうしてもだめだったら、体を張ってでも市長にそう言ったらどうですか。市長、とんでもないですよと。社交ダンスにハイヒールをはかせたら傷だらけになってしまいますよと。５年に１遍修理したら、年間100万もかかりますよと。これじゃあ、とても財政が幾らあっても足りませんと言ったらどうですか。通りませんか、それは。どうですか。もう一度お願いします。まだ時間もあります。

○副議長（福島敏雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　私は今、本分を尽くすと申し上げました。市長の言いなりになるというふうに申し上げたわけではございません。立場からの御意見は申し上げなければならないと思います。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　そうでなくちゃいけないですよね。やはり自分の考えをぴしっと言っていただいて、最終的に決定が部長と違った場合はそれはしようがないでしょうけれども、自分の信念を通していただきたいと思います。

それはそれとして、質問の趣旨に沿った御回答を、ぜひ12月議会でお願いしたいと思います。

それでは市長、お待ちどおさまでした。市長にぜひお伺いしたいと思うのですが、今

までのやりとりを聞きまして、市長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の趣旨につきましては、拝聴いたしました。余暇時代並びに趣味の幅が市民生活にもふえてまいっておりますから、いろいろなダンス指向という傾向も、なるほどというふうに伺っております。

これまでの私の、市民から要望を受けました経験の範囲から言いますと、高齢者の方が、つまりダンス連盟というのでしょうか、全員を合わせると700名程度の、趣味のダンスをやっておられるという状況を聞いておりました。そして日野市内で、今と同じ趣旨になるわけですが、女性の方のヒールが床を傷つける。したがって公共施設を管理する立場からいいますと、当然、傷をつけていいということは出てこないわけでありますから、あるいは施設によりましては使用を認めなかったということだろうと思っております。

湯沢会館、高幡台、百草台団地の真ん中にある施設ですが、あそこのホールが認めておるということのようでありまして、別の言い方で駐車場をつくってほしいという要請が１年間ほど、そのことを特に担当しているということで、たびたび私どもの相談にお いでになりました。駐車場につきましては一応場所を決めまして当面の解決、それからまた後日の解決ということで、要望にこたえることができております。

その際に、私もその相談のお答えとして申し上げていることですが、日野市はまだ発展途上のまちですから、すべての市民要望に即時対応できるということではないかもしれません。しかし市民要望のあるところ、必ず行政としてもそれに解決の答えをするということは、当然の帰趨でなければなりませんから、十分検討もいたしますし、取り組みます。

とりあえずホールの床に敷物を敷くことは、当面の解決になりませんかというふうにも問うておるわけであります。一番手っ取り早いと申しましょうか、私は学校体育館の床は、鏡のようであることは望ましいわけですけれども、子供たちのいろいろな使い方があるわけですから、数年置きに取りかえるということもあります。むしろ一番数の多いのは学校の体育館ですから、その体育館をホールとして使っていただくわけにはいきませんかということで、教育委員会にぜひ使用にこたえていただく、このことをお願いをしております。

ダンスという趣味は、多分気分が伴うものだろうと思いますから、余り雰囲気の出ないところでダンスをするというわけにはいかないかもしれませんけれども、とりあえず

は何かそういう工夫で行政の答えができないだろうかということは、一つ考えております。

それから確かに生活保健センター、あるいは東部会館、ごく最近の施設ではありましたが、ダンスホールに使われるということは、ちょっと予測しかねておりました。市民会館の小ホールの場合は、そういうことも可能だろうという配慮はしたように記憶をしております。確かに敷物では、あるいは感覚、気分が出ないかもしれませんが、よその市の例もひとつなるべく早く調べてみて、市民要望に積極的に早くお答えをするということで、この社交ダンスの市民要望についてはおこたえをしたい、こう考えております。今後できるホール等につきましては、そのことも十分配慮をする。

ですから、今のところ結論として、敷物で当面可能でしょうか、だめでしょうかという回答を得たいと思っております。

○副議長（福島敏雄君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　市長の答弁の中には、前向きの姿勢も感じられるわけですけれども、敷物も、敷物によりけりだと思うのです。例えば薄いシートを張って、それが引きずってしまうような場合は多分不可能だろうと思うのですが、ほとんど張ってあるものが抵抗なければいいと思うのですけれども、かなり難しいのじゃないかと思います。

学校体育館の使用を今、教育委員会にお願いしてあるということですけれども、この辺の見通しはどうなんですか。部長さんにお伺いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　今、市長からもお話がありましたとおり、学校の体育館を使用するということで、過日、校長会を通しまして、理解を求めるように説明を求めました。

実は、ダンスは木のフロアで踊るものであることは、これは間違いございません。敷物とかＰタイルとか、そういうのは本当にやむを得ないときということで、できれば木の上で踊らせたいというのが一般的じゃないかと思います。

女性のヒールが細くて、それに全体重が乗りますと、体重の10倍もの圧力がかかるということで、傷がつく可能性があるわけでございます。しかし、理想は桜材の木なんかの上で踊りたいというのが一般的ですけれども、体育館で使う場合に、ヒールに鹿皮のカバーをするということで、傷を最小限度に抑えて使わせる。それで学校で使う場合には、きちんとそのことを点検して行わせるというような条件をつけて使用をさせたいということを、校長会の方でも話しまして、校長会の方からも協力の姿勢でございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　どうもありがとうございました。ここの一般質問の中ではホールということでお願いしましたけれども、まさかそういった方向の回答が来るとは夢にも思わなかったのですが、とりあえず学校の体育館、市長の言われるように、体育館でダンスパーティーというのは、若干雰囲気的にどうかなという点もあるかもしれませんけれども、そこまでは恐らくぜいたくは言わないと思うのです。広い場所で、しかもそういった床でできれば非常に喜んでいただけるのじゃないかと思いますので、ぜひ今、学校教育部長がお答えになった方向で進めていただきたいな、こんなふうにお願いしたいと思います。

それからもう一度生活環境部長にお願いしますけれども、恐らく生活環境部長も、10年、20年、あるいは30年くらい前に初めてこの議場のように板張りじゃない、こういったフロアに土足で上がるという経験を、何年か前にしていると思うのです。そういうときはびっくりされたと思うのです。日本人が土足でこういったところに入るというのは。大体玄関に入りますと靴を脱いで、畳の上を歩く。あるいは廊下でしたらスリッパをはくというのが日本人の習慣だったわけです。それがいつの間にか、個人の家以外はほとんど、最近どこの事務所へ行っても、あるいは地区センターへ行っても、かなりのところがそのまま土足で上がれ、入れるという建物の構造になってきているわけです。これらも発想の転換だと思うのです。その発想の転換がなければ、恐らく今でもこういう議場はどこかその辺で、スリッパにはきかえて来ているのじゃないか。これだけすばらしいじゅうたんの上を土足で上がるという発想は、恐らく日本人にはなかったと思うのです。

それがだんだん生活環境が変わってくる中で、当たり前になってきているのだと思うのです。そういった発想をひとつ変えれば、こういった問題も決して難しい問題じゃないと思うのです。ホールの中でキャンプファイヤーをやるとか、はんごう炊さんをやるというならわかりますよ。それはとんでもない話ですけれども、（「野球をやる」と呼ぶ者あり）そうです、キャッチボールもいけないですね。そういうような使い方をしたら、これは厳しく取り締まるのもいいと思うのです。ところがこういった社交ダンスのように、できるだけ傷をつけないようにと配慮しながら、万やむを得ずついてしまう傷ですから、それは行政として認めてもいいのじゃないでしょうか。床に傷がついてもいいようなホールを、例えば民間でつくった場合には、借りる側にすれば非常に高いものについてしまうのです。ですからやはりそういうものをつくって貸せるのは、行政きりないと思うのです。ぜひ発想を変えてこういったものが使えるような形に、日野市も変わったなと言われるような発想の転換を、ぜひお願いしたいと思います。

以上でこの質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって７の１、東部会館や保健センター等の使用許可条件の緩和を要望の質問を終わります。

一般質問７の２、豊田地区区画整理事業の進捗状況を問うの通告質問者、内田　勲君の質問を許します。

○11番（内田　勲君）　御承知のとおり、ＪＲの豊田駅から浅川にかけての間、要するに中央線の南側地区、豊田地区と言われているところは、今も昔もほとんどまちづくりが進んでいない地域でして、人によっては、日野市のチベットだなんていう人がいますけれども、言われてもしようがないくらいおくれているのじゃないかと思うわけでございます。

しかし時代の流れの中で、この地域にもようやく行政の手が差し延べられるようになりまして、区画整理事業が始まったわけでございます。先祖から受け継いだ貴重な財産を減歩で減らされてしまう人、あるいは苦労して建てたマイホームを、やむを得ず引っ越さなくちゃならない、移転をしなきゃいけないという人々もおられるわけでございます。さまざまなケースが発生する中で、この事業が今後も進められていくわけでございます。

したがって、この地域の住民の人たちにとりましては、ある区切り区切りで、中間の状況報告をしてほしいという要望が強いわけでございます。また、この事業が完了するまでには、大変長い期間がかかるのじゃないかと思うわけです。この間に家を建てかえた人、あるいは増改築をしたい人等々もおるわけでございます。この事業とのかかわりがどのようになってくるのか、不安になっている人もおられるわけでございます。既にもう待ち切れないということで家を建てかえたり、増改築を始めた人もいるわけでございます。

そこで、都市整備部長にお尋ねをいたします。まず５点、お伺いしたいと思います。

１点目は、現在の進捗状況と完成の見通しがどうなっているか。それから２点目が、今申し上げましたような建てかえとか、あるいは増改築する場合の問題点は何か。それから３番目が遺跡調査との関係はどうなるのか。４番目が、第２豊田荘自治会のある地域について、まず一部を除いては対象外と、この地域については聞いておりますけれど

も、現在ある道路の補修などはどうするのか。この点と、もう一つ、豊田荘に関しては、街路灯は区画整理の中で新しいものにかえていくのかどうか。それから大きく５番目、豊田駅南口の地下駐車場の計画はどのようなものか。もしお話しできる状況でしたら、お聞かせ願いたいと思います。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　　内田　勲君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　まず第１点目の進捗状況でございます。それから完成の予定ということでございますけれども、現在、豊田の区画整理事業につきましては、仮換地の発表を昨年、行っておるわけでございます。

それで今年になりまして、この５月に第２次の供覧を行うという状況でございます。この仮換地の第２次でございますけれども、第１次で意見が出ました。要望書が出ました。287通ございました。これをもとにしまして検討をいたしました。検討して、その中で修正を加えるべきものについて、この５月20日から10日間、関係する権利者に説明をしたものでございます。

そこで第２次の供覧の結果、また新たに130通の要望書が出てきております。この要望書を現在、検討している段階でございまして、11月ころには要望をされた方々に説明を申し上げていきたいというふうに考えておるところでございます。

なお今年度、これらの意見を説明をして、御理解をいただければ、換地設計でございますけれども、今年度中に決定をさせていただきたい。それでこれに基づきまして、一部仮換地の指定もしていきたいという考え方でございます。

進捗の状況でございますけれども、総体的にいいますと、多少おくれ気味かなという感じでございます。完成年次でございますけれども、今の事業計画でまいりますと、平成６年に一応完成という形に、事業計画上はなっておりますけれども、最終年次、５年前後は延びるのかなというふうに見込んでおります。

それから増改築に対してでございますけれども、これはある一定の条件を――事業中になりますと、区画整理法の76条申請というのがなされるわけでございます。この中で、ある一定の条件を満たしたものについては基本的には許可をしている。原則としては換地が決まり、その換地が動くまで待っていただきたいというのが、これは要請を個々にしておるということでございます。

次に、遺跡関係でございます。これは豊田の場合、高台の大部分が遺跡包蔵地域に指定されております。したがいまして、道路事業等を行う場合は、それに合わせて、その都度その地域を調査をしておる。現在のところは計画どおりいっております。

それから豊田荘関係の地域、区域から除外というふうな今、お話がございましたけれども、区域から除外はされておりません。あくまでも区画整理区域内でございます。ただ現状を尊重した事業計画になっておる、こういうことでございます。その中で、道路と街路灯の補修、こういうことは区画整理事業区域内でございますので、状況に応じては当然直していかざるを得ない。

また１荘、２荘の区域でございますけれども、部分的には道路の拡幅を生じる箇所があるわけでございます。全く手をつけないという形ではございません。隅切りのない箇所は当然、この事業の中で行っていくものでございます。

それから第５点目の地下駐車場の件でございますけれども、地下駐車場につきましては、土曜日の新聞にも一部報道されておりますけれども、豊田に地下駐車場の補助金がついたというふうに出ておるかと思います。

それで、今年度一応予定をいたしておる内容でございますけれども、豊田の駐車場につきましては、今年度、国の補助金の要望をずっと理事者を含めて行ってきたわけでございますけれども、ここで内示がございまして、一応その調査、基本設計、それからこれらに伴う、当然、実施設計まで含めた補助金の内示がございました。現在、その準備をしておるところでございます。

考え方としては、駅前広場が約4300平米ございますので、この地下に約200台程度の収容台数を考えた地下駐車場を設定していきたいというふうなことでございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　どうもありがとうございました。

再質問をちょっとさせていただきたいと思うのですが、進捗状況の中で、当然、地権者との話し合いが中心になるわけでございますけれども、この対象地域の中に、民間のアパートだとか、要するに土地は持っていないけれども、この地域に住んでいる人たち、そういった人たちへの説明がちょっと不足しているかなという気がするのです。

とにかく土地を持っている人はよく知っているのですけれども、それ以外の人たちが一体どうなっているのだろうというようなことを、よく聞くわけでございます。その辺、過去にもそういう人たち、地権者以外の人たちへの説明の機会があったのかどうか。たまたまそういう人たちが、関心がなくて来なかったのかどうかわかりませんけれども、そういうことを対象にした説明会があったのかどうか。

それと、今後も中間でそういう報告をする計画があるかどうか、その辺を確認したい

と思います。

それから完成が平成６年で、５年くらい前後するというのは、５年くらいおくれるということでいいのかどうか。それから駅前の駐車場は有料かどうか。その辺について、お伺いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず第１点目の、一般的に区画整理上から言いますと権利者ではない、要するに占有者の方たちへのＰＲの仕方でございますけれども、これは今のところは直接は行っておりません。ただ、全体の説明会等では、自治会を通じて回覧等を行って、こういうＰＲの仕方はしております。さらに広報等で定期的に状況等の説明を、何回かやっておるというふうに記憶をしております。

なお、今後の状況でございますけれども、これらのＰＲの方法でございますが、何か広報等を通じて１回やってみたいというふうに考えております。

それから先ほど私、今の事業計画上の年数でいきますと平成６年までが現在の事業計画の期間でございます。区画整理事業の場合は、一つの目安として、５年から大体８年くらいが、認可をとるときの一つの内規的なものがございます。したがいまして、最初からこの地域は８年ではちょっときついのかなという計画で進んでおるところでございまして、最終的にはさらにこれから５年くらい延びるということでございます。

それから駐車場でございますけれども、現在の計画では有料駐車場という考え方でございます。

○副議長（福島敏雄君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　ぜひＰＲの方は、住民の方々は自分が関心を持ったときが聞きたいときであって、出したときに常に見てくれるかといいますと、なかなか見てもらえないということもありますので、ぜひ機会をとらえてお願いしたいと思います。

その他については、一応聞きとどめておくということにしておきたいと思います。

以上で、この質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって７の２、豊田地区区画整理事業の進捗状況を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午前11時39分　休憩

午後１時８分　再開

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問８の１、地域の国際化へ向けて在、日野外国人への医療システムのサービスネットワークをつくろう！の通告質問者、高橋　徹君の質問を許します。

〔５番議員　登壇〕

○５番（高橋　徹君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

今、行政に求められている大きな課題は三つあるわけでありますけれども、行政の中でのＯＡ化、それからまた地域に対しての高齢化対策、そしてもう一つが、地域の国際化ということでございます。

平成に入りまして、日本の経済力は世界に類を見ないほど、大変に大きく成長を遂げているわけでございます。日本の国力と、そして工業製品を産する工業力、このようなことから考えましても、またその産業を支える分野が、かつては日本人のみで国内のさまざまな製造が成り立っていたわけでありますけれども、現在はそういう分野の中に、いろいろな国々の方が日本を訪れ、または企業の研修等で参ったりして、そこで生活を営んでいるわけでございます。

世界の国々のいろいろな言葉があるわけでございますけれども、私どもは生まれたときから日常の言葉を日本語ということで使用し、日常生活で何も不便を感じないわけでございます。しかし私たちとて、常に健康な方も体に不調を訴えたり、または体のオーバーホールをしなければならない、そのような事態も生じるわけであります。そのときに、なかなか自分の体の症状を、日本人であっても的確に言いあらわせない場合が、多々あるわけであります。そうしますと、そこに多少なりともジレンマと不満が生じます。

例えば外国の方が日本の中で商品を、最寄り品ですけれども、求めるときには、お店に行きまして、その商品を見て、値段がついていますので、これをくださいと言えば、自分でそれを求めることができるわけですけれども、しかしこれが医療の面につきますと、なかなかそういうことができにくいことも、起こってくるわけでございます。

特に日本に来まして１年未満の方には、大変にそういう意味での心配事があろうかと思います。日野市では昭和63年、この時代には、日野市に外国人登録されている方の人数は、543名でありました。しかし平成３年度の９月に入りまして早々の統計でありますけれども、これが何と1799人、平成になりまして、物すごい倍率で、３倍以上の倍率

で、どんどんふえ続けているわけであります。

さてここで、こういった皆さんに対して、日野の行政がどういう市民サービスができるかなというのが、課題でございます。

言葉の障害がいろいろあるわけですけれども、そういう中で医療機関がどこにあるのか、そういうことは先日、市の方でマップ、地図をつくられたときに、英語ないしローマ字でいろいろなことを書いて、大まかにはわかるわけでありますけれども、細かい医療機関というのが、なかなかまだまだわかりにくいことがあろうかと思います。

そして、そういう機関がわかりましても、今度自分で、もし一人の場合ですけれども、実際にお医者さんに行って、私はこういうところが悪くて、だから先生、こうこうこういうふうにしてください、なかなかその説明が、日常生活の中においても、説明をしにくいことだというふうに思うわけであります。

そのようなこととあわせて、またさらに、医者にはかからなくても、薬局へ行ったりして、何か適当な薬を求めることができたらなと、だれしもが考えると思います。薬局の商品は大変にカラフルな絵がかいてあったりして、指差して、これをくれと言えば求められるものはあると思うのですけれども、その箱にきれいに包まれて、入った中身まではわかりませんので、そこでのやりとりがまた出てこようかと思います。

そのようなことを通じまして、なかなか自分の今の思っている気持ちといいますか、症状を的確に相手に伝えて、そしてそれを百パーセント理解をしていただくというのは、大変に難しいことであろうかと思います。そのようなことを踏まえまして、私は市の窓口にありまして、何カ国語かでそういうようなことが、例えば問診票だとか、薬局の方とのやりとり等々の中において、可能な方法が多々あろうかと思うわけであります。

医療といいますと、一般的な内科、外科、そして歯科、そういうようなことも踏まえまして、そういうことを可能にするには、通訳のできるようなネットがあれば、なおスムーズにいくのではないかなというふうに考えるわけです。以上のようなことを前提にして、行政がそのようなことの窓口をぜひやっていただきたいと思うわけでありますけれども、現況での可能性、どういうふうにしてそういうものをとらえていられるかということを、まず冒頭、お尋ねしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　高橋　徹君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お尋ねの件につきまして、国際化に伴いまして、いろいろな面で、現在、課題が生じてまいってきております。その中でも大きな問題としての医療システムのサービスネットワークということでございます。

現在、東京都といたしましても、これらの問題が大きな問題であり、避けられぬものとして把握はされてまいってきておるところでございますが、それでは実際にどこまでやっているかとなりますと、はっきり申し上げまして、まだその体制はつくられていないのが実情でございます。都段階でも、ここに参考にお持ちしてございますが、英語版のものと、中国語版のものとによります、中身としては東京都における救急医療体制の紹介、また利用方法といったもの、そして市町村のテレフォンサービスの案内だとか、あるいは休日・夜間救急センターの案内といったような程度の中身のものではございますが、こういったものがある程度で、現在は終わっているわけでございます。

日野市といたしましても、もちろんこの体制がとれているということではございません。日野市といたしましての状況では、御存じのとおり、日野市に所在します企業への研修生という形での入国者が多うございます。そういう中で、企業側におきまして、通訳が用意されている面がありまして、特に取り立てて現在、これが問題になっているというような実情はございません。そんなようなところがやはり立ちおくれている原因でございます。

ただ、今後の問題といたしましては、当然これを機会としまして取りかからなければならないと思っております。早速ながら就労先の実態調査を初め、保健所を初め関係機関との協議、また医師会との協議といった中で、ネットワークづくりを検討してみたいと思います。市行政としてどこまで支援し得るものか、これらを今後早急に検討してみたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　高橋　徹君。

○5番（高橋　徹君）　そういう外国人登録をされている方は、ほとんどが大企業へ就労されている方が中心になるので、余り実情はないというお話しだったわけでありますけれども、私はそういう実情は、そういうシステムがないからないというのであって、もしあればまた違ってくるのではないかなと思うわけです。

それではまたちょっと伺いますけれども、今、国籍別に見ますと43カ国の方になるわけです。国別で言いますと。そういうような方が外国人登録をされていますと、市としてはそういう皆さんに住民税だとか、そういうものをどのような形でされているのか、そこのところをお伺いをしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　答弁、求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　外国人に対する課税の問題でございますが、地方税法の上で、市内に居住する者という納税義務者の規定がございます。当然にその中に外国人は

含められるという解釈でもって住民税、固定資産を所有する者には固定資産税、都市計画税、これらの一般日本の国民と同様の税を課税しているというのが現状でございます。

○副議長（福島敏雄君）　　高橋　徹君。

○５番（高橋　徹君）　　今お答えをいただいたわけですけれども、住民税を払っているということであります。そうしますと、住民税を払っているわけですので、日野市民としての営みを行っているわけであります。私、ちょっと伺ったところによりますと、今、いろいろな企業で仕事をされたりしている方は、世界共通の保険証があります。それをグリーンカードと言うそうでありますけれども、日本人が海外へ行って、そのグリーンカードを使うときには、比較的多くの国で使用が可能なわけですけれども、また逆にそういうグリーンカードで日本での診療を受けるときに使いにくい、またそれでは受けられないという方もいるわけであります。

住民登録をしておりますと、国民健康保険等々に入っておられる方も、当然おられるわけであります。今私がここで問題にするのは、その国民健康保険証とか、そういうことでの支払い等よりも、また現金で払うか、そういう保険証を使って支払いがなされるかという一つ以前のことでありまして、43カ国のいろいろな言葉はダブりますけれども、それ相応の言語があるわけでありまして、果たしてそれではどのくらいの言語を持てば、平均的なそういうものに対応ができ得るのかということを判断しますと、恐らく10から15カ国の言葉があれば、ある程度の対応は可能ではないかというふうに思うわけであります。

そこで例えば日本語がまだよくわからなくて、そういう医療機関にすぐにかかりたい、救急車にも来てもらいたいというときには、それにかわる、要するに自分の国の言葉と日本語との間に入って、仲介をしてもらえれば、私は非常に助かるのじゃないかと思うわけであります。要するに通訳であります。

この通訳のことで、日野市内でも多くの、私は何々語ができますというような方がいらっしゃるのじゃないかと思うのです。ですからそういう方に登録をしていただき、例えば電話での対応が１時間なら１時間幾らとか、そしてまた手術の立ち会いのときには、その手術に対して１時間幾らくらいとか、そういうような形で通訳料も支払う。そうしますと、大変安心して物事が進みますし、医療も受けられるのじゃないかなというふうに思うわけであります。

そこで、そういうような通訳の方を介在して、これからのそういう便に取り組む意欲をお持ちかどうかを、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　今の段階でどのようにということは申し上げられませんが、いずれにいたしましても関係機関、あるいは関係者との協議、調査によりましてしかるべく対応したいというふうに思います。

ちなみに先般、８月31日付の日経新聞でございますが、神奈川県の綾瀬市の事例が出ておりました。それをちょっと聞いてみますると、現段階では綾瀬市でも医師会、お医者さんの側での対応ということでなされておりまして、たまたま当事者となられたお医者さんが語学サークルの環境をお持ちでございまして、そういったところから通訳をお願いしたり、あるいは家族連れでの居住者の中で御賛同いただける外国人の方にお願いするとか、そういった方法をとっているようでございます。

いろいろ方法としては今後の実情把握、そして検討の中で出てこようかというふうに思います。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　　高橋　徹君。

○５番（高橋　徹君）　　先ほど来、企業ということでお話が出たわけでありますけれども、企業でも、大きな企業で仕事をされている方は中に診療所、またはいつも関連する医療機関、病院等があって連携的なことが行われるようでありますけれども、しかし中にいろいろな国から参りますと、伝染病というものも、当然介在をするわけであります。日野で生活を始めて、また住民登録をして、その後伝染病になりますと、この周辺ですと、日野の市立病院が、伝染病の患者さんの治療をそこで受けさすというような病床であります。

そのようなことも踏まえまして、今までの話の中で、よく私は思うのですけれども、花にこれを例えますとヨーロッパの国々、統合される前の西ドイツとかスイス、このような国に夏の間、旅して回ったり、または訪れる機会の多い皆さんもよくごらんになることと思いますけれども、窓辺とか町の中、至るところにペコニアの大変きれいな花が、プランターに入って、道路に面したところに、ベランダのところからつり下げるように、またそこを抱き込むようにして置いて、よく見かけるわけであります。

そうしますと大変にきれいだな、こういう花はどういう人が手入れをして、毎日丹念に栽培をされているのかなということを、ふと思うわけであります。これはどこの国の方が訪れても、一般的にはそのようなふとした心を持たれるのじゃないかなと思うわけであります。

今度それが目に見えるからいいわけでありますけれども、行政サービスで言いますと、

私どもが日本人で日野のまちで生活をしていますと、確かに花壇がたくさんありまして、これもまたきれいです。しかしそういってふっとした、目に見えない部分での行政サービスが行われていますと、日野というまちの市民の方は、まちの中を歩けば当然すれ違うわけですので、よくわかるわけですけれども、その行政の長がどういう方かな、そのようなことを感じる方もいようかと思うわけです。

私は地域の国際化というのは、英文で市の概要を説明した小冊、それからマップ、並びに青少年の海外派遣の予算執行、または姉妹都市であるレッドランズのそういう協会の予算執行等々、行政は年ごとにきめ細やかに対応しておるわけですけれども、今後さらに一歩進んで、逆に求められる前に、そういうようなベースづくりが日野のまちにはありますよというものを、今最も経済的に豊かな、そして日本の、東京の中の日野市であります。そこに住む方が、何というサービスをしてくれる行政なんだろうということを、自分の国に戻ったときに、印象が随分違ってくるのじゃないかなと思うのです。

特に人と接したときの印象というものが、その地域とか、訪れた国の印象をよくも、または非常に心にとめるようなことにもなるわけであります。そのような形をつくり上げることができるならば、またつくる努力をされることが今、行政に求められている、地域の国際化の中のまた一つの分野ではないかというふうに、私は感じておるわけであります。

そこで以上、お話をさせていただきましたことを踏まえまして、市長の所見をいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘の趣旨は、当面、国際化という国際交流の時代に入っておりますので、それぞれの地域行政としても積極的に取り組むべき今後の課題だというふうに受けとめております。

国際間に国があり民族があり、また外交上の友好関係のそれぞれの原則的な条約等による手続がございます。多分、国際間の共通の原則になる事柄につきましては、恐らく制度としてかなり具体化したものが、国連等で定められておるというふうに承知をしておりますが、自治体という立場で、今後どのような外国人の渡航者、あるいは滞在者、居住者に対する基本原則が整っていかなければならないことだと思います。

今、日野市という行政の立場で、庁内に国際交流にかかわります各関係組織の意見調整の場ということで、庁内協議会を持っているということが一つあります。それから、企画で今まで担当してまいりました外国人留学生の、特に私費留学によるもの、その人

たちに対しましては、平和行政という立場から、奨学金の給付も、既に一部実現をしております。１年に１回か２回の少ない機会ですが、一応行政が招待をするという形で、ささやかなパーティーなども行ってまいりました。

これは特殊な例だと思いますが、我が国に留学に来て、そして日野市で居住をした。地域の方が大変親切に対応してくれたということは、ひいては日本に対する大きな理解のもとになる。国際平和の十分に基盤になり得る、こういう認識であります。

ただ、これから国際交流がますます進んで、国内の労働力が不足するために、海外から日系のブラジル国民が相当多数、本国に出稼ぎに来ておられる。あるいは低開発国という言い方も適切ではありませんが、賃金の安い地域から高賃金の、日本の経済的な地位が高まったということで、多数の労働力が積極的に日本に来ている、こういう状況を現実に我々も見るわけであります。

正規な入国管理手続を経て、そして先ほどの事例の企業等で、契約の範囲で研修や一時留学に来られる人たちは、それなりの当局の保護があるということは明らかでありますが、必ずしも正規でない、あるいは観光ビザ等で入国をし、多少法を侵しながら、労働力市場で賃金労働をやっているという実情が、相当あるのではないかと思います。

ですから日野市の場合に、例えば住民登録をし、旅行者でも情報としてしっかりと把握する根拠があれば、これは市民待遇もできるわけですが、ごく一般的にはどこそこかの事業に属して労働力を提供している、こういう人たちをどのように処遇すべきであるかということにつきましては、私どももときどき考えるわけであります。

日本国民であれば、これは住居が仮に定かでなくても、日野市内で発病して困っているという状況があれば、情報さえわかれば、対応する手段があります。外国人にまでそのことが適切に適用できるかどうか、このあたりの問題は、自治体としてしっかりと平素から考えておかなければならない課題であろう、こういうことになると思います。責任のない者を余り処遇するわけにもいきませんが、人権を守ってあげるという立場では、国内の市民と同様に遇してあげるということが、日本人的な対応でなければならない、このように思います。

そういうことに対しまして、まだまだ具体的な事例等は極めて不十分で、これからの課題になっていく、このように今のところ、言わざるを得ないわけであります。国民はもちろん、外国人であっても、日本では人権が一応守られるということが、日本国のまた民主社会の真意を外国に示す能力としても大切だと思っておりますので、発病されたような方には、医師会にもよくお願いをして、情報をひとつ行政にお伝えいただく、こ

ういうことがまず初動対応でなければならないだろう、こんなふうに思っております。

これから内部的にも十分対応を協議いたしまして、日野市らしい処遇ができる、このようになってなければいけないだろうと思っております。

○副議長（福島敏雄君）　高橋　徹君。

○5番（高橋　徹君）　今、市長の所見の中にときどきお考えになられているということであります。またさらに、これから年を追うごとに、日野市でも外国人登録をされる方がふえていくのではないかなというふうに、私は考えるわけであります。そういうときが今、来ているわけであります。そういう現状があるということを認識いただきまして、ぜひ行政としましても医療機関、そしてまた医師会並びに薬剤師会等々との連携がとれるように、またそういう機会があれば、市長がそのような議題を出していただく中で進めていただきたいわけであります。

地域の国際化が常に叫ばれて久しい中で、日野という町が、そういう意味でも「ちょっとすてきなまちづくり」というような一端を、ぜひそういう方にかち取っていただき、そしてまたそういうものを本国に、自分の生まれ育った国に持ち帰っていただきたいと思うわけであります。

前向きな取り組みをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって8の1、地域の国際化へ向けて、在、日野外国人への医療システムのサービスネットワークをつくろう！の質問を終わります。

一般質問9の1、日野市地域ケア研究所への市の助成をの通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

〔18番議員　登壇〕

○18番（一ノ瀬　隆君）　日野市地域ケア研究所について、質問いたします。

私は、6月の定例会で日野市大百科事典をつくってほしいと、再び発言しました。11年前の1980年4月には、市でつくらなければ、いつの日か自分でつくってみたいとも言いました。

実は、昨日、その一部をつくってみました。ほんの一部です。日野市に関する百科事典ですから何千項目にも及ぶはずですが、そのうちの4項目だけを考えてみました。試作ですが、読ませていただきますので、お聞きください。

試作した4項目の一つは、日野市地域ケア研究所であります。

「日野市地域ケア研究所」

1985年5月設立。略称「ケア研」、日野市多摩平三丁目5番地10、愛隣舎内に事務局を置く。患者、障害者、老人など、だれもが安心して住めるまちづくりのために、医療、福祉の専門家や患者、障害者とその家族、ボランティア、その他の一般市民によって設立され、会員の自主性において運営される。

難病調査研究、長期介護を必要とする人の在宅ケアの研究、地域ケア体制の確立等の事業を行い、ケア研の試験研究施設であり、在宅ケア支援型中間施設である愛隣舎、及び愛隣舎の会の運営に当たる。

ケア研の運営や研究活動の費用は、1口1万円の正会員の会費、1口2000円の賛助会員の会費と寄附金で賄われている。

筋ジストロフィーを病む石川正一を自宅で介護する母親は、その過労から倒れる寸前であった1979年1月、8人のボランティアの協力があり、日野市における在宅ケアチームの編成第1号が誕生した。この在宅ケアから地域ケアへと進み、日野医師会、東筋協などのメンバーで中間施設研究会が発足した。そこで難病を初めとする慢性疾患向きの中間施設は、既存のものの活用、転用ではなく、新しい施設を考える以外にないと結論された。そして実験施設、試験研究施設として愛隣舎が建設され、中間施設研究会が、日野市中間施設研究所として再発足することになったが、研究テーマは単に中間施設のみでなく、地域ケア全体に及ばざるを得ないとして、日野市地域ケア研究所と改められた。

これが我が日野市大百科事典の、「日野市地域ケア研究所」という項目の中身であります。

次に、これに関連した項目として、愛隣舎です。

「愛隣舎」

日野市地域ケア研究所の附属機関で、同研究所の試験研究施設、所在地は日野市多摩平三丁目5番地10。難病を初めとする慢性疾患の患者向けに考えられ、在来の老人や障害者の施設のような収容型のものではない、在宅支援型中間施設として出発した。したがって、家庭での介護が一時的に中断せざるを得ない事情が生じた際には、ある期間を家庭にかわって患者を世話するものであり、さらに退院患者の家庭復帰のための訓練の場でもあるので、家庭に帰っても応用可能にするため、家庭で準備できない特別な設備は不要であるとした。

石川左門さんの自宅を取り壊し、1984年、建設された愛隣舎は、家庭的な雰囲気のこじんまりした施設であり、2間続きの寝室には患者のベッドと介護者のベッド、浴室や

浴槽に手すりがついていて、楽な姿勢で入浴できるようになっている。洗い場でもトイレでも、介護いすにかけたままでいられる。あとは20人ほどが入れる会議室と、患者の食事をつくる台所がある。

石川正一君の遺志を受け継いで建てられたこの施設は、正一君がボランテアの隣人愛に支えられて生を全うしたことにちなんで、愛隣舎と名づけられた。

難病患者に限らず、障害者や老人が愛隣舎への入所が決まると、ボランテアがそれぞれ自分のできることを申し出て、食事の世話、入浴、トイレ、寝返りの介助など、時間ごとにプログラムを組み、なるべく自宅での生活と同じ日課で過ごしてもらうことになる。

食品衛生法、公衆浴場法、旅館業法などへの抵触対策として「愛隣舎の会」を発足、1986年７月６日発足させ、運営に当たっている。サービスを受ける側はもちろん、専門職やボランテアのサービスを提供する側も会員となっている。ちなみに、愛隣舎の会の会長は、医師の渡辺　猛氏である。

あと二つの項目は人名で、一人は故人、一人は現存する方です。まず石川正一さんです。

「石川正一」

1955年11月13日から1979年６月18日。東京生まれ。1962年から日野市多摩平に住む。幼稚園のころ、筋ジストロフィーの宣告を受け、10歳の夏に歩行不能となり、14歳の初夏、父親から20歳までしか生きられない事実を知らされ、残された青春の日々にみずからを完全燃焼させて生き抜こうと決意する。16歳から20歳になるまで、日野市立七生中学の訪問学級で学校教育を受ける。この間、体の衰えに比し精神の成長著しく、奇跡的にも20歳の壁を越すが、1979年、昭和54年６月、23歳６カ月でついに神に召された。

その著書、車いすの上の17歳の青春、「たとえぼくに明日はなくとも」は全国の多くの読者の感動を呼び、絶賛された。

たとえぼくに明日はなくとも
たとえ短い道のりを歩もうとも
生命は一つしかないのだ
だから何かをしないではいられない
一生懸命心を忙しく働かせて
心のあかしをすること
それは窯のはげしく燃えさかる火に似ている

窯の火は陶器を焼き上げるために精いっぱい燃えている

次に、石川左門さんです。

「石川左門」

1927年８月15日、東京に生まれる。早稲田大学政経学部中退。長男正一君の疾病、筋ジストロフィーを知り、1967年、運輸業副社長の職を辞し、筋ジス患者運動に身を投じる。以降も福祉運動に専心し、社団法人、東京進行性筋萎縮症協会を設立、理事長に就任。全国難病団体連絡協議会の初代会長。患者の純粋な立場を中心に据えた、難病、福祉、検診事業、地域ケアの体制づくりに奔走し、各種団体の重責を歴任、兼運転手として現場を駆けずり回り、実績を積み重ねてきた。1985年、日野市地域ケア研究所を設立。

主な著書に「死と向かい合う看護」「めぐり逢うべき誰かのために」「地域健康づくり」「在宅ケア」「ささえあう暮らしとまちづくり」などがある。

住所は日野市多摩平３－５－10。

以上、私の夢の日野市大百科事典の一部をひもときました。

この中にもありますように、日野市地域ケア研究所は1985年、昭和60年５月19日、設立総会を開きました。会場の日野社会教育センターに、森田市長を初め、多くの皆さんと一緒に私も出席させてもらいました。そのとき既に、こういう活動をするので、ぜひ市からも援助していただきたいとの、関係者からの発言もあったと記憶しています。

私は賛助会員になり、年会費１万円を払いました。以降、毎年必ず総会が開かれ、その都度、私も出席し、会費も払ってきています。ことしは５月25日土曜日、中央福祉センターで、第７回総会が開かれました。

ここで報告された決算は、11万余りの赤字でした。出席者の中から、市で補助してほしい、助成していただきたいという強い声が出されました。私は、先進的な事業を進め、幾多の成果をおさめてきたこの日野市地域ケア研究所には、何らかの形で市からの助成を実現すべきだと考えました。

この第７回総会に出席されていた夏井議員の御指導もいただき、ここに質問として取り上げた次第であります。

ことしになって、日野市地域ケア研究所の石川左門さんから１冊の本をいただきました。この本です。「ささえあう暮らしとまちづくり」。石川さんが書いたもので、副題に「地域ケアを担った市民グループの活動記録」とあります。地域ケア研究所設立に至るまでの活動と、今後の抱負が詳細につづられています。４章の構成で、その３章で、日野市での取り組みが書かれています。第３章、日野市での取り組みの書き出しに、こ

う記されています。日野市での難病問題が注目されるようになったのは、昭和49年６月の市議会でのスモンに関する質問に端を発したと言われている。

過去に、日野市の難病運動を扱った本が幾つか出版されています。その中で、事の始まりとして、1974年６月定例会の一般質問が記されていました。ある革新系議員の質問が、次に社会党議員とあり、ある雑誌には議員名が載っていました。

しかし、発言して17年近くもたって出版されたものにもそれが載っていることに、感慨を覚えました。だからというわけではありませんが、担当の職員の皆さんもこの本をぜひ読んでいただき、日野市地域ケア研究所を御理解いただきたいと思います。

ここに1985年設立された、日野市地域ケア研究所の発起人による設立趣意書があります。「介護を必要とする人々と共に生きるまちづくりを求めて」がタイトルになっています。ケア研を理解していただくために、読んでみたいと思います。

介護を必要とする人々とともに生きるまちづくりを求めて。[3]（仮称）日野市地域ケア研究所設立趣意書[3]

私たちは、このたび、日野市地域ケア研究所を設立することになりました。

この研究所は、障害や疾病などで、長期に介護が必要な人々と共に生きるまちづくりを進めるための、手段、技術、人間関係づくりの方法などを研究し、可能なことから実践に移していこうとするものです。

この研究所の設立の背景には、人間的努力に満ちたふたつの歩みがあります。

その第一は、日野市における地域難病運動と、それを含む地域医療・福祉運動の歴史です。

日野市では、1976年春に第一回の難病集団検診が実施されて以来、こんにちまで18回に及ぶ無料の集団検診が行われてきました。この集団検診事業は、日野市医師会と住民団体である日野市医療と福祉を進める会が中心実務をにない、市役所、保健所、都立病院などの行政機関、患者団体、障害者団体、ボランティア団体、市民団体、各分野の専門家・研究者、社会福祉協議会などがチームをつくり、共に手を携えて実施してきたものです。

18回の検診の受診者は九百数十名、検診スタッフは延千八百名を超え、専門医・医療医の紹介、きめこまかい生活相談などのサービスによって、困難な障害や病気を持つ多くの受診者に生活の方向を示し、日野のまちのなかで共に生きていく道を拓く努力を重ねて来ました。また、この検診は、日野市にとってだけでなく、我が国の医学、保健医療、福祉にとってかけがえのない数々の貴重なデータをもたらしました。

さらにまた、この地域難病チームは、検診で掘りおこされた患者のために、日常的な地域ケアのシステムを確立することをめざし、特に重い状態にある患者のために、個別のチームをつくり、患者・家族の生活を支える努力をしてきたほか、障害児の早期発見を目的に障害児検診を実施、障害児・家族の地域ケア体制づくりにも力を注いできました。

日野市におけるこうした地域医療・福祉の運動は、年と共に各方面からの注目を集めるようになり、国内各地はもとより、こんにちでは、外国からも視察に訪れるようになっています。

研究所設立の背景を成す第二のことは、故石川正一さんとその家族の歩んできた歴史です。

石川正一さんは、神経難病のひとつである進行性筋萎縮症のため、1979年に、二十三歳七カ月でこの世を去りました。石川さん一家は、1962年以来、日野市の市民として生活してきましたが、一家をあげての厳しい闘病生活のなかでも、自己の問題にのみ目を向けるのでなく、同じ境遇にある人々に思いをはせ、自らの生活課題を率直に地域社会の前に明らかにして、障害者・難病患者のかかえる問題を、社会的に解決すべき事として私たちに示してきました。例えば、正一さんは、日野市障害者青年学級の中心的なにない手として、特に創立当初の時期、活動の先頭に立ち、障害を持つ青年の学ぶ権利を地域に具体化するために、病身をかえりみることなく活動しました。また、正一さんの父親である石川左門さんは、東京進行性筋萎縮症協会の理事長として、いっかんして、神経難病患者の医療・福祉の向上のために力を尽くしてきました。さらに母親の恵美子さんは、正一さんの死後、在宅障害者・難病患者のための介護ボランティアとして、献身的な活動を行っています。

こうした石川さん一家の生き方は、多くの人々に深い感銘をあたえ、特に重度の障害や疾病とたたかう人々にとって力強い心の支えとなってきました。

石川さんご夫妻は、正一さんの亡くなったあと、その志を継ぎ、さらに発展させるため、私財を投じて自宅を改築し、地域ケアのために提供することを決意、1984年秋に建物を完成させました。石川さんによって「愛隣舎」と命名されたこの建物は、長期に介護を要する人々と家族のための、実験的な生活実習の拠点として、また地域ケアの研究活動を進める事務的なよりどころとして、新たな一歩を踏み出そうとしています。

このような歴史を踏まえて、今度結成される運びとなった研究所の性格、目的などを示せば次の通りです。

一、名称

（仮称）日野市地域ケア研究所

二、事務局の所在

日野市多摩平三丁目５番地の10・愛隣舎内

三、研究所の組織的性格

研究所は、会員の自主性において運営される任意団体とします。

四、事業の内容

１　調査・研究活動

（１）長期に介護を必要とする人々の在宅ケアについての研究

難病患者、障害者等で、介護を必要とする人々の大半が、自分の家で生活しています。これは、施設不足が原因のひとつですが、本人が家族と共に生活したいと願う場合も少なくありません。他方、人口の高齢化に伴って、寝たきりの生活をする人々が、年ごとに増えています。しかし、そうした方々と暮しを共にしている家族の苦労は、なみたいていのものではありません。こうしたことから、個々の患者、障害者の生活に照らして、在宅ケアを実際にどう進めるかが大きな社会的課題になっています。

具体的な研究テーマとしては、①日常生活のなかで医療・福祉その他の関係者によるチームをどうつくり、どんな活動をするか、②家族との関係をどうつくり、どんな援助をするか、③ボランティア活動の位置付け、ボランティアの教育をどうするか、④食生活の改善、補装具の普及と改善、住生活の改善、介護技術の向上など生活全体にわたる技術の研究、⑤在宅ケアのためのマニュアルの作成、などがあがっています。

（２）地域的なケア体制についての研究

在宅ケアのためには、これまでの我が国の医療・福祉に色濃かった収容施設中心の考え方から、地域社会を拠点とする保健・医療・福祉の体制づくりへ転換しなければなりません。もちろん施設が不要になるというようなことでなく、施設もまた、新たな使命を持つようになっていくわけです。

具体的には、①地域的なレベルでの保健・医療・福祉のチームをどうつくり、どのように機能させていくか、②家庭・各種施設・地域社会の中間にあって、地域的なケア体制の交点になり得るような「中間施設」について、③住民・行政・医療福祉の専門機関それぞれの役割の分担や連携、などが研究テーマになるでしょう。

（３）各種の調査活動

地域的なケアの対象になる人々の生活状態などについてはもちろんのこと、長期に介

護を要する人々に対するケアに関して、調査と資料の収集などを行います。

２　地域的な互助組織「愛隣舎の会」の経営

石川左門さんの計画によって愛隣舎のなかに、長期にケアを必要とする人々のための施設的な空間を設けることができました。（部屋は三室。浴室、トイレ、ダイニング・キッチンがついています）

ここを拠点として、長期にケアを必要とする人々の互助組織「愛隣舎の会」をつくり、会員に対して、ショートステイ（短期滞在）などのサービスを行います。またこの組織を、長期にわたって介護を必要とする人々やその家族が、日常的にも交流しあい、互いに励ましあっていくための組織として発展させたいと考えています。この組織「愛隣舎の会」の経営を、研究所が行います。

以上が、研究所に関する主な紹介です。

私たちは、この研究所の運営にあたっては、一貫して自主性を土台にしていく決意です。そのため、財政活動においても、日野市民の皆さんや、この研究所の趣旨に賛同される方々にお願いして、その力によって進めたいと考えています。

なにとぞ私たちが実現しようとしている研究所活動の趣旨・目的などをご理解いただき、お力添えたわまりますよう、心よりお願い申し上げます。

1985年２月

発起人代表　　花輪音三

以上がケア研設立趣意書であります。

さらに毎年開かれ、ことし第７回となりました総会の議案書が、すべてここにそろっています。それぞれに過去１年間の活動状況が報告されています。

今まで筋ジストロフィー症、背髄性筋萎縮症、筋萎縮症側索硬化症、パーキンソン病の神経難病、脳梗塞、老衰、慢性関節リュウマチなどの患者が愛隣舎でサービスを受けています。

このほか、地域ケア研究所は数多くの価値ある活動を行ってきました。最近の１年間だけを見ても、日野市療養相談事業等の、日野市医師会との共催による実施、静止画、テレビ電話による情報交換と遠隔療養指導などの活動があります。さかのぼって1989年には、市長からの依頼で、在宅老人ケア研究事業のカリキュラム作成の委託も受けています。

決算について見ますと、1989年度の東京都福祉振興基金財団からの助成があるだけで、他の助成金、補助金はありません。会費のほか若干の寄附と、ガレージセールなどで苦

しい会計をやりくりしているのが実情のようです。ぜひ何らかの形での市からの助成をお願いするところであります。

私は数年前の予算委員会でこのことをただしましたが、これに対して高野福祉部長は、この研究所は石川さん個人のものであるから、補助などは出せないと答えました。建物の所有は個人であっても、そこを借用して、会員の自主性で運営されているものであり、福祉部長の答えは全く事実と違うものだと思います。坂口福祉部長は決してそんな回答はしないと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　日野市地域ケア研究所に対する市の助成ということで、お答えいたしたいと思います。

ただいま御説明がありましたように、昭和50年に日野市医師会あるいは日野保健所、福祉団体等が中心となりまして、日野市地域保健協議会、これらを設置いたしました。そして昭和51年から神経系の難病あるいは膠原病を視点にいたしまして、地域医療として集団検診を実施し、約10年間にわたりまして、積極的な診療を展開してまいったところでございます。

当時は、難病に対しまして医療体制は十分ではなく、事実上その医療は放置されていたと言っても過言ではないかと思います。また福祉制度の面からも、疎外されていたことも事実でございます。現在におきましても、難病の方々は障害者としての認定がなされていない、いわゆる病状の変化がある中では、障害者としての認定ができないということで、別扱いになっているということになっておりますが、最近におきましては、各自治体におきましても、難病に対します諸手当、あるいは東京都におきましては、医療費の助成等行っているのが現状でございます。

このような中で、この検診活動はいわゆる日野方式と言われまして、全国的なモデル事業として高く評価されてまいっております。この活動の中から、ただいま御指摘のございましたいわゆる難病の中間施設、在宅ケアサービスの必要性から、昭和60年の５月に地域ケア研究所の設立に至っておるわけでございます。

ケア研究所は、医療、福祉の専門家や患者、障害者、その家族、ボランティア、一般の市民によって運営されているところでございます。御指摘のとおり、若干の補助金とおのおの会費、あるいは寄附金等で賄われております。

事業の内容といたしましては、私も十分実態を把握してなくて申しわけございませんが、相談あるいは老人の緊急一時介護、保護、こういうものを行っているということを

理解しております。

市からの助成ということでございます。昨年でございますが、日野市社会福祉協議会におきまして、在宅ケアの事業委託契約ということで、研究所と社協との契約というようなことが行われております。今年度については、まだ行われてないようでございます。

このような、ボランティアを中心とするところの地域福祉活動は、これからの地域福祉を推進発展させる意味からも、まさに地域の社会福祉協議会、ここが中核となってやるべき事業ではないかというふうに考えております。行政といたしましても、社会福祉協議会との連携をさらに強化いたしまして、支援の方法等について検討していきたいというふうに考えております。

先ほど御紹介ありましたように、法的には抵触する分がある中で、行政がいかにかかわっていったらよいのか、その辺からも若干研究しなくてはならないと思っております。特に宿泊、入浴、若干の医療的な行為、これらがやはり若干法的に問題があるのではないかというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、地域のボランティアが中心となりまして、このような地域活動が推進されるわけですので、このまま黙っているということはできません。十分、社会福祉協議会との連携をとりまして、何らかの支援の方法を検討していきたい、かように考えているところでございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　もちろん社会福祉協議会を通してでも実質的な援助、助成はできるわけですから、そういう点でもぜひ検討をしていっていただきたいと思うところでございます。

在宅支援型中間施設と言ってきましたが、中間施設の中間とは、病院と家庭の間、医療と福祉の間という二つの意味があるということであります。過日のケア研総会には、福祉部社会福祉課長が見えていまして、市長のかわりにあいさつをしていましたので、今回の質問通告に、うっかり回答を求める理事者の欄に市長、福祉部長と書いてしまいました。医療と福祉ですから、福祉部長だけでなく、生活環境部長を書くべきでした。市長とは書いておきましたので、保健医療については市長から、これを含んだお答えをしていただきたいと思います。

市長に発言をお願いする前に、さらに幾つか地域ケア研究所について触れておきたいと思います。

昨年５月に行われました、ケア研第６回総会の議案書の中に、目にとまる文章があり

ましたので、紹介させていただきます。活動報告の「考察」としての前書きです。

「高齢化社会を迎え、医療・保健・福祉の需要が上限知らずに膨張するに比して、これに対応する社会資源の拡充には限界があり、施設よりも家庭での生活を求める人間的心情とは別に、ここに施設から地域でのケアを促される社会的な必然性がある。だが地域ケアを担う医師、保健婦、看護婦等の専門職に、在宅ケアの負担の、全面的な肩替わりを期待することは、現況では現実的に不可能である。従って、住民相互が隣人同士として支え合うボランティア活動の担う役割と、その社会的意義は限りなく大きいと同時に、そこにまた、無資格、無償の援助活動の限界があることも、また否めない事実に違いない。」こんな文章がありました。

次に、ケア研の機関紙と言っていいと思いますが、「愛隣舎」の第５号に載っている２人の方の文章も紹介しておきたいと思います。石川左門さんの奥さん、石川正一君のお母さんである石川恵美子さんと、ケア研所長の木下安子さんのものです。

石川恵美子さんは、「愛隣舎の歩み」と題して載せています。

筋ジストロフィーという難病で23歳７カ月の若さで世を去った息子は、在宅で末期を過ごしました。私は息子の側から、片時も離れることはできませんでした。衣服着脱、洗面、体位変換、気管切開、口からの吸引、ときには顔色を見ては酸素を鼻腔から入れるなど、すべて親の介助がなければ自分の生命を保つことができません。文字どおり昼夜を問わずの戦争でしたが、息子は、苦しむことは母親の私に負担をかけることだと考え、お母さん、苦しんでごめんねと、自分のことよりも私のことを気づかうのでした。

昼間２時間ほどの仮眠も許されぬ、昼夜をわかたぬ不眠の介助という厳しい状況の中で、主人はたまりかねて、地元社会福祉協議会に飛び込み、助けを求めました。ところがありがたいことに、早速８名のボランティアの方々が、月曜日から金曜日まで、毎日２時間の援助の手を差し延べてくださいました。主婦業の肩がわりをしてくださったのです。このときの、助けられた感謝の気持ちは、今も忘れられない経験として、胸に焼きついて離れません。その支えてくださったボランティアの方々を見て、息子は、お母さん、感謝だね、日本はエコノミックアニマルと言われているけれども、まだまだ隣の人を愛する心は残っているのだね。僕は先にいくけれど、お母さんは僕のような大変な人たちのために働いて、そしてまた天国で会おうねと、穏やかな表情で申しました。

地域の中での多くの方々との出会いによって、短い命とは言え、息子は豊かで満ち足りた生涯を終わることができたのでした。そして息子の部屋は、一時入所、在宅支援型中間施設の研究施設として生まれかわったのです。

日野市地域ケア研究所、愛隣舎は昭和60年に開所し、初代所長を花輪音三先生、次代所長を木下安子先生とし、愛隣舎の会会長が渡辺　猛先生（整形外科）です。愛隣舎は、息子が隣人愛によって支えられた、そのことから名づけられました。愛隣舎は日野市医師会の先生方、専門職、ボランティア40名とで運営されています。

ところが、活動するに当たり、一つの問題にぶつかりました。それは利用される方々が一泊すると旅館業法、食事をすると食品衛生法、入浴をすると公衆浴場法という、それぞれの既存の法律に抵触することでした。そこで先生方によって考えられたのが、不特定多数でなく、特定多数利用者による会員制という互助組織の形をとって、現在までの活動が続いております。

あるケース。82歳で痴呆のお母さんを介護していらっしゃる娘さんが、愛隣舎は入所の折の煩わしい手続もないので、忙しい私にとってはありがたいことだと、感想を述べられました。日々の介護疲れから解放されて、わずかな一時を、家族が外で久し振りに食事ができましたとか、早速ホテルの予約が取れました等と、弾んだ声を聞くときに、人間として当たり前のことが当たり前でない日常生活を余儀なくされて、忍耐を強いられる毎日を送り、たった一度の人生が、片時も目を離すことができずに、介護にあける日々であったとしたら、もちろん親を大切にするのは人として当然なことなのですが、私が息子の介護に明け暮れているとき、早く僕は天国に行かないと、お母さんが倒れてしまうと気づかっていたことがありましたが、難病も障害者も、御老人も、大変さには変わりありません。

さて、愛隣舎という活動の拠点は、ケースの一時保護のほかに、介護する家族側の訴えによる電話や、来訪して胸の思いを吐き出すことによって、あすへの充電をするところでもあります。さあ、またあすも頑張りますと言って帰る方もあります。その他ボランティア同士の出会い、触れ合いなど、お茶を飲みながらコミュニケーションを深める場でもあります。泣いたり笑ったり、ときには反省したり、年齢は30代から70代と幅広く、さまざまな話題がいろいろ飛びかっていますが、自己研さんの場でもあります。それぞれが立場を超えて、持てる力を出し合って、ケース側の意見も聞き、そして関係機関との連携を持ちながら、高齢化社会に突入しつつある今、愛隣舎という活動の芽を伸ばしていきたいものと思います。

これが石川左門さんの奥さん、石川恵美子さんの一文であります。

次に木下所長は「愛隣舎の姿」と題して、書かれています。

ゴールデンウイークの半ば、５月１日の朝日新聞に、水戸の女医さんが次のように投

書をされました。

「連休のうち何日か、または何時間でも自分たちの連休の一部を病人や老人介護に使ってはどうでしょうか。長寿日本といっても介護を必要とする老人は増える一方です。この人たちをすべて、その職にあたる人にのみ任せるのはどう考えても無理です。お互いに助け合って、豊かな社会を築きたいものです。」

愛隣舎では、もうそのことを始めています。４月29日には、老人痴呆のＫさんがショートスティで１泊されました。Ｋさんはいつもディケアを利用されており、おなじみの方ですが、お泊りは初めてでした。御家族は連休を何年ぶりかで楽しまれました。きっと新緑の中で生気を取り戻されたことでしょう。私たちは、こうした御家族の姿に励まされて、ささやかでもお役に立てた喜びを味わいます。そして、ことしの夏にはもう少し長くお預かりできたらと、今から心組みをしています。

小さなことかもしれません。でも、少しずつ、難しいお世話やお泊りにも経験を積み重ね、自信も生まれてきています。５年前に比べると、随分前に進んできたと思います。そして、一人ではとても難しいお仕事も、みなが協力するとできることも実感しています。お仲間のボランティアもふえました。お互いに持っているものの違いにびっくりし、学ぶことが多いのです。ときには小さな波風が立つこともあります。それを乗り越え、さらによいチームワークが生まれます。

あとは省略いたしますが、木下ケア研所長の文章であります。

このような、日野市地域ケア研究所、愛隣舎でありますので、取材に、見学に、研修にと、来訪者がしきりに見えています。各新聞あるいは「月刊地域保健」という雑誌などにも、多く取り上げられています。テレビのニュースワイドなどで、何度も取り上げられてきています。関係者は、日野市内よりも日野市外でより多く知られているのではないかとも言っています。

以上申し上げて、市長のコメントを求めます。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　愛隣舎、地域ケア研究所、今、そういう運営の方式になっておりますが、その以前、石川左門さんも重要な提唱者の一人であったと思いますが、日野市でいわゆる難病検診事業、つまり今まで行政の必ずしも組織に乗っていない、そういう領域に対して、医師会、それから保健所が中心になられて、大きな運動の提起をされたということは、日野市の医療、福祉事業に対する、大きく目を覚ましていただいたというふうにも思っております。

自分の御子息の筋ジストロフィーによる直接の経験を、身をもってされたわけであります。当時石川正一くん、あるいは河合俊哉君、本当に青年期の、生きたい盛りの人たちが、尊い一生を難病によって社会に訴えた、こういう経過は非常に尊いものであったと思っております。

私も当初からの経過も一応存じておる立場でございまして、御提案の地域ケア研究所の事業に対して、何か具体的に助成というふうな法的な施策がとれないものだろうかということにつきましては、いろいろと考えた経過はございます。

本来、福祉体系は、障害者でありますとか、重度の難病に悩んでおられる方、一応認定をして、それに対する措置という形で個別的に援助をしたり、それから救済的な行為を行う、こういう仕組みになっております。恐らくそういう仕組みだけではカバーし切れない難病の領域、あるいは障害者の領域があるに違いないわけでありますし、その解決が当事者周辺に任せた形で対応ができているというところから、入院の措置を講ずるとか、あるいは特別なケアの措置を講ずるとかいうことが、どうもうまく機能できるところまでいっておりません。

その点に気づかれて石川左門さん、つまり石川正一君のお父さんですが、身をもってその事業に取り組んでこられた、こういうことだというふうに思っております。厚生省の当局でもそのことに気がついて、何か難病の集団検診あるいは高齢者のケアのこともあわせて、在宅ケアに対するマニュアルづくりをしたいという考え方があるようでありまして、まだ決定にはなっておりませんけれども、日野市にも、この難病検診事業に対する照会がありました。取り組んでこられた方々が一番経験があるわけでありますので、特に当時の医師会長であり、長く福祉協議会の会長もしていただいた、またその関係の専門家でもある花輪さんに相談をしておる状況でございます。

もう一遍それらを復活をさせてといいましょうか、そういう形で厚生省が考える、全国に共通できる対策がとれれば幸いだというふうに思っております。

それとは別といたしまして、この地域ケア研究所に対します助成の仕方を、今までも多少工夫したと申しましたが、日野市には福祉法人に対します助成のもとになる条例がございます。そういう形で、ある事業を委託をするとか、あるいは個人の提案について受け付けていただくとか、そういうことも規定ができるということになれば、一つの道は開けてくると思っております。

いろいろ意識の高い運動、活動でありますので、そういった助成事業がかえって牛を殺すようなことになってもいけない、このこともあわせ考えまして、一番適当な、また

価値のある処遇の仕方をひとつ考えてみたい、このように、きょうの質問を聞いて一層感じたことでございます。

○副議長（福島敏雄君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　市長の前向きな答弁であると、把握いたしました。

この質問を思い立ったのは、先ほど申し上げましたように３カ月以上前でありましたが、私の怠慢と力不足で十分な調査、準備もできず、遺憾に思っています。今後勉強して、日野市地域ケア研究所の前進のために、ともに歩んでいきたいと考えています。

市のこの研究所に対する助成の点、前向きなお取り組みを重ねて強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって９の１、日野市地域ケア研究所への市の助成をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後２時38分　休憩

午後３時20分　再開

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の１、小選挙区制と地方議会についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　一般質問をいたします。

まず第１問は、小選挙区制に反対する立場から、市長に質問するものでございます。国会は、10月４日の会期末まで１カ月を切りました。証券、金融不正の徹底糾明か、不正を幕引きにして、小選挙区制導入やＰＫＯ、国連平和維持活動協力を名目にした自衛隊派遣のための審議に進むのか、今週は重大なところに立っている状態です。

自民党は、10日から小選挙区制導入を柱とする政治改革関連法案の趣旨説明、質疑に入り、衆議院での委員会審議を６日間で終える考えと、報道されております。しかし、小選挙区制には野党が一致して反対しているため、政治改革のための与野党協議機関を設置し、火種を残そうという動きも、自民党内で模索されていると言われているわけでございます。私は、この種の火種を残すことなく、きれいさっぱりと、小選挙区制は粉

砕すべきである、こういうふうに考えております。

また、日本国民は過去も1956年の鳩山内閣、1973年の田中内閣のときに小選挙区制の案をつぶしました。今回も、全野党が反対をすれば、つぶせるはずでございます。しかし、事態は重大な局面を迎えてきております。国民が相当頑張らねば、廃案に持っていけないという見方もあるわけでございます。

今までと違う点は、政府自民党のマスコミ操作が進んでいる点ではないかというふうに思います。第８次選挙制度審議会に参加しているマスコミ各社の幹部、まず会長が、読売新聞社長で、日本新聞協会会長の小林さんでございます。そして委員には日経の社長、朝日の編集委員、サンケイ新聞の論説委員長、毎日新聞の論説委員長、テレビ東京の会長、ＮＨＫの解説委員長、現在、考査室長、そして読売新聞の論説委員長、現在、調査研究本部長ということです。中国新聞の社長、元時事通信の論説委員、元共同通信の論説委員長、こういう方が入って、小選挙区制をおし進めようとしているわけでございますので、あなどることができないというふうに考えるわけでございます。

市長にも、市長としての立場からぜひ頑張ってもらって、憲法にそぐわない小選挙区制が実施されないよう、動いていただきたいというふうに期待をいたしております。また市議会もそうでありまして、政府に向けて、意見書等の提出をしなければいけないというふうに、強く訴えたいわけでございます。

ことしに入りましても、３月議会、６月議会に私どもから小選挙区制に反対する意見書を提案をしました。しかし、これがきょう、小山議長、欠席でございますけれども、小山議長のもとで流案、廃案という事態を繰り返してきております。今回はひとつ、正々堂々と討論をして、意見書が提出されたならば採決をしてもらう、このことが必要ではないかというふうに思います。そのことが、日野市議会の権威も高めることにつながると思うわけでございます。

本日、この一般質問をしましたのは、自民党の構想の中に、地方議会も小選挙区にするという考え方がございますので、この点でも市民の皆さんの注意を喚起する、こういう立場から一般質問をしたわけです。

今、なぜ小選挙区制かというそもそものことについても、一言触れたいと思います。海部首相は、命がけで政治改革に取り組むということを言明しました。そして財界や一部のマスコミ、あるいは自民党各派などからの叱咤激励を受けながら、みずからの政権の命運もかけて、大車輪でございます。

既に多くの市民の皆さんが御存じのように、なぜ今、自民党がこのように小選挙区制

を急ぐのか、それはこの機会に、自民党の１党支配の体制をさらに永久化し、国際貢献の名のもとに、実際はアメリカの世界戦略に貢献する国家づくり、つまり憲法改悪、自衛隊海外派兵、日米軍事同盟を攻守同盟に再編する道を掃き清めようとしているからであります。この点を、国民は見抜かなければいけないと、私は訴える次第でございます。

日本共産党は、この重大な情勢に対して、いろいろと声明などを発表してまいりました。自民党支配の永久化、憲法改悪を目指す小選挙区制導入の企てを直ちに中止せよ、あるいはまた、定数抜本是正具体的作成のための緊急の野党間協議の促進、あるいはまた、いかなる形態でも小選挙区制導入に反対し、抜本的な定数是正の実現をと、頑張ってきたわけでございます。

自民党は、小選挙区制こそが政権交代を可能にするなどと言っていますが、長期政権にしがみついて、金権政治で数々の利権をその手にしている自民党政権が、みずから自分が不利になる制度を、率先して採用するはずがありません。現に、1986年にごく部分的な定数是正にとどめた際、中選挙区のままで抜本的な是正をすれば自民党は現状の得票数でも、過半数を失うことは明白だ、という報道がなされました。

こういうことから、自民党は定数是正を怠ることによって政権を維持していく、そういう今、状況にあります。

また、注意しなければいけないのは、自民党は一部野党に、対案として併用制をという呼びかけをいたしております。そして小選挙区制という土俵に、野党を取り込もうと、策しているわけでございます。

しかし、そもそも自民党は当初から併用制など問題にしておらぬ、ただ小選挙区制論議の土俵に野党を引き込むために、併用制論議を利用しようというに過ぎないのです。ここをよく見抜いて、企みに引き入れられないように、いかなる小選挙区制にも反対するという態度を貫くことが重要ではないでしょうか。

小選挙区制で一般質問通告をいたしましたので、なぜ小選挙区制がよくないかという点についても、簡潔に触れておきたいと思います。

小選挙区制は、まず構造的な欠陥があるということでございます。ことし、沖縄の琉球新報が報道したことがございます。施政権返還前の沖縄では、29の小選挙区に分割して、小選挙区制で立法院議員選挙が行われていました。1960年の選挙結果では、自民党は48.4％の得票率で、議席は75.9％も独占し、第２党の社会大衆党は、得票率31.1％で、議席はわずか17.2％にとどまりました。結局、得票率の差は17.3％であるにもかかわらず、議席数では何と58.7％もの差が出ました。小選挙区制の弊害をいやというほど思い

知らされた。小選挙区制は疑問だというふうに主張したわけでございます。

実際、自民党案が実施されますと、過去３回の総選挙の得票率平均を当てはめて、いろいろのところで試算がなされております。自民党案は得票率47％で97.7％、一方、社会、公明、民社３党合わせてたった７議席、日本共産党はゼロという結果で出ることが明らかになっております。

そして、それでは比例代表との並立制ではどうなるかと言いますと、それでも自民党が、現在の得票で359議席、76％の議席を占める。社会党は55に減ってしまう。公明党は26に減る。共産党は17になるということで、これは現状より１つふえます。民社党は14になる。こういうような不公平な議席配分になってしまうわけでございます。

そういう点で、小選挙区制は国民の意思を正しく反映することがなくなるわけでございまして、この点で最大の欠陥を持っているということが言えると思うわけです。

また、小選挙区制は金がかからないという宣伝がなされております。しかし既に、海部首相が衆議院で答弁した言葉を見ても、うそだということがわかるわけでございます。90年４月13日、衆議院予算委員会。小選挙区制にすれば金がかからなくなるというものではありませんと、答弁をしております。

また田村元、前衆議院議長が雑誌に発表された文句によりますと、小選挙区制にしたら金がかからなくなるというような注釈がついていることに釈然としないものを感じる、こうおっしゃっているのです。

それから週刊「宝石」に渡辺美智雄、自民党渡辺派会長がおっしゃっております。金のかからない小選挙区制というのは考えが間違っている。それが証拠に、奄美群島区は１人区ですが、なぜあんなに金がかかるのですか、というふうに告白をされているわけでございます。

また、自民党竹下派の金丸会長、「自由民主」で、去年、語っておられます。選挙というのはお祭りだよ。大きな声で言えることじゃないがね。金を使わないでお祭りをやろうとしてもそれは無理だ、とおっしゃっているわけでございます。

この実例が、鹿児島県の奄美大島で実際に行われております。テレビ朝日で、奄美大島出身の徳田虎雄議員は、小選挙区制になると１票30万円、50万円、100万円で買っている人がおるということを、発言までしているわけでございます。

またもう一つの小選挙区制賛成論といたしまして、小選挙区なら政権交代が可能という宣伝もなされております。しかし自民党がねらうのは、我が国の政党配置が、総体的には自民党が圧倒的な力を持っているので、そうはならないことを見越しておりますが、

万が一でも自民党は、この小選挙区制の導入を機会に、政策の違う野党を国会から締め出して、自民党と本質的に政策が変わらない、新しい二大政党の体制をつくるということをねらっているわけでございます。

私たち国民から見ますと、暮らしや福祉がばっさり切り捨てられる自民党型の政治が交代で続くのでは、国民にとって何のプラスにもならないわけでございます。

政権交代というのは、選挙制度のさじ加減一つで人為的になされるものではない、本末転倒だというふうに思います。消費税のときに参議院の選挙結果にあらわれましたように、政権交代は国民の意思で行う、これが本質であると思います。現在の中選挙区制でも、定数是正を行えば自民党は少数になるわけで、政権交代も可能なわけであります。

そういう点から、私は厳に小選挙区制に反対をしているわけです。

日本の歴史、外国の例も一、二、述べたいと思います。

戦前の日本の小選挙区制の実態です。これについて、明治の話です。選挙制度がこれではいかぬということで改正をされました。そのときに新井章吾という当時の衆議院議員が、かの最も憎むべきところのわいろという弊害が多いということを主張しております。風俗壊乱という最も悪い弊害は、現行法律の選挙区画の小さいところから起こると、私は思うのであると、当時も言って、これは廃止になりました。

その当時支配政党が望んだのは、しかし、意図があったわけでございます。意図があったけれども、当時の国民の世論で、小選挙区制は中止されました。原　敬日記にこう書いてあるわけでございます。近来、この社会主義らしき言動は日一日と進みおるがごとし。この傾向を知るものは、選挙法を改正して、小選挙区制となすをもって、遠き将来は知らず、近来の弊を正して、危険思想の伝播を防ぐ唯一の方法となさざるべからずと。これが当時の本心だったわけですが、国民はこれをつぶしました。

それからイギリスの例をほめる方々もございます。世界の大勢があたかも小選挙区制であるかのような宣伝がございます。しかしイギリスでも制度の矛盾が続々出ているわけでありまして、先般、イギリスに衆議院欧州各国選挙制度調査議員団というものが、自社公民の各党で調査にいらっしゃいました。そのときの、あちらの議員さんの説明です。

各党の全国レベルでの得票率の差が、議席数の差に増幅されて反映される。小政党が議席を得る機会が減じられている。これはワディントンという内相の話だそうです。

自由党は、全国で得票率が６分の１あるにもかかわらず、議席の数は30分の１です。このような英国の制度は、他のＥＣ諸国にも東欧にもありません。世界からばかにされている制度です。メイヒュー上院議員。自由党。そういうふうに不合理性を述べたそうでございます。

これらの事実からも、小選挙区制の母国ですら問題点が指摘され、見直しが出る状況になっております。

今、世界の選挙制度を見ますと、小選挙区制はアメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア、カナダ、インド、ニュージーランドでございます。あとは比例代表制が圧倒的多数であり、併用制がドイツにおいて行われている、こういう状況にあるわけです。

またドイツについても、現在の併用制の中で、いろいろ矛盾が出されました。ことしの両ドイツ統一後の選挙戦におきまして、緑の党は4.8％も得票したのに、政党法の関係で議席はゼロになる。これは旧西ドイツ側の成績ですが、そういうことになってしまったわけでございます。さらに超過議席という制度がありまして、これが日本に適用されますと、この超過議席がドイツでは６くらいだったそうですけれども、日本では自民党が100くらいになってしまいまして、大変な事態になってしまう。ですからドイツの制度を取り入れても、小選挙区制の本質は変わらない。こういうふうに、私は考えるわけでございます。

そのほか、小選挙区制と関連をして、政党規制のいろいろの問題が提案をされております。これは政党への国家権力の介入を目指すものであり、少数政党を規制して、締め出そうというねらいがありまして、これも賛成できないわけです。

今回の制度でいきますと、他の党ではございますけれども、サラリーマン新党とかスポーツ平和党、進歩党などは、議席を得ることができません。政党法のためにそうなります。あるいは新しく、例えば地方議会に最近進出されている、生活ネットワーク等が、国政の場に出ていこうとしても出ていくことができない、こういう政党規制の法律は、許すことができないというふうに思います。

私たち国民が求めている政治改革というのは、もっと別の場所にあるわけであります。

第１番は、議員の定数格差を直ちに是正をして、１対２未満にすることでございます。そして金権腐敗政治を一掃するためには、日本共産党がリクルート事件のときに提案したような、そういう方向で行くべきではないかというふうに思います。企業、団体献金の完全禁止、あるいは国会議員の株の投機的売買の禁止、大臣、国会議員などの資産のガラス張り、また関連して、証人喚問のテレビ中継の復活、生きた画像にする、こういうことなど８項目を提案いたしましたが、こういう道で行くしか、金権腐敗を一掃する道はないというふうに、私は確信をいたしております。

区割り案も発表されました。しかしこれも第三者機関が作成したと、海部総理は宣伝しております。しかし、審議会の委員を決めたのも自民党、現職の自民党議員が必ずどこかの選挙区から出られるように、小選挙区を全体の６割、300議席としたのも自民党。その上、途中でさらに比例代表選出の定数を減らしたのも自民党です。これは自民党の下請けと言った方が正しいわけでございます。それでも、自民党内も含めて矛盾が吹き出しているのが現状であります。そして、１対２未満の枠を守る気がありませんので、格差の最大は2.15倍というのがこの区割り案の中身になっており、こういう点からも認められるものではございません。

さて、この小選挙区制が参議院にも今後適用される、これが自民党の考えでございます。自民党は、衆議院の改革とあわせて、参議院の選挙制度改革を行う方針を固めております。小選挙区制・政党法が導入されましたならば、第２段階で参議院の抜本的改革という自民党の方針が、現実に提案されてくることは明らかでございます。

それから最後に、地方議会の問題です。

小選挙区制の導入が地方議会にどのような連動をもたらすかも、重要な問題であります。自民党は既に、その言動を開始しております。1990年10月に自民党が発表した政治改革１問１答、その中にはこういうふうに指摘をいたしております。

諸外国の例を見ても、国政選挙と地方選挙は制度的にも機を一にしている。我が国においても、衆参選挙制度の改革後は、第２段階の重要課題として、可及的速やかな対処がなされるべきだと考える、としているわけでございます。

そして今度の区割り案などの矛盾が表面化してまいります。衆議院選挙の選挙区が、地方議会選挙の選挙区より小さくなる、逆転現象を引き起こすというこれらの結果が、地方議会の選挙区割りの分割縮小、小選挙区制導入へ強いインパクトになってくるわけでございます。

そして日野市を考えればわかるように、市議会まで小選挙区になったらば、多くの議員さんが、議会に出ていくことは不可能になるというのがあらわれてくるのは、これも明らかに判断できるわけでございます。そこまで考えている自民党の小選挙区制、これは何としてもつぶさなければいけない。憲法を守り、主権在民を考える人は、すべてやはり小選挙区制ノーという立場を明確にしていくことが本当に必要ではないか。そして緊急に必要ではないか、そういうふうに考えるわけでございます。

以上のような立場に立ちまして、具体的な質問を２点、させていただきたいと思います。

私がるる申し上げましたので、憲法を守る、民意を正しく議会に反映させる、そういう民主主義を貫こうと、常に頑張っておられる日野市長の場合、答弁は一つしかないような気がいたしますけれども、あえて質問をいたすわけでございます。

現に国会に提出されている小選挙区案、こういう内容に対して、また動きに対して市長のお気持ち、見解をお聞かせいただきたい。

第２は、地方議会に、地方政治にこういうことが持ち込まれるということについても、お考えがあればお答えいただきたい。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、政治論評をする能力は余りないかもしれませんが、御質問に対して、第１の小選挙区制に対してどういう見解を持つかということにつきましては、現況においては反対という見解を申し述べたいと思います。

それから地方政治のことはまだ、小選挙区制とあわせて余り具体的な論議は聞かないわけでありますが、多分意図するところが同じであるとすれば、決して民意を反映しない、従ってこれもノーというふうにお答えをしておきたいと思います。

その理由はということになるわけでありますが、現在の海部政権の発生した当時の状況は、国内の政界、官界に及んだいわゆるリクルート事件、金権汚職の様相が明らかであったわけでありまして、それの政治的粛正を図る、それをもって政治改革の理念というふうに承知しておりました。

それがだんだん時間がたつにつれて、突然といいましょうか、あるいは政略的にといいましょうか、今の内閣の最も責任だという政治改革が選挙制度になって、何かそれのみが大変条件であるように流布されておる、この脈絡が私にはよくわかりません。つまり、選挙の策略をもって政治改革に置きかえたいということであろうと思います。

小選挙区制の比例代表の併用制とか連立制とかいうことも伴ってはおりますが、何か大変先を読んだ、政略的な内容を持つものではなかろうか、こういうふうに、国民大多数の方が感じておるのだろうと思います。

そこで、私どもが信奉いたします日本国憲法の前文を読んでみると、極めてそのことに示唆に富んだ内容だというふうに思うわけであります。「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないやうにすることを決意し」、こういう前文の冒頭から始まりまして、その次の部分には「そもそも国政は、国民の厳粛な信託による

ものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」こういう、非常に格調の高い理念が読み取れるわけであります。

代表者は努めて国民の民意が反映できる、そういう選挙の手段によって選ばれるべきでありましょうし、現在、我が国の国政に関与しておる政党は、国会議員の送れる政党は五つか六つかという範囲で、そう多くはないわけであります。現行の中選挙区制によってまずやらなければならないことは、もう違憲の状態にあると言われております、定数の是正のことから始めて、その上に、国民の世論に問いながら、一番民意の反映できる、そういう選挙法を定めることが、だれが考えても当然の手順ではないかというふうに思うところであります。

突然、何か内閣の政治生命だというような言い方をして、だれに忠実であるのか、だれに公正であるのか、ちょっと判断に迷う、今の小選挙区制の提案の動向であります。そういう意味におきまして、一番民意の反映できる、つまり大政党、小政党あるわけでありますが、今のような中選挙区制によって、１区で数名の立候補が可能になり、そこで国民の判断による正しい投票に依存をするという形でできた国会構成が、国民の民意を反映し得ていないということは、まさにないわけでありますから、後は議員諸公の政治家としての責任と、みずからを律する行動に立って、清潔な、そして公正で、社会進歩の展望できる、そういう政治に関与していただきたい、これが国民の期待するところだろうと思っております。

今、それにしてもいろいろ論議の材料があると思っておりますけれども、私はそういう見解と信念に立って、この問題に、以上述べたような意見を持っておるということであります。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。納得のいく回答でした。

地方自治を守る、そして何より憲法を大切にする、民意を大切にする、そういう立場からの市長のお答えと、また今後へのお気持ちを吐露していただきまして、ありがとうございました。

私は、今度の議会ではどうしても小選挙区制反対の意見書を、日野市議会で政府に届けるべきだ、あるいは国会に届けるべきだ、こういうふうに思うわけでございます。良識ある方ならば、自民党を名乗る方も含めまして、全会派一致でこの意見書は決議すべきものであるというふうに思います。本日、議長席にお座りの副議長からぜひ議長に、

私のこの意思を強く伝えていただくように、この件について、お願いをいたしておきます。

最後になりますが、この一般質問の時間に、日本共産党と私の発言にかかわる批判的な主張がなされました。小選挙区制と同じく、民主主義に関する大切な問題でありますので、一言、二言、この発言に私も私の考えを対置して、発言をしておきたいと思います。

お二人からあったように思いますけれども、ソ連共産党イコール科学的社会主義イコール日本共産党という、どうも発想の立場からの、私に対する批判だったように感じたわけでございます。ですから、ソ連共産党の解体イコール日本共産党もと、こういう方向に当然なっていくわけでございます。科学的社会主義イコール日本共産党というのは大いに私も結構だと、歓迎をいたしたいと思います。しかし、スターリン以後のソ連共産党イコール日本共産党という考え方には全く賛成しかねるし、そういう考えは現実的に成り立たないのだということを、よくひとつ研究をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

一例を挙げまして、日本共産党とソ連共産党がどういうふうに違うのかということを、お話を申し上げたいと思います。そして皆さんが、市民の皆さんも含めまして、よしと納得をしていただいて、さすが日本共産党の言うとおりだと、こういうふうに考えていただきたいと、私は思うわけでございます。（「博物館に入るのだよ、共産主義は」と呼ぶ者あり）

例えばソ連共産党イコールというのが、日本にもあったのです。その例を紹介します。1963年から64年に旗上げをいたしました「日本の声」という団体が、少数のグループと言いましょうか、そういうものがあり、それが私は自民党の方がおっしゃる、ソ連共産党イコールの団体ではないかと、こういうふうに思うわけでございます。

先般も一言触れましたけれども、もう一度簡単に申し上げます。

資本主義国で活動する共産党への干渉や破壊活動も、ソ連共産党の大国主義、覇権主義の典型例の一つであるわけでございます。ソ連共産党の言いなりにならない共産党に対して圧力をかけ、必要な場合にはその指導部を攻撃し、それをすげかえようとする、これがソ連共産党のやり方です。

1963年から1964年にかけましても、部分的核実験停止条約の問題で、そのことが日本で起こりました。ソ連共産党は、日本共産党がソ連側の言いなりにならないということで、執拗な攻撃をしかけてきたわけでございます。結局、幾ら圧力をかけても、日本共

産党はソ連共産党の思いどおりにならないということが、彼らにもわかった。彼らは別のやり方でやってきました。

ソ連共産党の言うことを聞きそうな日本共産党員を探し出して、大使館員などが密かに接触をし、これに別の共産党の旗上げをさせると、こういうやり方であったわけでございます。その頭目に選ばれたのが志賀義雄という当時の幹部会議員、衆議院議員でした。彼はソ連共産党と緊密に連絡をとりながら、1964年５月に衆議院での批准投票の際、日本共産党の決定に反対する投票をし、準備していた日本共産党攻撃の声明を発表し、自民党に大歓迎されたわけでございます。

彼はその後「日本の声」、当初から文字どおり、私に言わしめれば「モスクワの声」というものでございましたけれども、という組織をでっち上げたわけでございます。そしてこれが本物の「日本共産党」だと、主張をしたわけです。当然ながら、ソ連共産党の資金援助も受けたでしょう。「日本の声」という機関紙を発行しました。最近になってわかったことですけれども、当時ソ連共産党は、世界の共産党に秘密の通達を出して、近く日本で本物の共産党が旗上げをするから、そうしたらこれを支持せよと、指図をしていたということでございます。

これらのことを、赤旗新聞などで国民の皆様方にも発表してまいりましたけれども、私自身も、このソ連共産党には、さまざまな形で迫害や圧力を受けまして、それと闘ってきただけに、先日、市政経過報告で私が発言をいたしましたような立場でソ連共産党の自滅、壊滅状態を歓迎するという立場を明らかにしたわけでございます。

日本共産党は、御承知のとおり、三十数年前から私もその一員として、大いに討論をし、勉強してまいりましたが、ソ連の悪影響、そういうものから自主独立している立場で、日本のことを考えていこうではないか、そして綱領や規約が1961年に確定をいたしたわけでございますので、そういういきさつも、ぜひ市民の皆さんに知っていただくことが必要だというふうに思うわけでございます。

ついでに、もう一言、私の方から発言をしておきたいと思うわけです。資本論の話も出ました。これについて論議するつもりはございません。しかし、自民党のといいますか所属、公式に自民党とおっしゃっているわけではございませんけれども、私がそういうふうに思うのですが、発言の中では、この資本論に科学的社会主義の根拠がすべてあるような発言もございましたけれども、そうではないのだということも含めまして、一言、意見を述べておきたいと思います。

ただ、資本論は、現在の日本のバブル経済の仕組みについても見抜いていたかのごとく述べているところもございますので、そこのところだけ、私、例を挙げて申し上げておきたいと思います。

林　直道という経済学の有名な先生が、きのうですか、赤旗新聞に、「今、言わなければいけないことがある」というので、いろいろと発言を、２ページにわたってされております。その中でおっしゃっていることを私は伝えまして、先日の発言者に参考にしていただきたいと思うわけです。

マルクスは、資本論の第３巻の中で、利子生み資本の分析をしていますが、この利子生み資本こそ、自己増殖する価値、貨幣を生む貨幣という資本の本質を純粋に示しています。こういうふうに言っているのです。利子生み資本の形態が、いわば極めて露骨な金もうけ主義の権化であり、そこで価値増殖についての途方もない幻想が生まれてくるということを、マルクスはプライスという学者の財政論を批判する中で述べている。プライスは、キリスト降誕のときに５％の複利で貸し出された１ペンスは、既に今日までに全部純金からなる１億5000万個の地球に含まれるであろう物よりも大きな金額に増加しているなどという、途方もない幻想を大まじめに展開していたわけです。

マルクスは、プライスの誤りは、価値増殖の前提である生産や労働の諸条件を抜きにして考えていることにあると指摘をいたしました。これと似たようなことは、ちょうど日本のバブル経済にも当てはまります。株価の２倍、３倍という値上がりは、永遠に続くはずはないのに、あたかもそれが永遠に続くかのような前提をして、いろいろなシステムをつくってきた。目先のもうけに目がくらんで、資本主義経済の実態がすっかりわからなくなって、盲目的に幻想を追い続けた。ここにバブルが生まれた根拠があります。マルクスは利子生み資本の運動では、巨大な社会的資本の一大部分が、その資本の所有者ではないものによって使われる。したがって、大胆かつ無鉄砲な使われ方になると言っています。自分の資本なら、小心翼々としてそれなりの節度があるが、どうせ借り入れた他人の資本だとなると、極めて無責任で、無鉄砲な使い方をするわけです。この点も、日本のバブル経済に当てはまります。

例えば架空定期預金証書を担保にして、3,000億円を超える巨額な投機資金が借り出されていた東洋信金、日本興業銀行の事件の場合、この金額は、東洋信金の全預金額に匹敵するといいます。こんな無鉄砲なことが堂々と行われていた。マルクスは、信用制度は他人の労働の搾取による至富を、最も純粋かつ巨大なばくちとペテンの制度にまで発展させると言っておりました。まさにこの指摘は、今回の日本の証券金融スキャンダルのことを言っているかのような感じがしますというふうに、趣旨しゃべっていらっしゃ

るわけでございますが、全く私も同感でございます。

そういうことでございますが、説明が若干長くなりました。長くなりましたけれども、科学的社会主義というのは、まだなかなか日本国民で勉強したことがないという方が多いわけでございます。それだけに、説明に時間を要しますけれども、わかっていただければ、なるほどというものではないかというふうに、私は思うわけでございます。

科学的社会主義という語句の解釈についても一言言って、私のこの件の質問は終わりたいと思います。

マスコミなどが、知ってか知らずか、また意図的にやっているのか、科学的社会主義という語句そのものを間違って使い、国民に宣伝しているのではないか、私はそういうふうに感じている、特にきょうこのごろでございます。

そもそも科学的社会主義というのは、一般的には空想的社会主義に対比する言葉だと思います。空想的社会主義というのは、御存じのように、ユートピア社会主義とも言われてまいりました。資本主義的な生産関係が発生をした近代におきまして、資本主義が生み出した労働者の過酷な生活状態を見て、19世紀の前半に、皆さんも勉強されましたようにサン・シモンやフーリエ、またオーエンなどが提唱した社会主義であったわけでございます。

そして、その労働者の苦しみというのは現在も、形態は違っているかもしれませんけれども、日本の過労死とか、そういう形で続いているわけです。そういうものをなくするために、ユートピアを描いて見せたわけです。しかしそのユートピアに至るには、支配者の善意に頼るべきというのが、彼らの理論でありました。一言で言うので、ちょっと言い過ぎがあるかもしれませんけれども、お許しいただきたいと思います。

空想的社会主義、ユートピア社会主義は、当時の歴史的な制約がありまして、残念ながら労働者階級がみずから、その中にこそ闘う力があるのだ、みずから闘って解放され、新しい社会をつくろうという方向にはいかなかったわけです。しかし、彼らが考えていた理想、それは科学的社会主義に継承されているというふうに、私は思っております。

1880年にエンゲルスが発行しました「空想から科学へ」の社会主義の発展の中で、有名な言葉が出てくるわけです。史的唯物論と剰余価値の発見によって、社会主義は科学となった、こういうところから、だんだん科学的社会主義という体系が、世界中に寄与してきたのではないか、というふうに私は見ております。

科学的社会主義は、世界の文明の発展の大きな道筋の中で生まれてきた、人類の知識の総和だというふうに、私は考えているところです。集大成である。そういうふうに考

えております。（「早く質問しないと時間がなくなっちゃうよ、あと２問残っているのだ」と呼ぶ者あり）そしてこれが、簡単に言いますと、科学的社会主義は哲学、経済学、社会主義論というふうになって、日本共産党がこれを今日の日野市や日本に適用して、市民要求解決のため、頑張っているわけでございます。（「通告質問と科学的社会主義がどこに小選挙区と関連があるのか、まず説明しろ」と呼び、その他発言する者多し）

私は、一般質問の発言に関連して、民主主義を守る立場から今、発言をしておりますので、あと少しです。聞いていただきたいと思います。

哲学で言えば、特にヘーゲルの弁証法を発展させて、弁証法的唯物論と、史的唯物論として発展させ、今の私たちがそれを発展させつつあるものです。経済学で言えば、イギリスの古典経済学、アダム・スミスとかリカード、これを研究発展させたのがマルクスの資本論ではないかというふうに思います。そしてそこで、剰余価値学説を明らかにいたしました。

社会主義論で言えばフランスの社会主義、こういうものを発展させた階級闘争と社会発展の理論です。（「本当に資本論、全部読んだのかい」と呼ぶ者あり）私がメモでまとめてきたものを、今、お聞きいただいているところです。

この三つの構成部分を発展させながら、学説と運動を、その結果として国家の体制などがいろいろと発展していくわけですけれども、それを総称して科学的社会主義と言っているわけでございます。ゴルバチョフという、解体しつつあるソ連共産党とはそもそも何なんだと、私は聞かれれば、先日も発言いたしましたけれども、科学的社会主義とは縁もゆかりもない、そういうところとは切り離された存在というふうに、私は強く皆さんに訴えたいわけでございます。

その理由につきましては、先日、私が発言をいたしたとおりでございます。（「スポンサーだったのだよ、ソ連共産党は」「冷たいな」と呼ぶ者あり）まあ、時間の制約もありますので、科学的社会主義についての私に関する発言がありましたので、ごく簡潔に、その科学的社会主義というのはこういうふうに理解すべきではないかということを、私は訴えてみました。

しかしこれがなかなか理解されないには、日本の歴史があります。明治３年ころから社会主義思想、こういうものについてさまざまな宣伝がなされてきたわけでございます。これは翻訳の仕方も、貧富平均党というふうに翻訳をしたり、所有権分配党というふうに説明をしたり、当時の新聞、雑誌、政府、学者の皆さんの国民へのアピールは、ほとんどそういう形でなされております。

そして御存じのように危険思想、ひどい新聞は猛獣毒蛇、こういうような形で、科学的社会主義を宣伝をしてきました。そして現在の自民党も、そういう演説をしているのです。例えば日本共産党は恐竜であるなんていうのを、埼玉県で自民党の幹部の人が演説をされたそうでございます。その恐竜がまだ生きているのがおかしいということを言いたいのだと思います。しかし私は、自民党に恐竜ということが当てはまるのではないかと、逆に思うわけです。恐竜がつぶれたのは氷河時代です。日本国民の世論が、やがて氷河のように自民党を取り囲んで、証券不正を糾明しろ、消費税を廃止しろ、そういうのが大いに進んでいくと思います。日本国民も賢く、また力を持っています。そういうときに、過去の恐竜のように消えていく運命にあるかもしれない、そういうふうに自民党の皆さんも考えていただき、どの政党の見解も、民主主義社会です、謙虚に聞いて、曲げたり、あるいは誤解をそのままにして宣伝をする、こういうことはやめていただくことを願って、以上を発言をいたしました。

この件の質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって10の１、小選挙区制と地方議会についての質問を終わります。

一般質問10の２、再び問う。日野市の農地と緑の保存についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは、２番目の質問に移らせていただきます。

日野市の農地と緑の保存についてということで、再び、前回に続き質問をするわけでございます。前回の質問におきまして、私は、現在の政府の動き、このことについて、日本から農地を減らしていくという、大きな弊害のある法律であるということを、指摘をいたしました。そして、日本の農業を守るためには、新しい政府の方針ではなく、10年刻みでの生産緑地をやはり登録する方向を残さなければいけない、500平米以下でも、農地として守るべきは保存していくべきである、そういった日本共産党の国会での修正案についても、披露をいたしてきたわけでございます。

そのことについては、繰り返しません。そして私がいろいろと要望をいたしておきました。そのことなどに関連をいたしまして、市側の答弁をお願いをしたいと思います。

一つは、その後の日野市の農業者の方々の動き、このことについてつかんでいらっしゃれば、お答えをいただきたいということです。

そして第２点は、生産緑地として申請をしないけれども、これから先、できる限り５年でも10年でも農業をしたい、こういう方々に対する援護策、これは宅地並み課税になっ

ても、その税を補助するという方法もあるかもしれません。そのほか、農地信託ということも、緑地信託という点と関連して研究していただきたいということを申し上げました。こういう点についての検討は進んでいるかどうかという点でございます。

今、農業の方々は、たとえ30坪であっても苗床その他で農地を残したい、そういう考えの人も、日野市内でもやはりいらっしゃいます。こういう方々の声は、非常に大切でございます。

次に、第１問の答えでも結構ですけれども、日野市で農地として残したい、いや、あきらめてしまおう、仕方がない、そういうような動き、傾向というものは、そろそろつかまれているかどうか。また、他の市町村のこれらに対する取り組み、動きなどをつかんでいらっしゃるかどうか。まだまだという声がありました。まだまだ具体的な政府の指示なども来ない点もありますし、動きがつかめないかもしれませんけれども、それらの点について、あればお答えをいただきたいと思います。

そしてまた、先日、消費者学園で、農地の大切さというものについての、専門学者のお話があったようでございます。もし、その内容について、担当の方で御存じであれば、その学者の方が、生産緑地が現在の日野市や東京にとってどういうふうに大切か、どういう点を主張されたかということも教えていただければと思います。

これらのことをひとつお答えいただきたいと思います。私も、農業者の方の日野市民会館大ホールでの集会に参加したり、いろいろな方から御意見を聞いたりして勉強したり、頑張っているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

大きく第２点は、倉沢地域を例としてこの緑地を残すというテーマで、質問をしてみたいと思っております。

日野市の農業は、御承知のとおり、平山でございますとか、あるいはそのほかの地域のように大がかりに、戦後、都市農業として発展しているところもございます。しかし倉沢、百草の地域ではなかなかそういう方向で、農業だけでかなり専業的な方向で頑張る、そういう状態ではない農家も多い、またそういう地主さんたちもたくさんいらっしゃいます。今度の新法に対しては、多くの方が農地を手放さざるを得ないかというような考えも出てきているというふうに、聞いているわけでございます。

そのさなかに、今度、道路をつくろうという計画が持ち上がり、地主さんや住民などに説明などが今、進みつつあるわけでございます。この件について、つくるのがいいとか悪いとかいうことを言うものではございません。こうして、道路が６メートル幅で、あの地域にできてまいりますと、当然遺産相続あるいは宅地化が進みまして、日野市の

中でも数少ない自然、緑、こういうものがだんだんと消え去っていくことになります。今、あの地域の住民の人は、ことしはまだ見ていらっしゃらないそうですけれども、タヌキも、しばらく前までは見たとおっしゃっております。ウサギその他は、今も野ウサギがおります。また、蛍も、ほんのわずかですが、生きているわけでございます。住んでいるわけでございますので、そういう地域を、緑を保存するということとの関連で、市がどういう努力をされているかということを、お聞きしたいわけでございます。

道路建設、あるいは道路計画等に当たっては、そういうことを配慮しているのかどうか。それからまた、そういう建設計画をするには、地主さんはもとより、関連道路計画付近に住んでいる住民の方にも、ていねいな説明などをしながら、進行していらっしゃるのかどうか、その辺についてお答えをいただきたいと思います。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　第１点目につきまして、お答え申し上げます。

生産緑地法の改正に伴いまして、大きくここで様相を変えてまいるわけでございますが、そういう中で、現在、どのような施策がということでございます。

結論を先に申し上げますれば、現在におきましてはまだ具体的な方策はとっておりません。と申しますのは、前回の御質問の際にお答え申し上げておりますとおり、説明会の実施、また農業委員会での意向調査等を進めてまいっております。その際に、これら意向を踏まえまして、今後の対策をというふうにお答え申し上げたところでございます。この意向調査につきましても、今現在、分析を急いでおるところでございます。

また、今後、これら制度に対する関係者への周知ということについては、座談会を計画をしておるというような現在でございます。都市農業者の皆さんが、農地を積極的に保全し、営農を続け、農業のあるまちづくりに参加できるよう、そういうＰＲその他啓発を行う中で、努めていく考えでございます。

現時点で、現行の長期営農継続農地が果たしてどれほど移行されるかという推測は大変難しいわけで、あくまでもこれら意向調査の結果を見なければならないわけでございます。あえて申し上げれば、５割程度かなというふうな感じ方をしているところでございます。

緑と文化の市民都市を都市像といたします当市でございます。農業のない都市風景は考えられない、こういった視点で、現行の諸施策を今後とも推進しながら、今後の農業者自身の選択と、その意向を尊重するための道しるべといたしまして、日野市の農業推

進計画の作成に取り組んでまいりたい、そのような考えの中で、この議会におきましても、補正予算をお願いしているところでございます。

これまで、農地は税制上で優遇されてきたとはいえ、あくまでも市街化区域農地としてのエアポケット的、あるいは不確定要素をはらむ農地であったものが、今後は都市に必要な生産緑地と法的に位置づけられ、農業の存続が将来にわたって裏づけられる一面を持つに至ったわけでございます。

したがいまして、市の各種補助金等による農業生産基盤の整備等農業施策は、当面の延命的助長策を脱皮いたしまして、将来に通ずる安定投資ともなりますので、積極果敢な姿勢で農業推進計画を策定し、具体的な計画を図ってまいる所存でございます。

最後になりましたが、先ほど行われました講演につきましては、特に申し上げるような、角度の違った点からのお話ではなかったというふうに記憶しておるところでございます。都市農業といたしましての位置づけ、そしてまた農地の都市におきます環境、景観、また防災上の空間としての機能、そういったもののお話というふうに理解しておるところでございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　大きな２点目の御質問です。お答えをさせていただきたいと思います。

まず、道路の拡幅の基本的なことからお話しをさせていただきまして、その後、倉沢というところのお答えをさせていただきたいと思います。

御存じのように、道路整備は所管は建設部で担当しているわけでございますが、建設部といたしましても、基本的には平成３年度と４年度に狭隘道路を含めた道路整備の基本計画を作成するということで、今、整備に向けて努力をしているところでございます。

しかしながら、この基本計画のできるまでの中において、緊急必要性のものについては、例えば市民要望のあったところについての整備計画等については、この基本計画ができるまでの間、その基本に基づいて整合させながら、事業を遂行していこうという考えを持っているわけでございます。

またこの道路を、そういう計画を持ったときには、関係住民に対して説明会を行いまして、協力を得ながら事業を進めているというのが現状でございます。一般的に、道路拡幅の考え方は、幹線道路というものは６メートル以上、それから生活道路におきましては４メートル道路ということで、位置づけをしております。４メートル道路については、建築基準法の第42条の２項に基づきまして、道路の中心線から２メートルはセット

バックすることになっております。４メートル未満の道路については、先ほど御指摘がございました、緑地の問題等は、セットバックでございますから、問題はないということでございます。

そこで、問題が出てくるというのが６メートル道路を拡幅する場合でございます。これは先ほど申しましたように、２メートルのセットバックプラス、今度１メートルのセットバックという形になりますもので、こういう中で一部緑地を削るというようなことも、起きております。

こういう場合におきましても、緊急時の対応といたしまして、いろいろの救急車とか消防自動車とか、ごみ収集車の通行及び歩行者の安全を確保するという考え方の中で、どうしも６メートルが必要ということであれば、若干、御指摘のあった緑地をつぶしても、こういう道路整備をしていかなければならないということで、現在、市内においてはこういう対応をさせていただいております。

それから倉沢の点でございますけれども、倉沢については、市民の要望がありました。それからなお、ここについては昭和60年の３月に、日野市幹線道路網の見直しの調査報告という中でも、この地域については防災上から見た道路という大きなタイトルの中で、消防活動が困難な場所であるというようなことがございまして、60年から、建設部といたしましても、あの地域に対しては、幹線道路が必要であるということで、頭に置いてきたわけでございますけれども、過去いろいろの実情がございまして、実施に踏み切ることができませんでしたけれども、ここで地主さんがぜひ道路をつくっていただきたいという要望がございましたもので、この間、地元に入りまして、説明会をしたという次第でございます。

それから住民の参加の説明会ということでございますけれども、これもちょっと基本をお答えさせていただきますと、まず道路をつくる場合については、市の道路計画、または先ほど申しましたように市民要望、そういうものを含めました中で、道路計画を作成いたしまして、それでまず地元に入る。この地元は第１回の説明会という形になるわけでございます。

この説明会はどういう方が集まるかといいますと、まずその道路を拡幅する、関係する地権者の方は集まっていただきまして、こういう道路計画をやりたいのですけれども、土地そのものの御協力ができるかどうかということをお願いするのが、第１回の説明会でございます。

ここで、ある程度合意が得られましたらば、次の段階としては事務的な手続でございますけれども、測量調査をやるわけでございます。この測量調査というのは、民々の協会の立ち合いとか、それから筆境の確認とか、そこに直接かかる地権者の道路面積、このくらいかかりますよというものを調査させていただくわけでございます。

それらの事務的な手続ができましたならば、第２回の説明会を行いまして、直接かかる方に、面積はこのくらいかかりますよということを提示させていただいて、そこで単価的な問題を議論していただいて、２回の説明会を、そういう形でさせていただくということでございます。

それからその説明会が終わりまして、ほぼ合意に達すれば、用地交渉に入ります。用地交渉というのは、先ほど申しました、買収の場合、単価的な交渉を、総務部の用地課の方で入っていただいて、交渉をしていただくわけです。それらを踏まえまして……

○29番（竹ノ上武俊君）　そこらで結構です。時間がありますから。

○建設部長（橋本栄萬君）　道路工事が着手されるということでございます。

そういうことで、説明会の中でも、特に皆さんは消防活動もできないような場所、また救急の場合でも救急車も入ってこられない、ぜひひとつ道路を拡幅していただきたいというのが、前回の説明会の住民の意見だったです。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　残り時間、16分でございます。竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは、若干の要望をして、この件について、質問を終わりたいと思います。

一つは、市街化の農業についても、いろいろなタイプがございます。特に、倉沢とかこういう地域の農家の方々が、今後の遺産相続その他のことで、いろいろ悩んでいらっしゃることは、私も理解をしているわけでございます。

しかし、そういう中で、私は市が農業委員会あるいは農協、関係団体、こういうところと協力して、いろいろと宣伝、ＰＲをしていけば、緑を残す、農地を残す、こういう意欲を大いに出される方もいらっしゃるというふうに思いますので、そういう点についてはより一層の努力、他の市町村に負けない努力を、第１番目に望んでおきたいと思います。

消費者学園の先生のお話の中でも、都市における農業及び農用地の機能ということで、相当詳しいお話があったというふうに、私は資料や、参加した人から聞いております。ぜひ部長や担当の方も、こういうものも学んでいただいて、農業者の方と接触をして頑張ってもらいたい、そういうふうに思うわけでございます。

それから第２点は、今、建設部長の回答に関連して、一言申し上げておきたいと思い

ます。

例えば倉沢のこの13号の市道の点について触れますならば、第１回説明会８月20日ということがございましたが、私はこういうときから、大きな地主さんだけではなく、その道路に近接、セットバックしなければいけない宅地の所有者、こういう方も地主さんでございますので、全部を招集をして、やはり説明をしていく、最初からこういう態度をとっていただきたいということを、要望をいたしたいと思います。

そしてまた、今後第２回の説明会、そのほか部長の説明がございました。そういう際にも積極的に、今まで以上に、関係地主さんはもとより、関連住民、こういう方々の意向を酌んだ環境づくりに工夫をしていただきたい、こういうふうにお願いをいたしておきたいと思います。

農地を残す問題については、来年４月に向けて山場がやってまいりますので、また三たび質問することがあるかと思いますので、以上の要望を申し上げまして、今回はこの件を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって10の２、再び問う。日野市の農地と緑の保存についての質問を終わります。

一般質問10の３、小規模商店街の振興策についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　小規模商店街の振興策について、質問をいたします。

市も、担当を通じてさまざまな小規模商店街の振興策を試みられております。ことしからイベント事業その他もスタートをして、商店街で応募もあったようでございます。そういう中で、今、小規模商店街の方々の悩みは、お客さんの意向が変化をしてきております。マイカーで買いに来るというお客さんが多いというのが実態でございます。

そういう中で、日野市内にもあちこちに小規模商店街があるわけです。大手スーパーの誘致によって、一部商店街は繁盛するという話も聞いてはおりますけれども、そういう方向にいかない地域も、たくさんございます。逆に多摩市、立川、八王子、そういうところに板挟みになりまして、振興の方向ではない、逆の陰り、こういうことも感じる商店街も出てきているわけでございます。

そういうところには、私は先般、私たちが住んでいるような規模についても、駐車場設置について、市が援助すべきではないかという要望を行いました。今回も、私はそういうことについて、市がこれから考えるべきではないか。仮に具体例を挙げるとすれば、百草団地商店街もございます。こういうところも市と協力をして、リサイクルのために

缶を置いて、何とかいろいろ市と協力をしていきたいという姿勢なども示されて、既に実施をされたり、今さまざまな努力をされております。市の施策にも応じて、努力をされておりますが、そういう中で、やはり駐車場の問題が大きな要望になっているわけでございます。

これら商店街、自治会、公団所有の商店街であれば公団、東京都であれば東京都、あるいは独立した地域の小規模商店街、こういうところが寄り寄り集まって、今後のまちづくりを考えていく、その中で商業振興も考えるということが必要だというふうに思います。

時間があと10分でございますので、簡潔な答弁を期待いたします。

第１点は、イベント事業等、今２種類ほど市が試みておられますが、これに対する応募状況、これを一言答えていただければと思います。

第２点は、説明が不足はしておりますけれども、そういう小規模商店街の駐車場を、この際、国もいろいろ言っております。自治体も援助の手を差し出すべきではないか、こういうふうに私、考えておりますので、これについてのお考えがあれば、担当なり市長なり、お答えいただきたいと思います。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは端的にお答え申し上げます。

現在行っております商店街イベント促進事業補助制度につきましてでございますが、ことしに入ってからは、商店街への説明会の開催等、所定の手続の後に、申請の受付を行いました。現在、交付決定通知の発送段階にございます。補助申請額の総額は、予算の510万円を1.4倍上回る、言えば714万ほどになりますが、ものでございました。

今後は普通の商店会で催すイベントの取り扱い、販売促進事業に対する補助限度額の見直しなどを中心に、要綱の見直しをしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、駐車場確立の点でございますが、この点につきまして、消費者ニーズとしては、食料品や雑貨のような日々必要な商品については、スーパー形式の店舗のように、１カ所で全部がそろうことを希望しております。重い荷物を持ち歩かないで済むよう、車で行きたいという希望のあらわれと見ることもできるわけでございます。

このように見た場合に、商店の集積と駐車場の確保が商店街繁栄のキーとなります。全体の規模も、相応のものは求められていると言えるわけでございます。しかしこれら

は、いずれも商店街単独では解決の困難な大きな事柄となっておりまして、行政の対応が求められてまいるものというふうに、理解しております。

このような状況を受けるかのように、実はことし５月に行われた大店舗法の改正では、これとあわせて、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法が制定されました。まちづくりという大きな規模で、民間活力の導入を図り、商業集積を進める道が開かれたわけでございます。

また東京都の補助制度の一部が、市町村経営に切りかえられまして、商店街の街並みを整備するための補助制度の充実が図られております。市としても、これらの制度を活用してまいり、整備を進めていきたい、この制度に乗ってしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。（「市長、もしございますか。時間がございませんが――なければ結構です」と呼ぶ者あり）

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　この件についても、最後に要望を述べる形で、質問を終わりたいと思います。市長が、もし答弁があれば、残された時間でお願いをいたします。

生活環境部の努力、評価をいたしたいと思うわけでございます。そして今後は、この小規模商店街については、もっともっと抜本的な振興策について、ひざを交えて今後市としてもタッチをしていっていただきたいというふうに、私は思います。

このイベント事業も、当初の応募のときはある商店が１カ所であった。それが締め切りが過ぎてからでしょうか、いろいろ話し合う中で応募がふえてきたという経過なども、伺っております。小規模商店街の場合には、そういう商店街をまとめていろいろ企画立案する、帳簿をちゃんとつくる、予算や決算を立てる、そういうことも大変な場所があるわけでございますので、本当に市や関係団体が協力をしていただかなければいけないと思いますので、質の点においても、また予算規模においても、援助を広げていただきたいと思うわけです。

次に、駐車場の件でございますが、先ほど来、私が言いましたように、農地の取り上げ、そう言っていいと思いますが、そういう政府の動きの中で、いろいろの地主さんが悩んでいらっしゃる場所も、たくさんございます。そういう際に商店街、地域自治会、あるいは市、こういうものが三者、四者と集まって協議をして、そのまちの環境を守りながら、余り乱開発にならない形で、住民も商店街も共存共栄ができるような駐車場をつくってあげる、こういうような方向が、私は必要なときになっているというふうに思うわけです。

そういう点で、ぜひ今後、市が積極的に足を踏み出してもらいたい。そして国とか都とか、そういうところからもどんどん補助金等も含めて１点集中、大きな駅の地下駐車場というようなことにのみ目を向けるのではなく、今、私が申し上げましたような地域にも、より大きな目を向けていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。以上、要望を申し上げます。

また、科学的社会主義ということの私の発言に触れた、他の議員からの発言がありましたので、これに反論を試みたつもりでございますが、大変舌足らずでございました。今後の機会をまちまして、もっとわかりやすく、２倍、３倍時間をかけて、また発言する機会もあるかと思いますので、そのときに御期待をいただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

もし市長に御答弁あれば、お願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　残り３分です。市長。

○市長（森田喜美男君）　小規模商店街振興ために、駐車場のことを考えてはどうかという御提言だと思います。

今、いわゆる公営駐車場ということに取り組みを進めつつあります。企業公社の一つの事業として、多少有料制ということが伴いますが、だんだんと公営駐車場を、市有地あるいは借地でもして、つくっていこうという計画であります。そのことが、特に商業振興に寄与できるという条件があれば、また新しい施策として考えたいと思いますので、ひとつ具体的な事例がありましたら、別の機会にまたお知らせいただきたいと思います。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　どうもありがとうございました。以上で終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって10の３、小規模商店街の振興策についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時48分　散会

9月10日　火曜日　（第5日）

平成3年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第23号）

9月10日　火曜日　（第5日）

出席議員　（29名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	小川友一君
5番	高橋徹君	6番	土方尚功君
8番	下村功君	9番	佐藤洋二君
10番	福島敏雄君	11番	内田勲君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
14番	福島盛之助君	15番	藤林理一郎君
16番	小山良悟君	17番	高橋徳次君
18番	一ノ瀬隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	旗野行雄君	25番	古賀俊昭君
26番	市川資信君	27番	谷長一君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

7番　天野輝男君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成3年9月10日（火）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時12分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の開議を開きます。

ただいまの出席議員23名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問11の1、借地借家法改悪がもたらす市民への影響についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　借地借家法改悪がもたらす市民の影響について、質問をいたします。

表題の一般質問に入る前に、過日の古賀議員の発言に関連して、一言、反論をしておきたいと思います。公党の存亡にかかわる問題や、公党あるいは議員の名誉にかかわる誹謗中傷については、反論する当然の権利があるという立場から、一言、発言をしておきます。

古賀議員は、いろいろ言っておりましたけれども、幾つかメモを拾い上げてみますと、こういう発言をいたしております。「公党を公然と批判する。しかも議会制民主主義の危機とも言うべきことを自民党がやろうとしている。そういう内容のものを広報に載せるという感覚は、まさに共産党そのものだ。独善的思考がなければ、こういうものを掲載するはずがない」とか、「ソ連共産党は社会主義の代表、あるいは総本山、本家だ。さらに市長の今までの市政運営が非常に政治的偏向をもたらしている。そのことは、やはり共産党の存在抜きには考えられない」とか、さらには、「日本共産党も連日、大変、内心あわてているでしょうが、ソ連共産党の解体という事態を心から歓迎する」とか、「ソ連問題が党の真価を国民に知らせる、これは絶好のチャンス。あるいは、日本共産党の主張の正しさを劇的に示した。よく、こういう発言が出てくるものだ」など言っております。

さらに、「イタリア共産党が、党結成以来70年で新党として出発したことになって解散した。日本共産党は来年がちょうど70年になる。さらに今後、共産党という名が存在する限り、独裁だとか恐怖政治だとか、冷血な冷たい政治だとか、どうしても連想される」と言いながら、中国の天安門事件を初め幾つかの外国の例を列挙しまして、日本共産党の解散を期待するかのごとき発言もありました。これら一つずつ反論したいところでありますけれども、一般質問の時間がなくなってしまいますので、私は日本共産党の存在意義について、一つだけに中心点を絞って、簡単に反論しておきたいと思います。

今、ソ連の大国主義、覇権主義の破綻によって、党を解散をするという事態を利用して、反動勢力やブルジョアマスコミは社会主義の実例がなくなった以上、日本共産党の言うことには説得力がないといった新しい装いでの社会主義、共産主義崩壊論をまるで鬼の首でも取ったように、はんらんをさせています。古賀発言も、こうした一連の動きと機を一にしたものであります。

しかし、科学的社会主義の生命力を示す実例は、外国のあれこれの国にあるのではありません。日本において、科学的社会主義の党、日本共産党が戦前戦後の69年、日本の社会発展の高速的な促進者としてどういう役割を果たしてきたのかという中にこそ、日本共産党の存在意義を最も雄弁に語る実例が、確固として存在しているわけであります。とりわけ戦前の暗黒政治のもとで、日本共産党がどんな弾圧にも屈することなく侵略戦争に反対をし、平和と民主主義、国民主権の旗を高く掲げて闘い抜いてきたこと、その正しさが歴史の現実の進行によって確定したものとなっている事実は、日本共産党の存在意義は不滅のものであると確信しているところであります。日本共産党に対するどのような反共攻撃であろうとも、こうした不屈の26年の闘いの歴史の事実の前には、全く無力のものであり、恐れるに足らないものであろうと確信しているところであります。

ここで、62年の共産党の活動に関連して、二つの本を簡単に引用したいと思います。

一つは、自民党が1979年に自民党員の研修用につくった「日本の政党」という本があります。つまり、教科書であります。ここには、こういうことが書かれております。「日本共産党の結党は戦前にさかのぼるが、戦時中の弾圧に遭って壊滅をし、政党として再建された。社会党も含めて他の政党が何らかの形で戦争に協力したのに対し、ひとり共産党は終始一貫、戦争に反対してきた。したがって、共産党は他党にない道徳権威を持っていた」――こういうふうに書かれているわけであります。

もう１冊は、久野　収、鶴見俊輔という両氏が書いた「現代日本の思想・その五つの渦」という本が、岩波新書から出ております。ここでは、日本共産党の思想について述べた次のような文章があります。「すべての陣営が大勢に順応して右に左に移動して歩く中で、日本共産党だけは創立以来、動かぬ一点を守り続けてきた。それは北斗七星のように、それを見ることによって自分がどの程度時勢に流されたか、自分がどこまでだめな人間になってしまったかを計ることのできる尺度として、1926年から1945年まで日本の知識人によって用いられてきた。そしてさらに、家から後ろ髪を引かれる思いに屈せず、日本の国家権力に向かって正面から挑戦し続けてきた思想家集団は、昭和年代に入ってからは日本共産党以外になかったのである。私たちは思想を大切なものと思う限

り、日本共産党の誠実さに学びたい」――こう書かれております。この本は決して、いわゆる共産党びいきの団体の出したものではありません。

このように、日本共産党の69年にわたる歴史を簡単に振り返ってみましたけれども、日本共産党の存在意義は不滅であるということを明らかにして、古賀議員の中傷発言に対する反論としておきます。

それでは、表題である「借地借家法改悪がもたらす市民への影響」について、一般質問を行います。

自民党政府は、過去70年にわたって国民の居住の権利を保護してきた借地法、借家法の大幅な改悪を意図して、去る３月19日に、借地借家法改悪法案を閣議決定をし、国会に上程してきました。御承知のように、同法案は、衆議院法務委員会で継続審議となって、今国会に結論が持ち越されてきたわけでありますが、７日の新聞報道によりますと、自民、公明、社会３党の代表理事が委員会の別室で協議をし、10日、つまりきょうでありますけれども、審議を議了することで意見の一致を見た、とされております。この法案は現行の法律の見直し審議を再開した当初から、地上げを合理化するものとして、強く反対の声が上がっていました。これは周知のとおりであります。もし、本国会で可決成立を許してしまうようなことになりますと、財界、大企業にとって莫大な利益が転がり込むことになり、逆に国民は居住権を奪われ、はかり知れない被害をこうむることになります。

そこで、私は、この借地借家法改悪法案の性格と、意図しているところ、そして国民、市民に与える影響について指摘をし、市長の見解を伺いたいと思います。

かつて法務省は、借地借家法について「民事の基本法であり、見直す必要はない。それよりも地価を抑制する方が先だ」と、改正には極めて消極的でありました。

ところが、中曽根内閣になり、民活路線の推進に伴って、財界、大企業側は宅地の供給増、都市再開発の促進を口実に、法改正を執拗に要求し始めたものであります。こうした動向に対して、当時の法務省民事局審議官は、論文、借地借家法改正の方向の中で、そのような意見が広く蔓延し始めた以上、昭和41年以来、根本的見直しがされていない一方で、問題がないといえない借地借家法について、これらの法律を所管する法務省として避けられない課題となったと、見直しの動機を明らかにしております。

さらに、こうした背景のもとで、1982年の第２臨調第３次答申、85年７月の臨時行政行革推進審議会の答申、87年10月の当面の地価等土地対策に関する答申、これを受けて閣議決定した緊急土地対策要綱、さらに88年６月の最終答申と閣議決定した総合土地対

策要綱など、いずれも財界、大企業の度重なる要求に一連の政府審議会が法改正の提言を繰り返してきておりました。こうした動きに加えて、昨年の日米構造協議最終報告で、昨年、報告で、日本政府がアメリカの要求に法の早期見直しを公約したという経過をたどって、借地借家法改悪案が国会に提出をされたわけであります。提出された法案では、現在の建物保護法、借地法、借家法の三つを廃止をし、借地借家法に一本化がなされております。

以下、法案の問題点を指摘してみますと、まず第１に、借地権の契約更新後の期間を短くしたことであります。現在の堅固な建物で30年、非堅固な建設で20年をどちらも10年に短くする。明け渡し請求の機会をふやすとともに、高額な更新料の支払いを半ば強制するものになっております。

第２に、明け渡しの正当事由を大幅に緩和して、土地・建物の利用状況、借地借家の従前の経過、所有者の立ち退き料の提供などを判断の基準にするとしたことであります。現行法が、利用者みずから使用することを必要とする場合、その他正当事由のある場合としていることと比較をし、立ち退きを容易にしたことは明らかであります。従来の経過とは、更新料、権利金の支払いがあったのかどうかが含まれるので、支払い義務のない更新料が半ば強制されることになるわけであります。

第３に、地代、家賃の改定できる場合の条件に、新しく経済事情の変動を加え、物価、所得水準の上昇を理由に値上げできる機会を多くしております。また、改定について訴えを提起する場合、まず調定の申し立てをしなければならないことにし、当事者同士の合意の見込みがない場合、合意したことが相当でないと認める場合、文書によって調定委員会の定める調定条項に従うという合意がされているとき、調定委員会が調定事項を示して決定できる仕組みにしています。そして、そうして示した調定条項を調書に記載することによって裁判上の和解と同じ効力を持つとしていますから、賃貸契約書の作成時点で、調定条項に従うという特約事項を入れられることになり、しかも判決と同じ効力を押しつけられるため、悲劇的結果を借地借家人に負わせることになるわけであります。調定では、必ず鑑定士による鑑定が入るため、地価を基準にした鑑定結果を押しつけられ、相当高額な地代、家賃を飲まされ、支払い不能となって、立ち退かなければならない状況に追い込まれる可能性が大きくなっているわけであります。

第４に、契約更新のできない次の三つの累計の定期借地権を新たに導入をしています。

一つは、50年以上の居住用の定期借地権。二つには、30年の買い取り型定期借地権。三つには、事業用の10年から20年の定期借地権。いずれも期間が来れば借地契約は終了

し、土地を返還しなければならないものであります。これは、新規の借地の供給がふえるとして、財界、大企業が歓迎しているものであります。

また、将来、普通の借地権や既存の借地権が定期借地権に変えられるおそれが強いと言われています。

以上が、改正法案の国民、市民に与える影響の大きな中味であります。

借地借家法改悪法案に対して、４点にわたって指摘した問題点について、森田市長から、まず見解を伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　借地借家法が法改正される国会の状況にあるということについては、知っているわけでありますが、この借地借家法、本来、民法の契約の一つの基準を示したものだと言えると思います。過去の、つまり改正前の借地借家法の精神は、どちらかというと借りる側の権利を保護するという趣旨で制定された色彩が強いのではないか、とこのように受けとめております。

今回の改正法案は、土地事情あるいは住宅事情等の時代的、社会的変化も背景にあると思いますが、弱者の側の従来の、つまり借りる側、弱者といっていいかと思いますが、借りる側の保護という意味合いがあったものが、多少、今度は持てる側の方と言いますか、そういう色彩が強くなったのではなかろうか。

本来、土地利用あるいは住居の確保ということは、生活の基本でもありますし、持てる側が強くとか、あるいは借りる側が弱くとかいう感覚であってはいけないと考えるべきであって、権利という意味におきましては、それぞれ財産権あるいはその土地の占用権、居住権、いろいろ権利が複雑になるわけでありますけれど、土地とか建物とか、いわゆる固定資産、固定的な所有権を余りに、保護するというよりも、本来的には法が規制をする趣旨は、借りる側、あるいは弱い立場というふうに、一般的にはなると思いますが、それの権利を主張するというところに力点があるべきではないかと思います。

したがいまして、法の趣旨の改正の内容が、持てる側に保護が厚くなる。あるいは保障が強くなるという意味におきましては、原則的なバランスが破られるという形で、大きく変化するわけであります。私どもの感覚といたしましては、やはり借りる立場、あるいは住まう立場、やはり従来の地主さん、あるいは大家さん、店子、そういう関係で相互信頼が成り立つ、こういう常識的な運用が、一番、社会のために定着をしてきた。このことの方が大切だというふうに思いますので、法体系を必ずしもよく知っているわではありませんが、この法改正には確かに問題がある。どちらかというと、確かに法を

盾に取ってといいますか、あるいは居住権を盾に取って地主を困らせた、あるいは税や土地に対する、あるいは家屋に対する課税もだんだん負担が重くなっておりますから、それらが支弁できるという関係の貸借契約でやるのは当然だと思いますが、余りにそれがバランスを狂わせると社会問題を呼び起こしかねない。弱者の保護が、むしろ強者の保護にかえられてしまう。こういうところに問題があるのではなかろうか。

専門知識はありませんが、そんな感じで受けとめております。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　ありがとうございました。

私の一般質問の目的は、今、国会で審議をされている借地借家法の改悪案が、いかに国民にとってマイナス影響を持ったひどい内容であるかを明らかにしたいということ、そして森田市長の見解を明らかにしていただく、ということであります。

一言、意見をつけ加えて、この質問を終わりたいと思います。

御承知のように、今回の改正法案は、既存の借地借家権に一切適用しない、としております。このことは、政府みずから、この法案が国民を苦しめる悪法であることを認めたことにほかなりません。既に各地で新法が成立すれば、その時点で契約をし直すと言われたり、中には契約書に特約事項として挿入された先取り事例があらわれているなりしております。

これについて法務省当局は、無効になると言っておりますけれども、しかし、当事者同士で合意した契約であれば有効だとも言っております。現行法のもとでも、借地借家人の多くが、法による権利を知らずに、貸してから一方的請求や嫌がらせに泣き寝入りをしていることを見れば、無効だと言っても、合意を強要されて新法の適用が一挙に広がってしまうことは明らかであります。法務省当局は、表向きは貸し手と借り手の権利の調整をするだけだと、繰り返し表明してきておりますが、今回の法案の中味は、住民を追い出しやすくする。そして民活による都市再開発推進に手を差し伸べ、財界、大企業の莫大な利益に奉仕するものと言わざるを得ません。これまで政府は、事あるごとに土地の供給を云々して、さまざまな土地立法を行ってきておりますけれども、国民のための土地供給ではなく、大企業のための土地供給でしかありませんでした。そのため、地価の抑制どころか地価高騰の連続で、国民の多くは大きな被害を受けてきております。土地の供給が資本の金もうけの手段とされる日本の現状では、土地が商品化され、投機の対象とされ、企業と一部の政治家の癒着がはびこり、金権腐敗の温床となってきたことは周知のとおりであります。

今回の法案の成立を許すならば、不当な地上げ行為が合法化され、人間の住めない都市が全国に広がってしまうことは明らかであります。地上げは、今、全国の中小都市にまで広がって、追い出された人々は、政府の土地住宅政策の無策で行き場を失っているのが現状であります。特に高齢者は、住むところを探そうとしても仲介業者に紹介してもらえないほど深刻化している現状にあります。そして、地価高騰が一層進み、耐えがたい固定資産税、都市計画税、相続税の増税をもたらし、多くの国民にはかり知れない犠牲をもたらすことは明らかであります。国民の多くは、土地が国民のために利用され、人権が保障される住宅と豊かな環境、住みやすいまちづくりを切実に望んでいることは、申し上げるまでもありません。

私ども日本共産党は、こうした国民不在の借地借家法の改悪に反対し、引き続き頑張る決意を表明し、あわせて森田市長の今後の努力を要望して、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって11の１、借地借家法改悪がもたらす市民への影響についての質問を終わります。

一般質問11の２、患者に過重な負担を強いる老人保健法改悪についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　患者に過重な負担を強いる老人保健法改悪について、質問をいたします。

広範な国民的な大運動が一層発展しつつある中で、老人保健法改悪案の、６日、衆議院通過の筋書きは、御承知のように覆されました。しかし、政府自民党は、同議案の採決に執念を燃やしており、事態は極めて緊迫した局面を迎えております。

けさの新聞報道によりましても、老健法改悪案は老人医療の患者負担を大幅に引き上げた上に、毎年値上げできるスライド制を導入するもの、自民党は、６日に同法案の採決を諮りましたが、国民の強い反対に阻まれました。しかし、本来の審議でない10日、強引に審議を行い、衆議院を通過させようとしています。まさに国会は緊迫した局面を迎えているわけであります。

自民党は、５日、日本共産党以外の野党が提出していた老健法改悪案に関する共同修正要求への回答なるものを提示をいたしました。この回答を野党が受け入れたために、老健法改悪案は一部修正の上、衆議院を通過させる合意が、与野党間ででき上がっております。しかし、採決の延期を余儀なくされたことは、この法案の反国民的内容を改めて実証する形となっています。

御承知のように、修正案、修正の中味は、一つには、老人患者の自己負担額の上げ幅

を圧縮をする。

二つには、患者負担の値上げを医療費スライドから消費者物価スライドにする、という内容になっています。

しかし、修正は、自己負担額を政府案より圧縮するとは言うものの、入院の場合、現行の１日400円を91年度と92年度は600円に、93年度と94年度は700円に、そして外来の場合、現行の１カ月800円を、91年度、92年度は900円に、93年度、94年度が1,000円に、それぞれ値上げする計画であることには、変わりはありません。しかも95年度からは、入院、外来とも物価の上昇に応じて、毎年、自動的に老人患者の負担をふやすスライド制を導入するものとなっています。国会で審議することなく、将来にわたってお年寄りの負担をふやす仕組みをつくる点では、政府案と何ら変わるものではありません。

今回の修正が、政府案の改悪を一部手直しするものではあっても、患者負担の引き上げによるお年寄りの受診抑制と、国庫負担削減、国の責任放棄といったこの改悪案の基本的性格をいささかも薄めるものでない内容となっております。

野党も要求をした老人医療費に占める公費負担を、現行の３割から５割に底上げをする。そして患者負担の医療費スライド制は撤回をするといった肝心な点を、自民党はことごとく拒否をしております。こうした野党の重点要求が拒否されているにもかかわらず、自民党の回答を了承し、老人法改悪の衆議院通過に手をかす野党の態度は、無責任も甚だしいといわなければなりません。共同要求自体が世論を欺くポーズではなかったかといわれても、返す言葉はないのではないでしょうか。とりわけ見逃すことのできないのは、こうした老健法改悪の裏に、大企業の事業主などで構成されている健康保険政治連盟からの献金攻勢があったという事実であります。自民党、社会党、民社党などへの政治献金は、１億5,000万円に及んでいます。高齢者の命と健康までが金で取り引きされる政治は異常であり、絶対に容認することはできません。

老健法改悪をめぐって、国会は極めて緊迫した状況にあります。今のこの時点で、焦点となっている問題点を率直に指摘をいたしました。森田市長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　これまた老健法の改正ということで、個人負担をふやすという内容が伴うわけであります。

かつて、老人医療は無料という、象徴的な福祉の施策が、国政においても都政においても実現をしていた状況から考えますと、時代的ないろいろな変化が伴うとはいえ、なぜ老人医療費の個人負担分をふやすか、疑問でならないわけであります。個人負担もふえますし、この法律については自治体としても大変、関心、並びに伴う影響もあるわけでありますが、言いわけではありませんが、日野市の健康管理手当は、この老健法に伴う個人負担分を特に１科目、１カ月の初診料、ちょうど800円を満たす程度になっておりまして、この日野市の健康管理手当が、大変、老人保健のために大きな意義を持っているというふうに感じておるところであります。

各自治体とも、そういう方法で何か手が打てると、一つの施策というふうに対応できるわけでありますが、老人の直接の支出に放置してはいけない。そのことをつくづく感じておりまして、我々もまた健康管理手当について、別の考え方を裏づけとして考えたい、こう思っております。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　ありがとうございました。意見を述べて、この質問を終わりたいと思います。

政府自民党は、老人患者の自己負担引き上げを現役世代との負担のバランスのためなどと強弁をしております。日本共産党以外の野党も、この論調から逃れられず、値上げ容認の論拠としております。しかし、これは国庫負担を大幅に減らす一方で、老人医療費の負担を労働者に押しつけてきた自民党政府の責任を不問にする議論に、ほかなりません。

日本共産党の追及に対して、下条厚生大臣も認めざるを得なかったように、老人医療費全体に占める国庫負担率は、制度の発足時、83年から今日まで約10％も下げられております。仮に国庫負担金を２％だけ戻すだけで、1,200億円の財源ができ、患者負担値上げもスライド制導入も撤回することが可能となります。老健法改悪を阻止し、再び医療の無料制度への道へ向かうのか、際限のない負担増と一層の医療改悪への道を許すのか、今まさに正念場を迎えているわけであります。日増しに全国的な運動の輪は広がっております。与野党なれあいの高齢者いじめに、高齢者や国民は腹の底から怒りを煮えたぎらせております。日本共産党は国民とともに、今後とも、お年寄りの医療、健康を守るために全力を尽くす決意であります。このことを表明をし、そして、あわせて森田市長の、市長の立場からの今後の努力を強く要望して、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって11の２、患者に過重な負担を強いる老人保健法改悪についての質問を終わります。

一般質問11の３、平山苑のがけ崩れ対策、その後の整備計画についての通告質問者、

米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　平山苑のがけ崩れ対策、その後の整備計画について、質問をいたします。

これまでに平山苑のがけ崩れ問題については、御承知のように、過去２回、質問を行ってまいりました。繰り返しませんけれども、現状、土地が係争中だということもあって、当初、計画した整備計画が緒についていない状況にあるようであります。そこで、その後の経過について、一つは伺いたいと思います。

２点として、あわせて土地の係争その他の問題が処理をされて、条件が整い次第、整備計画が実施されることになるかと思いますけれども、その点について、どういう見通しになっているのか。

まず、この２点を最初に伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、第１点目のその後の経過でございますけれども、平成２年３月20日に京王の方から寄付を受けたわけでございます。面積が約３ヘクタールの土地でございます。

寄付の受領の時点で、ある一定ののり面の保護等は措置を行ってきました。その後、さらに昨年、市でも一部補修等を行ってきておるわけですけれども、現在、その土地の境界が、御承知のとおり確定していないということでございます。

それで、昨年、立ち会い等を行いまして、境界の測量までは行っておる状況でございます。その後は、その測量図に基づきまして話し合いを現在している。まだ、その結論に達していないというのが、現在までの経過でございます。

２点目でございますが、土地の話し合い、そういうものがついた後の処置の方法ということでございますけれども、基本的には都市計画決定の、都市公園として決定していきたい。その後に都市計画事業として整備を計画していきたい、というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　これまでの質問でも、何度か繰り返されてきたやりとりではありますけれども、今、簡単な現状といいますか、経過が報告をされました。もともと土地の境界をめぐっての争いが続き、非常に早期解決が難しいという状況が、当初から問題として横たわっていたわけであります。市としても、そういう中で、単独で事を進めるというわけにいかないという事情もわかります。

しかし、事がけ崩れという災害の問題、昨年のがけ崩れの時点でも、新聞で報道されたように、大変な一時、危険な状況にありました。その後、暫定的な防護策対策がとられた経過があるわけですけれども、そういう危険箇所でありながら、地主同士の境界線についての話し合いが合意されないということから、ずるずる手を打てないまま経過をしている。したがって、その整備計画も全く手が着かないという状況で、経緯をしております。これは、ここ一、二年の問題ではなくて、大変長い過去の経過があるわけであります。その都度、似たり寄ったりの答弁が繰り返されてきたように私は思います。地主のあることですから、なかなか思うように事が運ばないというのは、一面、理解ができますけれども、人命にかかわる災害も心配されるような状況にあるということからして、行政としてもう少し、そこに住む市民の不安を一日も早く解消するという立場から、目に見えるような形といいますか、積極的な取り組みができないものだろうか、とこうつくづくと思うわけであります。この点について、お答えがあればいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる平山苑がけ地、地崩れのする危険地帯ということでありまして、今までの経過を関心を持って見ておられる方々の立場にすると、経過が歯がゆくてしようがない。行政は何をしているんだ、というお気持ちは当然だと思いますし、私もそのように感じております。

かつて京王不動産の所有地でありましたから、京王の御当局には、市民の安全という立場から、日野市が一応の防災措置を、企業の方でおやりにならなければ代執行で日野市が行います、後の責任は所有者の方で持っていただきます、というふうな言い方をして、とうとう手放す決意をしていただいた。京王の土地財産という立場では、かなり英断だったと思いますし、行政としては十分評価もし、また、今後の対応、対策によって、その経過の有終の美をつくっていかなければならない。こういうふうに考えておるわけでありますが、紛争ということでは、確かに相手があります。大まかな責の範囲は現実にあるわけでありますから、紛争を超えた形で計画をつくり、明らかにこちら側の権利だ、こちらの所有だという部分については、どんどん手がけていってもいいではないか、というふうには言っておるわけでありますけれど、話がつけば全体計画として取り組めるということが一番望ましいので、多少時間を要しているということであります。もし素人論議かもしれませんが、大部分は日野市の公有地であることは間違いないわけであ

りますから、そこを手がけるということで、事業をひとつスタートさせたい。このように取り組んでいこうと思っております。来年の予算には、そのあたりを明らかにしていきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　ありがとうございました。

これまで約30年にわたる危険箇所に、これまで行政側として対応してきました。先ほど答弁にありました、そういう行政側の努力によって京王側から３ヘクタールの山林が寄付をされた。そのことで今後の整備計画に非常に希望が持てる状況になったという、その点での努力は高く評価をしたいと思います。

あわせて、今、市長から、そういう地主との話し合いの過程の中でも、大部分は市有地であるということから、計画を一歩進めるという立場で来年度の予算にも反映をさせ、具体的な取り決めを始めたいという積極的な答弁をいただきました。引き続いての今後の努力を期待をして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって11の３、平山苑のがけ崩れ対策、その後の整備計画についての質問を終わります。

一般質問12の１、姥久保都営住宅の建てかえ計画についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

姥久保都営住宅の敷地と申しますか、現況測量が今年度に入りまして行われました。住民の方々、測量を行うというお知らせは、東京都住宅局からいただいていたようでありますけれど、この測量がどういう目的で行われたかということについては、詳しい事情の説明はなかったようであります。

当時、私にも問い合わせはございました。一体、この測量が、すぐ建てかえ計画につながるものなのかどうか、もしそうだとしたら何年度から始まるのか、といった具体的な問い合わせがあったわけでありますけれども、私も残念ながらその辺の事情を知らなかったわけでございます。当事者である住民が知らないままに測量だけが行われて、どんどん東京都の住宅計画が進むというようなことなのかどうかは、はっきりしませんけれど、いずれにいたしましても、住民に不安を与えたということは、確かにあったようであります。その直後、私も東京都住宅局に問い合わせを行いましたけれど、現況の正しい地籍などを把握するために測量を行う、という返事をいただいたのみでありました。

したがいまして、私も今議会、改めて市内の都営住宅、特に通称姥久保都営住宅といわれているこの都営住宅が、果たして東京都住宅局の建てかえ計画による地籍の測量であったのかどうか。確認する意味でも、今回の一般質問に取り上げたわけでございます。問題は、そう複雑なものでももちろんないわけでありまして、東京都の考え、どのような事情にあるのか、市側を通じて明らかにしたいと考えているわけであります。

一般に、都営住宅の建てかえが東京都の方針に基づいて、今、進められつつあるようであります。例えば、大坂上の都営住宅については、既に更地になった部分もあるわけでございますし、建てかえ計画に基づいて、工事はこれからもさらに進むという状況が、うかがえるわけであります。市内には、各都営住宅とも設置年度、それぞれ違うわけでありますが、いわゆる老朽化しつつある都営住宅もあるわけであります。こうしたところは、当然、都営住宅の建てかえ計画に該当して順次進められつつあると思います。既に多摩平六丁目の都営住宅は全面建てかえが行われまして、新しい住宅にたくさんの市民が入居されておられるわけでございます。市側で掌握しております都営住宅の建てかえ年度などの詳細がわかりましたら、それを１点、伺いたいと思います。

さらに二つ目は、建てかえの方針あるいは基準、こういったものも恐らく東京都住宅局はつくっておられるかと思うわけでありますが、姥久保都営住宅の場合の都の建てかえ方針の基準に合致するものというのは、どういう点で合っているのか、あるいはないのか、ということを２点目に伺いたいと思います。

３点目でありますけれど、当然、建てかえをするということになりますと、住民の方々の合意を必要とすることは言うまでもないことだと思います。建てかえ計画が先につくられて、それから住民の説明や協議、合意というふうに事を進める方針なのか、それとも、住民の意向をまず聞いて、そして住民の意向に沿って建てかえを希望する方々が多ければ、それに基づいて計画を立案するのか、それとも、建てかえを望まないという住民の方々が多ければ、建てかえは見合わせるということなのかどうか、という点を伺っておきたいと思います。

以上、とりあえずこの質問にお答えをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいまの姥久保の都営住宅の建てかえというような質問の中で、３点、御質問があるわけでございます。

御承知のとおり、東京都におきましては、住宅対策の充実ということで、平成３年を起点として東京都住宅マスタープランが発表されております。その中では、当然、現在、

東京都の出先として西部建設事務所、日野市を管轄する西多摩にかけての範囲が広範囲でございます。その西部建設事務所が中心に都営住宅の建てかえ、あるいは新設の問題を対応しているわけでございます。

そういう計画の中で、まず１点の建てかえの年次ということを示せ、ということでございます。既に現在の新設部分としては、栄町の二丁目、落川の部分を何回か御質問の中でお話ししたとおりでございます。この２点につきましては、平成５年あるいは６年までに完了をするということで、作業を進めている状態でございます。

なお、大坂上の都営住宅につきましては、平成８年末という内容でございます。

なお、その他、今朝ケ島等につきましては、既に東町の区画整理事業の関連で、そういう工期の日程等は定められておりません。

その他、一定の計画は、調査あるいは実施設計というような問題がありますが、具体的に建てかえをいつまでに終了するという部分については、現行、今の３点でございます。

なお、２点目の御質問でございます。具体的な姥久保の都営住宅の関係でございます。この場所につきましては、現行の都営住宅としては第８、第９というような、東京都では都営住宅の呼び方をしております。面積は３万7,587.27平方メートル、現行であるわけでございます。よって、この場所につきましては、まだ正式に市の方に協議があったわけではございません。もちろん東京都としても建てかえを計画するために測量をやったということは、後に聞いたわけでございますので、当然、事前に市の方にもその点は正確な事業計画の中での工程を知らせてほしいということは、強く申し入れをいたしました。目標としては、まだ年次は決定しておりませんが、先般、８月30日でございます。地元の自治会の役員の方と懇談会を西部建設事務所がやったということは聞き及んでおります。いずれ近いうちには、市の方に正式に協議があるものというふうに考えております。

なお、３点目でございます。住民の合意あるいは建設計画でございます。東京都は、一定の建設計画をマスタープランの中でも打ち出しております。平成３年から向こう10カ年計画でございます。よって、一つは、東京都自身の建設計画に伴って住民の合意あるいは住民との話し合いを進め、一定の予定でございますので、その計画で十分進めていきたいというのが考え方でございます。

ただ、その中には当然、住民だけでなくして市との協議の条項もあるわけでございます。これは都営住宅の建てかえ、あるいは建設に関連して市の都市計画、あるいはまちづくりの中でも一定の各部署の調整を図りながら、条件等を出しているわけでございます。住民の合意がなされなければ、当然、建てかえもできないわけでございます。また、行政の要望も、ある程度協議をした中で進めるというのが大前提でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　姥久保都営団地の建てかえのことにつきまして、都営住宅の当局に日野市の考え方として、まだ協議課題ではありませんが、申し入れをしていることについて、少し補足をしておきたいと思います。

姥久保都営団地は、非常に日野駅前のいい場所に立地しておるわけでありまして、都営住宅、例えば今朝ケ島でありますとか、その他の木造の建てかえも当然しなければなりませんので、むしろ姥久保の都営住宅をいい設計によって高層化し、多少の増戸あるいは環境整備も可能である。また、通勤にも通学にも大変いい場所だから、仮住まい、あるいは住居の移り変わりということでも一番問題の少ないところになるはずだから、むしろ姥久保の建てかえに早く着手をしてはいかがですか、というふうに持ちかけてみましたところ「建てかえ年次にまだ到達をしていない。二、三年まだ間がある」というふうに聞きました。二、三年程度の年次に到達するかしないかということは、むしろ総合計画を持てば、おのずから日野市内の都営住宅の建てかえ改善等の総括的な計画ができるはずでありますから、むしろ姥久保の場合は建てかえを促進をし、あの場所にふさわしい環境整備なり何なりを整えて、むしろ積極的にいい団地がつくられることを誘導していきたい。

あわせて、他の建てかえが促進できるように図りたい。こういう考えで臨むわけであります。そういうことを申し入れておりますが、どの程度向こうに受けとめられておるか正確でありませんので、もう一遍そういうことを少し突っ込んで協議してみたいと思います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　企画財政部長の説明は、一通りわかったわけでありますけれど、市長の今の説明は、初めて私も議場で聞くわけでありますし、市長の考えを東京都側に伝えたということのようであります。

市長、この市の申し入れは、いつごろの話なんですか。例えば、ごく最近、１週間前とか１カ月前とか、何年か前とか、あるかと思うんですけれど、その時期と、申し入れを行った、住宅局だと思いますけれど、相手方ですね、例えば知事に申し入れたとか、

そういうことがあるかと思いますけれど、どういう相手に申し入れたのか、この２点。

もう一つは、確かに駅に近いということで、居住するには非常にいい場所だということは、これは客観的に言えると思うんです。その際、市長が建てかえを都側に申し入れを行うという場合、当然、都営住宅はもちろんですけれど、地域の住民のことなども考慮して、公共施設あるいは公共施設用地等の確保というようなことなども、あわせて行っているのかどうかということも含めて、具体的にお話しいただきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　１年ほど前だと思いますが、私が住宅局長と直に面接をして、日野市の都営住宅事情、建てかえを要するもの、それから建築に着手するもの、あわせて都市計画道路を日野市が直面をしております都道の事業を促進してもらうことにあわせて、住宅問題が伴う関係にありますので、住宅局は、あるいは建設局は相互の連絡を持ってもらって、都営住宅用地でお互いの事業を促進させる協議を図っていただきたい。そういう要件を申し出た際に、住宅局側に姥久保のことに触れてお話をした、こういう記憶がございます。何日だったかということは、調べてお答えをしてもよろしいわけですが、趣旨はそういうことでございました。

もう一つ、具体的に建てかえ計画が進む際には、もちろん環境のこと、あるいは規模や、今の住んでおられる方がどのような仮住まいをしながら事業を進めるかというようなことは、当然、調整を要する課題でありますから、むしろその話も早くできるような状況をつくりたい。こういうこともあわせて申し入れたと記憶をしております。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　市長の申し入れも大体わかりました。

しかし、これはこれとして、私もきょう初めて伺った件でもありますけれど、先ほど部長が説明した３点の私の質問に――説明があったわけでありますけれど、その説明によると、大体東京都が建てかえの計画をつくって、それを住民に説明して、合意を経たのち市側にも協議に来る、とこういう順序になりそうなのか。なるんじゃないかと思うんです、先ほどの説明ですと。それとも、住民の説明と市側との協議を並行して行うのかどうかです。

しかし、具体的には、いまだに都の方から協議には来ていないということですから、先ほどの説明では、８月30日に都の住宅局から地元の自治会には説明があったということになりますと、やはり住んでいる住民の意向というのは尊重されるものなんだろうと思いますので、そういう順序で東京都も建てかえ事業を進めていくんではないかという

感じを、今、持ったわけであります。

私も、これらについて、きょう初めて伺うわけでありますので、これについての住民の反応は、これからいろいろと協議が始まっていくのではないかと思うわけであります。東京都の住宅局の説明に基づきまして、都営住宅の自治会の皆さん、あるいは住民の皆さんがどういうふうな判断を示すかわかりませんが、きょうの市長の住宅局長への申し入れなどもあることなど踏まえた、恐らく論議なりが行われていくものと思います。私も、きょうのこの質問は、この辺でとどめておくわけでございまして、私の方から特に建設を促進しろとか、あるいは建設するなとか、というようなことは申し上げる時期ではないし、立場でもないというふうに思いますので、東京都あるいは自治会、住民の協議を今後、見守ってまいりたいと思います。市側の対応については、きょう、概略伺うことができました。

以上をもちましてこの質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって12の１、姥久保都営住宅の建てかえ計画についての質問を終わります。

一般質問12の２、多摩川のセキ、魚道の調査、整備についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　多摩川についてのさまざまな角度からの論議は、国政の場でも、あるいは都政の場でも、そして市町村の場でも関心が持たれ、また論議も行われてきているところでございます。日野市も、多摩川の漁業組合とも協力を行って、毎年、伝統漁法を披露するということなど、行ってまいってきているわけでございます。

私も、ことし、現地に伺いまして、その漁法、技術などを拝見させていただいているわけでありますが、これまで10年以上、毎年行われてきている中で、たびたび拝見をさせていただいているわけでございます。関係者の御努力など敬意を表するわけでありますが、もともと、この伝統漁法の披露というのが、ただ単に、昔こういうふうにして魚を捕っていたんだよという、その魚の捕り方を市民の方に知っていただくということだけではないと思うわけであります。多摩川に関心を持っていただいて、清流を取り戻すという、こういう遠大な趣旨を掲げてのことではないかと思うわけでございます。ちょうど日野市が、緑と清流を取り戻そうというスローガンを掲げている、行政の一つの施策の中心をなすものの中での位置づけが行われているというふうに、私はとらえているわけでございます。

さて、この伝統漁法を見るまでもなく、多摩川の水質や河川の姿そのものが、いわゆ

る都市河川といわれるようなものに、だんだん変わってきていると申しますか、大きな変化を遂げているということは、もう詳しく言うまでもないと思うわけでございます。特に水質は、今から大体10年くらいから15年くらい前から、水質問題がいろいろと論議されて、ある程度きれいになったかのように、いろいろと伝えられていたわけでありますけれど、その後、なかなか水質がそれ以上よくならないということなども、ずっと続いているわけであります。そして、自然の回復というようなことなどから、だんだん遠い多摩川の姿になっているんではないかという、そういう懸念の声も聞かれるくらいでございます。

そこで私は、今回あえて、せっかくの伝統漁法などが披露されて、そして、例えばアユの天然遡上というようなことなどにも強い関心を持たれているときに、この多摩川の河川というものの姿を一番人工的に変えているんではないかという、そういう印象を持っているのが、例えば、ＪＲの鉄橋の橋脚を守るための一つの護床工と言われるんだそうでありますけれど、こういった建造物であり、国道その他の橋のやはり橋脚を守るためのさまざまな建造物、あるいは京王線の橋脚を守るためのブロックによる護床といったようなことなどが、非常に目に着くわけでございます。

私も、もう何年か前になりますけれど、日野の中央線の鉄橋の下から、下流の河口まで、堰あるいはその他河川の実踏を行ったことがございます。第一目に着くのは、とても魚などが下る、あるいは遡上する、というような状況になっていないというのが、第一の印象であったわけであります。小さい魚などは下ることができるわけでありますけれど、成魚、大きくなった魚、アユなどももう上れない。こういう状況にあるわけであります。

そこで、これらの建造物を整備すると申しますか、何とか昔の姿に取り戻そうということの一つとして、せめてアユが天然遡上できるような魚道を整備する、設ける、ということが、必要なんではないかと思うわけでございます。漁業関係者なども、この数年来、関係する機関などにも熱心にこれらについて要望を行ってきた、という話なども伺っているわけでありますが、私自身も、ささやかでありますけれど、多摩川に関係する「自然を取り戻そう」という運動に携わりまして、建設省あるいは環境庁、東京都などにも、これまで陳情を行ってきた経過もございます。

例えば、堰というのは、その設置者や管理者もございますし、必ずしも行政機関が担っているということでもないようであります。しかし、行政機関が担っているところもあるわけでありますから、私は、行政の一つの大きな課題として、この多摩川の自然の状

態を少しずつ取り戻すという共通の課題が、掲げることができるんではないかというふうに思うわけであります。

調布の取水堰は、都の水道局が管理しておりますが、宿河原堰は川崎市の経済局が管理をしております。上河原堰というのもありまして、これも川崎市の経済局が管理しているということなども、教えていただきました。

用水組合が管理しているというのは、多摩川では大丸の取水堰と四谷の本宿取水堰、日野用水堰、この三つのようであります。それから羽村の堰とか、小作の堰は、これは都の水道局でありますから、関係する行政機関ということになるわけでありましょうけれど、ここに魚道が設けられるところもあるし、魚道がないところもあるんです。建設年度が大分古くなっておりますから、当時、多摩川の水も相当豊富な時代だったんでありましょう。その水量に合わせて堰や魚道もつくられたということが、当然、考えられるわけであります。

例えば、調布の取水堰は昭和11年につくられておりますし、羽村の堰は大正12年につくられております。こういうふうにして、今から数十年前の時代のものでありますから、現在のような水量の非常に少ないときの堰や魚道ではないということから、なかなか魚などが天然遡上できない。こういうところにあるんだろうと思うんです。

それで、私も質問通告いたしておりますように、具体的に質問を行っていきたいと思うんです。

現在、こうした多摩川の河川の状況など踏まえて、堰とか魚道などについての考え方ですね。これは先ほど申しましたように、京王線とかＪＲの鉄橋の護床工なども含めた考え方ですが、そういうところへの一つの行政の考え方というのは、どういうふうに市がとらえているのか、１点、伺っておきたいと思うんです。

それから、漁業関係者あるいは自然回復を願う多摩川沿線には、何十という市民団体、さまざまな団体があって、多摩川の自然回復を願っているような状況にあるわけでありますが、こうした人たちの要望というのを、一体こうした関係機関というのはどういうふうに把握しているのか。市側も当然、関係する自治体の一つとして、掌握の度合いを伺っておきたいと思うんです。

３点目は、多摩川の沿線にはたくさんの関係する自治体がございます。日野市がひとつ音頭をとって、多摩川の沿線自治体が協力して、共同して、一つの河川の自然回復といいますか、良好な状態を取り戻すということで、そういう提起を行ったらどうか。特に市長などは、市長会、その他いろいろのそういう発言する場もあるかと思うわけであ

りますが、一部、川崎市なども入ったとしても、ぜひとも関係する自治体同士で力を合わせた魚道あるいは堰、護床工等の整備を行うという提起と、今後の取り組みを私はぜひお願いしたいというふうに思っているわけであります。

以上、３点について説明いただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　現在、日野市の市域の中におきます堰の数は、３カ所ございます。市域を挟みまして上下一つずつ、合計五つの箇所の最近の状況を踏まえた中で、お答えしてまいりたいというふうに思います。

まず、現状でございます。一番下流に位置します、京王線が渡っております橋脚の部分でございます。京王線鉄橋下護床工、これは府中市と多摩市を挟んだところ、多摩川を横断しておる堰でございまして、川幅一帯を護床ブロックを敷設しておりまして、現在、通常水位ということでお話し申し上げれば、段差90センチの段差がついた状況でございまして、そういう点では魚の遡上ということは非常に難しい実情にございます。

次に、その上手にございます西府用水堰、これは府中市と日野市の間に位置するわけですが、日野市多摩川グラウンド下流でございます。そこの取水口、テトラポット積みの堰堤でございまして、一部、自動鉄塔堰という形になっておりまして、200メーターにわたってございます。これは魚道の設置はございません。かつ、取水によりましての堰端といいましょうか、に崩落状況がございまして、その高低差で魚の遡上というものは非常に難しくなっておるという状況でございます。

その上手の国道20号線、日野橋下でございます。これは蛇かご護床でございまして、一部100メーター幅ございます。特に段差もございませんで、この点につきましては、唯一遡上が可能な状況になっておるところでございます。

また、その上手のＪＲ中央線、日野鉄橋下でございます。これはコンクリート護床、日野市側で150メーターほど施工しておるわけでございます。護床施工部分と、その下流との、言わば護床の端でございます。先端部分におきまして、やはり段差が生じております。これも減水時におきましては、非常に遡上が不可能でございます。

市域を外れまして一番上手、日野用水上堰でございます。これは八王子市の平地区、昭島市に挟まれた部分でございますが、コンクリート床固め堰、堰堤、多摩川を308メーターにわたって横断しておりまして、魚道施設はございます。築堤も約30年経過いたしまして、魚道の護床部と下流の間に、やはり水漏れ段差を生じておるのが現状でございます。多摩川魚連の要望、あるいは占用上の建設省の指摘を受けまして、３年がかりで

しておるわけでございますが、今年度、日野用水土地改良区が改修施工をしておるところでございます。これは600ブロック敷設ということでございまして、そのような現状でございます。

それでは、これらの状況に対しまして、都、国の考え方はどうかということでございます。平成３年になりまして、２月と８月において、都に対しまして漁業組合あるいはその連合会が請願を出してございます。この２請願を受けまして、都では平成４年度、都内水系にかかる漁道の実態調査をしたいということで、現在、予算要求の段階に入っておる、というふうなことでございます。この調査は、川あるいは農業、水産業などの専門家を集めまして調査を進めたい、そういうことでございますので、恐らくこういった漁道という点でも十分考慮をされていくものであろう、というふうに予想できるものでございます。

建設省の方でございますが、河川内には、御承知のとおり、漁業権が設定されております。そういったところを踏まえまして、漁業権尊重という立場で、河川区域内の農業用施設の工事の場合に当たりまして、次のような指導をしておるところでございます。地元漁協と実施時期、あるいは水どめの方法等、協議の上実施するようにと、こういうような指導もなされておりまして、国におきましても、ある程度そういった点につきまして配慮がうかがわれてきておる、という実情でございます。

それでは、関係者の要望、どうか、ということでございますが、先ほど触れました２点、これは御紹介申し上げますと、平成３年２月19日、東京都内水源漁業協同組合連合会が、漁道整備促進についてということで、都の農林水産部長あて請願を送り出しておるということ。

また、第２点目の、平成３年８月14日でございますが、これは奥多摩漁協、秋川漁協、多摩川漁協、八王子、秋川市、それと青梅市、日の出町、五日市町、桧原――市につきましては、それぞれ市長名でございます――この連盟によりまして、都知事あて漁道の整備についてと題しましての請願を提出している経過でございます。

ほかには、本年４月に設立されました多摩川本線農業用水利水協議会というのがございます。これは農業上の水利権を伴う連絡調整のほかに、多摩川の良好な環境を確保できるよう、常に都あるいは国当局に要望を続けていくというふうな運動方針を持っておるところでございます。

次に、多摩川関係自治体の対応と日野市の場合ということでございますが、都当局へ対する沿岸漁協、それから用水組合等の要望、運動を支援しているほかに、既に数年来

のことながら、市長会、特に環境部会、建設部会は東京都予算編成に先立ちまして、要望をしてきておるところでございます。

また、日野市といたしまして、関係団体との連絡的行動のほかに、引き続き日野用水土地改良区とともに、用水施設改修の都営化――現在は国、都、市、改良区の4者負担ということでやっておるわけでございますが、都営化を要望していく考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　直接のお答えには当たらないかもしれませんが、先日、多摩川、浅川を管理しております建設省相武工事事務所所長が来られました。京浜工事事務所です。所長が来られました。議会にも財源確保の意見書を議決してほしい、こういう要請が届いておるというふうに思っております。

河川管理の行政庁としましては、いろんなことが住民要望でもあり、また具体的に治水に責任を持つ役所として、財源が工事料に対して回ってこない、このことを非常に嘆いておられました。治水こそ最優先する課題であると思いますけれど、今日、都市河川につきましては、今、御指摘の河川の清流化にあわせて、本来の自然の生態系を呼び戻す大きな環境行政の意味もあるわけでありますし、また、関係住民団体等の運動行政も極めて多面的であるわけでありまして、それらにこたえたいけれど、要するに財源がないということを言っておられました。

特に、河川の堰につきましては、古くからの取水権といいましょうか、水利権の一種ですが、そういうことで相当金をかけた強固な堰がつくられておる。その堰が、また狛江の場合のような水害をもたらしたということもあるわけであります。一番、治水、つまり管理する川から洪水のときにはんらんを起こして、そして災害を起こす。これはもう国の責任に直接なるわけであります。出先の役所としては、堤防はもちろんのこと、いろいろな河床の切り下げでありますとか、いろいろ課題があるわけでありますけれど、なかなかそれを現実に処理できる、特に河床の土砂等を持っていく場所がない。そこでスーパー堤防という発想が生まれて、できるだけ堤防を奥深くつくって、治水にあわせて河床を下げる、そういう政策はぜひ実現したいから、日野市でも協力してほしい、このような状況がございました。

我々も、特に浅川の話題といたしまして、伝統漁法の行事を毎年やっておりますけれど、ことしは特に雑魚と申しましょうか、魚の種類が減って、コイは一見よく目に見えるんですが、そのほかの魚が非常に減った。これは水質と関係があるのか、あるいは魚道等の関係があるのか、必ずしも明らかではありませんけれど、生態系の取り戻しということでは、やっぱり魚もいろんな種類が住むようになってこそ初めて健全な自然環境といえるわけでありますから、御意見、御指摘のことについては、何か方法がないかということを感じます。

そこで、漁業組合や自然保護団体、いろいろな願いを、共通する関係も力を合わせまして、そして多摩の地域におきましては市長会、あるいは区部におきましては、それぞれの多摩川に関係する区もありますし、神奈川県の川崎市もあるわけでありまして、かつて多摩川サミットという河川に沿う自治体の首長が集まって、一つの協議体をつくったときもございますので、そういう経路を通じて、御提案にもひとつ、日野市が音頭をとれるかどうか、ちょっと力不足を感ずるわけでありますけれど、ひとつぜひやってみたいと、こう思っております。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　森田市長、力不足などと謙遜しておりますけれど、私は、森田市長が市長会その他で発言すれば、その影響ば甚大だ。たちまちその影響が広まって、共同した気運が盛り上がるんではないかというふうに、確信をしております。ぜひ自信を持って、しかるべき場を活用いたしまして、大いに発言をしていただきたいと、お願いをしておきたいと思います。

今朝でありますけれど、福島副議長から、自分の自宅の近くに流れております用水で魚を捕ったという話を伺いました。バケツに一杯捕ったそうでありますが、相当の量じゃないかと思いますけれど、この話はいかにも私たちの住宅の近くに流れております水、用水、そういうところへの親しんだ日常的な姿を御披露された話だと思うわけであります。恐らく副議長に限らず、そうした方々は市内でもたくさんおられたかと思いますけれど、これは用水だけにとどめないで、多摩川にも日常的にも川に親しめる、こういうことに、またよみがえらせていかなければいけないんではないかと思います。そういう遠大な構想などもちまして、今後の取り組みを期待して、この質問を終わりたいと思います。

○議長（小山良悟君）　これをもって12の2、多摩川のセキ、魚道の調査、整備についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時１分　休憩

午後１時６分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問12の３、憲法を市政にいかす立場で、自衛隊の海外派兵に道をひらく「国連平和維持活動協力法案」反対をつらぬくことについての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　通告質問に従いまして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

けさの新聞でありますけれど「ＰＫＯ法案、24日趣旨説明、自民党案」、こういうふうに報道されておりまして、今臨時国会の審議が間近に迫っていることが伝えられております。海部内閣が自衛隊の参加を公然と法案化するということを骨子といたしまして、いわゆる国連の平和維持活動に参加できるＰＫＯ法案の提出がいろいろと伝えられていたわけであります。今臨時国会の焦点の一つになる重大な法案ということになるわけでありますけれど、これまで、この法案の提出をめぐりまして、いろいろと国会内はもちろん、論議が行われてまいってきたことが伝えられてきたわけであります。昨年の国連平和協力法案の提案を受けて、国民の強い反対によって、一たんはつぶされたわけでありますけれど、再びこの内容が一層改悪されたと思われるようなものに衣がえをいたしまして、今臨時国会に提出されようとしているわけであります。

これまで新聞の伝えるところによりますと、いろいろな角度からの論議を行われているわけでありますけれど、例えば「生命防具どこまで」「最小限の武器とは」「ＰＫＯ法案づくり難題さまざま」「政府成案へ詰め急ぐ」というようなことを初めといたしまして、「ＰＫＯ法案平和維持軍、武力行使否定し参加」「武器使用は認めぬ政府方針」ということを初めといたしまして、結局は自衛隊の参加、そして武器の携行など、武器を持って参加できるという、こういう内容にだんだん政府案が固まってきたということが言えるんではないか、と思うわけでございます。

そして、昨年の段階では、国会でも海部首相が「自衛隊の国連の平和維持軍への参加はしない。できない」とこういうふうに明言していたものが、今度は、平和維持軍にも参加できるという、そういう新しい解釈を行いまして、自衛隊の海外派遣、そして派兵へと道を開こうという、こういう意図や考え方があからさまに出てまいってきているわけであります。

臨時国会における論戦も行われてまいりましたけれど、８月26日、日本共産党の立木洋副議長参議院議員が、この問題で海部首相に質問を行っております。質問の要旨は、現憲法の軍事手段による国際関与禁止が、その基点にあるという立場に立って質問を行ったものでございます。

その一部を紹介いたしますが、「現在、国連平和維持活動に協力するということで、自衛隊の海外派兵という問題が大きな論議になり、これは重大な憲法違反だ、人類が70年前から国際的な紛争というのは、戦争ではなくて、平和的な努力によって解決しなければならない、ということがなされてきている。1928年、不戦条約が決められる。日本政府もそれに賛成している。ところが、その３年後から自衛のためと称して15年間にわたる戦争が行われた。明確な侵略戦争だ。2,000万人以上という多大の犠牲者が生まれた。この教訓の上に立って、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意するという憲法の内容になった。同時に、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼を置いて我々の安全と生存を保持するように決意するという」こういうことが憲法に明記されたということを強調しているわけであります。

海部総理は、この問いに対しまして「日本国憲法の前文に書いてあることは、これはまさに平和国家の理念であり、その理念を実現するために、日本としても、なし得る限りの平和維持活動には国連を通じて協力をすべきであるというのが、今日の私の考え方の基本である」こういうふうに答弁を行っているわけであります。憲法の精神は、軍事手段あるいは武力を使ったことによる国際紛争に日本は介入しない、こういう立場を明確にしているものだと考えているわけでございます。

論戦は具体的なところまで行われているわけでありますが、この中で立木議員は「結局は政府が意図している、このＰＫＯ協力法案は、さきに自衛隊派兵ありきの姿勢がありありと見える」という点を、鋭く追及しているわけでございます。昨年は、自衛隊の平和維持軍の参加はできないといった答弁、今度は維持軍に参加できるという、こういうふうに一歩踏み込んで法案を準備しているわけでありまして、我々はこれを明確な憲法違反の姿勢だと、厳しく追及を行ってまいってきているところでございます。

このＰＫＯというのは、どんなものかということを簡単に紹介しておきたいと思うのでありますけれど、国連平和維持活動、国連の出しておりますパンフレットや冊子などでも、詳しくその内容が記されているわけでございます。Peace Keeping Operationという頭文字をとってＰＫＯと称しているわけでありますが、結局は、その内容は、停

戦の監視、兵力の引き離しなどが主な任務となっているわけでございます。これまで700人以上の犠牲者を出しているということなども明らかにされているわけでございまして、結局、現地では武力行為が行われる、とこういうことになっていることを物語っていると思うわけでございます。そして、このＰＫＯの設置の三つの基本条件というものがございますが、この基本条件を満たして初めて設置ができる、ということになっているわけであります。

一つは、関係国の同意によってのみ設置されるということ。

二つ目には、その提案が広く国際社会の支持を受けられること。特に、安全保障理事国の投票で採択されるということが必要だとされております。

そして三つ目が、加盟国が自発的に要員を派遣することを挙げているわけでありまして、この三つの条件を満たして初めて国連の平和維持活動が、要請のあった国への活動が展開される。こういうふうになっていくわけであります。

日本共産党がこの自衛隊の海外派兵問題、憲法の問題として位置づけまして、重大な憲法違反になるということを強く強調してきたことは、ほかでもない日本共産党が戦前から戦後の今日まで一貫して侵略戦争に反対してきた、ということがあるわけでございまして、そしてその戦前の侵略戦争の反省の上に立って今日の憲法が制定され、憲法第９条にも明記されたように、日本は武力によって国際紛争を解決しない、こういう立場をはっきりとあらわしたわけでございます。日本国憲法の歴史的位置ということで、私は若干、そのいきさつを述べてみたいと思います。

戦前の政治や侵略戦争を否定した立場に立つ日本国憲法でありますから、どういう戦前の状態にあったか。私はこのことをもう一度振り返ってみる価値は十分ある、とこのように考えるわけであります。戦前の全く暗黒としか言いようのない政治、そして310万もの日本国民、2,000万を超えるアジア諸国民が命を犠牲にした侵略戦争が、敗戦によって終止符を打たれたわけでございます。戦後の新しい社会の建設の中で、日本国憲法が制定されたのでありますが、この憲法は、それまでの日本の歴史を全く関係なく生まれたものではありません。その進歩的な面は、最初に述べた、さまざまな憲法の中の特徴として記されてあるわけでありますけれど、中でも政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意した。ここに主権が国民に存することを宣言する。こういうことを最初に明記したわけでございます。一連の侵略戦争が政府の行為によって行われたということを確認した上で、そして武力による介入、あるいは戦力を持たない、こういう立場を戦後の憲法で明確にしたわけであります。

そして、各国との関係において、いずれの国家も自国のみのことに専念して他国を無視してはならないという、政治道徳の法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務としているわけであります。恒久平和の原則が打ち出されまして、戦前における侵略戦争の教訓を踏まえたものであることは言うまでもないわけであるわけでありまして、この点を私たちはしっかりと見ていく必要があると思うわけでございます。

それでは、この戦前の反省などに立って、私が詳しく申し上げるまでもないことだと思いますので、現憲法のもとでの日本の国際紛争に当たる平和的な手段に訴えるという、憲法の当然の理念に基づいての我々の世界平和への働きかけは、当然、平和的な手段で行わなければならないわけであります。憲法を市政に生かすという立場を貫いて、今日まで市政に当たってまいりました森田市長、ＰＫＯ法案、中でも自衛隊の海外派兵に道を開こうという、その法案の内容を踏まえまして、市長の今日の考えを伺っておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　昨年の湾岸戦争という無謀な戦争の勃発によって、いろいろな伴う問題が今日も色濃く存在をしております。国連を中心とする平和維持に関する世界の世論、この中では、特にアメリカが世界の警察的な立場をつくっていこうという動きもあるようでありまして、一方にはまた米ソ各超大国の関係が大きく変化をいたしましたのと、それからソ連という、世界でも大きな政治勢力、軍事勢力であった国家が、内面から国民の批判を受けた形で、つまり大国主義、覇権主義、あるいは権力主義といいましょうか、みずから憲法を侵すような振る舞いがあって、内部的に崩壊をした。こういう大きな変化のもとの現在の世界の環境があります。国連中心のいろいろな平和運動、平和活動は、それなりの意味を持つものとは思っておりますが、まだ国連そのものが世界の平和を実力として主義指導できるような立場でもない。

それで、いわゆる今ＰＫＯと言われております国際平和維持活動、このことに日本も大きく乗り出す形を政府としては、とりたいようであります。既に経済的な協力においては、過分とも言える協力はしているわけでありますから、日本の責任は、いわゆる経済活動の能力と、それから学術、技術、そういう面の平和に貢献をする手段は多々、無尽蔵といっていいぐらいあるに違いないと、私は日ごろ考えております。

したがって、いわゆる自衛隊を派遣をするというような、海外派兵の手段ではなくて、もっと世界の隅々に困っている民族、国民、あるいは貧困の状況、これらの問題解決の

ために積極手段をとるということの方が、はるかに優れておるとともに、世界の称賛と共感を得る方法ではなかろうか、というふうに考えております。日本の一つの道徳基準、他人の迷惑をかけない、私は今、最高の道徳基準ではなかろうかと思っております。迷惑をかけないということは、生存にも不可能ではありますが、迷惑をかけない努力をするということが、とりも直さず信頼なりあるいは共感を得る大切な道徳、律ではなかろうかと、日ごろ考えております。

貢献という積極的な活動も当然あるわけでありますが、特に日本が過去のいろいろな戦場あるいは戦闘において、特にアジアの周辺の各国国民、人民に多大の迷惑をかけ、国内では、言われているとおり300万を超える人命の損傷、国外には2,000万を超える多数の人命をなくした、そういう迷惑は、今日まだ消え去っていない。こういう状況にあると思っております。

したがって、国際的な平和貢献の手段はいろいろあると思いますから、十分、国民の世論を集めて、そうして可能なことを一歩一歩と着実にやっていくということに置くべきではないか。このように思っております。経済大国は、その経済力を使って、そしてまた、学問あるいは学術、技術の能力を使って、いろいろなまた地球上には数多くの不幸が存在します。それらの対応にこそお金を使う日本の経済能力があるというふうに確信をするわけでありまして、あえて警察的な行動とか、武力を使う行動は、かえって遠慮するのが日本の今とるべき態度ではないか、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　市長の考えを伺いました。まさに憲法を市政に生かそうという、こういう立場を貫いた答弁がなされたものと受けとめているわけでございます。

日本のこの自衛隊の海外派兵ということについて、アジア諸国においても警戒と批判の声が上がっていることは、言うまでもないことであります。フィリピンの外務大臣が、最近、アメリカが撤退すれば東南アジアの空白を埋める軍事力を持つのは日本だ。日本がマニラ湾に来るのを望むのかといって、恐れの声さえ出しているということなども伝えられているわけでございます。

マレーシアの首相は、日本の一切の軍事的役割に反対するという声明が行われておりますし、日本が政治的役割を果たしたいなら経済を通じてやればよい、こういうふうにインドネシアの外務大臣も発言しているぐらいでございます。韓国でも、８月末にはソウルのパプダ公園で、自衛隊の派兵に反対する集会が開かれたニュースも伝わっているわけでございますが、かつての侵略戦争によって、これらアジア諸国が多大な被害を受

けたということを見るならば、こうした警戒や批判の声が上がるのは、当然のことと言わなければならないと思うわけでございます。

日本共産党がなぜこうして侵略戦争の反省の上に立った憲法を守り、そして世界の平和を探る上で、平和的な手段で訴えるかということを、日本共産党の歴史をひもとくならば、一層明確になるわけでございます。日本共産党は、1987年７月15日、創立65周年を迎えた際に「日本共産党65年」を著しました。その中に簡潔に、日本共産党65年の歴史を三つに区切って、著しているわけであります。日本の政党で65年間、一つの党名で活動し続けている党は、ただ一つ、日本共産党だけである。他の政党は、保守反動政党はもちろん、社会民主主義の党を含めて第二次世界大戦の戦時中、暗黒の絶対主義的天皇制支配に屈し、その侵略戦争に協力してみずからの党を解散、大政翼賛会に合流し、いずれも戦後新しい党として再出発したからである。日本共産党は一つの党名で65年間活動をし続けてきたことは、日本共産党は戦前からあらゆる弾圧にも屈せず、侵略戦争に反対し、天皇制に反対し、平和、民主主義、国民の権利と生活を守り闘い続けてきたことに、その特徴がある。日本共産党65年の歴史は、大きく三つの時期に分けることができる。

第１の時期は、党が創立された1922年から第二次大戦が終わった1945年までの期間である。当時の日本では、絶対主義的な天皇制のもとで、民主主義と自由を剝奪されて、天皇制を批判したり資本主義制度そのものを否定的に批判するだけで、激しい弾圧を受けました。日本共産党はこの時期、非公然の条件下で、天皇制の廃止、侵略戦争反対、言論、集会、結社の自由、18歳以上の男女の普通選挙権、勤労者の生活擁護、朝鮮、台湾など日本帝国主義の植民地解放を高く掲げ、平和と民主主義の戦士、歴史の開拓者として、その凶暴な弾圧に屈しない勇気ある戦士として、闘い続けたのであります。

そして、第２、第３の時期と述べてあるわけでありますが、すべてはこの場では御紹介申し上げるわけにはまいりません。戦後の憲法の制定された時期、日本共産党は憲法草案を発表いたしまして、その実現のために闘ったことは言うまでもないことでございます。

いろいろと日本共産党に対する古賀議員初め、この憲法に対する態度について発言が行われてはありますけれど、私はこの65年から日本共産党がこの憲法の制定にどういう態度をとったかということを、明らかにしておきたいと思うわけでございます。

憲法論議が行われた際、日本共産党は、先ほど申しましたように、人民共和国憲法草案を発表いたしました。そして国会内での論議を通じまして、当時の野坂参三議員を先

頭に奮闘したわけであります。「日本共産党は、どの党よりも徹底した民主的な憲法草案を発表して、民主憲法実現のため奮闘した。議会でも憲法改正特別委員会の委員であった野坂参三議員を先頭に、主権在民の原則、他国征服の戦争に反対し、他国間の戦争に絶対に参加しないこと、国民の自由と権利への物質的な保障などの明記を要求する修正案を提出して、より徹底した民主主義憲法のために闘った。特に、主権在民の原則については、占領軍が手渡した憲法草案の原文が、英文では『sovereignty of the peoples wealth』人民の意思に主権があると、主権在民を明記していることをあいまいにしている政府を厳しく追及した。

野坂議員はまた、1946年８月の帝国議会における発言で、民族の独立はあくまで維持することの重要性を強調するとともに、絶対に中立を守ることが日本の独立後とるべき道であることを明らかにして次のように述べた」と続いているわけでございます。

そして議会は「小委員会で共産党の修正案を否決したが、共産党は一貫して主張した主権在民の原則は、憲法の前文に追加して書き込まれ、11月３日に交付された。党は、憲法改正案の制定において反対の態度を表明したが、それは、この憲法が天皇の地位その他反動的条項を持っているなど、日本の民主主義的変革を徹底させる立場から見て不徹底なものとなっており、それが将来の侵略と反動の方向を復活する足場となり、憲法改悪の基点とされる危険を洞察したからであった」――このように、日本共産党の態度を明確に述べているわけであります。歴史的なこうした日本共産党の憲法に対する態度は、公然と明らかにしているわけでありますし、何一つ隠す必要のない態度をとり続けてまいってきていたわけでございます。

戦前のあの弾圧の中での日本共産党の闘いは、どうであったか。我々、よく一口で「弾圧」というふうに言うわけでありますけれど、例えば、こういうひどい内容のものであったわけであります。

革命的作家、日本共産党員、小林多喜二も、今村恒夫とともに、1933年２月20日、正午過ぎ、スパイ、三船留吉の手引きによって、東京赤坂福吉町で特高に逮捕された。そして最後まで拷問に屈することなく闘ったわけでありますが、拷問のひどさに耐えかね、危篤状態で築地署裏の前田病院に運び込まれ間もなく絶命した、となっております。29歳の若さでありました。この死因は、当時の警視庁の毛利特高課長は、心臓に急変を来したと発表したが、明らかに殺意を持って拷問による虐殺だった。遺体の引き取りから葬儀を通じて、同志的な世話役であり、指導指揮者であった江口　渙の記録、作家小林多喜二の死は、次のように伝えている」といって、その実態をリアルに述べておるわけ

でありますが、その中で「もっともっと陰惨な感じで私たちの胸を締めつけたのは、右の人差し指の骨折だった。それは、いわゆる完全骨折であって、人差し指を反対の方向へ曲げると、楽に手の甲の上へつくのであった。指が逆になるまで折られたのだ。この一事によっても、この拷問がいかに残虐な限りをつくしたものであるかが想像される」と述べております。

そして、日本共産党の弾圧は続いているわけでありますが、例えば、宮本議長に対する当時の検挙、弾圧の状況も、これに紹介されております。――「1933年12月、東京市委員会に潜り込んでいたスパイ、荻野増治の手引きで、宮本顕治が街頭連絡中、十数人の警官に包囲されて麹町署に検挙された」というものであります。

後年、宮本への拷問の様子を、宮本は後に「私の50年史」で次のように語っている。特高課長毛利や特高警部の山形、中川らが来て「世界一の警視庁の拷問を知らないか。知らせてやろうか」と言いながら、「この間、いい樫の棒があったからとってある」と言いながら、椅子の背に後手にくくりつけ、ももを乱打する拷問を繰り返し、失神しそうになると水をかけた。そして「岩田や小林のように労農葬をやってもらいたいか」とうそぶきながら拷問を続けた。私は一言もしゃべらなかった。歩けなくなった私を看守が抱えて留置場に放り込んだ。12月26日で監房の高い窓から雪がしきりに吹き込んだ。一切の夜具もなく、拷問の痛みと寒さのため私は眠ることができなかった」とこのようにリアルに述べられているわけでございます。

そしてもう一つ、私は、この際どうしても明らかにしておきたいのは、組織に対する当時の特高などのスパイ挑発政策と結びついた、組織破壊の卑劣な手段であります。いわゆる「大森ギャング事件」というのがありました。この大森銀行ギャング事件なるものが、思想検事、特高の演出によってスパイMこと飯塚盈延がひきおこした事件であることは、戦前からも明らかでありました。

「松本清張の『昭和史発掘』も、この事件が完全に警察が仕組んだものであり、銀行から奪った金もすべてスパイ飯塚を通じて事件直後に警察に渡り、警察の金庫に保管された事実まで明らかにした」とこのように述べておりまして、当時の拷問がどんなにひどい内容のものであるかということと、弾圧のひどさを明らかにしているわけでございます。

これは、ただ日本共産党の文献だけが明らかにしているものではありません。当時の歴史を忠実に調べるならば、だれしもがこの戦前の暗黒の時代、天皇制絶対的な政府のもとでの民主的な要求を持った人たちや、あるいはそうした考えを持った人たちに対す

る弾圧の様子を、詳しく述べているわけでございます。この重大なこうした弾圧などにも屈することなく、日本共産党が侵略戦争反対の旗を掲げてきたからこそ、戦後、自衛隊の海外派兵を阻止すると同時に、平和的な条項を持った憲法を守るという立場を、一貫して貫いているわけであります。

午前中、米沢議員が明らかにいたしましたように、こうした日本共産党に対して、他の政党がどのように見ているかということの具体例として、自民党がつくっております研修叢書、自民党員向けの教科書の中に、日本共産党のことを端的に述べているわけでございます。自民党が、このように日本共産党に対して道徳的権威を持っているというふうに評価しているわけでありますから、自民党員は知らないはずはないものと思うわけであります。もっとも、そのことを勉強しなければわからないわけでありますけれど、研修を受けるならば、そのことは十二分におわかりになっているはずだと思うわけでございます。日本共産党が、こうして他党もうらやむような、創立から、そして今日まで69年間の輝かしい歴史を持ち、日本の平和と安全、そして世界平和のためには民族自決権を認め、武力を使わない平和的な手段によって問題を解決する。こういう立場を一貫して主張し、今後もまたその立場を続けてまいるものでございます。

日本共産党のこうした立場に対するさまざまな中傷、あるいは意図的な反共攻撃などが、繰り返していろいろな場で行われているわけでありますけれど、しかし、この日本共産党の歴史そのものに対する歪曲は、絶対にできないわけであります。特に、戦前の日本共産党の闘い、侵略戦争に反対した、この日本共産党の歴史に対する評価は、今や歴史の確定した事項となって、日本国内だけではなくて、世界の各国からも認められつつあるわけであります。そして最近の東ヨーロッパの事態に続くソビエトの政治体制の激変、あるいはソビエト共産党の解体などに対して、日本共産党が今から既に30年も前から、これらソビエト共産党の科学的社会主義の道からの誤り、逸脱を厳しく批判を行ってきたことも、今、多くの国々で認められつつあるところでございます。

ソビエトのスターリン以降、ブレジネフ、そして今日のゴルバチョフ大統領に続く大国主義、覇権主義への無反省、これこそまさに科学的社会主義からの逸脱以外、何物でもないわけでございます。そして科学的社会主義の考え方、世界観というのは、ますますさまざまな世界情勢の中に鍛えられ、発展し、今日まで続けられているわけでございます。

こうした考えに基づいて、日本共産党が今から15年前、自由と民主主義の宣言を行いました。そのことでも、日本の将来にわたる自由や民主主義はどういう方向をたどるか

ということも、明らかにすることができたわけであります。これは、科学的社会主義の羅針盤があるからこそ示すことのできる、先駆的な日本共産党の誇り得る理論活動でもあるわけでありますし、こうしたことに対する世界各国が初めてその文献を手にして、日本共産党の自由と民主主義のすばらしさを評価する声も上がっているわけでございます。

最後になりましたが、私は、日本は平和憲法を堅持し国際貢献をということで、アメリカの学者がその論文を発表したことを、一部、御紹介しておきたいと思います。

これは、今からもう既に何カ月かになるわけでありますけれど、ワシントンにおります田中靖宏という赤旗の特派員が伝えたものであります。カリフォルニア大学の歴史日本研究所のジョン・タワーという教授で、アメリカの専門家、世論の中に、日本の平和主義への積極的評価と期待があることを示している、というものでございます。この論文は「日本と米国の武士道」と題するもので、新世界秩序を特集したアメリカの雑誌、「ザ・ブレディン」６月号に掲載されたものであります。「湾岸戦争などで平和憲法とそれを支える有権者によって、日本は過去との対比で非常に際立っている。それだけに、真の安定した非軍事の世界秩序に向けた希望があった、というふうに指摘しているわけでございます。日本の保守層の中に、平和ぼけとか一国平和主義などで呼応する意見があるが、軍拡による世界秩序は戦争秩序と変わらない。日本は平和憲法を捨てて、米国が指揮する海外での軍事活動に貢献せよという圧力は愚劣である。日本に求めるべき平和憲法に合致する経済、技術力を生かしたグローバルな政策の発展だ」と強調しているわけでございます。国連の平和維持活動への協力や、軍縮、経済協力などの努力に期待を述べているわけでございます。

こうして日本だけではなくて、アメリカの国内でさえ、その学者が日本の平和憲法を堅持して、その道に沿って国際的な貢献を行うべきだという論文を堂々と発表しているわけでございます。決してアメリカの一部、ブッシュ大統領などが日本への軍事協力を求めているということが、すべてアメリカを代表している行為ではないということを示しているものだと思うわけでございます。

こうした世界的な日本の平和憲法に対する評価、その立場に立つことを期待する声も、アメリカ国内に、しかも専門家の中から上がっているということも、私たちは大いに期待を持つものでもあり、また、勇気づけられるものでもございます。

このことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって12の３、憲法を市政にいかす立場で、自衛隊の海

外派兵に道をひらく「国連平和維持活動協力法案」反対をつらぬくことについての質問を終わります。

一般質問13の１、スポーツ諸施設の充実を積極的に進めよの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

○１番（沢田研二君）　それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

きょうは朝から大変次元の高いお話が続きまして、お疲れのところかと思いますが、質問をさせていただきたいと思います。

テーマは、スポーツ諸施設の充実を積極的に進めよ、という内容でございます。表現は違っておりますけれども、一般質問の初日に、私ども市民クラブの代表であります奥住議員の方から、ほぼ同じような趣旨の質問がございました。若干、重複する部分もあるかもしれませんが、回答される側につきましては、その部分については、内容的に変わる部分がなければ簡単に流していただいても結構かというふうに思います。

このテーマ、実はほとんど同じような内容で、ちょうど１年前、昨年９月の議会でも私、質問をさせていただいております。そんなことで、今回はそのフォローという意味合いも含めてでございます。本来でしたら、もう少し早目にしたかったところなんですが、いろいろな市民要望もあるということで、１年ぶりにこのテーマを取り上げさせていただいたということでございます。

前回は、市民の健康増進のためにということを特に強調して、施設の充実を訴えさせていただいたわけでございますけれども、今回はその文言については特に使っておりません。決して市民の健康増進のことは二の次でいいんだ、という意味ではなくて、むしろスポーツ施設の充実には、市民の皆さんの健康増進が最前提になっているという、当然のことであるということから、あえてこの文言を抜いたということで御理解をいただきたいと思います。

ただし、前回、質問させていただいて感じたわけでございますが、健康という面を含めたスポーツ行政、余りにも弱いな、あるいはおくれているな、というのが正直いった実感でございました。確かに昨年のあの時点といいますか、現状でもそうかもしれませんが、組織、形態、あるいは責任の分担、そういったような縦割り行政ということからいたしますと、生活環境部長が極めて真面目に保健行政の視点に立って、健康手帳交付の問題から健康相談、また健診、あるいは診査等々の現状をお答えいただいたわけでございますけれども、ああいう組織体からすると、ああいう答え方になってしまうのかな、

というふうにも感じたところでございます。

また、具体的に何点か質問をさせていただいたわけですけれども、その質問に対しましても、回答者がなかなかあらわれずに、やむなく市長なり、あるいは助役が答弁に立ったという場面もございました。昨年、そのときも私、申し上げたかもしれませんが、責任を持ってスポーツ行政を進めていく人が、結果的にはだれもいない。これは先ほども言いましたような、そういったシステムが確立されていないということに、その原因があるんではないかというふうに思うわけであります。よく、いろんな多くの市民の方から、私だけではないと思いますけれども「どうして日野はスポーツ行政がだめなんだ。財政的には十分、他市もうらやむほどの背景を持っていながら」といったようなことを、よく言われるわけでございます。これはまさに縦割り行政ということだけではなくて、その体制システムそのものに何らかの問題があるんではないか、というふうにも思うわけでございます。

ただ、人によっては「現在のような高齢化時代を迎える時期に、また福祉、さらには医療のより充実を求められてているときに、さらには地球環境が叫ばれ、緑化保護の声がますます高まっていく、この時代に、本当にスポーツ行政なの」という、そういう言い方をされる方、あるいは、そういうふうに思われる方もおいでになろうかというふうに思います。しかし、私は、そういう背景を抱えているからこそ、あるいは、そんな時代を迎えているからこそ、身も心も鍛えた、いわゆる身心を鍛えて、そしてリフレッシュさせ、そして病気にならない、言うなればそういう体制を整えていくということが、今、必要なのではないでしょうか、ということを申し上げたいわけでございます。

スポーツあるいは文化も含めてで考えていただいていいかと思いますが、これらの行政が行き届いているようなところは、活力を感じるということがあります。これは、生き生きとしている、ということでございますが、そしてそれは全体を結果として活性化させていく、ということにもつながっていくというふうに言われております。

例えば、民間企業などの例をとってもそうですが、文化施設なり、あるいはスポーツ施設等々が充実しているような会社は、雰囲気的に非常に明るい、あるいは、生き生きしている、ということがあります。これは自治体についても、それが全く同じように言えることではないのかな、というふうに思うわけでございます。

一つの事例としまして、これは前回、奥住議員も触れたわけでございますけれども、若干、視点が変わりますが、今年度、おかげさまでといいますか、日野市が東京都の市議会野球で優勝を果たしました。一昨年までは夢にも出てくる話ではなかった、という

ふうなことも聞くわけでございますけれども、しかし、市川監督のもと、まさに一体となって超党派で取り組んだ結果であるというふうに思います。また、置きかえれば、超党派でやれば何事も可能、不可能も可能になるということの一つの証ではないのかな、というふうにも思うわけでございますが、まさに日野市にとっては快挙ということが言えるのではないかと思います。

たかが議員野球というふうに言われるかもしれませんが、こういった情報を聞きまして、何人かの市民の方から声をかけられました。これは必ずしも若い人ということではなくて、むしろ中年の方、あるいは初老といいますか、老紳士といいますか、そういう方も含めてでございます。おめでとうという祝福とあわせまして、また激励の言葉もいただいたところでございます。あわせまして、私自身がスポーツ愛好者という判断のもとではないかと思いますが、スポーツ行政の推進、ひいては市営球場の早期実現、総合体育館の早期実現、そういったところもあわせて要請をされたところでございます。若い人のみならず、こういったお年の方を含めまして、こういった声が届くということは、まさしく活力を感じる、まだまだ希望を持っているな、というふうにも受けとめたところでございます。

議員野球のことは別にいたしまして、以上のような一面も含めまして、現実的な背景、情勢からも、スポーツ行政の充実に対しての市民要望は極めて強いということを、十分、御認識をいただいた上で、これから行います具体的な質問内容についての御回答をいただきたいというふうに思います。

4点ほどございますが、幾つかに分けて質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、文化・スポーツ行政推進本部が平成元年9月に設置をされているわけでございますが、その後の具体的進捗状況について伺いたいということでございます。このテーマにつきましては、昨年の9月議会にも質問をさせていただきました。当時の社会教育部長の答弁内容の要点について、時間の関係もありますので、私の方から簡単に触れさせていただきたいと思いますが、この中では、本部長が市長、そして副本部長が助役、教育長、そのほか本部員として9名の部長ということで、まさに現在の日野市の頭脳の粋を集めた最高の推進本部ではないか、というふうに思うわけであります。そして関係課長職17名をもって、幹事会なるものも招集をしているという話でございました。

1年目の、昨年の9月までの段階では、本部会議が4回、それから幹事会も3回、開催をされて、ソフト面、ハード面、いろんな角度からの協議、調整も行ったということが、その時点で回答されております。そういうことであったわけですけれども、その後

の、それから1年を経過したわけでございますので、その後の前進した内容について、ぜひお伺いをしたいというのが、まず1点目の質問でございます。

関連する部分が非常に多いということで、もう1点、2点目の質問もあわせて行わせていただきたいと思いますが、2番目は、日野市基本計画書の中の「スポーツ・レクリェーション」という項がございますが、ここで示されている事業計画のその後の進捗状況についても、あわせてお伺いをしたいというふうに思います。

昨年の質問で、市営プール、学校施設の活用、あるいは総合体育館の建設、及び市営球場もしくはグラウンドの建設等々の計画を伺ったところでございます。これについても概略を伺った範囲で申し上げますと、市営プールにつきましては、スーパー堤防との兼ね合いもあって、いま少し先になるという話でございました。学校施設につきましては、四中にナイター照明を設置をしていきたいという、これは平成3年度ということでございますので、ことし既に行っているところかと思います。

それから総合体育館、野球場でございます。これはさきの奥住議員の質問に答えての現状について、ある程度、理解をしたところでございますけれども、しかし、内容については残念ながら納得するような内容ではございませんでした。

あわせまして河川敷に関係した設問ですが、堤防については、第1日目に天野議員から質問をされておりますので、この部分は除きまして、いわゆる河川敷、河原といいましょうか、これを利用したスポーツ施設の整備等については、どういう状況になっているかということも、あわせてお伺いをしたいと思います。日野には、場合によっては非常に交通網のことを考えますと、ネックになる川、あるいは河原でございますけれども、別な角度から見れば、非常に活用のできる部分があるということでございます。こういったところのソフトボール、あるいはサッカー、また野球等々、スポーツに関係した整備についての状況といいますか、計画等もあわせてお伺いをできれば、というふうに思います。

とりあえず、この2点についての、その後の進捗状況ということで、お伺いをしたいと思います。

○**議長（小山良悟君）**　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○**社会教育部長（大谷俊夫君）**　お答え申し上げます。

ただいま、スポーツ諸施設の充実を積極的に進めよと題しまして、2点にわたりまして御質問をいただきました。

まず、第1番目の御質問でございます、文化・スポーツ行政推進本部のその後の具体

的状況についての、前回、御質問いただきました昨年９月以降の経過につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

昨年度は、御承知のとおり、仮称浅川公会堂の懇談会が設置されまして、７回にわたりまして懇談会が開催されたんでございますが、その事務局的な役割と、懇談会に付議いたします案件等を協議する、仮称浅川公会堂検討庁内委員会を主催する等の、公会堂の建設にかかわる部分の問題を中心といたしまして、検討を進めてまいりました。

今年度に入りましてからは、生涯学習の総合的な事業計画の展望を図るために、また諸事業の体系化の基礎資料とするために、庁内の関係部課18課から生涯学習関連事業の調査を実施いたしました。その調査をもとに事業を学習文化とスポーツ・レクリェーションに大きく分類いたしまして、さらにこれを幼児、少年、青年、女性、障害者、高齢者及び一般成人の対象別に分類をして整理いたしまして、去る７月15日に開催いたしました推進本部の会議に提出し、検討資料といたしたわけでございます。

この基礎資料をもとにいたしまして、本会ではハード、ソフトの両面を含めまして検討が進められましたが、具体的には文化面につきましては、市民大学のようなコミュニティー・カレッジの構想化や公共施設のネットワーク化、さらにスポーツ面につきましては、野球場、総合体育館の構想等が検討課題となりました。今後、この課題につきまして、管理下においてさらに検討を進めていく予定でございます。

２番目の御質問でございます、日野市基本計画に示されておりますスポーツ・レクリェーションの事業計画のその後の進捗状況について、お答えを申し上げます。

まず、市民プールの改築でございますが、駒形公園市民プールとして、駒形公園の改修の一貫として改築をするわけでございますが、市民プールの改築計画につきましては、平成元年５月に基本計画検討委員会設置要綱を制定いたしまして、関係部課からなる委員会を設置をいたしました。そこで、基本計画について検討を現在まで、してまいりました。

現在の基本計画につきましては、最終的な調整の段階に入っておりまして、調整の整い次第、今年度、実施計画に入るところでございます。

市民プールの改築の今後のスケジュールを申し上げますと、平成３年度に実施設計を行いまして、平成４年度から工事に着工いたします。まず平成４年度に、50メートルプール及び管理棟を完成させまして、５年度から供用しながら既存の施設を取り壊し、新たにスライダープール、流れるプール、幼児用プール、25メートルプールを完成させまして、平成６年度から新装なった市民プールを市民に供用していただく予定で進めております。

次に、中学校のナイター施設の整備でございますが、地域のスポーツ活動の場といたしまして、学校施設を有効に活用するために、市内８校の全中学校の校庭にナイター施設を整備する計画を進めております。既に一中、二中、三中、七生中の４校に設置済みでございますが、平成３年度は第四中学校に設置することで、現在、工事を行っております。

施設の内容は、ポール６基にそれぞれ８個の投光機を取りつけるもので、軟式野球にも十分対応できるものでございます。同時に、クラブハウスも建設し、平成４年４月から御使用いただく予定でございます。

続いて、浅川スポーツ広場の現状でございますが、推進本部といたしまして、昨年９月までの間、浅川広場のスポーツ広場のことについて、いろいろと検討を重ねてまいりました。現在、大蔵省から借用いたしました１万平米の土地を主として少年野球場、少年サッカー場として整備を進めているところでございますが、市民のスポーツ・レクリェーションの活動の場として幅広く活用していただくよう、進めているところでございます。

なお、工事の完成は10月下旬に完成する予定でございます。

それから、総合体育館並びに野球場の関係につきましては、先般の奥住議員の御質問の際に、企画の方からございましたとおり、総合体育館につきましては、区画整理の換地後でないと着工できない。それから、野球場につきましては、北河原公園に予定しておりますが、これも下水道の整備との関連があるというふうに理解をしているところでございます。

なお、河川敷の活用でございますが、ただいま河川敷にはいろいろと使用できるゾーン等の決定がございますが、今、東光寺の河川敷並びに、現在あります多摩川のグラウンドのこの２カ所が、多摩川では活用できる場となっておりますが、多摩川のグラウンドにつきましては、下流約2,400平米につきまして、新たに建設省からお借りするふうなことで、今、測量等の準備を進めているところでございます。

以上、第１問、第２問の質問につきまして、お答えを申し上げました。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　まず、１点目の、文化・スポーツ行政の方でございますけれども、会議の開催回数というのは、先ほど７月15日ということを一例に挙げましたが、１回だけの開催という理解で、よろしいんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　先ほど申し上げましたとおり、昨年度は浅川公会堂の懇談会の方に４月下旬まで中心に検討してまいりましたので、その後、本部会は７月15日、１回だけでございます。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　昨年も質問したときに、この推進本部に対しての期待というものを述べたつもりでございますけれども、浅川公会堂の問題はあったにしましても、１回だけというのは、本当に驚くばかりでございますが、この会議の招集は、招集権というんでしょうか、これはだれが行うんでしょうか。本部長である市長が行うのか、それとも事務局が行うのか。その件を、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　要綱では、本部長が招集することになっています。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　浅川公会堂の件があったにしても、これは本当にスポーツ行政に対しての期待というのは、もう今に始まったことではないと思いますが、大変強い中で、ほとんどそっちの方面には触れられていないという、非常に残念な気がいたします。

そこで、ちょっと推進本部というものが完成をされて、ちょうど２年を経過したわけですけれども、この本部の性格といいましょうか、これは今後どんな形で推移をしていこうというつもりなのか。ある程度、先々まで継続していくということなのか、あるいは、ここで一定のスポーツ行政、文化行政に対しての基本的なものを作成したことで、この推進本部の役割が一たん終えるのか。これは、やはり本部長であります市長にお伺いをした方がいいんではないかと思いますので、後で回答をいただきたいと思います。

あと、これは社会教育部長にお伺いした方がいいのかと思いますが、一度しか話し合いをされていないということなんで、場合によってはそこまで突っ込んだ話し合いをしていないかもしれませんが、担当部長という立場でも結構でございますが、日野市のスポーツ施設の現状の実態をどういうふうに分析をされているか。要するに、十分というふうに判断をされているのか。あるいは、十分でないという判断があるとすれば、何がといいますか、どんなものが必要だというふうな分析をされているのかということです。これをまず１点、お伺いしたい。

それから、もう１点、関連するわけですけれども、仮に、まだ十分ではないんだ、いろんなものが不足をしている、というふうに感じておられるということであるとすれば、その中で何が一番、最重要課題だというように考えておられるかについて、お伺いをしたいと思います。

最初の、推進本部の役割といいましょうか、それについては市長の方からお伺いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　助役。

○１番（沢田研二君）　市長からお願いしたいんです。

○市長（森田喜美男君）　副本部長に、今、指示しました。

○助役（砂川雄一君）　ただいま文化・スポーツ行政推進本部の役割について御質問がございましたので、それについてお答えをしたいと思います。

これは推進本部の設置要綱にもございますように、設置の目的のところに書いてあるわけでございますが、生涯学習社会の到来に対応して、日野市における文化・スポーツ行政の総合的な推進を図るために設ける、設置をする、ということで設置をしておりますので、この目的が達成されるまでの間、少なくともこの推進本部というのは設置をして継続的に事業を進めるという形になろうかと思います。

この推進本部の仕事でございますが、現在、既に行政組織としてそれぞれに、それぞれの事業を担当して仕事が行われております。ですから、その辺のところは、推進本部ができたから、そこでやっていた役割をなくなるということは一切ございません。

ですから、例えば体育２施設、体育事業であれば教育委員会の体育館がございますので、そこが日常的には専門部課として体育行政全体についての比較をし、事業を推進するということを進めることについては、従来と全く変わりません。

ただ、これは文化あるいはスポーツといっても、実際問題としてかなり範囲が広くて、単にある部・課だけが専門的に担当する事業というふうにとどまらないわけでございます。例えば、福祉サイドでも、健康をというようなことで、あるいはレクリェーションというようなことで、広い意味でのスポーツ、体育行政にかかわってくる。文化の場合でも同じようなことが言えるわけで、そういったところについて調整を図っていくという――ですから、これは本部の所掌事項として文化・スポーツに関する行政組織のネットワーク化と活性化がその事項である。ですから、それぞれの専門があり、それぞれ日常的には担当しているわけですが、それを相互に調整をして、それの地ならしをして、一層その需要が進みやすくしているというような役割を、この推進本部全体としては進めていくという形に、多く、大づかみに言えばそういう形になってこようか、というふうに思うわけでございます。

したがいまして、当面、各部課の間で、お互いに意見交換をして調整を図っていかな

ければならないというような事業について、主に推進本部で基本的な点での意見交換をし、それに基づいて、例えば幹事会その他で、その詳細については検討していく、というような進め方をしていくという形になっていこうかと思うんです。

先ほど社会教育部長の方から話がありましたように、例えば公共施設の使用状況だとか、あるいは催し物等についてのネットワークを検討したいということになりますと、これは単に一教育委員会とか、あるいは生活環境部とか、あるいは福祉部とかという一つの部だけでは、当然すべての事業を進めることはできません。やはりその間の相互に連絡調整を図った上で事業化が図られている、というようなことがありますので、そういうのは当然、この推進本部で意見調整をし基本的な方針を決めていく、というような形になっていくかと思います。

そういうようなことで、非常にまだ形としてきちっと定まっていない部分があって、これから我々も手探りをしながら進まなければならん部分もございますけれども、全体として、そういう形でこの推進本部の事業を進めていきたい、というふうに考えているところでございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　確かに行政は、その責任、責任に応じて縦割りに組織されているのが、長い過去からの現実であります。今日、いわゆる余暇時代という社会の状況の中に対応して、行政のやる役割が一段と総合行政として拡大したといいましょうか、文化・スポーツというのが本来は教育委員会の行政の系列に属して、そうして運営をされてきたという経過があります。

しかし、教育委員会は、ソフト面の行事、その他かかわることはもちろん可能ではありますし、責任でもあるわけでありますが、いわゆるハード面のグラウンドをつくるとか、あるいは文化施設をつくるとか、こういうことは、もちろんこれまでも連絡をとりながら前進を図ってきたことは言うまでもないわけでありますけれど、今日の自治体行政は、文化・スポーツの行政を総合行政に位置づけて、そうして教育委員会、市長部局のきちんとした連絡を保つことによって計画を立案をし、また事業を推進していく、こういう意味合いを持つ必要があるということで、いわゆる文化・スポーツ行政推進本部を設けております。

具体的には基本計画があり、来年度の予算によって事業を実施するわけでありますが、連絡調整を図りながら、特にハードな面の、これは都市計画的な行政とも深い関係を持ちながら将来像を描いていくというのが、これは、まち全体の考え方でなければいけないというふうに考えておりまして、例えば、日野市の大きなまちの性格を、緑と文化の市民都市を目指そう、こういうふうに見通しておるわけでありまして、緑はとりもなおさずまた環境でありますし、そして幸いに日野市にはいろいろな自然条件がまだまだ豊かに存在をしておりますので、これらをうまくまちづくりの方針に位置づけてやっていこう、とこういうことを進めております。

文化という行事は極めて幅広いわけでありまして、ほとんど市民生活そのものが文化である。また、今日の市民生活にスポーツや文化的な生活様式が深く日常生活にも入り組んでおる、とこういう意味で認識をしておるわけでありまして、なにか文化・スポーツ推進本部が予算の全体を統合してどうこうする、ということじゃありません。お互いに連絡、調整をより活性化を図って、そして本来の事業をもっと積極的に、かつ具体的に、そして施設をつくり、メニューを整え、市民生活に影響していこう、とこういうことでございます。

どちらかといいますと、市長部局はハードな、つまり施設でありますとか場所を提供する。そこを最大限に活用をして、そしていわゆる社会教育として、あるいは社会体育として、市民にまず場所とメニューを提供しよう。こういうことが発想の主なる中心点であり、また課題である。このように御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　わかりました。基本的なこととか、スポーツ・文化は非常に幅が広いものであるということは、十分承知はしております。ただ、今回はスポーツというものを前面にしてお伺いをしておりますので、特にその点についてお伺いをしているわけですけれども、先ほど社会教育部長に具体的な2点をお伺いして、答えていただくところだったんですが、ちょっと方向転換をさせていただいて、その件を市長にお伺いをしたいと思うんです。

といいますのは、今、市長からもお話しいただいたようなことであればこそ、この推進本部というものをつくって、横の連携をよりよくしようということで、多分つくったんだろうと思うんです。なおかつ非常に幅が広くということであるのであれば、なおさら相当の数を精力的にこなしていかないと、基本的な回答は全く昨年と変わっていないような回答しか戻ってこないということは、1回だけの会議ではとてもそんな状況にはいかない。先ほど、冒頭言われたような浅川公会堂の問題があったことは事実でしょうけれども、それにしても、ちょっとお粗末ではないのかなというような気がいたします。それでもう一度、先ほどの現状のスポーツ施設の状況に対しては、市長御自身どういう

ふうに受けとめられておられるのか。十分という判断なのか、また、いま一つ不十分というお考えなのか。

また、そうであるとすれば、ポイントで結構でございますけれども、どういったものが必要と思われるか。そして、その中でも特に何を今急がなければならないか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　本来、教育委員会は、主要なる行政の対象として、小中学校の管理運営を司ってまいりましたし、また、その小中学校を中心として、いわゆる社会教育行政がその周辺にまた発展をしてきた、とこういう経過があるわけでありまして、スポーツの施設というのは、いろいろな競技、スポーツ科目に応じて、それを施設として提供をするということに関しましては、今、もちろん十分ではありませんが、現状のとこまで到達をし得ており、先般、奥住議員の御質問に対しても、今後、取り組み中のものと、それから将来手がけるものと、一応二様に分けて、系統的な説明ではなかったかもしれませんけれど、お答えはしたように思っております。グラウンドも欲しいわけでありますが、とりあえず淡水跡の国有地を買って、多目的グラウンドをつくろう。これは、ことし整地をする予算を盛って、一応提供できる状態をつくろうと、こういうふうに進んでおります。

学校施設のナイターでありますとか、あるいは体育館の開放だとかいうことを、より積極的にやる必要もあり、必要でもありまた可能だ、というふうに思うわけであります。

この間、特に施設面で言われましたのが、北川原公園を中心とする、将来のスポーツ施設のゾーンとしての考え方といいましょうか、計画の現状でありました。これから私がなお公式の場で言えるかどうかというふうに言いながら、将来の屋内体育館、仲田に予定をいたします体育館のことと、それから万願寺区画整理事業で予定地になっております小学校用地がありますのを、第四中学校と第四小学校と近いという関係もありますし、また、教育施設としての需要が将来どのように見通せるか。これらを合わせて、1校にもし合わせることになれば、かなり用地としての可能性が生まれてくると、このようなことを申し上げたと思っております。北川原公園には、これは流域下水道処理場という広い地籍の中の覆蓋をした、その上が公園になりますので、そこにテニスコートでありますとか、球場でありますとか、ある程度のものはつくることができると、このようなふうに申し上げました。

結論といたしまして、では公式野球場というのは果たしてつくれるかどうかということに、将来を考えるわけでありますが、その用地を確保することは、仲田にはまとまった、整った体育館をつくる、これは可能であります。野球場ということになりますと、具体的にこの場所にということがなかなか、まだ見通せておりません。こういうふうにお答えをせざるを得ない状況でありまして、よりいろいろな検討を集中させまして、将来計画というものをかなりはっきりとあらわしていくという、そのような仕事が今後の、特に文化・スポーツ行政推進本部の仕事でなければならない。このように考えております。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　なかなか具体的なといいましょうか、考えてはいるけれども、会議が1回しか行えなかったということで、考えが行動に結びついていっていないのかという残念な部分もありますが、今、回答の中にございました、北川原公園の野球に限らず、いろいろ覆蓋施設として計画案がありますけれども、これは前回の奥住議員の質問に対してお答えいただいて、理解をしたところでございますけれども、私は、あの場所はやはり覆蓋施設でありますし、今、最後に市長がちょっと触れたのは、その意味も含まれているのかなと思うんですが、近隣にあります八王子、立川にあるような、ああいう公式的な市民球場にはなり得ない、というふうな理解をするところでございます。

昨年、お答えいただいた中で、将来の一つの考え方としてということで、大変、私自身は関心を持ったというか、期待を持った回答を市長にいただいているんです。これは、「将来、東光寺の原という今、農地と、それから日野自動車のグラウンドがある地域が、公園用地ということで設定されております。ある程度、用地の取得も進めております。あのあたりに球場ができればという一つの可能性も考えております」とこういうお答えは昨年いただきました。大変ここに期待をしておりました。ところが、奥住議員の質問に対しては、最後の最後まで聞き耳を立てていたんですが、この東光寺の単語は出てまいりませんでした。先ほども言いましたように、北川原公園の野球場は、どちらかというと第二市民球場的な位置づけにしかならんのかな。そうすると、東光寺の原だとか、あるいは先ほどもちょっと触れられたような学校予定地とか、そういったような代替の場所で確保をしていかないと、なかなかちゃんとしたものはできないような気がするわけでございますけれども、東光寺の原の件は、市長、どういう感じになるんでしょうね。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　東光寺原という、今、日野市地内に一番用地として残っている相当面積の一角があるわけでありまして、東方、つまり真ん中を走ります道路の東方

は、今、組合施工方式による区画整理事業の計画案が進みつつあります。

八王子寄りの西方は、日野自動車会社のグラウンドがつくられておりまして、全体に公園計画、公園用地としての指定になっております。日野自動車が現在、所有してグラウンドとして使っておられる場所を、もし日野市の公園として置きかえるということになりますと、お金を払って土地を買い取らなきゃならない。あるいは、その場所にかわる交換のできる場所もあるいは差し上げなきゃならない。こういうことが伴うものですから、余り公式の場で明らかに説明をできるという状況でないものですから、発言を抑えております。

将来の可能性としては、いわゆる土地の公共的な都市計画あるいは操作の中で、一定のグラウンド用地として確保をする、そういう見通しはなるべく実現を図っていく方向に置きたい。このようには考えております。日野自動車も、どこかかわりの場所でも提供しないと、なかなか日野市の公園に用地を譲っていただけることが難しいんじゃないかということもありますので、そのあたりの将来像を描きながらの交渉もお願いをしてみたいと、こういう状況にございます。

○議長（小山良悟君）　　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　ありがとうございました。

いずれにしましても、北川原公園の野球場を含めた案は当然あるわけでございますけれども、先ほども言いましたように、これはなかなか将来20万都市となろうとする日野市の第一球場にはなり得ない、というふうに思います。そういう面では、それ以外の場所に、時期ももっと早く、恐らく北川原の方は10年先ぐらいでないと球場建設も難しいんではないかと思いますので、それ以前にできるだけ、さすが日野市と言われるような、一つ野球場の建設に向けて、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

あと、市民プールとか、学校施設等々の問題がありましたが、これについては理解をいたしました。

それでは、３番目の質問に入らせていただきますが、公園内のスポーツ施設の有効的な活用方法等、計画があればお伺いをしたい、という内容でございます。

スポーツ施設を有した公園というのは、市民の森スポーツ公園、これはまさにスポーツそのものの公園という感じがしますので、これを除きまして、多摩平の第一公園、それから旭が丘中央公園等があろうかと思います。ここには、テニスコートあるいは野球場、またジョギングコースも旭が丘にはあるわけでございますが、恐らくテニスコートや野球場といったところは、土曜、日曜、さらには祭日もほとんど満杯の状況ではない

かと思います。特にテニスコートなどは、そういった日だけではなくて、平日にも相当の利用をされてきているのが、現状ではないかというふうに思います。

こういう状況の中で、極めて若い人の多いこの日野市でございまして、やはり使いたくてもそういう施設がないという苦情が再三にわたって言われるわけでございますけれども、今、さきの質問でもありますように、なかなかこういう時代に広い土地を確保していくということ自体は非常に難しいのも事実でございます。

そこで、例えば公園の今ある施設をより有効に活用するというようなことを考えますと、例えばナイター設備をつけるだけで、相当な回転率といいますか、使用価値が上がるんではないかというふうに思うわけです。そういったことを含めて、何か現状の公園、スポーツ施設の有効活用等についての計画、あるいはお考えがあれば、伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　　それでは、３番目の御質問でございます。公園内スポーツ施設の有効的活用方法等についての御質問に、お答えしたいと思います。

ただいま議員さんの御質問にございましたとおり、公園内のスポーツ施設といたしましては、多摩平の第一公園に野球場及び６面のテニスコート、それから旭が丘中央公園に野球場及び３面のテニスコート、それから市民の森スポーツ公園に陸上競技場等が整備されているわけでございます。

有効利用を図るにはどうしたらいいかということでございますが、このテニスコート等につきましては、日曜、祭日には申し込み者が殺到いたしますし、また平日にも非常に競争率が高いわけでございます。したがいまして、議員さんの御提案のナイター施設を整備したならば広く有効に活用できますし、また、日曜、祭日等の競合も避けられるというふうに私どもも考えております。

ナイター施設の設置につきましては、公園ということでいろいろな制約があるかとも思いますが、できるだけ御希望に沿うよう、また関係課とも十分調整を図ってみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　ありがとうございました。大変前向きな形での御回答だったというふうに思います。

ちょっと考えていただきたいのは、今、まさに余暇時代といわれ、また時間短縮の方

向にも世の中全体が動いております。さらに、市役所であれば、この１時間休暇制度が採用され、世間一般でもフレックスタイム制が日増しに多くなっているような、そういう時代に来ているわけでございます。こういう背景からしますと、特に夏場といいますか、季節のいいときにはナイター設備を設置することによって、夕方から夜にかけて、特に涼しい時間帯をより有効に活用できるということからも、ぜひこの計画を具体的に、より早く進めていただければな、というふうに思います。

もう一つは、非常にこの世の中が多様化してきている、あるいは高度情報化時代に入っているということからしましても、人間、リフレッシュをすることが特に必要になっている時代とも言われております。精神衛生の面、あるいはメンタルヘルスの面、そういったことを考えますと、やはりスポーツというのは、何にもまさる治療というとおかしいんですが、必要な項目ではないかなというふうに思います。先ほども言いましたように、たとえ世の中、一方では高齢化の時代、福祉充実の時代、また地球環境保護の時代だという一面もあるわけですけれども、もちろんそういったことも大変大事なことではありますけれども、結果的にスポーツ行政をより推進していくことが、医療費を含めた、今申し上げたようなことの対策にもつながっていくというふうに思いますので、ぜひ、この公園施設の有効活用について、積極的に取り組みを進めていただきたいと思います。

最後に、４点目でございますが、当面する三多摩地域の体育大会の対応についての計画を伺いたい。正式には「東京都市町村総合体育大会」という名称かと思います。聞くところによりますと、これは各市が持ち回りで担当しているようでございますが、日野市の順番は、今、予定でいきますと平成８年８月ということのようでございます。平成８年といいますと、ちょうどこれから５年先でございます。こういった体育大会も年々盛況になってきているようでございまして、種目につきましても十数種目、そして20競技近い内容、そして参加者も1,000名に近い状況になっている、ということのようでございます。費用についても、一昨年の府中あたりでも1,000万円ぐらいの市からの負担があった、という話も聞いております。

それから、こういったものを開催するに当たっては、いろんな施設が必要になるわけでございます。当然、市の施設だけでは足りないということから、学校の施設、あるいは場合によっては民間施設なども借りなければならない。さらには、それだけでもだめな場合には、近隣都市の施設も借用せざるを得ないのかなと、こんなようなことも予測をされるわけでございますが、これらについて、５年も先の話ということで、まだ何ら検討されていないのか、あるいは何らかのお考えがあるのか、その点についてお伺いを

したいと思います。

○議長（小山良悟君）　　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　　お答えいたします。

第４点目の御質問でございます。三多摩地域の体育大会ということでございます。

東京都市町村総合体育大会のことでございますが、これは東京都下の体育協会連合会が主催をしているわけでございますが、本年度は第25回目を迎えまして、去る８月４日、町田市において男女12種目の競技が実施されました。大会は、毎年、各市を持ち回りに開催しておりまして、平成４年度は稲城市が担当市となって開催するということを聞いてございます。

また、体育協会内部では、日野市には議員さんの御質問にございましたとおり、平成８年が当番市というふうに聞いているわけでございますが、日野市におきましては、過去に、昭和46年、第５回大会を開催市となっております。そのときの大会の種目は、たしか８種目ぐらいであったというふうに思っておりますが、そうしたことから各市以外の施設としては、企業や大学の施設を借りまして開催ができたわけでございますが、現在のような大規模な12種目からなる大会になりますと、現在の主競技場となります総合体育館等が整備されませんと、当番市となることが大変無理であるというふうに考えております。平成８年というふうに聞いておりますが、その順番も体育協会内部で決めていることでございますので、どういう順序だって決められた経過はちょっとわかりませんが、一応平成８年が日野市の当番の予定であるというふうに聞いております。そんなことで、今申し上げましたとおり、現在の施設の中でこの種目をこなすということになりますと、大変無理があるというふうに感じております。

○議長（小山良悟君）　　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　ありがとうございました。

今、御回答の中にもありましたように、当然これだけの種目、これだけの人が集まり、そして盛大に行えば、それなりの設備も当然のごとく必要になってくるわけでございます。多分、競技種目の詳しい内容はわかりませんけれども、一般的に考えられるところからしますと、総合体育館の活用というものがかなり中心になっていくんではないか、というふうに予測されるわけでございます。

そこで、先ほどもいろいろ体育館についてお伺いをしたわけですけれども、こういうように、極めて現実的なものが目前にあるわけでございます。期間が５年先ということでございますが、そういう現状の中で、先ほど市長からも御回答いただいたように、体

育館、もちろん構想としては既にでき上がっているというか、あるわけですけれども、用地確保の問題なり、あるいは東町の区画整理の問題といったような、非常に地域住民にも大きな影響をもたらす問題も絡んでいるわけでございますけれども、この平成８年の体育大会との兼ね合いを考えたときに、例えば、今、構想されているような体育館をつくるんだということにした場合に、どれぐらいの期間が必要なのか。一からもしかかれば、これに間に合うようなものがつくれるのか。その点について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　体育館ということでございます。特に今、質問の中には、体育館の規模の中での施設の年次というふうに伺っておりました。恐らく現行の規模の体育館をつくるとすれば、工事に始まってから少なくとも２年かかるというふうに考えております。そういうことを考えながら、先般も奥住議員にお答えしましたが、今の国有地の保留地につきましては、１万3,500、現状であるわけでございます。この用地につきましては、ある程度話がついていることもお話ししました。しかし、問題の部分としては、東町区画整理地域内というような、区画整理事業の一環の地域の予定でございます。よって、その場所の換地処分がされた後、国は市に処分の方法を決めるということで、現在の協議が進んでおります。

もちろん１万3,500からの減歩、あるいは一定の敷地の場所も多少の変更があるかどうかは、まだ未定でございますが、ある程度、現行の場所に換地されるというふうに思っても、区画整理が３年後ということになりますと、少なくとも３年後以降でないと、やはり国からの払い下げが不可能であるというのが、今の考え方でございます。今後、区画整理の促進状況とあわせて、我々も国に対して早い時期にという要請はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　最後の部分をもう一度、確認したいんですが、３年後以降でないとかかれないということは、仮に３年後に解決して、それから工事に２年かかるということになりますと、まさにぴったり５年ぐらいの計算になるんですが、具体的に三多摩の体育大会、これには間に合わせようという気持ちが市としてあるのかどうか。それは全く別問題だというふうにお考えなのか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大変苦しい答弁になるんですが、物理的に間に合わないと思います。

したがって、既存の施設と、それから企業の施設をお借りをして実施するような工夫をするということにならざるを得ない、このように思っております。そういうことも展望の中に置いて、ひとつ日野市に恥じないスポーツの祭典ができれば、市民の満足をいただくとともに、また日野市としての対面も保たなきゃなりませんので、努力、工夫をしなきゃならないと思っております。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　５年間という歳月、これは長くもあり、短くもあるわけですけれども、どんな物事もそうだと思うんですが、やるんだという気持ちがないと絶対できないことは、事実だと思うんです。いろんな条件が絡んでおりますので、市が勝手に計画をしても、もちろんできないことはできないというふうに思いますけれども、何としても完成させるんだという気迫、気力といいますか、そういう気持ちがないとできないと思いますので、物理的には間に合わないんだと言い切らないで、やはりうそでもとは言いませんけれども、何としてもやるつもりがあるんだ、努力をします、というぐらいな、そういう前向きな姿勢がいただきたいというところでございますが、決して市当局としてもあきらめてはいないというふうに思いますので、そこに期待をいたしまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって13の１、スポーツ諸施設の充実を積極的に進めよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時50分　休憩

午後３時33分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問14の１、南平地域に「図書館・児童館」等の設置をの通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔13番議員　登壇〕

○13番（馬場繁夫君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

市立図書館は、市民の知的要求にこたえて市の情報を提供するとともに、地域文化の発展に寄与することを目的としているところであります。そのためには、市民が市内のどこに住んでいても平等に利用できる、効率的なサービス拠点としての施設が必要となってくるところであります。

日野市図書館サービス網の将来構想によりますと、図書館の施設は、市民の生活を勘案して、市内を４地域に分割して、それぞれに中央館または大型分館、中型分館を配置することであり、さらに移動図書館１台によりまして、分館本を保管することによって、図書館サービス網を構成することになっておるところであります。

中央館、大型分館と位置づけまして、平山図書館の中型分館と、今後、新設予定されております南平地区の中型分館、二つ目としましては高幡図書館の大型分館、そして百草図書館の中型分館、三つ目といたしまして日野図書館の大型分館、新設予定の石田・下田地域の中型分館、そして四つ目としましては社会教育センターの図書館の大型分館、そして新設予定の旭が丘地域の中型分館の構成になっておるところであります。

質問といたしましては、特に今後、新設予定されております３中型分館の今後の将来計画、特に南平の中型分館についての行政の基本的なお考えなり、また、今後の構想についての方向性について、お伺いいたします。

２点目といたしましては、児童館は、児童に健全な遊びを与え、能力や個性を発揮させ、自主性、創造性、協調性等を養い、よりよい環境を通して、情操豊かな児童を育てることを目的として設けられた施設であります。現在、５児童館が設置されているところであります。残りの３児童館の設置予定、特に七生中学校区の児童館の設置について、基本的な考えをお伺いいたします。

３点目といたしましては、学童クラブでございます。１小学校区、１学童クラブを目指して、現在19学童クラブが設置されているところであります。特に、南平小学校のたんぽぽ学童クラブは、二小区域内にあり、学童クラブと反対地域の児童は、５時に学童クラブを終えまして帰宅すると、６時近くになってしまう。特に冬は早くから暗くなるために、特に親が心配しているところであります。この南平小学校学区のたんぽぽ学童クラブの移転についての行政の考え方について、お伺いいたします。

以上、３点について、答弁をお願いします。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　ただいまの御質問で、第１番目の図書館の関係につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

図書館で、ただいま議員さんがおっしゃられましたとおり、分館の構想がございますが、昭和61年に日野市立図書館の発展計画のための調査、研究ということがなされまして、その研究の結果、今後、予定する分館等の新設は、南平地区、それから落川・百草台地区、石田・下田地区、栄町・新町地区、浅川地区の５施設が、一応今後の分館計画にあるわけでございますが、既に落川・百草地区につきましては、新設がされました。南平地区につきましても分館構想があるわけでございますが、用地等の関連がございまして、まだ具体的な分館の設置の計画は立ってございません。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　２点目の児童館の設置の計画につきまして、お答え申し上げたいと思います。

児童館につきましては、児童の育成の上からも欠かせない重要な施設であるということは、認識しておるところでございます。基本計画におきましては、６館を目標に推進してきたところでございますけれども、昨年、この目標の見直しをいたしまして、各中学校区に１館ということで、現在、計画を見直したところでございます。現在、御指摘のとおり、５館、完成を見ております。未設置の残る３館でございますが、二中、大坂上中学、七生中学の各学校区の設置すべく、今後、引き続き用地の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

３点目の、学童クラブの設置、整備計画でございますが、これにつきましては、最近、母親等の社会進出傾向に伴いまして、特に最近、入会希望者が増加しているのが現状でございます。場合によっては当初、入会できないというような事態も出てきているわけでございます。これにつきましては、各小学校区１クラブということで、今年度、百草台小学校区の学童クラブの設置によりまして、ようやく20クラブの完成ということで、事業の完成を見るわけでございますが、ただいま御指摘のありましたとおり、特に南平小学校区のたんぽぽ学童クラブは、設置はされているわけでございますが、地形といいますか、学校区の中心からややもすると離れているというようなことから、今後、七生中学校区に設置すべき児童館と併設した中で、できるだけ小学校に近い位置で設置していければ、というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。何点か再質問をさせていただきます。

まず、図書館に関してでございますが、いま、部長の方から答弁をいただきまして、具体的な計画は今のところはないというような趣旨の答弁でありました。確かに図書館につきましては、非常にばらつきがすごくあるわけです。特に南平地域なり、また東光寺なり、図書館が近くにない地域につきましては、非常に利用状況が少ないというんですか、そういう点が非常に早急に解決の方向に見出していただきたいと思うんです。

特に、昭和61年３月に、日野市立図書館の発展計画のための調査、研究という、社団法人日本図書館協会が調査された資料があるんですけれど、それを見ましても、例えば１年間当たりの年間貸し出しの回数をランク別に調査されておりますけれど、Ａ、Ｂ、Ｃのランクです。この３ランクなんですけれど、ここに地域的に見ますと、例えば南平地域は南平五丁目、六丁目、七丁目、八丁目は、オールＣランクになっているんです。一丁目、二丁目、三丁目、四丁目はＢランクという。他の地域と比べまして、やはり図書館が設置されてないということによりまして、大変、利用頻度が他から見ますと著しく落ちている。それからあと、日野台二丁目、三、四、五丁目も同じようにＣランク。また、旭が丘も若干Ｃランクがある。やはり図書館がない地域が、どうしても利用状況が少なくなってきているということであります。

それと、最近の図書館のデータを見ましても、例えば平成３年３月31日現在で調査をした、平成２年４月１日から平成３年３月31日までの１年間、要するに平成２年度の中に、新規に図書館を利用する登録者数というものを調査した結果を見ますと、特に南平地域につきましては、その地域の人口と利用した方の比率から見ますと、4.75％という状況になっております。平山は、平山図書館がありますけれど、これは7.03％。やはり図書館がない地域は、新しく利用する方の率も下がっている。特に、五丁目、六丁目、七丁目は、人口の割合に登録者の数が著しく劣っているわけです。2.97％、3.77％、3.99％。他から見ますと本当に少ない値になっております。そういう一つの不均衡が実際に生まれておりますので、この辺につきまして、もう少し３地域につきましても、今後、図書館構想の位置づけの中で具体的にどういうような形の中で今後、整備していくのか。その事業計画的なものを、やはり今後、早急につくっていかなきゃいけないんじゃないか。その辺について、再度、答弁を求めたいと思います。

２点目の児童館ですけれど、現在、５館である。そして将来的に見直しをしまして中学校区それぞれ１館というような形で見直しをされたということであります。この基本

計画によりますと、基本計画の中では６館構想である。そして平成２年から平成５年の間に新設を１館を含むという形で、計画はされているところでありますが、この新設１館は具体的には今どんな状況になられているのか。それについて、もう少し具体的に方向を教えていただきたいと思います。

たんぽぽ学童クラブの移転ということで、部長から答弁をいただきまして、行政側もこの状況というものを把握していることでありますが、やはりこれにつきましても早急に対策を考えていただきたいと思います。現在、学童クラブが設置してある場所が、七生中学のすぐ近くの二小の学区区域内ということで、南平小学校が終わりまして、自分の自宅と反対の方向にどうしても生徒が行かなくちゃいけない。そして、５時に学童クラブが終わりまして帰るためには、場所によりましてはかなりの時間がかかってしまう。そういうことで父兄も本当に心配しておりますし、特にその周辺は人家も少ないこともありまして、他から見ますと危険度も大変高い部分もありますので、事故が今後なければいいと感じている次第であります。このたんぽぽ学童クラブは、昭和53年12月１日に設立された学童クラブであります。先ほどの答弁の中には、児童館と併設していきたいんだというような一つの方向性の答弁がありましたが、具体的にこの用地の問題も含んで、児童館と併設した中で、少しでも早く学童クラブの移転ということも踏まえて、あわせて再答弁の方、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　図書館の分館の再質問でございますが、議員さんがただいまおっしゃられましたとおり、南平地区と図書館の分館がございます平山地区との比較におきましては、平成２年度の新規登録者は、御質問のとおりでございます。また、既存の登録者の累積の登録者の比率を見ましても、人口に対しまして平山地区が約85％、南平地区が65％というふうに、差が出ているわけでございます。

したがいまして、先ほども申し上げましたとおり、分館構想の中にあります五つの分館につきまして、可能なところから整備をしていただけるように、日野市基本計画の中に盛り込んでまいりたいというふうに考えておりますが、南平地区につきましても同様に考えてございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

基本計画におきましては、６館目標ということで、既設の児童館が４館ということだ

と思います。１館につきましては、これは旭が丘の児童館でございます。これが１館、設置されたということでございます。

２点目の、たんぽぽの学童クラブでございますが、御指摘のとおり、エリアといたしましては、ちょっと小学校から離れているというような場所で、必ずしも好ましい位置ではございません。将来的には、児童館併設の中で、適当な場所に設置できるよう、これからも鋭意努力していきたいというふうに考えております。ただ、現段階におきましては、具体的な場所等についてはございません。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。

児童館については、現在５館ですね。基本構想の中では６館構想だと。そして現在５館ありまして、旭が丘が63年９月７日に児童館が開設されております。その後、基本計画によりますと、平成２年から５年まで、１館を含んで、基本計画ですと６館になっておりますので、現在はたしか児童館が５館ですよね。ですから、その１館については基本計画にイメージされておりますけれど、この辺の第２次基本計画の中ではどういう扱いになっているのか。それについては、図書館、児童館、また学童クラブについて、市長の方から何か意見なりあれば、市長の方からお答えいただいても結構ですけれど。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の図書館、これは日野市は比較的早くから取り組んで、相当レベルのある事業になっておるわけでありますが、なお分館の配置等について御意見があるということも、承知はいたしております。できるだけ機会を見て、交通便利なところにいろいろな工夫をして設置する必要がある、というふうには考えておるところでございます。

幼児施設といいますか、児童施設としての学童クラブ、あるいは児童館、本来は児童館を設けて学童クラブの経営の範疇の中で、学童クラブの運営を図るということが理想とされておるわけでありますが、現実に保育園から小学校に上がって、低学年のときに家に帰っても保護者がいらっしゃらない、こういうことは子供のためにも配慮しなきゃならないということから、どちらかというと学童クラブの設立に今まで優先をさせてまいりました。結果、今、19館体制ということには一応なっておるわけでありますが、それらの位置等について、まだ問題点を持っておることも事実であります。

児童館を、今、担当の方から説明しておりますとおり、中学校区に１館という基準で

設けていこう、そういうことでありまして、あと３館ほどつくる必要がある。こういう状況ではございます。

それぞれ一応の配置はしておるわけでありまして、今、それぞれの担当でお答えをしておるわけでありますが、なお、もう一遍、用地もよく考えまして、適切な配置と、それから組み合わせのことについても、より設置の意味のある、そういう内容を整えていくということは、今後の大切な課題として考えなければならない。このように考えております。これを一層具体化するために、基本計画等に明らかにしていきたいと考えます。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。

よくわかりますし、また、積極的に取り組んでいただきたいと思いますけれど、具体的に南平小学校の東側に、当初、ことしの６月に、市側もリサイクルセンターを設けようという、当初予定していました土地、約1,500平米ですか、その土地が約20年近く前に市立幼稚園を建てるということで、当時、用地を確保したという経緯があるんですけれど、その後、土地の利用状況を見ていましても、長期的に実際利用されていないで、放置した状況が続いている。ここに非常にそういう意味では行政も、市の土地がありますので、一つはこの土地を活用して、本来、市立幼稚園をつくろうという、学校施設、関連施設という形の中で計画された土地でありますから、何かこの土地を活用しながら、例えば複合施設的に学童クラブと、それから児童館、そして図書館なりを建てることが可能ではないか。この辺について、市長のお考えを再度お尋ねいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　南平小学校を建てたときのことを思い出すわけでありますが、私が市長に就任をして最初につくった小学校のわけでありまして、用地を確保する際に、考えようによっては大変恵まれた条件であった。地元の協力が得られるようになってから、かなり土地の提供も積極的に、つまり過大なぐらい提供がございましたのと、もう一つは、東京都との約束で、当時の都営住宅を1,000戸建てる場合には、小学校用地を１校分無償提供をする、とこういう大きな行政施策が行われました。南平小学校は、その両方の恩典に浴したといいましょうか、土地の価格変動の最初の大きな波できた土地であります。当初、１坪が10万円以下で入手できるという時期だったんですけれど、確保した価格は多分十四、五万円だった、とこんな経過もありました。

それで、現実的には、今の南平小学校の校地を確保し、西の方にはかなりの都営住宅の方から、ばら買いされてあった分をいただいたということなるわけでありますけれど、

今の南平小学校用地の替え地を欲しいという方に対しては、相当量の替え地を提供し、しかも残った土地においては、今の地区センター、あるいは児童館といいますか、学童クラブ、老人農園、これらに使われております。

それから東の方に、つまり今御指摘の南平四丁目市有地というふうに呼んでおりますけれど、お寺の北側に現状の土地を持っておるということであります。これも、どちらかというと地元から希望があって取得をしたということでございました。

その後、用途の定まらないまま、大変長くそのままにしてありますので、庁内では、将来、庁舎の一部を分ける。分庁舎用地として考えたい。その際には、建設部関係といいましょうか、現業の事務所をつくったらどうだろうか、あるいは公園事務所をつくったらどうだろうか、環境緑化協会の事務所を設けたらどうだろうか、とこういういろいろの発想があります。ちょうど場所といい、川の南で、そういった行政の現場としてはかなり有意義ではないだろうか、ということも考えております。そのようなこともあわせて、将来像をだんだんと固めていこう、こういう状況にあります。

たまたま、一時リサイクルセンターという、ごく簡易なストックヤードを設けようかということを検討したわけでありますが、多少説明不十分があって、地元に納得されない部分等もあるというふうに聞いておりますので、もう一遍見直して出直そうというふうに考えております。

将来計画と当面計画につきましては、これからの課題にしていきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

市長から今、答弁をいただきまして、過去の土地のいきさつ云々についてはよくわかりませんけれど、実際に長く放置されてきたことは事実でありますし、特に南平地域につきましては、非常に格差が甚だしい場所でありますし、本当に地域的には公共施設がない。南平体育館はありますけれど、やはり南平部分、全市的な部分がありまして、地域としての位置づけの施設が本当に恵まれない地域であります。バス路線についても、当然あの部分は抜けているということで、もう少し33図書館にしましても、児童館にしても、格差が是正されるように市有地を活用していただきたたい。

先ほど、分庁舎なり、また環境緑化協会の事務所をという話もありましたが、やはり今は何を優先するのかという、市民サイドの基本という視点にまた視点を合わせながら、できることなら地元優先とした市有地を活用しながら、児童館、また学童クラブの移設を含んだ土地利用を早急に図れるように強く要望いたしまして、この質問を終わりとします。

○議長（小山良悟君）　これをもって14の１、南平地域に「図書館・児童館」等の設置をの質問を終わります。

一般質問14の２、日野市の「市質」をハードから「ソフト型市政」に転換をの通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○13番（馬場繁夫君）　それでは、続けて質問をさせていただきます。

堺屋太一氏の著書「日本革質」によりますと、「人間は肉体と精神がある。肉体的な測定基準としましては、体格、体型、体質がある。精神的な測定基準としては、気風、気性、気質がある。人の人生を語るときには、この三つを並べればほとんどの人物がわかる」と言われております。また、国や国民社会も同様である、とされております。物理的な面での体格、体型、体質があり、社会真理や価値感を示す気風、気性、気質がある。こうした特性の総体を日本の国の質、つまり「国質」と呼ぶことができると言われております。「日本が新しい世界構造の中で、有利な地位を占め、正しい国際秩序に順応して繁栄を保ち、本当の豊かさを実感できる国と思えるためには、それにふさわしい国質、体質と気質を改める必要がある」と、著者は言われているところでございます。

日野市も同様、日野市の質、つまり市質を、今後ハードからソフト型市政に転換する必要があるのではないか。特に、内的要因と外的要因の大きく二つに分けることができます。そして、その内的要因というのは市政の問題、外的には市民、また市民参加ということになろうかと思います。

そこで、質問をさせていただきます。懇談会制度は、戦後、行政の民主化を図るため、外部の声を行政に反映させようとしてきた審議会制度の変形とされているところであります。この懇談会運営は、一般論としては好みの人選が可能であるし、反対者は最初から除外できるなど、都合のよい結論を得られる可能性も高い。委員に連ねる常連の学者たちは心得たもので、決して結論に反対する態度をとらない。しかも自治体の外部に対しては、専門的視点で市民の代表の意見を聞いていることと同じだという理由づけがあるなど、種々の考え方、問題点を各方面では指摘されているところであります。

現在、その懇談会制度におきまして、日野市の林間施設懇談会、浅川公会堂懇談会、平山駅前公共施設懇談会等々が、近年にはあるわけであります。この一つは、懇談会に対する基本的な行政の考え方について、お尋ねいたします。

これに類しまして、外部の学者に諮問し、答申を受けることを繰り返しながらすることは、考える機能を極めて弱くしてしまうものであると言われているところであります。

この内部的に、積極的に内部の職員の皆さんの資質を活用しながら、行政の新しい方向を模索していく、企画していくということが非常に重要になります。この内部的に起用について、あわせてどういうようなお考えなのか、お伺いいたします。

２点目としましては、地方自治体が国や都の下請け機関として、決められた事務事業を実施すればよいというような時代であれば、企画などの考える機能は不要であったかもしれません。しかしながら、職員の研修も実務を研くだけで十分であります。現在のように複雑な市民生活の解決については、考える機能の充実なくしては、どうして質の高い市政ができようか。その意味からも、各部署における政策力、及び企画財政部におけます総合的な政策の強化が必要になるわけであります。この点についてのお考えをお伺いいたします。

それから、特に外的要因という観点から見ますと、国連の勧告のもと、日本においても生涯教育体系、整備を図る答申のもと、生涯教育推進体制の整備を各市町村に要請されて、それぞれの市町村の中で推進をしているところでありますが、生涯学習は社会教育、コミュニティー等の縦割り行政の延長線上でなく、高齢者の生きがいを含む利用者の立場から、施設整備を体系的に計画をされていくことが重要なことであります。

現在、今までも一般質問等で何回か指摘もさせていただいたところなんですけれど、その後の進捗というんですか、特に社会教育、コミュニティーの施設整備については、その後、どういうふうな進展をされているのか。この辺のひとつの方向性について、お考えをお伺いします。

４点目として、施設管理システムという視点であります。今、縦割り行政の中で、それぞれの部署の中に、施設管理というようなシステムは、これは縦割り行政のやむを得ない部分があるんですけれど、やはりより効果的な、また、より質の高い施設管理、建物管理という視点から見ますと、将来的には民間企業で言います営繕的な部分を含んだ施設管理システムが、なかなか、いろんな制度の中では難しい部分がありますが、今後そういう方向の中で、施設管理というものを行政もとらえていかなければいけない時代的な背景に近づいてきたんではないかな、というように感じるわけであります。

現在、具体的に進めることができるとしたら、学校管理、特に小学校、中学校の校舎管理というのが、それほど難しくない中で対応が可能ではないか。現在、学校の用務員さんがそれぞれ学校に配置されているところでありますが、学校自身の要求、また施設管理についても昔と変わりまして、より高度なレベル、より高度の要求が多くなっておりました。そういう意味からも、各学校に配置するだけではなく、集合的な専門機能を

設けながら、その専門チームが要望に応じ、または巡回しながら、より質の高い管理、また学校の補修等も行うことにより、より学校のそのような種々の問題点も網羅できるんではないか。そういう方向の一つの管理システムについて、今後、早急に、できるだけ早い中から対応もできればしていただきたいなと思っておるところでございますが、その考え方についての行政の方向性がありましたら、ひとつお教えいただきたいと思います。

以上、４点についてお伺いいたします。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいまの御質問について、特に初めの１点目、２点目について、お答えをしたいと思います。

今、御質問の中で、市がいろんな事業を進める場合に、懇談会を組織をして、いろいろ御意見を承りながら進めていっているわけですが、それについての御質問でございました。

確かにいろいろな事業を進めていく場合に、もちろん我々が進める事業というのは、基本的には市民サービスを発展をさせる、市民の生活に役に立つということは大前提で、それぞれの事業が行えるわけでございますけれども、それらの個々の事業につきまして、いろんな形で市民からの御意見を直接、間接にお伺いをしながら、我々としては事業を進めていく。その一つの方法として、懇談会という形をとって、限られた委員ですけれども、懇談会に参加をしていただいて進めるというやり方が、今までとってきているわけですが、これ以外にも、例えば不特定多数の方に集まっていただいて説明をし、懇談をするというような機会のつくり方も、当然、事業の性格に応じながら私どもの方としては進めてきているわけでございます。

これについて、この持ち方、進め方等について、いろいろあるいは御批判があろうかと思いますが、常に我々としては、基本的にはいろんな形で市民からの御意見を聞く機会を多く持ちたいということで、現在、これは私どもの市だけじゃなしに、各市部の場合にも、多くこういうような形式をとってきているのが現状でございまして、これらの会の持ち方、進め方について、さらに改善すべき点があれば、我々としては改善をしていきたいというふうに考えております。

そういうような懇談会方式をとったり、あるいは専門委員の方に、いろいろ御意見を承るというような機会をつくったりすることがあるわけでございますが、その場合でも、やはりそういう懇談会なり、専門委員会なりがきちっと初期の目的を達成できるかどう

かというのは、やはりそれを支えております職員の企画力なり人力なり、そういったものがございませんと、やはり懇談会の成果を挙げ得ないというふうに思っております。

今までても、いろいろ御批判もあろうかと思いますが、現実にはそういう形の中で、それぞれの部局の職員は、それぞれの経験と知識を総動員をして、懇談会の中で懇談会の委員の方々に目的が達成できるように、いろんな貢献をし、自分たちの力もそういう懇談会での討議を通じながら養ってきているというふうに、私どもは確信をしております。そういう機会を通じながら、職員の持つ力というものを組織の中に蓄えていくように、今後も努力をしていきたいというふうに考えております。

当然、総体的には行政組織の中で企画財政部門というのが中心になって、総体的な総合調整を図るわけでございますが、それぞれまた個々の部局の中でも、そこで勤務をしている職員がそれぞれ企画力といいますか、そういったものを持ちながら日常の業務を推進をしていく必要がどうしてもございますので、そういった点については、私どもとしても、今後、そういう職員組織の持つ力というものを、いろんな形で強化をするように努力をしていきたいというふうに考えています。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　3点目の、コミュニティー施設あるいは社会教育分野の関係でございます。私の方からお答えしたいと思います。

何回か御質問を受けている中で、現行のコミュニティー施設、あるいは社会教育関係の施設につきましては、今日の量的な施設整備が進んでいる中では、個々には質的な向上が求められていることは、言うまでもありません。そういう中で、やはり、市内全体的な部分、あるいは地域の問題、地区の問題、そのレベルに合わせた体系的な計画をすべきだというふうに、痛感しているところでございます。現在におきましては、各種の住民組織の中での活動の進める上での一つの要望点、そういったものを導入を進めながら、性格、規模にふさわしい施設をつくっていくというのが基本でございます。現行におきましては、まだ具体的には大きなところとしては、二、三、目標を持っておりますが、まず第一に、適正な配置をすべきだろうということを念頭に置きながら進めていきたい、というふうに考えております。

4点目の関係でございますが、幾つかの例の中で、施設管理、縦割りの中でという御質問でございます。これにつきましては、現在の縦割り行政の中で、主幹部が管理している各公共施設をより効率的に利用しやすい状況にした場合どうなるか、必要があるというふうには考えております。しかし、現在の建築にかかわる部分としては、各部署においての補助金の問題、あるいは起債等の問題、建築に関係する移設管理上の制限等もあるわけでございます。この問題を、やはりかなり関係部署とも調整しながら、どうあるべきかを、管理システムというものの確立を図るべきだ、というふうに考えております。現行の中では、まだ管理上の制限の問題、あるいはそういった幾つかの制約のある中で、今後、大いに各部署との議論をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　総括して、ちょっとお答えをしていきたいと思います。

御質問の、市の体質をハードからソフト型に転換を図れ、こういう趣旨であります。私もこのことにつきましては同様な考え方でおるわけであります。例え話ではございますが、現在の本庁舎が完成をいたしまして、落成の式典をやったことがあるわけでありまして、その際、私から職員に伝えた考え方でありますが、役所の建物を建てるということは、これは目的ではなくて手段である。とかく手段を達成すると、なにか目的が完了したように思いがちであるけれど、この新しい庁舎をよりどころとして、本当に日野市民に喜ばれる新しい市政を展開するところに、この庁舎の完成の意味がある。

ですから、建物は手段であって、そこから展開できるいろいろな行政や住民自治をいかに処理対応して発展をさせるかということでありますから、とかく行政という体質は、なにか建物をつくると一事を完成したというふうに思いがちでありますが、それはあくまで手段であって、その次の目的とするものが見事に展開をされてこそ、本来の目的が達成される。こういうふうな認識でおります。

私も長い市長をさせていただく期間の前半といいましょうか、徹底的に対話集会ということで、地域に出向かせていただきました。そして計画的に対話集会を、たしか月に1回か2回か、やったと思っておりますけれど、いろんな地域の意見を吸収させていただきました。そのことが、市全体を把握する意味で、非常に役立ったというふうに感じております。また、必要なことだったということでありました。

たまたま、たしか1期目か2期目の初めだったと思いますが、年次の当初予算に、マイタウン市民会議を開きたい、持ちたいということで、そのような予算を計上いたしました。その予算というのは、いわゆる対話集会に出向いて、いろいろな方にお会いができたわけでありますが、小学校区程度を一つの単位区域として、地域の住民の方々に寄り合っていろんなことを、マイタウンということで、議論をしていただく。それを施策としてお伝えをいただく。つまり、会合費、お茶代だったんですけれど、今言うのもど

うかとは思いますが、その予算は否決されました。つまりカットされました。そのまた理由が、地域のことはおれたちが一番よく知っているんだ、という議員さん方の、またお立場でありまして、市長が余計なことをするな、ということではなかったかと思っておりますけれど、今から考えますと、発想としては決して悪くなかったんじゃなかろうか、とこんな感じもしております。

そこで、よく馬場議員が言われる、まさに市民参加あるいはコミュニティーは、地域の住民から、いろいろな討議や会合の中から生まれてくるべきだ、とこういう御意見には私も同感でございます。そうしたいというふうに思っておりましたが、やっぱり地域地域の代表である議員さんもそれぞれいらっしゃるわけですから、私は間接民主主義という形の議会でもありますし、地域代表の意見を代表していただく。これによって地域地域の住民要求は集約できる、このような、なるほどそうあるべきかな、というふうな意識も持たざるを得ませんでした。つまり、余り行政が住民に33住民のまた意識も大変多様でございますから、集約そのものはかなり困難ではありますけれど、直接にいろいろな意見を吸収させていただく手段と、それから公式の議会等で地域地域の問題も提起をしていただく。これでほぼ地域情報は集約できるんではないか、こういう意識にも立つわけでありまして、なおもう一遍、地域に呼びかけて、本来の住民自治、そういう形を展開する必要もあるだろう。その際には、やっぱり会合費ぐらいは予算計上をする必要がある。こんな感じもしております。

お答えになるかならないかわかりませんが、御指摘に対しての、建前としては同感であるということと、それから運営のシステムとしては、なかなか地域の住民の意見を聞くというのは、皆さん全部に集まっていただくわけにまいりませんから、やはりある程度の集約をされた諸団体の御意見を聞く。それから、地域の一番情報に詳しい各位の御意見を聞くということが、市政を適切に調整できる機能ではないか。このように思っておるというふうにも、ちょっと御理解をしていただきたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　それぞれ、答弁、ありがとうございました。何点かについて、再質問させていただきます。

4点目の施設の管理ということですけれど、確かに縦割り行政の中で非常に難しい部分は十分承知しておりますので、ですからそういう部分については、今後、ある程度の時間をかけながらやらざるを得ない、というのは理解します。

ただ、実際問題として、同じ学校教育という中では、何か方法はとれるのかなという

気がするんです。ですから、より質の高いサービス、要するに施設管理という部分が今後、重要になってきますので、例えば大工さん、用務員さんの中でも大工さんが非常に得意な人もいるし、電気関係が得意な人もいるし、また植木関係が得意な人もいる。そういう一つのグループの中で学校施設を循環するなり、また利用性に応じていろいろと施設管理することによって、もう少し質の高いものができるのかな、ちょっとしたまた、そういう新しい仕組みの中で施設管理することが、今後ふさわしいんではないかな、という気がしてならないんです。ですから、そういうことも今後、検討をしていただきながら、より質のよいものを目指していただきたい。よりプロ意識が目指せるような行政システムという形になるかと思うんです。

あと、大枠としては市長にという形になろうかと思うんですけれども、一つは、市長の答弁の中で、庁舎建設の中、建物をつくるのが目的ではないんだ、というような形の一つの答弁があったということは、今までにない答弁だったのかなというふうに、これを歓迎の方にいくのか、それとも違うのか、その辺まで考え方が非常に複雑な部分といえますので、そういうふうな視点があるんであれば、具体的にそのコミュニティーに対する市政が変わってもいいのかという気がするんです。

それは先ほど市長がやっぱり地域代表が議員ですから、当然その辺も、そういう視点も持っていただくことは当然と同時に、やっぱり行政が待っているんではなく、どういうふうに直接、市民の皆さんがそういう一つの大きな社会教育的な部分を踏まえて、コミュニティーでも結構です、そういう視点が地域の中でどう目覚めていくのか。そのためには行政がどういうことを、また、どういうシステムをつくりながら、どうすることが今必要なのかという。また、地域住民が今、何を望んでいるのか。地域住民が今、何を考えているのか。当時、市長が市長になられた1期、2期は直接対話でやられたということですけれど、今は住民の市民の皆さんの考え方がすごく変化しております。もっともっと我々が対応する以上に、また行政が考えている以上に、非常に高度な、また多用途の市民要求が出てきております。それも地域差によって随分違ってきます。個人差によって変わってきております。ですから、もう一つ、その原点に戻りながら行政も対応していかないと、要するに若者的な感覚が、もうそういう時代的には変わったんだ。これからどういうふうにそのソフト的な部分を対応していくのか。

ですから、建物を建てるときには、ハードとソフトが一体化していくことによって住民意識がかなり満足度に近くなっていく。また、住民の方は、それを通して自己革新を目指せるという一つの自己実現的な要素もありますし、それによって満足度が高まって

いく。そして、その一つが自分たちの地域の施設なんだという認識になっていくというふうになることにより、非常に見方が変わってくるんじゃないか。建物さえ建てればいいということが主体になってしまうと、今は日進月歩の社会システムですから、幾らすばらしいものが建っても、それが何年その価値が続くのか。非常に、よりそれぞれの行政間の中で、よりよいシステム、またよりよいハード的な建物を競い合っていく一面もありますから、結局それは長持ちはしていかないから、ハード的な部分も――ソフトとハードが一体になっていくことによって、その施設が長く地域の心として、地域の核として長く使えていく。そうすると結果的には、行政としては、ある面では安上がり的な部分に、超一流のものを建てなくても、若干落ちても、地域住民が自分たちの施設だという視点が持てば、同じものを建てるんでも、超一流を建てなくても、それは可能であって、心の中では一流になるわけです。ですから、そういうハード的な要素を含んだ施設づくりというものを今後は考えなきゃいけないんじゃないか。

今の一つの流れとしては、もう行政間の中で、一つの行政の範囲の中で、１セットすべて持とうということが、もう不可能になってきた。そこで、何か行政間の中で、少し行政の枠を少し払って、何か協力体制していこうという、そういうものの流れが出てきたわけです。

どこでしたっけ、図書館の相互利用とか、また、保谷市とどこですか、合併なんていうことも、そういう一つの動きも加速度を増してきている。そういうふうな新しい、そして地域ブロックの中で、地域の枠の中で、また、今、地方自治100周年に当たって三多摩の地域を見直していこうなんて動きもあるように、新しい動きが非常に変化が早く動き回ってきている。そして、そういう状況の中に行政側も反応し、また先取りしていかないと、どんどん先に進んできちゃう。そして、そういう市民感覚から行政が取り残されてしまう。そういうふうな、今、日野市の状況にならざるを得ないんじゃないか、という気がしてならないんです。そのためにハードからソフトなんだ。そのハードからソフトの、では具体的にはどうしたらいいかということで、大枠二つの方向性。

一つは、行政の中をどのようなシステムにしていくのか。どういう発想を持った行政システムをつくっていくか。

あとは一つは、市民をどういうような自治参画できるような市民高揚を行政が上手に後押ししながら、市民自治を高めていくか。

こういうふうな形が、これからのソフトというふうに、本質面では考えてもいいんじゃないかということで、質問をさせていただきました。

ですから、そのためには、やっぱり市長自身がすべてを網羅していく時代じゃ、もうないのかな。いかに市長自身が優秀な部長さん、課長さん、職員の人たちを、やる気を起こしていただく。その中で仕事をすることによって、より高度な仕事ができる。先ほど市長も、質の高い職員によって云々という答弁もありましたが、そのようになれるためには、もう少し日野市のシステム自身を変えていきませんと、要するに市長が何でもすぐ結論を出すんじゃなく、市長は余りにも知り過ぎている。知り過ぎているがゆえに、それが逆に出てしまっている。ですから、やはり職員の人たちがやりにくくなってしまう。そこらがやはり改善していきませんと、知っているからこそ、そこでぐっと腹にすえて我慢をし、そして職員のそれぞれの担当の責任の範囲の中で、市長が望む部分が膨れ上がるように、それが熟すのを待っていく。そういう対応をしていきませんと、なかなか新しい時代の対応ができるような行政システムが、できないんじゃないか。それができてくれば、そこに新しい感覚がどんどんふえてきます。特に若手の人たちはいろんな新しい感覚を持っておりますから、そういうのをどんどん庁内の中で新しい旋風を巻き起こしながら活気を得てくる。そうすれば、そういうものが流れてくれば、もう後は放っておいてもどんどん新しい方に動いてきますから、その方が市長も随分気も楽じゃないかなという気がするんです。今、気を多くして中身の方は、やった割には余りにも指摘が多過ぎる。議会の方からもいろんな角度から指摘される、というふうになってしまうんじゃないか。悪循環になってしまうということであります。

ですから市長も、やっぱり住むことが誇りであるまち、その誇り持てるまちづくりということです。視点をもう一度ここで問い直しながら、そういうシステムをもう一度、点検をしていただきたいということで、今回、質問をさせていただいたわけです。

特に、目指す都市像の中で、緑と文化の市民都市という中で、３要素あるんです。３要素のうちの一つが、人間尊重、自治参加、連帯の都市。自治参加、連帯の都市という、この３要素ののりが、具体的に市民がどう参画していくのか。その市民に対する具体的な対応がないんです。要するに、一方的に市としてそういう市民高揚できるような、啓蒙を図ってとか何かがあるんですけれど、市民自治が、市民の皆さんがどう具体的にお手伝いをし、参画できるんだという、そういう具体的なシステムが日野市にはないわけです。ですからその辺も、もう少しつくり直していくというか、修正していかないと、市民自治は進んでいかない。そのためには、一番いい手っ取り早い方法としては、施設づくりです。コミュニティーという施設をつくるときに、いかに懇談会というシステムが、利用の仕方によっては非常に効果が出ますけれど、懇談会をやっているから市民の

多くの皆さんの意見が集約させたんだという一方的な部分が、また考え直さなきゃいけないんじゃないか。

ですから、建物、市長が市庁舎をつくるときに、目的じゃないんだというのは、それですよ。そのシステムを、特にコミュニティーという施設をつくるときに、いかに市民のそういう地域の皆さんに市民自治、連帯ということを学んでいただく。そして、そういう感覚が市民の中から沸き出すチャンスなんです。そういうチャンスを大事にしていかなければ、市民の参加であり連帯なんていうのは、できないんじゃないですかね。ですから、そういうこともう少し懇談会を設ける場合、懇談会を設けるものと、もう少しそれを直接市民に語りかけるもの、縦分けしながら、その目的に応じた中で対応していきませんと。

それと同時に、何でも諮問じゃなくて、いかに職員の皆さんの中からそういう希望者を募ってもいいし、いろんな方法の中で、行政の中で絶えず考える機能を深めていく。与えられたものをやるんでは、なかなかおもしろさというか、やりがいというか、そういうのがどうしても、与えられたものをやるというのは、人間としてはなかなか意欲を出すことが難しい。やはりその人の考えを、またいろんな職員の考えをまとめながら、それが行政に生かしていくときに、そうなれば人間は喜びを感じ、いろんなことを考えていく。知恵がわいてくる。そして、新しいシステムができちゃうわけです。それすれば、市民との接点になったときにも、非常に市民感覚も、市民の考える部分、市民の要求している部分も、職員の多くの人がより深く認識できるし、それがまた行政に生かしていくということで、非常にいい方向になっていくわけです。

ですから、それを、そして知り過ぎている。それがやっぱり今、災いをしているんだ。そこをぐっと我慢ですよ。そういう新しい中で、職員の皆さんが働きやすいように、また職員の皆さんが創造し、知恵を出していろんなものをつくり上げていくような、できるようなシステム、これをつくることが、今、日野市の本当のソフトになろうか。

そうしますと、前にいろいろな角度から一般質問させてもらったデザイン的な思考とか、新しい時代のいろんなものが生きてくるような気がしてならないんです。今の日野市の中にそういうものを導入しようといっても、やはり今のシステムでは到底無理だし、また、市民のいろんな新しい深いニーズというものを、なかなか適用されてこないということになると思うんです。

例えば、今回、補正予算が出されている中に、商工業助成経費ということで196万円、補正が出ているんですけれども、特に主体的には、リサイクル、商店街育成補助金とい

う、商店街の一つの活性化という視点からリサイクルも含めてやっていこう、ということはよくわかります。それはよくわかるところですけれど、ただ、この場合、それをすべてが産業経済課がやっていく。こういう一つの縦割り組織の中では、こういうところもばらばらになっちゃうんです。

では、清掃部の役割は何なのか。そして生活部、今度、産業経済課というんですね。非常にリサイクルが多岐にわたってしまう。どこが責任を持って日野市のリサイクル事業を進めていくんだということが、非常に不明朗になってしまう。これでは、やはり本当の日野市のリサイクルが進んでいかないわけです。ですから、担当部長がどこが責任を持って、最終的な責任でリサイクルを進めていくんだということを、一つは明確にしていってもらいたい。そういう中で、それぞれのまたは商業育成という視点であれば、産業経済課の方とタイアップしながら、そこで主体は清掃なんだ。そういう、非常にその辺は理路整然としていきませんと、それぞれの担当部長はやりにくい。これでやはり行政の中で、リサイクルが進まないわけです。ですからそういうこともう少し、基本的なこと自身も含んで、市長自身もシステムを考えていただきたいんです。それについても市長の答弁をいただきたいと思います。

それから、今、行政で、例えば何を考えているのか。どういうことを計画しているかということを、市民は全然わかんないんです。ですから、そういうことも新聞発表云々前に、早目に広報を通じて市民に、今、日野市ではこういうことを進めているんだと。一つはやっぱりそういう行政側から市民に情報を提供していく。そしてそれに反応ある市民の方は、それなりの担当に連絡も来るだろうし、もう少し、ある日突然ではなく、事前にそういう一つの相互交通ができるような行政の対応をしていただきたいと思うんです。

今回の平山の駅前の施設の建設云々についても、地域には全然そういう話もない。ある日、突然そういう情報を聞いて、あわてふためいて、びっくりしちゃっているわけです。南平のリサイクルについても、新聞報道でびっくりしちゃったわけですよ。すべて行政が何々をしてあげるんだという、お役所的な、そういう発想で物事をする時代ではなくなってきたんです。もう、何かをしてあげる、そういう発想はもう慎まないといけないんじゃないですか。その辺も、また市長の考えをお伺いいたします。

以上、市長のお考えをお願いいたします。

それと、社会教育施設並びにコミュニティー施設、大枠としては今までの一般質問等の中でも、中学校に10カ所コミュニティーセンターをつくるんだという、そういう答弁

も、いろんな考え方があるんですけれど、もう少しそれも具体的に今後どうしていくのか。特に、公民館的機能、社会的システム、この辺を今後どう行政としては考えていくか。その辺もあわせて答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　多分、考え方は同じか、あるいはそれに近いんではないかというふうにはわかるんですが、我々の行っております行政が市民とは遊離しておるということに対しては、反省はしなきゃなりませんけれど、私はそういう認識はございません。市民から相当お役に立てる行政が、全市民のエネルギーによって実現できているんではなかろうか、とこんなふうに思っております。御指摘のことには十分、我々も反省もし、また、内部の検討も重ねまして、なるべく御指摘に近い状態を具体的に理解していただく、ということには努めたいと思っております。

私が余り多くの発言をするということも、かえってよくないかもしれませんから、きょうは、お話を承ったことにしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　いつも、その手で話が中途半端に終わっちゃうんですけれどね。私が質問させていただいたことを考えれば、それを信じたい気持ちはいっぱいなんですけれど、でも今まで見ますと、なかなか信じがたい部分があるんで、再三こういう問題も指摘もさせていただいているんですけれど、では、もう１点だけ明確にお答えいただきます。

社会教育施設とコミュニティー施設の今後の整備計画については、どうお考えになっていくか。それについて、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　コミュニティー施設というのは、別段、例とすれば地区センターのごとく、余り内容を決めつけないで、とにかく市民の集まっていろいろな話し合いや活動をしていただく。自分たちの要するに一番身近なサロンであるというふうに考えていただくのが、本来のコミュニティー施設のあり方ではなかろうか。

その中に、いわゆるお世話のできる多少の職員でありますとか、あるいは企画をこらしたメニューでありますとか、これらを適切に展開をする、そういうなにか範囲を余り限定しない、そういう地域施設が、私はコミュニティー施設だろうと思います。

そして、その同じコミュニティー施設にも小規模コミュニティー施設、あるいは中規

模、大規模、こういう一つの規模のこともあると思いますから、したがって、今、全市的には大規模コミュニティー施設を、それから中学校区程度のところに中規模のコミュニティー施設をと、こういう順序で一定の日野市という升の中に、どなたも共通に使える、あるいは参加できる、こういうのがコミュニティー施設の本来的な性格ではなかろうか、とこのように考えておりますので、今までもそのようにやってまいったつもりであります。これからもまた、それで市民の要望におこたえできるんではなかろうかと思います。

ただ、ちょっと先ほど触れたわけでありますが、建物、それから道路や下水道のハードな施設におきましては、これはやはり都市生活の手段だと思います。事業目的ではありますけれど、それらをいかに市民の便利よく、あるいは快適に使用できるかという意識しないぐらいな状態が、これがソフトな目的である。したがって、ハードはあくまで手段であって、その上に、その向こうにソフトな性格、使い方がある。その使い方を内容豊かにしていただくのが、これが市民活動である。このように理解をしたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

ここでやめたいと思ったんですけれど、ちょっとコミュニティーと、特に日野市みたいに他市と比較した場合、コミュニティーなり社会教育的な部分がまだまだ市民感覚から見ますと、ちょっとまだ他市と比べると、劣っているのかな、まだまだ市民全般まで行き届いていないのかな、という気がしてならないんです。それはなぜか。地域性もあるでしょうし、行政の対応の仕方も一面にあるんじゃないかと思うんです。ですから、今、社会教育、特に生涯学習ということが叫ばれてきていますし、また、特に小学校、中学校の学校の週休２日制というのがもうモデル学校まで今、そういうような方向性も出てきていますし、これはもう近い将来には確実にそういうことが、流れとしては出てくるでしょうし、その受け皿としての制度を、これはなかなか日野市はおくれてしまっている。ところが日野市の中で一番大事なことは、コミュニティーと同時に社会施設的な部分で、市民の皆さんに社会的施設としての位置づけを明確にして、そういう職員がいて、コミュニティーなり、またはそういう部分を深めていく指導員的な人がいませんと、まだまだ日野市は早急に変わっていかないのかな、という気がしてならないんです。ですから、コミュニティーの施設だけをつくっても、施設だけをつくっても、コミュニティーはなかなか発展していかない。

ですから、そのコミュニティーを、中規模コミュニティーを中学校区にそれぞれ配置しながら、そして２中学校ないし３中学校に一つは、社会教育的な施設を含んだ、少し規模の大きなコミュニティー施設をつくっていく。そこから一つのエリアを含んだ中で、出張しながら社会教育的な部分を吹き込めていく。そういうようなものをとらえながら、市民の皆さんの高揚も図っていく。ですから、建物を建てるときには、当然、建物を一方的に建てるんではなく、市民の皆さんと一緒になって建物を建ち上げていく。こういうふうにしていけば、急速に日野市民のそういう意識が高揚してきますし、大きな流れになってくると思うんです。それを今、日野市が早急にやっていきませんと、今後、大きな社会、生涯学習の体制づくりがおくれてしまう。ですから、これは早急の課題なんです。

ですから、市長もそういう市民自治登用を訴えている以上、その辺を早急にそういうシステムづくりに、それが本当のソフト、人づくりのソフトになると思うんです。それを早急に、まず施設をどう配置していくんだという、きちっとした基本的な計画をもっと行政の中で明確にしていただきたいんです。そうしていきませんと、なかなか、いろいろと市長が言われたことと実際とは随分、ますますかけ離れてしまう。ますます日野市は他市から遠のいてしまう。こういう実態に今まではなってしまうな。そういう面で、ギャップがますます大きくなってきた気がしてなりませんので、もう少し市長自身も方向転換をしていただきながら行政運営を進めていただくように、強く再三お願いしていますので、本当に肝に銘じて、ひとつよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって14の２、日野市の「市質」をハードから「ソフト型市政」に転換をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時55分　散会

９月11日　水曜日　（第６日）

平成３年
第３回定例会　日野市議会会議録　（第24号）

９月11日　水曜日　（第６日）

出席議員　（29名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	17番	高橋徳次君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	旗野行雄君	25番	古賀俊昭君
26番	市川資信君	27番	谷　長一君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（１名）

16番　小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成3年9月11日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時10分　開議

○副議長（福島敏雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出議員19名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を努めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問15の1、日野市の防災計画について問うの通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔27番議員　登壇〕

○27番（谷　長一君）　それでは質問をします。

この東海地方の地震が来る来ると言っておりまして、もう言われまして15年にもなるわけでございます。これはなぜかと申しますと、1923年、この関東地方を襲いましたマグニチュード7.9の大地震は、東京を中心に罹災者が三百数十万人に達したというようなことが報道された大災害であった、ということは申すまでもございません。それにちなみまして9月1日を「防災の日」ということで、各地におきましてその大災害の経験を教訓に、各地におきまして防災意識の高揚を図るために訓練が実施された、というふうにテレビや新聞等で報道されておりましたことは、皆様方もよくおわかりのとおりだと思います。

そこで、この世界で起きる地震の約10％というのは、日本列島とその周辺で発生しているということでございます。戦後だけでも被害を発生させたマグニチュード7以上の地震は20を超えているということでございます。また、最近は、普賢岳は200年前の噴火以来、眠りを続けておりましたんですけれども、ここで急にまた、その静穏期が破られて、新聞またはテレビ等で報道されたとおりであるということでございます。この地震帯でも、この静穏期の期間というのは長いわけです。過去300年の間に、マグニチュード7以上の地震が4回以上起きたこの東京圏は、関東大震災から数えましてもう70年近く静穏期が続いているということになるわけであります。それだけに非常に、不気味であると同時に、いつ地震が起きても不思議ではないということが言えるわけでございます。現在は非常に、この科学技術は超人的な発展を遂げてまいりましたけれども、この宇宙空間への発展は、非常に目をみはるものがありますけれども、これが地下となると世界各国におきましても、非常にその点は欠けていると言っても過言ではないと言われております。

これはなぜかと申しますと、宇宙ということになると、やはりどこの国でも、どなた

でも人間は、強くなろう、富めるようになろう、というようなことがありまして、それらに目を向けるということは当然ではないかと思います。

そこでこの地震というものを考えてみると、この巨大なエネルギーをどうやって小さくすることができるかということになると、今のところは、人間の力ではこれを軽減させたり、消滅させるということできないわけでございます。これは到底不可能であると考えられているわけですけれども、これを最小限度に少なくする、軽減するということは可能である、と言われております。そこで、この関東大震災を第１次に考えますと、この幾多の災害の経験等を生かしまして、これから大震災が起きるというようなことを想定しまして、これらの対策、すなわち被害、経済的損失等を考えますと、非常にこの社会に与える影響というのは大きなものがあるので、どのようにしてこれらを最小限にとどめるかというようなことも当然考えられることになるわけでございます。

さらには、そのようなことを考えますと、避難、救急、援護等多くの活動が、この地震のために障害になるということも出てくるわけでございます。これらの災害に対しては、どのように対応していいかということになりますと、この９月１日の広報を見ますと、「まちをつくる市長室」ということで、市長が「災害はふだんからの心構え」ということを、この広報で発表しているわけです。

これを見ますと、日野市でも防災行政の整備のため、本年度は、市庁舎南側の隣接地に防災情報センターの名称で受信、発信の無線設備と災害対策本部の機構を持つ鉄塔つき３階建ての建設事業に着手をするということでございます。これは都関係のことで、日野市がその中継地点になるようなことでありますけれども、緊急時にはここでその資材の備蓄とか緊急時のいろいろな報道等がなされるわけであります。これは国と都と市ということでその地震連絡予知会議等が設けられて、迅速、正確な情報発信の機構が行われるということであります。いざ大地震ということになると、「火を消す、守る等が瞬間的な避難の行動なんだ。災害は気配り、避難、命第一」と市長がこのように書いておられるわけでございます。やはり天災の場合は、人災とは違いまして、行政当局の救援活動が必ず数時間以内に始まります。携帯ラジオ等で正確な情報をキャッチし、みずから困難に陥らない気配りというその命第一の避難が第一である、ということが書かれているわけでございます。確かにそのようなことを読んでみますると、災害だけでなく、平常でもけがをしないように身の安全ということを考えてみますると、命第一ということが言えるわけでございます。

そのようなことを考えまして、私は次の７点について質問をしたいと思います。

一つは、計画の方針とその前提条件。二つ目は、この防災計画の基本的な考え方と計画の構成。それから三つ目は、災害防止に関係しての計画。四つ目が、避難等に関係する計画、避難場所対策。これは道路誘導等も含めるわけでございます。五つ目に、救助と救急体制。六つ目が、市民からの協力を得るための知識の普及、これは広報活動ですね。それから７は、日野市の活動体制と都、国との協力関係はどうなっているかということでございます。それで一番最後は、災害に対する市長の意識ということでお伺いするわけでございます。

そこで、私が質問するのは、この日野市の地域防災計画、これを見ますると、よくこれにうたわれているわけですけれど、大体私も、この防災計画は読ませてもらったわけですので、やはり答えというのはこういうような形になるのではないかと思いますので、ひとつ簡単明瞭に答えていただきたいということでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それではお答え申し上げます。

第１点目、計画の方針とその前提条件でございます。この日野市の防災計画でございますが、これは災害対策基本法に基づきまして、市防災会議が作成する計画でございます。で、市、都及び関係防災機関が全機能を有効に発揮いたしまして、地域における震災にかかる災害予防、あるいは災害応急対策、災害復旧作業を実施することによりまして、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としておるところでございます。

そこで計画の前提条件ですが、地震による被害の発生対応や、被害の予測並びに危険を把握しておくことは、震災対策を効果的に推進する上で、極めて重要であろうと言われております。特に、震災時の救援、また救護活動や地震被害を軽減するための計画策定にあっては、想定される被害の定量化といいましょうか、が必要でございまして、東京都の防災会議地震部会では、昭和40年以来、地震被害の想定に関する調査、研究を進めてまいってきております。昭和60年、多摩地域における地震被害の想定に関する報告書というものを取りまとめ、交渉した経過がございます。

市では、この報告書に基づきまして、計画策定のための前提条件を設定しておるところでございます。その都の防災会議の方で発表いたしました報告での前提条件、どのように日野市についてはあらわしているかと申しますと、まず地震の規模といたしましては、関東大震災時と同程度ということで、マグニチュード7.9、震度６ということで想

定しておりまして、地震発生時といたしましては、時刻は冬の夕食事ということ、また風速毎秒６メーターというところを想定してございます。

で、地震の被害想定でございますが、日野市の場合においては、次のような数値が上がっておるところでございます。木造建物の全壊が146、その半壊が1,388、崖・擁壁の崩壊120カ所、水道管の破裂142カ所、火災による焼失家屋が889、罹災者１万5,208、罹災世帯は4,694、負傷者557、死者61と、こういった数値をもちまして被害想定をしております。これに基づきまして、日野市の計画も進められておるわけでございます。

次に、防災計画の基本的な考え方と計画の構成でございます。基本的な考え方といたしましては、まず第１としましては、震災から人命を守るということ、次に財産を保護するということになろうかと思います。次に震災を未然に防止するための災害に強い都市構造と、災害に強い市民によって構成される防災都市づくりということが基本的な考えになっいるわけでございます。災害に強い都市構造とは、それじゃあ何だということでございますが、災害に対して万全の備えのあること、すなわち災害を発生させない機能、また災害の拡大を防止する機能、安全ゾーンの確保を図る機能、ということでございます。次に、災害に強い市民とはじゃあ何かということでございますが、震災対策についてみずから強い関心と理解を持って、冷静沈着に行動できる市民、こういうようなことで考えておるところでございます。

で、計画の構成でございますが、基本目標を有効に達成する具体的目標といたしまして、課題を設定いたし、これを相互に有機的に関連させながら、基本目的の現実化を図ってまいります。そこで構成としては、防災都市づくり、次に破壊の防止、あるいは火災防止、避難場所等安全確保、防災体制の確立、市民の協力といった構成で計画が成り立っておるわけでございます。

次に災害防止に関係しての計画ということでございますが、これらにつきましては七つの応急対策が計画されております。それは第一点は、建造物等応急対策計画ということで、公共施設あるいは構想建築物に対する応急対策ということでございます。上下水道施設応急対策計画。３点目としましては、電気、ガス施設の応急対策計画。四つ目としては、交通施設の応急対策計画。これはＪＲを初め、京王電鉄等私鉄、また交通信号機といったようなものを包括した形での応急対策でございます。５点目としましては、通信施設。６点目で、危険物等の応急対策計画ということでございまして、このうちには、危険物の保管、また火薬の保管、あるいは放射線の保管、高圧ガスの保管、また毒物、劇物保管といったようなものに対する応急対策ということでございます。最後に公

共土木施設としまして、河川あるいは内水排除の関係を織り込んでおるところでございます。

次に避難等に関する計画でございます。大震災が発生いたしまして、火災の拡大防止防御に全力で対応しても阻止できず、市内各所で延焼範囲が拡大し、市民の生命が危険にさらされることが予想されるわけでございますが、このために広域避難場所への収容を中心とする避難対策を推進しておるとこでございます。避難場所といたしましては、東京都の規定する基準に基づきまして、広域避難場所18カ所を設定してございます。また、避難場所としましては、これは広域避難場所に避難した市民のうち、住居を喪失するなどして引き続き救助を要する者に対し、応急的な救助を行うための避難場所を否定し、安全対策を図るという趣旨からの避難場所でございます。これは現在、50カ所設定しておりまして、小学校を主体といたしましてその他公園という形の中で設定しておるところでございます。

それから、避難道路対策でございます。避難道路は、震災による２次災害として発生する火災から避難場所へ避難する避難者の生命及び身体の安全を守るため、最も安全な経路として設定されるべきものでございます。市では、避難道路の重要性を認識はしておるんでございますが、現在、道路状況によりまして、指定してはおりません。今後、現状分析を行って、安全性と合理性を両立させるための対策を講じていきたい、そのように考えておるところでございます。

避難誘導対策でございます。避難者を安全な場所に迅速適切に避難させるため、平素から特に次のような点に留意いたしまして、避難対策の万全を期するものでございます。

１点としましては、避難場所、避難経路及び避難地の留意事項につきまして、広報活動行うということでございまして、市広報あるいはパンフレット等によりまして、またイベントあるいは訓練が行われた際に配布する等、公活動を行っておるということでございます。第２点目としましては、市内の学校、会社、事業所、スーパーマーケット、交通機関、その他多くの人が集まります場所の責任者、管理者等と密接な連携を保ち、避難時の措置について検討しておくということで、これにつきましては、日野消防署を中心といたしましてあらゆる機会をとらえて進めておるというところでございます。第３点目としましては、市及び関係機関は、避難の勧告、指示を発する手順、伝達方法、機関相互の連絡方法、避難誘導方法を考究、検討するということでございます。

次に救助、救急体制でございます。震災時におきましては、倒壊物、落下物、火災、またパニック、こういったようなものによりまして集中的に発生することが予想されま

す救助、救急事象に対処するために、現在、医師会、日野消防署、日野市の消防団との協力及び連携のもとに救助、救急体制を確立しておるところでございます。事業計画でございますが、大ざっぱに申し上げますと、震災等非常災害時における救急隊、医療機関及び市民等からの大量の情報を短時間に的確に収集し分析し、総合的な活動を行うための情報処理機構を整備するということ、それから第２点目としましては、消防団員、防火管理者、自衛消防隊、市民等に対し、発生時、効率的な協力が得られるよう事前に応急、救急、救護に必要な知識及び技術の普及を図るということでございます。３点目といたしまして、非常用救急資機材及び救急知識等普及用資機材を整備していくということがございます。

次に、市民からの協力を得るための知識の普及ということでございます。災害に強いまちにしていくためには、都市基盤整備の施策とともに、災害に強い市民づくりを初めとするそのソフト面の施策とあわせて推進していくことが重要でございます。このため、消防署あるいは日野市消防団、ほか関係機関等一体となって防災に関する広報普及活動を積極的に行いまして、市民の防災意識の向上に努め、防災組織の育成、指導、助言を図ってまいっておるわけでございます。その事例といたしましては、防災映画のフィルム等の貸し出しを行うということでございます。２点目としては、移動防災教室の開催、あるいは防災思想の普及というようなこと、これは消防署の方で担っていただいておるところでございます。印刷物にによる普及広報でございます。これは先ほども触れましたが、市並びに消防署という形の中で展開しておるということです。

総合防災訓練、市民におきます市民参加ということで、毎年、御存じのとおり、総合防災訓練を行っておる。また、毎年やはり行っております水防訓練ということを行っておるということでございます。

最後に、日野市の活動体制と、都・国との協力関係についてということでございます。災害が発生した場合、各防災機関は、あらかじめ定めてあります所掌事務または業務に従って応急対策を実施します。特に被害が広範に及んだ場合、市地域の防災機関のみでは対応が困難なことから、国、都の協力を得て防災対策を行うこととなっております。

まず、協力体制の仕組みといたしましては、市長は、市の能力では災害応急対策の万全を期しがたい場合は、知事に助力要請ができるということになってございます。また、救助等につきましては、市は地域内に行われる都の災害応急対策につきまして積極的に協力する、また都知事から他の市、町、または防災機関に協力することを依頼されたときには、みずからその応急措置の実施に支障のない限り協力する、とこういう仕組みに

なってございます。または、これら体制時のため、日ごろから市は都と緻密な連絡、連携を保っておりまして、災害対策上必要な資料を交換するなど、平素から連絡を密にしてございます。災害時には一層、その強化に努めるとともに、協力して区域内の応急対策の円滑な実施を図るということでございます。で、災害時においては、いかに正確な情報を把握し、市民にいち早く伝達するということは、防災体制上重要なことでございます。市防災計画では、情報連絡を確保する手段として東京都と各自治体、市民を結ぶいわば防災情報センターの整備に現在取り組んでおることは、皆さん御存じのとおりでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　ただいまこの部長の答弁によりますと、非常によく私が、大体、日野市の地域防災計画というのを読んだようなことが答弁されたわけでございます。それで、その中にも、答弁に基づいてちょっと聞きたいことがあるんですけれども、これは避難場所に関してでございまして、この避難場所を見ますと、小学校とか中学校、または日野市の公共施設があるわけでございますけれども、特に小学校や中学校を見ますと、この避難場所ということは非常に、これは大切なところだと思います。これは普賢岳の例を見ましても、やはり公共施設が避難場所となっておるわけでございます。そこで、この避難場所が本当に避難の場所として耐えられるかどうかということも、検討が十分になされているのではないかと思うんですけれども、そのあたりはどのようになっておるか、ということをお答え願いたいんですね。その他の件につきましては、部長の答弁で了解いたします。

以上の１点です。

○副議長（福島敏雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　避難場所の耐震性なり、防災性といいましょうか、についての御質問でございます。先ほど関連応急対策計画ですか、で触れたところでございますが、建物、建造物等の応急対策計画ということがございます。この方で災害時に消火、避難、誘導、あるいは情報伝達などの防災業務が中心となります公共建築物及び緊急の救護所、または被災者の一収容施設となる病院、あるいは学校等の公共建築物等は、防災上特に重要なので、このこれら建築物の基準以上の耐震性を保てるようにしていくということは、大変重要なことでございます。現在、建築関係の方におきましてのこういった防災上から来る強度、資材の強度等の基準もあるわけでございますが、そう

いったこの防災上の観点から出てきておることでございます。

したがって、現在設定されております避難場所については、十分その基準のもとにつくられておる建築物でございますので、耐震性あるいは耐火性というものを考慮した中で、設計施行されておるということでございます。

また、経年によります老朽化ということも考えられますので、当然、今後においてそういった点での補強に努めるといいましょうか、配慮していかなければならないということでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　ただいまのその部長の答弁によりますと、確かに避難場所というのは、はっきりしているわけですけれども、やはり、建築物の構造基準というのはあります。それで、その避難場所等に当たっては、それらの構造基準以上のものを担っているからということでありますけれども、やはり私の住んでいる近くの例をとってみますと、この第一小学校等は非常にもう古い建造物なんですね。それで、小学校を何校か見てみますと、非常に格差があり、果たしてこのような建物が、そのような避難場所に指定されているけれども、そのような場所としての効果を果たすことができるのか。やはり生命の安全ということを考えてみると、非常に心もとないところがあるように私は考えているんですけれども、そうなると当然、この避難場所は第一小学校に限らず、そのような所がほかにもあるのではないか、と私は考えております。そうなると当然、このような避難場所というのは、やはり古いものはそれに耐えられるような基準以上のものにするということを部長もおっしゃっておるんですけれども、そのあたりは、古い建物でも高度計算の上からいきまして、大丈夫なんでしょうか、どうなんですか。そのあたりは検討されたことがあるのか、ないのかということをお伺いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

今までとりたててそれを検討したという経過はございませんが、しかし、現在、私どもの部署といたしましては、一応耐え得るもの、というみなしをしてございます。先ほども触れましたが、御指摘のとおり老朽によります弱体化、これにつきまして今後、当然その辺の見直しといいましょうか、調査等を進めていく必要があるというふうなことで、現在、組織としては体制を整えつつあるところでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　ただいまの部長の答弁によりますと、経年化による弱体化ということは、見直していくということでありますので、ぜひ、その点につきましては、確実にその見直しをしていただきたい、ということをお願いするわけでございます。

それで、この想定というようなことをこの資料から言ってみますると、確かに、これはよく新聞やテレビ等で発表されているからよくわかりますけれども、どうして地震が起こるかというようなことも、これにはよく書いてあります。これは資料の1956ページの資料第１、東海地震について気象庁の発表ですね。この地震の繰り返し、それから巨大地震発生の機構、それでその図として、この第１図プレート運動模式図、それからこの第３図は、掛川を基準とした御前岳の上下変動とか、さらには想定の震源、これらがよく書いてあります。

それで、この大規模地震対策特別措置法に基づいて、この東海地震にかかわる地震防災対策強化地域ということで何カ所か指定されていることが、ここにも東海地震にかかわる地震防災対策強化地域ということで、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県が強化地域ということで指定されているようですけれども、幸い日野市は、この強化地域からは外れているわけでございます。がしかし、これはあくまでも気象庁の想定図、想定発表でありまして、あくまでもこれはわからないわけです。ちょっとずれれば、すぐ日野市の方へも及んでくるということを考えてみますると、やはりこの防災対策というのは、非常にこれは地震ばかりでなく、水にしましても、火災にしましても、言えることでございます。やはり、災害というのはいつ起きるかわからないというようなことは、皆さんがよくおっしゃっていることでございます。これらの点につきまして、市の最高責任者は市長でありますので、市長の災害に対する意識というのはどのような考えを持っておられるかということを、最後にお伺いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　災害時のことを想定すると、際限なく懸念が生まれるわけでありますが、一応、法律に基づいて日野市防災計画、先ほど部長が説明をいたしました教科書は、毎年改定をしながら、なるべく機能できる、そういうことを目指して進めておるわけであります。この教科書が果たして機能できるかどうか、これこそがまた問題でありまして、そう書いてあるとおりには行きにくいだろうと思います。

そこで、災害時に対応しますいわゆる危機管理、これは非常に常識が基準になるだろうと思います。常識といいますのは、日常の生活経験から、このようなことになれば、

こういう結果になる。それによって、それぞれの動作が、言うなれば本能的に反応できる、こういったものでなければいけないだろうと思っております。行政といたしましては、できるだけの危機管理に耐える制度あるいは整備、それらのことを進めるわけでありまして、一番心配されております東海道直下型地震、あるいは関東の直下地震、このことを想定の眼目において国あるいは都道府県、それに市町村自治体、これらが基本的な情報に基づいた連絡調整を図りながら対応をしていく、とこういうことでありまして、今質問で言われております、いわゆる避難場所のまた災害に耐える能力、つまり、学校等を避難場所として予定をしておるわけでありまして、その避難場所がまた役立つといいましょうか、役目を持つのは、相当災害度が高くて、私は第3次避難という言い方をしておるわけでありますけれど、いわゆる救急医療活動が必要であるとか、炊き出しが必要であるとか、あるいは短期間の宿泊も必要である。こういう際には、建物のある、また水のある、また通信施設のある公共施設と言えば、一番学校が役立つだろう、このような判断のもとで日野市では最も多く学校を避難場所に掲げておるわけでありまして、その災害発生時に、その学校が耐えられるか、という問題は確かにあるわけであります。耐えられなかったら、それは避難場所としては機能しないわけでありますから、別の耐えられる場所に避難場所を応急に移すということになるわけでありまして、避難をしているところにまた次の地震が来た、ということもないことはないかもしれませんが、そこまではちょっと想定が困難でありまして、日野市の現状、一番大切なのは、過密状態のまちをつくらない。ということは、日常的な都市計画でなければならない、こういうふうに災害に強いまちというのは、平素からのまちづくりの対応がまず先立つ、こんなふうに思っております。

たまたま日野市には、南の方に造成をした木造住宅の団地があります。災害に弱いということで、余り不安をつくり出すようなことをしてもいけませんが、そのあたり一番日野市の災害に対する弱さがあるということは、防災行政として常に考えておかなければならないことだ、とこのように思っております。地震災害、どの時刻に来るということも、全く予測はできませんし、それもまた夜であるか昼であるか、また市民の方で、出先であるか、学校などは、開いている状態の時刻であるか、いろいろな複雑な対応を絶えず十分頭に置いて、そしていわゆる一朝事ある場合といいましょうか、危機管理に対します管理当局の日常的な心構えこそ、一番大切だろう。市民一人ひとりの方にももちろん心構えを持っていただかなきゃなりませんが防災という言い方は、これは行政の用語である。市民にはぜひ、自分のまず身を守る避難を、というふうに徹底していただ

ければ、それは一番災害時の大切なところではないだろうか、と思っております。

よく言うことでありますが、市内にも相当物資もありますし、それから水もありますし、災害時には数時間後に行政の防災活動が始まる、このことも今日の世の中は当然のことでありますから、関東大震災の大東京災害、密度が随分今日も高まっておりますから、決して防災に強いということは言えないかもしれませんが、木造住宅は比較的少なくなっておりますから、そういう意味では、大きな変化があるだろう、とこう言っていいんではないかと思っております。備えということがまた大切でありますから、備えをできるだけ万全に対応しておくということから、日野市の防災行政も情報センターをつくろうという大きな事業にもとりかかるわけでありまして、正確な情報が迅速に伝えられる、このことがまた、お一人ひとりの体を守るそのために一番大切なことだろうと思って、防災行政にも一面の十分な配慮をしながらやっていくというふうに、庁内でも考えているところでございます。

○副議長（福島敏雄君）　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　ただいま市長の言われたことを振り返ってみますると、確かに、いわゆる避難が行われるような場合には、建物、水、それから通信施設等のある所であり、それらに耐えられるもの学校だということになっているわけです。そこで、その避難場所がやはり災害に耐えられないというようなことになると、また別の場所ということになると、当然、今市長がおっしゃられた備えが大切であるということになると、確かに防災センターも大切でありますけれども、そのような避難場所の耐久力等を、やはり構造上からよく検討しまして、耐えられる場所であるという一つの絶対的な確信というのがなければならないと思うわけです。

それとあと一つは、この防災計画にも、内容を見ますとありますけれども、日野には非常に、地質の弱い所があるわけです。そこには、ただいま市長がおっしゃられたように、木造住宅がいっぱい建っているわけですね。やはりそれらのことを強く申し上げますと、そこに住んでいる住民が非常に不安になることは、ただいま市長が言ったとおりだと思うんです。そのあたりもよく念頭に置きまして、日野市の防災につきましては、市民は自分の身を守るということが第一だということでありますけれども、行政の責任におきますと、やはりそれらの問題点におきましても、十二分なる留意というのを行い、市民の安全を守り、この日野市の発展というのを図っていくということが大事だということを強くお願いしまして、質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって15の1、日野市の防災計画について問うの質問

を終わります。

一般質問16の１、日3･4･18号線延伸事業工事について問うの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔９番議員　登壇〕

○９番（佐藤洋二君）　ことしも間もなく、たしか10月７日と聞いておりますけれども、東京都の道路整備推進大会が開催されると聞いております。この大会を成功させるためにも、日3･4･18号線延伸工事について問うの問題を取り上げたところであります。

私たちがいつも何げなく歩いている道、あるいは車で走っている道――道路、そのもととなった日本の古代交通史を今把握することは、我が国の古代史を見るときに、古事記や日本書紀等の記述内容が、事実に基づいてない点がある、と歴史学者に指摘される神話的要素が多いために、困難なことであると思います。しかし、考古学、人類学的視点から推測をしますと、かなり古い時代から道は開かれていたと想像することができるそうであります。そして、道を形成した社会的、経済的背景は、外国の事例と同じように、牧畜、農耕社会を形成した強力な支配機構な発達に伴い、次第に道の建設を促されてきたと思います。

物の本によりますと、日本も３世紀ごろには、部族小国家が構成され、その周辺には細い道がつくられていた、と記述されておりました。しかし、道と言っても、草木に覆われて、“行くに前人を見ず”といったような、まさにけもの道のような原始的な状態であり、陸上におきます交通は、極めて困難であったと思われます。

さて、道らしきものがつくられ、17世紀頃の、現在、終戦を迎えた昭和20年（1945年）の日本における乗用車類と貨物車類の自動車保有台数は、わずか14万台しか記録されておりません。その中でも、乗用車は、２万5,500台程度にすぎない状況でありました。木炭バスや自転車が道路の主役であった日本も、昭和30年代、1955年に入るころから、自動車の台数も飛躍的にふえ続け、昭和31年（1956年）には、その保有台数は100万台を超える段階を迎えるに至りました。この数字は、その後もふえ続け、御存じの名神高速道路が全通した昭和40年（1965年）には723万台を超え、終戦時と比べて、実に52倍に膨れ上がったことになります。そして、日本の高速道路延長が4,500キロ時代を迎えた平成元年（1989年）には、自動車保有台数は5,500万台を突破するまでに増加し、旅客輸送にしろ、貨物輸送にしろ、陸上部門においては絶対的地位を占めるまでになります。また、自家用乗用車の世帯当たり保有率は、全国平均で75％強を記録するまでにもなっています。日本の車社会も、まさに爛熟期に入った、と表現しても過言でない現状

です。通勤通学はもとより、ショッピングに、あるいはレジャーに、自動車が履物がわりに使われる時代であります。

一方、貨物輸送量の分担構成を見ても、名神が全通した昭和40年代は、自動車26％、鉄道38.8％でありました。1988年になりますと、自動車の50.9％に対しまして、鉄道はわずか4.8％を維持しているにすぎません。とりわけ食料品を初めとする生活関連物資のほとんどが、自動車輸送に依存しているのが実態で、高速道路を主軸にした道路整備が進むにつれて、さらに自動車輸送が伸びるのは、予想がしたくないところであります。

ことしの４月で設立35年の記念日を迎えた日本道路公団では、今年度内に高速道路の開通延長を5,000キロ台に乗せるべく、建設事業を促進させています。アメリカの８万3,200キロ、カナダの7,400キロ、イタリアの6,500キロ、西ドイツの8,700キロの高速道路網と比較しますと、5,000キロ時代を迎える日本の高速道路といえ、その整備状況の立ちおくれが目立ちます。

しかし、それ以上に深刻な問題を抱えているのが、実延長110万キロに及ぶ一般道路であります。簡易舗装を除く舗装率が86％に達しているところであっても、４車線以上の道路となりますと９％強で、90％近くの国道の車線数は、それ以下という実態であります。また、日常生活により密接な関係にある都道府県道となりますと、舗装率45％強、４車線以上の道路率は３％弱といった劣悪な状況にとどまっています。道路の実延長の84％を占めている市町村道に至っては、その整備率は半数に満たない41％にとどまっています。

近年の日本は、世界でも例を見ないほどのスピードで高齢化社会をたどりつつあります。と同時に、交通事故による犠牲者が激増している実情から、道路交通安全対策が緊急課題になっております。道路の整備事業による安全対策も、その一環でありますが、交通安全の基本構造とされる歩道の設置率は、国道と都道府県道合わせて30％に満たず、市町村道に至っては、５％にも及ばない状況であります。こうした日本の道路事情を概観しただけでも、自動車交通の激増と普遍化などに対応でき得る妙薬を国民的課題として一刻も早く実現するために、最善の努力を払うべきであります。

そこで質問をいたしたいと思います。日野3･4･18号線、ＪＲ中央線を跨ぐ平山陸橋と平山橋、北野街道を結ぶ路線でして、近い将来、八王子3･4･32号線を通り、野猿街道を結ぶことになる幹線予定道路であります。御承知のように、日野3･4･18号線は、日野分としまして、既に平山台小までの工事が49年６月までに終わっており、そこから先のいわゆる八王子3･4･32号線の工事着工完了、開通を待つばかりの道路であります。私の調

べたところによりますと、八王子3・4・32号線は、施行区域920メートル、施行幅員16メーター道路で、途中３カ所のトンネルが構造されています。事業認可も、昨年、平成２年７月におりておりまして、用地買収も既に作業を行っています。問題の工事は、平成４年から６年にかけて行うものでして、完成年は平成７年であります。

道は鉄路と違い、果てしない線でつながっています。道は先ほど述べました、行くに前人を見ずの点から、時代の変遷に伴い、線になってきています。この日野3・4・18号線と八王子3・4・32号線も、いずれは線となります。しかし今は、切断されていることで、点でとどまっています。道路整備を急ぎ、地元の方々の利便向上のためにも、一日も早い完成が待たれ、望まれています。八王子3・4・32号線の現状についてお示しをください。

質問の２点目であります。遅々として進んでいなかった延伸工事も、東京都の予算措置も講じられました。犬のお預けではありませんが、目の前にごちそうがあるのに食べられない。目の前に道路があるのに、その道路が使えない。道路利用者にとっては、納得のいかないところであります。一日も早い、全通に向けての日野市の対応についてお示しをいただきたいと思います。

３点目であります。野猿街道へ向けることにより、八王子への交通の便が大変向上します。車があり、運転のできる家族をお持ちの方はよろしいですが、そうでない家庭にとって、足の便といえば、やはりバスです。南陽台へ抜けるバス路線が運行されますと、地元の方々にとって、大変便利になります。不便地域対象外の地域とは聞いておりますが、八王子市への市内への通過点の一停留所として、3・4・18号線延伸工事完了時を想定し、今からその取り組みをされることを強く要望いたします。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　お答え申し上げます。

まず、第１点目の延伸工事の状況ということでございます。ただいま議員さんが申されましたとおり、日野都市計画道路3・4・18号線、通称旭が丘線と言うわけでございますが、この路線は、八王子市にまいりましてちょうど平山橋を通りまして、京王団地を真っすぐ上りまして、平山台小学校です。その横で現在とまっておるわけでございますけれども、その先が八王子の都市計画道路3・4・32号線、通称堀之内線と称するわけでございますけれども、これに連結しておるわけでございます。この路線は、日野市と多摩ニュータウンを結ぶ、しかもこの沿線には豊田駅――日野側は豊田駅でございます。それから八王子側には、京王相模原線の堀之内の駅がある重要な路線でございます。

そこで、この事業の状況でございますけれども、日野市側につきましては、先ほど議

員さんの申されましたとおり、49年に全線開通しているわけでございます。八王子分の920メーター分が未完、工事が完成していないということになっおるわけでございます。それで、この工事の施行者でございますが、東京都の多摩都市整備本部、ここが公事業をすることになっておるわけでございます。昨年の平成２年の７月に事業認可を受けて、事業に着手をいたしております。用地の買収として約20％程度現在進んでおるということでございます。なお、今年度は、この事業の予定といたしまして、道路の設計をしていきたいということのようでございます。それで、平成４年度から一部事業に着工していきたい、とこういう予定を持っておるようでございます。それで、完成の目標年次でございますが、先ほど議員さんの御指摘のお話のございました、平成７年度が一応、現在の完成目標ということになっております。

２点目の、これに対する日野市の対応でございますけれども、前段で申し上げましたとおり、この路線は日野市にとっても重要な路線でございます。したがって、この事業の促進につきましては、日野市はもちろんのことでございますけれども、多摩ニュータウン協議会というものがございます。こういうものを通じまして、東京都に早期完成の要請をしてきておるところでございます。今後も、八王子市、それから多摩市と連携をとりながら、強く要望していきたいというふうに考えております。

それから、安全施設関係でございますが、これはこの沿線に、御承知のとおり平山台小学校等もございます。児童の通学路としても指定されておりますので、今後、この設計に当たりましては、十分、東京都に対策について要請をしていきたいというふうに考えております。

なお、先ほどお話にもございましたとおり、この路線、八王子分でございますけれども、一部分、現在トンネルが計画されております。こういう道路の詳細設計が今年度から行われるということでございますので、一帯の自然林の保護を含めて、今後東京都と十分調整をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　部長のただいまの御回答で、現状を把握することと、この3・4・18号線の持つ意味が理解ができました。どうもありがとうございました。

で、今の御回答の中、あるいは事前の打ち合せの中で聞いたわけでありますけれども、この事業は東京都が施行することになっております。その事業年度は、平成７年までに完成、もしくは着工すべき道路と位置づけられておるとのことであります。完了と着工

では、言葉の意味としまして、大変違うように思われますが、どういうことなのでしょうか。この点を１点、お伺いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　大変あれなんですが、平成２年度に事業に着工をしたということでございます。それで、現在用地の買収等を行っているわけですけれども、その進捗状況が用地の買収で20％、それから完成が、この路線の全体の完成目標を７年度というふうに定めております、とこういうことでございます。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　わかりました。ありがとうございました。

次に、ただいまの御回答の中で、平成２年度より測量、それから用地買収が進められており、既に約20％の用地確保がされた、とこのように聞きました。この約20％の用地確保は、事業の進捗から見て、順調の数字であるのかどうか、これについて質問いたします。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　東京都にここの状況をある程度聞いたわけでございますけれど、現在の状況からいきますと、一部その買収が非常に困難な地域がある。具体的にはちょっと申し上げられませんけれども、そういう状況の中で、今その方たちが、具体的には大地主さんでございますので、大部分を占めておるということで、そこの買収が今非常に難航している、とこういう状況でございます。それで、この計画からまいりますと、多少おくれておるということでございます。ただ、買収そのものが地主さんからの数からいきますと、大部分が大地主さんでございますので、話が決まれば、早くできるんじゃなかろうか、とこういうふうに伺っているところでございます。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　そうしますと、平成７年の完成予定は、今のところ、疑問符が持たれる、こういうふうに理解してよろしいわけですね。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　あくまでも現在の目標は、７年度をひとつ目標として事業を進めておる、とこういうことでございます。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　もう１点、質問をいたしたいと思いますけれども、安全の施策の中で、いわゆる平山台小学校に隣接をしておりまして、一部通学路にも指定されておるので、特に安全確保には留意する、こういうふうに言われておりますけれども、具体的にどのような安全施策を施す予定があるんでしょうか、お聞きします。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この都市計画道路は、一応歩車道分離の道路でございます。それで、問題は、一般的には歩車道分離ですから、安全対策はその中で十分補うことができる、とこういうふうに思ってますけれども、ただ、一部今後、横断箇所等につきまして、現地、その設計の段階で、ある程度そういうものも考慮した設計をしていただきたい、とこういう要請をしていこうという考え方でございます。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　歩道と車道を別々にした道路である、こういうことですね。それから、具体的な横断歩道とかそういった問題については、まだはっきり、どのような形でつくられていくかということはわからない、こうふうに理解してもよろしいんですか。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　先ほど申し上げましたとおり、今年度、今実施設計がされておる、とこういうことでございます。したがいまして、その設計の状況の中で、一部分トンネル部分もあるし、それから緑地の保全の方法も図ってもらう点についても協議をしていきたいし、そういうことを総体的に含めまして、ある程度図面ができ上がったころに、そういう具体的な安全対策も含めた要請をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　わかりました。ありがとうございました。

質問は以上でありますけれども、最後に２点ほど要請をいたしたいことがあります。

一つは、この3･4･18号線が一日も早く全通できるように、先ほど一般質問の中でも私が発言したとおり、市の努力を東京都に全力を傾注してやっていただきたい、このことを強く要望いたしたいと思います。

それからもう１点、この3･4･18号線、それから3･4･32号線が全通することによりまして、地元の方々は、バスを強く望んでおられます。やはり、バスを運行するということは、かなり時間を費やす、いわゆる歴史がなければ、バスも容易に運行できないと思います。

ですから、今から全通したことを想定して、関係するバス会社にこの路線の導入と申

しましょうか、運行についての要請行動をぜひ行っていただきたい、このように要請をいたしまして、この問題についての一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって16の１、日3・4・18号線延伸事業工事につてい問うの質問を終わります。

一般質問16の２、日野消防署平山出張所の建設工事について問うの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○９番（佐藤洋二君）　続きまして、日野消防署平山出張所の建設工事について問うの一般質問をさせていただきます。

社会には、たくさんの職業、仕事が存在しているわけでありまして、その職業、仕事を通して社会の発展のために、それぞれの立場で寄与しています。まさに職業に貴賤はないということであります。昨年の６月の27日、イラン北部でマグニチュード7.6という大地震が発生をしました。この地震で約５万人の方が亡くなられ、約20万人の方々が負傷を負うという大惨事が起こりました。政府の要請を受けた東京消防庁は、早速５人の国際消防救助隊の派遣を決定をしまして、警察関係、それから医療チーム、総括官を含めまして23人で国際緊急救助隊を結成し、現地に赴きました。イギリス、フランス、ソビエト、スペイン、シリア、キューバなどなどのこの救助隊を送り込み、日本チームは他の国の救助隊とともに活躍をしました。外国の災害への救助隊派遣は、東京消防庁としては３回目であり、警察は初めてでありました。

災害から市民のとうとい命と大切な財産を守り、ひいては世界の平和へも貢献することになる。この消防官の仕事は、縁の下の力持ちでありますが、だれかがやらなければならない、厳しく、そして大事な仕事であります。ところが、案外一般の人たちは、消防署のありがたさを忘れがちであります。

さて、日野市におきます消防施設は、御承知のとおり、神明の本署と高幡出張所、多摩平出張所の３カ所にありまして、その活動能力は、神明本署ははしご車１台、ポンプ車２台、特操車１台、救急車１台、他にポンプ予備車２台、指揮隊車１台、補給車１台、本署は９台を常備させております。また高幡出張所には、ポンプ車２台、救急車１台の常駐車３台。多摩平出張所には、ポンプ車２台のみが配備されており、これらの消防車や救急車等によって、私たちの命と財産を日夜守っていただいているわけであります。

日野消防署管内の過去５カ年間の火災状況は、昭和62年が88件、63年105件、平成元年95件、平成２年91件、そして今年度、平成３年の９月１日現在では、57件とほぼ毎年

100件前後の火災が発生をしています。その救助、消火のために、たゆまざる努力と活躍をされており、八王子市、立川市など隣接市の火災のときも出動しているわけであります。

さて、その日野市消防施設３カ所のうちの一つ、多摩平出張所を東京消防庁が検討している市内消防施設の効果的な配置計画に協力するため、ということで、多摩平出張所を仮に廃止したとしても、従来の心配の種だったＪＲ中央線を跨ぐための多摩平陸橋が架橋されていることにより、神明本署からＪＲ中央線を超え、北へ容易に出動できること、また多摩平４－３ブロックの展望を含め、候補地を市内三角形になる市保有地であるところの東平山二丁目の15番、この場所は、ＪＲアパートの東南寄りになります。ここに日野消防署平山地区出張所建設用地として内定をし、東京消防庁との協議も調い、予定地として決定をいたしました。

市は、消防庁との協議が整ったことにより、周辺住民の皆様に説明をし、この事業に対する理解、協力を得るために、説明会を市長、企画財政部長初め、関係します課長さんが出席される中、５月８日に開催されました。当日の説明によりますと、平山地区出張所は、所在地日野市東平山二丁目15番の４、構造は鉄筋コンクリートづくりの地下１階、地上２階。規模は、敷地面積約1,100平方メートル、建築面積が260平方メートルというもので、ポンプ車２台を配置し、当面は救急車を配置しないというものでありました。出席された方々は30名程度と記憶しておりますが、大方の意見、あるいは発言が、迷惑施設としての位置づけで、区画整理後に近隣公園内に建設したらどうか。あるいは文化センターの要望を出しており、市側から、用地がないから、ということで否定されたが、ここに用地があるじゃないか。また、看板が立てられ、初めてこのことを知った。こういうふうな発言でありました。

日野市がその多摩平出張所を廃止をし、平山に消防署支所を持ってくるという経緯は、まず平成元年の６月に、日野消防署と市が協議を始めております。そして、同年の９月に市長から、多摩平出張所の移転について、東京消防庁との協議に入るという行政報告を受けております。そして12月議会で、遺跡調査の予算が計上をされております。約３カ月置きぐらいに一つのアクションが起きているわけであります。その３カ月間隔のアクションが、実は約６カ月に延びております。それは第１回の説明会を５月の８日に、この東宮下の地区センターで持っているわけであります。これが日野市が多摩平出張所を廃止し、そして平山地区に消防署を持ってくるという歴史であります。

この説明会は、周辺住民の了解を得るには至りませんでした。見方によっては、最悪

の状態で、説明会が終わったのではないかという気もします。予定工程でいきますと、地質――土質調査というんでしょうか、その土質調査と設計費が東京都の本年度予算に盛り込まれており、本体工事は平成４年から着工となっております。東京都の予算編成開始の時期でもあり、早急に結論を出さなければならないと思っております。

そこで３点ほど質問をいたしたいと思います。先ほど述べましたが、周辺住民の皆さん対象の第１回説明会が、ことし５月８日に持たれました。あれから約４カ月が経過したわけでありますが、建設反対の声が強く、不調に終わった説明会以降、市は問題解決に向け、どのような対応をされてきたのか、お示しいただきたいと思います。

それから二つ目です。消防組織法では、「市町村は、当該町村の区域における消防を十分を果たすべき責任を有する」と消防業務を市町村の管理にゆだねることを明記してあります。もちろん、東京23区と多摩稲城を除く多摩地区全市の消防業務を東京消防庁に委託していることは理解していますが、日野市が今回の建設予定地が最適と判断したわけでありますので、予定地への建設のための努力を、今後どのようにされていくのかお示しいただきたいと思います。

質問の３点目になります。平山陸橋と平山橋を結ぶ日野3･4･18号線、この3･4･18号線を境としまして西側地域、東・西平山に当たりますが、文化施設がありません。このことは、昨年の９月の議会でも発言しましたが、かねてより要望の強い文化センターを、あるいは周辺の方々が気軽に利用できるような施設を、消防施設に併設されるよう、検討を加えていただきたいと思います。

最後でありますが、この事業は日野市だけで進めていくものではなく、東京消防庁との共同事業であります。日野市の地元説明が終えた後、東京消防庁も地元の方々に説明する準備があると聞いております。今の状況下では、東京消防庁の事業への取り組みも大幅におくれていくと思いますが、東京消防庁との話の進みぐあいはどうなっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　御質問の４点についてお答えしたいと思います

まず１点は、第１回の説明会以降の市の努力という御質問でございます。御承知のとおり、今質問者の方から、趣旨の内容もお話がありました。市としても、多摩平出張所を移転するために、東平山に移転したいということで、安全な施設としての市内の全域を考えた適正配置をしていくというのが、これは基本でございます。そういう状況下の中で、平成３年５月８日のときに第１回の東宮下の地区センターで地元の説明会を開催

したわけでございます。その中では、二十数名の方が出席され、一部の方から、今御質問者の中にお話がありましたように、そういう御指摘も、意見も伺いました。その後、我々は、やはり地域のために努力する、住民の意見を聞くというような立場の中で、東宮下、西宮下、ＪＲ１・２号棟、ＪＲの東平山、ＪＲ３・４号棟の各地域の代表者との意見交換に努力したわけでございます。大半の代表者につきましては、消防署の移転については、そんなに異論はない、というような方向でございます。

しかし、消防署の予定地である、隣接の個々の居住者の中で、少数ではありますが、まだ意見の一致を見ない状況がございます。具体的には、居住者の２名の方の了解ができてないということでございます。全体的な状況としては、ほぼ大半の居住者の一定の理解を見ているということで、予定どおり私の方も進めていきたいということでございます。よって、隣接居住者の２名の方の了解に今後全力投球をしていきたいというふうに考えております。

なお、２点目の今後の取り組みでございます。今も申し上げました、東京消防庁との連絡は、現在も連絡を密にとっているわけでございますが、このお二人のやはり了解がある程度ありませんと、東京都の予算を計上しているボーリング、あるいは実施設計の段階に入れないというのが現状でございます。なお、この２名の方の建設工事に着手すべき、今後とも最善の努力をしていきたいというのが今後の取り組みでございます。

３点目につきましては、他の施設の併設ということでございます。この施設の併設につきましては、御質問の趣旨は十分理解できるわけでございますが、東京消防庁との当初の協議事項として、一定の面積を提示し、東京消防庁の理解をいただくために、原則的には、消防署１本で行くということが原則でございます。よって、今御質問の趣旨につきましては、今後、区画整理地域内の予定地内におきまして基本計画、実施計画、施設整備計画を考えていく方法でおります。

なお、４点目でございますが、東京消防庁との連絡をということでございます。東京消防庁とは、既に何回か今日までも協議を続けております。来年、平成４年度は、工事をやるための予算等を東京消防庁にお願いをし、今、東京消防庁でも検討を進めている段階でございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

私は、森田市長に追従する気持ちはありません。しかし、一人の市民として、また森

田市長を５期推薦をしてきた責任与党として、また社会党市民連合を形成する会派の一人として、今日まで５期、約20年にわたります市政を担ってきました森田市長の行政手腕を高く評価するものであります。

我が社会党の日野都議、渡辺みづゑが、「99人のための政治を行えば、残り１人のことは犠牲になってもよい、そういう政治行政はよくない」と言ったことを思い出しました。

私はこの一般質問では、再質問をいたしません。しかし、この消防署移転にかかわることで、特徴的な１通の手紙を近所の方からいただきました。再質問のかわりに、この手紙を披瀝をいたしますので、ぜひ真剣に受けとめていただきたいと思います。この手紙非常に、癖のある字でありまして、ちょっと読みずらいところがありますので、その点は詰まるところがあると思いますけれども、お許しをいただきたいと思います。この手紙は男の方です。63歳の方で、東京の方で不動産を経営されている方であります。

多摩平消防署移転計画について、私ども住民は、「東平山一丁目に突然消防署を設置したいが、その件で説明会を行う」という猪突な御案内に接したわけであります。

本来、消防署は、規模云々でなく、防災上必要不可欠な施設であるが、半面、清掃処理施設同様で、迷惑施設でもあります。公共性の立場は変わらないが、近隣に設置された場合、住宅からかなりの距離を置くことが配慮という、人間感情を加味した行政の市長の判断であると考えます。森田市長の臨席は異例とも言えるし、また熱心とも思えるが、一面では、自分の考え、意思を通す頑固さで、任せられないから、と乗り込んでこられたと思います。

私どもは森田市長に、区画整理の最中であり、行政の一貫性とバランスを強調しました。なぜなら、この土地は物納にせよ、区画整理の一環で、保留地減歩か公共減歩として市の土地が少ないので、買い取ってでも用地の確保をしている、との一貫した説明を受けております。

また、都市計画というものは、公団用地、学校用地、道路など全体計画を示しており、昭和63年の当初の説明においても、一度たりとも消防施設設置の事前説明はありません。なぜ突然、このように単独の施設の設置を急遽行うか。計画性のなさに、思いつきともとれる、この際に感じております。かかる施設は、都市計画の中において総合的ポジションを考えて行うのが都市計画の基本であります。

森田市長は言葉の端に「区画整理のベテランである」と自負されているが、我々は計画的一貫性のある論旨、説明において初めて、無理であっても納得するもので、市長の

言うことがわからないのか、という態度があるとすれば、ファシズムであり、市民に対する挑戦でもあります。区画整理を順序よく進めるならば、改めて全体計画を立案し、消防署のロケーションをどこにすべきかを再検討されたい。

市民のためとして、「緑のまち、清流のまち」という行政の、緑のみが先走り、実態把握のない行政、市民無視の計画の軌跡が生ずる。これは単に、消防署という事象にあらわれたにすぎず、全体計画の体系が確固たるものでない証左であります。

土地区画整理法という戦後最大の行政権力を発揮できる立法の運用は、一歩誤れば、市民の財産の破壊であります。各地において長い期間の闘争を生じている区画整理を実施するわけであり、半面、農耕地の多い地域、さらには緑地法の意思決定機関など、行政、市民ともども、辛い、厳しい選択の平成３年後半でもあります。

経済の減速を迎え、平成３年下半期を考えることと、東京都の臨海都市も凍結を生じているのが実情です。飛躍した論理とも受けとめられますが、本質に戻り、消防署の設置は、都市計画決定の説明から全く除外されていた事項であり、単独設置の申し出は、少なくとも周辺住民の選択のみの狭小地域での判断ではなく、区画整理対象地域の広義の選択決定事項と判断し、行政長の卓越した知識に訴えたい内容である。

最後に、本件、市議会における過去の審議経過を公表すべきであろう。

最後に追記ということで、全体的広義の判断とは、西川北、川北地区など、防災施設に恵まれない地区の市民の要請も聞かずに、偏った東平山の地域の少数の意見で判断することは、92ヘクタールに及ぶ区画整理、すなわち都市再開発の観点から見てのことであり、また、議会の審議結果とは、これらの施設の移設を議会で決定したとすれば、今後の市議会の運営、採択の能力すら疑いたくなる内容と思う。

こんなことが近隣の方から寄せられました。ぜひ、市長の方でも、99人の了解が得られれば、１人の反対は無視してもいい、こういうふうな考えに立たずに、残り１人、この場合２人なんですけれども、説得されますようにお願いしたいと思います。

これをもちまして、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって16の２、日野消防署平山出張所の建設工事について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時49分　休憩

午後１時７分　再開

○副議長（福島敏雄君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問16の３、万願寺歩道橋の安全施策についての通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○９番（佐藤洋二君）　　それでは午前中に引き続きまして、一般質問をさせていただきます。

万願寺歩道橋の安全施策、このタイトルであります。日野市に新しいシンボルとしまして登場した万願寺歩道橋、愛称「ふれあい橋」、このふれあい橋が誕生しまして１カ月が経過をしました。高幡と万願寺、両地区を結ぶ夢のかけ橋として、その名のとおり触れ合いの場、広場としましてその姿を長く後世に継承されていくものと、固く信じています。ネーミングも広く市民の方々に親しまれるための立場から、公募性を２度にわたり敷きまして、市民からの希望をいただいて検討を重ねてきました。また、地元の方々より熱心な請願も提出されまして、議会でも慎重に審議してきたところであります。これらのことから見ても、日野市と地元の方々の並々ならぬ熱の入れ方と大きな期待がうかがわれるというものであります。

敷地に埋め込まれたツバメ、ドジョウ、タンポポなどなどを中心とする花鳥と昆虫などの銘版、清流展に出品され、入賞をしました作品の中から15点を選び、埋め込まれた清流作品の銘版は、八王子や立川など他市の歩道にもこういうものが見られますように、決して珍しく、新しいアイデアではありませんが、回りの景色を楽しみながら歩く。そしてふと視線を下に落とすと、そこに昔懐かしいゲンジボタルの銘版が、あるいはクチボソの銘版が敷石に埋め込まれている。では次は何があるんだろう、何が埋め込まれているんだろう、と心を楽しませてくれます。清流展に出品し、入選された子供たち、その作品が市役所のロビーに飾られ、また広報にも掲載されましたが、そのことは、もうこれで終わってしまったと思っていた子供たち、それがよほどの災害が起きない限り、自分の作品が永久に敷石に埋め込まれ、後世に残されていく。この子供たちは、このことを一生の誇りとして人生を歩まれていくことと思います。

日暮れとともに回りの明るさとは逆に、徐々にライトがともり出し、ライトアップされていくつり橋、工期９年６カ月、事業費１兆1,300億投じられた瀬戸大橋のような壮大さ、派手さはありませんが、高幡のお不動様の緑を中心とした美しい景観とマッチしたその姿は、一日の安らぎとあすの夢を膨らませてくれると言っても過言ではありません。初めはただ、単なるつり橋、人と自転車が通るための橋、そんなふうにしか思ってなかったふれあい橋が、今やすっかり地元の人に親しまれ、心の中に定着したようであります。

私的なことで恐縮でありますが、娘が万願寺歩道橋の近くに住んでおりまして、時々その子供、私の孫ですが、孫を連れてふれあい橋へ出向きます。見てみますと、赤ちゃんを連れた若いお母さん、私のようにお孫さんを連れてのおじいちゃんやおばあちゃんたちが、あの中央の広場で休んでおります。また、知らない者同士、あるいは友達同士が語り合っています。橋の中央にあるあの縁台が、その役割を果たしているのであります。まさにふれあい橋であり、まさにふれあい橋の触れ合いの場であり、憩いの場でもあります。犬を連れて散歩をされている方が、大変多いことは、あの地域の特徴でもあるのでしょうか。また、橋を行ったり来たり、往復の散歩を楽しんでおられる方も目につきます。橋上にたたずみますと、快い風が吹き抜け、夏の暑さを瞬時忘れることもしばしばです。そんないいことずくめのふれあい橋にも、利用する側のモラルの問題と、その対応策、そして安全上の問題で、行政側に考えていただかなければならないことがあります。

その一つは、自転車乗り入れ禁止の徹底方であります。ふれあい橋双方の入り口には、「自転車はおりて渡りましょう」と書かれた看板が立てられています。この看板は、だれの目にも届く所にあり、うっかり見落とすようなものではありません。にもかかわらず、自転車に乗った老若男女の方が、自転車優先道路のような気持ちで走り抜けていきます。看板を無視しましたルール違反であります。その有体を一日じゅう見ていたわけではありませんが、その実態は私の見ている限りでは、100％に近い数字になります。先日、偶然ではありましたが、中学生でしょうか、２人乗りの自転車が２歳ぐらいの男の子をひっかけました。幸い、けがはなかったようですが、一つ間違えば大きな事故につながる可能性があります。人の集まりやすい日・祭日、あるいは夕方の時間帯など、今の状態をそのまま放置しておくことは、大変危険です。ふれあい橋が道路という位置づけがあるだけに、難しい対策になるかもしれませんが、自転車乗り入れを禁止する考え方をお示しください。

二つ目です。市役所にはさまざまな行政ケースに匿名あるいは実名で投書が寄せられておると思います。万願寺歩道橋にかかわる投書で特徴的なものがあったならば、披瀝を願いたいと思います。

３点目です。高欄からの転落防止対策についてであります。歩道橋を利用しており気

になることがあります。それは、高欄と高欄の間隔が少し広いのではないかという心配であります。私も実測をしてみました。高欄間隔は約15センチ、正確には14.9センチだそうでありますが、小さな子供さんの頭ならば、すぽっと入ってしまうんです。設計の上では14.9センチの幅があれば、幼児の体は中に入らないことを判断してつくったものでしょう。しかし、実際に頭が中に入ってしまったところを見たという話を耳にしました。体が高欄と高欄の間に入るかどうかはわかりません。しかし、カニ歩きで行けば入れるんではないでしょうか。ですから、よちよち歩きの子供さんが高欄のそばへ行きますと、はっとすることは確かであります。

業界では事故が起こると、あり得ない事故である、というコメントをよく耳にします。しかし、事故が現実に起こってのコメントなのであります。起こり得ない事故が起こる。これを他山の石として安全対策を講じていただきたい、こう思います。

以上３点の質問をよろしくお願いします。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　３点の御質問に対してお答えを申し上げます。

まず、１点目でございます。万願寺歩道橋につきましては、自転車、歩行者専用道路として認定をしております。両岸の堤防上のサイクリング道路に接続しているということが第１点で、もう一つの大きな理由としては、この橋の築造に多大なる御協力をいただきました万願寺区画整理地内の権利者及び一般の通勤通学の利便を考えなければならないということで、せんだって駐輪場の設置も行い、自転車、歩行者専用道路の指定として行ったわけでございます。これについては平成３年８月の７日に供用の開始をしております。当初より、自転車、歩行者専用道路として位置づけられてつくられた橋でございますが、この理由といたしますと、公園的な要素と、それから橋の上で景観を見ながら見ていただくというようなことで、遊歩道的な色彩の濃いものにこの橋はなっております。

このような状況をトータル的に見まして、快適で安全な通行ということで、「自転車はおりて渡りましょう」という看板を設置した次第でございます。乗り入れ禁止とできなかった理由はこのことにありますが、現実、今御質問者から御指摘があったとおりでございまして、我々管理する方の立場では、この実効性の上がる方策を今後検討していきたいというふうに考えております。

それから２点目の、市に対しての投書なり何かあったかという御質問でございますけれども、電話による問い合わせが３件ございました。また投書によるものが２件ございました。電話の３件については、なぜ自転車をおりて渡らなきゃいけないんだと。要するに自転車で渡っていいんではなかろうか、というような問い合わせが３件ございました。それから、投書の中で２件のうち１件も、同じく電話と同じような内容でございました。あと１件については、今３点目で御質問を受けました、子供が中央部分のテラスの所で高欄の間から首を突っ込んで、危険ではなかろうか。何とかこの対策を考えていただけないかということで、子供さんの写真をつけまして投書として来ております。

３点目でございますけれども、高欄というものは基本的には、歩行者及び自転車で橋梁の外へ転落を防止するということで、防護さくとして高欄というものは設けているわけでございます。今御指摘の中にも出てきましたように、万願寺歩道橋の高欄については、格子の間隔は14センチ９ミリでございます。橋梁の構造基準から言えば15センチ以下と基準で決められております。これについては、基準をクリアしているということでございます。

ただし、今御質問の中で御指摘があったとおりでございますものについては、特に橋の真ん中にテラス部分の中にベンチを置いてありますもので、この対策としては暫定的に何か方法を早急に考えてみたいというふうに思っております。また、この橋を設計いたしました設計業者の方にも、この高欄の格子の間隔について、何かうまい方法があるか検討しろということで、今、その設計会社が検討している段階でございます。それらが結果が出ましたら、この安全対策を講じていきたいというふうに今現在考えております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　いろいろと細々の御回答、ありがとうございました。大体私の期待していたような形の回答が得られましたので、再質問は余りしたくありませんけれども、何点か、２点か３点ほどさせていただきたいと思います。

今の部長の御答弁ですと、いわゆる自転車、歩行者専用道として位置づけられた橋である。しかし、遊歩道的な色彩が濃いという中で、自転車はおりて渡ろう、とこういうことだそうでありますね。いわゆる自家撞着、いわゆる矛盾を帯びた考え方だと思うんですね。自転車が乗って通ってもいい道でありながら、自転車をおりて渡らなきゃならない。非常に矛盾を帯びているんですけれども、実は、これも聞いた話で恐縮なんですけれども、バイクが50ＣＣと思うんですが、バイクがあの橋を渡るところを見た、とこういうふうな話もあるんですね。非常に危険だと思うんですね。

ですから、これから方策を含めて検討されていく、とこういう回答をいただいているんですが、早急にこの結論を出していただきまして、事故が起きる前に方策を講じていただきたい、こういうふうに思っています。バイクが通っているという話は市の方には入っておりませんか。

○副議長（福島敏雄君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　まだそのようなことは聞いておりません。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　できれば、市の職員の方々、あの辺通ったとき、あるいは行っていただきまして、橋を渡るなり、あるいは遊んでいる方々に話を聞いて、実態をやはり調べる必要があるんじゃないか。特に市の方に入ってないからということで放置しないで、できれば、市の職員の方々が、ふれあい橋、万願寺歩道橋へ行かれまして、橋の実態についてぜひ調べていただきたい、こう思います。

それから、高欄の関係ですけれども、確かに、カニ歩きすれば入れそうな幅なんですよね。で、あるおばあちゃんの話なんですけれども、特に水の中に落ちてしまえば、もうどうしようもない、こういうふうな言い方するんですね。水がなくても下に落ちれば、かなりの高さ、10メーター以上ありますから、即死とかあるいは重軽傷を負うことは間違いんですね。ですから、一刻も早くこの安全措置を講じていただきたいんですが、例えば網を張るとか、高欄と高欄の間に１本さくを入れるとか、そういう方法はあると思うんですが、今、具体的にどのような方策を考えているのか、もしあれば、教えていただきたいと思いますが。

○副議長（福島敏雄君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　どういう対策を考えているのかという御質問でございますけれども、高欄、橋というのはかなり風圧的な問題が技術的にあるわけでございまして、高欄の部分なんかにおきましても、密閉的な形をしますと、そこに風圧がかかると高欄が転倒するというようなことも技術的な中の要素が含まれているわけでございまして、今考えておるものは、アクリル的なものを、透明のものをその高欄部分にセットしようというようなことを今考えていました。ただし、これも先ほど申したような、風圧的な問題、そういうものをよく加味した中で、そういう材料を使用していきたいというような考え持っております。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

大変すてきな橋ですが、そういうものを講ずることによって、美観を損ねるということも考えられますけれども、やはり安全が第一、とこういった立場で、ぜひ方策を講じていただきたいと思います。

最後に、確認ということになると思いますけれども、照明の関係であります。ライトアップは夜の12時に消えるけれども――消えるそうですね。高欄に施されている明かり、あれは一晩中ついているようでありますけれども、一晩中つけるということで確認してよろしいでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　夜間はそのような形をとっております。

○副議長（福島敏雄君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　どうもありがとうございました。

それでは、この万願寺歩道橋の安全施策についての一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって16の３、万願寺歩道橋の安全施策についての質問を終わります。

一般質問17の１、連絡バス――豊田駅・川辺堀之内・高幡――新路線の実現を！の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔22番議員　登壇〕

○22番（夏井明男君）　それでは１問の、連絡バス――豊田駅・川辺堀之内・高幡――新路線の実現を！ということで質問をさせていただきます。

現在、平山地域におきましては、連絡バスが実際に運行を見ております。日野台の新路線につきましても、10月から運行開始になるというふうな時期にあります。そこで、前々から疑問に思っていた点がございますので、まずお聞きしたい点は、昭和61年の１月の21日に、市長あてに市内バス交通対策検討委員会から答申が出ております。その答申の中には、いわゆる交通不便地域の実態が指摘をされていますし、その辺の解消を含めて、いわゆる循環バス構想ということが問題提起をされております。そのような委員会の答申と、現在の日野台の新路線とは、どのように考え方として結びつくのか。特に循環バス構想というものは、立場として捨てたのかどうかですね。この構想はやめて、いわゆる連絡バスを何本か走らせて対策をするというふうに、大きな変更があったのかどうか、それが第１点であります。

第２点は、この連絡バスの検討委員会の中でも指摘されているところでありますが、

私の表題の中にも、過去には豊田駅、川辺堀之内、高幡方面には大型バスが運行されていた経緯があるわけですけれども、この地域のバス運行については、地元からの要望も非常に強いわけですが、検討委員会の中でもこのコースについては重要な指摘もしているわけですけれども、これをどのように考えておられるのか、それが第２点であります。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　２点の質問に対しましてお答えしたいと思います。

１点目は、今質問者の中からもありましたとおり、市内バス交通対策特別検討委員会の答申、61年の１月の21日に答申がなされたわけでございます。その内容といたしましては、今質問者の御指摘のように、この循環的な要素を含んだ答申の内容でございます。その変更が、構想が変わったのか、また変更があったのかということでございます。不便地域の解消の問題と、この答申の基本的な考え方の中で我々は交通対策特別委員会、あるいは議会の中でも再三御質問をいただいております。

しかし、この答申の内容につきましては、十分尊重をしているわけでございますが、現実の路線としては、道路網の関係、また条件整備等の問題でなかなか解消できない。よって、現在は市内循環バスの連絡網の中で、かなり時間がかかっているわけでございますが、１点だけを運行しているというのが実態でございます。やはり、この基本的な考え方としては、答申に基づいて道路網、あるいは条件整備ができる上では、これに基づいてやるべきだということの構想は、基本的に持っているわけでございます。ただ、市民要望も高い上に、できるだけ早い時期に現実の問題として実現可能な方策を考えての対応をしているというのが現状でございます。

２点目は、不便地域の解消というような地域の中で、豊田駅、あるいは川辺堀之内、高幡路線、過去運行した経緯がございます。この不便地域の解消につきましても、交通対策特別委員会にいろいろ御協議した経緯もあるわけでございますが、大きな問題としては、豊田、堀之内、高幡を結ぶ線につきましては、私の方も市として京王に要請をし、京王と警視庁と協議した中で、どう市が具体的に対応すれば、この路線の実現はできるかということを具体的に出してもらった経緯があるわけでございます。

一番大きな問題としては、第二小学校を中心とした現在の豊田方面にわたった都道、その幅員の問題が大きな問題でございます。大きくは一定の基準の中で幅員5.5という基準でございます。その解消が一番大きな問題、あるいはその方法としては、用水にふたかけをして、道路幅を求めようというようなことも、庁内の関係部署でもいろいろ協

議しました。しかし、豊田用水路の関係、あるいは自然を守る会との調整等もあり、豊田用水の水路を守る環境というような問題もあったわけでございます。よって幅員の拡幅ができない問題、あるいは民地の一部買収の問題、東京都に対する要請行動の問題等も含んで経過を御報告したことがあるわけでございます。現状におきましては、その問題が多くありますので、解消できないのが実態でございます。

しかし、この路線については、市民要望も高い、また指摘の中でも不便地域だということは十分承知しております。豊田の区画整理用地等を、用地の計画にあわせまして実現に努力する考えしか現在はないわけでございます。御指摘の部分につきましては、十分理解できますので、なお一層区画整理の促進とあわせまして対応していきたいというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、簡明に御答弁いただきましたが、１問目の方ですけれども、本来の答申から出ている循環バス構想というのは、捨てたわけではない。それを実際の中で実施の検討に入っていく中で、さまざまな条件整備が整っていない、道路状況の問題もある、というお話をお聞きしました。特に、現在運行されています平山の路線については、その具体的な話も、なぜそうならないかということも聞いた経過もありますが、そうしますと、将来、条件整備の問題、それから道路状況等の問題が、解消させて、今、連絡バスで日野の市内を何本か走らせているけれども、それを将来的には、循環バス構想として持っていくんだ。当面はとりあえずの市民要望の不便地域からの要望が強いので、暫定的な対応としては今の運行路線でやるけれども、将来的には、循環バス構想へ持っていくんだ、こういうふうに私はお聞きをしたんですが、それでよろしいかどうかということが第１点であります。

それから第２点目は、今それと非常に密接に付随するわけですが、平山の路線バスの運行の収支の関係ですが、約年間4,000万ほどの赤字が出ている、というふうにお聞きをしていますが、そのうちで2,000万ほど市が負担をして、あとの2,000万は京王バスの方で負担をして運行している状況である、というふうに考えていいかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、これは実際に運行してみなければ、わからない状況がありますが、企画財政部の方では日野台の新路線を動かすことによって、どのぐらい年間赤字が見込まれるのか、その予測をどのようにはじいていらっしゃるのか、その辺をお尋ねをしたいと思います。

それから、具体的な川辺堀之内方面を走ります新路線についてのお話ですが、これは豊田の南地域の区画整理事業とあわせて行っていきたい、というふうなお話でありますが、この区画整理事業も大変大きな事業でございますから、時期的なめどはいつというふうに明確には述べることは難しいかと思いますが、大体何年後ぐらいのめどというふうな構想でも結構ですから、その点、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の、この答申に基づきます循環バスの内容でございます。現状の中では、条件整備が整えば、今後これを基本に持つか、ということで伺いました。今の現状の考え方としては、当然、多少の道路網の変更はあり得ると思いますが、基本的には、この循環バス方法がベターだろうというふうに考えておりますし、そういう方向で進めていきたい。ただ、これを運行させることが今の条件整備にかかっておりますので、今後の対応として可能な範囲からやっていくというのが、現在考えている問題でございます。

２点目の、市内循環バスにつきまして、経費負担の問題でございます。原則として京王との協議、あるいは市内循環バス運行に当たっての財政負担につきましては、２分の１の折半ということを前提にしてお願いしている経過でございます。現在、市の負担2,000万しているわけでございますので、これは決算期、年度年度の決算での赤字の中で協議を進めております。現行では4,000万の赤字を抱えているというのが状況でございます。

なお３番目の、日野台路線の考え方の中での赤字負担の問題、何回か議会の中でもお話ししました、既に本年度の早い時期にということで、当初予算の編成の時期に理解をいただき、予算計上もされております。よって一部路線の変更をいたしましたが、八王子地域内にも入っていくコースで、一応協議が終わっております。ただ、この場所につきましては、京王側としては、赤字が大変膨大であるというような考え方の中で、なかなか新設路線の踏み切りに至らなかった経緯もあるわけでございます。やっと10月１日を目途に、現在運輸省の方に京王から上がっているという実情でございます。できるだけ早い時期に運行をしていくというのが我々の任務であろう、というふうに考えております。現行の財政負担の中での赤字額は、京王の試算ではございます。4,000万から4,500万の赤字であるというふうに試算をしております。確かに、お客様の八王子側に回ったことによって、工業団地のお客さんの乗りぐあい等の乗客数の問題等があるわけでございますが、非常に日野の地域としては、割合少ない顧客であるというふうに判断しております。

なお、４点目の関係でございます。高幡・堀之内経由の豊田路線ということでございます。先ほど、区画整理の促進の状況をあわせまして道路網の整備が整えば、運行したい。ただ、時期はいつかという御指摘でございます。私の方も時期を明確にして、早くこの実現に対応したいわけでございますが、問題は、ちょうど現在の都道と浅川の堤防にかかる真ん中の主要路線ができませんと、なかなか路線運行は無理だろうというのが現在の考え方でございます。

なお、駅前の対応の問題も、一部停留所の問題、これは南口の停留所の問題でございます。この問題も一つ残っているわけでございます。時期の明確性につきましては、今お答えするわけにいきませんが、できるだけ都市整備部とも打ち合わせしながら、早い時期に対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　ありがとうございました。

私が一番心配しますのは、とりあえず循環バスは無理なので、とりあえず住民要望の強い所から連絡バスを走らそうというのも、一つの実現可能性を見た行政のあり方だと思います。先ほど企画財政部長の方から、答申の基本的な考え方については捨ててはいない。将来的には、循環バスという構想というものを目指していきたいんだ、というふうに受け取りました。実際に、これはもう先のことですから、余り心配することはないのかもしれませんが、一度新路線バスを走らせますと、循環バス構想で持っていくときには、必ずそれがそのまま生きてつながるという保証というものは、なかなか断言できないというふうに思います。場合によっては、路線の変更ということも出てきますでしょうし、そうしますと、既存の利用者に対する対策ということも現実に出てくるわけです。

ですから、循環バス構想というものを将来的には生かして持っていくという考え方を当然とるならば、連絡バス構想の新路線のあり方についても、それを踏まえた形で酌んでいきませんと、無用な混乱を招くというふうに思います。その辺ぜひ、企画財政の方では、当然考えられていることとは思いますけれども、今のお話の中でも、現在の平山の既存の路線でも4,000万の赤字を持つ、新しい日野台についても、その前後の赤字を持ちながら運営していくという形態が現実に出てきているわけですから、その辺、連絡バスを走らせれば、それで足りるということはないでしょうが、ぜひ、循環バス構想の

実現に向けて、その歩みは進めていただきたいということを強くお願いをしたいと思います。

最後に、具体的な問題として川辺堀之内方面の既に走っていたバスの所が、現在区画整理の中でというお話がありましたが、交通事故があってはいけないわけで、その辺が一番ネックなわけですが、今、条件的にも道路幅が5.5メーターということの基準から見ると、日野第二小学校の西側になるんですか、の都道のクランクされているところの問題だと思いますが、その辺についての交通安全対策上の対策が十分にとられないというふうなお話ですけれども、その辺もよく、簡単にあきらめないで、その可能性に向けて研究をしていただきたい、ということを希望したいと思います。

最後ですが、連絡バスの延長線の上に循環バス構想があるんだという考え方は、企画財政部長から御答弁いただきましたが、この点について市長の考えを一言伺っておきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の豊田－高幡線は、かつて運行されておった経路でありますが、道路事情並びに採算の事情ということで、遺憾ながら、廃止ではなくて中止ということで現在に及んでおります。いずれ区画整理手法等による交通路の整備によって、将来日野市の対角線に相当する路線になりますので、実現を可能にして、運行できるようにしたい、これはもう継続課題であります。

それから今、全市を視点に置いた、いわゆる市内循環バス構想は、いずれ実現を目指すということで、その前段として一部連絡バスを運行している、とこういう状況でありまして、将来にわたって市内循環バス、またその上に一部市内不便解消のための連絡路線、こういう二段構えで将来の日野市の市内循環バスを政策として目指したいということを、はっきり申し上げておきたいと思います。よろしいでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　ありがとうございました。

ちょっと最後に気になりましたのは、政策として目指したいというところが、非常に私も心配していた点でございまして、今実際に連絡バスが具体的に走っている。で、循環に持っていくのは、政策的な要素といえばそのとおりだと思いますが、むしろ政策を一歩超えて、具体的な実現過程の一つに私は入ったというふうに見ているものですから、何回かお聞きしたわけであります。今のお話もわからないわけではありませんが、何本も循環バスを、連絡バスを走らせていく形態がそのままでいいというふうな議論には、

私はならないと思います。特に検討委員会でも、連絡バス構想の考え方も、私は十分それを踏まえて、循環というふうな形の答申が出たというふうに理解をいたしておりますので、政策的な課題ということは、私は一歩超えていると思いますので、ぜひその辺、再検討をお願いをしたいというふうに思います。

最後に、このバスについての提案の付随的な項目ですか、一言提案をさせていただきたいと思います。それは今、市立病院の二つつくるか、一つつくるかということが将来の大きな争点になっております。私は、今の市立病院が、救急医療体制についても十分に果たせない機能である。二つの病院をつくってそれが解消するかということを考えますと、やはり無理だろうというふうに考えております。そうしますとやはり、日野市内に規模の大きな第３次救急医療体制を目指したものをつくることが将来的には、日野の市民の方に喜んでいただけるものではないかというふうに理解をしております。その過程で、いわゆる市立病院行きのバスを、いわゆる地域の不便な方に対しての対策として考えることも十分考慮する、一考に値する話ではないかと思います。循環バスが整備をされてきますと、各施設の利用も非常に便利になってまいります。それまでの一つの過程としても、いわゆる南部地域から市立病院直行の市立病院行きのバスを出すことによって、その辺の対策も考えられるのではないかというふうに思いますので、一言述べさせていただきました。

以上で終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって17の１、連絡バス――豊田駅・川辺堀之内・高幡――新路線の実現をの質問を終わります。

一般質問17の２、多摩平団地建て替えについて今日までの日野市の研究成果を示せの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　この問題につきましては、過去に何回か質問をさせていただいております。企画財政部長からも何回か具体的な答弁をいただいておりますが、具体的には、約3,000世帯の方の生活のかかっている問題でございますので、市の方もどのようにこの事業を展開していくか、それは決して傍観者の立場で見ておられないということは、過去の答弁の中でもわかるわけですが、最近、公団の建てかえ後の家賃の設定の問題、ここに具体的に住まわれている方の所得の実態、現在まで進められてきました各団地の実施状況、そういう点を経験を生かしながら、徐々にではありますが、案を変えてきている実情があるようであります。

今私は、多摩平団地に当てはめてということになりますと、これは具体的な住居者の

年齢構成ですとか、所得の実態ですとか、かなり詳しい情報を前提にしませんと、御答弁は無理だと思いますので、一般論で結構でございますので、最近の三多摩における公団の建てかえの状況の研究内容から、具体的にどのような認識を示されているのかお尋ねをしてまいりたいと思います。

公団では、新しい家賃の設定につきましても、激減緩和措置ということで、家賃減額措置の制度を導入しておりますが、これを国民の所得、平均的な所得の伸び率から見て、住宅費の所得に占めるパーセンテージが、公団で設定をする、目標とするパーセンテージと比較をして、どのように認識をされているのか。公団の方では、各年度ごとに上げていって、最終的には８年度から、同一家賃というふうな形をとるわけですけれども、その設定がどうなのかですね。日野市の住宅政策とすれば、これを10年というふうな設定もあり得るのではないかというふうに考えておられるかどうかですね。これは日野市独自の考え方としてどうなのか、その点、基本的にお尋ねしたいと思います。

それから、これは東京都の方でも協力的になってきたと言われていますが、いわゆる特別措置の制度のあり方であります。公団の資料によりますと、現在住まわれている人たちが、建てかえ後にそこに、家賃が高くなってしまうので、入れない方には同レベルの公営住宅を公的住宅をあっせんをいたします、という制度がございますけれども、具体的な内容として、どのように展開をされているのか、その内容についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、やはり特別措置の中の項目ですが、特別措置の対象者の方に対して、家賃の一定期間の減額制度がございます。過去においては、その減額の期間を５年間というふうな形で設定をされてきた経緯がございますが、市の公団の新しい資料によりますと、10年延長するというふうな対策を打ち出しておりますが、この辺についての市の考え方はどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、公団では非常に、高齢者等の対策ということで、いわゆる再開発の手法とちょっと私も聞いたことがあるんですが、地域のリロケーション住宅の建設ということを提唱している。具体的には、建設省からもこの辺の財政的な補助を受けてということで来ておりますが、日野市においては、どういうふうな展開をこれはしてくるのか。これを地域で導入するとなれば、どういうことが考えられてくるのか、その辺のめどをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、これは東京都も公団も、いわゆる現在の公団の用地を、例えば東京都がそれをお借りする、買う、市が借りる、買う、そういうふうな手法をとりまして、いわゆる公団にお住まいでない方にも税金の配分のあり方として、納得のいくような形で建てかえ事業についての手法が具体的に考えられ始めてきておりますが、市はこのような事業について、どのような認識を持たれているのか、課題としてどの点が大きな課題になっているのか、その点をお尋ねをしたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

大きな問題として５点の御質問があるわけでございますが、一般的な一般論として、また、過去公団が建てかえをやってきた内容等を含んで、特に多摩平ということでなくして、というような質問者の方からのお話があるわけでございます。まず一つは、居住者に対する措置として、住宅公団が過去やってきた問題があるわけてございます。

その中には、１点目と３点目をあわせて御回答したいと思いますが、今質問者の中からもありましたとおり、当然、建てかえ住宅の優先入居につきましては、これは公団としての１点目でございます。

２点目の中に、家賃の問題を質問されております。家賃の減額措置の問題でございます。その他10項目ほど居住者に対する措置はあるわけでございますが、特に質問された家賃関係だけを申し上げますと、まず初年度は、減額措置としては65％ということで、質問の中にありましたとおり、８年間をもって公募家賃と同額にするというような家賃の減額制度が１点、それ以外に減額制度として、10年間で７段階方式の減額方法。初年度が65％、先ほど、７段階ではということを申し上げましたが、10年間の場合には、初年度を38から最終10年、15％とした方法、あるいは10年間を定額方式ということで、３方式の選択方法の減額措置があるわけでございます。こういった内容が一つの減額措置方法でございます。

なお、それ以外には、仮移転住宅の必要となる居住者に対する仮移転の住宅のあっせん、あるいは他の公団住宅への移転を希望される居住者に対する移転先の住宅あっせん、移転に伴う必要となる経費等の支払い。六つ目としては、公団家賃住宅の移転される居住者に対する移転先住宅の家賃の減額措置。これは、先ほどの質問の中にもありました、減額期間として５年間、減額としては移転先の住宅の家賃の40％というような基準もあるわけでございます。なお、７番につきましては、移転先の住宅家賃の減額見合いの措置。８番としては、移転に際しての居住者負担となる費用の免除。９番目としては、世帯分離を希望される居住者に対する２戸割り当てということでございます。なお、10番

目には、生活保護世帯、あるいは一定の要件に該当する老人・母子世帯、心身障害者に対する問題等も10項目あるわけでございます。よって家賃につきましての、１点目の問題につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

２点目の特別措置の内容でございます。これは、今10項目目の一番最後に申し上げました生活保護世帯並びに一定の要件に該当する老人、母子及び心身障害者世帯に対する特別措置でございます。この特別措置の内容としては、現住宅の同程度の家賃の住宅のあっせんが一つ。２点目としては、家賃を一定期間、まあ５年間ということでございます。その減額措置。３番目は、建てかえ後、住宅に戻り入居した場合においては、５年間を同一団地に、またほかの団地にというような、特に小型の住宅への移転希望するときは、そのような住宅をあっせんする、これが三つの要件が特別措置でございます。その中で、４点目の高齢者対策ということでございます。財政あるいは導入の考え方でございます。

具体的に現行の私の方で知る範囲で、ひとつ日野市の状況を報告しますと、現在のこれは国勢調査の調べでございます。平成２年の国勢調査。多摩平団地の居住者は、現行で2,530世帯、人数にして6,082名でございます。その中には高齢者のみの世帯が177世帯。高齢者ひとり暮らしということで、67世帯の構成がされているわけでございます。この高齢者に対しての市の考え方としては、再三御質問の中にもありますように、やはり弱者優先、公団に対する強い要請、これからまだ具体的な協議に入っているわけではございませんが、協議の中で、やはり居住者優先を第一条件にして対応していくというのが基本でございます。

なお最後に、東京都、市が、例えば住宅都市整備公団が、多摩平では29ヘクタール用地があるわけございます。その中での東京都、あるいは市が借りる、そういった課題等をどう考えているのかということでございます。まだ新聞紙面の中でも発表されていることは、十分認識しております。東京都の考え方等についても、はっきり明確なものがございません。市としても、公団の29ヘクタールの建てかえが、どういう方法で、どう具体的に一つの素案が出てくるのか、まだ皆無でございます。そういう中ではやはり、十分これからの課題として受けとめて考える必要もあろうかと思います。

ごく簡単に申し上げましたが、以上５点、御回答を申し上げたいと思います。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　本当にごく簡単で、従来の答弁とそんなに変わりがない。来年

あたり多摩平の団地も建てかえ対象の団地になりましたという発表が、来るか来ないかという時期であります。８月の31日のこれは、団地関係の専門の機関誌ですが、「ザ・ニューキー」という新聞がありますけれども、ここでも公団の定期住宅の調査で、要するに公団に永住を希望される方が非常に急増した、ということが指摘をされています。民間の賃貸についても、分譲にしても、もうでたらめな地価の高騰があったがために、到底そういうふうな計画が持てないという実態になったということが、出ているわけです。調査で指摘をされているわけです。

ですから、この点を踏まえますと、極端に言いますと、家賃の所得の５割から６割ぐらいが家賃に食われてしまう。実際にこれは、民間のマンションにお住まいの方の中には、現実に若い世帯の方、出ております。ですから、共稼ぎをせざるを得ない。奥さんが働いて、奥さんの働いた分で家賃を住宅を賄うというふうな、非常に厳しい状況が出ております。公団の考え方も、近隣市の、従来ですと建設にかかった費用、それから時価といっても若干低めの試算で建設費の費用を割り出して家賃をはじくということがありましたけれども、最近の国会の答弁でも、団地に隣接をしている民間マンションの家賃を参考にする、というふうな答弁も具体的に出ております。東京都の住宅局の方の考え方は、まだ具体的に明確ではないという答弁がありますが、しかし、一定の方向が具体的な形で住宅マスタープランの中にもかいま見えるわけです。

先ほど私申し上げました、都で公団の所有地の一角を借りるなり、買うなり、というふうな形の対応策をとって日野市全域をにらんで住宅政策にそれを取り込んでやる手法というのは考えられないかということをお話ししましたが、これは決して実現不可能な話では、私はないと見ております。今の御答弁ですと、その辺については何も触れていない。そういう問題提起だけであります。来年そういうふうな状況が出てくるということですから、三多摩でも具体的に今、この建てかえでやっている実例があるわけですね。建てかえした後はどういうふうな生活状況になるのか、また、その交渉過程でどういうふうな展開があるのか。ということは、私は企画財政部としては、もう少し具体的な情報収集をしていただきたいというふうに思います。決してこの本会議で答弁ができない内容の性格のものでは、私はないと思います。それは強くお願いをしておきます。

もう１点、これは法的なことですが、これはもう既に訴訟問題になるかどうかということで、企画財政部でも情報が得られている点でありますし、検討も加えられている点だと思うんですけれども、団地の中で具体的な交渉の中の話ですけれども、建てかえのときに、いわゆる一時使用契約の切りかえを具体的な形で法的にはいたします。それが

できない場合には、契約を解除いたしますよと、契約を更新拒絶の通知をするというふうな形が具体的にあるわけであります。東村山の久米川団地では42戸がそのような対象になってますし、府中の団地でもそのような例が出ております。

で、この辺についての法的な、これは市の見解ということにはなりませんので、公団の物の考え方というものをお話ししていただきたい。その評価は、市の方の評価は、今私は問いませんが、その辺１点をお尋ねをしておきたいと思います。

それから、この問題、市長からも答弁を私、過去２回ぐらいいただいてますが、来年あたりこれ具体的に公団の建てかえが多摩平に来るわけですけれども、市長は今までの過去の本会議場等での質疑を踏まえまして、現在どういうふうにお考えになっているか、旭が丘の横川メディカルの公団の新築のときにも、私はかなり指導性を発揮されてやられた経緯がありますので、特にお尋ねをしたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　前段の部分の一時使用賃貸契約への切りかえ等という問題だろうと思います。確かに現在の住宅都市整備公団におきましては、これからの問題として起き得ることだろうというふうに思っております。既に過去から入って契約をしている方につきましては、自動更新で契約更新をしているわけでございます。特に建てかえ等の問題等が起きた場合には、中には最近入った方は、１年ごとに更新する契約に分かれているというのが実情だろうというふうに理解しております。よってこの建てかえに当たっては、賃貸契約の切りかえ、あるいは覚書の交換をする場合には、すべて従前の契約を解約して、改めて締結をさせていただくものです、というような公団のやり方が一つあります。

これについて公団のやる方法として、市としての問題ということでございますが、確かに自動更新、あるいは１年ごとの契約の問題、これは建てかえ事業についての契約するための更新でございます。これについて法的なものとして、私がこう思うというような判断はなかなか難しいわけでございますが、ただ、非常にその建てかえを前提として契約を全部改めて解約した中で締結する、ということがうたわれていることは事実でございます。この問題についても、やはり今例をとって一つの団地のことも言われました。市としても、十分この辺につきましては、今後、居住者のことも当然あり得ると予測はしております。一層公団に対しても、この辺につきまして協議も進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市を構成します公営住宅が、大きくまた住宅政策的な面において市政とのかかわりが深いということはもう言うまでもありません。そして多摩平団地というまた大型団地が建てかえ対象になる年次が近づきつつある。この状況も象徴しているわけでありますが、関係します大きな事柄として、都市計画上の調整すべき行政課題、それから福祉的な意味で、あるいは経済政策的な意味でも、住民の構成をいかに安定した形でその推移を図るか。また加えて今御指摘の、いわゆる賃貸契約という民法上のこういった措置に属する部分があるということを特に感じたわけでありまして、本来、対応という形で公団の出方を見守っている状況にあるわけですが、積極的にその対応を、よりあり得る、また他の地域で建てかえ等で実施されつつあるそういう状況を積極的に収集をして、その対応に十分あらかじめの研究をしておくということの必要さを感じたわけであります。

現在は、東京支社から支社長が公式に多摩平団地の建てかえのことについて、公団として計画を持ちたいと思っているので、お世話になる日野市としても、ひとつよろしくお願いをします、という程度のあいさつが終わったということでありまして、私のまた答える言葉といたましては、大きなまちづくりの問題、あるいは市民としての生活を守る立場から、日野市の行政が交渉相手に立って、そしてそのあたりを十分克服した上で、個々の交渉ということでやっていただきたい。いきなり直接、住民居住者に応対をされるということは、日野市の場合は厳に慎んでください、そのようなことを申し上げております。待ちの構えというよりも、積極的に対策的な勉強も確かにしなきゃならない、とこんなふうに思います。

それから、政策としての、つまり公営住宅、あるいは住みかえの問題、あるいは所得の少ない人に対します高家賃の福祉的な措置の問題、いろいろ現実的には既に実施されている団地もあるはずですから、そのあたりをよく調べまして、そして日野市が、あるいは都営住宅、あるいは市営住宅という関与の仕方で積極的にうまく市民を守り、あるいは市政を守るという手段があれば、進んでそのようなことも検討課題にしたい、とこんなふうに思っております。

○副議長（福島敏雄君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　市長から、今後の取り組みについての一歩入ったお話をいただきました。これからさまざまな展開が予想されますが、ぜひ、日野市の住宅政策のあり

方ということのもとで、進めていただければありがたいというふうに思います。

以上で終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって17の２、多摩平団地建て替えについて今日までの日野市の研究成果を示せ！の質問を終わります。

一般質問17の３、多摩平公団４団地歩道をなぜ放置自転車置場にしたのかの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　過去に平成２年９月14日の第３回の定例会ですが、これは一ノ瀬　議員からお褒めをいただいた表題なんですが、「街に熟年者・障害者のためにベンチを設置せよ」という題で質問をさせていただきました。これは法的にそういう所にベンチを置くことが可能なんだろうかということを中心にして、建設部長にお尋ねをした経緯がございます。私の頭の中には、具体的にはまさに、現在多摩平の３－１－１の、いわゆる通称日本住都公団の第４団地の都道の所を私はイメージに描きながら、話をさせていただいた経緯があります。

ところが、具体的な日時は忘れましたけれども、ある日突然、大きな何トントラックというんでしょうかね、トラックが来まして、アルミの大きな箱をあけて、そこから自転車をぼんぼん出して、そこへ並べ始めました。そのときは１日か２日置いて、また片づけて持って帰ったという経緯があるんですね。それが何回か続きまして、おとといぐらいですけれど、ちょっと数えてみると、120台ぐらいの自転車がそのまますっと置いてある。これは明らかにどこかにあった放置自転車を回収をして、言葉はいいのかどうかわかりませんが、集めてそこへ一時倉庫がわりというんでしょうか、一時そこに置いてある、とこういう状態なんですね。

で、地域の方から、夏井さんには、あそこはベンチを置いてくれといったけれども、放置自転車をあそこへ置いてくれと言った覚えはない、とかなりきついおしかりを受けまして、私も管理課のいわゆる放置自転車対策についの苦労がわかるものですから、しばらく時間を寝かして見ておりました。かなり住宅があるということを含めて、現場の作業をされる方は、神経を使って乱雑な並べ方をしませんで、かなり整然と並べることを工夫しているということがよくわかります。

しかし、歩行者の方かどなたかわかりませんが、一時、ざあーっと倒してみたり、自転車の上に自転車をぶん投げたり、ということが見られることがあります。最近では、そこに四六時中置いてあるわけですが、一番問題なのは、一時放置自転車対策として集めて、あそこをいわゆる一時置き場にして、最終的に取りに来られない方は、それをそ

のままほかの場所へ持っていって、されるというふうな施行をとっているのか、とりあえず１日２日だけそちらへ移動させて、それで１日２日の対策の後はそちらへ持っていくというふうな体制をとられているのか、その辺がはっきりしていないんですね。

その道路状況は、お話によりますと、そこもいわゆる自転車を置いていただいて結構だ、というふうに東京都の方からお話をいただいて並べている地域でもあります、というお話もありました。そうしますと、正規にそこへ自転車を置いて、まあ通勤か通学か買い物かわかりませんが、置かれる方と、回収して集めた自転車とが一緒になってしまうんですね。この辺の問題があります。むしろ今は、自転車の置き場を見ますと、そこまで延長しなくても、その前の段階でかなり置けるスペースはあるなというふうな感じを私、持っているんですが、現状で今のような運用形態を続けていくのかどうかですね。私はできれば、いろんな所から集めてきたものを、１日２日ぐらい置かれて、それで最終的な置き場へ持っていくというふうな形をとることはできないだろうか、というのが質問の趣旨です。

この間、本当につい最近なんですが、歩いてましたら、私の知り合いの奥さんが、一生懸命、その自転車を置いてある所をずうっとこう、一つひとつ１台ずつ真剣に見ているんです。何を見ているんですかと聞いたら、いや、実はうちの主人が豊田駅の南口の駐輪場に１カ月前に買った新しい自転車で、名前も書いてあってそれでチェーンのかけていたのが盗まれたっていうんです。それを今、寄せ集められてきた中に乗り捨てにされたような形で入ってないかどうかということで、見にきたっていうんですね。

ですから、そういうことは建設部の方でも具体的ないろんな事例で頭を痛めていると思うんですが、そういうことを含めますと、日野駅の方では具体的に駐輪場の用地を確保して、大きなスペースで対策を立てるという計画もされてますし、具体的な計画を見ますと、近年、駐輪場対策については力が入ってきているということは、私も承知しております。その延長線で、豊田駅周辺の駐輪場対策をどうするかということは、建設部でも努力をされているとこだと思いますが、ひとつ２問目としまして、豊田の駅の南口に私は地下駐車場の構想があるかということをお尋ねしたことあったんですが、やはりそういうことを踏まえますと、駐輪場の空間もやはり長期的には必要になってくるんではないかというふうに思うんですが、どのようにお考えになるか、その辺をお尋ねをしたいといふうに思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　私の方から１点目についてお答えをさせていただきたいと思います。

今、御質問のとおり、豊田の駅の都道に臨時駐輪場を設けたのは、昭和56年の３月に都道の管理者であります東京都南多摩西部建設事務所の方から、使用許可を得て使用しているということでございます。

駐輪場といたしましては、市民にその場所については開放しているわけでございますが、基本的には、豊田の駅の北口のロータリーとか、それから豊田の駅の商店街については、相当数の放置自転車があるわけでございます。ここは都道でございまして、道路管理者は東京都でございます。本来ならば、東京都でこういうものを管理していかなきゃならないわけございますけれども、実質上、都の方ではそれができないということで、先ほど申しました所を市の方に貸して、市で管理をしていただきたいというようなことで、今現在やっておるわけでございます。

御質問のその第４団地の前の歩道でございますけれども、ここの場所は、自転車放置禁止区域の外側でございまして、ここの場所の歩道は非常に広い歩道が設置されているということでございます。その歩道に自転車を置かせていただいているということでございまして、現在の置き方の中では、特に歩行者に対して御迷惑をかけているというようなことはないと思います。放置自転車の駐輪場に置いてもらうためには、やはり一番の方法は、先ほど御指摘を受けましたように、自転車を移動して保管場所に置けば一番いいわけでございますけれども、今、日野市といたしまして保管場所は１カ所ございます。中央高速道路の下でございますけれども、ここが非常に今は、その移動してきた自転車でいっぱいでございまして、置く場所に非常に苦労しているわけでございます。

こういう形の中で、この豊田の北口の対策といたしまして、この臨時駐車場の中にそういう移動してきました自転車を一時的に置いてるというのが実態でございます。この移動に対しては、市の方といたしましても、重点的に豊田の北口についてはやっているわけでございますけれども、月１回というペースで、この１回の日にちは二、三日かかるわけでございますけれども、その１回で移動を月やっているということが現実でございます。これで大体、そちらの方に、第４団地の前に持っていく台数は大体200台程度でございますけれども、北口全部含めますと600台になりますけれど、今置いてるのは、大体常時200台ぐらいそこへ置いているというのが実態でございます。

今、その４団地前の臨時駐車場に利用しないためにはどういうことがあるかというのを申し上げますと、やはりその放置自転車を置くものに対して、案内誘導員を制度を充

実して、そこである程度防ぎませんと、この解消にはならないと思うんですけれども、こういう点をこれから充実して、そういう問題か起きないように努力をしていきたいと思っています。

それから、自転車のその移動も、特に１カ月に１回ということじゃなくて、やはり体制が整えば、できるだけ数多くそういう対策をとっていきたいいうことも、現在担当課の方でも検討しておりますもので、こういう形をとりながら、この放置自転車追放に対しての御理解と御協力をひとつお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、豊田の南口の今計画をいたしております駐車場、それから駐輪場について御説明申し上げます。

豊田の南口の土地区画整理事業の中で、駅前広場4,300平米ございます。この4,300平方メートルの地下を、現在駐車場という形で計画をしておるわけでございまして、今年度でございますが、先般の新聞にも載りましたけれども、国庫補助対象事業として一応調査費が確定した、とこういうことでございます。したがって、今年度である程度都市計画決定に必要な調査、それから設計まで一部行いたい、ということでございます。

それで、現在、この豊田南のまちづくりの中でいろいろと検討しているわけでございますけれども、まず駐車場は地下に入れる。それから、御承知のように豊田の駅は一段高い位置にあるわけでございますので、あそこのところに一つの人工地盤的なものをつくったらどうだ、という計画をいたしているわけです。さらに、その平面の歩道の部分の一部分を利用しまして、駐輪場もそこへつくったらどうだ、こういう計画も今しておるところでございます。

現在、素案の中では、駐輪場の台数でございますけれども、約バイク等も含めて800台以上の台数を確保するような方法で今現在は検討しているということで、現在まだ、そういう確定の段階ではございませんけれども、今後、こういう方向で煮詰めていきたいということで、計画を進めておるところでございます。

○副議長（福島敏雄君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今のお話で大体わかってきたわけですが、本来ですと、地下にガソリンタンクを入れた自動車と、それから自転車を入れるというのは、私は基本的にはどうかな、というふうに思っています。できれば、自転車は豊田駅の南口のまちづくりの中である程度のスペースをとりまして、今都市整備部長からのお話も踏まえて、上

の方にというふうな形を思っていますが、その辺の空間の利用について、ぜひ、これからも駐輪場対策についてはきょうあしたで解決できる問題ではありませんので、長期的な対策をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

最後ですが、これは再三提案をさせていただいてますが、駐輪場対策の一つとして自転車を利用される方のマナーの問題なんですが、例えば、旭が丘地域を利用される人の自転車には黄色のシールのマークを張っておくとか、大坂上の人でしたらば白いシールのマークを自転車に張るとか、小学校、中学校ぐらいですと、学校を通じて自分の使っている自転車には張れるわけですけれど、また、建設部長から今お話ありました、放置自転車対策には誘導員の方の人員の確保も図りながら、というお話もありましたが、そういう誘導員の方にもお願いして、自転車を利用する人にはそういうものを張っていただくということを、粘り強くやっていただきますと、そこの自転車の中で、例えば南平とかそういうものが豊田の北口の方にしばらく長くそこに自転車が置いてあったとすれば、それは恐らく何とかの事故車だろうということが、市民の目にもはっきりします。

そういう点を踏まえますと、また駐輪場に自分の自転車を置くときにも、かなりマナーとしてはきちっとした置き方をされるという効果も具体的に出ているようですので、ぜひ、その辺の小さいことかもしれませんが、工夫をしていただきたい、というふうに最後に要望しまして、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって17の３、多摩平公団４団地歩道をなぜ放置自転車置場にしたのかの質問を終わります。

一般質問17の４、全面改築する市民プール（浅川・駒形公園内）計画に文化施設の建設を！の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　この問題につきましては、過日の沢田議員からの社会教育部長の答弁の中で、この市民プールの計画はことし実施計画に入り、さらに来年度から建設に着工していく、という見通しはお聞きをしました。で、これは技術的な問題もあるんですが、それ以前の問題が多くありますので、市長から大枠の発想を中心にして、市長から御答弁いただければありがたいと思うんですが、今、浅川・駒形公園の中で、さまざまな種類の流れるプールとか、25メーターとか、50メーターとか、何種類かのプールができ上がってきます。その隣接の所には駐車場もあるわけですが、ちょっとした野球もできるような構想もあるわけですね。

それで、大分前にこれは、市長の私は夢、冗談かなというふうな軽いお話だったですが、ああいう所に野外ステージといいますか、そういうふうなものも浅川の土手を利用

したような形であってもいいんではないか、という話も、私は聞いたような記憶があるんですけれども、この浅川の市民プールが非常にもったいないなと思いますのは、夏の期間しか具体的に利用されないわけです。あとは、何種類かできた、３種類か４種類できたプールは、そのまんま使わないで、もう10カ月ぐらい使わないんですかね、そのまんまに眠ってます。

ですから、これは吹上の地区センターについてもちょっとお話を私、しましたが、そのとき、やはり問題なのは、非常に用地がないんだ、土地がないから、その基準から言えば、人口世帯もふえたし、地域の地区センターから地区センターの距離からいっても、地域性からいっても、そこに地区センター的な規模の文化施設が必要だということは認めます。ただ、御承知のとおり土地がないんです、という答弁が返ってくるわけですけれども、それで思いついたといいますか、例えば、市営の市民プールというふうな、ああいうふうな広大な地域がある。で、あの中に例えば、あそこは堀之内になりますが、ああいう所に、あの近辺の方が利用ができるような文化施設的なものが一つあっても、非常に複合的な使い方としてよろしいんじゃないか、というふうに思うんですね。特に駐車場がありますし、むしろ規模が少し大きければ、あの辺の地域の方も、非常に使い方としては便利で、利便性もあるんじゃないかというふうに企画をするわけですけれど、その辺どうなのか、お尋ねをしたい。

最近の事例では、平山中学の給食棟の中で、地元請願者の方から、いわゆる複合的な考え方の請願が出たわけですけれども、それもやはり、単に純粋に中学校の施設だけということでなくて、地域に開かれたといいますか、そういうふうな利用もというふうな角度があると思うんです。また、空き教室についても、その利用についても学校の中での使い方だけではなくて、実際には学校の使い方だけの計画が今回も出てますけれども、地域の方も利用していただけるような形のものを、学校校庭開放等もありますが、そういう一歩入ったような形のものをつくれば、用地確保の問題も、第２次的には解決がつくんではないかということで、話を出させていただいてます。実施計画の段階ということで、どこまでこの話が通用するのか心もとないんですが、その点、市長の基本的な考え方ですね、お聞かせいただきたいと思うんですが。

○副議長（福島敏雄君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えいたします。

駒形公園、それから日野市民プール、これの大型つくりかえの事業が進みつつあります。これは河川管理当局の直接には京浜工事事務所でありますが、いわゆる浅川の護岸

工事がプール部分に実施されるということに伴って、今のプールの場所に触れる部分があるものですから、ちょうど幸いにつくり直そう、とこういう事業であります。そして、あそこの用地そのものがこれはまだ河川敷ということで、河川管理当局がまた管理をされている。河川管理当局も代が変わるものですから、堤防つくったら日野市でいわゆる堤外地になる部分でしょうか、堤外地、堤内地、どちらになりますか、その要するに、廃川敷、廃川処分をするから、日野市で買ってくれ、とこういう話が来ました。びっくりしまして、あそこにプールや公園施設がある過去の経過をよく話をし、また、議会の予算なり、議決資料等を持っていって、こういういきさつで日野市は、いわゆる河川敷という状況の中で、既に日野市の公用地に等しい使い方をさせていただいておる歴史的な経過があります。そのことでようやく了承をいただきまして、この事業を進めることを認めていただいております。

また一方に、浅川環境をいかに市民生活に結びつけるかということで、河川管理当局と、あるいは専門家を含めて協議会という形の検討経過を経て、一つの成果として浅川計画というものをつくっていただいております。その浅川計画の中でも、今御指摘の、つまり野外劇場といいましょうか、野外音楽のできるようなそのような、つまり護岸、階段堤防によって河原敷を座った形で野外の文化活動というんでしょうか、そういうことの可能性はある、というふうに一応設計にも、過去にものっておりました。今、具体的にいろいろなあそこの既に占用した、占用されている状況がありますので、不法占用ではないかということもありますけれど、また東京都の……。

○副議長（福島敏雄君）　市長、発言中ですけれど、残り５分になりましたので、簡潔にお願いします。

○市長（森田喜美男君）　東京都の占用部分もありますので、それらを整理をすることに努めております。その整理をするということが、面積を、あるいは用地の確保に寄与することになりますので、そういうこともやっていきたいと思います。

もう一つ、プールはこれ休みが多いわけですから、管理棟でありますとか、脱衣棟でありますとか、それのまた複合的な利用を考えて、そのことが文化的な使い方に役立てば、十分検討したいと思っております。

○副議長（福島敏雄君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　この問題は、難しい問題が恐らく伏在するだろうというふうに思いますが、現に管理棟もつくられるわけですから、管理棟を少し大き目にして、地域の方でもふだん的に使えるような形になれば、年中ということではなくても、日にちを

決めて使うという形でも私はできると思いますが、そういう形でできれば、夏の期間だけの施設、あとは休眠している、休んでいるという状態でもなくなりますから、ぜひ、難しいとは思いますけれども、実現方、追求をしていただきたいということを希望しまして、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって17の４、全面改築する市民プール（浅川・駒形公園内）計画に文化施設の建設を！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時50分　休憩

午後３時25分　再開

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の１、母子・父子家庭にもっと行政の温かい手を！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔３番議員　登壇〕

○３番（田原　茂君）　それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

近年、高齢化社会が叫ばれ、福祉というと、何かと高齢化対策に我々の目が注がれがちですが、お年寄りとともに行政の温かい手をもっと差し伸べなければならない問題が、体に障害を持っておられる方々であり、母子家庭や父子家庭の方々であります。今回は特に、この母子家庭や父子家庭の問題を取り上げさせていただきました。

平成元年に福祉部社会福祉課が中心となり、母子及び父子家庭の方々を対象にアンケート調査を行いました。ここにこのアンケートの調査結果というのがありますので、少し御紹介をさせていただきたいと思います。

アンケート調査結果についてということで、１．調査の目的。この調査は、ひとり親家庭が利用できる制度がどの程度周知され、利用されているか。また、現在ひとり親家庭が抱えている問題、行政に対する要望は何かを知り、今後の事務上の参考にすることを目的とした、とこういうものでございます。

２として、調査対象及び対象数ということで、市内在住の中学生以下の子供のいる母子家庭及び父子家庭で、児童育成手当受給世帯538世帯ということで、３番の回収の状況ですけれども、190世帯からの回収をいただいた。回収率は35.3％となっております。

4番目としては、調査の結果ということで、(1)として、諸制度の周知、利用状況ということで、ひとり親家庭が利用できる制度については、回答者全員から、「一つ以上知っている」と回答があった。また、一つ以上の利用のある人は、94.7%である。制度全体で周知度、利用度が高いのは、「児童育成手当」、周知度97.9%、利用度92.1%。「児童扶養手当」、周知度91.5%、利用度68.9%である。

項目別に見ると、年金、手当では、手当は前期のとおり周知度、利用度とも高率であるが年金の利用度は、「厚生年金」10%、「基礎年金」4.7%と低いということですね。暮らしに必要な貸付資金、家事援助者の派遣関係では、周知度は20%以上あるが、利用度は「母子福祉資金貸付」が3.1%、「生活つなぎ資金」2.1%、「世帯更生資金」が0.5%、「家事援助者の派遣」、これが3.1%と低率となっておる、とこういう状況でございます。

住まい関係では、「都営住宅」、周知度70.5%、利用度10.0%。「市営住宅」、周知度が59.1%、利用度1.6%で、広く知られているが、利用率は低い、とこういう状況になっております。特に「市営住宅」は「一種住宅のため、資格取得基準に該当する世帯が少ないためと思われる」、こういう注意書きも出ております。

子供の学費関係では、周知度が一番高いものが「入学祝金」、これが66.3%で、低いものでも「入学準備金の貸付」35.2%、と全体的に高率である。利用についても、「入学祝金」41.6%、「義務教育就学援助金」22.6%は高率であるが、「奨学金」9.5%、「私立高校等入学資金の貸付」、これ3.1%、入学準備金の貸付2.1%は低率である、とこういう状況になっております。

それから、「休養ホーム」及び「休養ホーム利用のための交通費補助」については、利用率が7.9%及び5.8%と低い。「母子相談員」の周知度は41.0%、利用度は12.1%で、「民生委員」については、周知度61.6%、利用度は13.7%であった、とこういうような調査結果が出ております。

(2)として、単親家庭福祉の会というのがありまして、日野市単親家庭福祉の会は、昭和59年11月、会員52名で、相互扶助と親睦によりひとり親家庭の福祉の増進を図るために結成した。周知度は7.9%であった。入会意向は、既に入会している人は2.1%、入会したいと思っている人は14.2%である、とこういう状況でございます。

(3)といたしまして、市や都、国に対する要望ということで、自由回答ということで、文面による回答ということで寄せてもらったということでございます。この中で項目別にいろいろありますけれども、特に挙げますと、住宅問題が12件、12世帯の方から挙げ

られているということですね。児童扶養手当の問題が8件、児童育成手当の問題が1件、手当額値上げについては1件、手当の事務手続についての要望が5件、保育所の関係3件、家事援助が4件、医療助成が4件、ひとり親家庭に対する行事に対する意見が5件、子供の教育についてが2件、年金問題が3件、あと就労についてが2件、資金貸付については2件、消費税問題が6件、生活問題が4件、市の事務のやり方についての意見が1件、単親家庭福祉の会についての意見が1件、市役所の設備についての御意見が1件、父子世帯に対する制度についての御意見が5件、年金受給世帯に対する制度についての御意見が1件。これ一番多いんですけれども、制度のPRについての御意見が13件寄せられている、合計84件の母子世帯及び父子世帯の方々の御意見が寄せられているということでございます。

それで、記入があったのは、190人中68人、これは35.8%であった。最も多かったのは、制度のPRに対するもので、ひとり親になった直後に制度を知り得る機会があり、利用できればよかった、との意見が多く、ついで住宅問題で、家賃の安い公営住宅入居希望者が多い。民間住宅の家賃負担が経済問題として訴えられているが、ほかにも「生活」「手当」「年金」「税」の項目で、経済面の訴えが認められるということですね。父子家庭からは、制度面で母子家庭と比べ少な過ぎることの不平等さ及び家事援助制度の派遣内容についての意見が出された。

なお、生活全般についての具体的な要望としては、こんなものがあるということで若干紹介させていただきますけれども、生活面全般についての御意見ということで、ある程度集約的な意見が寄せられているということで、二、三紹介をさせていただきますけれども、一つには、「児童手当が収入オーバーで停止になり、すぐに水道料金減免措置もなくなった。停止直後の生活が苦しい」とか、あるいは「母子家庭になってまず困ったことは、すぐに働かなくてはいけなかったことで、市報[33]広報のことですけれども、市報などを頼りに職を探したが、賃金も低いどころか、公的な仕事も薦めてもらえなかった。職安、広告などから7カ所職場を変えた」とか、「市営住宅、都営住宅など合わせて10回以上申し込んだが、当選しない。母子家庭でも、離婚と死別では、生活の心構えが違います。休養ホームなどどうでもよいと思う。現にこのアンケートで、利用したくとも受け付けてもらえないものの方が多い。」これは、母子年金受給者の御意見ですね。あるいは「家賃が4万8,000円を支払い、生活を安定するには休みも月に二、三回で、休日出勤手当をあてにしているのが実情です。今はがむしゃらに働いているが、自分が倒れたときの生活等不安でならない。子供が1人で、午後9時から10時まで待っている。

自分たちのような者には、蓄えなど考えてはいけないのでしょうか。また、安定なども。何かにつけ、まだいい方ですよなどと言われても、自分の体力は衰えていきますから」、等々の具体的な母子家庭及び父子家庭の方々の要望という形でされている、とこういうことでございます。

以上のような結果で、大変な生活の状況が浮かび上がってまいっておるわけでございます。

さて、そこでまずお聞きしたいのは、今御紹介させていただきましたこのアンケートの中での母子家庭及び父子家庭の方々についての、現在日野市内においての母子家庭及び父子家庭の方はどのぐらいいらっしゃるのか、及び生活保護を受けておられる中での母子及び父子家庭の方々は何世帯いらっしゃるのか、ということをまず初めにお聞きしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　田原　茂君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

ただいま現状におきましての母子家庭でございますが、母子家庭が617世帯でございます。それから父子家庭が21世帯、それから生活保護世帯の中の母子家庭が59世帯となっております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　ありがとうございました。

さて、母子、父子家庭の方々が、そうしますと合計で638世帯、特に母子家庭については617世帯ということがわかりました。さらにそのうちの生活保護を受けておられる世帯が、母子家庭で59世帯だということもわかりました。ということは、母子家庭でいいますと617世帯のうち558世帯もの方々が、生活保護も受けずに頑張っておられる実態が浮かび上がってくるわけでございます。いくら景気がよく、雇用状態が安定はしているといっても、女手一つで子供を育てながら生活をしていくというのは、やはり並み大抵ではないと思うわけであります。そのようなことをベースにしながら順次お尋ねをしていきたいと思います。

まず第1点は、先ほどの調査結果について、自由回答で行政への意見、要望を述べてもらった中での最も多かった「制度のＰＲ」不足という指摘については、どのように受けとめられておられるのかということでございます。

第2点目は、やはり行政への要望の中で2番目に多かった住宅問題です。ひとり親家

庭、特に母子家庭においては、アパート一つ探すにも大変な状況であるわけであります。母子家庭というだけで門前払いをされる不動産屋も多いと聞きます。経済的にも生活保護ぎりぎりまたは生活保護の対象になるけれども、あえて生活保護を受けずに頑張っておられる母子家庭のお母さんも多くいらっしゃいます。そのようなことを考えますと、何らかの住宅手当なり、家賃補助なり、あるいは母子アパートなりのそのような施策というか、行政的な意味での思い切った政策、施策を講ずる必要があるのではないかと、創設する必要があるのではないかと思っているわけですが、この点はいかがでありましょうか。

第3点目には、平成2年度よりスタートいたしましたひとり親家庭医療費助成事業のことでございます。これは申すまでもなく、所得制限がありまして、児童扶養手当の一部支給の所得制限と同じという、こういうふうになっているわけですけれども、ということは、児扶手が切れれば医療費助成も当然、同時に切れてしまう。また、先ほどの御意見の中にもありましたとおり、児扶手が切れると、自動的にまた水道料金等の減免も切れるという感じで、その他にも児童扶養手当を打ち切ることによって、もろもろのまた適用になっていた制度が打ち切られるということで、ちょっとした所得の差で児扶手も水道料金減免も医療費助成も受けられないということになってしまうんです。これは少し酷ではないかなと思うわけであります。そこで、若干の激変緩和ではありませんけれども、やはり児扶手は受けられなくなっても、ある範囲内ではまだ医療費助成が受けられるというような制度にしてはどうか。いわゆる所得制限を若干緩和しながら、市の単独上乗せ分としての事業を実施できないかどうかという点でございます。

第4点目は、児童扶養手当についてであります。もちろん、この児童扶養手当の制度は、国の制度であります。しかしながら、不都合な点が幾つかあるわけでありますけれども、その中でもよく母子家庭の方々から寄せられる声を取り上げさせていただきたいと思っております。国の制度ということで限界はあるかもわかりませんけれども、市レベルから何とか是正ができないかとの思いで取り上げさせていただきました。

現行制度では、子供さんが満18歳になると打ち切られてしまうわけであります。障害児については20歳まで見ているわけでありますけれども、普通の子供さんについては18歳で打ち切られてしまうということでありますので、高校に行っていれば高校3年生の年度途中で打ち切られてしまうということになるわけでありまして、お母さん方からすれば、せめて高校を卒業するまで、要するに年度末まで手当を受けさせてもらえまいか、との声が結構多いのであります。確かに年度途中で収入がダウンするということは大変

じゃないかなということも当然予想がつきます。年度末であれば給料も多少上がるかもしれませんし、ある程度の切りかえもできると思うんです。そのような切実なお母さん方の声を受け、市として現行の18歳で打ち切られた後の年度末までの分を何とか援助できないかどうかということであります。

以上４点につきまして御回答をお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　　答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　　お答えいたします。

母子・父子家庭にもっと行政の温かい手を！という御質問でございます。ひとり親家庭に対する福祉施策といたしましては、母子相談員によるところの生活相談、あるいは経済的自立を図るための母子福祉資金等の貸付、あるいはひとり親家庭の家事援助事業、また昨年実施いたしました医療費の助成制度、あるいは児童扶養手当等、十分とは言えませんけれども、年々施策の充実が図られているところでございます。

まず、第１点目のＰＲの件でございますが、他の施策のＰＲと同様に、東京都の広報、あるいは市の広報等を中心にＰＲをしているところでございます。

さきの実施いたしましたアンケートなどから、各施策の周知状況を見てみますと、手当、あるいはお祝金等については、比較的高い周知度となっております。半面、貸付等の負債を負うような制度などについては、周知度が低いというような傾向にあります。現状での情報を得る機会はいろいろあるわけでございますが、これからも十分ＰＲに努めてまいりたいと思っております。特に福祉に関しましては、わかりにくい制度もあるわけでございます。そのようなことからも、いつでも、何でも御相談くださいというような方向の中でＰＲに努めてまいりたいというふうに考えております。

それから２点目の、住宅手当等の関係でございますが、本年度より実施しております、老人に対します家賃行政と同様のレベルでこれから検討していきたいというふうに考えております。これにつきましては、やはり母子家庭のみならず、障害者等についても、やはり老人と同じようなレベルで検討していきたいというふうに考えております。

住宅制度といたしましては、都営・市営住宅の優遇抽選制度や都営住宅、公社住宅の特別割り当て等、東京都の制度の活用が図られております。一方、転居に必要な費用につきましては、母子福祉資金、生活福祉資金の貸付制度等によりまして、母子世帯の住宅確保に努めていきたいというふうにも考えております。またそのほか、いわゆる地上げ屋等による緊急立ち退きでの要求を受けるという場合には、ひとり親家庭のみならず、老人障害者を含めた中で、住みかえ家賃の助成制度、これは今年度から東京都の方で要

綱で制度が確立されております。そういうようなことで、これらも研究して、検討していきたいというふうに考えております。

それから３点目の、ひとり親家庭の医療費助成に対します所得制限の緩和の件でございますが、制度そのものが東京都の制度であります。市は業務を都に委任いたしまして、都はすべての業務、いわゆるレセプトの点検から医療費の請求、あるいは医療機関への医療費の支払いまで、これら複雑な事務を東京都医師会、あるいは国保連合会の全面的な協力の中で実施しているのが現状でございます。この制度におきましては、当然所得基準が設けられているところではございますが、その基準はただいま議員さんの方から御指摘がありましたとおり、児童扶養手当の一部支給基準が採用されているところでもございます。これはあくまでも基準でございますので、私どもといたしましては、妥当な所得基準であると判断せざるを得ないわけでございます。

なお、市の独自の所得緩和基準を設けまして実施する場合には、現行制度の中ではなかなかなじまない、別枠で実施することになると思いますが、先ほど述べましたように、他の機関との全面な協力がなくして実施は困難であります。現状においては、事務的にも非常に困難であると言わざるを得ないところでございます。

いずれにいたしましても、児童扶養手当が打ち切られると、ほかの制度も自動的に打ち切られるというようなかなり厳しい状況もございます。これらにつきましては、緩和制度について研究課題とさせていただきたいというふうに考えております。

４点目の、児童扶養手当の年齢条件の件でございます。法の上では、「対象者18歳未満の者」と規定されているところでございます。それぞれの手当等の支給要件の中では、年齢要件、あるいは所得基準要件が定められております。それにより、各手当間の公平が保たれているというところでもございます。なお、手当に関する年齢要件はすべて誕生月日を基準とされているところから、児童扶養手当の年齢要件を「18歳に達した年の属する年度まで」というようなことでやりますと、他の手当等の均衡も保たれないというようなこともございます。御質問の趣旨は理解できるところでございますが、それによって今申し上げました各手当の関連からの不均衡、あるいは早生まれ、遅生まれの関係からの受給期間の不均衡、こういうものも生じてくるわけでございます。３点目と同様に、これら緩和制度について研究させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　どうもありがとうございました。

それでは、第１点目から再質問をさせていただきます。まず第１点目の、ＰＲ不足の件につきましてですが、先ほど部長さんの答弁でもありましたとおり、今後わかりやすく、わかりにくいのでわかりやすく、というふうなお話も若干承ったわけでございますけれども、いわゆる私の目からしても、なかなか実は母子家庭になられると、ここに社会福祉課と児童課にこういうパンフレットが置かれているわけですけれども、これを見ますと35項目にわたるもろもろの制度が列挙されているということになってくるわけなんですね。そうしますと、非常に多岐にわたっていますから、まして母子家庭の方というと、死別やあるいは離婚によって受けられる方が、積極的にこういったものをこう知る、まあ努力もされるんでしょうけれども、やはり、私は母子家庭ですということで、あえて窓口に行って何かするということは、なかなか私は母子家庭になられた方は、心理状態としてなかなか御自分で積極的に、そういった制度を知らなきゃだめですよという御意見はあるわけなんですけれども、やはりもっともっと市側の対応として配慮をしていくべきじゃないかというようなことも強く感じているわけであります。

先ほど部長さんのお話の中で、広報等でもＰＲをしているというようなお話も当然あったわけでありますけれども、私が今まで見ている中では、児童扶養手当や児童育成手当、または児童手当ですね。児童手当はまあ、母子家庭には限らないわけですけれども、先ほど手当というのは周知度が徹底されているというか、九十％もある中では、広報等でも私もよく見ます。ただ、先ほどの家事援助事業であるとか、また母子寮入寮であるとか、または国鉄の割引きの制度であるとか、そういう細かい制度になりますと、私も広報でそういったものをお知らせという形で見たことは、余り記憶にないんですね。ですから、そういった意味での広報におけるそういったもののもう少し工夫をした上での周知徹底というものがなされないものかどうかということを、日ごろから強く感じていたところでございます。

そういったものも考えて、ちょっとまたこれについて関連してお聞きしたいのは、例えばの話ですけれど、先ほど申し上げました母子寮入寮者であるとか、あるいは家事援助事業というものは重要な事業というんでしょうか、母子家庭や父子家庭になられた方は、それだけに大きくこういったものを利用していくという事情があるわけですけれども、因みにこの母子寮入寮者であるとか、家事援助事業者の申請者は平成２年度で、あとまあ、ついでに入院助産についても、これは直接また母子家庭に関係ないかもしれませんが、母子家庭予備軍みたいな形になるかとと思うんですが、入院助産の制度もあるんですね。入院助産とか母子寮入寮者とか、家事援助事業者、平成２年度でどのぐらい

利用されているのか、その辺、再度お聞きしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　答弁願います。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。再質問にお答えしたいと思います。

ＰＲの方法については、今のところ、広報等によるＰＲ、これ以外になかなか思いつかないんですが、それ以外には一般的には市の窓口、支所、出張所等の窓口、こいう所でのＰＲ、またできたら、何といいますか、各家庭の保存版的なものですね、あらゆる制度を網羅した、内容を網羅したような、そういうのが一つの方法ではないかなというふうに考えております。また、十分今後検討していきたいというふうに思っております。

それから、今御指摘のありました母子寮、あるいは入院助産の件でございます。母子寮につきましては、平成２年度で１世帯２人という実績でございます。それから入院助産につきましては４人、これは市立病院、あるいはこれ沖縄の方が１件ございます。以上４人でございます。

家事援助事業につきましては、平成２年度の実績でございますが、母子家庭が１世帯、それから父子世帯が５世帯、この実態でございますけれども、家事援助の場合には、４時間券と８時間券、それから利用される方は、月に12回を限度ということでやっております。そんなことで、４時間券が559枚、８時間券が36枚ということですので、合計いたしまして595回派遣したという実績になっております。こういうことでございます。

○副議長（福島敏雄君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

細かいことまでお聞きして恐縮ですけれども、やはりこういったものが一つには、そういった手当のほかにいろいろある中での制度の中での利用度を私がある程度反映しているような気がしてならないんですね。いわゆる母子・父子家庭合わせて638世帯いらっしゃるというお話の中で、家事援助事業が母子世帯が１世帯、父子家庭が５世帯、また母子寮に入寮者が１年間で１世帯ということですけれども、施設もそんなにないということもありますけれども、または入院助産が４人ということですかね。この入院助産とか、母子寮入寮であるとか、家事援助事業、制度そのものが性格上、やはり特殊な事情ということもありますけれども、そういった意味で頻繁に利用される制度ではないかもしれませんが、それにしても、やはり638世帯という中での利用度を考えると、非常に何回も言うようですけれども、ＰＲ不足というものを端的にある程度表わしているのではないかなということを強く感ぜざるを得ないわけであります。

そういった意味でのＰＲということでの、先ほどから申し上げているようなもっと工

夫した上での、先ほどの部長さんの答弁の中での、出張所等でのという話もありましたけれども、現実を見てみますと、例えば、先ほど申し上げたチラシ一つとってみましても、この社会福祉課とか児童課に置いてありますこのひとり親家庭の書類というのはよくできているんですね。35項目をほとんど網羅しているということですけれども、市民課に置いてありますのは別のこれだけなんですね。これは「死亡、離婚などの理由でひとり親家庭、母子、父子になられた方へ」――これが置いてあるんですね、市民課に。恐らく出張所にも置いてあると思うんですが、これは児童育成手当、児童扶養手当、ひとり親家庭の医療費助成、これしか出てないんですよ。35項目あるうちのたったの３項目しか出てないということでありますので、先ほどの細かいいろんな利用者というか、母子家庭の方々の御意見等聞いてみますと、かなり周知という意味では、ちょっと行政の手が差し伸べられていないんではないかという感を、やっぱり強く持たざるを得ないなということを強く感じるわけであります。

この中でのＰＲということでの具体的な要望をちょっと読んでみますと、先ほどの調査結果の中での具体的な母子家庭の方々、父子家庭の方々の市に対する要望の中での具体的な御意見をちょっと読んでみますと、「各種制度についてもっとＰＲしてほしい。住宅や職業のあっせんを明確にし、案内状などを送付してほしい」とか、あとは「育成手当支給について友人から知らされ、手続をとった。市役所の受け付けは、世帯主が死亡したときは、このような制度のあることを資料などで教えてほしい」とか、「このような制度のあることを初めて知った。早くに制度利用方法等を知ることができればよかったと思う。詳しい資料が欲しい」とか、これ８件もあるんですね。あと、「都内から２年前に転入。転入手続の際に、制度の内容を示したパンフレットを配布されたら、転居後の不安解消の一助になったと思う。」これが２件なんですね。「あるいは知らない制度が多く、驚かされた。どのような方法で知ることができるのか。ＪＲの割引き、都バス無料パスの利用方法を教えてほしい」とか、要するにＰＲがないということを、やっぱり当然のことながら、この調査アンケートをした中での要望の中でも、大多数の方々がやはり訴えているわけですね。そういった意味でのことを踏まえながら、もう一度そのチラシにしても広報にしても、きめ細かく、わかりやすく、なおかつ、どこでも手に入れられるような形でのしおりを置いといてもらいたいということを強く要望をいたしたいと思います。

２点目の住宅の問題ですが、先ほどの御答弁の中でも、今後の検討を要するというか、検討していくというお話でありました。本年度から高齢者の方々に対する家賃補助が実

施をされて、今度は母子家庭、あるいは障害者家庭だなというふうに思っているわけですけれども、検討課題ということでありますけれども、いつごろを目安に母子家庭についての手当みたいなものを考えておられるのか。もう少しわかりましたら、部長さんの腹にある案がございましたら、市長の考えにかかわりなく、もし言える面がありましたらおっしゃっていただきたいと思いますけれども。

○副議長（福島敏雄君）　答弁をお願いします。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

時期の点でございますが、この場で具体的な時間等お答えできかねます。できるだけ早い時期ということで努力させていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　これは最後に市長の方から御答弁をいただきたいと思いますけれども、この住宅問題につきましては、他市の方の状況ちょっと御紹介をさせていただきますと、当然のことながら、高齢者に対する家賃補助とか、そういったものも含めて、他市の方では母子家庭とか障害者家庭についての補助が結構進んできております。

二、三紹介させていただきますと、例えば東久留米市、この東久留米市においては昭和58年から、これは児童育成手当の所得の制限の中での住宅手当、母子家庭の方に対する住宅手当を支給しておるということであります。現在、月額で3,500円。また東村山市、ここでも児童扶養手当の所得制限の範囲内で、昭和54年から月額5,000円。これは本年度から額が上がったみたいですけれども、月額5,000円の家賃補助を行っておるということであります。また調布市においては、単親家庭の引っ越し等に要する運送費用や、敷金等の援助として無利子で１件につき20万円を所得制限なしで、１件につき20万円を限度として貸付制度を行っている、こんなようなものもあります。また新宿区では、母子専用住宅を20戸つくっておるということであります。使用期間については３年を限度として入れかわりをやっていくという意味で、３年を限度として入居を行っておる。具体的には、そういう母子アパートの形で区でやっているという所は新宿区であります。そんな形で新宿では当面の住宅対策については脚光を浴びておる、とこんなような状況であります。

この住宅問題につきましても、いろいろ意見が寄せられております。これもやはり、これに沿ってちょっと御紹介させていただきますと、「都営住宅に何回も落ちて、いつ当選するやら頭が痛くなる。市営住宅も目の前にあり、収入が少なく入ることもできない。アパート代も高く、市がやっているので優先的に入れてもらえないだろうか」とか、

「市営住宅、都営住宅の母子が優遇される点は、とてもよいと思う。しかし、申し込んだところ、所得が少し多く、入れなかった。少し多いぐらいで民間の高いアパート代を払い、子供を育てることはとても困難である。家賃または税金を差っ引いた額などに所得基準を考えてほしい。」あるいは「都営のポイント方式を申し込む場合、現在のアパートが比較的新しいので、申し込みができない。児童扶養手当とパート賃金で一間4万円の家賃のアパートで生活する苦しみ、上の方々には理解できないでしょう。高い給料を取っている人が安い家賃で生活でき、ボーダーラインにいる者が収入の2分の1も払わなければならないなど矛盾しています」という、このような切実な御意見が寄せられているわけであります。

以上のように、大変深刻な状況が伝わってまいります。私には早急な対応が迫られているような気がしてなりません。そこで住宅問題に関してもう1点、ひとり親家庭の方がアパートにさえなかなか入りにくい実態にかんがみて、ひとり親家庭住宅あっせん事業を実施してはどうかと御提案をいたします。つまり市内の不動産取り扱い業者の協力により、民間のアパートをあっせんするものです。

これは既に文京区で実は行われている事業でありますけれども、若干この文京区の制度を御紹介いたしますと、「母子・父子家庭の方に民間アパートをあっせんします」というタイトルで、住宅にお困りの母子・父子家庭の方にひとり親家庭住宅協力員（区内の不動産取り扱い業者）の協力により民間のアパートをあっせんします。対象家庭、文京区内に居住する母子・父子、準母子――準母子というのは、祖母と子とか、また準父子――祖父と子とか、そういう家庭で、次の要件に達する者ということで、住宅に困っていること、同一世帯に乳幼児または小学校在学児童を有すること、所得が児童扶養手当受給資格の限度額以下であること、等が出ております。また、居室の広さ及び家賃ですけれども、原則として2部屋（6畳・3畳、または4畳半・4畳半程度の2部屋）ですね、と台所、トイレ付き家賃は5万円程度とする、ということで、恐らく区内の不動産業者とかなり話し合った上での協力を得てのそういう事業を実施しているんだろうというふうに思うんですけれども、やはりこの住宅問題については、金銭的なものもさることながら、なかなか立ち退きを迫られて移る場合であるとか、離婚して家から出て、子供と2人でどこか住むためにアパートを探すとかいうときには、なかなか母子家庭というだけで、先ほども申し上げているように、不動産屋がもう話に乗ってくれないという、こういう厳しいやっぱり現実があるということをかんがみても、この住宅手当というものも期待しながら、早急にそういう住宅問題で市ができる範囲内でそういった意味

でのあっせん、母子家庭の方々が住宅を探すときの大きな手助けとなる意味での市の事業としてのそういったものができないかどうか、早急に検討に入っていただきたいという意味を込めて再質問をさせていただきます。

○副議長（福島敏雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

ただいま御提言のございました住宅のあっせん事業、これらについては、研究していきたいというふうに考えております。特に母子家庭につきましては、実際の住宅の困窮者、これらの実態等把握してございませんので、この辺十分把握することに努めまして、また、さきの向川原市営住宅ですか、これにつきましても、8世帯の第二種住宅の募集をしたところ、約3.5倍ぐらいの倍率ではなかったかなと。一般の募集者から比べるとはるかに低い競争率だったというふうに考えております。そのようなこともございますので、よくその辺の困窮度の度合いを、実態を調査していきたいというふうに考えております。そのようなことで、あっせん事業につきましては、研究させていただきたいというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

ぜひ、具体的な検討課題として早急な実現を目指して御検討を強く市長にお願いしながら、実現に向けて強く要望をしておきたいと思います。

3点目につきましてですけれども、3点目の医療費助成に対する所得制限の緩和ということで、先ほどの部長さんの答弁では、なかなかなじみにくいというんでしょうか、なじまないということで、結論的にはなかなかこれは困難であるという、そのような結論を下されているわけでありますけれども、これもやはりやっている市がありまして、実際に、ほかにも実施している市があるかもわかりませんが、私の知っている限りでは、東村山市と多摩市で上乗せ事業を行っております。東村山市にしても、多摩市にいたしましても、この昨年からひとり親家庭、医療費助成が始まる以前から、市で単独事業として行っていたという関係もあるんでしょうけれど、それが市でやっていた事業がその昨年から始まった東京都によるひとり親家庭医療費助成よりもかなり緩和してきているというそういう現実をかんがみて、恐らく継続しているんだとは思うんですけれども、そういう点での継続生を保っているということはあるんでしょうけれども、やはりやっている市があるということを考えますと、先ほど部長さんがおっしゃられたような、なじみにくいとか、困難であるということを早急に結論を下さずに、もう少し検討をして

いただく余地があるのでないかということを強く感じるわけであります。

例えば、東村山市においては、所得制限がないんですね。東村山市においては所得制限がなくて、いわゆる入院外来の保険診療の自己負担額の２分の１について、ただし、２万円を限度として市で上乗せしてやっているということですね。あるいは多摩市においては、対象医療が、入院外来の保険診療の自己負担額ということで、対象そのものは東京都で行われているひとり親家庭の医療費助成と同じなんですけれども、所得制限がかなり緩やかなんですね。多摩市においては、市民税所得割額が18万円未満の世帯になっているんですね。ということは、普通の所得で申しますと、年収600万ぐらいの方について適用になるということなんです。ということは、かなりの範囲で適用になるんじゃないかと思うんです。児童扶養手当の一部支給の方が現行のいわゆる東京都で行われているひとり親家庭の医療費助成の限度額でありますので、そういった意味ではかなりの面で多摩市においてはそれをクリアできているということを感じます。そういった意味での実際にこの東村山市、あるいは多摩市において、そういったものを実績として行っているということになります。レセプトの関係とかいろいろあるにしても、全くできないという結論というのは、早急に出してもらいたくないという感じを強くしているわけであります。そういった意味での、この医療費助成についての緩和事業についての市の単独事業、もう一度検討していただく余地があるかどうか、もう一度聞かせてください。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

早急に結論めいたお答えをいたしまして、申しわけございませんでした。私ども常に、改善あるいは是正ということで検討しているわけでございます。ただいまの御質問の件についても、一応課題とさせていただきたいと思っておりますが、先ほど私が御答弁申し上げましたのは、いわゆる現在置かれている所得基準が妥当であるというふうに判断せざるを得ないということなんですね。もし、このひとり親家庭の所得制限を緩和すると、ほかにもいろんな制度があると思うんですね。それみんな緩和して、その分は全部上積みで市で補助するということになってきますと、非常に混乱を招くんではないか。現在ある制度のこの基準は、やはり東京都全体の各市町村の所得制限でもあるし、やはり現時点ではそれは妥当であるというふうに判断せざるを得ないというようなことなんで、別に結論を出したわけでもございません。

それから、今例を挙げられました多摩市でございます。私もよく実態は調べてないんですけれども、多摩市の場合には、東京都より早くからやっておったために、都の制度

ができたことによって、都の制度に大部分は吸収されたけれども、ある一部については、やはりこれを全部東京都に吸収されるわけにいかないので、前の制度でやっているというふうに、ちょっと聞いているところでございますけれども、ただいま御指摘ございましたように、これから十分検討はさせていただきたいというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　所得制限が児扶手の一部支給だということで、部長さんのお考えでは、妥当というようなお考えでしょうけれども、ちょっとその辺がこう、私の意見と違うところだなというふうに思っているところであります。

やはり実態に即した中で、やはりこういう制度というものは考えていかなければならないというふうにも思うわけですね。そういうふうに考えますと、やはり何回も申し上げているように、児扶手が受けられなくなってしまうと、もろもろのすれすれの福祉制度が打ち切られてしまうということでの、この制度特有の一つのデメリット的なものが当然あるわけでありますので、都の制度との絡みで運動していくということは、当然一部あるかもわかりませんが、この制度だけでの検討というものも、十分私は可能じゃないかなということも、強く持っているところであります。そういった意味での、これ以上は並行線になるかもわかりませんので、あえて再質問いたしませんけれども、そういった意味でのお考えに立って御検討をひとつお願いをしたいということを申し添えて、次の問題に移ります。

最後の４点目につきましてですけれども、先ほど部長さんの口からも出ましたとおり、この児童扶養手当についての18歳未満打ち切りということでの制度そのものがこう、早生まれ、遅生まれということでの不均衡があるという、そういう部長さんのお考えも吐露していただいたわけでありますけれども、そういった意味では、やはり問題があるということは、御認識をされているんだなということを感じました。いずれにしても、これは国の制度でもありますし、即市でこれについての是正をということは難しいかもわかりませんが、ひとつ問題提起という意味も含めまして、今後の積極的な検討課題として、またこういった問題もある、また現実に受けておられる現場の受給者の方々の御意見が結構多いという意味においての意見を集約するという意味において、国へのそういった意味での要望事項としても今後取り上げていただきたいというふうに思っているところであります。そのように切実なるお母様方の声をぜひ生かしていただき、決して無為にしないでいただきたいことを強く要望をいたします。

最後に、市長の方から総括的にこの母子・父子家庭の今後の施策も含めて、先ほどの

母子家庭に対する家賃補助的なものも含めて、ひとつ市長のお考えをお聞かせいただきたいと思うんです。

○副議長（福島敏雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　福祉立法の体系に、母子福祉法という制度があることを、我々も承知しておるわけであります。複雑な社会の中でもありますし、いろいろな事情によって、いわゆるひとり親家庭になっておられる現状がある。厳しい社会事情の中でありますから、いわゆる社会弱者として切実なものがあるだろう、ということも御指摘のとおりに受けとめております。

最近はまた、母子という形のみならず、父子という形のひとり親家庭に対する対策も必要であるというふうに社会的にも言われておる状況でありまして、今１番目に御指摘がありました、いわゆる制度のＰＲ、このことにつきましては、日野市では638世帯、つまり特定できておるわけですから、むしろ郵便で送る。しかも35項目という十分な資料もあるようでありますので、郵便で送る。また、制度は新たなものがあれば、送ることもできる、とこんなふうに思いますから、一番具体的な方法があるんではなかろうか。制度をしないために不利益を受けたということは申しわけないことですから、そういう方法を考えたいと思います。

それから、確かに困難の中の、特にに住まいの問題、これはいろんな意味で大きいだろうと思います。自分でおうちを持たれている方は別ですが、借家に住まうということにつきましては、公営住宅にせよ、民間のアパート等の住宅にせよ、かなり御苦労が多いんではなかろうかと思います。したがいまして、都の施策で日野市内にもあるわけですが、以前から母子住宅という住宅もあったわけであります。非常にあれですね、切実な状況を何とか解決するとすれば、民間の住宅等を借り上げてでも、対応する検討が可能ではなかろうか、とこんなふうにも思いますし、近ごろ、老人施策でかなり住宅につきましても、いろいろと具体的に解決のできる施策を見出しつつありますので、女性でありますとか、あるいは何らかの方法で住宅に困る方があれば、直接の相談に乗るというふうにしなければならないことだろう、とこんなふうに思っております。

私の方も、余り事情を知り尽くしておるわけでもありませんし、母子相談員という専門職の方が、日野市にも東京都の派遣を受けておりますので、御意見も十分聞きながら、御指摘のことなどについて一人でも困っておられるという状態は、なくさなきゃいけないというふうに感じました。

○副議長（福島敏雄君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　どうもありがとうございました。

市長の方から思い切った御意見が飛び出して、非常に驚いているところでありますけれど、確かに郵便で送っていただければ一番早いわけです。そういった意味で、本当にこういったものをぜひ実現をしていただきたいなということを強くお願いをしたいと思います。

先ほどまた、借り上げ事業、母子世帯についての借り上げ事業も市長の口から出たわけでありますけれども、これは具体的にはまだ言えないのか、要するにどのぐらいの期間を置いてということは、それはどうでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　老人アパートを借り上げてというふうなことも、老人の場合には具体化できますので、母子の場合も、それと考えていいんではなかろうか、具体的にまだ建物があるというわけじゃありませんが、そういうことも考えていいんではなかろうか、こういうことを思いつきました。そのことを申し上げたわけであります。

○副議長（福島敏雄君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　ありがとうございます。

決して思いつきに終わることなく、実現に向けてひとつよろしくお願いをしたいというふうに思います。

最後に、先ほど部長さんにもお聞きした、具体的な対症療法的なものになるかもわかりませんけれども、具体的なよく私なんかも相談受けるんですけれども、実際にアパート探すにしても、不動産屋がオミットしてしまうというか、門前払いしてしまうということで、なかなか住めない。まして日野市に住みたいという人がいても、住めないという人もいるわけですね。それで、八王子の方に行ってたまたま見つかったということがあるわけですけれども、日野市に住みたいという人がいて、なかなかアパートが見つからない。見つからないというよりも、見つけるための不動産屋に相談ができないという現実があるわけなんですね。そういった意味での対症療法的な形になるかもわかりませんけれども、家賃補助とか借り上げ事業というのはお金もかかることですし、これからの財政的な計画も必要でしょうけれども、このアパートを探す意味での市の行政としてできることということで、先ほども御紹介したような文京区で行っているような、ああいった市内の不動産業者と話し合った上で、協力していただいた上で、そういったあっせん事業的なものはできないかどうかという、こういったことを私は提言をさせていただきました。これについての市長のお考えはどうでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　外国人の留学生に対して、もし居住で外国籍であるがゆえに信頼をされないというようなことがもしあれば、市に申し出ていただければ保証人になってもいいというぐらいな思い切ったことを言っておるわけでありまして、保証人という民法上の責めは行政としては難しいかもしれませんけれど、それに近い程度のことはやってもいいんじゃなかろうか、こんなふうに思いますので、具体的な事例があれば、ひとつ情報提供をしていただきたい、とこう思っております。

○副議長（福島敏雄君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　先ほどこう、保証人になってもいいんではないかというような思い切った発言もあったわけでありますけれども、実は、以前私はこの席で、精神障害者を特に取り上げて、母子家庭と付随して取り上げさせていただいたんですけれども、公的保証人制度というのを、以前この場で私は御提言をさせていただいたわけです。そのときには市長のお考えというのは、100％そういったものは民法上無理だ、保証人制度無理だということをたしかおっしゃったと思うんですね。それと今の発言と、何かつじつまが合わない感じがするんですけれども、その辺はどうなっているんですか。

○副議長（福島敏雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　法理論としての行政が保証人になるというふうなことは、これは無理があろうと思います。しかし、市民を守るために、市民全体の集団である日野市が、あれですね、何らかの方法で責任をとります、という程度のことは言えないことはないと思いますので、それを実現化する手だてを考えればいいんではないか、とこんなふうに思うわけでありまして、ただ、じゃあ民間の非常に困った事件、金銭貸借等の事件で、追い詰められた状況があっても、なかなかそれに対する補償ということは難しいわけでありますけれど、いっときを救うためには、これはもう超法規のことでもやらなきゃならんときがあろうと思っております。そういうことをもう少し社会的に実現できる何か手だてはあるんではなかろうか。そのかわり、当事者の方たちも、もちろん認定が正確でなければいけないということもあろうかと思います。息の通ったといいますか、血の通った行政あるいは福祉というものは、そうあるべきだろうと思っております。

○副議長（福島敏雄君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　ありがとうございました。まだちょっと理解できないんですけれども、実は先ほどから、超法規的なものはもう突発的なものだと。突発的なものの場合に、もう緊急避難的にそれはやむ得ないというようなお話であるわけですね。私の言っ

ているのは、そういう突発的なものじゃなくて、日常茶飯事的に起きているわけですよ。そういう母子家庭の方々が、いわゆる日常的にアパートを探すときに、なかなか探し得ない、不動産屋でも門前払いを食らっているという現実が日常茶飯事的にあるわけですよ。突発的に起きているわけじゃないんですね。ですから、市長がおっしゃっているような形で、緊急避難的に行うような制度を私は言っているんじゃないんですよ。そういったものに対して、恒常的に行政側が行え得るそういったものについてどうですかと。まして文京区では実際に行われているわけですから、そのあっせん事業というのはね。これは法的には全然問題ないわけですよ、このあっせん事業そのものについては。ですから、私はあえてそういう難しい超法規的な、突発的なものをどうこうじゃなくて、そういう法的にものっとったあっせん事業はできませんか、できるんですか、市長のお考えはどうですか、ということを聞いているんですけれども。

○市長（森田喜美男君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　少し誤解をしたお答えだったかもしれません。あっせんという言葉はこれは、いろんな意味で支援をしたり、激励をしたりする際に役立つことだろうと思いますので、あっせんの手段というのがなかなかすぐには思い当たらないわけでありますが、当事者の、あるいはかわった代弁でも行う、あるいは何か制度的なものを考えて、そうして施策として行う、こういうことを検討する必要がある、このように感じております。

○副議長（福島敏雄君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　この事業というのは、ある意味では６月議会で私が質問させていただいて、実績がほとんどなかったという市民葬というのがありましたね。苦肉の策で恐らくつくり出した、いわゆる低廉な価格でお葬式を行うという制度がありましたね、市民葬というのが。実績としてはほとんど皆無に等しかったんですけれども、要するにあれに似ていると思うんですね。あれは市内の要するに葬儀屋さんに協力をお願いして、それでお葬式の華美化、派手さを防ごうということで行われたというんですね。私なんかあれに似ているような感じがするんですね。

ですから、市側がもっともっと市内にある不動産業者に依頼をする形で話し合うというか、そんな過程の行政側の一つの立場の中で、もっと働きかけをするということじゃないかなと思うんですね。ある意味では、結論的に言えば市の行政側が、これは指導まで行かないんでしょうけれども話し合いの中で、ひとつ母子家庭の方々も分け隔てなく相談に来たときには、アパートを探してやってくれということを行政側が市内の要する

に不動産業者に話し合いの中でお願いをするというか、指導というと、これはやはり、かなりきつい状況になりますからできないんでしょうけれども、そういった意味での現実にそういう母子家庭の方々がボイコットされた状況をかんがみて、行政側で、それでは困る。日野市内の大切な市民です。そういった方々が、基本的な人権の一つである居住権さえも確保できないということでは、市としても黙って見過ごすことはできない。そういう立場での行政側の要するに市内の不動産業者に対してのいい意味での介入を行ってもらいたいという内容じゃないかなというふうに私は思っているんです。

そういった意味での市長のお考えがちょっと違っているような感じだったので、ちょっと補足説明させていただきました。そんな形での市の取り組みというのができないのかどうかということを、ちょっとしつこいようですけれども、再度お聞きしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民葬の例が出されました。市民葬は、これは需要がないと役に立たないわけでありますし、また社会的な通念の範疇で今の葬儀には必ずしもこたえていない。別の方法でこたえなければならない、このように考えております。別の方法というのは、公的な祭場を持つことではなかろうか、とこのように思っております。

したがって、不発の例でまたその答弁をしても不発だろうということならば、お答えの必要ないわけですが、やろうと言っているわけですから、ひとつ信用していただく、こういうことであります。

○副議長（福島敏雄君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　不発であっても、私は市民葬をここであえて前回の6月議会の一般質問をここで蒸し返しをしようとしているわけじゃないんですよ。要するにやり方が似ているんじゃないですかと。要するに市民葬のやり方と似ているんじゃないですかということで、あれができたんだからこれもできないわけないではないですか、とこういう意味での……。市民葬が実績がゼロだからどうのこうのと、そういう批判を別にしているわけでもありませんし、そういった議論を私はしようとは実は思ってないわけでありまして、そういったものを市でやっているんですから、過去にね。性格は違いますけれども、そういったものをやっているんですから、そういう市内におけるそういう業者に対しての働きかけというのはできるんじゃないですか、とそういう意味で申し上げているんであって、市民葬云々ということは、一つの例を申し上げただけであります。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　努力したいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　これ以上お話をしても、ちょっと難しいかなと思いますので、あえてこれ以上は質問はいたしませんけれども、一つ先ほどの、郵便を直接送るということとか、または借り上げ事業というものも含め、かなりそういった意味での前向きの御意見は聞くことができたというふうに実感をしておりますので、どうか先ほどお約束していただいたことについては、積極的に、早急に事業計画を組んで、事業を進めていただきたいということを強く要望をいたします。

それで最後の最後に、これは部長さんにお願いしますけれども、最後の最後に、日社協と民生委員協議会と福祉事務所で作成してきました母子・父子世帯実態報告書、これは実は昭和56年で中断をしております。これは非常に我々としても、実態をつかむ意味で、これから行政のあり方を探る意味でも、大変貴重な資料でもありますので、これを今後、継続して作成をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○副議長（福島敏雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　ただいま御指摘のとおり、前回の実態調査からもう10年を経過するというようなことでございます。機会を見て、ぜひ実施していきたいというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

以上をもちまして、御質問を終わらせていただきます。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって18の1、母子・父子家庭にもっと行政の温かい手を！の質問を終わります。

明日の日程もありますので、もう一人一般質問をお願いいたします。

一般質問19の1、日野市土地開発公社の決算からの通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

〔6番議員　登壇〕

○6番（土方尚功君）　議長のお許しを得ましたので、できるだけ時間延長のない範囲で進めてまいりたいと思います。よろしくお願いをいたします。

実は、この問題につきまして、公社の場合には、6月のときに事業の計画、そしてこの今第3回定例会には決算の報告というようなことでもあります。いろいろの議題の中でも、例えば最近の例では、防災情報センターの関係の用地の取得と絡んで質問もあり

ましたし、また、先日といいますか、前回のときですか、公社の組織といいますか、そういったことでも質問等がされております。特にそういった中で、今回決算書手元にいたしましたんで、いろいろ様子を見ていたところ、この問題余りどなたも突っ込んでないなという部分がありましたんで、私も勉強する意味で今回は質問として取り上げましたんで、ぜひ御回答の方をよろしくお願いをしたいと思います。

そういう中、今回は、回答者は市長とそれから公社の理事長ということで私の方は通告をしております。いわば日野市が設置をしている、要するに法人格を持った別の団体であるというようなことから、果たして回答は、例えば理事長がするのかなあということがあったんで、そういうことを通告をしておきました。そこら辺、疑問は若干残るんですけれども、時間もありませんから、早速どういう形であろうと、質問の中の内容の前段は公社にかかること、それから後段については市側の考え方、こういったことで大きく分けますので、前段は要するに公社の理事なり、理事長なり、まあ常務理事ですか、こういった中での回答というふうに一応解釈をして進めてまいりたいと思います。

実は、いつも決算書を見ますと、パターンはもう全部同じですから、事業報告があって、そしてあとは理事会の開催状況、役員の関係、あるいは当年度の取得の用地、そして処分、こういった一覧、そしてあとは決算報告ということで数字の報告になってます。一番後に資産の明細その他あって、最後に決算の要するに監事の決算審査意見、こういうことであります。この中を見ておりまして、幾つか御質問をさせていただきたいと思います。

早速、順番その他については時間があればゆっくりと組み立てをするところでありますけれども、ダイクレトに入ってまいりまたいと思います。

理事会の開催ということでありますけれども、まず１点目は、適正に開催されているかどうか、こういったことで開催の基準、あるいは事業の変更計画、補正予算、こういったことについてどのように、当然担当する者とすれば、正しいというお答えが出てくるんでしょうけれども、まずそこら辺が１点。

それから、取得の目的は当然公拡法に基づいて設置された公社ということでありますから、その目的は一つということになるわけですけれども、当然公共用地、あるいは公用地等の取得、こんなことが中心になるわけで、この辺、目的以外の処分その他がなされていないかどうか。

それから、次に処分価格の決定方法といいますか、こういったことについてお伺いをします。

それから、他市の公社が設置されている状況はどのようで、活動状況、そういったことが日野市としてもつかんでいられるのかどうか。

それから、公社にかかる長期借入金の利率の決定、これは後からよく調べてみましたら、十分市中銀行ということでその利率ということでありますから、そういう答えだと思いますけれども、決定について。特にその２、これはやっぱり、特にということも必要ないんですけれども、長期、要するに市側が貸している利率の問題、そういったことの設定ですね。

それから、後段に入っての特に公社の助成費といいますか、要するに補助の関係があるんですけれども、例年の状況を見てみますと、昨年が２億二千何百万でしたか、そういった金額でありますけれども、平成２年度は５億何千万という形で、倍以上の金額の補助、運営がされております。そこら辺を市としてはどの程度まで、一般会計から出すんですし、日野市がつくっているんだから、幾らでもいいんだ、ということであるかどうか、そこら辺の考え方をお伺いしておきたいと思います。

それから、公社と要するに土地開発基金ということで５億円ということでありますけれども、これをもとに、既に今、約７億から８億近い基金があるわけですけれども、その取得といいますか、どの部分は公社が取得して、どの部分は開発基金で取得をするのか、ここら辺の色分けといいますか、区分分けをどのようにしているのか、こんなことを中心にとりあえずお伺いをいたしまして、再質問の方向で持っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　土方尚功君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　御承知のように、日野市土地開発公社は公有地拡大に関する法律、これは公拡法と称しておりますけれども、この法律に基づきまして設置されているものでございます。内容は説明するまでもなく、先行取得を公社がいたしまして、いわゆる市の一般会計等を中心といたします会計のいわゆる補完をするようなそういう役割をしているということでございます。

設立でございますが、これは総務部用地課が中心になりまして、この団体の窓口になっているということでございまして、市の責任は総務部用地課、いわゆる総務部なり用地課が負っているということでございます。したがって、きょうの回答は、いわゆる総務部長として回答をいたしたいというふうに考えております。

なお、役員につきましては、理事長が助役で、私が充て職にはなっておりますけれども、常務理事ということになっております。

それでは、第１点目からお答えをいたしたいと思います。まず、理事会の開催の状況でございますが、これは公的な法人でございまして、理事会がいわゆる決定機関になっております。評議員会等はございません。したがって、この理事会が定款16条に定めるところによりまして、定款の変更、業務報告書の変更、この２点については特別議決ということで、３分の２以上の議決がなければできないということになっております。

それから３点目は、毎事業年度の予算及び事業計画及び資金計画の保証人、それから毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告、規定の制定または改正もしくは廃止。規定により、理事会の権限に属せしめられた事項、その他公社の運営上、理事長が重要と認める事項ということで、これに該当する事項を理事会で審議決定をしているということでございます。特に平成２年度の運営につきましては、理事会を年間７回開催をしております。平成元年度以前につきましては、大体４回ないし５回でございます。この回数の多くなった理由でございますが、事業の内容をより確実に進めるということで、今まで土地の処分なり、買収の面積でございますけれども、１件5,000平米以上について理事会の議決をとっていたわけでございますけれども、この面積を１件、1,000平方メートルに引き下げまして来年の検討をし、内容の慎重な検討をしているということでございます。これは理事会の責任はきちんと果たしているというふうに考えております。

それから、取得の目的でございますが、これは要するに市の一つの外郭団体、いわゆる市の会計の補完をする団体でございますので、この公社が行うところの用地取得については、御承知のように市が債務保証をしているということでございます。したがって用地買収につきましては、市長部局の方から用途をあらかじめ定めまして、買収依頼を開発公社の方にする。その依頼に基づきまして、公社が取得をするということでございます。そのときの取得の目的でございますが、これはその市長部局で買収依頼を起こす、いわゆるアクションを起こす時点での目的ということでございまして、これは社会及び経済の変化によりまして、若干の変更はあり得るということでございます。これはすべてが最初の目的と変わるということでは計画性がないというふうになるわけでございますけれども、時代の変化等考えれば、また行政のいわゆる方向等、当然その時期に合わせるわけでございますから、若干の変更はあり得るし、またやむを得ないというふうに考えております。

それから、処分価格の決定でございますが、これは公社の業務報告書というのがございまして、この報告書の中で規定をしております。まず、市に譲渡する場合でございますけれども、この場合には、取得価格、管理に要する経費、借入金の利子相当額、その他の経費ということで規定をしております。実際の方法といたしましては、取得価格に公社の諸経費といたしまして、１％を上乗せをいたしまして一般会計で取得をしている、いわゆる公社は市に譲渡しているということになるわけでございます。それから、公社の目的の中で、国及び東京都、その他公的団体に土地の譲渡等ができるわけでございます。これらにつきましては、実勢単価を原則にいたしまして処分をしているということでございます。

それから、他市の公社の状況でございますが、東京都内26市４町で30公社現在ございます。その中で特に活発な活動をしておりますのが、八王子、立川、武蔵野、府中、昭島、調布、町田、小平、秋川市でございます。日野市を含めまして10市でございます。それから五日市町の１町、いわゆる10市１町でございます。この中で特に最近の取得面積が多いのは、いわゆる秋留台の開発に関連をするわけでございますけれども、平成２年度におきまして、秋川市の公社が、ちょっと端数は切れますけれども、11万1,000平方メートルを取得しているということでございます。

企業活動のランクを10市の中で見ますと、日野市は６位に入っております。

それから、借入金の利率でございますが、これは一応基準といたしましては、いわゆる現行で長期プライムレートということで、いわゆる最優良企業に設備投資のための資金を貸付をしております。これをもとにいたしまして利率を決定しております。要するに長期プライムレート、これは１年以上ということになりますけれども、さらにこれから優遇割引率0.2％を差し引いた利率ということで現在借り入れをしているということでございます。

それから、市の貸付でございますが、これは土地開発公社に対する事業資金の貸付要綱というものを持っております。この要綱の第６条第２項で、普通預金相当率ということで、現在公社が一般会計から借り入れをしているということでございます。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　財政の立場で後段の２点、お答えしたいと思います。

１点は公社の助成費でございます。御承知のとおり平成２年度の決算の中では、助成費が５億970万、前年度は２億2,681万ということで、大幅に伸びているわけでございます。御承知のとおり、この大幅な伸び方としては、区画整理事業の用地の先買い、面積では、現状では56.4％、金額では52.6％という数字になるわけでございます。もちろん区画整理の認可がおりることによって、やはりこの助成費は長期に渡っての助成という

ことでなくして、区画整理事業が主でございますので、東町、あるいは西平山の事業用地の先行で買っております。これをやはり早く早期に買い取るべきだというふうに現状では考えております。

もう１点、土地開発基金と土地開発公社の関連でございます。基金の関係につきましては、自治省の通達の先行ということで、46年の４月の設置でございます。開発公社につきましては、49年４月ということでございます。よって、おのおのの公社基金につきましても、目的は先行取得ということでございます。ただ、今、開発基金の中で質問者の中からも、８億943万強残があるわけでございます。この開発基金の使用につきましては、一定の臨時的な比較的規模が土地も小さい、あるいは緊急時の対応、突発的なものを買収していくというのが基本の考え方でございます。過去には余り数がないわけでございますが、土地開発基金条例の中では、当初で５億ということで積み立ててきました。その後、運用の中で８億強の数字、利子を例年するということになっておりますので、そういう数字になっております。目的地とは両方とも同じ先行用地の取得ということで、開発基金の活用については、そういう対応をしているのが実情でございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　それでは質問よりも、お答えを十分いただいたんであれなんですが、再質問という形で幾つかお伺いしたいと思います。

まず、どうしても内容的に総体にわたるような形のものもありますから、それぞれその中に理解をした部分もあります。しかし、全般にわたった中で幾つかの質問をさせていただきたいと思いますけれども、理事会のあり方ということで、確かに制度の一部内容を変えたことによって、回数がふえたというお話でありますけれども、実態として1,000平米、要するに要綱で言う1,000平米という要綱のあり方といいますかね、土地は云々というようなことで、実は私の調べた範囲の中には、そのことが明記をされておりました。しかし、これが金額の上で見ますと、1,000平米だけということで切るのがいいのか悪いのか。つまり九百何十平米で、金額が確かに少ないものもありますし、大きいも

の、つまり1,000平米を超えるものよりはるかにその処分価格というもの、あるいは取得の価格というのが、例えば片や１億程度で済むものが、面積が少なくて３億とか４億とかという内容のものが、これ明細なんか見ると、そういったことがあります。ですから、その1,000平米ということの基準だけでいいものかどうか、そこら辺の考え方を一つ入れたいと思います。

それから、あわせて理事会のどうしてという一番の中心となる視点は、大体この２年度の決算も３年度の決算も、要するにその年度における事業変更計画、あるいは補正予算にかかる審議がほとんど年度末の本当の幾日もないところでこういった変更あるいは補正予算をしている。こういう現実が、この理事会の開催の状況を見ると明らかになっています。つまり、こういったことは市の方から見れば、我々が通常やる場合でも、補正予算とかそういったものは、６月、あるいは９月、あるいは12月ということで、年度の終わる間際なんていうのは本当に専決処分をする程度で、それに近い状態の処理がされている。つまり、こんなことでいいのか、ということが言えると思います。

先ほどの金額の補正の関係を事例にとれば、当初予算で２億3,167万1,000円という当初予算でありました。つまり年度のおしまいの３月のときに結果的に補正を３億3,798万円している。つまり当初予算をはるかに上回った金額が補正で結果的に出てくるわけですね。これが３月の28日という――まあ２年の事例でそうです。元年度の事例も大体３月の末にすることが行われている。果たしてこういう持っていき方がいいのか悪いのか、そこら辺の考え方を一つお願いをしたいと思います。

それから、処分価格の決定、目的以外の処分がされていないかというようなことでありましたんですが、確かに軽微な形で処理がされているということは、ある程度の理解はつきます。事例としてあくまで２年度の関係だけの中だけでは、特に事例を挙げるとすれば、要するに目的以外に使われたと思われるのは、私の中では三つ程度あるんですけれども、一つは多摩川のグラウンド管理棟の用地、これは333平米ですが、実際に取得したのは、これは二十一小の用地として278平米、それから万願寺の区画整理の公共用地として75平米、あるいは112平米、45平米、こういったものを総括で、区画整理ですから一体になります。もとの地積でいけば510平米が、換地処分ということで減歩をされてますから333平米、これに合致をするんですけれども、こういったことは二十一小の用地を要するにグラウンドの管理棟に振り向けた、こういう実態が明細書を見て比較をすると出てきます。単純に我々はグラウンド用地だと。公社が持っている土地だからということで受けて、確かに処理をしていますから、そのことはもうやむを得ないと

しても、結果的には、学校用地だとか区画整理の用地をそういうものに充てたという現実が明らかになります。

それから、ほかにも大きなあれでは、処分はされてます。消防署の建設用地の代替地ということで、平成２年度も処理がされてますけれども、これも、まあこれは区画整理、先ほどもいろいろ平山の消防の問題ありましたけれども、やはり区画整理の用地として取得した一部を代替地に振り向けた。そして実際には、取得の要するに形を変えるために、ほかの部分を買い増しをして、そしてその処分なりをして、形を整えていますけれども、本来、こういったことが軽微な変更だと言えば、それで済むんですけれども、実態としてはちょっと違うんじゃないか、というようなことがあります。たまたま平成２年度の処理ではありませんけれども、我々が防災情報センターの用地でありますけれども、これも、この一覧を見ますと、それに該当するのは、結局、表上、資産として明細になっているのは駐車場等用地ということであります。つまり防災情報センターとして当初から取得をするのを隠すために、要するに今第４駐車場になっている駐車場の部分あたりをとらえて、あるいは今ある、今までのセピア神明ですかその駐車場というようなことで……（「アピア」と呼ぶ者あり）あ、アピア。そんなところで、これが普通ならば、もう防災情報センターということの用地としてとらえたんだということを明らかにしておいてもいい物件ではないか、というふうに思うところです。

こういったことで、ちょっとやっぱりいろいろ調べてみますと、こんな点がちょっと不審だなあと思うような点であります。そこら辺についての説明をいただければと思います。

それから、余り長くなってはいけないんですけれども、あと価格の決定方法でありますけれども、特に事例として西平山の区画整理を消防用地にした。この中にですね、先ほど、１％事務費を乗せるんだというようなことがありました。で、西平山のその土地は大分前に――前といいますか、２年前に取得をして処分をした価格、要するに買い上げをした価格は、その価格より上回った。要するに、こういう内容的に当然限定価格といいますか、市が取得をしたいということですから、価格が上がるのが当然だというふうに思いますけれども、正常価格としてのその処分とした場合の少なくとも過去に取得した金額と同じ金額で処分をしております。少なくとも市以外ですから、市の場合には１％、そして利息の部分は市が要するに補助金として出してますから取らないとして、いいわけですけれども、第三者の団体に得る場合に、最低限１％程度の事務費は乗せるべきだというふうに思うんですけれども、場合によっては、それ以上に利息等を乗せる。

要するに東京都や国の場合には、そういったものを十分乗せて処分をしている事例が過去にずっとあるわけですし、たまたま代替としても最低限の利息は市が持ちましょう。しかし、１％の事務費程度は乗せるのが順当でないか。要するにその処分価格の決定の仕方、そこら辺ちょっと疑問を感じておりますので、そこら辺の見解をお願いをしたいと思います。

それから、他市の関係はいいとして区画整理、それから公社の財政の部長の方の関係でありますけれども、確かに区画整理をやっているために、先行取得56％ということで先ほど数字が出ておりました。そのうちの西平山が36％、そのうちのというよりは全体の56％のうち、西平山の先行取得部分が36％面積であります。それで用地は34.39％、支払い利息においては39％、約40％近いものが利息にとられる。そういう形で全体の運営の中にあります。これは確かに、区画整理が事業認可になるというまちに、まあ先行取得ですから当然あるわけですけれども、こういったことがまだこれから東町でありますとか、第二万願寺、そういったものもまだ用地の取得そのものが十分ではないというふうに思いますし、これから進める中に、いろいろまだまだ取得をしていかなければいけない現実は十分わかります。そんなことから、ここら辺が果たして先ほども補正の関係の金額で言ったとおり、大分オーバーすることはいいんですけれども、果たしてどの程度まで考えられているのか。この程度で今後も処分していけばおさまっていくんだという考え方の中にいるのかどうか。財政の視点からもう一度、そこら辺の考え方があればということです。

それと、公社と開発基金での取得の違いというようなことでありました。確かに先行取得だということで、内容的にはほとんど同じなんだということであります。特に財政部長の説明では、小さい面積、あるいは緊急性、あるいは突発性というようなことで回答がありました。これらは特段にとりたててそこら辺があるからということでなくて、公社でも十分小さい面積、隅切りの道路の部分で1.7平米でありますとか、そういった現実に平成２年度においても取得をしております。つまり、その部分については何らそちらの公社であっても、開発基金であっても、同じだというふうに言わざるを得ません。つまり突発だといっても、十分開発公社が買い取りができるわけですから、特に現実として、開発基金で取得をした２年というのは実績ゼロであります。その前の年に六千何百万の土地を、今も現存で持ってますけれども、そういった取得を――失礼。1,334万4,000円平成元年度には取得をしております。その前の年が63年で3,122万円、62年は若干多いですけれども、４億1,600万ということで、こういう金額がもう数字の上で明らか

に出てきておりますので、何ら今まで緊急突発、そういったものがないというふうに理解をするんですけれども、いずれにしましても、公社であっても、開発基金であっても、逆に言えば開発基金で買った方が、利息はかけないで、もう既に市の資産としてなるわけですから、利息の部分は少なくとも出さなくともいい、とこういう結果が出てくるんじゃないかと思うんですけれども、そういったことを含めて今全般、再質問等させていただきました。極力簡単明瞭にひとつ、御回答をいただければと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（前田雅夫君）　第１点目の理事会に諮る、いわゆる用地を取得する場合に、理事会に諮る面積が1,000平方メートルだけではちょっと不完全ではないか。要するに面積と金額を併用すべきだろう、とそういう御質問だと思いますけれども、公社の事業計画をつくるときには、関係の部課から公社が用地をすべく、要望をとるわけでございます。それらを内容を十分検討いたしまして、事業計画を作成する。で、その事業の内容につきましても、例えば区画整理、西平山土地区画整理の取得については何平方メートル、あるいは万願寺第二につきましては何平方メートルというような、そういう形で要望が来るわけでございます。そういうものも項目別に事業計画の中に定めております。したがって、公社で事業を執行する場合には、その事業計画にのっとってもちろんやっているわけでございます。

ただ、この1,000平方メートル以上について、さらに理事会で引き下げというのは、その取得について理事長権限でもちろんできるわけでございますけれども、理事会という合議の中でさらに内容を検討する、検討を深めるということで進めているわけでございます。確かに御指摘の面積だけでは、坪単価の高い所では膨大な金額になるというような御心配だと思いますけれども、一応取り扱いといたしましては、この理事会の中に最後に、さっき読み上げましたけれども、「その他公社の運営上理事長が重要と認める事項」ということで、今後運営をしていきたい。必要であれば、この取り扱いの方法をさらに改善をいたしたいというふうに考えております。

それから、事業計画の変更が、いわゆる年度末に行われているということでございます。これは先ほど申し上げましたように、事業計画は各課から積み上げたものでございますし、また日野市は都市基盤整備を初めといたしまして、土地にかかる事業を積極的に進めているということで、公社の事業計画もかなり積極的な計画を立てておるわけでございます。そういうことから、この事業計画の変更につきましては、年度末最後に修

正をするということで進めております。要するに事業計画にないものを公社が買うということは、これは公社運営上おかしいわけでございますので、できるだけ事業計画はそのまま保持いたしまして、できる限りその執行率の向上に努めているということでございます。

それから、用途の変更でございますけれども、これは確かに当初、市長部局からのいわゆるアクションの利用目的どおり、一般会計で取得し利用されるのが、これが理想的でございますけれども、先ほど言いましたように、仮に一般会計で行政財産として取得いたしましても、そのときのいろんな事情によりましては、その用途の変更もあり得るわけでございまして、できる限りこの変更については縮小しなきゃいけないけれども、ある程度ものはなければ行政運営上、差し支えがかえって出てくるんではないかというふうに考える次第でございます。

それから、価格の決定ございますけれども、消防署用地の件を例に挙げられました。これはかなり例外なケースでございまして、確かに御指摘のように、西平山の土区画整理事業の減歩緩和用地として取得したものではございます。この土地が道路に面する所が66メートル、いわゆる間口が66メートル、奥行きが、西側でございますけれども8.8メートル、東側が29メートルというような土地でございまして、この形状の中で土地利用するというのは非常に効率が悪いわけでございます。したがって、南側のいわゆる隣接地の地主さんに、一部この奥行きの短い方の土地を譲渡し、いわゆる接する南側の土地を譲ってもらったということでございます。いろんなそういう市から強い要望をいたしまして、地主さんから譲渡してもらったというようなこともございまして、この件については、いわゆる当初取得した金額とそれから裏側を評価いたしまして、いわゆる売買をしたということでございます。建前からすれば若干無理があるわけでございますけれども、いわゆるこの政策実現ということを考えまして、こういった土地のやりとりはやむを得ないだろうというふうに理解をしているところでございます。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　再質問にお答えします。

公社の助成費の関係でございます。事業を促進する中では、まだまだ用地の確保が必要だろうというふうには考えております。ただ、先ほども申し上げました50％強区画整理事業用地として確保しているために、かなり助成費が前年より上がっていることも事実でございます。限度が幾らが適当かというふうな御質問でございますが、やはり全体の公社が持っている50％強が区画整理用地でございます。それ以外の用地についても、

一定の目的があって先買いをしているわけでございますので、やはりこの助成額をこれ以上ふやすことはなかなか運営上も厳しいだろうというふうに考えております。今後できるだけ区画整理部分につきましては、認可がおり次第、処分をしていく方法、あるいは他の用地についても目的に沿った買い取りをお願いするような形で進めていきたいというふうに考えております。

最後の開発基金の関係でございます。先ほどもちょっと申し上げましたが、開発基金の制度が46年の４月の設立でございます。よって土地開発公社の関係が３年後の設立であるために、同じ目的ではありますが、基金制度の方が先にできているわけでございます。よってこの辺の問題も、先ほどの御指摘の中で買収件数も少ない、平成２年についてはないと、全くその事実もあるわけでございますので、今後十分精査した中で、検討を加えていきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　それぞれ再質問の中で改善、あるいはそのあり方の検討、特に公社と開発基金の関係等についても今後検討されるということであります。もう少しじっくり突っ込めば、突っ込むなりに出てくるところがあるんですけれども、一応、公社という形で、法人格全然市としては別な組織であります。そういう中で報告だけですと、ちょっと場合によると見落としてしまうというようなことに視点を向けたわけです。今後、企業公社でありますとか、いろんな関係で公社関係も出てきますけれども、そういった点には十分注目をし、かつ体制がそういった開発公社とはまた違いますけれども、そういった中で視点を今後向けてまいりたいと思います。

いずれにしても、事業計画その他と決算を見ますと、大分取得についても、平成２年度でも60％というようなことで、先ほどいろいろ事業を検討したということでありますけれども、そういったことからすれば、率が少ないであろうし、また金額からすれば、全くもってはるかに補助といいますか、そういったことが大きく逆に作用しているというようなことであります。今後もそういった面に視点を向けて、特段に今回は市長の方から意見を求めるというようなことのあれではありません。我々も１点を、そういった形一つひとつまたじっくりと見ていきたいということを申し上げて、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって19の１、日野市土地開発公社の決算からの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より会議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時20分　散会

9月12日　木曜日　（第7日）

平成3年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第25号）

9月12日　木曜日　（第7日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	小川友一君
5番	高橋徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　大迫曄子君

議事日程

平成3年9月12日（木）
午前10時開議

日程第1		一般質問
（請願上程）		
日程第2	請願第3－16号	日野市立幼児教育センター存続に関する請願
日程第3	請願第3－17号	日野市市民多目的ホール新設に関する請願
日程第4	請願第3－18号	暴力排除宣言に関する請願
日程第5	請願第3－19号	高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願

日程第6	請願第3－20号	建設会社の廃材焼却に関する請願
日程第7	請願第3－21号	岡部マンション（仮称）建築計画に関する請願
日程第8	請願第3－22号	公園設置に関する請願
日程第9	請願第3－23号	「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情
日程第10	請願第3－24号	たんぽぽ学童クラブの移転及び児童館と図書館の建設に関する請願
日程第11	請願第3－25号	子どもたちが、学校給食で地元野菜を食べ続けられるように、都市農業の育成を求める請願
日程第12	請願第3－26号	看護婦確保法の制定と東京都来年度予算に関する陳情

本日の会議に付した事件
日程第1から第12まで

午前10時25分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員、23名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問20の１、食と緑を守るために、西平山区画整理地内で「農のあるまちづくり」をすすめよの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔２番議員　登壇〕

○２番（執印真智子君）　それでは通告に従いまして、食と緑を守るために、西平山区画整理地内で「農のあるまちづくり」をすすめよの質問をさせていただきます。

近年、環境問題が大変大きく取り上げられておりますが、ここに東京都が平成２年３月に出した「みんなで守ろう地球の環境」というパンフレットがあります。環境庁が監修をしておりますが、裏表紙には大きく「地球が危ない、もうＳＦではありません」と書かれています。現在の経済効率優先の社会システムの中で、甘いとか、理想主義とか言われつつも、環境問題に胸を痛め、消費者運動を続けてまいりました私たちから見ますと、環境庁や東京都、つまりお役所もここまで言うのかと、妙な感動を覚えるとともに、ぜひ社会全体を挙げて、環境問題の解決に力を入れて取り組んでほしいと、強く願うところです。

さてさまざまなメディアを通し、現在の地球が置かれている状況は広く知られているところではございますが、このパンフレットの内容を少し御紹介いたしますと、現在の私たちの便利で豊かな暮らしぶりが赤潮、ＮＯｘ、ＣＯ2、フロンガス、メタンガスの発生につながり、それらもろもろの要因がかんばつ、熱帯林の減少、野性生物の減少、砂漠化、海面水位の上昇を引き起こしているのであると書かれています。そして中でも地球の温暖化が大きな問題点として挙げられています。

このまま何の対策も取らずにいると、2030年には地球の平均気温が1.5℃から3.5℃に上昇しているだろうということです。南極や北極の氷が解け、海面が20センチから110センチメートル上昇し、例えば東京で言うと、下町の大部分が海にとなってしまい、異常気象によって土壌水分が不足し、雑草や、病原生物がはびこり、害虫がふえ、地力が衰えるなどして、世界の農業にも大きな影響を与えるだろうという予測がされております。

東京都はこのパンフレットの中で、このまま地球が温暖化を加速させないように、スィンク・グローバリー，アクト・ローカリー、つまり地球的規模で考え、足元から行動す

ることを提案しています。そして町全体に緑をふやそうと訴えています。

以前、国内線のパイロットの方が、羽田を飛び立つときの空気は汚いけれども、池子の森の上だけは驚くほど空気がきれいだと話されていると、何かの本で読んだことがありました。緑が大気全体に及ぼす力が大変よくわかる話だと思います。

思い起こせば二十数年前、理科の時間に光合成について学んだものでした。人間は酸素を吸って、二酸化炭素をはき出すが、草や木のはっぱは、二酸化炭素を吸って、酸素をはき出す、この自然の摂理に感嘆し、感動したものです。現代は、人と草や木のつくり上げた自然の摂理以上に、人間が二酸化炭素や他の化学物質をはき出し続けてましったわけですが、スィンク・グローバリー，アクト・ローカリーでもう一度この日野市の緑を見つめ直し、その中でもとりわけ農地の緑が果たしてきた役割の大きさ、農地にかかわる用水や湧水の役割の大きさを再確認し、今後の町づくりに生かしていただきたいと思い、まず２点質問させていただきます。

１点目は日野市の農地保全についての基本的な考え方と、西平山区画整理地内で具体的にどのように農地を残していくお考えかをお尋ねしたいと思います。また12月にも提案させていただきました農業公園、市民農園について、日野市としての位置づけと、進展状況をお教えください。

日野市は基本計画の中で、都市農業を育成するという方針を打ち出しています。しかし反面宅地の供給が目的の区画整理事業が、各地域で積極的に進められています。この区画整理事業は計画も含めますと、市内の約50％にもなるわけです。確かに都市計画法でも、市街化区域は10年をめどに宅地化することになっていますので、区画整理が虫食い開発など、秩序のない開発を防ぎ、住みよい宅地づくりや、公共施設の整備をするには必要だというのも理解できるところです。また、農家の方々の意向によることが多いとも伺っております。しかし日野市においては、都市農業を育成するという方針が片方にありながら、農地を宅地化するのを早めることになる区画整理を片方で進めているというのも、また事実だと思います。

さて、そのような日野市全体の状況の中で、昨年の12月に計画決定された西平山の区画整理は、計画区域面積92ヘクタールのうち、地目農地が57ヘクタールあり、これは日野市の地目農地、332ヘクタールのうちの15％近くにもなります。このあたりは昔から黒ぼくと言われる肥沃な土で、江戸以前から続く優良で、広大な農業地帯だったと伺っております。まさに農家の方々の、先祖代々の血と汗と涙がしみ込んで、ここまで豊かになった土と言えるのだと思います。

私が参加している生協でも12戸の農家と提携をし、年間約1,000万円の取り引きをしております。トマトやキュウリなどその季節のものを、新鮮なうちにいただいております。畑見学や交流会もさせていただき、自転車でも行けるような身近な場所に生産地があることが、本当に食の安全を守るのだと実感できる毎日です。そしてさらにうれしいと感じているのは、７戸の農家の方々が９校の学校へ、給食の食材を納入されていることです。この学校給食への地元野菜の導入は、地域に根差した教育ということで、８年前から始められたと伺っておりますが、子供たちの食べ残しが減った、農家の方々も張り合いができたなど、地域の教育力も感じられる、すばらしい事業だと感じています。

私はこの日野市内で行われている、学校給食を通しての教育に、大変重きを置いておりますし、生協や産直を通しての地域内流通に、食の安全の可能性をゆだねているわけですが、西平山で計画されている区画整理事業が実際に市民の暮らしに与える影響を大変危惧しています。

また今回の税制改革の影響も憂慮をしております。国の減反政策や後継者難で、農家の方々が置かれている状況は厳しく、日野市でもここ５年で30ヘクタールの田畑がなくなりました。この税制改革が農地の減少に拍車をかけ、学校給食へ波及したり、市民生活に大きなマイナスの影響を与えるのではないでしょうか。歴史もあり、市民から必要とされているこの西平山の農地を限りなく残す方向でお考えいただきたいと思いますが、どのような施策をお持ちでしょうか。

次に農業公園と市民農園についてお伺いします。まず農業公園、市民農園とはどんなものかということですが、市民農園は、現在日野市にも幾つかあるような消費者農園、学校農園、老人農園、そして福祉農園を総称して呼ぶものだと思います。これらが市内に点在し、歩いたり、自転車に乗ったりして、気軽に出かけられ、市民が土に親しんだ暮らしができるもの。そして農業公園については、全国的にも定義というのはまだないようですけれども、12月の私の一般質問でも、七ツ塚公園を農業公園にと提案させていただいた経過もありますが、近隣公園と市民公園の合わさったものとイメージできるかと思います。

12月の御答弁では、当時の都市整備部長前田さんから、寺家ふるさと村の例も出されましたが、都内では足立区に足立区都市農業公園というのがあるそうです。現在荒川スーパー堤防の改修のために、この農業公園も改修中ということで、私も見学にはまだ行っておりませんが、日本のライフスタイルに根差した公園という印象を受けております。ここには水田、実験たんぼ、薬草や綿花などもあり、区民農園が100区画、そしてコミュ

ニティー広場があり、農作業は社会福祉事業団、幼稚園、小学校が公募により自主的に参加しているようです。

このような場所で、それぞれの農園に集まる人たちが触れ合い、作物のつくり方や、収穫の喜びを通して、コミュニケーションを深めたり、公園に遊びに来る人たちともコミュニケーションしていくなど、新しい形のコミュニティーの施設にもなり得るかと考えます。

今回の一般質問の初日、旗野議員が公園行政について質問されておりました。大変含蓄の深いお話で、私は目から鱗の落ちる思いがいたしました。これまでの公園は、どこか日本人の国民性に合っていなかった部分があったのだと納得したところです。確かに今の公園はよそよそしさが感じられる面があります。お行儀がよすぎるのかもしれません。旗野さんの質問を伺いながら、農業公園こそが日本人の待ち望んでいた、そして日本人の深層心理に触れるこれからの公園ではなかろうかと意を強くしたところです。ぬくもりのある公園、人が自然の一部に戻って、安らげる公園として、農業公園はこれから大きな役割を果たしていくと考えます。まさに緑と清流の町にふさわしい、都市づくりの一翼を担っていくと考えますが、現在どのように計画をお進めでしょうか。

大きな２点目といたしまして、農地と深いかかわりをもつ用水、湧水保全についての日野市の基本的な考え方、また地下水涵養、水循環をどうお考えになっていらっしゃるかをお尋ねしたいと思います。また西平山には２本の用水、川北と上村用水がありますが、これらは農業を営む上でも不可欠なものです。また住環境としても、水辺は市民に潤いをもたらす重要な要素だと思います。この用水には、日野市内では絶えてしまったと思われていたメダカが発見されたと住民からの意見に書かれてありました。メダカだけではなく、年間を通して水の流れがあり、多くの生物が生息しているだろうと考えられます。

具体的にどのように残し、それをどのように市民生活に生かしていくお考えかをお伺いいたします。以上御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それではまず大きい方の第１点目の農地の保全のうち、日野市全体の基本的な考え方は別といたしまして、西平山区画整理区域の中での対応について、御説明申し上げます。

その前に、ちょっと西平山の区画整理の状況を先に申し上げたいと思います。西平山の区画整理事業でございますけれども、昨年都市計画決定をさせていただきました。それで平成４年の上旬に事業決定をする予定で、現在進めておるところでございます。それでこの西平山の町づくりの方針でございますけれども、テーマとして「快適でゆとりのある町」ということで、サブテーマといたしましては、「安全で便利な町、豊かな自然と潤いのある町、ゆとりの感じられる町」と、こういうことをサブテーマとして実施、計画しておるところでございます。

当地域は今御指摘のように農地、それから緑が非常に多い地区でございますので、計画の中でこれらを最大限残すような、保存するような計画をつくっておるところでございます。そこでまず第１点目の西平山の地区の中で、農地の保全の考え方でございますけれども、農地の保全につきましては換地設計の中で、できる限り現在の位置で、しかも集合換地を行いまして、農業環境の保全を図っていきたいというふうに考えております。今後換地の中で、地域の権利者の皆さんと話し合いながら、できるだけ多くの農地を集合していきたいと、こういう考え方でございます。

それから２点目の市民農園、それから農業公園でございますけれども、市民農園につきましては昨年の６月に、市民農園整備促進法というものが制定されております。これは制定されてまだ年月が浅いわけでございまして、日野市の場合に、こういうまだ実例がないわけでございますけれども、この制定に当たりましての、検討された事項として、都市の住民などが小区画の農地を利用して、花、野菜の栽培を通じて健康づくりや、それから生きがいづくりにこたえていきたい。それから余暇活動の増大、活動の多様化、高齢化社会に、これらに伴いまして、優良な市民農園の整備が強く求められてきているということでございます。こういうのを受けまして、この市民農園が制定されたということでございます。

さらにこれらの目的は、都市の環境上からも非常に公害、災害防止、通風、景観等からいきまして非常に重要な役割でございますので、今後これらにつきましても、この町づくりの目的とすべて合致するわけでございますので、十分検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから２点目の用水、それから湧水につきまして、西平山の中での考え方でございますけれど、現在、ただいま議員さんが御質問の中で述べられたとおり、用水は上村用水、それから川北用水の２本がございます。それでこの上村用水につきましては、位置を多少変更しまして、この町にマッチしたような形で、その用水の機能を保存していきたいというふうに現在は計画されております。

さらに川北用水でございますけれども、現在の計画の中では廃止するような方向になっ

ておりますけれども、これもできるだけ残す方向で、これから検討していきたいというふうに考えております。具体的にはまだどの程度の位置で残せるかということは、今後の検討に任せていただきたいと思います。

以上西平山の区画整理事業にかかわる部分について御説明申し上げました。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　ただいまの最後の方の質問の中にございましたけど、湧水と、それから用水の保存についての基本的な考え方という御質問がございました。これについてお答えをさせていただきたいと思います。

今後は農業水利より、環境水利、それから景観水利として非常に比重が大きくなっていくと思われるわけでございます。用水路につきましては、昭和55年につくられました浅川利用計画調査、また昭和63年に制定されました日野市基本計画及び日野市河川整備構想によりまして、日野市の町づくりにおける全体的な用水の位置づけがなされているわけでございます。具体的には水量の確保、浄化対策、地下水の涵養、この三つの取り組みが示されているわけでございます。これに基づきまして今現在、事業を進めているところでございます。また平成３年度と４年度にかけまして、日野市水辺環境整備基本計画を策定をいたします。これによりまして、今までの用水、湧水等全体整備方針より、個々の用水とそれから湧水についての位置づけがここでなされるということでございます。これによりまして整備計画を立てまして、これからの整備を図っていきたいという考えを持っております。

清流復活の絶対的の条件であります水量の確保については、取水源が建設省が管理している多摩川、浅川にゆだねているところでございます。また取水目的も現在では農業水利となっておりますけども、農地の減少とともに、必要量も少なくなってくるわけでございます。このような中で市といたしましても、町づくりに占める用水路の必要性を考えまして、環境水利なり、景観水利ということで、建設省京浜工事事務所に対して、現在水量の確保にお願いしているというところでございます。この問題につきましては、今年度、平成３年度より、仮称でございますけども、用水問題協議会、これメンバーを申し上げますと、建設省の京浜工事事務所の所長、課長、市の方といたしますと、市長、部長、課長等でこの協議会を設置いたしまして、このような問題も今後煮詰めていきたいということで、今建設省と合意に達しているということでございます。以上です。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　都市農業の基本的な考え方というのを、お答えいただかなかったような気がするんですが、どなたかお答えいただけますでしょうか。

それから西平山の区画整理の中で、地目農地が現在57ヘクタールですか、あるわけですけれども、これを大体今の計画の中でどれぐらい残していこうというお考えでいらっしゃるのか、もうちょっと具体的にわかるようでしたら、教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　農地を残す現在の計画でございますけれども、集合農地を現在は２カ所計画しております。約２万5,000平米程度を予定しておるわけでございます。しかしこれはこれから行われます生産緑地との関係もございますので、この届け出の状況等を考えまして、その都度その必要に応じて対応していきたいというふうに考えておるところでございます。具体的にはまだ地元との農地の保存云々の話し合いはしておりませんので、現在のところは２万5,000ということでございます。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　都市農業の基本的な考え方ということでございます。今――前回でもお答えしたところでございますが、このような生産緑地法制度の改正に伴いまして、大きく都市農業のさま変わりがあるわけでございます。そういう中でいかに今後の都市農業を維持発展させていくかということでございますが、これにつきまして、現在農業委員会の方で、これも先ごろ触れたところでございます。意向調査等進めておる段階でございまして、それら意向を踏まえまして、対応策を取っていきたいというふうに考えておるところでございます。簡単ですが、以上でございます。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　どうもありがとうございました。

それではお答えをいただきましたので、何点か再質問させていただきます。日野市の農地保全に対しまして、基本的な方針を伺いました。また生産緑地については地元との話し合いもしていないということですし、これからどれぐらいの方が生産緑地に登録をするかということにもかかわってくるのだと考えます。しかし、この９月半ばぐらいに、政省令というのがはっきりするというふうにも伺っておりますけれども、どうしようかと迷い続ける農家の皆さんからしますと、やっぱり生産緑地に登録しようと決心できるだけの、日野市の条件整備というのが必要になってくると思います。その条件整備といたしましての基金制度、それからナショナルトラスト、長期の買収計画、有機農業推進についてお伺いをいたします。

基金制度につきましては、生産緑地に登録をいたしましても、従事者の病気、死亡など、営農が続けられなくなった際には、市へ買い取り請求ができるというように伺っております。請求から３カ月後に買い取るか、他の農家、それから公共団体へあっせんするかしなければ、開発規制が外れて、農地としてばかりではなくて、緑地としての保全も危ぶまれてしまいます。短い期間のうちに決定をするには、十分な資金と、長期的な買収計画が絶対に必要だと思います。

町田市では農地保全が目的ではありませんが、町田市緑地保全基金といたしまして、30億円を予算と寄付金で設立し、現在20カ所、18ヘクタールの緑地保全を図っていると伺っております。生産緑地を計画的に買収し、市民農園や、緑地公園にするために、日野市にある環境緑化基金や、公共施設建設基金に組み入れるか、新しく基金制度を設けるお考えはないでしょうか。

また世田谷区では、昨年世田谷区ナショナルトラスト運動を始めて、広く市民より資金を集めていますが、このような制度のお考えはないでしょうか。失礼いたしました、世田谷区ナショナルトラスト運動では、市民、企業が一緒にこういったナショナルトラスト運動を始めているそうです。

次に有機農業の推進についてですが、農水省が最近これからの農業は環境保全型、つまり有機農業にしていく必要があるということを打ち出しております。しかし都市部においては、有機堆肥を手に入れにくい状況があります。都市での有機農法は周辺住民にとっても悪臭のもとだと思われがちですので、住民の理解も必要なところですが、農家の方々もそのあたりは大変苦労していると伺っております。有機農業推進のために、12月の一般質問では「検討中」との御回答をいただきました。共同堆肥舎の建設をさらに進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

さらに町田市では地力培養事業といたしまして、堆肥をつくる人にも、それを買う人にも補助をしています。有機肥料の製造農家へは、堆肥を入れる袋や、詰める機械の３分の１の資材購入の補助をし、堆肥購入者へは、10キロから15キログラムにつき、1,000円の補助、またトラック１台につき1,800円の補助などがあるようですが、日野市でも食の安全のためにも、有機農業推進策をお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。以上、生産緑地登録への働きかけの施策としての市のお考えをお尋ねいたします。

次に西平山区画整理地内の集合農地の規模の面から再質問をさせていただきます。ただいま都市整備部長さんの方から、西平山の区画整理のサブテーマにも大変あっている、豊かな自然と潤いのある町を残していく方向でいるんだということを伺いました。先ほ

どもお話をいたしましたように、こういった都市化の中で、農地が果たす役割というのは大変大きくなっていくと私は考えますが、西平山区画整理地内では、今現在、2.5ヘクタールというふうに先ほど伺ったんですけれども、それだけの農地を残す計画になると伺っております。そしてまた話し合いの結果必要があれば、対応していくのだということで、農地保全という点で、今までの区画整理より１歩進んだ計画になっているのだというふうに喜ばしく思うところです。しかし50ヘクタールの農地のうち、計画が2.5ヘクタールでは余りに少なすぎるように思えます。これでは現在行われております地元野菜の学校給食、それから私たちが続けてまいりましたような、市民への地元野菜の供給、またいろいろなグループが現在日野市の農家の方々と共同購入の関係をつくっておりますけれども、それが本当にこのまま続けていけるのかどうかということが、大変不安になるところです。

また今回の９月議会では市民からも、学校給食への地場野菜導入を続けられるように都市農業を育成してほしいという請願が出されておりますが、日野市の農業、農地全体をお考えになって、この２カ所の規模を計画なさったのでしょうか。

また市から積極的に働きかけをしながら、農地の計画をふやしていくお考えはないでしょうか。お尋ねをいたします。

次に３点目の再質問といたしまして、農業公園、市民農園の整備についてお伺いをいたします。1989年、農水省が都市部でアンケート調査をしましたところ、市民農園を利用したいと考えている市民が、57.9％もありました。また興味は持っている。こういう方が26.4％あったということです。開発による自然破壊ですとか、ストレスの増大の中で、潤いのなくなった市民生活、こういった毎日の中で、市民農園の需要は今後ますます伸びていくだろうと予測ができます。日野市におきましては、現在消費者農園が５カ所、老人農園が３カ所ありますが、消費者農園は応募者が平均1.5倍あると伺っております。

また農家の方々の高齢化ですとか、労力不足を補う上でも、農地の減少を押さえる上でも、市民農園の設置は全市的に進めることが有効だと思います。

さらに昨年制定されました市民農園整備促進法では、農機具収納施設、休息施設、その他農地の保全、または利用上必要な堆肥舎などの施設の設置が認められました。市民農園にこれらの共同施設やトイレ、水道なども設置し、利用者が利用しやすいように、また単に野菜をつくるというだけではなくて、利用者間、利用者と農家とのコミュニケーションが進むようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また農業公園をつくるときには、市民へもアンケートを取るなどをいたしまして、行政の考えだけでつくらないで、大勢の市民を巻き込みながら、できた後もそれが有効に利用されるような形を取っていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に用水、湧水の保全、雨水涵養について再質問させていただきます。用水につきましては、いろいろな施策を進めて、この日野市の水辺の環境を守っていくという大変前向きなお答えをいただいたわけですけれども、川北用水が廃止の方向だが、できる範囲で残していきたい、今後の検討に任せるということなんですね。古くから土地の方々も、それから日野市民も親しんできたところですので、ぜひこれは残していただきたいと思いますが、そのあたり残す方向でぜひ検討していただきたいんですけれども、これについてもう一度お伺いをいたします。

それからこの区画整理といいますのは、地権者の方々のいろいろな思いも絡んでくるところですので、残せ、残せということを言いましても、減歩率の関係などさまざまな問題が生じてくると思いますので、直接買収という形がいいのではないかと思いますが、そのあたりどのように今のところお考えなのか、お聞かせを願いたいと思います。

また上村用水につきましては、残すという御返答をいただいたわけですけれども、どのような形で残すという計画をお持ちでしょうか。聞くところによりますと、水路といいますのは、３面が土だと、水が１キロメートル流れると、大腸菌が100分の１に減るんだということです。３面をコンクリートにしますと、水が１キロメートル流れても、10分の１にも減らないと伺ったことがあります。

８月の末、立川と国立にあります矢川というのを見に行ってまいりました。この矢川は、水源地帯が立川にあり、この水源地帯というのは、都の緑地保全地域に指定されています。この水源地域から歩いてみましたけれども、先ほど申し上げました土の水路の浄化力というのが本当によくわかるような、大変きれいな水でした。わき水が出ている場所もありました。途中から両わきがコンクリートではなくて、石積みで水草が生えて、大変暑い日でしたけれども、とても涼やかな印象を与えてくれました。日野市でも今後用水を残すからには、限りなく自然に近い形でつくっていっていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に地下水涵養につきましては、日野市の水道水には、地下水が25％入っていると伺っております。地下水涵養を進め、地下水の割合をふやすことは、水循環をよみがえらせる水源技術にもつながります。国分寺市では東京都と協力して、平成３年度から３年間にわたり、湧水保全モデル事業を行うそうです。その資料によりますと、2,300基の雨

水浸透ますで、年間13万8,000トンの雨水の涵養が可能になるそうです。日野市も昔から水のきれいなところとして、大変有名だったというふうに伺っておりますが、湧水保全、水辺環境の向上、河川のはんらんや浸水防止に役立つ、雨水浸透ますの普及などはお考えではないでしょうか。以上お尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは今お尋ねの基金制度、ナショナルトラスト、長期買収計画、また有機農業推進、それにあと市民農園の拡充というようなことにつきまして、お答え申し上げたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、現在、土地利用ということが明確になり、かつ営農者の意思が確定いたしませんと、基本的にはその対応が取れないというのが、実情でございます。そのお話の基金制度、あるいはナショナルトラスト、長期買収計画等につきましても、その他現在市長の方からも検討命令が出ている事柄も出ておるわけでございますが、先ほど申し上げました基本的なところの形成が、まずもって定まっておりません。そのようなことで、明確なる御回答を申し上げられないところでございます。例えば基金制度を例に取りましても、この制度改正に当たりまして、起債というようなことも意見等論議が出された経過もございますが、しかし実際の話といたしまして、緑地指定をした後に、持ち切れなくなって買い取りを申し出られたというときに、果たして農地というまとまった土地を買収し得るかと、その財政的な能力を考えますと、なかなか危惧する部分がございます。

現在頭の中で考えられるのは、この買い取り方法のほかに、その農地を利用するという形で、いわば市民農園等の形の中で、利用維持を図っていくということでありますれば、その仲介の労を取っていく形の中で、あるいは対応することになるのかなあというようなことでおるところでございます。

それから有機農業につきましては、既に御発言者も御承知のとおり、市内への形としましては、逐次有機農業を取り入れ、その推進を大きく図っておるところでございます。堆肥舎ということのお話もございましたが、やはりこの堆肥をつくるにいたしましても、その材料の調達といいましょうか、ということにおきまして、必ずしも万全を期していない部分というものもございます。やはり営農者自身が現在行っておりますように、みずからその作成といいましょうか、を行うというところが現状でございます。答弁になりませんことと思いますが、以上そんなことでございます。

それと消費者とのコミュニケーションということにつきましては、従前より営農者と

消費者との懇談会等を初め、コミュニケーションを図ってまいってきているところがございます。今後におきましても、このコミュニケーションは大きく膨らませていきたいというふうに考えて、またその努力を進めておるところでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の関係で、現行の基金制度と、考え方という質問がありますので、私の方で一部補足をさせていただきたいと思います。

今、生活環境部長の方からも、当然農業委員会の中での、意向調査をまとめているということでございます。この問題もあるわけでございますが、今質問者の方からは、改正された生産緑地法の買収請求に対応する基金制度ということだろうと思います。現在の基金制度、市でも持っているわけでございますが、一つは公共施設建設基金、あるいは緑地を活用とした環境緑地基金の運用が、現行の制度の中で十分可能であるというふうに、考えております。ただこの生産緑地法の一部改正が審議された国会の中での議論が幾つかあるわけでございます。衆参の委員会の中では、財政措置に関する政府の答弁内容、その中には、やはりこの生産緑地が、まだ買い取り請求がいつの時期になるかというような問題が大きな問題として出されております。この問題につきましては、かなり長期的な課題であろうというような政府側の答弁もあるわけでございます。そういう認識に立ってかなり長期的な考え方、国も持っておりますし、既に平成３年度の時点から、先行取得起債、許可条件の改善、これがなされております。

もう一点は土地開発資金の改善の充実、これは全国レベルでございます。そういう中で２点の改善が明示されているということは、承知しているわけでございます。こういう長期的な問題もある中で、国としても当然補助制度の問題、起債許可条件の問題を今後かなり議論し、また改善するというようなことは、我々も要請すべきだろうというふうに思っております。今後の問題としては、生産緑地の日野市の調査動向を見極めた中で、あるいは国の制度の対応の動向等含めまして、今後の課題としていきたいというふうに現状考えております。以上です。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず第１点目の集合農地2.5ヘクタールでは少ないんじゃないかと、こういう御指摘でございます。先ほども申しましたとおり、現時点での考え方としては、2.5を予測して計画を押し進めておりますと、こういうことでございます。この区画整理事業は、先ほども議員さんの方からもお話ございましたとおり、大

きな目的は宅地の造成にある、一方にあるわけでございます。その反面、できるだけ農地をその中で残していきたいと、こういう２面性があるわけでございますので、私ども事業する側でも、都市のその地域の環境等を考えますと、できるだけ農地、生産緑地があった方が環境的にいいわけでございますので、そういう建前でできるだけ残す方向で努力をしていきたいという考え方でございます。ただこれはあくまでもその地域内の農地の所有者の皆さん方の意向に、最終的にはよってくるわけでございますけれども、区画整理事業の中で対応できるというのは、要するに農地をやる環境をつくっていきたいというのが、大きなこの整備の目的になっているものというふうに御理解いただきたいと思います。

次に第２点目の市民農園、それから消費者農園ですか、この区画整理事業の中の考え方でございますけれども、先ほどもちょっと申しましたけれども、これは新しい制度で、具体的に今後よく勉強させていただきたいと思いますけれども、考え方としては、先ほど御質問者の言われたとおり、これからそこを残す、市民農園にするという方向で積極的に対応していきたいという考え方でございます。それでもし市民農園としてそこが地主さん、それから現在使用している方、一方消費者農園も同じでございますけども、こういう方たちの話し合いの中で、できるだけ残していきたいし、場合によっては先ほど言われましたいろんな施設も、その中で考えていくべきだというふうに考えております。

それからその次の上村用水でございますけれども、用水の関係でございますけども、どういう――理想としては、確かに自然の形で残すと、これは一番よろしいと思います。しかし先ほども質問の中にもございましたとおり、自然に残すということになるとある程度水路の余分な部分が出てくるわけでございます。そういう部分につきまして、おのずと区画整理事業の場合は、すぐ減歩率にはねかえってくるわけでございます。そういう関係で、できる限り自然に近いような形で残すような方法は、努力はしていきますけれども、100％なかなか難しいのかなというふうに考えております。

さらにじゃあ先買いをして、買収をしてそういうものを残したらと、こういうふうな話でございますけども、区画整理事業の場合は、御承知のとおり減歩住居用地という形で現在、西平山につきましては約４万平米を先買いを予定しているわけでございます。ところが現実にはなかなか４万平米買い切れないというのが、今までの状況でございまして、大体その半分ぐらいが現時点での買収されている面積でございます。そういうことで、できるだけそういう自然に近い形での工事を今後考え、検討していきたい、努力していきたいというふうに思います。

それから湧水の保全でございますけれども、西平山につきましては、現在１カ所湧水が確認されております。これは雨季の多い時点では、水がわいておりますけども、通常は枯れておるという状況でございます。しかしできるだけそういう自然を残そうというこの事業の中では、計画を折り込んでおります。湧水を含めた親水の水路を計画いたしております。

浸透ますにつきましては、宅地、今の下水道の中でも宅地内の浸透ます、これは個々の雨水のますにつきましては浸透ますを現在もそういう方向で指導いたしております。ただ問題は道路等の中には、これは道路管理上なかなかちょっと問題があるのかなというふうに思っておりますので、道路の舗装の部分だけは、浸透性を持った舗装にしていきたいという考え方を持っておるところでございます。以上です。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　どうもありがとうございました。

それでは、基金につきましては、さまざまな国都の関係もありまして、市でもいろいろお考えの部分もあるようですし、なかなか今すぐこうこうできるとか、こうしなければならないという御返答も無理かというふうに思いますが、91年７月31日付の朝日新聞に、「日野自動車緑化支援に財団を設立」という記事が載っておりました。奥住議員にお尋ねをいたしましたところ、事業内容には都市及びその周辺に残された自然環境の保全活動に対する助成も含まれるとのことです。企業が環境保全に取り組まれるのは、大変歓迎するところです。日野市内にはさまざまな企業もありますし、市民と行政と一体になりまして、ナショナルトラストも可能かと思いますので、市長の方から検討命令が出ているというようなお話もございましたけれども、ぜひ積極的な対応をお願いいたしたいと思います。

それから生産緑地にどれぐらいの方が残すのかわからないということで、それは大変ごもっともで、私たちのような市民から学校給食を子供たちに食べさせていただいて、そして私たち自身も共同購入をしている立場からいたしますと、どちらが鶏でどちらがヒヨコなのだろうというふうに思いますけれども、市がやはり絶対農地は残していくのだという強い姿勢がないと、本当に残っていかないだろうと思うのです。そのあたりをどなたか答えてくださる方があれば、答えていただきたいと思うのですが、本当に50ヘクタールある農地の中の2.5ヘクタールで、今までの私たちの生活というのが、本当に維持されていくのだろうかということを強く感じるわけです。ですからアンケート調査などもしているようですけども、とにかく条件整備というのをこれから進めていただきたいというふうに思います。

私たちは仲間とともに、平山の何人かの農家の方々にも聞き取り調査をしてまいりましたけれども、他の地区でも集合農地として残したいという方々もいらっしゃいましたので、十分調査をしてどうしようか、残そうか、ここで決まりをつけてしまおうかと迷っている方が、日野市がそういう積極的な施策を持っているのだったら、やっぱり続けていこう、そういうふうに思えるような提案というのをしていっていただきたいと思います。

それから私、万願寺に住んでおりますけれども、万願寺の区画整理の中では、畑の換地があった後に、大変石がたくさん残っていて、農家の方々がまず石拾いから始めていたような記憶があるのです。ですから平山の中で、集合農地を残す場合には、水田への盛り土ですとか、土質にも十分な調査をして、事業後も営農に支障を来たさないように進めていただきたいというふうに思います。これは先のことになるのでしょうけれども、ぜひこれはお願いをいたしたいと思います。

次に農業公園、市民農園についてですが、東京都では昭和63年から平成２年の３年の間に、モデル事業を行いまして、現在生産者と消費者の接点という考えで、触れ合い農園推進事業を計画しているようです。11月中旬ころ答申が出るそうなので、これについても調査をいたしまして、日野市の中で生かせるかどうか十分検討していただきたいと思います。

またナショナルトラストの提案とも重なりますけれども、市民農園整備促進法でも、相続税納税猶予制度が適用されませんので、現在の市民農園では地主の方にお借りしているために、返さなくてはいけないことも出てまいりまして、大変不安定なので、相続時の返還要求は、今までのように当然起こってくるだろうと思います。市民農園が日野市に必要な施設としてこれからも進めていくというところで、市民農園と市民との仲介を取っていくというお話もございましたけれども、ぜひ計画的に買収をしていっていただきたいと思います。

それから用水保全につきましては、都市整備部長さんの方からお答えがありましたけれども、当然今のものをそのままの形で残すというのは、区画整理の上からいっても、まあそれが一番お願いしたいですけれども、無理であろうということは私にもわかりますけれども、私がお尋ねをいたしましたのは３面護岸ですとか、２面護岸ですとか、いろいろあるようですけれども、それから縁を木でつくるというようなやり方もあるようなんですけれども、そのあたりを自然を残して、自然と共存するといいますか、最も自

然の方法を取り入れてやっていっていただきたいというふうにお尋ねをしたつもりだったんですけれども、そのあたり技術というのはどんどん進歩していくものですから、当然自然に近い形で残せるような技術というのが、どんどん出てくるのじゃないかと思いますけれども、そのあたりおわかりになる範囲でお答えをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この用水につきましては、一つの線でもってやはり整備されてくるわけでございまして、その宅地の状況、その周辺の状況によりまして、例えば落差がある程度、深さが増してきますと、おのずと面積的なものに全部即はねかえってくるわけでございます。そういう関係もございまして、現在そういう具体的なまだ設計に至っておりません。したがって今後設計の段階でできる限りそういうものを、自然に近いような形の何か工夫をして、施行していきたい。今具体的にこういう方法というものは、今のところ持っておりませんけれども、できるだけそういう自然に近いような形の方法で検討していきたいという考え方でございます。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　どうもありがとうございました。

それでは最後に市長にお尋ねをいたします。私はこの日野に移り住みまして、10年になります。自然に恵まれているという点で、相当満足をしております。北海道の野原で知床半島を眺めたり、オホーツク海の海鳴りを聞きながら育った私からしましても、この日野はとても豊かな自然を残していると感じるところです。

緑と清流の町というのを目指しまして、開発の波と戦ってこられた市長の長年の御努力、そして職員の皆様の御検討のたまものと深く感じ入る次第です。今回さまざま、担当者の方にもお教えをいただきましたけれども、法律ですとか、政省令とか、いろいろな枠の中で、いろんな思いがあっても、そのとおりにはいかないというの、当然あると思いますけれども、日野に緑を残して、そして環境を守っていくという熱心な取り組みの姿勢というのがわかりました。

そして一極集中化から、この多摩が業核都市へ移っていこうとする流れの中で、日野市に緑を残すためには、トップである市長の英断が大変重要になってくるとつくづく考えました。そしてさらにその英断を実行に移すためには関係各担当者の方による農地保全のための合同専門部会のようなものの設置が必要だと考えます。産業経済課、都市計画課、区画整理課、水路清流課、企画財政課、生活課、さらに農業委員会などが横のつながりを密にしなければならないと思います。

まず市長の日野市の農地、用水や湧水を守るのだという強い姿勢があって、そのためにそれぞれの課、それぞれの専門家が確かなつながりを持ちながら、初めて実現できるところだと思います。その強い御意向をぜひお伺いしたいところですので、市長の御答弁をお願いいたします。

またそれから学校給食ですとか、地元野菜の取り組みについて、大変矛盾する形で現在日野市の区画整理が進んでいるわけですけれども、それについて市長はどのように考えていらっしゃるのかということもあわせてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　具体的な課題について一応応答のあった後ではありますが、少し提起されておる問題の背景について考えてみたいと思います。

経済成長優先の長い政治のもとで、特に工業生産を大きく前進をさせて、今日の我が国の経済力が成長したという結果になっておるわけでありまして、その一方にはいかに農業が切り捨てられたかといいますか、生産力、労働力において、人口の都市集中によって、もう地方はすっかり痛めつけられたといっていいのではないかと思います。まさに農業問題は、我が国の経済政策では切り捨てられたという位置に現状あるのではないかというふうに思います。そうして私どもの日野市の背景におきましても、かつては水と緑の豊かな農耕地帯であったということでありますが、都市近郊の非常に便利のいいという条件のために、都市化はこれはやむを得ない方向であると言わざるを得ないわけであります。したがって日野市の町づくりは、なるべく人間性――今の御提案をすべて人間性を大事にする、そういう町づくりをやれということに尽きるわけでありますから、こういうことにつきましては私も全く賛成でございますので、力関係から言えば、この経済開発に対して、非常に微力ではありますけど、何とか微力の中でも工夫をして、人間性のある町を残していこう、こういうことが今、町づくりの中心課題になっている、またやってきた仕事のすべてであるというふうに自分で感じております。

それで特に区画整理事業というのは、まさに農地をなくする手段の都市づくりでありまして、生活環境をよくするという意味で、人間性を大切にしなきゃならないという課題を、あわせて解決をしていかなければならないわけでありますけど、都市化の必然性ということはもう避けられないということで、取り組んでおるのが現状であります。

その都市化の中でもなるべく自然を残していくという努力は、これは考えようによっては、ある範囲は可能でありますので、そういうことをいわゆる緑と清流を取り戻そうという合い言葉によってやってきていると、こういう状況であります。

区画整理は宅地をつくることを目的とすることになりますので、したがって従来の農地の上に、都市環境、あるいは市民生活の場をつくる。そうしてまた今の農業は、何といいましょうか、地方には多少企業的な農業も生まれつつあるわけでありますけど、日本で今までやってきましたのは、家業といいましょうか、正業という範囲で、自給を一番のもとにして、若干の経済生産があったということでありまして、今の日野市の農家で、農業で生活ができていると、つまり生計のできる農業というのはもう存在しないと言わざるを得ない状況であります。その中でも、多年手がけてきた農業を何とか継続したい、こういう努力は農家の方々にひしひしと認められるわけでありますので、私はその気持ちをできるだけ長く存続できるように、そういう行政施策でおつき合いをするということが大切だというふうにやってまいっております。

区画整理を行いましても、すぐ宅地にしなきゃならないというわけでもありませんから、東光寺原と言われておりますああいう集団農地には、将来に対する宅地化も可能でありますが、当面のなるべく存続できる農業要件をつくっておくと、これが当面の趣旨になるわけであります。そういう、特に西平山という地域は日野市が施行いたします区画整理事業のもう終わりの事業でもありますので、かつては平山の農地の大切な水田地帯、あるいは畑作地帯でもありましたから、農家の気持ちを十分に尊重しながら、また水の環境を大切にしながら、都市計画の上にそれを反映させていく、こういうことを考えておるわけでありまして、ことしは特に法の農家に対して農地をどうするかということの問われる年度に当たっておりますので、農家の方にはできるだけひとつ存続をしていただきたいという考え方を持っております。そうしてその存続の仕方がまた問題になるわけでありますが、存続の仕方に私はいわゆる農業公園でありますとか、市民農園の姿が何か整合できるんではないかと、こんなふうに考えております。

集団的に農家の方が自前の農業の中で公園計画に応じていただく方法があると思いますし、またいずれは日野市のこういう市有地ということで、生産緑地の形を存続をさせるという方法が一つあろうと思っております。土地の所有は現在の農業をやっておられる農家に、その処分権がありますので、その選択も待たなければならないわけでありますけど、十分お話をしあって、そうして残せる状態の可能性を開いていく、これが都市農園という言い方をするならば、一番存続をし得る可能性ではないかというふうに思っております。その財源が伴いますので、いろいろな形で財源の確保もまたしていかなければなりません、企業の御参加をいただくということも大切だというふうに思っております。

お答えに、具体的にはなり得たかどうかわかりませんが、御指摘のことは十分私どもも賛成でありますし、人間性豊かな町づくりのために必要な要件でありますから、積極的に取り組んでいきたい、このようにお答えをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　ありがとうございました。

人間の考えというのは日々新しくなりますので、きょうの市長のお考えが一番新しいお考えだというふうに私は考えますが、市長が今農業を残していきたいというようなお答えをなさっていたのですけれども、それにつきましては私はどうしても先ほどお話をいたしましたような関係の、各担当者による農地保全のための合同専門部会というのが必要になってくると思うのです。それがなければ都市整備部は都市整備部の仕事をする、生活環境部は生活環境部の仕事をする、それで本当に大変ありがたいことなんですけれども、やはり横のつながりを持って、農業を残すんだということを担当者がよく話し合って、そして施策を進めていく、それがなかったら絶対に無理だというふうに私は今回感じているんですけれども、先ほど申し上げました合同専門部会のようなもの、そういうものの設置についてどのようにお考えか、もしかしたらもうそういった構想があるのかもしれませんけれども、もう一度その件についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今までの行政組織上では生活環境部、産業経済課、農業担当、こういう仕組みになっておりますけど、特に積極的に農地を残し、あるいは都市農業を――振興とまでは仮にいかなくとも、末永く存続させようということに関しまして、今回の環境部の組織の中の一部として、自然保護関係の担当を設けたいと思っておりますので、そういうところでひとつ事務局を構成し、横の連絡を取って、積極的な維持の仕方をしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　ありがとうございました。

自然保護というよりも、実際に私たちは学校給食の中で、子供たちに地場野菜を食べさせていただき、それで私たち自身もそれをいただいておりますので、もうちょっと積極的な、今実際に現場で担当している人たちが話し合ってつくるようなものを望みたいと思います。けれども、ぜひそのあたりは市長のお答えですので、期待をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、某大手スーパーの会長がこんなことを言ってらっしゃるのを耳にしたことが

あります。「私の夢は、日本じゅうの家庭の台所からまないたも包丁もなくすることである」、つまりスーパーに行って、パックになった肉、野菜、惣菜を買ってきさえすれば、朝ご飯も昼ご飯も夜ご飯も食べられる暮らしを目指しているのだということなんだそうです。すべての家庭がそんな生活を選ぶとは思えませんし、考えるのはそれぞれの自由で責めるつもりもありませんけれども、自然の一部分の人間が本当にまないたも包丁もない食文化をよしとするのだろうかと思います。市長はそのような暮らしをどのようにお考えでしょうか。こんな例を挙げさせていただきましたのは、農業も今ここでしっかりと保護育成をしませんと、まないたや包丁のない家庭のような、味けない町にこの日野市がなってしまうのではないかと感じているからです。

過日、西平山で耕作していらっしゃる八王子の生産者の方々とお話をしましたところ、自分はUターン農業者だが、土と仲良くなるのに、5年は悠にかかった。やっぱり親が生きているうちに家に戻り、いろいろ教えてもらわないと、とても営農できなかったとおっしゃっていました。そのお話を伺いながら、もう何十年かしたら、農業が伝統芸能になってしまいそうなこわさを感じたわけです。都会に住む人間が、土に触れたこともない、耕すことも知らない。家にまないたも包丁もないという暮らしを始めたら、日本の伝統的な食文化の崩壊ではないでしょうか。

農地保全も、農業公園や市民農園の育成も、今やらなければ本当に手おくれになると思いますし、足もとの環境をみずからの手で壊すことになります。今後の市長の構想の中に、農地保全のための合同専門部会の設置、自然保護部ですか、それをもっともっと積極的なものに、日野市の中で農地保全のためにイニシアチブを取れるものに強く育てていって、絵に書いた餅ではない、都市農業を大切にした日野市をつくっていただきたいというふうに強くお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります、どうもありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって20の1、食と緑を守るために、西平山区画整理地内で「農のあるまちづくり」をすすめよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時39分　休憩

午後2時45分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問21の1、緑と清流について問うの通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔15番議員　登壇〕

○15番（藤林理一郎君）　それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

緑と清流という題目で質問いたします。私たちが子供のころの時代を振り返ってみますと、都会の一部分を除き、周囲は全部遊び場所であったのであります。緑が精いっぱいの遊び場として楽しんでいたところでもございます。もちろん家の手伝いというもの、日課の一つにはなっておりましたけども、しかしながら自然は遊び場としてではなく、遊びの中に生活があったように、また楽しい日課でありました。

そこで日野市の場合におきましては、南方には緑、そして少し北側に向かってまいりますと浅川、そして北側には多摩川というふうになっております。その中で市内の中を昔、今でも同じことでございますけれども、水田を担うために用水路が流れております。その用水路の中におきましては、小さな魚、またはコイ、フナというようなものが生存しておったわけでございます。山に入りますとキノコとりとか、それからセミ等をとりに遊んだものでございます。そういうふうな遊び場が、たくさんその当時ございました。時代が変わってまいりまして、今はこれという昔のような遊び場がなくなってまいりまして、そこで私の方でいろいろなことを考えまして、一つ一つ3点ばかり質問をさせていただきたいと思います。

このような社会の変化によって、自然が減ってきて、遊ぶ場が少なくなってきている現在でございます。そのときの時代にあった子供の遊び場所等も行政側で考え、設置誘導していくのが、これからの行政の責務じゃないかと、このように考えます。

そこで緑地の利用についての質問でございますけども、日野本町六丁目にある仲田緑地といいますか、市民の森スポーツ公園、そして都市計画道路、日野3・4・8号線北側に当たるようなところでございます。昔の農林水産省の産蚕試験場の跡地でございます。ここが現在空き地となっているわけでございます。このことにつきましては今までの質問の中で再三に取り上げてまいった方々が多数おられることでございます。そういうところから私も少し変わった面で質問をさせていただきたいと思います。

周りには学校や、そして広い道路で区切られている非常に広々としている環境もよいところであります。市内の1等地を空き地として置くのは非常にもったいないと、常々に見てまいっております。私は子供の育成という面で、学校教育の場と社会教育の場、

これは車の両輪立てと考えるわけでございますけども、どちらかが欠けても社会生活を営む上では大きな支障が来すように思っております。学校教育では、文部省の決められたカリキュラムがあるわけでございますけども、大幅にそれを逸脱するわけにはいかないというようなことでもございます。

もちろん学校の教室で先生から授業を受けることは非常に大切なことですが、人のシーンとして成長する過渡期において、社会教育の場としてと申しましょうか、学校の教育の場以外において、子供たちに伸び伸びとした活動をしてもらい、将来社会活動を営むときに、この経験を生かしていただき、立派な大人になってもらうことを期待したいわけでございます。こういう子供がふえるということは、子供にとってもどんなにか喜ばしいことではないかと思うわけでございます。

しかしながら実際の子供たちの日常生活を考えてみますと、塾やけいこごとに追われて、なかなかこういう経験を積むことの難しいのが現状であるということでございます。最近の受験戦争を考えますと、無理な面があるかと思いますが、身近にそういう体験を積むことができるような、公の施設がないことも一つの原因ではなかろうかと思います。

そこで子供会の活動だとか、地域の活動だとか、市内にはいろいろな活動の団体があります。たくさんあります。子供の社会教育の面では活動フローしているわけですが、身近にそういう公の施設がないということは、リーダーにとって、大きな悩みの種の一つであろうかと思います。

そこで、まず１点につきましてお伺いいたします。ことしの夏、市当局では、この場所で試練体験広場開催をしたようでございますが、その収支と施設の内容、及び参加人員をお伺いいたしたいと思います。これが１点でございます。

ことし私の身近な子供会でも、この広場に参加して非常によかったという意見を聞いております。広場の中の禁止事項をできるだけつけなくして、子供たちに自由に伸び伸びと活動させるという基本方針だそうですが、こういう思い切ったことができるのも、広場のあったことによってであろうかと思います。しかしながら、今の現状でありますと、まだまだこの場所の施設が不足しているのではないでしょうか。今後はこの当面の活動のために、施設を充実していく必要があろうかと思いますが、どのようにお考えのようでございましょうか。そこで２点目として、この土地の現在の所有権と申しますか、これについてお伺いし、あわせて今後の利用方法、考え方についてお伺いさせていただきます。

次に用水路のことについてでございますけども、近年多摩川、浅川が、大分流れている水につきましてはきれいになったように、私は認識しております。それに比べますと用水も多少なりともきれいになってきておるように思います。しかし用水路の底を見ますと、相変わらず空き缶、またはごみ等が目立ち、見た感じでは汚れの一番の原因になっているのではないかと見受けられることもたびたびございます。実際に車の中からとか、歩きながらジュース等の空き缶、ポーンと水路に捨てているのを幾度も見かけておる次第でございます。そのときには私は投げ捨てている本人に対して注意したこともございます。そうしてその注意された方が、顔にむっーとしたようなのを出して立ち去っていくこともございましたが、２度とその方はそういうようなことはやってはいないなだろうと、こういうふうに私は考えております。

そういうような中から一人ひとりが注意をし、そして用水路等につきましても、また道路につきましても、お互いに注意をしあっていきますと、自然ときれいになろうかと思います。そこで第３点の質問になりますが、これら空き缶等の所有を含む用水路の清掃について、どのように取り組んで、今現在おられるか。また年間通して何回くらいは清掃を行っているのかお伺いいたします。以上、３点について回答をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　ただいまの御質問の第１点、第２点目の仲田広場におきます自然体験広場の実績等につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

まず体験広場は７月の14日から８月の31日まで開設をいたしました。利用された団体は、キャンプにおきまして20団体、875人、その内訳は子供会が９団体、学校のクラス等の団体が５団体、それから学童保育園が２団体、スポーツ少年団の関係が１団体、その他自治会等が３団体という内訳でございます。

それからデイキャンプ、日帰りのキャンプでございますが、日帰りで使用された方が23団体、779人、その内訳は子供会が８団体、学校クラスが５団体、それから学童保育園が５団体、家族、ファミリーでございますが、５団体でございます。そのほか社会教育自体の事業として、ジュニアリーダー講習会等で８日間使用いたしました。

使用した方々の感想でございますが、手軽にできる施設として、また自然のそのままに残したところで、多数の方がキャンプができましたことに好感を寄せていただきました。さらには子供たちの自然の中での体験を大人が見守り、そこの体験をきっかけに子供同士、あるいは大人同士、それから子供と大人の交流が図られたということで、非常に皆さんから喜ばれ、成果を挙げ得たというふうに考えております

なお来年もこの体験広場は続けていきたいというふうに考えておりますが、これに要

した費用と申しますか、7,300平米を国から借りたわけでございますが、その借地料が２カ月間で137万9,000円でございます。

なお２点目の質問でございますが、この所有権は、土地は国の所有権でございまして、大蔵省関東財務局が管理している土地でございます。今後の利用につきましては、先ほど申し上げましたとおり、来年もというふうな強い要望もございますので、さらに来年も使用させていただくよう関東財務局とも相談してみたいと思います。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　３点目の御質問についてお答えをしたいと思います。御質問の趣旨は用水路の清掃及び市民のマナーについてというような御質問だと思います。一括してお答えをさせていただきたいと思います。

用水路の汚れについては、今議員さんの方から御指摘があったとおりでございます。これについて特に強制力というものを使って、措置する考え方は持っておりませんけども、今後の対策といたしまして、広報等を使って清流のＰＲ、また清流週間の充実、またその他イベント等によりまして、用水路の浄化に対する市民意識を高めていきたいと思っております。

それから水路の清掃につきましては、毎年用水組合、また直営、市の職員、また清掃業者に委託というようなことで、対応しております。大体幹線的な水路については年１回、特にひどいような場所については、直営等でそれぞれ対応しているということでございます。これも十分とは言えませんので、これからもこの件については努力していきたいというように考えております。

なおこの空き缶については、今いろいろと話題になっておりますけども、リサイクル運動等にも絡めまして、これからソフトとか、ハード両面から空き缶の追放に我々も取り組んでいきたいという考えを持っております。以上です。

○議長（小山良悟君）　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　答弁ありがとうございます。

そこで今社会教育関係の方で、部長さんの方から大体産蚕試験場の跡地のところで、ことしキャンプがなされて、主に子供会が団体として一番多いように、今私の方で理解いたしました。それで20団体ですか、参加人員が875名ということですね。これは申し上げますと、非常に多くの方が参加されたということで、非常によいことだと思います。できますれば、こういう場所をうまく利用して、年々続けていただければ、非常に場所

といたしましては古いもともとの家があり、そして今盛んにススキですね、ススキの花が咲いているという、そしてまた大木があるという、そういうような中で子供たちが伸び伸びと暑い最中についても、変化があって遊べるという、こういうところの場所で大いにこれから子供さんたちを遊ばせていただくように、できるだけこういう問題に取り組んでいただきまして、来年も再来年も続けていただきますようにお願いいたしたいと思います。

そして清流の方でございますけども、清掃は年に１回の清掃はやっておられる。その中に特別にひどいときにはそこを重点的に清掃しているという答弁を実はいただきました。これで私、ちょっと気がついたところは、橋本建設部長さんが――ときどき私、子供を連れたり、孫を連れて川の方によく行ったり、そしてまた用水路を歩いてみたりするときに、ときどき橋本部長とお会いいたします。なぜ、こういう日曜日なんかに、そして特に雨が降った後、どこの用水がどのようになっているのかということを見て歩いているのだろうと思うのですが、こういうふうにしてやっているところ、ときどき私は見受けます。こういう熱心な、これはあえて私、ほめてどうのこうの、ごますってどうのこうのということはございません。実際に私感じたことを申し上げているのですが、このような方法で絶えず町の中を歩き、そして用水、川方面を歩いて、いかにきれいにしようじゃないかというような気持ちで私は熱心に見て回っているのじゃないかなとこう思います。これもぜひひとつ仕事以外でやっておられるのでしょうけども、ぜひ日野市のため、また川等をきれいにするためにひとつ頑張っていただきたいと思います。この質問について、以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小山良悟君）　これをもって21の１、緑と清流について問うの質問を終わります。

一般質問21の２、日野駅改良についての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

○15番（藤林理一郎君）　続けて、次の質問に入らせていただきます。

日野駅改良についてという題で、質問をさせていただきます。質問に入る前に、いつかだったかと思うのですが、この日野駅についてのことで、質問をなされた方がおられます。そこで、それについて本題に入る前にお聞きをさせていただきたいと思います。前回の質問者の質問をちょっとこれを読ませていただきます。「ただいまの駅ビルの問題が出たんですけれども、将来こんなふうになればいいなあという構想と、今すぐこういうことをしてほしいんだという、こういう要望と整理をしなければいかんと思うんですね。ですからよく前に日野本町周辺にあれを言い出したときに、日野駅のビル構想も

図面が書かれました。あれはあくまでも将来日野駅がこんなふうになれば大変いいんだけれどもなという、こんな夢物語に近いような構想なんですね。だが、私が言っているのは、そうじゃなくて、つけなくとも、本当に今困っているんです。悩んでいるんですよ。けがでもあったら大変ですよ、少なくとも断定的な処置でもいいから、何とか前より１歩でも２歩でも進んだ改善をしていただきたい、こういうふうな切実なお願いをということでございます。しかし駅ビル問題はそれでできるにこしたことはないんですけれども、10年や20年かかったって、多分できないと思います、将来日野駅の場合には。ですからそうじゃなくて、やはり余り市民に失望感を与えちゃいけないけれども、夢は夢として持っていていいんですけれども、だれが聞いても、日野駅を駅ビルといったって、それはちょっと無理でしょう。できるとしても相当先じゃないんですか、というふうに多分返ってくると思うんです。」こういうふうな質問の中で、おやりになっております。

そこで私は市当局の管理者に、この件につきまして、どのような今現在、お考えでいるのか、それをひとつお尋ねいたしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　質問に対してお答えしたいと思います。

私の方も今の内容、お伺いいたしました。しかしその問題としては、日野駅の大きな問題としては、改良ということが基本だろうというふうに思っております。過去にもお話も何回かしておりますが、大変古い経過があることも御承知だろうと思います。もちろん53年の７月以降、当時の国鉄西局に対しての要請、これは全面的な改良問題でございます。その経過をたどりながら、市議会の意見書等も、国鉄当時に出した経緯もございます。なお新しい部分としては、継続的にＪＲになりましても、同じように議会からも意見書、あるいは特別委員会の中で要請行動等もした経緯があるわけでございます。基本的には大変我々市としても、理事者を初め、事務レベルでも年５回程度の折衝を全面的な問題、あわせて他のＪＲに関係する新設の駅の問題等を含んで、継続的に交渉しているのは実態でございます。その点につきましては、御承知だろうと思いますが、なお具体的な全面改良の中では、過去具体化された部分としては、やはりこれは議会等の促進の陳情もあってのことでございますが、61年に日野駅の歩道の整備がされた経緯も御承知のとおりだと思います。確かにこのビル問題につきましては、現在も継続的に交渉は続けておりますが、なかなか今のＪＲが積極的な姿勢では取り組んでいただけない、大変私の方も交渉に手間取っているというのは実態でございます。

しかし具体的な問題を各議員さんからも幾つか指摘もされております。この問題等につきましては、エスカレーターの問題、あるいは前回の議会のときにも質問されている屋根の問題、風の問題等の対応については、日野駅長を中心としながら、やはりＪＲに対しての要望もしていることは事実でございます。大変この全面的な駅ビル、あるいは日野駅の改良については、できるところは徐々に取り組んで、対応をお願いしている経緯でございます。現在のところ、ＪＲに対して大変苦慮しているのが実態でございます。今後につきましても一層の努力は継続してやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小山良悟君）　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　ありがとうございます。じゃあ、本題に入らせていただきます。

実は日野駅改良につきまして、何回か触れさせていただいております。この駅ビルと、それから今現在歩道ですか、20号線の北側ですね、その歩道、そしてトンネルの歩道ですね、これについても実は55年だったか、６年でしたか、実は私の方から市当局にお願いをしてございます。何とかこの歩道を早くしてあげないと、事故が起きてからでは市の方の責任になりますよと、こういうようなことも再三にわたってお願いをしてございます。そこでこれは完成し、そして駅の中のトイレでございますけども、これもいつでしたか、市長にお話をさせていただきました。これにつきましても、長年かかってちょうど水洗化というような便所になっているわけでございます。この駅ビルにしてもやっぱりだれかは言い出し、構想を立てなければ、私は筋が通っていかない。筋が通ってみますと、取り上げる方も私は取り上げてくださるというふうに考えまして、いかがですか、この駅の西のバスのターミナル、このところもこの神明上の区画整理によって二十数年間たった現在、このような形で皆さんが生活しておられるんじゃなかろうかと、私はこういうふうに考えております。そういうようなところから、夢のようであっても、構想は立てるべき、そしてそれによって市民が、また行政が取り組み、そして初めて実ってくるものだと、こういうふうな私は確信を持っております。ですからこの夢のようなことであっても、取り組んでいくべきところじゃなかろうかと、こういうふうに実は考えて、この質問をさせていただいたわけでございます。

そしてもう一つ、この学生さんですね、女子大の学生さん、大勢の方が乗り降りしておられます。こういう方に話を聞いてみますと、日野市の駅は、ここで災害があった場合、どのようなことを考えておるでしょうかと、こういうことは私よく耳にしておりま

す。そういうようなところから私は積極的に動いていただきまして、そして解決するべきじゃなかろうかと、こういうふうに考えております。

一つ例を申し上げますと、例えばこの高台に電車に乗ろうとしているお客が、たくさん並んでおられるときに、実は大正12年の年の大震災、あのような震災が、例えばですよ、発生したときに、あのホームにおられる方はどのような考えでおられるかというふうに考えますと、この辺のところも考えてみまして、１日も早く解決する方法、見出していただき、そして行政、そして市議会一体となって取り組み、解決していただかなければいけないんじゃないかと、これ学生さんだけじゃございません。日野市の市民が、全体でそういうふうに思っていると思っております。ですからぜひこの辺のところもよくお考えになっていただきまして、そして取り組み、解決に向かってぜひ努力していただきたいと思います。これは答弁いただきません。よろしいです。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって21の２，日野駅改良についての質問を終わります。

一般質問22の１、子育て広場の開設を！の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（宮沢清子君）　文部省が、全国各地の自治体に補助金を交付して、取り組まれておりますところの子育て広場について質問をさせていただきます。

家庭と地域の連携で、現代版井戸端会議を目指す家庭教育、触れ合い事業のことでございます。かつては共同井戸の周りに集まり、水汲みや、お洗濯をしながら、世間話をする井戸端会議はどこでも見られた光景でありました。そこでは最新の地域情報が話され、子育てについても年配者が若いお母さんたちに知恵を授けたり、相談に乗ってあげている姿が見られました。しかし時代の流れとともに、家庭や地域を取り巻く環境は変わってしまいました。核家族化、少子化、家庭の孤立化、共働き家庭の増加といった今日の社会状況の中で、近所とのおつき合いも希薄となってきました。このような状況の中で、子育ての相談相手が、身近にいないというケースもたくさんあることと思います。そこで井戸端会議のようなよさを、今再びということで、子育て広場がスタートしたと聞き及んでおります。

この事業は、０歳児から小学校就学前の乳幼児を対象としています。運営方法ですが、文部省のガイドラインを見ますと、親たちが子育てに関する学習、交流活動などを継続的に実践できるよう、各自治体が幼稚園、学校の空き教室を初め、郵便局、銀行、ショッピングセンター、コミュニティーセンター、団地内の集会所など、日常生活上利用しやすい場所や、企業施設、駅周辺など、働くお母さんたちも利用しやすい場所などを活用して、開設をします。あわせて保母、保健婦の経験を持つ家庭教育学級の終了者らを触れ合いネットワーカーとして、子育て広場に配置されて、無料で子育ての相談に乗ってあげたり、子育ての仲間づくりや、親たちの経験交流などをバックアップしていくことになっています。このように子供に伴うさまざまな心配ごとを気軽に相談したり、育児、家庭教育に関する情報交換や、経験交流ができますので、今ヤングママたちの関心を集めているところであります。

こうした中から、文部省から家庭教育推進触れ合い事業の一環をことしから登場されておりますが、初年度の実施対象は全国31市町村、48カ所を補助対象として決定されたようでございます。当市といたしましても、ぜひこのような子育て広場を開設していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お考えをお伺いいたします。

またこれに類するようなグループへの活動の助成もお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に９月１日付の「広報ひの」で、教育委員長より就任に当たって、総合施設の設置について、総合教育センター、あるいは生涯学習研究所とも言うべき新しい概念の施設が急がれますとありましたが、このことに関しましては、市長さんからはどのような御見解をお持ちでしょうか。お伺いしてみたいと思います。

また日野市基本計画には児童館の整備について、センター機能を持った児童館とし、子供に夢を与えるプラネタリウムや、おもちゃ博物館などの設置を検討しますとありますが、このことについてどのように今検討が進められていらっしゃるでしょうか。教えていただきたいと思います。以上のことについて、お伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは子育て広場の開設をということで御質問をいただきました、お答え申し上げたいと思います。

御質問の御趣旨にもございましたとおり、家庭と地域の教育力が低下したことが叫ばれて久しいわけでございますが、当市においてもこの点を十分に認識いたしまして、その活性化を図るための家庭教育相談、あるいは親子幼児教室、家庭教育通信の発行、あるいは親子お話会、家庭教育学級などの事業に取り組んでいるわけでございますが、その事業をそれぞれの部局において取り組んでいるところでございます。御質問の子育てに関する学習、交流活動等のいわゆる子育て広場の開設を中心といたしました家庭教育触れ合いネットワーカーの配置、あるいは親と子の触れ合い交流事業、さらには家庭教

育交流集会や、グループ活動など、これら一連の家庭教育触れ合い事業につきましては、御質問の内容にございましたとおり、本年度文部省におきまして、従来の家庭教育関連の諸事業を系統的に統廃合したものでございます。

当市におきましても、この事業につきましては、一つの検討課題となっておりますが、今回の文部省の見直しにつきましては、その条件はかなり厳しいものがございます。例えば子育て広場の開設につきましては、年間を通して継続的に100日以上の開設、それに見合う触れ合いネットワーカーの確保、それから会場となる施設の年間を通じての確保など、実施に至るまでには解決しなければならない多くの問題が多々含まれてございます。しかしながらこれらの一連の事業の進行、推進は、家庭や地域の教育力の活性化を図るものでありまして、さらにはコミュニティー活動の活性化へも連動するものでありますので、生涯学習の視点に立ちまして、今後検討課題として継続し、積極的に課題の解決に取り組んでまいりたい。それから日野市なりの一つの方策を生み出していきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　最近家庭の核家族化というふうなことも原因をして、若いお母さん方に育児知識、あるいは育児情報を伝える手段に大きく欠けているということを聞くわけであります。日野市では幼児教育センターが中心となって、いろいろ幼児教育という課題でもあるわけですが、育児に関します情報がある程度図られてきておるわけでありますし、近年始めました仕事では、私立の保育園に委託をいたしまして、そうして育児相談を受けるというふうな事業も、ある一部分に開始をしておる事情であります。

以前には３世代家庭というような形成が多かったわけでありますから、いろいろと経験が家庭内で伝えられ、またその経験が大変具体的に役立ったということだったわけでありますけど、確かに最近はそういう面に大きく変化をつくっておると、こういう事態にどうすることが適当であるかということは、また新しい時代の課題にもなっておるというふうに思います。

文部省が新しい発想を持って、そのような施策を進められるということであれば、我々もそれを受け入れるそれなりの発想を持つ必要があるというふうに感じておるところであります。

それから新しく就任をされた教育委員長、古屋さんが広報に書いておられた記事も私もその当時読んでおります。御本人と直接まだ意見交換をしておりませんので、具体的なことについては触れていないわけでありますが、恐らく教育的立場から言うと、総合

的な研究施設、学校教育を中心とする研究施設がほしい。これは先生方の研修の場でもあったり、また市民のちょうど育児や小中学校の教育に当たっておられる方々を対象にする、教育的な勉強をしていただく場、そういう意味だろうかというふうには推測しておりますけど、総合的な教育施設ということについては、まだ具体化の話をまとめて得ておりません。

いつも申し上げておるわけでありますが、１機能１施設というわけにはなかなかまいりませんので、生涯学習の時代でもありますし、複合的な文化施設を配置することによって、その場所を最大限に活用していただく。これがまた新しい自治体行政の展開の形であろうと、このように思っておりますので、今までできております計画を前進をさせていきたいと、このように受けとめております。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　日野市の基本計画におきます児童館の整備計画の展開でございますが、ただいま御指摘のとおり児童館のうち、１館につきましてはセンター的機能を持った、またプラネタリウムの備えたものを設置する方向を打ち出しました。現在、具体的な検討には入っておりませんが、できればまだ未設置の児童館、３館ございます。そのような中で、これら設置計画の中で、計画に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　どうもありがとうございました。

では今の御答弁を踏まえまして、もう一度お伺いしてみたいと思いますが、私もこれはほんの１例でございますけれども、先般結婚して３年になりますＹさんが、御主人の転勤で、１歳半のお子さんとともに地方から日野市に転居して、マンションに住むことになったわけなんです。そしてその方は、当然地方から出てまいりましたので、１人の知人もおることなく、近所の方々の交遊もなく、心の通う友もできないまま、都会砂漠の中で、寂寥感をどうすることもできなかったとおっしゃっていました。私ももう少し早く巡り合うことができれば、心の通う、そういったこう何と言うのでしょうか、手を結んでいけるんではなかったんではないかなというふうに感じた次第なんですけれども、こんなときにどうしたらいいのかとか、またこういう問題、どう考えていったらいいのかって、ひとりで悩んでいるというか、家庭の中にうちこもって、ひとりで悩んでいるという方、また氾濫している育児書を見ながら、本の通りにいかないままにいらいら、不安を抱いたり、自信喪失をしてみたりとかいうような感じで、育児ノイローゼになり

そうになるような方も、多々あると聞いております。今、幼児教育というのは大変盛んになってきておりますし、育児の本も出回っておりますけれども、やはりキャッチボールができるかどうか、交流ができるかどうかということが、その人の心のよりどころとなってあげられるのではないか。身近で、相談に乗ってあげて、安心して子育てができるようにできたらというふうなことを考えます。

現在、日野市では、小学校就学前の乳幼児は、１万19人いらっしゃいます。そのうち5,366人の方が幼稚園にも、保育園にも通園していない乳幼児なんですね。ちょうど小学校就学前の乳幼児の53.6％の方が、約過半数以上いらっしゃるわけなんですね。そういった方の本当に心のよりどころというか、心の窓になってあげられるような、そんな施策が必要ではないかと感じました。

今、市長さんからも幼児教育センターのお話等も若干触れた中で、御答弁いただいているわけなんですけれども、この日野市立幼児教育センターから出ました、日野市における乳幼児保育の意識実態調査の報告書の、第１年次の、平成２年７月に刊行されている内容でございますけれども、この中でアンケート調査をした、その集計の状況が御報告されております。日野市の教育と、保育行政について指摘というか、質問がありますけれども、その中で日野市の教育行政について進んでいると回答した保護者は、約３割だった。普通であると答えた方も約３割。おくれていると感じている人もいらっしゃった。またわからないと回答した人が、２割強ほどいらっしゃる。地域別にクロス集計を結果によって見ていくと、日野市の教育行政が進んでいるというふうに回答していらっしゃる地域の方というのは、多摩平、旭が丘地域の保護者が多くて74件、43.53％。反対におくれていると回答したのは、日野地区の11件、11.58％で、高幡、三沢地区にもこういった状況が回答として、おくれているという回答の中に出ております。こうした地域差による格差というのは、大変行政に対する要望とあわせて、検討する必要があるのではないかというふうに、調査結果の中から出ておる次第なんですね。

もう一つは保育を開始する時期ということで設問をしておりまして、乳幼児保育の時期について、あなたの考え方に最も近いものはどれですかという質問に対しての回答は、１番多かったのが、乳幼児期、３歳までは家庭にいて、４歳からは集団の中で保育される２年保育が望ましいと答えていらっしゃる方が、47.04％いらっしゃいます。それから２番目といたしましては、乳児期、２歳までは家庭にいて、３歳から集団の中で保育される３年保育が望ましいという方が、24.26％いらっしゃいます。これを合わせますと、70％の方が自分のもとで子供を育てていきたいという、本当にこう理想像というか、

母親としての思いというのが、この中に、我が子を自分の手元でしっかり育てていきたいというこの思いが、この結果に出ているのではないかなというふうに思います。そういった中で、やはり場所的な問題ということが、たくさん指摘をされております。

もう一点は請願も、後ほど、きょう議場に配付される中での請願の中にも出ておりましたけれども、親子教室とか、のびのび通信とか、幼児教育相談など、こういったものを今後よりよい形で継続されることを望みますという請願が出ておりましたけれども、これは社会教育の中で、幼児教育センターができる前には、社会教育のところで進めてきた施策であるわけなんですね。私ものびのび通信というのは、今我が子ももう高校１年生になりましたけれども、その子がちょうど生まれたときに、こののびのび通信を送付していただきまして、非常に参考にしながらというか、育ててきたという思い出というか、――何か歳を数えていらっしゃる人もいらっしゃるようですけれども、そんな記憶も新しいところでございますし、お母さんたちが求めているものというのは、何とか我が子をしっかり教育していきたいという思いは、母親として共通の思いではないかと思うんですね。ところがこういった施策に対しましても、幼児教育相談を行っているところも、幼児教育センターで月２回実施しております。平成２年度は、２歳から６歳児まで、男女合わせて32名の方が相談に行かれているわけなんです。先ほど申し上げました未就園児数と比較しましても、本当にこう２けたしかというか、32名という少ない数なんですね。もう一つは幼児の親子教室にも、親子28組、母親が28人、父親が４人、幼児が35人参加しておりますけれどもこれも、会場が第１幼稚園ということになっております。

またのびのび通信を通して、ホームスタディ乳幼児講座というのをやりながら、スクリーングを第１、第２、第３幼稚園で実施しております。これも方面で言いますと、多摩平、平山、日野本町と、地域が限定されているわけなんですね。定員も１回で40人と大変少ない参加状況です。こういったことが、この間いただきました報告書の中で見受けられました。私は社会教育の一環として、ぜひこのことは継続をしていただきたいと思いますので、一部地域の開催ではなくって、こういった子育て広場が各地に開設をされていったときには、そういった中から直接、身近な中で相談を受け、またより多くの人たちが喜んで参加できるのではないかと思いますので、ぜひ日野方式ということで、御答弁をいただきましたけれども、工夫をしていただきまして、検討をしていただきたいと思います。

本当に大事なことでありますけれども、幼児期に学ぶことは文字や数や基本的な生活

のしつけではなくって、目に見えることを教えてあげるということも大切ではないかと思います。幼児の時代にしか学べないことがたくさんありますし、そして親や教師が直接子供の手を取って教えることのできない、子供自身が体験することによってのみ、学んでいくことの方が多いのではないかと感じます。毎日けんかをしたり、いじめられたり、そのくせ帰ってくると、翌日になってはけろっとしてまた同じ友達のところに、また同じ仲間のところに飛んでいくという、この中から仲直りをしたりしていくその連続の中に、心と体のバランスというんでしょうか、さまざまな場面がありますけれども、そこで判断をし、自分自身を確立していけるのではないかと思います。この大人ではとても出せない、掛け値なしの子供たちの要求に耐えながら、覚える友達つき合いというんでしょうか、ルールというか、時には痛みを覚えたり、また仲間遊びの魅力に引かれたりとか、そういった中で子供は自然的にいろんなことを学び、体験していくことと思います。こうした人間形成を、自然の仲間たちとの遊びを通して、たくましく、またこまやかに、想像力や創造性が豊かにつちかわれる知恵も磨かれていく、このようにさせてあげるといいうことが私たちの思いでなくてはならないと思いますので、ぜひ近い将来、子育て広場が開設されまして、五千何名といらっしゃる未就園児の子供たちが身近なところで、多くの方と触れ合って成長していけるような、そんな施策の前進をお願いしたいと思います。要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君）　これをもって22の１、子育て広場の開設を！の質問を終わります。

一般質問22の２、予防接種について（集団接種方式から個別接種方式へ）の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○12番（宮沢清子君）　引き続きまして質問をさせていただきます。

私たちにとって、何ものにもかえがたい健康は、常にさまざまな要因によってむしばまれてきます。病気やけがは予期しないところで起きますし、中でも病原微生物による病気、いわゆる伝染病は古くから人類を脅かし、疫病として恐れられていました。1796年、ジェンナーによって種痘のワクチンが開発され、ほうそうを人為的に予防することが可能になってきました。

今日まで数多くのワクチンが開発をされ、予防接種に使用されてきました。予防接種が実施されるようになってからは、伝染病が影をひそめ、患者の発生数も次第に減少の傾向をたどってきたことは周知の事実です。種痘は1977年を最後に、地球上に患者発生がなくなり、1979年、ＷＨＯから種痘根絶宣言も出されました。このことは生活環境が

整備されるとともに、人々の体位が向上したことにも起因しておりますが、中でも予防接種の果たした役割は大きいと思います。近年、公衆衛生の向上、及び生活環境の変化など、特に人口の都市集中化、幼児の早期集団生活化、プールの普及などによって、従来なかった感染症も発生、流行しております。

厚生省はこのような事態から、昭和56年７月より感染症サーベイランス事業を発足させておることも認識をしておるところであります。この事業は感染症に対する全国的な監視体制を設け、患者の発生状況、病原体の検索など、流行の実態を早期に、的確に把握し、予防接種、小児集団生活の管理、衛生教育など、適切な予防接種を講じて、はしか、風疹、水ぼうそう、流行性耳下腺炎、百日咳、インフルエンザ、ウィルス性肝炎など、多くの感染症の蔓延を未然に防止することを目的にします。一人でも多くの人が予防接種を受けて、大切な健康を守っていくことが、大事ではないかと思います。

現在日野市におかれましても、予防接種法に沿って、六つの主要伝染病でありますポリオ、ＢＣＧ、三種混合、風疹、日本脳炎、インフルエンザ、ＭＭＲ、二種混合等を実施しておりますことも周知のとおりです。

接種方式は集団接種と個別接種方式を取られておりますが、先日、他市から転居してまいりましたお母さんから、御相談を受けたことでございますけれども、前の居住地では、個別方式で実施されているお話をしてくださいました。そのほか多数の市民の方からの声として、この個別接種方式を希望されておりますが、そこで質問の第１点といたしまして、集団接種方式の問題点と、個別接種方式の利点を教えていただきたいと思います。

第２点目といたしまして、接種率の向上についてもお伺いいたします。

第３点目といたしましては、実施されておりますところの自治体の状況をお尋ねしたいと思います。

第４点目といたしまして、平成元年第１回定例議会、平成２年第２回定例議会で、私が質問をさせていただきました保健衛生に関して、先天性代謝異常の検診の採血料扶助を全新生児にと題して質問をしておりますが、その後の取り組みについてお伺いいたします。

第５点目といたしまして、やはり昭和61年第３回定例会で、乳児医療無料化制度の拡充を質問をさせていただきましたが、このことにつきましても、御検討していただいているでしょうか。以上の点をお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それではお尋ねの点につきまして、今日、自治体で行っております予防接種は、今お話にありましたとおり、厚生省公衆衛生局長より各都道府県知事に通知のありました予防接種実施要領に基づき、集団接種方式、あるいは個別接種方式という形で実施されております。日野市の接種形態は集団接種方式と個別接種方式と併用して実施しております。まず集団接種方式でございますが、効率的に多数の対象者に一斉にその免疫を与えることができるということが大きな利点でございます。しかし一方では次のような問題も抱えておるわけでございます。すなわち現在やっております我が市の予防接種業務は、お医者さんの昼休み時間でございます午後２時から２時45分というこの時間帯を利用いたしまして、設営しております。したがいましてこの短い時間に受け付けに始まりまして、検温、問診、予診、そして接種という業務を進めつつ、数百人もの幼児等を接種せねばならない状況にあるわけでございます。

予診表のチェックにウエートがかかり、子供の健康状態や、既往歴の把握といった総合的な診療を十分にすることが困難で、医師が時間的に追われ、トータル診療ができないという憂いがございます。また予防接種終了と同時に、医師、その他のスタッフが会場から帰任いたしますために、接種後の異状があったときに、迅速に対応できないという点も挙がっておるわけでございます。

さらに問診及び予診が厳しくなりまして、アレルギー体質、心疾患などの疾病を有しております被接種者は、一般に接種会場では受けられない場合が多いということが１点挙がっております。

また第４点としまして、従来百日咳患者のほとんどがゼロ歳から２歳未満の罹患で占められ、かつ乳幼児の場合、重症になりやすい傾向があります。ところが集団接種では２歳以降でないと接種されない状況がございます。

第５点としましては、各会場とも駐車場がありません上、一度に多くの方が集まりますので、どうしても車の違法駐車によるトラブルがふえており、各会場付近の住民の方々に御迷惑をかけておるという状況がございます。

これに対しまして個別接種方式の利点を申し述べますと、被接種者の状況を日ごろから把握している医師が、主治医と申しましょうか、そのもとで接種ができると、さらには被接種者の体調がよい時期に接種できる、いわば親ごさんの方での時間的選択ができるので、安全性が確保されるということになります。またこのことは共働き家庭の増加しております現今、保護者の利便性の向上が図れることともつながってまいります。

４点目といたしまして、接種会場となる各施設での衛生上の問題、及び駐車場等諸問

題が解消される。個別接種方式は、母子免疫が期待できない乳幼児における早期免疫を与えるという観点からも有効であると言えるかと思います。医療機関の診療時間内で被接種者が接種できますことは、安全性、接種時期の向上にも大きな期待ができるのではないかと考えます。市の問診、あるいは予診が行えるようにという意味からも改善を図っていくとともに、順次できるところから個別接種を進めていけるよう、個別体制の整備に内部検討を進める努力をしてまいります。この議会におきましても補正予算で、その準備経費をお願いしておるところでございます。

それから実施されております自治体の状況といたしましては、平成３年度の例でございます。その個別接種を実施しております種目としましては、２種及び３種混合でございます。実施市といたしましては、多摩地区では10市が挙がっております。立川、昭島、町田、小金井、小平、東村山、国分寺、国立、清瀬、多摩と10市でございます。

それから接種の向上率ということでございました。大変恐縮でございます、直接的な資料を持ち合わせてございません。ただ現在３種混合におきまして、一部個別接種をいたしまして、その数値といたしましては、819名、２種混合におきましては46名、２期においては70名と。それからインフルエンザにおきましては、212名の一般並びに保育園、幼稚園児ということでございます。それから小学生に至りましては151、中学生で16、合計379といった数値が挙がってございます。

それから最後に先天性代謝異常についてでございます。この件については過去何回かの御質問をいただきました。ほとんどの出生児が受けている先天性代謝異常の検査にかかる採血料は自己負担となっております。この点につきましては、市長会はこの採血料を都が負担するよう、今年度におきましても要望しておるところでございます。都でもこの点については検討しているとのことでございますが、採血料は診療報酬の関係で、甲表と乙表、それぞれ使っている病院があるために難しいとも言っておるところでございます。これら都への期待も大きいものがあります。26市の課長会では、引き続き要望していきます。日野市としましては、このことも踏まえまして、来年度目指しまして、現在詰めを急いでおるところでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

第５点目の乳児医療費無料化の拡充についてでございます。乳児医療費助成制度につきましては、他市に先駆け昭和48年１月からゼロ歳児を対象に実施してきているところでございますが、この制度を実施しているところはいまだ３市、府中、清瀬、多摩市、

この３市にとどまっているのが現状でございます。そういう意味から見ると、一定以上のレベルに達しているということができると思います。対象者の年齢の引き上げにつきましては財政上等、あるいはその他の問題もありますので、今後の研究課題とさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

ちょっと部長さんに伺いますけれども、先に伺っておきたいんですけども、先天性代謝異常に関しましては、東京都にも要請をしているところでありますけれども、来年度目指して、詰めていってくださるということなんでしょうか。そこ、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　現在、先ほど申し上げましたのは、来年度を目指しまして、現在詰めを急いでおります。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　すみません、くどくなりますけれども、当市としての詰めを目指してくださるということなんですね。わかりました。

今、集団接種方式の問題点を幾つか御答弁いただきまして、いろいろと幾つかの中ではこんなにも問題があるのかなということを率直に感じさせていただきました。その中で私も自分ながら、こういったことはどうかなということで幾つか考えながら、この質問を考えたわけなんですけれども、今御答弁の中には、衛生面に関してなど指摘をされていなかったんではないかと思いますけれども、感ずるところでありますけれども、集団会場となるところですね、そこは学校とか、地区センターとか、そういった各施設を利用されておりますので、保健衛生用につくられた施設ではないんじゃないかなということをかねがね感じております。私も３人の子供を育てる中で、これは本当に子供を育てる一家庭の中で、親の義務というか、それから子供もそれをしっかり受けて、お役目を果たしていくような感じで、いそいそと何回となく会場に通い、また通ってくるお母さん方の姿にも接する中で、果たしてこの会場で実施をしていることで、衛生面に関してはどうなのかなという素朴な疑問も持ったこともございます。

実際お母さん方に、そういった点はどうでしょうかねって問い合わせたところが、それももちろん同じように感じておりますというふうにおっしゃられました。特に他市から越してこられまして、他市で個別の接種方式を受けてきて、そして日野市で集団方式

の接種をうけるようになりましたから、その比較というものが細々と浮かび上がってきたんではないかなあという、こういう感じをいたしまして、そういった中から一度この質問をしてみましょうねということで質問をするきっかけになったわけなんです。今、公共的な会場と同時に、生活・保健センターでも集団方式を採用されながら行っているわけでございますけれども、私が考えるのはもちろん生活・保健センターがあいているところで利用できる部分に関しては、どうこうということではないんですけれども、生活・保健センターの役割自体というのは、老人保健法で言われております健康手帳の配布だとか、健康教育だとか、健康相談、健康審査、訪問指導とか、また機能訓練だとか、やらねばならないことというんでしょうか、そういったことを中心にして行う機能というか、役割を果たしていく方が、多々大きいのではないかというふうに感じている次第なんです。

そういった中で駐車場のことも、今現在、大変問題になっております違法駐車のことも御指摘をされておりますし、このことよりも何よりも医師が短時間で集団会場に来て、接種をするということ、問診表を見ながら、のどを見たり、熱の加減はいかがですかというような感じで受けるわけでございますけれども、百日咳の患者のゼロ歳児から２歳児は、集団接種ができないという難点もあるわけなんですね。それからもう一つは個別接種方式の利点ということをおっしゃっていただきまして、このことに関しては、その声を寄せてくださったお母さんが、全くおっしゃっていた御回答と声と一つになっていたので、なるほどなと、やっぱり現実その場に出向いていって、その場面に接している方の本当に現実の声というのはすごいなあということで、改めてこう実感というか、理解をしているわけなんですけれども、特に利点のよさというのは、自分が係つけのお医者さんで、日ごろからいろいろと乳幼児医療に対して、小児医療に対して御相談をしていっておりますので、専門医はよくその子を診てわかっているわけでありますし、また子供でありますから、体調のいいときばかりではありません。集団健診となると、決められた日に決められた時間で一定の会場に出向いてということになりますので、幅がありませんね。ですけれども地域の自分の密接な、本当に何でも日ごろから御相談されている先生だと、子供はこういうことで接種受けられなかったのでということで、間隔を置いてもお願いに行って、接種をしていただけるという利点があるわけでございますし、小児科の先生方が理解をしているんではないかということも、聞いているわけなんですけれども、特に1987年の８月、日本小児科学会の会長さんより、厚生大臣に提出しております予防接種に対する要望書の中にも、個別方式がいいんではないかということで、

その推進を希望するというような要望書を出されているということも伺ったことがございますので、今、検討の段階に入っているということでございますので、ぜひこれは検討していただき、前向きにお願いをしたいと思います。

私もかつて聞いた話の中でございますけれども、小児麻痺、ポリオについてですけども、昭和35年と36年の２年間には、大流行したときがあったわけなんです。ちょうど私も高校生であって、新聞記事の報道というのは非常に興味を持っておりましたので、また一大ニュースとして各紙が取り上げておりましたので、大変記憶に残っているところでございます。またこの会場の中にいらっしゃる方々も記憶があることと思いますが、これは本当にポリオというのは、初めは風邪に似た症状ですが、やがて手足などが麻痺を生じて、死に直面するという場合もあったわけなんです。そのときの統計を見ますと、昭和35年には前年の全国３倍で、全国で5,600人以上が感染して、317人の方が死亡されたそうなんです。次から次へと倒れていく子供たちを、次は我が子の手がかという思いで、お母さん方たちは大変心配をされたそうなんです。

当時有効とされた生ワクチンは日本では使用が認められていませんでしたので、最も研究が進んでいたソ連のワクチンを輸入できないかということで、その状況を把握いたしまして、ソ連から生ワクチンの寄贈の申し出をしてくださったそうなんですけれども、当時の厚生省がストップをかけたようなんですね。まだ効くかわからないということが、そのストップをかける要因だったようでございますけれども、その研究に関しては、何年もかかって子供たちの病気を治したいということで、かけた研究成果であったわけなんです。また翌昭和36年には、流行期の夏が近づいて、このままでは前の年以上の犠牲者が出ることは明らかではないかということで、流行が続く中でお母さんたちは子供たちに生ワクチンをと命をかけた叫びを全国に広げられていったそうなんです。各地でデモや陳情や集会が繰り返されて、さまざまな考えや立場がありましたけれども、母親の命を慈しむという心と、我が子を救っていきたい、病気にしてはならないという愛情の思いが一段と拍車がかかりまして、いろんな運動が展開されたそうなんです。ソ連ではその当時既に数百万の子供が生ワクチンを使用して、小児麻痺を克服しており、100％効果があるというふうに言われていたようでございますけれども、反ソ的な政治勢力といいますか、また薬事法という役所の壁に自社の薬が売れなくなることを恐れた一部の製薬会社と申しますか、そういった方々たちの反対などもあったかのように伺っております。ソ連のワクチンは日本の母親たちの手にその当時、届かなかったわけなんですけれども、広がる国民運動を前に、遂に厚生省の重い腰も上げたというふうなこともあります。

ソ連の生ワクチンが100万人分緊急輸入することを決定したのも、母親たちの一途な思いというか、その心が国を乗り越えて、通じていったわけなんですね。そしてモスクワから空路20時間かかって、待望のワクチンが届きました。その５日前、小児麻痺の患者はこの年1,418人、死亡者は94人おりましたけれども、ワクチンの到着１週間で、全国の子供たちに投与が始まり、その効果はてきめんだったようです。発病は文字通り激減して、急カーブを描くように流行は鎮静化していきました。１カ月後には１人も患者が発生しない状態になり、東京都の小児麻痺対策本部も解散されたそうです。まさに目を見張るようなワクチンの効果でありました。幼児を持つ母親たちは、胸をなでおろしました。私はこのお話を伺ったときに感動すると同時に、もっと早くワクチンを輸入していたならば助かった子供が余りにも多くいたことを感じ、胸が痛むと同時に、予防医学の大切さということを改めて実感させていただきました。

最近この事実を素材に、日ソ共同で映画がつくられたことも聞き及んでおります。題は「未来への伝言」です。「未来に伝言」、メッセージとして伝えたいものとして、映画化をされてきたようです。ストーリーについては、省略いたしますけれども、ただ一点人道のために悪戦苦闘を乗り越え、ワクチンが届けられました我が子を救いたいという母親の一念と、日本の子供を救ってあげたいというソ連の医師の一念が、国家のコンクリートの壁を破りました。ソ連の世界的作家であり、大使でもありますアイトマート氏は母の力が権力の力に勝る社会をつくっていきたいというふうに語っておられたということも伺いましたけれども、この映画での医師たちのヒューマニズムは、未来社会への証拠を与えていくことと思います。幸いソ連は人道的でありました。人の一生、生命にかかわる問題を最優先せねばならないと思います。予防医学こそ大切だと感じた次第です。

本当に私もくどいようで、申しわけないんですけれども、先天性代謝異常という、この難病を早期発見するこの施策に対しまして、３回と質問をさせていただきまして、何とか実現にこぎつけていただきたいという思いで、再三質問させていただいております。

今、日野市の出生率も統計日野を見ますと、昭和46年には2,895人のかわいい子が誕生しておりました。ところが10年後の昭和56年には、2,069人となり、20年後の平成元年には1,527人と、著しく減少を帰しておるわけなんです。こういったことを、人口1,000人に対して換算してみますと、今46年には人口1,000人に対して27.5％、56年には14.9％、元年には9.5％と、このように減少をしてきているわけなんです。こういった出生

率のことに関しては、いろいろと関心も高まり、いろんな形で施策の推進をしていかなければいけないということが、今社会の中で問われている問題でございます。本当にかけがえのない子供たちが、何らかの形で使命を持って誕生してきていると思います。21世紀に働いていく、その未来を託していく子供たちのために、高齢者福祉とともに、重点施策の第１要因としていくように、その施策の展開をしていただきたいという、この重要性を感じております。

予防接種についても、集団接種方式から、この幾つか利点をお答えいただきました個別接種方式へのお考えに変えていっていただきたいなって要望していきたいと思いますけれども、市長さんの決断のほどをお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　生活環境部長がお答えしましたとおり、このことにつきまして、今詰めの検討を行っているという状況であります。

一般的に言いまして、集団予防接種、これを徹底させるためには、一つの意味もあると思いますし、また個々の事情もありますので、いわゆる最寄りで、ホームドクターの先生に個別的にやっていただく。これもまたそれなりの意味があることはいうまでもありません。ただ薬の、何といいましょうか、能率からいいますと、これは集団が圧倒的にいいわけでありまして、個別的になりますと、恐らく薬が不必要に粗末になるか、あるいは何回も使ったりすると鮮度に問題が起きてくるということもあろうかと思いますので、医師会とも十分討議をいたしまして、結論づけたいと思います。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

期待をいたしまして予算を見守っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。この質問を終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君）　これをもって22の２、予防接種について（集団接種方式から個別接種方式へ）の質問を終わります。

一般質問22の３、日野市落川遺跡調査後の計画についての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○12番（宮沢清子君）　日野市落川遺跡調査後の計画について質問をさせていただきます。

落川遺跡は、多摩川上流域右側の、落川682番地ほかに位置しています。標高54から56メートルで、西を限る標高100メートルほどの多摩丘陵とは好対象をなし、沖積状の微

高地の遺跡であります。昭和52年12月、都営住宅建設に先立つ機械搬入路の工事中に発見されたと聞き及んでおります。それから14年の歳月が過ぎております。昭和54年６月より、日野市遺跡調査会が調査を行ったようですが、途中で市の教育委員会は、調査を打ち切られたようですが、その理由について第１点お伺いしてみたいと思います。

また本遺跡の調査が長期化している理由についても、教えていただきたいと思います。さらに調査が完了した後、東京都としては、一部遺跡公園として残されるようですが、どのような形での公園計画を持たれておるのでしょうか。

さらには遺跡、遺物の取り扱いについてはどのように保存されるのでしょうか。東京都のことではありますが、当市としてのお考えをお伺いしておきたいと思います。

第２点目といたしまして、東京都住宅局では、（仮称）都営住宅日野落川第１団地の建設を予定していますが、青写真ができておることと思いますので、この今後の計画について具体的に教えていただきたいと思います。

また今議会におかれまして、一般会計補正予算で民生費の老人福祉費の中で、シルバーハウジングプロジェクト推進計画策定経費として、115万1,000円計上されています。厚生委員会に付託をされたところではありますが、このことについて落川都営住宅と関連しておるところでもありますので、教えていただきたいと思います。地域開放型施設、高齢者在宅サービスセンターを併設されると伺っておりますけれども、この点についてもお伺いしたいと思います。以上、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは最初の落川遺跡の調査につきましてお答えを申し上げたいと思います。

この落川遺跡は昭和52年に、東京都の住宅局の都営住宅の建設中に発見されたもので、直ちに工事が中止となりまして、昭和54年に日野市遺跡調査会による確認調査が実施されました。その結果遺跡の規模が大規模で、調査が長期化することがわかりましたために、本調査は東京都による直接調査となったわけでございます。昭和56年、東京都の組織といたしまして、日野市落川遺跡調査会が発足いたしまして、現在に至っているものでございます。

この調査面積につきましては、約２万7,000平方メートルでございまして、調査の結果はこの区域に住居跡が約500軒、それから掘っ建て柱による建物跡が約150棟、それから遺物はコンテナにいたしまして千数百個分発見されております。

なおこの遺跡につきましては、昭和62年に落川遺跡の一部が東京都の史跡として指定

されまして、調査地の東側、約1,200平方メートルが遺跡公園のような形で保存されるというふうに東京都の方から聞いております。

それから遺跡調査が長期化した理由についてでございますが、この遺跡が大変深く沖積地に立地した以降の検出が大変困難を極めてございます。さらに古墳時代から中世にかけましての遺構が多数重複しているためで、調査が延びている理由でございます。なおこの現場におきます発掘調査につきましては、今年度で終了する予定でございますが、今後の整理作業の期間については、未定とのことでございます。

なおこの遺物の取り扱いにつきましては、整理作業が終了するまでは、落川遺跡調査会が管理をいたしますが、将来の管理につきましては東京都と日野市との協議になるというふうに考えます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは２点目のその後の東京都の計画を具体的にということでございます。落川都営住宅の新団地建設に関係しては、昨年10月東京都から一定の考え方が示されまして、市は関係部署と合わせまして協議をしてまいりました。当然地域住民の意向も踏まえながら、町づくりの総合性を十分配慮した協議を進めてきたわけでございます。その中では今、議員さんから御質問もありましたように、一つは地域の集会施設の問題、駐車場の確保の問題、あるいはこれは一般的に広場、今社会教育部長の方から遺跡公園というような形での考え方もお答えしたとおりでございます。この三つを中心にして一定の協議を進めながら今日に至っております。

計画としてはこの都営住宅は２期にまたがって建設するということでございます。当時、昨年10月の時点の予定では、平成２年度末から１期工事を開始したい。それは６棟建ての113戸、２期工事につきましては３年以降５棟、62戸ということで、トータル11棟の195戸ということで協議を進めてまいりました。しかし今御質問もありましたように追加として市は、高齢者に対する住宅の確保等の要請を追加で行いました。よって協議の中では高齢者住宅、27戸の合意を見ております。単身者用を22戸、世帯用を５戸、合わせまして車いす用の住宅を６戸、これも合意を見ているわけでございます。よって多少の、当初の戸数からこの追加部分が入ったことによって、一部の設計変更をお願いしている部分があるわけでございます。ある程度合意はしておりますが、できるだけ早い時期に東京都は建築にかかりたいということで、まだ現在も協議を進めている段階でございます。以上です。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　都営住宅の建設に伴います高齢者の住宅でございます。これは国のシルバーハウジング、この計画に基づきまして、建設をするものでございます。ただいま企画財政部長の方からお答えがございましたように、それぞれ高齢者向け、単身者用住宅、あるいは高齢者の世帯用住宅、また車いす用の住宅というものを建設される予定でございます。特にこのシルバーハウジング計画におきましては、このほかにＬＳＡ、いわゆるライフ・サポート・アドバイザー、日本語に訳しますと、管理人兼相談役というんですか、また緊急時に対応できる、そういう方をここに設置していきたいというふうに考えております。

そのほかにこの高齢者用の集会室、これについても整備をしていきたいというふうに考えております。一応これらにつきましても既に東京都と協議済みでございますが、これにつきましてただいま議員さんの方から御質問のございました、シルバーハウジングプロジェクト推進計画でございますが、これは国の方から市としてのプロジェクト計画を策定、義務づけられておりますので、これを東京都の方と一緒になりまして、市としての計画を策定していきたいというものでございます。この予算につきましては今定例会に御審議をお願いしているところでもございます。

なおこれら事業につきましては、もう既に東京都の住宅局とともに、建設省並び厚生省のヒヤリングを受けて、概ね了承されているところでもございます。

それから在宅サービスセンターの件でございますが、ここにつきましては在宅サービスセンターの設置はございません。在宅サービスセンターの設置計画でございますが、これはまだコンクリートされたものではございませんけども、東京都等の計画によりまして、日野市におきましては、Ａ型のサービスセンター、これはショートステイの機能を持った大型のものでございます。これを市内に概ね４カ所、またＢ型サービスセンター、これは規模の小さいもの、これも概ね４カ所、いわゆる中学校区単位に一つ設置していきたい。またこれらのサービスセンターのエリアといたしましては、大体半径２キロメートル以内ということでございますので、この落川の高齢者住宅については、現在あります浅川苑サービスセンター、ここが受け持つという計画のもとでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

今いろいろと教えていただき、御答弁をいただいたわけなんですけれども、遺跡公園の公園計画ですけれども、ちょっと確認なんですけれど、団地の造成面積の4.6％に当

たる1,250平米でしょうかの、敷地を確保されて、それで草地とか更地にしておかないで、何らかの形で、公園みたいな形を取っていかれるんでしょうか。モニュメントみたいな形をつくられるのかどうか、その辺の整備の状況というのはまだ協議はこれからになりますでしょうか。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　落川遺跡の中の遺跡公園でございますが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、1,200平方メートルが遺跡公園のような形で保存されるということを、東京都の方から聞いているわけでございますが、正式にどういう形でというふうな話はまだ来ておりませんので、詳しい事情はちょっとここではわかりかねます。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　先に遺物とかこのことに関して、まあ遺跡のことについて伺うわけなんですけれども、例えば日野市の基本計画、あるいは社会教育の事業総覧等にも出ておりますけれども、（仮称）文化財センターの建設を進めるということになっておりますが、こういったところに保存をされていくのかどうか、またこの基本計画の中では、文化財センターの新設は実施設計と建築工事が事業内容の中の前期のところの62年から64年度で、計画をされているんですけれども、この辺は何か浮かび上がってきているんでしょうか。ちょっと確認をして教えてください。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　文化財センターということで基本計画に載っておりますが、できた建物は昭和63年度から平成元年度にかけまして、文化財の整理保管室というような形で、高速道路下にできました整理棟と保管棟、２棟の建物を指して、文化財センターの建設というふうに計画書には載っているわけでございます。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ごめんなさい、ちょっと私のイメージが違ってましたので。全然違っておりましたので、わかりました。

ここに施策の方向の中に、文化財の保護と活用ということで、市内に数多く残された有形、無形の文化財の調査・研究を進めるとともに、文化財センターを建設し、発掘調査の円滑化と、文化財保護体制の充実を図ります云々ということで、またさらには考古史料の展示コーナーを設置するような形で、検討するようなことも出ておりましたので、イメージ的にちょっと違っていたのかなあと思いましたので、すみません。

それでは都営住宅のことについてもうちょっと伺いたいと思います。青写真に関して

は大体わかってきました。１期と２期というふうになるわけなんですけれども、一つ伺いたいのは日野市の住みよい町づくり要綱の中に、駐車場の確保ということで、第１種住居専用地域に関してはほぼ50％、目安としては大体30％というふうに聞いているんですけれども、民間に対してはこういう規定をされておるわけですけれども、公営住宅に関しましては、いろいろな視点があるということで理解をするわけですけれども、この辺に関しましては、どういうふうに要望されるんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今後は公営住宅にもいわゆる駐車場施設を計画の中に入れていただくというふうに要請をしていきたいと思っております。市営住宅等は、まだそこまでいかないわけでありますけど、市の責任で、なるべく近隣に有料駐車場を公営で提供しようと、こういう考えでおります。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　これが一番大きな社会問題でありますし、大変関心のある問題というんでしょうか、非常に皆さんこのことを一番感じているわけなんですね。民間に規定を要望するわけですから、やっぱり市営住宅に対しても、公共の住宅の一つでございますし、東京都の場合にも公営住宅の一つでございますので、またさらには公団、公社、いろいろと公営住宅がございますけれども、こういった位置づけというのは協議をされていただきまして、ぜひ働きかけをしていただきまして、ある部分ではしっかり確保していけるようにしていっていただけたらと思います。

市営住宅に入っている人は当然車を持たないような感じでおっしゃっておりますけれども、子供も成長してきまして、だんだんとこう免許を取得されて、利用するようになるわけなんですね。そういった中で必ずしも新車を買わなくても、中古を購入されて、今の社会の中での利便性という中で利用するという価値があるわけでございますので、この辺の促進というか、位置づけを今後しっかりしていただけたらと思います。

それからもう一つ教えていただきたいんですけれども、先ほど地域住民のための集会施設ということでお話を伺ったんですけれども、都営住宅の中に、従来あります集会所はございますけれども、それともう一つは地域住民のための集会施設が確保されるわけなんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　都営住宅の戸数につきましては、195ということで御説明したとおりでございます。この分としては、東京都がこの戸数に対する施設とし

て、一定の100平方メートルの施設をつくると、これはここの居住者に対する施設でございます。それ以外に地域の住民が使うべき公共施設として、200平方メートルの施設を、一応地域の皆さんと協議の中で成立しているというふうに考えております。以上です。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　そうすると建物の中の一部に併設をされるというふうに理解していいんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　全くそのとおりでございます。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　そうしますと、そのことは大変喜ばしいことでありますし、大いに歓迎するわけなんですけれども、建物の中の一部に１階のフロアか何か使って、集会所を設ける形ではないかと思いますけれども、居住者と外――外と言ってはいけませんけれど、住宅外の方、地域の方が入ってきて使うわけなんですね。会場といったら、２階以上には居住者の方がいらっしゃいますので、そういった居住者と使用者とのいろんな関係性というか、今後いろんなことが出てこないかなというふうに感ずるんです。

それからもう一つは、土地の有効利用ということで、今都営住宅が大体集会場を持っているところは、平屋が多いんですね。ですからぜひこう敷地の面積の関係もありますし、いろいろとクリアされなければならない部分というのがあると思うんですけれども、できましたら縦型にこう２階なり３階なり建てられるのかどうか、そういった集約したような施設をつくった方が管理上のことで問題が起きないんではないかなと感ずるんですけれども、その点もお考えになっていただいて、駐車場のこととともにまた協議の中に入れていただきたいと思いますけれども、これは全く私の素人判断の視点からの質問でございますし、また入居してみなければ、わからない問題でございますけれども、でき上がってからではやっぱり後から何かをやるというのは、またいろいろとそれに対する負担等もたくさん出てまいりますので、そういったことに対する働きかけと申しますか、その辺をしっかりやっていただきたいと思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいまの質問についてお答えしたいと思います。

今の時点では２期工事の中で、地域の集会施設としての計画をしております。もちろん場所等につきましては、特に地域の住民の方の要望を第１にしまして、今の御質問の中の１階部分ということでございます。そういう中で地域の方の合意を見ているわけでございますが、２階以降にお住まいの方の問題は、全く市としても余り考慮に入れなかった部分もありますので、今の意見を参考にしまして、今後東京都と協議も進めていきたい。合わせまして住民の方のやはり地域住民の地区センターとして使うわけでございますので、場所の問題等も含んで考えていきたいというふうに思ってます。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

本当にまたこれが一つの都営住宅のモデルとして大きく発展していけるような方向づけをしっかり取っていただけたらと思います。この点は要望させていただきます。

また線路下を通って、道路が川崎街道から入る道がありますね。右側に折れていきますと、日野3･2･7号線、都市計画道路に通じていくと思いますので、その辺で、今川崎街道が大変渋滞しているということでありますので、でき上がった段階で、また抜け道マップみたいな形にならないのかなということも、大変懸念するわけでございますので、そういった新設道路に通ずることに関しましても、また十分な御検討をしていただきたいと思います。

自然と調和した町づくりということで、遺跡のことに関しましても、また公園に関しましても、しっかりした位置づけをとっていただきたいと思いますので、最後に市長さんにお考えを伺って終わりたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　具体的な協議内容を私が全部承知しているわけではありませんが、特に地域開放型の地区センターのことは、別棟でもらいたいわけですけど、例といたしましては、豊田の勤労青年会館のように、住宅局としてはどうしても住宅を上につくらなきゃならないというのが原則だそうでございまして、別棟の交渉は、今のところは難しいという感じであります。

それから公園につきましては、市と当然協議があるはずでありますし、将来に地域に対しても、あるいは住民の日常生活に関しましても、十分役立つと、そういう設計をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　どうもありがとうございました。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって22の３、日野市落川遺跡調査後の計画についての質問を終わります。

これより請願第３－16号、日野市立幼児教育センター存続に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第３－16号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

これより請願第３－17号、日野市市民多目的ホール新設に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第３－17号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第３－18号、暴力排除宣言に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第３－18号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第３－19号、高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第３－19号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第３－20号、建設会社の廃材焼却に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第３－20号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第３－21号、岡部マンション（仮称）建築計画に関する請願、請願第３－22号、公園設置に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第３－21号、請願第３－22号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第３－23号、「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第３－23号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

これより請願第３－24号、たんぽぽ学童クラブの移転及び児童館と図書館の建設に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第３－24号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第３－25号、子供たちが、学校給食で地元野菜を食べ続けられるように、都市農業の育成を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第３－25号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第３－26号、看護婦確保法の制定と東京都来年度予算に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第３－26号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日から始まります常任・特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき、御参集願います。

次回本会議は９月27日、金曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時52分　散会

9月27日　金曜日　（第8日）

平成3年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第26号）

9月27日　金曜日　（第8日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	小川友一君
5番	高橋徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	前田雅夫君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成3年9月27日（金）
午前10時開議

（議案審査報告）　（総務・文教・厚生・建築）

日程第1　議案　第72号　平成3年度日野市一般会計補正予算（第2号）
（文教委員会）

日程第2　議案　第87号　日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
（厚生委員会）

日程第3　議案　第73号　平成3年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第4　議案　第76号　平成3年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）

日程第5　議案　第77号　平成3年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）
（建設委員会）

日程第6　議案　第74号　平成3年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7　議案　第75号　平成3年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8　議案　第78号　市道路線の廃止について

日程第9　議案　第79号　市道路線の認定について

日程第10　議案　第82号　日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について
（一般会計決算特別委員会）

日程第11　議案　第64号　平成2年度日野市一般会計決算の認定について
（特別会計決算特別委員会）

日程第12　議案　第65号　平成2年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第13　議案　第66号　平成2年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について

日程第14　議案　第67号　平成2年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について

日程第15　議案　第68号　平成2年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について

日程第16　議案　第69号　平成2年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について

日程第17　議案　第70号　平成2年度日野市老人保健特別会計決算の認定について

日程第18　議案　第71号　平成2年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について

（請願審査報告）

日程第　19　請願 第 3 －18 号　暴力排除宣言に関する請願

（建設委員会）

日程第　20　請願 第 3 －25 号　子どもたちが、学校給食で地元野菜を食べ続けられるように、都市農業の育成を求める請願

（取り下げ）

（総務委員会）

日程第　21　請願 第 2 －29 号　市内連絡バス（ミニバス）路線の一部変更を求める請願

（建設委員会）

日程第　22　請願 第 2 －11 号　中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願

（継続審査）

（総務委員会）

日程第　23　請願 第 2 －32 号　無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願

日程第　24　請願 第 3 －11 号　日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願

日程第　25　請願 第 3 －12 号　拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情

日程第　26　請願 第 3 －13 号　平山駅前公共施設建設計画の見直しを求める陳情

（文教委員会）

日程第　27　請願 第 3 － 2 号　２学級以下の学年のプール指導時に体育講師の配置を求める請願

日程第　28　請願 第 3 －10 号　学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情

日程第　29　請願 第 3 －15 号　単学級のプール指導時に体育講師の配置を求める陳情

日程第　30　請願 第 3 －16 号　日野市立幼児教育センター存続に関する請願

日程第　31　請願 第 3 －23 号　「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情

（厚生委員会）

日程第　32　請願 第 2 －20 号　日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関する請願

日程第　33　請願 第 2 －24 号　「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願

日程第　34　請願 第 2 －25 号　中ホール建設に関する請願

日程第　35　請願 第 3 － 8 号　黒川地区市民広場の確保並びに地区センター新設に関する請願

日程第　36　請願 第 3 － 9 号　（仮称）浅川公会堂建設計画の見直しを求める請願

日程第　37　請願 第 3 －17 号　日野市市民多目的ホール新設に関する請願

日程第　38　請願 第 3 －20 号　建設会社の廃材焼却に関する請願

日程第　39　請願 第 3 －24 号　たんぽぽ学童クラブの移転及び児童館と図書館の建設に関する請願

日程第　40　請願 第 3 －26 号　看護婦確保法の制定と東京都来年度予算に関する陳情

（建設委員会）

日程第　41　請願 第 2 － 4 号　京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願

日程第　42　請願 第 2 － 5 号　帝人高層独身寮建設反対に関する請願

日程第　43　請願 第 2 －28 号　大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願

日程第　44　請願 第 2 －30 号　（仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとって下さいについての請願

日程第　45　請願 第 3 － 1 号　大坂上二丁目「（仮称）日野マンション」の建築計画に基づき市道占有使用許可の早期許可に関する陳情

日程第　46　請願 第 3 － 4 号　区画整理の諸点についてご配意下さいの請願

日程第　47　請願 第 3 － 5 号　まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願

日程第　48　請願 第 3 －19 号　高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願

日程第　49　請願 第 3 －21 号　岡部マンション（仮称）建築計画に関する請願

日程第　50　請願 第 3－22 号　　公園設置に関する請願

（継続審査議決）

日程第　51　　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　52　　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　53　　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　54　　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請願上程）

日程第　55　請願 第 3－27 号　　多摩川・浅川堤防未整備箇所の早急整備についての請願

（議案上程）

日程第　56　議 案　第 85 号　　日野市教育委員会委員の任命について

日程第　57　議員提出議案 第12号　　第８次治水事業５カ年計画における事業費の確保に関する意見書

日程第　58　議員提出議案 第14号　　製造物責任（プロダクト・ライアビリティ＝ＰＬ）法の早期制定に関する意見書

日程第　59　議員提出議案 第15号　　火山及び震災対策の充実強化に関する意見書

日程第　60　議員提出議案 第16号　　小選挙区制を基本とする制度の導入に反対し、政治改革の実現をめざす意見書

日程第　61　議員提出議案 第17号　　「廃棄物（ゴミ）利用発電の促進に関する法律」の早期実現を求める意見書

日程第　62　議員提出議案 第18号　　廃棄物問題に関する意見書

日程第　63　議員提出議案 第19号　　人事院勧告早期完全実施に関する意見書

日程第　64　議員提出議案 第20号　　雲仙・普賢岳（または活火山）噴火災害被災者救済のための特別立方を求める意見書

日程第　65　議員提出議案 第21号　　国連平和維持活動（ＰＫＯ）協力法案反対に関する意見書

日程第　66　議員提出議案 第22号　　核空母インディペンデンスの横須賀配備反対に関する意見書

日程第　67　議員提出議案 第23号　　証券スキャンダルの全容解明を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第57まで

午後４時33分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより議案第72号、平成３年度日野市一般会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

本件については、４常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次、審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○27番（谷　長一君）　それでは、総務委員会の審査報告を申し上げます。

議案第72号、平成３年度日野市一般会計補正予算第２号、歳入全般、歳出のうち総務費、予備費でございます。

補正額は、１億3,208万8,000円でございまして、補正後の額は427億76万7,000円でございます。歳入につきましての市税、特別保有税につきまして申し上げます。

特別土地保有税でございますけれども、ここで441万1,000円が補正されております。これは滞納処分で、繰越分でございまして、この繰越分が分納ということで徴収できる見込みがついたということで、調定見込額ということで補正されたということでございます。

次に、国庫支出金、国庫補助金でございます。これにつきましては、民生費国庫補助金55万6,000円の補正についてでございますけれども、これは老人福祉補助金でございます。これは、落川のシルバーハウジングプロジェクト推進計画策定の件を、プロジェクトを具体的に進めるために、ここに予算計上、補正がなされたということでございます。

次に、都の支出金につきましては、これは額等の確定によるものでございます。

次に、繰越金でございます。１億2,350万2,000円につきましては、これは歳出歳入の整合性を持たせるため、ということでございます。

次に、歳出に移りまして、これは総務管理費でございます。このうちの財産管理費、役務費でございますけれども、市有財産維持管理経費でございます。これは、南平五丁目、これが向川原市営住宅のところでございます。この排水管の逆流防止弁取付工事をするということで、補正するものでございます。

次に、工事請負費の95万円でございますけれども、これは用地を買収するに先立って

の土地鑑定評価手数料でございます。

次に、賦課徴収費でございます。これのうち報償費でございます。これは70万でございますけれども、これは納税前の納付報償金でありまして、当初予算で2,800万計上したんですけれども、不足を来すので追加するものでございます。

予備費でございます。予備費の補正額が11億799万5,000円でございます。これは消防費の防災対策費ということで、防災センターの方の経費として繰り出されるものでございます。以上のような説明が、部長からなされました。

そこで、各委員から質問がなされたのでございます。それで、その質問の内容につきまして、簡単に申し上げますと、歳入に関しましては、土地保有税の関係と、繰越金についての質問があったわけでございます。この土地保有税につきまして、441万1,000円についてはどうなのか、ということでございますけれども、ただいま申し上げましたように、滞納繰越分の調定見込ということで、それがつきました。その内容については、分納で徴収できる見込みがついた、ということでございます。

それから、２番目の繰越金につきましては、１億2,350万2,000円でありますけれども、補正してもさらに２億2,519万8,000円の残りがあるんだ、それに対して何に使うか、ということでありますけれども、これは当初予算のときに、前年と比較しまして１％の人件費については見ていなかった、さらにベースアップと土地開発公社の方に、これは支出する、というような答弁がなされたのでございます。

次に、今度は歳出に移るわけでございますけれども、歳出につきましては、主として質問が企画調整費の委託料、これは豊田駅北口市有地暫定利用計画調査委託料について、多くの質問がなされたのでございます。部長の説明に従って質問がなされたので、ちょっと申し上げますと、この１年前のことをどのように考えているか、また、各派からの意見が出たが、それをどのように調整をし調査委託料を110万取ったのかということ、さらには、活用の目的外に案があれば採用は可能か、環境美化等も含めての調査委託なのか、さらには、委託先はどこであるのか、長期的発展、展望の上での調査は行われたのか、総務委員会で下関美術館に行ったが、市職員が設計をしたんだ、どうして庁内でこのような設計ができないのか、というような多くの質問がなされたのでございます。

それに対しましての答弁を申し上げますと、そば屋等は取り払い、100平米程度の建物を建てる、多摩平支所廃止に伴う窓口業務は今のところ考えていない、市民に対する情報の提供、身体障害者等の作品の展示即売等を考えている、活用等については、窓口業務についても各部とまだ協議をしていない、豊田南口区画整理の関係もあり、環境美

化も含めて調査をしたい、設計のときにまた検討する、南口開発アセスは平成２年、３年の２年にわたり調査が行われている、その調査を見てどのようにするか検討をしていきたい、構造から言えば、設計は大した問題ではない、職員の意見を聴取し、検討をし、可能な方法で設計をする、庁内で検討化された、限られた人員の中では困難と思い今回は調査委託料を計上した、というような答弁がなされたのでございます。

そこで、休憩がなされまして、その間に各会派の調整がなされたようでございます。

そこで、意見に入る前に、お手元に配付してあります修正案が出されたのでございます。一応、意見をお伺い、取りまして、その意見を申し上げますと、業者に調査委託を出すこともよいが、庁内で十分検討をされていないのではないか、また、窓口業務はだめなのか、初めは建物を建てるんだ、その後、また一部の調査をするんだ、これでは本当に納得がいかない、昨年より放置しておいたその責任、また庁内研究が不足している、さらには、調査費の使途が不明確である、理由はともかくとして、110万の委託料は納得がいかない等々、多くの意見が出されたわけでございます。

そこで、提案者より修正案が出されております。そのような関係上、提出者は福島敏雄委員、賛同者は黒川重憲委員、土方尚功委員、奥住日出男委員、下村　功委員でございます。

そこで、提案者より、提案の理由、説明がございました。それを申し上げますと、経済の原則である「入るをはかり出ずるを制する」、これはもちろんであるが、職員を十分活用して市民サービスの向上を図るべきである、予備費に入れることはブレーキをかけることではない、ぜひ職員の英知を結集して市民の日野市発展のために努力をしていただくよう、というような要望がなされたのでございます。これが提案理由の説明でございます。

そこで、委員会といたしまして、議案第72号、平成３年度日野市一般会計補正予算第２号、上記議案に対する修正案を、このような形で、配付されているような内容によりまして修正をする、というような意見が、修正案が出されたわけでございます。

そこで、第１条第２項第１表を次のとおり修正する、ということでございます。その内容につきましては、お手元に配付してあります修正案のとおりでございますので、それをぜひお読みいただきたいと思います。

そこで、修正案に対しまして、賛成の方々の挙手をいただいたわけでございます。挙手多数で修正案可決と決しましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延

長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

これより質疑に入ります。執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　それでは、２点、お尋ねしたいと思います。

ただいま委員長の御説明の中で、使途が不明であるというような御説明があったんですが、110万円に関しまして、何にどれぐらい使うので110万円になるのだ、というような説明がなかったんでしょうか。その辺を確認させていただきたいと思います。

それから、豊田駅北口市有地暫定利用計画地委託料ということになりますと、何に使うのかを調査するための費用、というふうに受けとめられるんですが、説明の中で、福祉の展示場にしたいというようなお話もあったということなんですが、そのあたり、ちょっとわかりにくいものですから、もう一度わかるように説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　総務委員長。

○総務委員長（谷　長一君）　使途は不明である、その点について、その明確なる説明がなされているのかということと、暫定ということでございますけれども、これらにつきましては、答弁におきまして、いろいろと解釈によりますと、聞き取る方によってその意見の統一というのは甚だ困難ではなかったか、と思います。それで、そのような委員長報告を、先ほどのような、したと、こういうことでございます。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　そうしますと、それぞれの委員の方の御説明に対して、市からの答弁が非常にわかりにくかったというふうに、納得できるものではなかった、というふうに理解をすればよろしいんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　総務委員長。

○総務委員長（谷　長一君）　それでもよろしいと思います。それでございますので、このような修正案が出された、ということでございます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（高橋　徹君）　それでは、文教委員会に付託されました議案第72号について、御報告申し上げます。

平成３年度日野市一般会計補正予算第２号、歳出のうち教育費でございます。補正額874万3,000円を補正いたしまして、合計額が71億959万7,000円でございます。委員会全委員の賛成によりまして、可決をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　議案第72号、平成３年度日野市一般会計補正予算第２号、歳出のうち、民生費、衛生費、消防費についての、厚生委員会の審議の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

民生費の補正額は、1,153万9,000円で、その主なものは、心身障害者（児）等通所訓練事業経費、かざぐるまの家を初め七つの団体への、都の単価の改正での増額248万2,000円、さらに心身障害者（児）緊急一時保護事業の経費として、青い鳥作業所への委託料530万円でございます。

さらに、老人性白内障人工水晶体手術費等助成事業300万円、１眼５万円、60眼分を４月１日よりさかのぼって助成をするものでございます。

質疑の主なものといたしまして、老人性白内障人工水晶体の助成を65歳と線を引いたのはどういう理由なのか、また、60歳前後でも該当者がいるのではないか、さらに所得制限は幾らくらいなのか、ということでございました。さらに、市立病院で手術を受けた人数はどれくらいいたのかという、こういう質問もございました。

答弁の中で、65歳以上としたのは他市の状況なども調べて、さらに昨年の市立総合病院の実績、ここでは65歳以上の人が37名手術を受けたということでございました。それから非課税の所得の方、それから１人の所得228万円以下の人が該当する、ということでございました。

次に、衛生費に入ります。衛生費の補正額は2,276万7,000円でございます。その主な

ものは、可燃ごみ収集経費として、ダストボックス410個分、1,351万4,000円、可燃ごみ新収集車導入補助金２台分、460万、不燃ごみも同じく２台分、460万でございます。

質疑の主なものといたしましては、ごみの収集時における事故の様子がどうなのかということ、さらに、車を購入するときの補助をする場合の規定はどうなっているか、ということでございました。

これにつきましては、事故は本年の３月、旭が丘において事故があったという模様が話されました。

クレーン・パッカー車の問題につきましては、62年にパッカー車の購入は803万円で、クレーン車が539万5,000円、この差が263万5,000円になるわけです。平成３年度、コストが高くなりまして、クレーン・パッカー車が940万、クレーン車が660万、この差が280万となっており、市は200万円を補助ををしてきているわけでございますけれども、本来は差額分を補助するのが本来の姿ではないかという、こういう答弁がございました。

次に、消防費の補正額に入ります。消防費は、11億799万5,000円の補正でございます。

主なものは、防災情報センター建設経費として、建物購入費7,070万、用地の購入費としては10億3,729万5,000円でございます。建物につきましては、入居されていた方は全員退去されたということでございました。

以上、慎重審議を行い民生費、衛生費、消防費について、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　１点だけ伺いますけれども、民生費の中の老人福祉費で白内障の関係がありますが、年齢あるいは所得制限、実際の市立病院での実績、そういったものが報告いただきましたけれど、金額の関係で、他市の支給状況、そういったことについては触れられたかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　お答えいたします。

触れられましたので、いろいろとたくさん助成している市もございますので、担当の方から報告をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　それでは、他市の状況につきまして御説明申し上げます。

現段階で実施している市は、９市でございます。このうち最高額は府中市の７万円、そのほかにつきましては、大体５万円、低いところでは３万5,000円、３万6,000円というような状況でございます。

ただ、所得の制限等に、府中市におきましては、所得制限がかなり低いところで抑えているというようなことでございます。

そのほか、所得制限を設けていても、その所得制限の中でも非課税世帯とか、そういうようなところもございます。そのような状況の中で、日野市としては、最も利用しやすい65歳以上ということで、現在、マル福、いわゆる東京都の老人医療助成の所得基準ということで、お願いしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に、建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　議案72号、平成３年度日野市一般会計補正予算第２号の歳出のうち、建設委員会に付託されました農業費、商工費、土木費についての審査を報告いたします。

農業費におきましては、農業振興費の補正額は75万円で、総額を2,789万9,000円とするものであります。

主な内容は、都市農業の役割を果たすため、都市農業を計画的に推進するための計画書の策定に当たり、協議会の設置に関する費用であります。

商工費につきましては、商工費のうちの商工振興費の補正額は196万円で、総額を１億8,505万9,000円とするものであります。

主な内容につきましては、衰退しています商店街に空き缶・空きびん等のリサイクルを導入することにより、商店の振興を図ろうとするものであります。リサイクル商店街育成補助金及びリサイクル容器設置場所等に関する費用の補正であります。

土木費につきましては、街路灯の新設経費、交通安全施設管理経費、公園管理費等の内容で、補正額は1,764万8,000円で、総額を89億678万6,000円とするものであります。

主な質疑としましては、リサイクル事業を清掃部ではなく商工費で行う理由について、商工振興費としてのリサイクル事業の発想は担当部からの発想なのかどうか、今後のリサイクル事業を進めるプランの作成で、また検討を行っているかどうかについて、商店街の振興はリサイクルでは難しい、新たに商店街をつくりかえた方が望ましいのではな

いか、等々の質疑がなされまして、質疑の中で、市長の出席要請がなされまして、市長出席の中での主な質疑としましては、商店街の振興とリサイクルどちらが柱なのか、要綱における回収交付奨励金制度においては、商店は認めていないが、リサイクル事業の整合性を図るべきだ、リサイクル事業の青写真をつくるべきだ、リサイクル事業は清掃部で行い、清掃部内にリサイクル缶を設置すべきでないのか、等の質疑がなされました。

質疑、意見調整のため二度目の休憩に入りまして、市長への確認のため、市長再出席を求めまして確認質疑としまして、リサイクル事業は清掃部でやり、商業振興費に含まれるリサイクルは委員会に納得できるよう新要綱の設置を、現在の奨励金の要綱は、商工会における奨励金等は禁じているため整合性を図り、新要綱の執行内容を建設委員会に示してからお願いしたいことの確認をしたい等の質疑に対して、市長答弁としましては「今、御非難ありました現在実施している要綱、これから新たに加える商業振興でのリサイクル事業の整合させる意見と、リサイクル行政を清掃部に一本化していくことは同感であります。今後、取り組むことにいたします」等の市長答弁がありました。

要綱の整合性、リサイクル事業の一本化、並びに要綱制定前に建設委員会に示す等に同感であるという市長の発言があり、今後取り組むとの答弁によりまして、全会一致可決すべきものと決しました。

なお、当委員会の中で、この件につきまして4時間を超える委員会審議となりました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　一言、意見を申し上げます。

総務委員会の修正部分に関してでございます。1990年度、昨年の第2回定例会、6月議会におきまして、これに関する論議がいろいろとなされた経過がございました。昨年の6月議会におきましては、補正予算として、豊田駅前展示場、設計料だけで450万円ほどであったと思いますが、この提案がなされたいきさつがございました。これに関しましても修正意見が出されたわけですが、そのときの各会派の意見というものを簡単に思い起こしてみたいと思います。

原案に賛成は、社会党・市民連合、そして日本共産党市議団、無会派、この会派でございました。

そしてまた、原案反対は自由民主クラブ、こちらの中心としては、豊田駅に2カ所も展示場ができるのは、というような発言がありまして、市の政策に消極的な見解の表明が、代表によってなされております。

また、公明党さんは、いま一度、十分な検討をしていただければその暁に賛成したい旨の発言があったわけでございます。

また、市民クラブからは、450万という予算のかけ方は高過ぎる。もっと安い方法、あるいは市の職員の能力を生かす方法、そういうことでもう一度練り直してこい、こういうような意向がございまして、修正案賛成が多くて原案がつぶされたいきさつがあります。

しかし、自由民主クラブが明確ではございませんでしたけれども、ほかの会派は、展示場という点では、一刻も早くあの場所を活用してつくってほしい、というふうに私は感じたものでございます。

それで、今回、その設計委託料が450万だったものが、今回、調査費として110万が提案をされてきたわけでございます。私は、市が今までの各会派、本会議でも相当意見が出ましたので、そういうことを積み尽くして、今度は110万ということで調査をして展示場をつくろう、そこにはつばさ学園の製品なんかを飾りましょう、とこういうような提案の説明などがあったわけでございます。

そういういきさつからいきますと、私は、この予算規模も特に突出した金額ではございませんし、また、業者にその調査を委託するのも適正なことだというふうに思いますので、原案に賛成をしているわけでございます。修正案の方が、職員に調査、簡単な設計ぐらいはできるんだ、という主張が委員長報告、その他でもあったわけですが、職員も有能ですから、やれと言えばもちろんその規模のものの設計なり調査ができる、というふうに私も信頼をいたしております。

しかし、建設、建築課の仕事なども、年間、去年の資料を見ましても、係長、課長、部長を除く職員だけでも残業が850時間ぐらいやっていらっしゃいます。民間に比べれば、少ないということは言えるかもしれませんけれどもね、市役所の職員としては、いろいろ専門職などを生かして、無理な時間で残業されることなどもあるわけでございます。そういう点では、市が業者に110万程度の予算を使って委託するということは、何ら先ほど申し上げましたように突出した予算編成の仕方ではない、こういうふうに考えたいわけです。

むしろ私がおかしく思うのは、かねがね自民党を初め、民活ということを主張されて

いるんですけれど、今回に限り市の職員の手でやれとおっしゃったことなどが、奇異に、かえって私は受けとめました。

そして、委員会の論議の中では、例えば下関市に我々視察に行ったことがあるわけでございますが、美術館という大規模な、あの地方では有名な美術館の設計を、そこの市役所の職員は、職員だけでやったそうです。これは立派な、私は事業だと思っております。やっぱり日野市の職員の能力ということをおっしゃるんであれば、やはりそのくらいの規模の、恒常的な日野市に残るような、そういうものに際して、私は一般質問でも主張したことがございますけれども、コンペというような方式をとったりして、もっとそういう場で大きく能力を伸ばすということは、考える必要があるというふうに思うんですけれども、今回の件については市の提案が適正ではないか、というふうに思うわけでございます。

この総務委員会の審議の内容を市民に報告をいたしましたところ、「どうも日野市議会では、森田市長とか日野の革新市政が提案する、市民が待望するそういうことに妨害をしたりする動きがあるんですね」という市民の声がありましたので、市民の声の一つとして、それを紹介をしておきたいと思います。（「妨害なんて、何言ってるんだよ」「妨害なんてとんでもない……」と呼ぶ者あり）私は、市民の声としてあったことですので、紹介をしたわけです。

それで、この原案で、このほど一刻も早く執行してもらって、そしてつばさ学園の展示だとか、その他にも使えると思います。将来、豊田駅北口の南北の開発の連絡路として展望もされているところでございますので、そういう状況が来るまでの間、活用する。それからまちの美観上も早くあの付近をよくする、そういう意味で、市側の原案で行政執行をしていただきたい、このように強く望んでおきたいと思います。

以上です。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　ただいま、意見のところで、共産党の竹ノ上武俊議員が、平成２年６月定例会において、400万の予算の、いわゆる自由民主クラブ代表者が展示場二つの、近隣につくることに反対したと。自由民主クラブの代表者は私でございまして、私はそんなことを言った覚えが全くないんですが、その発言については、ひとつ訂正を求めるものであります。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　議事進行で、討論のことはできませんので、私の意見に補足

というような形になりますが、私が用いました自民党の御意見というのは、会議記録の511ページ「自由民主クラブを代表いたしまして意見を申し上げさせていただきます」ということで、15番議員の発言からとっておりますので、補足しておきます。

○議長（小山良悟君）　市川議員に申し上げます。ただいまの市川議員の申し出につきましては、竹ノ上議員との調整で適切な対応をさせていただきたいと思いますので、御了解をいただけませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　修正案を提出した本人といたしまして、一言、意見を申し上げ、御賛同をいただきたいと思います。

私の立場で修正案を出すというのは、大変心苦しいわけでございまして、できれば私が賛成できる議案を本当に出してほしかった、というのが心情でございます。

一つは、これをどうしても修正せざるを得なかったという気持ちを、幾つか申し上げさせていただきたいと思います。

今、竹ノ上議員の方からもお話がありましたように、昨年に引き続いた課題でございます。それを、この９月の定例議会で再度提案される、こういう議案については、大変、中での検討が不十分であるというふうに理解せざるを得なかった、ということでございます。

特に、先ほど執印議員の方からの質問の中で、110万円の中身について、どういう説明がなされたのかということが出されまして、委員長からは、それなりに答弁がありましたけれども、その110万円の中身について、残念ながら明確な説明がございませんでした。そのことは、大変残念であります。要するに、委託費という問題につきましては、やはり日野市の考え方、それが明確に打ち出されていて、何を委託するのかということがわかっているわけでございまして、そのためには、それぞれの委託の費用の中身について説明ができなくては、本来、大変いけないのではないか、というふうに思うわけでございます。

それから、私の質問を通じまして、市側から委員会で答弁された内容が、大変ショッキングでございました。私は、この110万円という金額につきまして、この程度の外部に委託するものであれば、中でできないのか、という質問をいたしましたらば、市の職員課の方で「やらしてほしい」という話がありました、とこういうことでございました。建築課です、建築課でやらしてほしいという内部の話がありましたと、こういう説明でございました。

私は、竹ノ上議員さんの今の発言の中で、建築課も忙しいということは、それなりにあろうかと思いますけれども、内部から、この内部討議の中でそういう話が出されたということを聞きますと、私としては、やはりそういうものは尊重していくべきではないか、というふうに考えるわけでございます。建築課の職員の構成を聞きましたところ、１級建築士の資格がある人が３名、それから２級建築士が３名、とこういうふうに説明を受けました。これを大手の設計会社と比較すれば、相当、もう大手に匹敵するぐらいの陣容ではなかろうか、というふうに考えるところでございまして、ぜひ、その職員を有効に使うということは必要なことだろう、というふうに思うわけでございます。

提案の説明のときに、私は、一つは、やはりどんな少額なお金であっても、市長がいつも申されておりますように「入りをはかって出ずるを制す」というのは、予算編成の中で常々考えていただくことでしょう、ということだと思います。今回のように、その110万円という割に少ない金額でありますけれども、中でできるというようなことがあったとすれば、それは外へ出さずに中でやっていただくということは必要なことだろう、というふうに思います。

そして、何よりも、これも私も日ごろ言わせていただいておりますことでありますが、難しい仕事、考える仕事というのを、できるだけ職員がもっとやっていかなきゃいけないんではないか、という感じがするところでございまして、考える仕事を中でやるから、やって、まあ簡単に仕事というものを委託するというふうに変えていくと、そのことがこれからの市民要望に対応する市役所の仕事ぶり、あるいは議会との中で、お互いに切磋琢磨する、その必要がそこに生じてくるんではないかな、という感じがいたします。難しい仕事は外部に委託するということであれば、これは職員のレベルアップにもつながりませんし、日ごろの仕事を通じて、ＯＪＴの中で職員がレベルアップしていくという仕事の仕方、これも大変市民生活の向上のために重要だ、というふうに考えておりますので、私は、これはあえて反対のための反対でなくて、ぜひそういうふうにとっていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

したがいまして、あの場所を委託ではなくて、職員の皆さん方の、それぞれの関係する皆さん方が英知を出し合って、そしてあそこをきれいな形にしていただく、そのことを望むところでございまして「110万円を、委託料をカットするから、あそこはそのままでいいや」というんではなくて、むしろ職員の力で、職員の考え方であそこをいいたたずまいにしてほしい、ということを申し上げる次第でございます。ぜひ賛同をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　私は、一会派だけが反対をしております、この修正案でございまして、今も福島副議長の方から、みずから提出者となりましての修正案が出されました。意見がいろいろ出されました。総務委員会におきまして、私どもも、また市民クラブの奥住議員も同じような質疑を通しての、修正案を出したわけでございます。ここでは、意見を述べるつもりは全くございませんでしたけれども、一言、言わせていただきたいと思います。

今、皆さんからお話がありましたとおりの、まさにそのとおりでございまして、私どもも全く賛成をして、この修正案に同意をしたい。

しかし、先ほど共産党の竹ノ上議員から、なにか修正案を出す、あるいは意見が違うことを言うことが、あたかも私たちは妨害をしているという、はっきりとこのような言葉を、議会内で、意見の違いを妨害というような、そういう言葉を使うことは全く私はけしからん、とこういうように思うわけでございまして、これは先ほどの市川代表とのやりとりの中での議事録の削除の点もあわせて、議長から、ひとつ厳重な注意をしていただきたい。かようなことを一言つけ加えておきたい。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　ただいまの発言に関連して、一言、意見を述べておきたいと思います。

先ほどの竹ノ上議員の意見、発言は、与党の立場から、つまり原案が否決をされる、そして修正案が可決される、とこういうことに対して、当然、与党の立場からすれば、執行側のこれからやろうとする事業に対して妨害される、ということになるわけでありまして、その辺は見解の相違でありますから、そのことを一々あげつらって中傷されるということはあり得ませんので、そのことを一言申し上げておきます。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　無会派といたしまして、私は修正案に賛成の立場で簡単に意見を述べさせていただきます。

110万円の内訳がはっきりしないということで、これをもって市民の意見を聞くということであれば、原案に賛成というふうに考えておりましたけれども、このあたりが一つはっきりしないというのが、修正案をもちましてもう一度ゼロベースに戻して、あそこの場をどういうふうに使うか、ということを考えていただきたいというふうに思います。

また、前回、福祉の展示場ということで提案がありまして、私も賛成をいたしましたけれども、市民の方の御意見を伺いましたところ、大変、人の通りの多いところでもありますので、福祉関係に使うとしても、もっと有効な使い方があるのではないか、というような意見も出てまいりました。そのあたり、もう一度、市民、それから福祉に携わっている皆さんの御意見をよく聞いて再度提案をしていただきたい、というふうに思いますし、その上で、必要な経費がありましたらば、私は庁内でやれるところはやればいいという御意見もごもっともだと思いますけれども、ぜひ予算としてまた提案していただけたら、というふうに考えております。

以上、修正案に賛成ということで述べさせていただきました。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、文教委員会、厚生委員会、建設委員会は原案可決でありますが、総務委員会は修正であります。よって総務委員会の修正部分を含めた本件について採決いたします。

総務委員会の修正部分を含めた本件について賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（小山良悟君）　挙手多数であります。よって議案第72号、平成３年度日野市一般会計補正予算（第２号）の件は修正可決されました。

これより議案第87号、日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（高橋　徹君）　それでは、文教委員会に付託されました議案第87号の審査結果について、御報告申し上げます。

日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例は、平成２年10月６日に提出され、過去数回にわたりまして、委員会で審議を重ねてきた案件でございます。

内容につきましては、幼児教育センターが設置されておりますが、それを昭和67年、平成４年でございますけれども、３月31日限りでその効力を失うを、「施行する」に改める、というものでございます。

この審議の中で、日本社会党・市民連合の名古屋史郎議員より、平成５年３月31日ま

でという、１年間延期をする修正案が、委員会におきまして提出をされたわけでございますけれども、採決の結果、賛成少数におきまして修正案は否決をされております。そして、原案につきまして採決をいたしました結果、賛成少数におきまして否決でございます。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　本件に対して原案賛成の立場で、意見を申し上げたいと思います。

委員長報告は原案否決ということでございますが、この幼児教育センターは、発足当初から修正をされまして、３年の期限をつけるということで、二度、こういうことがあったわけでございます。そして今日、６年目を迎えまして、幼児教育センターの実績も、年度ごと実績報告がなされております。優れた教育の方向などを見出そうという、そうした努力などが見られるわけでありますけれど、過去２回、原案に対する３年の期限をつけました修正案を出された、自民、公明、各議員の皆さんの、そのときの修正を出す意見、主な理由といたしまして、この教育センターの設置は地方自治体、市町村の仕事よりも都の段階、あるいは国の段階で行うのがふさわしいんだ、とこういう論旨が多かったように私は記憶しております。

果たしてそうだろうかという考えも、当時から私どもは主張していたわけでありますけれど、その一つといたしまして、幼児教育センターの岸　俊彦所長が、平成元年の幼児教育センターの業務報告書に「幼児教育センターの意義」と題しまして、るる述べておりますので、その一部を紹介しておきたいと思います。

教育実践研究は、教育の現場から生まれるものである。教育研究は、幼児、子供の保育、教育を対象としているから、そこに近いほど事実に即して研究ができる。その上、幼児、子供の親の希望を直接聞くことができる。それゆえ教育研究は幼児、子供、親に結びついた地方の仕事である。例えば、ことしから幼稚園教育用保育所保育指針が改定になり、倉橋理論が再び脚光を浴びてきた。倉橋理論とは、倉橋惣三氏が東京女子師範学校付属幼稚園で、保育実践をしながら、幼児の自主性を育てるために打ち立てた理論である。彼の理論は、付属幼稚園の現場から生まれたものである。したがって、研究の現場は地方にあるのであるから、現場と共同研究する教育研究のセンターは地方に置く

べきものである。私は東京都立教育研究所に約10年勤務したので、その経験から、都研が教育の実践研究をしにくい原因がわかる。それは、都研が直接教育現場を持っていないからである。これは文部省所属の特別教育研究所においても同じである。国立になれば、教育現場からますます離れるから、幼児、子供の教育に即した研究は行いにくくなるのである。このことは、都や国に教育研究所は不要であるということを意味しない。都研、国研には、教育研究でない別の機能がある――というふうにつけ加えておられるわけでございます。

まさに明快に地方自治体、地方に幼児教育研究所を置く、その意義、理由づけが述べられているわけでございまして、要するに、保育の実践、幼児教育の実践に結びついたところにこそ、幼児教育センターの存在意義があるということを、端的に述べておられることと思います。

さらに、同じ報告書に、長沢三郎教育長が述べておるわけでありますけれど、このようにまた述べているわけであります。――幼児を預かる施設がもっと父母、市民に開放され、手を携えて望ましい幼児教育のあり方を解明していく試みこそ幼児教育センターの目的であり、命、生命であった。今、その執行が国の施策として進められようとしている。幼児教育センターが条例施行後４年の歳月をかけて取り組んできた記録の蓄積が生かされてくる時期を迎えているわけであり、さらなる飛躍を図りたい。行政の先見性ということがよく書かれるが、教育施策については特にその先見性が必要である――こういうふうに述べております。

この幼児教育センター設置の際にも、教育長あるいは市長からも、将来を見通した幼児教育を行う必要があるということを、再三述べられてきたわけでございまして、まさに教育長が述べておりますように、教育施策においては、その先見性が特に必要なんだ、ということを強調されているわけでございます。

こうして６年の歳月を経まして、幼児教育センターの活動が行われてきたわけでありますけれど、それに関係した父母は、ではどういうふうにこの幼児教育センターを見ておられるのかということも、私は紹介しておく必要があろうかと思います。

関係する父母から、私も１通の手紙をいただきました。この全文を読むとなかなか、嫌がるような傾向もなきにしもあらずですから全部は紹介いたしませんが、そのごく一部を御紹介させていただきたいと思います。

一人っ子時代を迎えています。このような状況の中で、幼児教育に対する価値観が多様化し、地域社会のつながりが希薄になりつつある現在、子育てをする上で、こんなにも困難な時代もないのではないかと思うのです。そんな中で、他市に先駆けて日野市が目指した幼児教育センターの活動は、目を見張るものがあります。これらももっと広く市民に親しまれ、もっと身近な窓口として改善され、親子ともども社会性を育てるためのきっかけとなっていくことを、親たちは願っています――まだ、あと綿々と続いているんですけれど、割愛いたしますけれど、親の心情がよくあらわれているんではないか、というふうに私は受けとめておるわけでございます。

この幼児教育センターが、この親の手紙の中にもありましたように、他市に先駆けて発足させ、今日までの実践や理論研究などもいろいろと行われてきたということは、私は全国の地方自治体、市町村の、幼児教育に対する一つの大きな励みとなっているんではないかと思います。日野市は他市に先駆けまして、こうした幼児教育に対する研究を行うことは、これはとりもなおさず地方自治体の教育施設、教育研究に対する一つの示唆を与えるということだけにとどまらないで、東京都の一つの教育施策の中にも、あるいは国の教育施策の中にも生かされているのではないか、と私は想像しているわけでございます。

こういうふうにいたしまして、国の教育施策の中にも影響を与えているんではないかと思われる、この日野市の幼児教育センターを、来年３月いっぱいで廃止させるなどというようなことは、どう考えても理解のできるところではございません。よって、市長が提案いたしました本議案については賛成の立場を表明いたしまして、今後も一層幼児教育センターの存続発展を期したい。この意見を申し上げまして、私の意見を終わります。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　板垣議員の意見に反論ということではありませんが、大変、誤解をされているようで、私も修正案を委員会で提出した者として、黙っていられないものですから申し上げますが、今、板垣議員が引用された長沢教育長の研究のまとめの前段に「教育の関係のことであるから、聖域視してはいけない。それから、効率を考えないでいいということはないんだ」と、こう明言しているんです。私は、この考え方は、行政の中で、やっぱり尊重しなければいけない考え方だろうと思います。教育だから、幼児教育だから、大事だからといえば、だれでも大事じゃないという人はいないわけです。

私は、今まで、これまでもいろいろ申し上げてきたのは、日野市の中のこの幼児教育センターが何をしてきたのか、何をしていこうとしているのか、これを問わないという

ことは、議会の怠慢でもあるという立場から、これまでるる申し上げてきたわけです。幼児教育センターが悪い、あるいは教育委員会が悪い、こういうふうに言ってしまえばそれっきりですけれども、いい、悪いの問題じゃなくて、日野市の行政の中で、本当に、いわゆる単に教育のことだから聖域視する、これで流されていく、という考え方には立たないわけであります。

しかも、修正案のそれは、平成５年から生涯教育研究所なる構想があるということに、ちょうど１年間延長するということによって、これまで築かれたものが生かされる、こういうことがあるわけですから、決して板垣議員の話を聞いていると、幼児教育の重要性を全く無視したといったような言い方に聞こえますが、決して原案の否決の方も、あるいは修正案提出者も、幼児教育の重要性、それから総合教育研究所で生かされるであろう、これまでの幼児教育センターの功績を評価しているわけで、現状の日野市の行政の中で非効率、無効率といいますか、そういうこと、あるいは聖域視して流れてはいけない、こういう考え方から私は修正案を提出をいたしました。

今、板垣議員の賛成の議論を聞いていると、御都合のいいところだけ抜き出して、前段の教育長の立派な見識を全く発表しない、こういう形の意見発表では、とても我慢できないので、あえて立ちました。

私の考えは、以上のとおりでございます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　議事進行については、何が議事進行であるかを踏まえて挙手願います。単なる意見陳述は、意見の場でお願いいたします。議事進行ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　今、名古屋議員から、私の意見に対してるるお話があったわけですけれど、私が引用いたしました長沢三郎教育長の言葉の前段に云々というお話で、おっしゃった点があるんですが、前段に名古屋議員の言われたようなことというのは、何も書いてないんです。これは全然違うところの引用を頭に描いておられるんではないか、と思うんでありますけれど、ここに何行か、簡単に、短いのがありますので、前段だけ私は紹介しておきたいと思うんです。

「幼児教育の創造」教育長、長沢三郎。（「議事進行にならないよ」と呼ぶ者あり）幼児教育に対して国でもさまざまな議論が行われている。幼児数の減少に伴って生ずる手当てとして、幼児数をどの程度に抑えたらよいのか、対象年齢児の枠をどの程度広げることが可能なのか、社会の変化に対応し、保護者が保育参加をどのように押さえたらよいのか、週休２日制の定着に際し、幼児教育はどうあらねばならぬか等々、幼児教育

を進めていく上での課題がさまざまな角度から提起されている――というふうになって、私は先ほど、幼児を預かる施設だというふうに引用させてもらったわけですけれど、念のため申し上げておきます。

○議長（小山良悟君）　板垣議員のみならず皆さん方にお願いいたしますが、議事進行については、議事の進行上についての意見があるときのみ、議事進行で挙手願いたいと思います。意見の反論の反論という経緯では収拾がつきませんので、その辺のところを踏まえて、よろしく御協力をお願いいたします。

旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君）　原案に反対の立場から、ごく簡単に意見を申し上げておきます。

文教委員会に、この条例の議案が付託されたのは昨年の、振り返ってみますと12月、それから現在まで継続、継続で慎重に審議していたわけですけれども、ようやくそこで結論が出たわけです。

さらに振り返ってみますと、63年の９月議会に、３年の時限を付するということで提案があったわけですけれども、これも継続審議の中で、では３年延長しようということで、今回になっているわけです。板垣議員なり名古屋議員から意見がありましたけれども、基本的にこの問題は、当初から幼保一元化というような大きな問題が、あるいは国民的な課題を自治体で提案すべきかどうか、という問題があるわけであります。国なり、あるいは都の機関で研究していくべき課題ではないか、こういうことは当初から言われているわけでございます。

さらに、その研究内容が幼保一元化から、最近は幼児教育における幼児の個性の形成過程の研究、あるいは個性の充実するについてどうしたらいいかというように、内容が変わってきたわけであります。幼児教育の重要性ということについて、私はとやかく言うわけではありませんけれども、どうもその辺、問題がありはしないかということが、まずあります。

それから運営について、予算面あるいはそのほかについて、非常に問題が、細かくは申し上げませんけれども、あるということが指摘されると思います。

さらに、名古屋議員の発言の中にありましたとおり、市長が生涯教育センターといいますか、あるいは教育総合研究所というような構想があるわけであります。もし、幼児教育センターで研究していくことが、まだ残す必要があるのならば、そこへ引き継げばいいじゃないか、とこういうような見解もあります。

さらに、幼児教育センターで取り扱っている親子教室あるいは伸び伸び通信、一部の

市民から、ぜひ継続してくれというような声もあるようであります。事実、請願も出てきておるわけでありますけれども、これにつきましては、もし必要ならば、単独あるいは今申し上げた生涯教育センターなりで続けていけばいい問題でありまして、幼児教育センターの存続ということについては、直接の関係はない、こう言ってもいいかと思います。

そういう意味で、今回はこれで幼児教育センターは打ち切るべきだ、来年3月にね、という意見を申し上げて、原案反対の意見といたします。

以上です。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　本件につきまして、原案賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

近年の核家族化によりまして、若い親たちは子育てに大変苦慮をしておりますが、その中で、幼児教育センターは幼稚園教育、保育園教育を近づけること、また若い親たちに情報を届け、親子ともども集まれる場の提供をしてまいりました。子育ての親に果たしてきた功績は大きかったと考えます。

しかし、実際の日々の運営の中で、幼児教育センターが種々問題を抱えていたことも認識をしております。認識はしておりますが、初めから完璧なものなどあり得ないことも事実です。よって、幼児教育センターがさらに発展的に育って、現在、構想が挙がっております総合教育研究所につなげるべきだ、と考えます。

以上、簡単ではございますが、賛成の立場での意見を終わります。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　私は、原案反対の立場で意見を述べさせていただきます。

これは、この条例が出ましたときに、議会で大きな議論をされました。私の最終的な感想は、その議論の中で、各議員から出た率直な疑問に対して、明快な回答を説明員の方はなされなかった。言葉は悪いですが、論争に負けてしまったというのが実態だろう、というふうに思います。

その大きな実態の中で、一つ問題がありましたのは、幼保一元化ということを行政の取り組みの姿勢の中で追求をしていきたいということが、まず趣旨として出た経緯があります。かなりいろいろな議論をされる中で、それは制度的なものとしては不可能だけれども、実態的な、実質的な中身についてのことで話をした、とこういうふうに変わってまいりまして、さらに出てきましたのが、有名な「三つ子の魂百までも」と、こういう観点の話で終わりました。

この時限立法をつけて、とにかく3年間の事業内容を見てみようというのは、いわゆる反対の立場の方々の、100％自分の意見を通せばそれで済むわけですが、譲りまして、要するに3年間どういうことを実際におやりになるのか状況を見よう、ということで始まった制度であります。それが、今回、時限立法が終わるわけですが、その前に、昭和64年にも、もう少し見ようということでやってきた経緯があります。先ほど名古屋議員の方からお話がありましたけれども、実際、何を幼児教育センターは現在やっているのか、今後どういう方向に向かうのか、これを見極めなければならないということで、進んでまいりました。

一番、私どもがねらいとしますのは、行政の範囲として研究所をつくるということが一歩乗り越えているのではないか、ということが議論になりました。幼児の心理のことを研究する、また、その幼児を取り巻く親の啓蒙運動をやっていく、そういうことは、原案に反対の立場の方も十分考えているところであります。幼児のすくすく育っていく環境について、十分な配慮をしていくということは、これはもう立場を越えて同じ考え方に立っているわけであります。その中で、それでは市の行政としてどこまでできるかということですが、先ほど板垣議員の方から、この幼児教育の本来のあり方というのは現場で研究をしなければならないんだ、というお話を、どなたかの先生のを引用されてしていましたけれども、それはもうそのとおりで、それで私どもがお話ししているのは、現場を持っている付属機関というのは、いっぱいあるわけです。要するに、その研究というのは、まさに私立大学の付属の幼稚園でもそうでしょうし、そういう付属機関というのは、相当いっぱいあります。ですから、研究それ自体をやっていくということは、私は行政の範囲を超えているというふうに理解をしております。

さらに、幼児を取り巻く、具体的に申し上げれば、公立幼稚園の先生方、私立幼稚園の先生方、保育園の公立、私立の保母さん、このような方々への啓蒙運動ということが、具体的な大きな、いわゆる幼児教育センターをつくられた趣旨の中にはある、というふうに理解をしておりますが、これは幼児教育センターの大半のねらいは、研究そのものに費やしていく機関であります。ですから、この幼児教育センターがなくても、全国各地でやっている研究成果を取り入れて、その保母さん、幼稚園の先生方に研修をしながら開いていくということも、十分可能な話であります。残念ながら、6年強やってまいりましたけれども、その中身について、それではそれだけの広がりを日野の市内で出てきたかというと、出てきておりません。これは、そういう実態があると思います。

つけ加えて申し上げれば、当初のこの研究員が変わってしまうということは、非常に研究所の中身からいっても、研究の内容からいっても、非常に問題があるわけですが、研究員の方がころころ変わっていってしまう。毎年のように入れかわりが、変わってしまって、今ではほとんどの、実際に作業を進める研究員の方がいらっしゃらないという状態が、現実にはあるわけです。そういう中で見ますと、研究所の研究内容の継続性から考えても、この点、大きな問題がある、というふうに理解をせざるを得ません。

それから、板垣議員、執印議員の方から、父母の教育の観点というお話が出ました。これは、幼児教育センターの前から、日野市では幼児教育についてどうあらねばならないかということを、教育委員会の方で事業として始めております。で、幼児教育センターができたときに、それは一つの、より類似性が高いものだということで、そちらの方にお引き渡しをしたものがあるわけであります。記録を見れば、これは十分明らかですが、伸び伸び通信等の会話を経たものも、そういうふうな実績があるわけであります。

まさしく日野の市民の多くの方が、幼児教育センターが廃止になってしまうと、このような伸び伸び通信、親子教室、幼児教育相談というのはなくなってしまうんではないか、とこういうふうに理解をして、請願をされた経緯があります。この方たちによくお話を聞きますと、今の幼児教育センターはまさに99%、このための事業を私どもはやってきたと思うから、こういうふうな請願運動を起こした、とこういうお話であります。実際は幼児教育センターの内容は、これは申しわけありませんが、重要な事業ではありますけれども、本体的な研究内容ではありません。本体的な研究内容は、あくまでも幼児の中身にどこまで迫っていくかという、研究それ自体が本体であります。そういうふうな経緯でありますから、まさに市民の方もそういう立場でこれを理解している、というふうに言わざるを得ません。

行政が、一歩新しい、範囲を超えて事業を営む場合には、やはり担当にも、庁内の職員の方にも、さまざまな角度から議論をしていただいて、それで芽が育ってくるものだろう、というふうに理解をいたします。これは、国、都レベルの研究ではないというお話がありましたが、このいきさつの経緯というのは、東京都で日野市の敷地を利用させてもらって研究所を設立する、という運動形態がありまして、それが東京都の方で事情によりできなくなった、これを引き継ぐような形で市でやりましょう、というふうな経緯に入ったわけです。ですから、その経過だけのいきさつで、新しい事業として展開するということは、非常に困難をつきまとうと思います。

具体的な、卑近的な例で言えば、高齢化社会へ向けて、お年寄りに対するボランティア

の方、また、お年寄りに接する福祉関係に携わる方の研修ということは、非常に大事な制度であります。その大事な研修制度のために、研究所をつくらなければならない。日野市でつくらなければならない。現場を一番大事にする、お年寄りの状態を大事にするということを考えれば、まさに現場主義であります。その現場の声を吸い上げて、各御老人の方に啓蒙運動とすれば、日野市でも研究所をつくるべきであります。

また、自治の問題にしましても、市民の意識高揚を図るために、自治研究所をつくるべきだ。こういうことで、行政としてあるべき姿がどの辺まであるかということを、完全に枠を超えてくるような発想になりますと、市民の皆様からいただいている税金を、どの辺までのところで投入したらいいのか、投入しない方がいいのかというところの別れ目が、非常にあいまいになってまいります。そういうことになりますと、日野市はいろんなところへ研究所をいっぱいつくった、こういうことがどういうふうな現象になって出ていくかということも、根本的に考えるところであります。

また、今までの6年間の研究成果が無意味になってしまうようなお話がありましたが、私は決してそうではない。それはまさに、これからそれに携わる方々に研究をしていただく場、また研修の教材として使っていただくということで、十分これは生かせるわけでございますから、そういう点でも決してむだなことを仕切ったんだ、というふうに断言することはできないと思います。

重複しますが、板垣議員が、ある父母の方からのお手紙ということは、まさに日野市で幼児教育センターのできる前から伸び伸び通信、幼児教育相談ということでやってきた内容を心配をしているわけであります。この点につきましては、文教委員会のそれこそ全会一致で、これは日野市のよい事業として発展をさせてもらいたい、こういうことで市の方からも積極的な答弁をいただいたところでありますから、このお手紙を出した父兄の方には、決して不安を与え、心配を与えるようなことはない、ということを断言しておきたいと思います。

長くなりましたが、以上でございます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は否決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（小山良悟君）　挙手多数であります。よって議案第87号、日野市立幼児教育セ

ンター設置条例の一部を改正する条例の制定の件は否決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後５時59分　休憩

午後７時32分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第73号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第76号、平成３年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）、議案第77号、平成３年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　議案第73号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第１号についての、厚生委員会の審査報告を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ131万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ47億1,018万1,000円とするものでございます。

歳入では、繰越金が131万5,000円でございます。

歳出では、診療報酬明細書処理委託料として121万4,000円、国保運営協議会経費７万5,000円でございます。

委員会といたしましては慎重審議を行い、全員異議なく原案を可決と決した次第でございます。

次に、議案第76号、平成３年度日野市立総合病院事業会計補正予算第１号についての御報告を申し上げます。

平成３年度日野市立総合病院事業会計予算第４条に定められた、資本的支出の予定額を補正するものであり、補正額は2,000万円でございます。

支出の主なものは、病棟のトイレ、雨漏りの改修でございます。

質疑の中で、主なものといたしましては、夕食の時間が改善されたが、どのようになったのか、また、改修の順位などはどういうものか、ということでございました。

答弁といたしましては、夕食は４時45分であったものを現在は５時半に支給するということで、内部の努力によって改善がされている、という報告がございました。

また、改修については、病棟を優先して、そして外来についてもやっていく、男女に分かれたトイレや雨漏りなども改修していく、という報告がございました。入院患者もおりますので、十分注意しながら改修をしていきたい、ということでございました。

委員会といたしましては、慎重審議を行い全員異議なく原案を可決と決した次第でございます。

次に、議案第77号、受託水道事業特別会計補正予算第１号についての御報告を申し上げます。

補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３億3,187万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億1,007万6,000円とするものでございます。

歳入では、水道事業委託金３億3,187万6,000円でございます。

歳出では、量水器引替委託料317万4,000円、配水管新設と消火栓の設置工事で１億478万9,000円、また旭が丘の配水所受電設備改良工事に１億448万7,000円でございます。

これにつきましても、委員会としては慎重審議を行い全員異議なく原案を可決と決した次第でございます。

以上、３議案、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第73号、平成３年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第76号、平成３年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）、議案第77号、平成３年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第74号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第75号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第78号、

市道路線の廃止、議案第79号、市道路線の認定、議案第82号、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　それでは、建設委員会の審査報告をいたします。

議案74号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第１号につきまして、御報告を行います。

歳入歳出とも1,021万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億8,098万4,000円とするものであります。

歳出のうち、区画整理費の一般管理費の補正額71万8,000円で、総額を１億7,674万5,000円とするものであります。区画整理事業の増加によりまして、臨時職員１名を５カ月分の補正であります。万願寺区画整理費949万7,000円を補正するものであります。平成２年度、21区画の保留地処分を行いまして、２名が辞退したための還付金の補正であります。

質疑、意見もなく、全会一致、可決すべきものと決しました。

議案75号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算第２号につきまして、報告いたします。

歳入歳出それぞれ3,492万2,000円を追加し、総額をそれぞれ80億7,612万2,000円とするものであります。管理費の維持費につきましては、平山橋下流左岸の旭が丘地域の雨水排水口付近が大雨で破損したための修理するものの補正であります。建設費への公共下水道につきましては、新都市建設公社委託工事の諸経費の高騰により不足が生じたものの補正であります。また、樋管の建設省委託の予定が、市が設計を行うことになりましたための補正であります。さらに、樋管の設計は２カ年工事で、今年度30％、来年度70％の支払いを行うための補正になっております。

特に質疑、意見もなく、全会一致可決するものと決しました。

議案第78号、道路の廃止につきまして、委員会報告いたします。

開発行為の完成に伴い、新設道路へのつけかえによるものであります。南平三丁目６番地のM16－９号線で、延長62.4メートルであります。

委員会として、９月11日、現地調査を行いまして、特に質疑、意見もなく全会一致可決するものと決しました。

議案79号、市道路線の認定であります。

開発行為の完了に伴い、道路を市に帰属するものであります。南平三丁目６番先で、道路名M16－16号線で、延長92.8メートルであります。

建設委員会といたしましては現地調査を行いました。

特に質疑、意見もなく全会一致可決すべきものと決しました。

議案82号、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結については、契約金額が177億8,661万3,000円で、委託期間は契約の翌日から平成11年３月31日までであります。契約の相手方は、財団法人、東京都新都市建設公社に契約するものであります。

特に意見、質疑もなく、全会一致可決すべきものと決しました。

以上、５議案、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本５件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本５件について採決いたします。本５件に対する委員長報告は原案可決であります。本５件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第74号、平成３年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第75号、平成３年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第78号、市道路線の廃止、議案第79号、市道路線の認定、議案第82号、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第64号、平成２年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

一般会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計決算特別委員長　登壇〕

○一般会計決算特別委員長（天野輝男君）　一般会計決算特別委員会に付託されました議案第64号、平成２年度日野市一般会計決算の認定について、本委員会の審査の経過と、その結果について報告いたします。

委員会は、９月18日、19、20の３日間開催され、質問者延べ28名、103項目にわたり慎重に審査を行いました。

平成２年度の一般会計決算額は、歳入総額432億6,645万8,835円で、歳出総額は424億7,464万7,530円であります。歳入歳出差引額は、７億9,181万1,305円になり、翌年度へ繰り越されました。

歳入全般については、３名の委員より20項目にわたり質問が行われました。主な質疑を報告いたします。借入額の縁故費、法人市民税、市税の不納欠損、消費税の転嫁、保育料の父母負担等の質疑がなされました。

歳出のうち、議会費、総務費につきましては、６名の委員より20項目にわたり質問が行われました。主な質疑を報告いたします。平和祈念事業関係、100条委員会会議記録作成、企業公社の決算、社会教育センター維持管理費の補助金、都立美術館誘致対策懇談会について、外国人留学生就学援助、の質疑が行われました。

民生費につきましては、８名の委員より21項目の質疑が行われました。主な質疑を報告いたします。消費生活センターの相談室のプライバシーについて、東部会館の身体障害者の利用について、日社協の運営事務費、浅川苑管理運営費、ボランティア活動、障害者住宅及び老人世帯の住宅、寝たきり老人の実態、学童クラブの父母負担、青少年育成会の補助金の残額について、質疑が行われました。

次に、衛生費、労働費については、６名の委員より17項目にわたり質疑が行われました。主な質疑を報告いたします。乳がんと子宮がん検診、事業ごみ排出量調査、資源ごみ回収とリサイクル、市立総合病院への負担・補助金、自由労働者の状況、し尿処理費の諸問題、病院の駐車場について、機能訓練事業の状況の質疑が行われました。

農業費、商工費、土木費、消防費につきましては、６名の委員より21項目にわたり質疑が行われました。主な質疑を報告いたします。農業費と商工費が同額であるが、商工費のウェイトが軽くはないか、駐車場整備計画策定協議会のあり方、長沼橋のかけかえの予算措置、放置自転車追放の対策、壁面緑化対策の効果、市営住宅の駐車問題、公園内防犯対策について、交通安全対策についての質疑が行われました。

次に、教育費、公債費、諸支出金、予備費につきましては、７名の委員より25項目にわたり質疑が行われました。主な質疑を報告いたします。教職員の課外活動の謝金について、移動教室のボランティアの中身、学校プールの開放運営、古代象の化石調査の状況、駒形の渡し場について、小・中学校給食の問題点、幼児教育センターの人件費、ふるさと博物館の利用が少ない、百草図書館の利用状況、情緒障害学級の状況、小学校の

通学路の見直し、以上が主な質疑の概要であります。

総括意見は、慣例に従いまして、各会派代表議員が本会議場で行うことを確認し、直ちに採決に入りました。採決の結果、議案第64号、平成２年度日野市一般会計決算は、賛成多数で原案を通り、認定をすべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。下村　功君。

〔８番議員　登壇〕

○８番（下村　功君）　それでは、私は日本社会党・市民連合を代表しまして、平成２年度一般会計決算について、認定の立場から意見を述べさせていただきます。

平成２年度の一般会計予算現額の429億1,110万円に対し、歳入決算432億6,646万円と、引き続く好景気を反映した歳入決算となりました。

また、歳出決算424億7,465万円も、前年度決算に比べ7.5％の順調な伸びとなっています。この決算を概括いたしますと、経常収支比率69.1％、財政力指数1.25、公債費比率10％と、相変わらず堅実な財政を示しているといえます。

歳入を審議する際に、いつも問題とされる市民税や固定資産税などの市税に関する滞納繰越分や不納欠損については、いずれも前年度より額的に減少しており、限られた人員の中での徴税業務努力を評価すべきであろうと思います。

さて、平成２年度は、特養老人ホーム浅川苑が年度初めに開所の運びとなり、高齢化社会に対応して、シルバーピア事業の推進や、寝たきり老人の看護手当の増額など、高齢者福祉の諸施策の充実が図られました。

また、教育関係では、第五小学校の改築工事の竣工に続き、第二小学校の大規模改造工事に着手するなど、学校教育施設の更新を進めるとともに、百草図書館の開館や乗鞍高原日野山荘建設の着手など、社会教育の面でも施設の拡充が行われました。

土木面では、先般、完工した万願寺歩道橋築造工事が進捗し、また、市道や都市計画道路などの改良、補修、築造が進みました。

その他の施策も含め勘案し、ハード・ソフト全面にわたるバランスのとれたまちづくりの成果を評価して、本決算を認定することといたしましたが、指摘すべき事項が全くないわけではありません。

市立総合病院建てかえ問題に関して、建設基金初年度の10億円は認めましたが、市議

会の大勢の意見と市長の構想が大きくずれたまま、今日まで推移しており、これが病院建てかえ計画の大きくおくれている原因となっていることは、市民にとってまことに不幸なことであります。

また、仮称浅川公会堂建設問題や、4－3ブロック再配置問題なども、平成2年度からペンディングとなっていますが、これらについても、議会と市長との意思疎通の欠如が問題となっております。市長に直接寄せられる市民の要望ももちろん重要だと思いますけれども、議会制民主主義における議会こそ、広範な市民の声に裏打ちされているのであって、その意味からも議会の意思をもっと尊重していただき、我に利あると思えども、時には一歩退いて柔軟な姿勢で事に臨まれるよう強く市長に要請いたしたいと思います。

さらに、決算委員会で福島敏雄議員が指摘されましたように、日野市は1,400名の優秀な職員をそろえておられるはずであり、市長を初め理事者、各部長の職にある方は、日野市職員の力量をより信頼し、市職員の能力がフルに発揮できるような雰囲気をつくっていただきますよう重ねてお願いして、簡単ではありますが、日本社会党・市民連合の意見といたします。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　公明党を代表しまして、平成2年度一般会計決算を認定する立場で、意見を申し上げます。

歳入総額432億6,645万8,835円でありました。歳出につきましては、既に発表のありましたとおり、424億7,464万7,530円。繰越金額が7億9,181万1,305円でございました。この数値を基本的に考えた上で、市の経常収支比率69.1％という指摘でございました。これは財政構造の弾力性の見方からして、平均的な数字であるという考え方もございますけれども、違う見方も具体的にはできるわけであります。

すなわち、個人市民税、これは対前年度比9.3％の増の指摘であります。すなわち11億3,660万円の増であり、さらに固定資産税増の7.3％の示している事実が、この背景にはあるわけであります。

さらに、もう一つ指摘しておきたいのは、利子割交付金対前年度比41.2％の増であります。すなわち金額にして18億6,058万9,000円が国から入っているということを考えますと、この財政構造の弾力性を示します69.1％という数値は、決して楽観できる状況ではない、というふうに考えております。このことは、市債の償還状況を見ましても言えることであると思います。市債の償還状況、支払い総額は29億3,023万6,000円でありま

して、前年度比5.8％の増であり、これらの数値から見て、実際の償還の総額は、これからも上昇傾向をたどるということが十分予測をされる、というふうに考えております。

この背景には、特に公共下水道事業の増額費の負担、さらには高齢化社会対策を進める上での各種の事業計画の配順について、具体的な誤りなきような運営を願いたいのでございます。特に、この点、強調しておきたいのは、仮称浅川公会堂基本計画が、御承知のとおり、繰越明許費となったというこの事実は、大きな教訓としていただきたいと思います。

各論として、民生費の部門で入りますと、特養ホーム浅川苑の人件費の日野市補てん分が、まさに5,081万7,000円の決算数値を示したわけでございますが、これは今後の経常経費を念頭に置いて、新しい事業を営むべきことを物語っている、というふうに考えております。

さらに、福祉事業団の本質的な問題でございます。これは、社会福祉協議会のあり方とどのようにかかわるか、ということでございますが、やはり、言葉に語弊がございますが、無償ボランティアを基本にして社会福祉協議会を育て上げていく、という基本をとっていただいて展開すべきではないか、というふうに明確に申し上げておきたいと思います。

かなり評判のよかった制度として、また、担当の方でも、土地取得から非常に苦労をされた問題でございますが、高齢者集合住宅シルバーピア、2棟できたわけでございます。これからも、この事業は強力に進めていただきたい、というふうに要望をしておきます。

ただ、民生費におきまして、一つ、前から問題になっておりますが、今回も老人入院看護料貸付基金の運用がゼロでございました。これは前回も指摘をさせていただいたところでありますが、この入院看護料貸付基金の貸付制度の仕組みを工夫する段階に来ているのではないか、ということを申し上げておきたいと思います。

さらに、衛生・労働費についてでございますが、ここでは、青少年育成活動補助金の問題が、補助金の支出の問題として、さらに予算原則との兼ね合いとして、今回、大きな議論になったところでございます。現場担当官としましては、青少年の育成の初年事業として、現場折衝の中で、さまざまな対応の苦心の中での考え方ではあったと思いますが、やはり財政の基本原則は維持していただかなければならない、というふうに考えております。絶えずこの問題は、現場への補助金の展開として、絶えず起きてくる問題だとは思いますが、やはり財政の基本原則を踏まえて、慎重な対応をお願いをしたい、

というふうに思います。

さらに、消費者情報システムの導入ということが実行に移ったわけでございますが、これは消費者相談、さらには個人情報の問題という難しい問題もございますが、この折衝に当たられる職員の研修を踏まえた人材の育成を図っていただきたい、ということを要望しておきたいと思います。

土木費につきまして、申し述べたいと思います。具体的には、公園緑政の方で水辺利用ということで、ふるさと水辺活用ということで、具体的な展開が見られております。これは高く評価をしたいところでございます。

また、緑地信託におきましても、徐々に実績を積み重ねて展開をされているということが、具体的に見えるわけでございます。

ただ、１点、これは小さい問題ですけれども、多摩平の第８公園のトイレの位置の問題がございました。これはやはり住民要望を踏まえまして、担当の方では防犯の問題等、さまざまな角度から検討されての位置だとは思いますけれども、やはり細かいことではございますが、地域住民の方の要望を取り入れて、具体的に展開をいたしませんと、余りよい結果を得られないというふうに思いますので、この辺の展開については、最新の配慮をもって運用をしていただきたい、というふうに要望いたします。

駐輪場につきましては、具体的な土地の確保からの問題として、計画を基本に起きながら、具体的な展開が見られたわけでございまして、この点も、担当の折衝の方につきましては、御苦労であったというふうに感謝申し上げたいと思います。将来的には、公共駐車場整備、すなわち自動車についての駐車場整備計画が策定をされまして、これは進むわけでございますが、これは大きな事業でございまして、具体化につきましては、各方面の英知を結集いたしまして、基本的な進め方を早く議会の方に報告をしていただきたい、というふうにお願いをしておきます。

さらに、住宅関係でございますが、第４期分の川原付住宅、向川原住宅については完成を見たわけでございますけれども、今後とも市営住宅の展開につきましては、駐車場の問題が絶えず起きてまいりますので、その辺の配慮を特に要望しておきたいと思います。

教育につきましては、各小学校、中学校の大規模営繕を含めて、具体的な展開がされているところでございますが、やはり小学校、中学校の主体的な主役はどなたかといえば、小学校生であり、中学校生でございます。その方々を含めた大きな規模とすれば、ささやかなことですが、食器の問題であります。これは具体的にも決算委員会の中でも

指摘がございましたけれども、遅々として進まない状況がございます。この辺は、ぜひ主役が生徒、児童であるということを十分踏まえまして、展開をしていただきたい、というふうに思います。

さらに、百草図書館の開館が今回あったわけでございますが、やはり図書館の利用を高めるためには、根本的に利用時間の体制を整備することが急務ではないか、というふうに思います。本会議でも各議員の方から指摘もされているところでございますので、ぜひ、この利用時間帯についての基本的な考え方を具体的にお示しになっていただきたい、そのような時期に来た、というふうに申し上げておきたいと思います。

さらに、余裕教室の利用につきましては、ユニークな事業の展開もございました。お願いでございますが、各学校の歴史、沿革もございますので、各学校の特色を生かした余裕教室の展開という方向を目指して知恵を絞っていただきたい、というふうに思います。

最後になりますが、縁故債のいわゆる利率の指摘があったわけでございますが、これは提出をされた資料から見ましても、他市との単純比較でございますけれども、やはり今後とも交渉努力をして、この縁故債の利率問題につきましては、担当の方は十分努力をしていただきたい、そのような余地があるのではないか、ということを指摘させていただきたいと思います。その意味では、今回、電算化推進事業の詳しい報告がございまして、その導入によってどのような人件費の節約、予算等の能率化等の詳しい報告があったことは評価に値するもの、というふうに考えております。

以上、簡単でございますが、認定の立場で意見を申し述べさせていただきました。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　日本共産党市議団を代表いたしまして、平成２年度日野市一般会計決算認定の立場で、意見を述べたいと思います。

森田市長就任以来、18年目の一般会計の執行でございました。この間、市長を先頭に市の職員の皆さん、市民要望実現を目指しまして、それぞれの分野で大いに努力を行ってまいってきたことを、高く評価してまいりたいと思います。

そして、監査委員の意見にも指摘されてありますように、主要な施策といたしまして、特別老人ホーム浅川苑、在宅サービスセンターの運営、中央福祉センターの改修、市立総合病院建設基金の設置等々、おおむね、その所期の目的は達成されたと認めているわけでございます。

私は、消費税の導入によって、国民生活に毎日のように、この税負担がかけられているわけでありますが、日野市は、御承知のように、税の市民負担軽減という意味からも、この消費税の上乗せを公共料金に行っていない、こういうことが行われているわけでございます。消費税の導入時、我々日本共産党は強く反対してきたことは、御承知のとおりであります。日野の市政においても、住民負担の軽減の立場から、平成２年度、消費税の負担を行わなかったという点については、高く評価をしておきたいと思います。

さらに、幾つかの点について、意見を述べてまいりたいと思います。

御承知のように、憲法講座、憲法記念行事が、市の主催、あるいは市民団体で行われてまいってきていることは、もう多く言うまでもないことでございます。今日、国会でもＰＫＯ法案をめぐっての憲法論議、自衛隊の海外派兵問題が大きな焦点になって、論議されているところでありますけれど、日野市民においても、憲法の問題は決して国政に任せておくという問題ではない、という意識が広まっているわけでございます。

こうした憲法講座、あるいは憲法記念行事などを通じまして、憲法問題についての我々一人ひとりの市民のさまざまな角度から、憲法の神髄を改めて認識するという、そういう場になっているということを、我々はしっかりと認識する必要があるかと思うわけでございます。今後も引き続いて、日野市におきましては、憲法を市政に生かすという立場を堅持しつつ、この憲法記念行事、憲法講座を堅持されますよう、強く意見として述べておきたいと思います。

さらに、社会教育センターの問題でありますけれど、平成２年度、社会教育センターを利用された方々は、総数で20万2,000人を超えているということでございました。これは、私も改めてこの実数を知ることによって、社会教育センターが日野市民の中に果たしている役割というものがいかに大きいか、という再認識を行った次第でございます。

ちなみに、市民会館は19万人余であります。七生公会堂は２万人等、日野市立の施設で最も多くの人が利用されるであろうと思われる市民会館の利用者数よりも上回るという、日野市では単独の施設としては最大の市民の利用が行われているという実態でございます。こうしたことを踏まえるならば、従来、行ってまいりました社会教育センター維持管理費の市の助成は、今後も堅持され、社会教育センターの健全な安定した管理の運営ができるように、一層努力を行っていただきたい、と思うわけでございます。

民生費の中の高齢者実態意識調査が行われました。大変、参考になる調査内容もあるわけでありますけれど、この実態意識調査の中でもはっきりしておりますように、寝たきり老人を抱える家庭への援助は、さらに充実させていかなければならないと思います。

特に日野市は、寝たきり老人ゼロを目指すという大変高い理想を掲げまして、福祉施策を展開されていることは、御承知のとおりであります。

特に、この問題に関して言えば、東京都市長会厚生部会がまとめました、東京都予算編成に対する要望書、平成４年度分が我々にも届けられておるわけでございますけれど、寝たきり老人対策の充実ということで、東京都福祉局にも、具体的５点にわたって予算要望を行っているわけでございます。これは日野市だけではなくて、三多摩各市町村、共通した予算要求として提出されているわけでございますだけに、今後、一層努力を行って、東京都の助成をさらに高めるよう御奮闘をいただきたいと思うわけでございます。

加えて、今議会、白内障の人工水晶体への補助金を支給する補正予算が、つい先ほど可決されました。私が聞いております７月末現在の23区内、三多摩各市の実施状況でございますが、今後実施を目指して検討するということや、来年７月、実施を検討するという当局の意思表示があったものも含めてでありますが、三多摩で12市、23区では五つの区で、そういう方向が明らかにされております。急速に自治体ごとの眼内レンズ助成が広まっているわけでありますけれど、これは、もともと健康保険の適用がないための当面の措置として行われていることは、言うまでもないことでございます。ですから、市側は今後も、国の健康保険の適用、そして東京都の助成への働きかけ、一層強めていただきたいと思うわけでございます。このことを強く要望しておきたいと思います。

教育費に関係してでありますけれど、主要な施策の成果の中でも述べられておりますように、学校図書館に嘱託員を置いたということで、学校図書館がいつでも利用が可能となり、利用する児童生徒がふえ喜ばれた、このように評価されているわけでございます。教育現場に人を配置するということの重要性を示したと思うわけでありますけれど、私はこれに関連いたしまして、ことしの５月、読売新聞に長沢教育長の書かれました、「司書教諭枠新設し、図書館活用を進めよ」という、この文章で、一言、考えを述べておきたいと思います。

学校図書館法が施行されまして以来、37年の年月を経過しております。司書教諭を置くということが盛り込まれているにもかかわらず、当分、置かなくてもよろしい、とこういう付則がつけられているわけでありますが、そのことをもって37年間、司書教諭を配置しないということは、これはいかにも文部省の怠慢としか言いようがないわけでございます。自民党歴代の政府の文教政策や、あるいは文部省の学校図書館に対する認識は、一体いかがなものでありましょうか。司書教諭を配置するならば、どのように学校が変わり、児童生徒が学校図書館を利用するようになるかということは、もはや論を待

たないところであります。教育委員会は、こうした立場で、今後一層、東京都あるいは文部省への働きかけを強めていただきたいことを、強く要望しておきたいと思います。

あわせて、今、議会でも論議が行われております、小規模校プール指導時における体育コーチの配置の問題であります。これも基本的には、国や東京都の人員配置、教員配置の問題でありますけれど、当面、市でもって体育コーチの配置を行っていただきたい、とこういう現場の切実な声が寄せられているわけでございます。その立場に立って対応を一層努力されるよう、改めて要望しておきたいと思います。

最後になりましたけれど、私は、以前にも、この演壇から私の意見として申し上げているわけでありますけれど、市長が市長交際費を明らかにしているのを踏まえて、教育委員会の交際費、議長の交際費は、自発的に明らかにすべきものではないか、と思うわけでございます。これは、市長とあわせて、教育委員会や、あるいは議会の交際費の内容を、市民の前に明示して、公明正大にこれらがわかるようにしていくということは、私は市長の交際費を明らかにしたということを考えるならば、当然、自発的に行われるべきものだと考えておるわけでございます。

そのことを最後に申し上げまして、日本共産党市議団を代表しての意見を終わりといたします。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

〔11番議員　登壇〕

○11番（内田　勲君）　市民クラブを代表しまして、平成２年度日野市一般会計決算を認定する立場から、若干、意見を申し上げます。

執行者側からの決算報告、さらには監査委員の意見書等で、予算の執行が基本計画、実施計画等々と関連して、おおむね計画的に行われている、とこんなふうに思います。職員の皆様の懸命な努力に対しましては、敬意を表したいと思います。

しかし、育成会への補助金の処理につきましては、適正を欠いていると言わざるを得ない内容であった、と思います。また、市民要望に対して、どの程度こたえられたか、十分に満足していただけたかの点につきましても、必ずしも十分ではないと受けとめております。限られた貴重な財源を市民生活の改善、向上のために、いかに効率的に経済的に使用するか、さらなる御努力を要望しながら、平成４年度の予算編成や平成３年度下半期の行政運営の中に、ぜひ反映させていただきたい。このような点も含めまして、以下の項目について、意見を述べさせていただきます。

１点目は、歳入に関する内容のうち、市税の不納欠損についてでありますが、市民部

職員の懸命な努力にもかかわらず、欠損があります。税金を納めなくてもよい、こんな国に住みたいとの願望は、市民のだれしもが思うところでしょうが、納税義務を果たしてこそ、住みよいまちづくりが始まる現在の仕組みの中では、欠損はあってはならないことであります。未徴収に至った経緯につきましては、いろいろな理由があると思いますが、関係職員のさらなる努力を要望いたします。

２点目は、歳出に関する内容のうち、まず平和祈念事業についてでありますが、毎年行われておりますこの事業を時系列に見たときに、同じ人が参加しているのか、いないのか、偏った団体からの参加になっていないかどうか、等々の参加者に対する分析が不足していると思います。

また、北方領土返還への取り組みも平和事業の一環としてとらえ、参加することを積極的に考え、実行に移すべきではないでしょうか。この点についての、執行側の積極的な姿勢を期待しております。

次は、100条委員会の議事録作成の件でありますが、平成４年度予算編成の中では、ぜひとも作成に向けての予算計上を要望いたします。

次に、青少年育成会の補助金の残額処理についてでありますが、やはり補助金の性格からして、報告書に基づいた処理をすべきであったと思います。青少年の健全な育成に向けての活動は、補助金をふやせばできるような問題ではなく、どこに問題があって、どう対処していくかを十分に論議して、行動に移す必要があると思います。そのためには、子供たちの立場に立って考えることも必要です。補助金は、その結論から出てきた必要経費であり、中身以上の補助金は不必要と思います。

また、青少年問題協議会が、約２年間開かれておりません。議会からは委員が選出されていますが、この間、一度も説明もなく、協議会委員の構成もできていない。このような状態は、大きな問題であると思います。ぜひ速急に協議会の方向性を出し、議会に対して報告することを要望いたします。

次に、スポーツ施設についてでありますが、とりわけ多額の費用を必要とする市民球場、及び総合体育館の建設についてであります。余暇時間の活用が叫ばれる今日、スポーツ施設に関して、市民のシンボルとなり得る市民球場及び総合体育館を、ぜひ考えていただきたい。

３項目目は、市長に対してでございます。森田市政になって18年、福祉行政や図書館行政等々につきましては、市民から評価されるところでありますが、一方、市立総合病院の経営や建てかえ、及び仮称浅川公会堂の建設、おくれている都市整備問題につきま

しては、多くの市民の期待に水を差すことになってはいないでしょうか。これらの課題に対する処し方として、共通して言えることは、一つ、行政内部でのコンセンサスが得られていないこと、二つ、一部の政党に対する肩入れが過ぎること、三つ、議会の再三にわたる提言に対する受けとめ方のまずさ、等々が原因と思われます。森田市政も残存期間はあとわずかでありますが、長期的な展望に立ち、多くの市民の期待にこたえるまちづくりを進めていただきたい。

以上、市民クラブの意見とさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

〔25番議員　登壇〕

○25番（古賀俊昭君）　私は、日野市議会自由民主クラブを代表いたしまして、平成２年度一般会計決算について、意見を述べます。

申すまでもなく決算とは、議会が決定した一会計年度における収入、支出の見積もりと、事業計画である予算が、実際にはどのように収支計算が精算され、施策が執行されたか、その結果を示すものであります。

議会での決算審査に先立ち、地方自治法の規定により、まず決算書類、その他の付属書類は、監査委員の審査に付されることになっております。ここでは、計算に間違いはないか、収入、支出が適法になされているか、財政運営は適法になされているか、予算が目的どおりに執行されているか等、これらの観点から、専ら会計技術的な面を主眼とした審査が行われます。

これに対して、議会の審査は視点を変え、単なる数字上の審査を超えて、執行された事業が真に住民のために実施されたものなのか、そしてその効果をも点検し、それが基本構想や基本計画、また予算編成方針に沿った施策なのか等、行政自体の基本姿勢にも及んで、いかなる評価を与えるかを政治的に検討する、極めて重要な意義を持つものであります。よく、決算に対する考え方として、たとえ幾ら問題点を指摘し、提言を行っても「後の祭りだ」式のあきらめから、これを予算審査に比べて軽視しがちな傾向もなきにしもあらずであります。

しかし、予算審査においては、問題点や欠陥について、執行者側は、今後の予算執行の段階での工夫や対応によりカバーすることを口実にする、そういった操作も容易であり、一概にこれを断定できないのに対して、決算審査は言い逃れのできない、１年間の行政運営の客観的な結果そのものについて、合格か否かの最終的判断を行うためのものであり、その作業は議員個人、あるいは会派、党派みずからの基本的政治姿勢の確立があって初めて可能となる、極めて重要な予算審査に優るとも劣らない大切な作業である、と言えるのであります。

平成２年度予算は、市政の指針と施策の道筋を示した、日野市基本計画後期４年間の初年度に当たっております。その特徴は、歳入総額の８割近くに達しようかという300億円を軽々突破する市税を柱とした、潤沢な自主財源が確保されているにもかかわらず、下水道事業の大幅なおくれにより、平成２年度末、下水道普及率は、水洗化人口で19％の低率にとどまっており、未だに１万1,000世帯、２万9,000人の人が汲み取りのトイレの使用を余儀なくされていること、一向に進まぬ道路改良整備のために、未だに循環バスによる市内交通不便地域の解消が未達成のままであること、市立総合病院の建てかえと南部地域の医療体制強化についての市長方針が、議会側と全く食い違ったものになっていること、総合体育館、野球場、武道館など、市民の文化スポーツ活動を保障する施設建設のめどすら立っていないこと、生涯学習時代に対応するコミュニティ施設、公民館建設や、公民館建てかえのプランが策定されていないこと、高年化時代に備えた各福祉施設の設置や運営方針がずさんであること、近隣市との比較において、大きく水をあけられているのが、まちの元気、活気であります。これを回復する方策としての商店街振興や、駅前再開発事業の展望が欠如していること等々、納税者市民、勤労者市民に対する具体的対策は、ほとんど見るべきものがないのであります。つまり、都市基盤整備、福祉、医療、教育、文化、環境などの施策は、完全に軽視されているのであります。

その一方で、行政側自身、森田革新市政の宿弊とも言うべき数多くの問題の存在も、解消どころか完全に放置されたままであります。思いつくまま幾つかを列挙するだけでも、不適切な補助金や企業公社会計の処理、違法な給与制度である通し号俸制は是正されないまま、毎年、性懲りもなく繰り返される職員組合の違法ストライキやビラ張り、議会に職員増を求めるばかりで１名の削減もできない定数管理のまずさ、平和事業に名をかりての憲法講座の講師選びや、広報ひのの編集に見られる極端な政治的左翼偏向、昭和57年に発覚した、森田市長が当時会長を務めていた遺跡調査会での、4,200万円の公金使途不明事件の政治的、道義的責任については、今もってとぼけ顔の知らん顔を押し通し、議会で再三要求する100条調査委員会の会議録作成の予算も無視したままであります。森田市長の目に余る共産党、そして職員組合に奉仕迎合する政治姿勢は、清潔で公平、公正な市政の実現を求める市民の願いとはますますかけ離れた予算執行であったことが、決算審査を通して一層明らかになったのであります。

以上の見地から、平成２年度一般会計決算の認定に反対をするものであります。

平成２年。昨年は11月の佳き日に、今上陛下は即位の礼及び大嘗祭をつつがなく斎行せられ、国民の総意に基づいて象徴の地位にお就きになりました。御大典による輝かしい平成時代の始まりを、私ども国民はもとより、元首級約70人を含む158カ国、二つの国際機関の祝賀使節も来日をし、世界の人々も心から悦びとお祝いを申し上げたのでありました。

しかしながら、日野市では、市民有志による「天皇陛下御即位奉祝映画・第125代天皇陛下」の上映会が昨年の９月、日野市民会館小ホールで開催されたのみで、日野市及び森田市長からは、一片の祝意すら表明されませんでした。憲法を市政に生かそうという市長のスローガンからすれば、当然、憲法第１条の規定は、ここでこそ想起されるべきであったはずであります。だが、幸いに私ども都民を代表する東京都議会において、天皇陛下の即位礼に当たり、奉呈すべき賀詞が決議され、同時に鈴木知事も慶祝の意を表明しました。ここで、都議会から奉呈されたお祝いの言葉を紹介させていただきます。

賀詞――天皇陛下には即位の礼をとりおこなわれ、日本国および日本国民統合の象徴として皇位を継承なされますことは誠に喜ばしいかぎりであります。世界の平和と我が国の繁栄が一層進展することを願い、東京都議会は都民とともに、ここに謹んでお祝いを申し上げます。平成２年11月９日、東京都議会議長、小倉　基――となっております。

なお、東京都議会では、ことし２月23日、とり行われました立太子の礼に当たりましても、議会の議決を経て天皇陛下並びに皇太子殿下に賀詞を奉呈いたしております。

他方、国外に目を転ずるとき、まさに世界史の中に特記されるべき歴史ドラマが相次いで展開して行きました。共産党支配の東欧の社会主義政権は次々に倒れ、共産主義はみずからが袋小路の中で崩壊を始めたのであります。もはやだれの目にも疑う余地のない真実として、マルクス・レーニン主義、いわゆる無神論的社会主義の破綻が明らかになった年でもありました。

こうした内外の状況の中で、日野市政が展開されたわけでありますが、果たしてその内実たるやまことに寒心にたえないのであります。決算審査を行った委員会での議論などを踏まえて、等閑に付すことのできない問題点を少々敷衍しながら、挙げてみたいと存じます。

まず、税金の滞納額が年々増高しており、市長は徴税事務の創意工夫をもっと考えるべきであります。市税の滞納額７億9,040万円、約８億円となっております。道路、教育、医療、福祉、住宅などの市民サービスの財源となるのが市税でありますから、納税は国民の基本的義務でもあり、善良で正直な納税者に不公平、不利益を与えていること

にもなっているのであります。時効が成立して取りはぐれた不納欠損額は4,370万円、軽視できない額ではないでしょうか。ちなみに、税の性格は異なりますが、国民健康保険税の滞納も２億5,840万円に達しており、国保会計の赤字の一因になっていることも、指摘をしておきます。

２番目は、市立病院の経営状態が最悪のまま、市長が何らの有効な手を打たずに傍観している無責任さについてであります。平成２年度の一般会計からの赤字補てんの補助金が約５億円にも達し、その他の補助金や出資金を加えた１年間の赤字は、７億1,559万円にも上ります。昭和63年が５億4,500万円、平成元年度は６億1,100万円ですから、確実に毎年１億円ずつ赤字幅が増殖しているわけであります。市長は「市立病院には不採算部門があるから」などと、呑気で見当外れな答弁をしております。全く問題意識が欠如しているとしか思えません。経営状態を知るための指標として、入院ベッドの利用率がありますが、当年度70.3％と低く、昭和60年度の80.2％と比較をすると、５年間で10％も下降しており、外来患者からの利益が入院患者からの収益を上回る結果となっているのであります。占床率を向上させる努力の完全な不足であります。

人件費、つまり病院職員の給与費が医業収益に占める比率は87.1％、望ましい健全な比率は50％以下と言われていますから、いかに異常かがうかがえるのであります。

また、慢性的な看護婦、助産婦不足を解消する一助として、これら有資格者の給与制度を是正することも以前から議会で提案されているのでありますが、これを実施する腹づもりが果たしてあるのかどうか、市長のその判断がわかりません。市長は、市立病院の建てかえ等について、いわゆる二眼レフ構想なるものを打ち出していますが、果たしてこの病院構想で議会の理解が得られるでありましょうか。現在地は駐車場の確保もおぼつかない狭い敷地となっているわけでありますから、高年化社会、この時代を迎えて、高度医療、救急医療が十分に担える病院の建設が求められているのであります。規模は、当然400から500床前後の病院が考慮されてしかるべきであります。議会の意見の大方も、こうした流れにあることを市長は何ゆえに無視するのか、甚だ理解に苦しむところであります。

加えて、昨年７月に設置された、助役を本部長とする市立病院建設推進本部のメンバーには、何と驚いたことには、市立病院長等の医師を含む医療の専門家は、１人も含まれていないのであります。市長の意図をはかりかねるのでありますが、助役や企画財政部長、生活環境部長、都市整備部長、建設部長、病院事務長などの医療の素人だけで、いかなる結論を出そうというのでしょうか。病院建設は多額の資金を投入する事業であり、

最初から医療のプロである医師も含めた措置が当然とられてしかるべきであります。

３番目に、消費税の件を取り上げます。消費税への対応は、やはり法律を守る立場での検討を早急に行うべきであります。市長選では、消費税廃止を一枚看板にして当選してきた森田市長でありますので、この公約の実現のために何をやったのかを、決算委員会で聞きました。しかし、具体的な運動の内容は一切示されませんでした。法令により転嫁されるべき使用料、手数料は手つかずのままであります。消費税収入の５分の１は消費譲与税として地方自治体に与えられますが、これはちゃっかり５億1,689万円は受け取っているのであります。そもそも地方自治体も消費税法上は、納税義務者の１人です。公共料金に転嫁をしないというポーズは、まことにかっこいいわけでありますが、公共サービスのための仕入れや工事費などには課税されていますから、転嫁が行われなければ市が税金などで負担することになります。これでは、もともとサービスを受けた消費者が負担すべき消費税を一般市民が肩がわりすることになり、不公平を生じるわけであります。明らかに財政運営上の矛盾が生じております。市長と等しく消費税廃止だけの公約で大躍進した都議会の社会党は、都営交通運賃への消費税転嫁を認めたではありませんか。私ども自由民主クラブでは、ここで、お返しとばかりに公約違反だと責め立てるつもりは、毛頭ありません。

なお、昨年実施されました総選挙の最大の争点でありました消費税についてでありますが、結果は消費税を廃止せず、見直すとの公約をした我が党が過半数を制し、国民の信託を得ることになったことも、お忘れではないと思います。市の一般会計は、納税も還付も発生させない特別扱いになっておりますが、使用料、手数料等に本来転嫁されるべき額が1,057万円、計算されております。結果は、このお金を市が徴収を怠った、ということになるわけであります。

４番目に、市営住宅の件を指摘をいたします。市営住宅に本来、高額所得者として住宅明け渡しに努めるべき入居者の中に、市の職員が２世帯含まれており、しかもその中でもトップの高額所得者、年収1,000万円以上と答弁がありましたが、その最高所得者が市職員であることを、市長は何と説明するのでしょうか。公営住宅制度は、比較的低い所得者を対象に安い家賃で供給されるものですから、収入制限超過者に対し、明け渡し請求の手続をとっていなければいけないわけであります。入居できずにいる多くの低所得者等との公平を著しく損なうわけであります。まして公務員である市職員に対し、市長は適切な指導を怠っていたのであります。今後、本件のケースについていかなる対応を行うのか。公営住宅制度が本来の趣旨に沿った運用が図られて、市民の信頼が回復

されるよう努めていただきたいと思います。

５番目は、青少年育成会への補助金の残額の返済を怠った、ということであります。新たに結成をされた七つの育成会に、それぞれ100万円の補助金が交付をされる、こういうことになっていたわけであります。補助金交付要綱を破り、事務処理に誤りを来たし、仮に善意からの行為であったとしても、やはり許されない、法令に反した行為といわなくてはなりません。繰越額121万6,700円は、当然、返還の義務があります。今後の補助金交付に悪しき前例とならぬよう、速やかに回収する手続をとっていただきたいと思います。

６番目は、日野市青少年問題協議会の件でありますが、平成２年度中、一度も開催されておりません。いわゆる青少協は、青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法に基づき、条例設置されたものであります。会長は市長が務めることに決められており、招集も同時に市長が行うとされております。ところが、青少年の指導、育成、保護などの総合的施策を樹立するこの機関が、全く開催されず、しかも今年度、平成３年度に入っても、なお開かれていないのであります。委員の任命も手つかずのままであり、この件についての市長の真意をはかりかねるわけでありますが、改めて、この青少協の開催を求るものであります。

７番目に、日野市企業公社会計処理の不手際を指摘をいたします。平成３年１月１日に発足した企業公社の３カ月分の事業計画、及び収支の予算書が規約どおり作成していなかったのであります。市の一般会計から離れて、企業公社独自の会計をつくり、そこから１人月額20万円、２名分の理事の給与を支払う手続を行っておりませんでした。この点についても、強く反省を求めます。

次に、国際平和事業補助金についてであります。昨年の12月議会に、市長は、国際平和事業補助金として、ネルソン・マンデラ基金援助事業、チェルノブイリ事故救援事業に、それぞれ50万円ずつ支出する補正予算を提案いたしました。ネルソン・マンデラ氏は、再三申し上げましたように、反アパルトヘイト黒人開放運動の指導者として、27年間、獄中にあって釈放された人物であります。これを支援するということに異議があるわけではありませんが、この人はアムネスティー・インターナショナルなどの言う政治犯、いわゆる良心の囚人ではありません。しかも目的のためには暴力主義も採用するアフリカ民族会議の武闘部門の指導者であった点を考慮すべきではなかったでしょうか。この補助金を受けて、２月にチェルノブイリ事故救援の講演会、３月に入ってネルソン・マンデラ基金援助講演会が、いずれも市民会館小ホールで開かれております。驚いたこ

とに、主催者であるそれぞれの団体の責任者が講師を務め、その講師に対する謝礼として補助金の半額が支出されているのです。つまり、補助金を受けた主催者が、自分に対して謝礼を支払うという、実におかしな実態が明らかになりました。

加えて問題なのは、５月に入って、アフリカ民族会議の主要な一員でありましたネルソン・マンデラ夫人が、少年誘拐、暴行の罪で、懲役６年の実刑判決を最高裁で言い渡されております。こうした犯罪や事件に関与した組織や個人に対して、税金の支出を含む日野市民の支援の意思を表明するということは、問題であります。市長の安直で場当たり的な姿勢には、弁護の余地がないと思います。

しかも、各講演会の参加者は、200席の会場に、関係者も含めて30名から50名と、閑散としたものでありました。この点についても、再考を求めておきたいと思います。

９番目に、憲法記念行事、憲法講座の講師は、いずれも名だたる左翼大学教授であるということも、度々指摘をしてまいりました。平成２年度も、まさに顕著にそれが出ております。独協大学、山内敏弘教授、憲法講座で７回にわたって講演をしております。９月１日には「国民主権と象徴天皇制」、サブタイトルに「代替り儀式を中心として」ということで、講演をしております。即位の礼に対して代替りという左翼用語を使って講演するかごとき、こういった学者の選択は、果たして適切なものでしょうか。

また、憲法記念行事における５月３日の記念講演の大学教授についても、当然そのことが言えるのであります。行政の公平性、中立性をみずから放棄したことになるのではないでしょうか。

次に、平和事業についてであります。昭和61年度から始められ、平成元年度から沖縄が追加をされて、費用の一部が補助されております。これは、よしとするとしても、再三、他会派の皆さんからも指摘があるように、当然、平和事業であれば、我が国のまだ奪われたままになっております北方領土の返還運動に対しても、当然それに参加をする人たちに同様の支援をして、しかるべきではないでしょうか。北方領土返還運動に水を差す、こういった市長の偏見に対しては、強く抗議をしておきます。改めて北海道などで開かれる、根室などには北方領土返還運動の拠点としての幾つかの施設も整っており、全国から多くの人たちが集まってくると聞いております。ぜひ、こういった場所で開かれる大会等にも参加できるよう、配慮をしていただきたいと思います。

11番目に、昨年６月議会に補正予算として提案をされた、先ほど議論にもなりました豊田駅前展示場設計工事費、4,350万円が否決されたことであります。多摩平支所を廃止するに際し、出張所のようなものをつくる、市の連絡事務所のようなものをつくるなど、当時は表明されておりましたが、それが十分な検討を加えたものでないことが明らかになり、結局、議会ではこの予算を否決をしたわけであります。この件についても、その後、目新しい検討の跡も見られないようであります。この点も、昨年度の一つの失政の部分として、指摘をしておきたいと思います。

12番目、防災情報センターの件であります。市長は、昨年、防災情報センターを市役所横の神明の地につくることを表明いたしました。２階建てのプレハブ民間住宅を土地ごと買収をし、この住宅を防災情報センターとする、という考え方であったと思います。私は、民間アパートが耐震性に問題があるのではないかということで、何度も市長に聞きましたが、市長は「大丈夫だ」という答弁を繰り返しました。しかし、結局は新たな建物を建てるということに、大きく方向が転換してしまったではありませんか。こういったことも、十分なる市内部での検討がなかったことの証左ではないか、と思います。

多摩平に所在する社会教育センターについて、13番目、指摘をしておきます。社会教育センターは、純粋な民間教育施設でありながら、維持管理費のほとんど全額を日野の補助金に頼っており、その総額は平成２年度、2,530万円、電気代、ガス代、上下水道代、電話代、これに始まりトイレットペーパーまで税金で賄われているのであります。果たして民間施設をここまで税金にどっぷりつけて運営をするということが、健全な補助金のあり方であるでしょうか。再検討を求めておきます。

市立総合病院の件について、再び触れてみたいと思います。14番目であります。市長は、年度当初、つまり平成２年度の最初の議会で、所信表明の中に、平成２年度は日帰り人間ドックと人工透析を実施します、と市民に公約をいたしました。にもかかわらず、年度内には全く手が着けられず、人工透析はやっとことし、平成３年８月から始まっております。日帰り人間ドックは、いまだ未実施。予算編成時にきちんとした見通しや、十分な精査を怠った結果であります。

15番目、ふるさと博物館について、指摘をいたします。ふるさと博物館は、年間１億円以上の税金が投入されております。しかしながら、１日の平均見学者は30人程度。極めて少ないのであります。鉄道の時代という鳴り物入りで行われたイベントも、わずか１日40人から50人程度の利用者しかありませんでした。ふるさと博物館の運営については、特段の検討を求めておきます。

16番目に、違法な給与制度、通し号俸制の是正を求めておきます。

17番目、職員残業時間と手当の件についても、指摘をしておきます。平成２年度の残業時間、つまり時間外勤務の最も長かった人は707時間。１年間に約時間外手当160万円

を受けております。極端に１人の人に残業が偏るような職員配置は、改めていくべきであります。

18番目、職員組合による違法な職場放棄も、繰り返し行われました。５日間、２時間25分、参加者延べ2,400人、地方公務員法37条で禁止をされている違法な行為であります。懲戒権を持つ市長の責任も重いと言わなくてはなりません。

19番目に、学校給食用磁器食器の切りかえが遅々としてすすんでいないことも、指摘をしておきます。食器改善の目玉として、磁器食器への切りかえが打ち出されて久しいわけでありますが、未だに試行的段階ということで、ストップをしております。この点の促進も求めておきます。

20番目、学校給食調理員の夏休み時の職務についてであります。小学校で１年間に179日、中学校159日の給食が行われました。夏休みには、一体、給食調理員はどのような仕事をするのか、何をやっているのか、この点について、毎年同じように質問が行われております。市長は、決算特別委員会の中で、学校でピカピカ運動というものを始めてみたい、ということを表明いたしました。実態がいかなるものかは全くわかりませんが、ぜひ具体的な策として、早急に実施されるよう求めます。

21番目、給食残飯調査についてであります。おびただしい量の残飯、牛乳も手つかずのまま、かなりの量が毎日捨てられております。年間を通しての調査が、いまだ行われておりません。ぜひ、その実施をやっていただきたい。市長は、この残飯の問題について、同じく決算委員会の場で――何と言ったか覚えていますか――市長は、学校農園に肥料として使いたい、というようなことを表明いたしました。思いつきなのか、十分勝算があってのことかはわかりませんが、一たん公式の場で表明した以上、何らかの具体的な内容をもって議会に早く提案をしていただきたい、と思います。

22番目、学童クラブ保護者負担率の見直しについてであります。月額3,160円は、長年据え置かれてまいりました。現在、父母の負担率は11.5%、年々低下をいたしております。おやつ代等、せめて個人で使うもの等については、保護者にその費用を求めてもいいのではないでしょうか。市長も、その見直しを数年前から表明しておりますので、具体的な検討をお願いをいたします。

23番目、市長交際費であります。予算は400万円でありましたが、市長は今回330万円を使い、70万円を残しております。相変わらず左翼政党や団体に対するお祝い金などが多いわけであります。赤旗まつりお祝い金１万円、市民憲法記念行事実行委員会への賛助金３万円、日本共産党創立68周年祝い金5,000円、原水禁カンパ２万、原水協カンパ

２万、職員組合の旗びらき１万円、定期大会１万円、職員組合納涼まつり１万円、新婦人の会お祝い金8,000円、日本国民救援会１万円、日本社会党と市区町村との懇談３万円、日本共産党多摩地区委員会旗びらき祝い金5,000円、日本社会党日野総支部旗びらき祝い金5,000円、福祉を語る女性の集い参加費８万円、このようになっております。交際費は、本来、私は個人名も明らかにしていいと思いますが、まだ、これが実現をしておりません。そして、私ども議員は一切の寄付行為を禁じられているわけでありますが、市長の場合には、同じ公職者でありながら、日野市長あるいは日野市と、のし袋等に記入をして持参すれば、違法性は阻却されることになっております。しかしながら、市長がこういった祝い金の見直しを行うべきではないか、ということを私は数年前から求めております。一層の交際費の見直しについても、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

24番目、膨大な積立金、いわゆる基金が164億6,102万円であります。政党によっては、これをため込んだお金というふうに呼称しているところもあるわけでありますが、164億円、果たして今後いかなる事業に振り向けていくのか、そういった具体的な方途も明らかにしていいと思います。名称は、一応公共施設基金とか、土地開発基金とか、財政調整基金というもっともな名称はついておりますが、年々膨らむこの基金のあり方についても、当然、検討をされてしかるべきだ、ということを指摘をしておきます。

25番目、公債費と地方債の残高233億円であります。公債費は、借金返済であります。地方債の残高は、今後、返さなければならない借金であります。公債費比率は、当該年度10%であります。10%以下が望ましいとされていますが、多摩地区26市の平均より1.1%高いわけです。類似都市７市平均と比べても、2.8%高くなっております。市債発行残高233億円とともに、その額が適正かどうか、検討を要するのではないでしょうか。

最後に、平成２年12月議会では、教育長の辞職勧告決議が可決をされました。この件については、いろいろその後、各会派等の議員から、いろいろな意見を聞くわけでありますが、その後の教育長の行動等を踏まえて、私ども議会の判断が正しかった、ということを確信をしているところであります。昭和63年、第１回定例会において、いわゆる変形40人学級、さらにグループ学習学級ということで、名称はくるくる変わり、中身も変わったわけでありますが、そのときの模様を教育長が本にまとめました。特段、出版を妨害をするとか、そういったことで私ども指弾をしたわけではありません。当時、審議終了後に教育長は、決議の中にもありましたように、体調が悪いといって市議会の出席義務を果たさないで、市議会から指摘をされて初めて、あわてて診断書を出す。そし

て10日間、自宅静養、加療が必要だという診断書にもかかわらず、その間、教育長はわざわざ伊豆の温泉に出かけていって、この本の原稿を書いていたのであります。市議会を欠席をして小説を書くなどという、あきれた所業は断じて許されてはなりませんという私どもの主張は正しかった、ということを今でも信じております。平成２年は、このような大きな議会での問題もありました。市長にとって決して名誉なことではないと思いますが、１年を振り返っての決算審査でありますので、指摘をしておきます。

それから、世界的ないろいろ激動の中で、市政の場でもさまざまな意見が、イデオロギー政党から出されております。先般、私ども自由民主党に対する極端な誹謗、中傷の発言がありました。共産党市議団の米沢議員発言、板垣議員の発言、かなり口汚い言葉で、私ども、その言葉を受けたわけでありますが、その点について、幾つか反論をしておきます。

まず、両市議とも１冊の本を引用しておりました。それは、昭和54年、自由民主党広報委員会が発行した「自由民主党研究叢書－日本の政党」、これがその現物であります。私もずっと以前、これは代議士からもらって何度か読んだことがありました。どこかにそういうこと、書いてあったな、という記憶がありましたので、探してみましたら、出てまいりました。そこで、自民党が共産党をほめている、そういう指摘があったわけであります。今の市政が共産党主導で行われていることからしても、こういった政党の議会での誹謗発言は、同じく議会人として、異なる政党に所属するものとして、それを受けた立場から反論する権利があると思います。

この本に中に「第３章、1955年体制－保革対立の構造－」というところがあります。この中には「昭和30年、1955年の保守合同、自由民主党の立党と左右社会党の統一によって、いわゆる1955年体制が生み出されることになる。この体制は、一面において保守、革新の対立としてとらえられることが多かった。この３章では、両者の対立の本質を分析し、保革の対立とは、実は政権担当政党の地道な現実主義と、革新政党の無責任な理想主義の対立であったことを明らかにする」ということで、次に共産党を取り上げているわけであります。

これをつまみ食いをして、自民党もほめているということでありましたので、そうなのかどうか、ひとつ聞いていただきたい。――共産党の方針転換――日本共産党の結党は戦前にさかのぼるが、戦時中の弾圧にあって壊滅し、政党として再建された。社会党を含めて他の政党が何らかの形で戦争に協力したのに対し、ひとり共産党は終始一貫、戦争に反対してきた。したがって、共産党は他党にない道徳的権威を持っていた――こ

こを引用して読んだと思います。

米沢議員は「道徳権威」と言いましたが、「道徳的権威」と書いてあります。――このため、共産党に心を寄せる大衆も少なくなく、また、知識人の間にも共産党は大いにもてはやされた。これは共産党にとって甚だ不幸であった。共産党は、戦後、改革の意味と影響を十分に理解しないまま、戦前の過激な革命運動のスタイルをそのまま党活動に持ち込んだのである。この時期に、共産党が人民戦線ないし統一戦線の路線を選択していたら、終戦直後の政治史はかなり変わったものになっていたであろう。昭和24年、1949年10月、中国共産党は内戦に決定的な勝利をおさめて、中国全土を支配する中華人民共和国が樹立された。中国革命の成功は、日本共産党の路線の正しさを実証するものと受け取られた。毛沢東の、農村を基盤とした武装闘争方針を踏襲し、ゲリラ戦を展開することにより、日本にも革命を起こすことができるというのが、共産党の判断であった。ここに昭和25年、1950年、朝鮮戦争が勃発する。スターリン起草と伝えられる「新綱領」によって、共産党は火炎びん闘争、テロの実行など、武力革命を目指す極左冒険主義へと戦術をエスカレートさせた。日本の国内で軍事的行動を起こし、朝鮮に出兵しようとするアメリカ軍を牽制するという、国際的な密約によるものである。こうした暴力革命方針は、多数の国民を共産党から離反させた。昭和24年、1949年１月の総選挙には35議席、298万票を得た共産党の党勢は、その後、衰退を重ね、昭和27年、1952年11月の総選挙では、ついに議席ゼロにまで転落するのである。武装闘争方針は、戦後改革の成果を積極的に肯定する国民大衆の神経を逆なでするものであった。農地改革、労働組合の保護、育成、婦人参政権の承認、教育制度の民主化によって、戦後の日本には厖大な受益者層が生み出されていた。受益者が一度得た利益を失うまいと、現状維持的な志向を持つのは当然である。共産党の暴力革命方針は戦後改革を乗り越え、新憲法による秩序そのものの否定につながるものであった。したがって、国民の大部分は共産党に強く反発したのである。共産党は、その後も武装闘争を継続したが、この間、派閥対立が激化し、組織は混乱し、査問・リンチ事件が類発した。ここに至って共産党は、昭和30年、1955年元日の、片仮名で「アカハタ」で、極左冒険主義の清算を表明、７月の第６回全国協議会、６全協において、それまでの誤りを自己批判し、武装闘争からの転換を公にすることになった。これが現在の宮本路線の出発点である――これが全文なんです。ちっとも共産党のことを評価したものじゃないんですよ。共産党の、これは歴史を踏まえながら、暴力革命方針が現実、採用された事実を説明したものです。寸毫たりとも評価を与えていないということは、よく御理解いただけたと思います。私どもの政党

に対する誹謗でもありますので、あえて公式の場で反論をしておきます。

なお、文中にある「共産党は終始一貫戦争に反対してきた」という箇所については、ちょっと後で、この意味するところを私なりに解説してみたいと思います。

２冊目は、共産党発行ではなしに、岩波書店から出版されている久野　収・鶴見俊輔著の「現代日本の思想」という本でありました。共産党が北斗七星だというようなことになぞらえて、ほめられたことを自慢していたわけであります。

問題は、この本を書いた両者の思想的立場について見れば、言わば身内のような人であるということが、よくおわかりいただけると思います。この久野　収という人でありますが、先ごろ、唯物論哲学者として知られておりました元共産党員だった古在由重なる人物が、88歳でお亡くなりになった。なぜに元共産党員かといえば、昭和59年、日本原水協の分裂で、共産党批判グループを支持したために、共産党から、余り偉い人だったので除名にはならなかったんですが、除籍処分を受けた。その後、この人は一貫して共産党批判を続けるわけであります。しかし、亡くなりましたが、九段会館で古在由重追悼集会というものが、約1,000人の左翼文化人を集めて開かれました。この集会の呼びかけ人に名を連ねているのが、久野　収氏であります。参加者は、そのほとんどが共産党を除名になった人とか、現役の党員、学者、文化人も73名出席していた、という記事がありました。

次は、鶴見俊輔という人であります。かつて第１次羽田事件で死亡した過激派の学生の追悼集会に出席をして演説をしたり、ベトナム反戦でアメリカ大使館に座り込みまでした、いわゆる平和屋タレント的な人物であります。

こういった身内と仲間からほめられたということで、客観的に評価されたということは、いかがなものかと思うわけであります。この点も、ついでに申し上げておきます。

それから、先ほど憲法のことが出ましたので、改めてもう一度、共産党と社会党と憲法の関係を、歴史を忠実に踏まえながら触れておきます。

市長は、本会議の場で、社会党や共産党は護憲政党だというとらえ方をしておりました。しかし、これは明らかに間違いであります。日本国憲法が国会で審議をされたときに、共産党を代表して野坂参三議員が、なかなか含蓄のあることをいろいろ演説をしております。その中に「戦争には、我々の考えでは二つの種類の戦争がある。二つの性質の戦争がある。一つは正しくない、不正の戦争である。また、正しい戦争と言って差し支えないという戦争もある」ということを言っております。そして「一体、この憲法草案に戦争一般抛棄という形でなしに、我々はこれを侵略戦争の抛棄、こうするのが最も

的確ではないか」――つまり、侵略戦争は抛棄をするのが正しいが、あらゆる戦争を否定する憲法第９条はだめだと、この野坂参三さんは言っているわけです。要は、共産主義を拡大させる戦争は正義の戦争で、これに反対する戦争は不正義の戦争ということなのです。ですから先程紹介しました自民党の本の中に書かれていた「共産党は終始一貫戦争に反対してきた」となるわけであります。つまり共産党にとって都合の悪い戦争であったということであります。そして最終的には、前にも紹介をしました、昭和21年８月24日の最後の衆議院本会議で、反対討論を行っております。幾つもその理由を挙げているわけでありますが、例えば「財産権の保護のためには、非常に鄭重な規定がある。しかし、これは財産のない貧乏人にとっては意味のない条項である。これが我々の憲法に反対する第一の理由である」と、このように述べております。つまり、私有財産制を基本的には反対する共産党の立場が、ここに明確にされているわけであります。

そのほか、「参議院は我が国民主主義化の妨害物である。このような有害無益な時代錯誤の代物を憲法から一掃することである」と言って、参議院の存在を否定しております。

また、戦争の放棄のことについても、最終的な演説の中で、「戦争一般の放棄を規定しております。これに対して共産党は他国との戦争の放棄のみを規定することを要求した。要するに、当憲法第２章は、我が国の自衛権を放棄して、民族の独立を危うくする危険がある。それゆえに我が党は民族独立のために、この憲法に反対しなければならない。これが我々の反対する第４の理由である」――いろいろ、その他述べているわけですが、こういった理由を挙げて、憲法の制定には、この演説を行って反対をしたわけです。結局、当時６名の議員が反対をし、社会党もこれに加わった人が２名いたんです。同調者が出たんです。社会党の中にも、この憲法に反対した人がいたんです。衆議院の記録を見ていただけると、社会党もこの憲法に２名の党員議員が反対をしたということが、はっきりわかります。

そして、共産党はいち早く、どの政党よりも早く、昭和24年には日本の政党で一番早く、憲法の改正案を出しております。ですから、共産党が護憲政党だという考えること自体が、歴史の認識を誤っているということになります。

また、社会党についても、言うまでもなく、社会党の左派が現在、実験を握っているわけでありますが、統一前の左派社会党綱領には、憲法改正がはっきり書かれております。マルクス・レーニン主義に基づいた綱領文書「日本における社会主義への道」の文書に付属をした、また文書があるんですが、その中に「現憲法は権力を掌握して変革を

完遂する全過程において社会の規範たることはできない」と表現をしております。ですから、社会党は、戦後、一貫して護憲の政党であったということも、これも間違いだということになるわけです。

このことも一つ、憲法のお話がよく出ますので、歴史の事実として私から触れさせていただきました。その他、まだいろいろ指摘をしたいと思いましたが、終わりにいたします。

平成２年度の予算執行を総括してみますと、公平性、効率、緊急性から見て、温かい血の通った施策が行われなかった、と判断せざるを得ないのでありまして、当該年度も市政の信頼回復は、またしても先送りにされたのであります。議会における決算の認定は、予算が議会の議決を不可欠のものとしているのと異なりまして、法的効果を発生させるものではありません。もし、議会が認定しない場合でも、予算執行の内容自体が効力を失うことはないのであります。が、しかし、議会での認定反対の意見表明は、市長の行政執行に対する政治的、道義的責任を問うものであります。よって、ただいま申し上げた幾つかの問題点と意見については、これを厳粛に受けとめるべきことを最後に付言して、自由民主クラブを代表しての平成２年度一般会計決算認定に反対する討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君。

〔２番議員　登壇〕

○２番（執印真智子君）　それでは、無会派といたしまして、平成２年度一般会計決算につきまして、認定の立場で意見を述べさせていただきます。

議員になりまして、１年７カ月になります。市政のすべてが見渡せるとは、まだまだ申し上げられない状態ですけれども、生活者の目で、先日の３日間の決算特別委員会の審議を通し、また、監査委員の審査意見書を読ませていただきました結果、適正かつ効率的な予算執行であったと考えますので、決算の認定に賛成をいたします。

この１年間の、市長を初め職員の皆様方の御努力に敬意を表するところです。特に、平成２年度の事業として、平和推進事業の中の外国人留学生の修学援助、チェルノブイリ原子力発電所事故罹災者救護講演会事業に対する補助、またシルバーピアの新築や、寝たきり老人巡回入浴サービス、そして商品の安全確保及び適正化事業、都市地域農業生産団地育成事業、相談学級開設など、大変評価できるものと思います。

さらに、ふるさと水辺活用事業も、緑と清流のまち、日野市にふさわしい事業と感じ、

今後とも続けていただきたいと思います。その上で、生活者としての視点から、来るべき平成４年度の予算編成に向けて、ぜひ反映させていただきたいと思い、３点につき申し述べさせていただきます。

１点目は、食品安全行政の推進です。平成元年度から始まりました商品の安全確保及び適正化事業は、食品安全研究グループということで、73万7,000円の予算措置でしたが、これが３年間据え置きで、平成３年まで続いております。平成３年度は、平成２年度に研究した結果を消費者学園に生かすなど、市民の活動をより大勢の市民に広げる工夫と努力が見られ、喜ぶべきことだと考えますので、さらに平成４年度は、この３年間の成果を踏まえ、より広く食品安全行政が浸透するような施策と、予算措置をお願いしたいと思います。

また、この研究成果を学校給食、老人給食、保育園給食などに生かしていっていただきたいと思います。

２点目は、ごみとリサイクルについてです。今回、新たに日の出町に最終処分場が確保できたと伺ってはおりますが、現地では、町民の方々の反対運動もあるようです。ごみを捨てられる方からすれば当然の思いでもあり、日野市としても腰を据えてリサイクルに取り組む必要があると思います。ごみの収集方法、市民への働きかけなど考慮していただきたいと思います。

３点目は、「農のあるまちづくり」の推進です。これまでもさまざまな事業は行われておりますが、今回の税制改革が日野市に農地が残るかどうかの正念場になるわけです。積極的に農地を残そうとすれば、多額の費用もかかるわけですが、９月26日、各新聞紙上に、電通の行った地球環境に関する意識調査の結果が載っておりました。それによりますと、９割近くの人が、環境保全のためなら生活水準の低下もやむを得ない、と回答をしたそうです。日野市においては、農地の保護が環境保全の近道であると考えますので、農家の皆様を初め大勢の市民の皆様にも、種々働きかけを行うなどして、積極的な農地保全の施策を進めていただきたいと考えます。

以上、来年度の予算編成に向けて３点述べさせていただきましたが、最後に、女性職員の登用について、要望をいたします。昨年もことしも、驚いたことですが、総括質問の折、説明員四十五、六人中、女性は２人でありました。決算委員会の３日間を通しても、五、六人ほどの女性職員がいらしただけかと思います。時代も変わってまいりました。力とやる気のある女性職員をどんどん育て、男女平等を役所の中で、まず実践していただきたいと強くお願いし、意見とさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（小山良悟君）　　挙手多数であります。よって議案第64号、平成２年度日野市一般会計決算の認定の件は認定されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後９時25分　休憩

午後10時９分　再開

○議長（小山良悟君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案第65号、平成２年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第66号、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第67号、平成２年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第68号、平成２年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第69号、平成２年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第70号、平成２年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第71号、平成２年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認め一括議題といたします。

特別会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計決算特別委員長　登壇〕

○特別会計決算特別委員長（宮沢清子君）　　平成２年度特別会計決算特別委員会の審査の経過と、その結果について御報告を申し上げます。

特別会計決算特別委員会は、９月24日、付託されました７議案を特別会計決算ごとに審査を行いました。それでは、各会計審査に出されました質疑、意見を簡単に申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

なお、各特別会計決算の決算額などの羅列は、前例によりまして報告を省略させていただきます。

議案第65号、平成２年度日野市国民健康保険特別会計は、２名の委員より質疑が行われました。主な質疑を御報告申し上げますと、保険税未納者への保険証発行について。一般会計より国保会計への繰入金について。

以上の質疑があり、意見は特になく、採決の結果、国民健康保険特別会計決算は全会一致で認定をされました。

次に、議案第66号、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計決算は、５名の委員より質疑が行われました。主な質疑を報告申し上げますと、川辺堀之内のまちづくり調査が、今後どのように進むかについて。区画整理事業の計画地区の事業説明について。高幡区画整理事業における集合換地の問題点について。保留地処分金の単価算出について。万願寺区画整理事業審議会委員の選出について。以上の質疑がありました。

意見は特になく、採決の結果、土地区画整理事業特別会計決算は全会一致で認定をされました。

議案第67号、平成２年度日野市下水道事業特別会計は、１名の委員より質疑が行われました。主な質疑を御報告申し上げますと、繰越明許費の残額の事務処理について。

以上の質疑があり、意見は特になく、採決の結果、下水道事業特別会計決算は全会一致で認定されました。

議案第68号、平成２年度日野市立総合病院事業特別会計は、２名の委員より質疑が行われました。主な質疑を御報告申し上げますと、市立病院の二眼レフ構想の効率について。市立病院建てかえ及び新築にあっては、専門家の検討委員会を持って検討すべきではないか。

以上の質疑があり、意見は特になく、採決の結果、市立総合病院事業特別会計決算は全会一致で認定をされました。

議案第69号、平成２年度日野市受託水道事業特別会計は、質疑、意見も特になく、採決の結果、全会一致で認定をされました。

議案第70号、平成２年度日野市老人保健特別会計は、質疑意見も特になく、採決の結果、全会一致で認定されました。

議案71号、平成２年度日野市老人入院共済事業特別会計は、質疑意見も特になく、採決の結果、全会一致で認定されました。

以上で７議案の特別会計決算の審査報告を申し上げました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

本７件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本７件について採決いたします。本７件に対する委員長報告は認定であります。本７件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第65号、平成２年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第66号、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第67号、平成２年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第68号、平成２年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第69号、平成２年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第70号、平成２年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第71号、平成２年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件は認定されました。

これより請願第３－18号、暴力排除宣言に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　請願第３－18号でございます。件名は、暴力排除宣言に関する請願でございます。

請願者は、日野市日野590番地、日野防犯協会会長、遠藤　保ほか19名でございます。

請願の内容は、これは暴力のない明るい住みよい社会をだれもが望んでいる、ということでございます。本年の５月８日に暴力団新法、暴力団員による不当行為の防止に関する法律が制定しましたので、これを機会に、日野市におきましても暴力排除の宣言をしていただきたい、とこういう請願でございます。

あと一つは、この審査をしているときに、取り扱い注意という日野警察署の管内暴力団活動実態というのが、委員に配られたわけでございます。この内容を読んでみますと、これは配られたから、ちょっと読みますと、やはり85億4,000万円に上る株式譲渡契約に絡んで相手方に押しかけた、とこういう暴力団もいるということで、これが４名逮捕されたということが、委員会ではありませんでしたけれども、そのようなことはなかった、この配付された暴力団の実態の活動というのを見ると、そのようなことがあるということで、日野市においても、早くこれを機会に宣言をしていただきたい、ということをお願いするわけでございます。

そのようなわけでございますので、全会一致、本請願は採択と決しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第３－18号、暴力排除宣言に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第３－25号、子供たちが、学校給食で地元野菜を食べ続けられるように、都市農業の育成を求める請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○13番（馬場繁夫君）　請願３－25号につきまして、建設委員会の審査報告をいたします。

子供たちが学校給食で地元野菜を食べ続けられるよう都市農業の育成を求める請願につきましては、第３回定例会で建設委員会に付託されたものであります。請願の要旨は、市内のすべての学校給食で、地元野菜の積極的利用促進と、農業、農家への働きかけ及び区画整理事業農地の保全等に関する請願であります。

主な質疑としましては、商店から購入するとき、無農薬、低農薬についての基準を設けて購入しているか、また地元野菜の利用率について、学校別の利用状況についての指導要求等がありました。

答弁としましては、できるだけ安全なものを購入しており、生産者へは無農薬、低農薬をお願いしている、約10％の野菜を利用している、平山地域はこれ以上ふえた場合は対応が難しいと思う、等の答弁がありました。

意見といたしましては、地元野菜及び商店から購入するものは、低農薬をできる限り採用していただきたい等の意見がありまして、全会一致、採択と決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第３－25号、子供たちが、学校給食で地元野菜を食べ続けられるように、都市農業の育成を求める請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第２－29号、市内連絡バス（ミニバス）路線の一部変更を求める請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、総務委員長より報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　請願第２－29号でございます。市内連絡バス（ミニバス）路線の一部変更を求める請願でございます。

請願者は、日野市東平山２－29－９、佐原久美子でございます。都合により取り下げをしたいという申し込みがございました。

これにつきましては、委員長と副委員長に一任されましたけれども、副委員長は非常に骨を折りましたということも付言しておきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　ただいまの委員長の報告のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第２－29号、市内連絡バス（ミニバス）路線の一部変更を求める請願の件は取り下げることに決しました。

これより請願第２－11号、中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、建設委員長より報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○13番（馬場繁夫君）　平成２年６月19日、建設委員会へ付託されました請願２－11号、中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願は、９月17日、請願代表者、伊藤

清氏より請願の取り下げ願いが提出されました。全会一致で承認すべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　ただいまの委員長の報告のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第２－11号、中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願の件は取り下げることに決しました。

これより請願第２－32号、無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願、請願第３－11号、日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書の提出に関する請願、請願第３－12号、拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情、請願第３－13号、平山駅前公共施設建設計画の見直しを求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本４件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第３－２号、２学級以下の学年のプール指導時に体育講師の配置を求める請願、請願第３－10号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情、請願第３－15号、単学級のプール指導時に体育講師の配置を求める陳情、請願第３－16号、日野市立幼児教育センター存続に関する請願、請願第３－23号、「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本５件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－20号、日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関する請願、請願第２－24号、「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願、請願第２－25号、中ホール建設に関する請願、請願第３－８号、黒川地区市民広場の確保並びに地区センター新設に関する請願、請願第３－９号、（仮称）浅川公会堂建設計画の見直しを求める請願、請願第３－17号、日野市市民多目的ホール新設に関する請願、請願第３－20号、建設会社の廃材焼却に関する請願、請願第３－24号、たんぽぽ学童クラブの移転及び児童館と図書館の建設に関する請願、請願第３－26号、看護婦確保法の制定と東京都来年度予算に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本９件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－４号、京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願、請願第２－５号、帝人高層独身寮建設反対に関する請願、請願第２－28号、大坂上二丁目の「（仮称）日野マンションの建設計画に関する請願、請願第２－30号、（仮称）メイツ

日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとって下さいについての請願、請願第３－１号、大坂上二丁目「（仮称）日野マンション」の建築計画基づき市道占有使用許可の早期許可に関する陳情、請願第３－４号、区画整理の諸点についてご配意下さいの請願、請願第３－５号、まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願、請願第３－19号、高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願、請願第３－21号、岡部マンション（仮称）建築計画に関する請願、請願第３－22号、公園設置に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本10件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第51、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第52、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長より、スポーツ・文化施設に関する事件の調査研

究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第53、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より、交通に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第54、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より、市立病院等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第３－27号、多摩川・浅川堤防未整備箇所の早急整備についての請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第３－27号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第３－27号は、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第85号、日野市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第85号、日野市教育委員会委員の任命について。

本議案は、日野市教育委員会委員の任命に関するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

恐れ入りますが、空欄に、住所、日野市三沢924番地の24、氏名、中田俊子、生年月日、昭和７年６月４日と御記入くださいますよう、お願いいたします。

よろしく御承認のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。本件については質疑、意見を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件について採決いたします。

本件を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第85号、日野市教育委員会委員の任命の件はこれに同意することに決しました。

これより議員提出議案第12号、第８次治水事業５カ年計画における事業費の確保に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。市川資信君。

○26番（市川資信君）　第８次治水事業５カ年計画における事業費の確保に関する意見書の提案でございます。

案文につきましては、お手元に配付してあります要旨のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第12号、第８

次治水事業５カ年計画における事業費の確保に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後10時35分　休憩

後、再開に至らず閉会

地方自治法第123条第２項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長　小　山　良　悟

署名議員　夏　井　明　男

署名議員　黒　川　重　憲